

平成 28 年度
水道水及び水道用薬品等に関する調査業務
報 告 書

平成 29 年 3 月

株式会社 三菱化学テクノリサーチ

目次

1. 業務概要	1
1-1. 業務目的	1
1-2. 業務内容	2
2. 水道事業体における要検討項目等の検出状況の整理	3
2-1. 調査概要	3
2-2. 測定地点数、検出地点数及び検出率の一覧表	8
2-3. 調査結果	18
2-4. 測定値の度数分布表	24
3. 過去5年間の水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直し	47
3-1. 基準項目等の分類に関する考え方	47
3-2. 「最近の水質基準等項目の状況について」情報整理表の更新	112
4. クリプトスポリジウム等の検出状況の整理	140
4-1. 調査概要	140
4-2. 集計結果	142
5. 薬品基準等に関する各国の動向等の収集、整理	154
5-1. 各国における薬品基準等の概要	154
5-2. 各国における水道用薬品の現行基準・規格	159
6. 国内外の最新の毒性情報等の収集・整理他	163
6-1. 業務目的	163
6-2. 業務内容	163
6-3. 国内外の最新の毒性情報等の収集・整理(仕様書業務内容(5))	165
6-4. 水質基準等に関する情報の更新(仕様書業務内容(6))	196
6-5. 基礎情報収集対象物質のとりまとめ(仕様書業務内容(7))	223
6-6. ニッケルの毒性評価、暴露評価の最新知見(平成24年度まとめ以降)の整理並びに Codex Standard (Natural Mineral Water) およびEU飲料水指令の基準値と、WHO ガイドライン値の相違について(仕様書業務内容(5))	231
6-7. PFOS及びPFOA勧告値の最新状況の整理(仕様書業務内容(5))	258
6-8. 農薬のヒト健康影響の系統毎の整理(仕様書業務内容(5))	271
6-9. 会議資料の作成	316

<資料>	平成 28 年度 水道水質関連調査結果等整理業務 報告書（図表抜粋）	318
------	------------------------------------	-----

1. 業務概要

1-1. 業務目的

本調査業務においては、水道法の水質基準等の水質検査結果の整理、水道事業体における要検討項目等の検出状況に関する調査結果の整理ならびに水道用の薬品基準、資機材材質基準及び給水装置浸出性能基準（以下「薬品基準等」という。）に関する各国の動向等の収集・整理等を行うことにより、もって水質基準等について基準値等の変更や分類の見直しに係る原案を作成するとともに、水質基準を逐次改正する際の薬品基準等の見直しの検討に資することを目的とする。

1-2. 業務内容

1) 水道事業者における要検討項目等の検出状況の整理

全国の水道事業者が平成 26 年度及び 27 年度水道水質検査計画で定めた地点等における水質測定結果（要検討項目、農薬類）について、データチェック及び集計を行った。

2) 水質基準項目等の水質検査結果の整理

(1) 過去 5 年間の水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直し

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検出状況について、「水道統計」の過去 5 年分の水質検査結果（浄水）を、第 8 回厚生科学審議会生活環境水道部会での結論（資料 4：水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて）に基づき、評価値の 10%、50%、100% 値の経年的な超過状況を表及びグラフに整理し、検討を行った。

(2) 「最近の水質基準等項目の状況について」情報整理表の更新

直近の水道統計データ（平成 26 年度統計）より収集した情報及び前記 1) により収集した情報に基づき、全水質基準等項目等（水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目等）について整理した。

3) クリプトスポリジウム等の検出状況の整理

平成 23 年度以降、厚生労働省に対し全国の都道府県及び水道事業者等から報告された耐塩素性病原生物の検出状況等の情報について、一覧表として整理した。

4) 薬品基準等に関する各国の動向等の収集、整理（平成 28 年 3 月 31 日時点）

米国（NSF）、EU、中国・韓国等のアジア圏各国における薬品基準等の①概要（改正経緯含む）、②現行基準の内容と設定根拠を収集・整理し、日本（JWWA、JIS）の規格も含めた比較一覧表として整理した。

5) 報告書作成

以上の調査結果を報告書としてとりまとめた。

2. 水道事業体における要検討項目等の検出状況の整理

2-1. 調査概要

全国の水道事業者等が平成 22 年度～27 年度に実施した水質測定の結果（要検討項目及び農薬類）について、データチェック及び集計を行った。

(1) 調査の対象とした水質測定結果

全国の厚生労働大臣認可及び都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者が平成 22 年度～27 年度に実施した要検討項目及び農薬類の測定の結果を対象とした。

(2) 調査の対象とした水質項目

調査対象項目は、以下に示す合計 152 項目とした。項目の一覧を表 2-1 表 2 1 に示す。

- ・ 要検討項目 48 項目（うち 1 項目削除）
- ・ 農薬類 100 項目（要検討：16 項目、その他：84 項目）

表 2-1 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
要検討項目	検-01	銀	—
要検討項目	検-02	バリウム	0.7
要検討項目	検-03	ビスマス	—
要検討項目	検-04	モリブデン	0.07
要検討項目	検-05	アクリルアミド	0.0005
要検討項目	検-06	アクリル酸	—
要検討項目	検-07	17-β-エストラジオール (E2)	0.00008P
要検討項目	検-08	エチニル-エストラジオール (EE2)	0.00002P
要検討項目	検-09	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5
要検討項目	検-10	エピクロロヒドリン	0.0004P
要検討項目	検-11	塩化ビニル	0.002
要検討項目	検-12	酢酸ビニル	—
要検討項目	検-13	2, 4-トルエンジアミン	—
要検討項目	検-14	2, 6-トルエンジアミン	—
要検討項目	検-15	N, N-ジメチルアニリン	—
要検討項目	検-16	スチレン	0.02
要検討項目	検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L (P)
要検討項目	検-18	トリエチレンテトラミン	—
要検討項目	検-19	ノニルフェノール	0.3P
要検討項目	検-20	ビスフェノールA	0.1P
要検討項目	検-21	ヒドラジン	—
要検討項目	検-22	1, 2-ブタジエン	—

表 2-1 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
要検討項目	検-23	1, 3-ブタジエン	—
要検討項目	検-24	フタル酸ジ (n-ブチル)	0.01
要検討項目	検-25	フタル酸ブチルベンジル	0.5P
要検討項目	検-26	マイクロキシチン-LR	0.0008P
要検討項目	検-27	有機すざ化合物	0.0006P (TBTO)
要検討項目	検-28	ブロモクロロ酢酸	—
要検討項目	検-29	ブロモジクロロ酢酸	—
要検討項目	検-30	ジブロモクロロ酢酸	—
要検討項目	検-31	ブロモ酢酸	—
要検討項目	検-32	ジブロモ酢酸	—
要検討項目	検-33	トリブロモ酢酸	—
要検討項目	検-34	トリクロロアセトニトリル	—
要検討項目	検-35	ブロモクロロアセトニトリル	—
要検討項目	検-36	ジブロモアセトニトリル	0.06
要検討項目	検-37	アセトアルデヒド	—
要検討項目	検-38	MX	0.001
要検討項目	検-39	削除	
要検討項目	検-40	キシレン	0.4
要検討項目	検-41	過塩素酸	0.025
要検討項目	検-42	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	—
要検討項目	検-43	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	—
要検討項目	検-44	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001
要検討項目	検-45	アニリン	0.02
要検討項目	検-46	キノリン	0.0001
要検討項目	検-47	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	0.02
要検討項目	検-48	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2
要検討農薬類	要-001	アセタミプリド	0.2
要検討農薬類	要-002	イミダクロプリド	0.1
要検討農薬類	要-003	エチプロール	0.01
要検討農薬類	要-004	クロロピクリン	-
要検討農薬類	要-005	テブコナゾール	0.07
要検討農薬類	要-006	テフリルトリオン	0.002
要検討農薬類	要-007	パラチオンメチル	0.04
要検討農薬類	要-008	ヒメキサゾール (ヒドロキシイソキサゾール)	0.1
要検討農薬類	要-009	ピラクロホス	-
要検討農薬類	要-010	フルスルファミド	-
要検討農薬類	要-011	ブロマシル	-
要検討農薬類	要-012	ペントキサゾン	0.6
要検討農薬類	要-013	ホサロン	0.005
要検討農薬類	要-014	メタアルデヒド	0.06

表 2-1 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
要検討農薬類	要-015	メチルイソチオシアネート	-
要検討農薬類	要-016	メトラクロール	0.2
その他農薬類	他-001	2-クロロプロピオン酸メチル (MC PM)	-
その他農薬類	他-002	2, 4-DB	-
その他農薬類	他-003	DBEDC	-
その他農薬類	他-004	MCPB	0.08
その他農薬類	他-005	アシベンゾラルSメチル	0.1
その他農薬類	他-006	アジムスルフロン	0.2
その他農薬類	他-007	アミトロール	0.003
その他農薬類	他-008	アメトリン	0.2
その他農薬類	他-009	イナベンフィド	0.3
その他農薬類	他-010	イマズスルフロン	0.2
その他農薬類	他-011	ウニコナゾールP	0.04
その他農薬類	他-012	エトキシスルフロン	0.1
その他農薬類	他-013	エトベンザニド	0.1
その他農薬類	他-014	エンドタール	-
その他農薬類	他-015	オキサジアルギル	0.02
その他農薬類	他-016	オキサミル	0.05
その他農薬類	他-017	オキソリニック酸	0.05
その他農薬類	他-018	キザロホップエチル	0.02
その他農薬類	他-019	クロチアニジン	0.2
その他農薬類	他-020	クロマフェノジド	0.7
その他農薬類	他-021	クロルタールジメチル (TCTP)	-
その他農薬類	他-022	クロルピリホスメチル	0.03
その他農薬類	他-023	シクロスルファムロン	0.08
その他農薬類	他-024	ジクロフェンチオン (ECP)	0.006
その他農薬類	他-025	シクロプロトリン	0.008
その他農薬類	他-026	ジクロメジン	0.05
その他農薬類	他-027	ジクロルプロップ	0.06
その他農薬類	他-028	ジコホル (ケルセン)	0.06
その他農薬類	他-029	シノスルフロン	0.2
その他農薬類	他-030	ジノテフラン	0.6
その他農薬類	他-031	ジフェノコナゾール	0.02
その他農薬類	他-032	シフルトリン	0.05
その他農薬類	他-033	ジフルベンズロン	0.03
その他農薬類	他-034	シプロコナゾール	0.02
その他農薬類	他-035	シプロジニル	0.07
その他農薬類	他-036	シペルメトリン	0.1
その他農薬類	他-037	シメコナゾール	0.02
その他農薬類	他-038	ジメチルビンホス	0.01
その他農薬類	他-039	シラフルオフエン	0.3

表 2-1 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
その他農薬類	他-040	シンメチリン	0.1
その他農薬類	他-041	スピノサド	0.06
その他農薬類	他-042	セトキシジム	0.4
その他農薬類	他-043	チアクロプリド	-
その他農薬類	他-044	チアメトキサム	0.05
その他農薬類	他-045	チオシクラム	0.03
その他農薬類	他-046	チフルザミド	0.04
その他農薬類	他-047	テクロフタラム	0.1
その他農薬類	他-048	テトラクロルビンホス (CVMP)	0.01
その他農薬類	他-049	テトラコナゾール	-
その他農薬類	他-050	テブフェノジド	0.04
その他農薬類	他-051	トリネキサバックエチル	0.01
その他農薬類	他-052	トリフルミゾール	0.04
その他農薬類	他-053	トルフェンピラド	0.01
その他農薬類	他-054	ナプロアニリド	0.02
その他農薬類	他-055	ニテンピラム	1.3
その他農薬類	他-056	パクロブトラゾール	0.05
その他農薬類	他-057	バリダマイシン	-
その他農薬類	他-058	ビスピリバック	0.03
その他農薬類	他-059	ピメトロジン	0.03
その他農薬類	他-060	ピラゾスルフロリエチル	0.03
その他農薬類	他-061	ピリミノバックメチル	0.05
その他農薬類	他-062	ピリミホスメチル	0.06
その他農薬類	他-063	ピレトリン	0.1
その他農薬類	他-064	フェノキサニル	0.02
その他農薬類	他-065	フェンバレレート	0.04
その他農薬類	他-066	フラチオカルブ	0.008
その他農薬類	他-067	フラメトビル	0.02
その他農薬類	他-068	フルアジホップ	0.03
その他農薬類	他-069	プロパニル (DCPA)	0.04
その他農薬類	他-070	プロパホス	0.001
その他農薬類	他-071	プロパルギット (BPPS)	0.02
その他農薬類	他-072	プロヘキサジオン	0.5
その他農薬類	他-073	プロポキスル (PHC)	0.2
その他農薬類	他-074	プロメトリン	0.06
その他農薬類	他-075	ペルメトリン	0.1
その他農薬類	他-076	ベンスルタップ	0.09
その他農薬類	他-077	ベンダイオカルブ	0.009
その他農薬類	他-078	ホキシム	0.003
その他農薬類	他-079	ボスカリド	0.1
その他農薬類	他-080	ミルネブ (チアジアジン)	-

表 2-1 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
その他農薬類	他-081	メタミドホス	0.002
その他農薬類	他-082	メチルイソシアネート	0.006
その他農薬類	他-083	モノクロトホス	0.002
その他農薬類	他-084	リニュロン	0.02

2-2. 測定地点数、検出地点数及び検出率の一覧表

各調査対象項目について、各年度の原水／浄水別の測定地点数と検出地点数及び検出率を表 2-2 に示す。

ここでは次の 2 ケースについて検出地点数と検出率を整理した。

《a》 最大値が目標値の 10% 値（農薬においては 1% 値、目標値が定められていない項目については定量下限値）を超過して検出された地点

《b》 最大値が定量下限値以上かつ目標値の 10% 値以下（農薬においては 1% 値以下）で検出された地点

（目標値が定められていない項目については、最大値が定量下限値と等しい地点）

表 2-2 測定地点数、検出地点数及び検出率 (1/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合				
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水		
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合			
検-01	銀	-	-	H26	101	129	0	0	0.0%	0.0%	4	1	4.0%	0.8%	0.001	目標値	0.001	目標値
				H27	103	129	1	0	1.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.001	目標値	ND	目標値
検-02	バリウム	0.7	-	H26	129	159	2	0	1.6%	0.0%	68	72	52.7%	45.3%	0.1	14.3%	0.06	8.6%
				H27	133	161	4	0	3.0%	0.0%	72	89	54.1%	55.3%	0.1	14.3%	0.05	7.1%
検-03	ビスマス	-	-	H26	93	98	0	0	0.0%	0.0%	3	0	3.2%	0.0%	0.001	目標値	ND	目標値
				H27	91	113	2	1	2.2%	0.9%	0	0	0.0%	0.0%	0.001	目標値	0.001	目標値
検-04	モリブデン	0.07	-	H26	354	436	2	0	0.6%	0.0%	34	19	9.6%	4.4%	0.018	25.7%	0.002	2.9%
				H27	381	423	2	0	0.5%	0.0%	30	24	7.9%	5.7%	0.018	25.7%	0.002	2.9%
検-05	アクリルアミド	0.0005	-	H26	32	47	0	0	0.0%	0.0%	1	0	3.1%	0.0%	0.00003	6.0%	ND	0%
				H27	61	78	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-06	アクリル酸	-	-	H26	9	22	0	0	0.0%	0.0%	1	1	11.1%	4.5%	0.002	目標値	0.002	目標値
				H27	9	25	0	1	0.0%	4.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値	0.002	目標値
検-07	17-β-エストラジオール (E2)	0.00008 (P)	-	H26	31	48	0	0	0.0%	0.0%	1	0	3.2%	0.0%	0.000003	3.8%	ND	0%
				H27	35	51	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-08	エチニル-エストラジオール (EE2)	0.00002 (P)	-	H26	29	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H27	33	50	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-09	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5	-	H26	58	50	0	0	0.0%	0.0%	19	15	32.8%	30.0%	0.0167	3.3%	0.014	2.8%
				H27	48	40	0	0	0.0%	0.0%	16	15	33.3%	37.5%	0.021	4.2%	0.02	4.0%
検-10	エピクロロヒドリン	0.0004 (P)	-	H26	38	39	5	0	13.2%	0.0%	0	1	0.0%	2.6%	0.0004	100.0%	0.00004	10.0%
				H27	45	48	1	0	2.2%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0004	100.0%	ND	0%
検-11	塩化ビニル	0.002	-	H26	54	41	0	3	0.0%	7.3%	5	1	9.3%	2.4%	0.0002	10.0%	0.0007	35.0%
				H27	58	49	1	0	1.7%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0002	10.0%	ND	0%
検-12	酢酸ビニル	-	-	H26	32	25	0	0	0.0%	0.0%	5	0	15.6%	0.0%	0.001	目標値	ND	目標値
				H27	23	25	1	0	4.3%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.001	目標値	ND	目標値
検-13	2,4-トルエンジアミン	-	-	H26	3	6	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値	ND	目標値
				H27	3	7	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値	ND	目標値
検-14	2,6-トルエンジアミン	-	-	H26	3	6	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値	ND	目標値
				H27	3	7	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値	ND	目標値
検-15	N,N-ジメチルアニリン	-	-	H26	36	26	0	0	0.0%	0.0%	6	1	16.7%	3.8%	0.002	目標値	0.002	目標値
				H27	54	55	1	0	1.9%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.001	目標値	ND	目標値
検-16	ステレン	0.02	-	H26	55	51	0	0	0.0%	0.0%	8	3	14.5%	5.9%	0.001	5.0%	0.00003	0.2%
				H27	61	63	0	0	0.0%	0.0%	1	0	1.6%	0.0%	0.001	5.0%	ND	0%
検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L (P)	-	H26	380	324	47	2	12.4%	0.6%	307	278	80.8%	85.8%	1.5	150.0%	0.19	19.0%
				H27	406	285	58	0	14.3%	0.0%	270	250	66.5%	87.7%	1.5	150.0%	0.042	4.2%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-2 測定地点数、検出地点数及び検出率 (2/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合		
検-18	トリエチレンテトラミン	-	H26	1	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値♯	ND	目標値♯
				H27	1	5	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値♯	ND
検-19	ノニルフェノール	0.3 (P)	H26	83	112	0	0	0.0%	0.0%	1	1	1.2%	0.9%	0.003	1.0%	0.003	1.0%
				H27	95	106	3	0	3.2%	0.0%	1	1	1.1%	0.9%	0.1	33.3%	0.01
検-20	ビスフェノールA	0.1 (P)	H26	85	114	7	0	8.2%	0.0%	14	3	16.5%	2.6%	0.08	80.0%	0.001	1.0%
				H27	83	110	0	0	0.0%	0.0%	14	1	16.9%	0.9%	0.01	10.0%	0.01
検-21	ヒドラジン	-	H26	1	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値♯	ND	目標値♯
				H27	13	5	1	0	7.7%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.02	目標値♯	ND
検-22	1, 2-ブタジエン	-	H26	4	7	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値♯	ND	目標値♯
				H27	4	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値♯	ND
検-23	1, 3-ブタジエン	-	H26	4	7	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値♯	ND	目標値♯
				H27	4	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値♯	ND
検-24	フタル酸ジ (n-ブチル)	0.2 (P)	H26	119	163	0	3	0.0%	1.8%	9	5	7.6%	3.1%	0.01	5.0%	0.03	15.0%
				H27	106	144	0	0	0.0%	0.0%	9	5	8.5%	3.5%	0.001	0.5%	0.0002
検-25	フタル酸ブチルベンジル	0.5 (P)	H26	117	156	0	0	0.0%	0.0%	5	0	4.3%	0.0%	0.01	2.0%	ND	0%
				H27	104	143	0	0	0.0%	0.0%	1	0	1.0%	0.0%	ND	0%	ND
検-26	マイクロキستن-LR	0.0008 (P)	H26	40	57	7	0	17.5%	0.0%	4	0	10.0%	0.0%	0.02	2500.0%	ND	0%
				H27	51	67	8	0	15.7%	0.0%	4	0	7.8%	0.0%	0.00087	108.8%	ND
検-27	有機すず化合物	0.0006 (P) (TB TO)	H26	6	10	0	0	-	0.0%	0	0	-	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H27	6	12	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
検-28	ブロモクロロ酢酸	-	H26	22	178	1	31	4.5%	17.4%	0	19	0.0%	10.7%	0.01	目標値♯	0.01	目標値♯
				H27	16	160	0	41	0.0%	25.6%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値♯	0.01
検-29	ブロモジクロロ酢酸	-	H26	14	136	1	8	7.1%	5.9%	0	18	0.0%	13.2%	0.03	目標値♯	0.03	目標値♯
				H27	10	97	0	15	0.0%	15.5%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値♯	ND
検-30	ジブロモクロロ酢酸	-	H26	14	138	1	3	7.1%	2.2%	0	7	0.0%	5.1%	0.03	目標値♯	0.03	目標値♯
				H27	10	83	0	1	0.0%	1.2%	0	2	0.0%	2.4%	ND	目標値♯	0.03
検-31	ブロモ酢酸	-	H26	31	217	1	0	3.2%	0.0%	1	5	3.2%	2.3%	0.005	目標値♯	0.005	目標値♯
				H27	25	153	0	1	0.0%	0.7%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値♯	0.005
検-32	ジブロモ酢酸	-	H26	21	178	1	11	4.8%	6.2%	0	14	0.0%	7.9%	0.005	目標値♯	0.005	目標値♯
				H27	16	139	0	22	0.0%	15.8%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値♯	0.005
検-33	トリブロモ酢酸	-	H26	14	138	1	2	7.1%	1.4%	0	4	0.0%	2.9%	0.03	目標値♯	0.03	目標値♯
				H27	10	83	0	1	0.0%	1.2%	0	1	0.0%	1.2%	ND	目標値♯	0.03
検-34	トリクロロアセトニトリル	-	H26	24	190	1	0	4.2%	0.0%	0	4	0.0%	2.1%	0.001	目標値♯	0.001	目標値♯
				H27	18	158	0	1	0.0%	0.6%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値♯	0.001

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-2 測定地点数、検出地点数及び検出率 (3/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《a》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《b》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《c》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合
検-35	プロモクロアセトニトリル	-	H26	22	156	1	0	4.5%	0.0%	0	6	0.0%	3.8%	0.001	目標値が	0.001	目標値が
			H27	16	122	0	6	0.0%	4.9%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値が	0.002	目標値が
検-36	ジプロモアセトニトリル	0.06	H26	31	198	0	0	0.0%	0.0%	1	9	3.2%	4.5%	0.001	1.7%	0.002	3.3%
			H27	29	169	0	0	0.0%	0.0%	0	9	0.0%	5.3%	ND	0%	0.002	3.3%
検-37	アセトアルデヒド	-	H26	21	141	1	18	4.8%	12.8%	0	12	0.0%	8.5%	0.002	目標値が	0.004	目標値が
			H27	15	135	0	23	0.0%	17.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値が	0.002	目標値が
検-38	MX	0.001	H26	6	21	0	0	0.0%	0.0%	3	3	50.0%	14.3%	0.000007	0.1%	0.000014	0.1%
			H27	6	23	0	0	0.0%	0.0%	3	3	50.0%	13.0%	0.000001	0.0%	0.000003	0.0%
検-40	キシレン	0.4	H26	325	395	0	0	0.0%	0.0%	6	8	1.8%	2.0%	0.001	0.3%	0.001	0.3%
			H27	332	389	0	0	0.0%	0.0%	1	7	0.3%	1.8%	0.001	0.3%	0.002	0.5%
検-41	過塩素酸	0.025	H26	41	56	3	2	7.3%	3.6%	13	13	31.7%	23.2%	0.0038	15.2%	0.0031	12.4%
			H27	47	61	3	2	6.4%	3.3%	11	14	23.4%	23.0%	0.0037	14.8%	0.0032	12.8%
検-42	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	-	H26	88	109	17	23	19.3%	21.1%	5	3	5.7%	2.8%	0.000015	目標値が	0.000011	目標値が
			H27	150	175	9	8	6.0%	4.6%	30	32	20.0%	18.3%	0.00034	目標値が	0.00014	目標値が
検-43	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	-	H26	88	109	33	42	37.5%	38.5%	7	7	8.0%	6.4%	0.000049	目標値が	0.000056	目標値が
			H27	137	163	0	0	0.0%	0.0%	45	47	32.8%	28.8%	0.00012	目標値が	0.000042	目標値が
検-44	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001	H26	35	56	0	0	0.0%	0.0%	8	5	22.9%	8.9%	0.000005	5.0%	0.000003	3.0%
			H27	41	62	1	0	2.4%	0.0%	9	7	22.0%	11.3%	0.00001	10.0%	0.000004	4.0%
検-45	アニリン	0.02	H26	34	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H27	34	41	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-46	キノリン	0.0001	H26	32	37	0	0	0.0%	0.0%	1	0	3.1%	0.0%	0.00001	10.0%	ND	0%
			H27	34	41	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-47	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	0.02	H26	37	55	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H27	35	46	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-48	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2	H26	30	44	0	0	0.0%	0.0%	4	0	13.3%	0.0%	0.0007	0.4%	ND	0%
			H27	34	41	0	0	0.0%	0.0%	6	0	17.6%	0.0%	0.0008	0.4%	ND	0%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-2 測定地点数、検出地点数及び検出率 (4/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合
				要-001	アセタミプリド	0.2	H26	29	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%
			H27	53	50	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-002	イミダクロプリド	0.1	H26	25	29	0	0	0.0%	0.0%	1	1	4.0%	3.4%	0.00003	0.0%	0.00001	0.0%
			H27	57	55	0	0	0.0%	0.0%	2	0	3.5%	0.0%	0.00002	0.0%	ND	0%
要-003	エチブロール	0.01	H26	5	6	0	0	0.0%	0.0%	3	1	60.0%	16.7%	0.0001	1.0%	0.00001	0%
			H27	7	3	0	0	0.0%	0.0%	3	0	42.9%	0.0%	0.00007	0.7%	ND	0%
要-004	クロロピクリン	-	H26	9	12	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H27	9	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
要-005	テブコナゾール	0.07	H26	41	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H27	53	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-006	テフリルトリオン	0.002	H26	19	21	15	0	78.9%	0.0%	0	1	0.0%	4.8%	0.00049	24.5%	0.00001	0%
			H27	44	24	17	0	38.6%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00073	36.5%	ND	0%
要-007	バラチオンメチル	0.04	H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要-008	ヒメキサゾール (ヒドロキシイソキサゾール)	0.1	H26	1	-	0	-	0.0%	-	0	-	0.0%	-	ND	0%	-	-
			H27	1	-	0	-	0.0%	-	0	-	0.0%	-	ND	0%	-	-
要-009	ピラクロホス	-	H26	31	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H27	42	37	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
要-010	フルスルファミド	-	H26	8	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H27	41	36	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
要-011	プロマシル	-	H26	26	21	6	0	23.1%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00021	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H27	58	46	7	0	12.1%	0.0%	2	0	3.4%	0.0%	0.0001	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
要-012	ペントキサゾン	0.6	H26	10	10	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H27	23	18	0	0	0.0%	0.0%	2	0	8.7%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-013	ホサロン	-	H26	31	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H27	42	37	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
要-014	メタアルデヒド	0.06	H26	6	1	1	0	16.7%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.001	1.7%	ND	0%
			H27	6	-	0	-	0.0%	-	1	-	16.7%	-	ND	0%	-	-
要-015	メチルイソチオシアネート	-	H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	目標値ナシ	-	目標値ナシ
			H27	4	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
要-016	メトラクロール	0.2	H26	38	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H27	46	41	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-2 測定地点数、検出地点数及び検出率 (5/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 測定地点数 に対する割合		検出地点数		検出率 測定地点数 に対する割合		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合
他-001	2-クロロプロピオン酸メチル (MCPM)	-	H26	-	1	-	0	-	0.0%	-	0	-	0.0%	-	目標値が	ND	目標値が
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	目標値が	-	目標値が		
他-002	2, 4-DB	-	H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	目標値が	-	目標値が
				H27	-	4	-	2	-	50.0%	-	0	-	0.0%	-	目標値が	0.0003
他-003	DBEDC	-	H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	目標値が	-	目標値が
				H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	目標値が	-
他-004	MCPB	0.08	H26	1	3	0	0	0.0%	0.0%	0	1	0.0%	33.3%	ND	0%	0.0001	0.0%
				H27	5	1	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-005	アシベンゾラルSメチル	0.1	H26	8	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H27	24	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-006	アジムスルホン	0.2	H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他-007	アミトロール	0.003	H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他-008	アメトリン	0.2	H26	19	14	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H27	32	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-009	イナベンフィド	0.3	H26	8	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H27	24	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-010	イマゾスルホン	0.2	H26	24	21	0	0	0.0%	0.0%	6	1	25.0%	4.8%	0.00074	0%	0.00005	0.0%
				H27	26	23	0	0	0.0%	0.0%	4	0	15.4%	0.0%	0.00012	0%	ND
他-011	ウニコナゾールP	0.04	H26	31	22	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H27	36	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-012	エトキシスルホン	0.1	H26	9	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H27	28	21	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-013	エトベンザニド	0.1	H26	19	14	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H27	35	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-014	エンドタール	-	H26	-	1	-	0	-	0.0%	-	0	-	0.0%	-	-	ND	目標値が
				H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他-015	オキサジアルギル	0.02	H26	8	9	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H27	24	18	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-016	オキサミル	0.05	H26	8	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H27	24	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-017	オキシリニック酸	0.05	H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0%	-	-
				H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0%	-

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-2 測定地点数、検出地点数及び検出率 (6/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農薬は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農薬は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合		
他-018	キザロホップエチル	0.02	H26	8	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H27	24	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-019	クロチアニジン	0.2	H26	22	14	0	0	0.0%	0.0%	3	1	13.6%	7.1%	0.00002	0%	0.00001	0.0%
				H27	49	34	0	0	0.0%	0.0%	3	1	6.1%	2.9%	0.00002	0%	0.00001
他-020	クロマフェノジド	0.7	H26	8	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H27	24	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-021	クロルタールジメチル (TCTP)	-	H26	33	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	目標値マ
				H27	36	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-022	クロルピリホスメチル	0.03	H26	33	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H27	39	33	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-023	シクロスルフアムロン	0.08	H26	1	-	0	-	0.0%	-	0	-	0.0%	-	ND	0%	-	-
				H27	1	-	0	-	0.0%	-	0	-	0.0%	-	ND	0%	-
他-024	ジクロフェンチオン (ECP)	0.006	H26	33	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H27	36	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-025	シクロプロトリン	0.008	H26	-	1	-	0	-	0.0%	-	0	-	0.0%	-	0%	ND	0%
				H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0%	-	-	-
他-026	ジクロメジン	0.05	H26	8	9	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H27	24	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-027	ジクロルプロップ	0.06	H26	8	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H27	24	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-028	ジコホル (ケルセン)	0.06	H26	-	1	-	0	-	0.0%	-	0	-	0.0%	-	0%	ND	0%
				H27	-	-	-	-	-	-	-	-	0%	-	-	-	
他-029	シノスルフロン	0.2	H26	8	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H27	24	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-030	ジノテフラン	0.6	H26	23	23	0	0	0.0%	0.0%	7	5	30.4%	21.7%	0.001	0%	0.0004	0.1%
				H27	50	41	0	0	0.0%	0.0%	8	2	16.0%	4.9%	0.001	0%	0.0002
他-031	ジフェノコナゾール	0.02	H26	34	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H27	35	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-032	シフルトリン	0.05	H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0%	-	-
				H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0%	-	-
他-033	ジフルベンズロン	0.03	H26	8	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H27	24	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-034	シプロコナゾール	0.02	H26	34	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H27	35	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-2 測定地点数、検出地点数及び検出率 (7/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	《a》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点						《b》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)						《c》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
				測定 地点数		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水			
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合		
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合		
他-035	シブロジニル	0.07	H26	37	29	0	0	0.0%	0.0%	1	0	2.7%	0.0%	0.00013	0%	ND	0%		
			H27	36	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
他-036	シベルメトリン	0.1	H26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			H27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
他-037	シメコナゾール	0.02	H26	28	20	0	0	0.0%	0.0%	2	2	7.1%	10.0%	0.00005	0%	0.00002	0.1%		
			H27	35	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
他-038	ジメチルビンホス	0.01	H26	29	21	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
			H27	32	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
他-039	シラフルオフェン	0.3	H26	15	13	0	0	0.0%	0.0%	0	1	0.0%	7.7%	ND	0%	0.00001	0.0%		
			H27	35	22	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
他-040	シンメチリン	0.1	H26	29	20	0	0	0.0%	0.0%	1	0	—	0.0%	0.00009	0%	ND	0%		
			H27	32	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
他-041	スピノサド	0.06	H26	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
			H27	7	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
他-042	セトキシジム	0.4	H26	—	1	—	0	—	0.0%	—	0	—	0.0%	—	—	ND	0%		
			H27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
他-043	チアクロプリド	—	H26	24	16	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ		
			H27	43	37	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ		
他-044	チアメトキサム	0.05	H26	38	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	—	ND	0%		
			H27	46	39	0	0	0.0%	0.0%	1	0	2.2%	0.0%	0.00005	0.1%	ND	0%		
他-045	チオシクラム	0.03	H26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			H27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
他-046	チフルザミド	0.04	H26	37	28	0	0	0.0%	0.0%	3	2	8.1%	7.1%	0.00002	0.1%	0.00002	0.1%		
			H27	42	32	0	0	0.0%	0.0%	1	0	2.4%	0.0%	0.00002	0.1%	ND	0%		
他-047	テクロフタラム	0.1	H26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			H27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
他-048	テトラクロルビンホス (CVMP)	0.01	H26	31	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
			H27	32	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
他-049	テトラコナゾール	—	H26	19	14	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ		
			H27	35	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ		
他-050	テブフェノジド	0.04	H26	13	13	0	0	0.0%	0.0%	4	0	30.8%	0.0%	0.0001	0.3%	ND	0%		
			H27	36	25	0	0	0.0%	0.0%	3	0	8.3%	0.0%	0.00008	0.2%	ND	0%		
他-051	トリネキサパックエチル	0.01	H26	5	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
			H27	23	17	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		

注) 検出地点数と検出率が“—”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-2 測定地点数、検出地点数及び検出率 (8/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	《a》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点						《b》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)						《c》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
				測定 地点数		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水			
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合		
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合		
他-052	トリフルミゾール	-	H26	23	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値が	ND	目標値が		
				H27	35	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値が	ND	目標値が	
他-053	トルフェンピラド	0.01	H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
				H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他-054	ナプロアニリド	0.02	H26	8	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
				H27	24	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	
他-055	ニテンピラム	1.3	H26	26	20	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
				H27	34	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	
他-056	バクロブトラゾール	0.05	H26	33	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
				H27	38	33	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	
他-057	バリダマイシン	-	H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	目標値が	-	目標値が		
				H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	目標値が	-	目標値が	
他-058	ビスピリバック	0.03	H26	1	-	0	-	0.0%	-	0	-	0.0%	-	ND	0%	-	-		
				H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他-059	ピメトロジン	0.03	H26	13	13	0	0	0.0%	0.0%	0	1	0.0%	7.7%	ND	0%	0.0001	0.0%		
				H27	35	22	1	0	2.9%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0003	1.0%	ND	0%	
他-060	ピラゾスルフロンエチル	0.1	H26	16	18	0	0	0.0%	0.0%	4	1	25.0%	5.6%	0.00062	0.6%	0.0002	0.0%		
				H27	36	29	0	0	0.0%	0.0%	1	0	2.8%	0.0%	0.00004	0.0%	ND	0%	
他-061	ピリミノバックメチル	0.05	H26	32	29	0	0	0.0%	0.0%	4	5	12.5%	17.2%	0.00004	0.1%	0.0002	0.4%		
				H27	45	39	0	0	0.0%	0.0%	4	4	8.9%	10.3%	0.00008	0.2%	0.00006	0.1%	
他-062	ピリミホスメチル	0.06	H26	34	25	0	0	0.0%	0.0%	0	1	0.0%	4.0%	ND	0%	0.00001	0.0%		
				H27	35	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	
他-063	ピレトリン	0.1	H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
				H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他-064	フェノキサニル	0.02	H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
				H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他-065	フェンバレレート	0.05	H26	-	5	-	0	-	0.0%	-	0	-	0.0%	-	-	ND	0%		
				H27	-	5	-	0	-	0.0%	-	0	-	0.0%	-	-	ND	0%	
他-066	フラチオカルブ	0.008	H26	-	1	-	0	-	0.0%	-	0	-	0.0%	-	-	ND	0%		
				H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他-067	フラメトビル	0.02	H26	26	21	0	0	0.0%	0.0%	3	1	11.5%	4.8%	0.00006	0.3%	0.0002	0.1%		
				H27	47	35	0	0	0.0%	0.0%	4	0	8.5%	0.0%	0.00008	0.4%	ND	0%	
他-068	フルアジホップ	0.03	H26	8	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%		
				H27	27	21	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-2 測定地点数、検出地点数及び検出率 (9/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農薬は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農薬は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水				
他-069	プロパニル (DCPA)	0.04	H26	17	12	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H27	32	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-070	プロパホス	0.001	H26	33	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H27	36	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-071	プロパルギット (BPPS)	0.02	H26	4	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H27	15	15	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-072	プロヘキサジオン	0.5	H26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			H27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他-073	プロボキスル (PHC)	0.2	H26	33	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H27	36	31	0	0	0.0%	0.0%	1	0	2.8%	0.0%	0.00001	0.0%	ND	0%
他-074	プロメトリン	0.06	H26	21	17	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H27	32	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-075	ベルメトリン	0.1	H26	1	—	1	—	100.0%	—	0	—	0.0%	—	0.047	47.0%	—	—
			H27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他-076	ベンスルタップ	0.09	H26	2	—	0	—	0.0%	—	0	—	0.0%	—	ND	0%	—	—
			H27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他-077	ベンダイオカルブ	0.009	H26	8	9	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H27	24	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-078	ホキシム	0.003	H26	8	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H27	24	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-079	ボスカリド	0.1	H26	39	28	0	0	0.0%	0.0%	2	0	5.1%	0.0%	0.00001	0.0%	ND	0%
			H27	36	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-080	ミルネブ (チアジアジン)	—	H26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	目標値ナシ	—	目標値ナシ
			H27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	目標値ナシ	—
他-081	メタミドホス	0.002	H26	24	16	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H27	24	18	0	0	0.0%	0.0%	2	0	8.3%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-082	メチルイソシアネート	0.006	H26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			H27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他-083	モノクロトホス	0.002	H26	8	9	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H27	24	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-084	リニュロン	0.02	H26	11	12	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H27	25	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注) 検出地点数と検出率が“—”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

2-3. 調査結果

(1) 最大値が目標値の10%値（農薬は1%値）を超過した地点及び項目

調査の対象とした水質測定結果のうち、最大値が目標値の10%値（農薬においては1%値）を超過した項目の一覧を表 2-3 に示す。

表 2-3 最大値が目標値の10%値（農薬は1%値）を超過した項目（H26・H27の2年分）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
検-02	バリウム	0.7	■14%	(■9%)
検-04	モリブデン	0.07	■26%	(■3%)
検-10	エピクロロヒドリン	0.0004(P)	■100%	■10%
検-11	塩化ビニル	0.002	■10%	■35%
検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(P)	■150%	■19%
検-19	ノニルフェノール	0.3(P)	■33%	(■3%)
検-20	ビスフェノールA	0.1(P)	■80%	■10%
検-24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.2(P)	(■5%)	■15%
検-26	マイクロキスチン-LR	0.0008(P)	■2500%	(ND)
検-41	過塩素酸	0.025	■15%	■13%
検-44	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001	■10%	(■4%)
検-46	キノリン	0.0001	■10%	(ND)
要-003	エチプロール	0.01	■1%	(■0%)
要-006	テフリルトリオン	0.002	■37%	(■0%)
要-014	メタアルデヒド	0.06	■2%	(ND)
他-059	ピメロジン	0.03	■1%	(■0%)
他-075	ペルメトリン	0.1	■47%	(未測定)

注) ■の横の%値は、最大値の目標値に対する割合を表す

(2) 目標値のない項目の最大値

調査の対象とした水質測定結果のうち、目標値が設定されていない項目について、原水あるいは浄水の最大値の一覧を表 2-4 に示す（全ての測定結果が定量下限値未満であった項目と測定されていなかった項目を除く）。

表 2-4 目標値のない項目の最大値（H26・H27 の 2 年分）

物質No.	物質名称	採水年度	種別最大値(mg/L)	
			原水	浄水
検-01	銀	H26	0.001	0.001
		H27	0.001	ND
検-03	ビスマス	H26	0.001	ND
		H27	0.001	0.001
検-06	アクリル酸	H26	0.002	0.002
		H27	ND	0.002
検-12	酢酸ビニル	H26	0.001	ND
		H27	0.001	ND
検-14	2, 6-トルエンジアミン	H26	ND	ND
		H27	ND	ND
検-15	N, N-ジメチルアニリン	H26	0.002	0.002
		H27	0.001	ND
検-21	ヒドラジン	H26	ND	ND
		H27	0.02	ND
検-28	ブロモクロロ酢酸	H26	0.01	0.01
		H27	ND	0.01
検-29	ブロモジクロロ酢酸	H26	0.03	0.03
		H27	ND	ND
検-30	ジブロモクロロ酢酸	H26	0.03	0.03
		H27	ND	0.03
検-31	ブロモ酢酸	H26	0.005	0.005
		H27	ND	0.005
検-32	ジブロモ酢酸	H26	0.005	0.005
		H27	ND	0.005
検-33	トリブロモ酢酸	H26	0.03	0.03
		H27	ND	0.03
検-34	トリクロロアセトニトリル	H26	0.001	0.001
		H27	ND	0.001
検-35	ブロモクロロアセトニトリル	H26	0.001	0.001
		H27	ND	0.002
検-37	アセトアルデヒド	H26	0.002	0.004
		H27	ND	0.002
検-42	パーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）	H26	0.000015	0.000011
		H27	0.00034	0.00014
検-43	パーフルオロオクタン酸（PFOA）	H26	0.000049	0.000056
		H27	0.00012	0.000042
要-011	ブロマシル	H26	0.00021	ND
		H27	0.0001	ND
要-015	メチルイソチオシアネート	H26	—	—
		H27	ND	ND
他-001	2-クロロプロピオン酸メチル（MCPM）	H26	—	ND
		H27	—	—
他-002	2, 4-DB	H26	—	—
		H27	—	0.0003
他-014	エンドタール	H26	—	ND
		H27	—	—

(3) 最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値（農薬は1%値）以下であった項目
 調査の対象とした水質測定結果のうち、原水あるいは浄水のそれぞれにおいて、全地点の最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値（農薬においては1%値）以下であった項目の一覧を表 2-5 に示す。

表 2-5 最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値（農薬は1%値）以下であった項目
 (H26・H27の2年分)

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
検-02	バリウム	0.7	(>10%)	■9%
検-04	モリブデン	0.07	(>10%)	■3%
検-05	アクリルアミド	0.0005	■6%	(ND)
検-07	17-β-エストラジオール(E2)	0.00008(P)	■4%	(ND)
検-09	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5	■4%	■4%
検-10	エピクロロヒドリン	0.0004(P)	(>10%)	■10%
検-11	塩化ビニル	0.002	■10%	(>10%)
検-16	スチレン	0.02	■5%	■0%
検-19	ノニルフェノール	0.3(P)	(>10%)	■3%
検-20	ビスフェノールA	0.1(P)	(>10%)	■10%
検-24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.2(P)	■5%	(>10%)
検-25	フタル酸ブチルベンジル	0.5(P)	■2%	(ND)
検-36	ジプロモアセトニトリル	0.06	■2%	■3%
検-38	MX	0.001	■0%	■0%
検-40	キシレン	0.4	■0%	■1%
検-44	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001	■10%	■4%
検-46	キノリン	0.0001	■10%	(ND)
検-48	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2	■0%	(ND)
要-002	イミダクロプリド	0.1	■0%	■0%
要-003	エチプロール	0.01	■1%	■0%
要-006	テフリルトリオン	0.002	(>1%)	■0%
他-004	MCPB	0.08	(ND)	■0%
他-010	イマゾスルフロン	0.2	■0%	■0%
他-019	クロチアニジン	0.2	■0%	■0%
他-030	ジノテフラン	0.6	■0%	■0%
他-035	シプロジニル	0.07	■0%	(ND)
他-037	シメコナゾール	0.02	■0%	■0%
他-039	シラフルオフェン	0.3	(ND)	■0%
他-040	シンメチリン	0.1	■0%	(ND)
他-044	チアメキサム	0.05	■0%	(ND)
他-046	チフルザミド	0.04	■0%	■0%
他-050	テブフェナジド	0.04	■0%	(ND)
他-059	ピメロジン	0.03	■1%	■0%
他-060	ピラゾスルフロンエチル	0.1	■1%	■0%
他-061	ピリミノバックメチル	0.05	■0%	■0%
他-062	ピリミホスメチル	0.06	(ND)	■0%
他-067	フラメピル	0.02	■0%	■0%
他-073	プロボキスル(PHC)	0.2	■0%	(ND)
他-079	ボスカリド	0.1	■0%	(ND)

注) ■の横の%値は、最大値の目標値に対する割合を表す

(4) 全ての測定結果が定量下限値未満であった項目

調査の対象とした水質測定結果のうち、原水あるいは浄水のそれぞれにおいて、全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧を表 2-6 に示す。

表 2-6 全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧表(H26・H27の2年分)(1/2)

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
検-08	エチニル-エストラジオール(EE2)	0.00002(P)	■	■
検-13	2, 4-トルエンジアミン	—	■	■
検-18	トリエチレンテトラミン	—	■	■
検-22	1, 2-ブタジエン	—	■	■
検-23	1, 3-ブタジエン	—	■	■
検-27	有機すず化合物	0.0006(P)(TBTO)	■	■
検-45	アニリン	0.02	■	■
検-47	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	0.02	■	■
要-001	アセタミプリド	0.2	■	■
要-004	クロロピクリン	—	■	■
要-005	テブコナゾール	0.07	■	■
要-008	ヒメキサゾール(ヒドロキシイソキサゾール)	0.1	■	(未測定)
要-009	ピラクロホス	—	■	■
要-010	フルスルファミド	—	■	■
要-012	ペントキサゾン	0.6	■	■
要-013	ホサロン	—	■	■
要-016	メトラクロール	0.2	■	■
他-005	アンベンゾラルSメチル	0.1	■	■
他-008	アメリン	0.2	■	■
他-009	イナベンフィド	0.3	■	■
他-011	ウニコナゾールP	0.04	■	■
他-012	エトキシスルフロン	0.1	■	■
他-013	エトベンザニド	0.1	■	■
他-015	オキサジアルギル	0.02	■	■
他-016	オキサミル	0.05	■	■
他-018	キザロホップエチル	0.02	■	■
他-020	クロマフェノジド	0.7	■	■
他-021	クロルタールジメチル(TCTP)	—	■	■
他-022	クロルピリホスメチル	0.03	■	■
他-023	シクロスルファミロン	0.08	■	(未測定)
他-024	ジクロフェンチオン(ECP)	0.006	■	■
他-025	シクロプロトリン	0.008	(未測定)	■
他-026	ジクロメジン	0.05	■	■
他-027	ジクロルブロップ	0.06	■	■
他-028	ジコホル(ケルセン)	0.06	(未測定)	■
他-029	シノスルフロン	0.2	■	■
他-031	ジフェノコナゾール	0.02	■	■
他-033	ジフルベンズロン	0.03	■	■
他-034	シプロコナゾール	0.02	■	■
他-038	ジメチルビンホス	0.01	■	■
他-041	スピノサド	0.06	■	■
他-042	セトキシジム	0.4	(未測定)	■
他-043	チアクロプリド	—	■	■
他-048	テトラクロルビンホス(CVMP)	0.01	■	■
他-049	テトラコナゾール	—	■	■
他-051	トリネキサパックエチル	0.01	■	■
他-052	トリフルミゾール	—	■	■
他-054	ナプロアニリド	0.02	■	■
他-055	ニテンピラム	1.3	■	■
他-056	パクロブトラゾール	0.05	■	■
他-058	ビスピリバック	0.03	■	(未測定)

表 2-6 全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧表(H26・H27の2年分)(2/2)

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
他-065	フェンバレレート	0.05	(未測定)	■
他-066	フラチオカルブ	0.008	(未測定)	■
他-068	フルアジホップ	0.03	■	■
他-069	プロパニル(DCPA)	0.04	■	■
他-070	プロパホス	0.001	■	■
他-071	プロパルギット(BPPS)	0.02	■	■
他-074	プロメリン	0.06	■	■
他-077	ペンダイオカルブ	0.009	■	■
他-078	ホキシム	0.003	■	■
他-081	メタミドホス	0.002	■	■
他-083	モノクロトホス	0.002	■	■
他-084	リニュロン	0.02	■	■

(5) 測定されていなかった項目

本調査において回答のあった全ての水道事業者において測定されていなかった項目の一覧を表 2-7 に示す。

表 2-7 測定されていなかった項目 (H26・H27 の 2 年分)

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)
要-007	パラチオンメチル	0.04
他-003	DBEDC	—
他-006	アジムスルフロン	0.2
他-007	アミトロール	0.003
他-017	オキシリニック酸	0.05
他-032	シフルトリン	0.05
他-036	シペルメトリン	0.1
他-045	チオシクラム	0.03
他-047	テクロフタラム	0.1
他-053	トルフェンピラド	0.01
他-057	バリダマイシン	—
他-063	ピレトリン	0.1
他-064	フェノキサニル	0.02
他-072	プロヘキサジオン	0.5
他-080	ミルネブ(チアジアジン)	—
他-082	メチルイソシアネート	0.006

2-4. 測定値の度数分布表

調査の対象とした水質測定結果のうち、最大値について作成した度数分布表を表 2-8～表 2-28 に示す。なお、水質階級の設定について、要検討項目は 10%から 100%まで 10%刻み、農薬類については 1、2、3、5、7、10、30、50、70、100%刻みで集計を行った。また、目標値が設定されていない項目については、濃度の分布状況のみを示した。

- ・ 要検討項目 ----- 表 2-8～表 2-14
- ・ 要検討農薬類 ----- 表 2-15～表 2-18
- ・ その他農薬類 ----- 表 2-19～表 2-28

表 2-8 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その1）

検-01 銀

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
H26	原水	101	97	4												
	浄水	129	128	1												
H27	原水	102	101	1												
	浄水	129	129													

ND: 定量下限値未滿

検-02 バリウム

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.7mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.07	0.07	≤0.14	≤0.21	≤0.28	≤0.35	≤0.42	≤0.49	≤0.56	≤0.63	≤0.7	>0.7
H26	原水	129	121		8									
	浄水	159	159											
H27	原水	129	125	4										
	浄水	161	161											

検-03 ビスマス

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)											
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01
H26	原水	93	90	3										
	浄水	98	98											
H27	原水	89	87	2										
	浄水	112	111	1										

ND: 定量下限値未滿

検-04 モリブデン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.07mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.007	0.007	≤0.014	≤0.021	≤0.028	≤0.035	≤0.042	≤0.049	≤0.056	≤0.063	≤0.07	>0.07
H26	原水	354	352		1	1								
	浄水	436	436											
H27	原水	379	377	1	1									
	浄水	423	423											

検-05 アクリルアミド

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.0005mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.00005	0.00005	≤0.0001	≤0.00015	≤0.0002	≤0.00025	≤0.0003	≤0.00035	≤0.0004	≤0.00045	≤0.0005	>0.0005
H26	原水	32	32											
	浄水	47	47											
H27	原水	61	61											
	浄水	78	78											

検-06 アクリル酸

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)											
			ND	≤0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.0008	≤0.001	≤0.0012	≤0.0014	≤0.0016	≤0.0018	≤0.002	>0.002
H26	原水	9	8											1
	浄水	22	21											1
H27	原水	9	9											
	浄水	24	23											1

ND: 定量下限値未滿

検-07 17-β-エストラジオール(E2)

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.0008mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.00008	0.00008	≤0.00016	≤0.00024	≤0.00032	≤0.0004	≤0.00048	≤0.00056	≤0.00064	≤0.00072	≤0.0008	>0.0008
H26	原水	31	31											
	浄水	48	48											
H27	原水	35	35											
	浄水	51	51											

表 2-9 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その2）

検-08 エチニルーエストラジオール(EE2)

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.0002mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.000002	0.000002	≤0.000004	≤0.000006	≤0.000008	≤0.00001	≤0.000012	≤0.000014	≤0.000016	≤0.000018	≤0.00002	>0.00002
H26	原水	29	29											
	浄水	47	47											
H27	原水	33	33											
	浄水	50	50											

検-09 エチレンジアミン四酢酸(EDTA)

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.5mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.05	0.05	≤0.1	≤0.15	≤0.2	≤0.25	≤0.3	≤0.35	≤0.4	≤0.45	≤0.5	>0.5
H26	原水	58	58											
	浄水	50	50											
H27	原水	48	48											
	浄水	40	40											

検-10 エピクロロヒドリン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.0004mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.00004	0.00004	≤0.00008	≤0.00012	≤0.00016	≤0.0002	≤0.00024	≤0.00028	≤0.00032	≤0.00036	≤0.0004	>0.0004
H26	原水	38	33										5	
	浄水	39	38	1										
H27	原水	44	43											1
	浄水	48	48											

検-11 塩化ビニル

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.002mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.0008	≤0.001	≤0.0012	≤0.0014	≤0.0016	≤0.0018	≤0.002	>0.002
H26	原水	54	49	5										
	浄水	41	37	1		2	1							
H27	原水	57	56	1										
	浄水	49	49											

検-12 酢酸ビニル

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)											
			ND	≤0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00004	≤0.00005	≤0.00006	≤0.00007	≤0.00008	≤0.00009	≤0.0001	>0.0001
			H26	原水	32	27								
浄水	25	25												
H27	原水	22	21											1
	浄水	25	25											

ND: 定量下限値未満

検-13 2,4-トルエンジアミン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)											
			ND	≤0.00005	≤0.0001	≤0.00015	≤0.0002	≤0.00025	≤0.0003	≤0.00035	≤0.0004	≤0.00045	≤0.0005	>0.0005
			H26	原水	3	3								
浄水	6	6												
H27	原水	3	3											
	浄水	7	7											

ND: 定量下限値未満

検-14 2,6-トルエンジアミン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)											
			ND	≤0.00005	≤0.0001	≤0.00015	≤0.0002	≤0.00025	≤0.0003	≤0.00035	≤0.0004	≤0.00045	≤0.0005	>0.0005
			H26	原水	3	3								
浄水	6	6												
H27	原水	3	3											
	浄水	7	7											

ND: 定量下限値未満

表 2-10 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その3）

検-15 N,N-ジメチルアニリン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)														
			ND	≤0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0004	≤0.0005	≤0.0006	≤0.0007	≤0.0008	≤0.0009	≤0.001	>0.001			
H26	原水	36	30														6
	浄水	26	25														1
H27	原水	53	52														1
	浄水	55	55														

ND: 定量下限値未滿

検-16 スチレン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.008	≤0.01	≤0.012	≤0.014	≤0.016	≤0.018	≤0.02	>0.02
H26	原水	55	55											
	浄水	51	51											
H27	原水	61	61											
	浄水	63	63											

検-17 ダイオキシン類

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1pg-TEQ/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:pg-TEQ/L)											
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.1	0.1	≤0.2	≤0.3	≤0.4	≤0.5	≤0.6	≤0.7	≤0.8	≤0.9	≤1	>1
H26	原水	380	325	7	19	12	2	6	1	2			1	
	浄水	324	322		2									
H27	原水	348	290	31	6	6	8		2	1		2		
	浄水	285	285											

検-18 トリエチレンテトラミン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)											
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01
H26	原水	1	1											
	浄水	4	4											
H27	原水	1	1											
	浄水	5	5											

ND: 定量下限値未滿

検-19 ノニルフェノール

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.3mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.03	0.03	≤0.06	≤0.09	≤0.12	≤0.15	≤0.18	≤0.21	≤0.24	≤0.27	≤0.3	>0.3
H26	原水	83	83											
	浄水	112	112											
H27	原水	92	89	1		2								
	浄水	106	106											

検-20 ビスフェノールA

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.01	0.01	≤0.02	≤0.03	≤0.04	≤0.05	≤0.06	≤0.07	≤0.08	≤0.09	≤0.1	>0.1
H26	原水	85	78		1		1	1	1			3		
	浄水	114	114											
H27	原水	83	83											
	浄水	110	110											

検-21 ヒドラジン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)											
			ND	≤0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.002	≤0.0025	≤0.003	≤0.0035	≤0.004	≤0.0045	≤0.005	>0.005
H26	原水	1	1											
	浄水	4	4											
H27	原水	12	11											1
	浄水	5	5											

ND: 定量下限値未滿

表 2-11 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その4）

検-22 1, 2-ブタジエン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)														
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000004	≤0.000005	≤0.000006	≤0.000007	≤0.000008	≤0.000009	≤0.00001	>0.00001			
H26	原水	4	4														
	浄水	7	7														
H27	原水	4	4														
	浄水	8	8														

ND: 定量下限値未滿

検-23 1, 3-ブタジエン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)														
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000004	≤0.000005	≤0.000006	≤0.000007	≤0.000008	≤0.000009	≤0.00001	>0.00001			
H26	原水	4	4														
	浄水	7	7														
H27	原水	4	4														
	浄水	8	8														

ND: 定量下限値未滿

検-24 フタル酸ジ(n-ブチル)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過			
H26	原水	119	119														
	浄水	163	160		3												
H27	原水	106	106														
	浄水	144	144														

検-25 フタル酸ブチルベンジル

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.5mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過			
H26	原水	117	117														
	浄水	156	156														
H27	原水	104	104														
	浄水	143	143														

検-26 ミクロキステン-LR

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.0008mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過			
H26	原水	40	33		2	1					2						2
	浄水	57	57														
H27	原水	43	35	2	1		1				1	1	1				1
	浄水	67	67														

検-27 有機すず化合物

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.0006mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過			
H26	原水	6	6														
	浄水	10	10														
H27	原水	6	6														
	浄水	12	12														

検-28 ブロモクロロ酢酸

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
H26	原水	22	21													1
	浄水	178	127	14	19	14	2									2
H27	原水	16	16													
	浄水	119	78	12	18	6	4									1

ND: 定量下限値未滿

表 2-12 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その5）

検-29 プロモジクロロ酢酸

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
H26	原水	14	13													1
	浄水	136	109	2	18	4	1									2
H27	原水	10	10													
	浄水	82	67	3	6	4			1							1

ND: 定量下限値未満

検-30 ジプロモクロロ酢酸

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.003	≤0.006	≤0.009	≤0.012	≤0.015	≤0.018	≤0.021	≤0.024	≤0.027	≤0.03	>0.03		
H26	原水	14	13													1
	浄水	138	127	7												4
H27	原水	10	10													
	浄水	82	81													1

ND: 定量下限値未満

検-31 プロモ酢酸

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.002	≤0.0025	≤0.003	≤0.0035	≤0.004	≤0.0045	≤0.005	>0.005		
H26	原水	31	29					1								1
	浄水	217	211	1				1								4
H27	原水	25	25													
	浄水	152	151													1

ND: 定量下限値未満

検-32 シプロモ酢酸

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
H26	原水	21	20						1							
	浄水	178	152	10	8	6		2								
H27	原水	16	16													
	浄水	117	95	10	7	3	1	1								

ND: 定量下限値未満

検-33 トリプロモ酢酸

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.005	≤0.01	≤0.015	≤0.02	≤0.025	≤0.03	≤0.035	≤0.04	≤0.045	≤0.05	>0.05		
H26	原水	14	13							1						
	浄水	138	131	3						4						
H27	原水	10	10													
	浄水	82	81							1						

ND: 定量下限値未満

検-34 トリクロロアセトニトリル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
H26	原水	24	23	1												
	浄水	190	185	5												
H27	原水	18	18													
	浄水	157	156	1												

ND: 定量下限値未満

検-35 プロモクロロアセトニトリル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
H26	原水	22	21	1												
	浄水	156	149	7												
H27	原水	16	16													
	浄水	116	110	5	1											

ND: 定量下限値未満

表 2-13 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その6）

検-36 ジプロモアセトニトリル

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過		
			<0.006	0.006	≤0.012	≤0.018	≤0.024	≤0.03	≤0.036	≤0.042	≤0.048	≤0.054	≤0.06	>0.06		
H26	原水	31	31													
	浄水	198	198													
H27	原水	29	29													
	浄水	169	169													

検-37 アセトアルデヒド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
H26	原水	21	20	1												
	浄水	141	110	11	3	9	8									
H27	原水	15	15													
	浄水	112	89	4	19											

ND: 定量下限値未満

検-38 MX

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.001mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0004	≤0.0005	≤0.0006	≤0.0007	≤0.0008	≤0.0009	≤0.001	>0.001		
H26	原水	6	6													
	浄水	21	21													
H27	原水	6	6													
	浄水	23	23													

検-40 キシレン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.4mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過		
			<0.04	0.04	≤0.08	≤0.12	≤0.16	≤0.2	≤0.24	≤0.28	≤0.32	≤0.36	≤0.4	>0.4		
H26	原水	325	325													
	浄水	395	395													
H27	原水	332	332													
	浄水	389	389													

検-41 過塩素酸

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.025mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0025	0.0025	≤0.005	≤0.0075	≤0.01	≤0.0125	≤0.015	≤0.0175	≤0.02	≤0.0225	≤0.025	>0.025		
H26	原水	41	38	3												
	浄水	56	54	2												
H27	原水	44	41	3												
	浄水	59	57	2												

検-42 パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.00003	≤0.00006	≤0.00009	≤0.00012	≤0.00015	≤0.00018	≤0.00021	≤0.00024	≤0.00027	≤0.0003	>0.0003		
H26	原水	88	66	22												
	浄水	109	83	26												
H27	原水	141	132	2	4	2										1
	浄水	167	159	4	3	1										

ND: 定量下限値未満

検-43 パーフルオロオクタン酸(PFOA)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
H26	原水	88	48	40												
	浄水	109	60	49												
H27	原水	137	137													
	浄水	163	163													

ND: 定量下限値未満

表 2-14 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その7）

検-44 N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)

		0.0001mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.00001	0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00004	≤0.00005	≤0.00006	≤0.00007	≤0.00008	≤0.00009	≤0.0001	>0.0001
H26	原水	35	35											
	浄水	56	56											
H27	原水	40	39	1										
	浄水	62	62											

検-45 アニリン

		0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.008	≤0.01	≤0.012	≤0.014	≤0.016	≤0.018	≤0.02	>0.02
H26	原水	34	34											
	浄水	49	49											
H27	原水	34	34											
	浄水	41	41											

検-46 キノリン

		0.0001mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.00001	0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00004	≤0.00005	≤0.00006	≤0.00007	≤0.00008	≤0.00009	≤0.0001	>0.0001
H26	原水	32	31	1										
	浄水	37	37											
H27	原水	34	34											
	浄水	41	41											

検-47 1, 2, 3-トリクロロベンゼン

		0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.008	≤0.01	≤0.012	≤0.014	≤0.016	≤0.018	≤0.02	>0.02
H26	原水	37	37											
	浄水	55	55											
H27	原水	35	35											
	浄水	46	46											

検-48 ニトリロ三酢酸(NTA)

		0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.02	0.02	≤0.04	≤0.06	≤0.08	≤0.1	≤0.12	≤0.14	≤0.16	≤0.18	≤0.2	>0.2
H26	原水	30	30											
	浄水	44	44											
H27	原水	34	34											
	浄水	41	41											

表 2-15 測定値（最大値）の度数分布表（要検討農薬類・その1）

要-001 アセタミプリド

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2		
H26	原水	29	29													
	浄水	23	23													
H27	原水	53	53													
	浄水	50	50													

要-002 イミダクロプリド

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1		
H26	原水	25	25													
	浄水	29	29													
H27	原水	57	57													
	浄水	55	55													

要-003 エチプロール

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01		
H26	原水	5	4	1												
	浄水	6	6													
H27	原水	7	7													
	浄水	3	3													

要-004 クロロピクリン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001		
			水質測定結果なし													
H26	原水	0														
	浄水	0														
H27	原水	0														
	浄水	0														

ND: 定量下限値未満

要-005 テブコナゾール

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.07mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0007	0.0007	≤0.0014	≤0.0021	≤0.0035	≤0.0049	≤0.007	≤0.021	≤0.035	≤0.049	≤0.07	>0.07		
H26	原水	41	41													
	浄水	31	31													
H27	原水	53	53													
	浄水	47	47													

要-006 テフリトリオン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.002mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.00002	0.00002	≤0.00004	≤0.00006	≤0.0001	≤0.00014	≤0.0002	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	>0.002		
H26	原水	19	4	1	1	7	3	2	1							
	浄水	21	21													
H27	原水	27	10	4	1	4	5		2	1						
	浄水	24	24													

要-007 バラチオンメチル

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04		
H26	原水	0														
	浄水	0														
H27	原水	0														
	浄水	0														

表 2-16 測定値（最大値）の度数分布表（要検討農薬類・その2）

要-008 ヒメキサゾール(ヒドロキシイソキサゾール)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1	
H26	原水	1	1												
	浄水	0													
H27	原水	1	1												
	浄水	0													

要-009 ビラクロホス

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)												
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001	
H26	原水	31	31												
	浄水	23	23												
H27	原水	42	42												
	浄水	37	37												

ND: 定量下限値未満

要-010 フルスルファミド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)												
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001	
H26	原水	8	8												
	浄水	8	8												
H27	原水	41	41												
	浄水	36	36												

ND: 定量下限値未満

要-011 プロマシル

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)												
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001	
H26	原水	26	20												6
	浄水	21	21												
H27	原水	51	44												7
	浄水	46	46												

ND: 定量下限値未満

要-012 ベントキサゾン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.6mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.006	0.006	≤0.012	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	≤0.18	≤0.3	≤0.42	≤0.6	>0.6	
H26	原水	10	10												
	浄水	10	10												
H27	原水	23	23												
	浄水	18	18												

要-013 ホサロン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)												
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001	
H26	原水	31	31												
	浄水	23	23												
H27	原水	42	42												
	浄水	37	37												

ND: 定量下限値未満

要-014 メタアルデヒド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06	
H26	原水	6	5		1										
	浄水	1	1												
H27	原水	6	6												
	浄水	0													

表 2-17 測定値（最大値）の度数分布表（要検討農薬類・その3）

要-015 メチルイソチオシアネート

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001		
H26	原水	0														
	浄水	0														
H27	原水	0														
	浄水	0														

ND: 定量下限値未満

要-016 マトラクロール

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2	
H26	原水	38	38												
	浄水	28	28												
H27	原水	46	46												
	浄水	41	41												

表 2-18 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その1）

他-001 2-クロロプロピオン酸メチル(MCPM)

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001		
H26	原水	0														
	浄水	1	1													
H27	原水	0														
	浄水	0														

ND: 定量下限値未滿

他-002 2, 4-DB

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001		
H26	原水	0														
	浄水	0														
H27	原水	0														
	浄水	0														

ND: 定量下限値未滿

他-003 DBEDC

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001		
H26	原水	0	水質測定結果なし													
	浄水	0														
H27	原水	0														
	浄水	0														

ND: 定量下限値未滿

他-004 MCPB

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.08mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未滿	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H26	原水	1	<0.0008	0.0008	≤0.0016	≤0.0024	≤0.004	≤0.0056	≤0.008	≤0.024	≤0.04	≤0.056	≤0.08	>0.08
	浄水	3	3											
H27	原水	5	5											
	浄水	1	1											

他-005 アシベンゾラSメチル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未滿	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H26	原水	8	<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
	浄水	8	8											
H27	原水	24	24											
	浄水	19	19											

他-006 アジメスルフロン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未滿	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
H26	原水	0	水質測定結果なし													
	浄水	0														
H27	原水	0														
	浄水	0														

他-007 アミトロール

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.003mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未滿	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
H26	原水	0	水質測定結果なし													
	浄水	0														
H27	原水	0														
	浄水	0														

表 2-19 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その2）

他-008 アメトリン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2		
H26	原水	19	19													
	浄水	14	14													
H27	原水	32	32													
	浄水	27	27													

他-009 イナベンフィド

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.3mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.003	0.003	≤0.006	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	≤0.09	≤0.15	≤0.21	≤0.3	>0.3		
H26	原水	8	8													
	浄水	8	8													
H27	原水	24	24													
	浄水	19	19													

他-010 イマズスルフロ

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2		
H26	原水	24	24													
	浄水	21	21													
H27	原水	26	26													
	浄水	23	23													

他-011 ウニコナゾールP

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04		
H26	原水	31	31													
	浄水	22	22													
H27	原水	36	36													
	浄水	31	31													

他-012 エトキシスルフロ

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.035	0.035	≤0.07	≤0.105	≤0.175	≤0.245	≤0.35	≤1.05	≤1.75	≤2.45	≤3.5	>3.5		
H26	原水	9	9													
	浄水	8	8													
H27	原水	28	28													
	浄水	21	21													

他-013 エトベンザニド

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1		
H26	原水	19	19													
	浄水	14	14													
H27	原水	35	35													
	浄水	29	29													

他-014 エンドタール

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001		
H26	原水	0														
	浄水	1	1													
H27	原水	0														
	浄水	0														

ND: 定量下限値未満

表 2-20 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その3）

他-015 オキサジアルギル

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02	
H26	原水	8	8												
	浄水	9	9												
H27	原水	24	24												
	浄水	18	18												

他-016 オキサミル

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05	
H26	原水	8	8												
	浄水	8	8												
H27	原水	24	24												
	浄水	19	19												

他-017 オキサリニック酸

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06	
H26	原水	0													
	浄水	0													
H27	原水	0													
	浄水	0													

他-018 キザロホップエチル

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02	
H26	原水	8	8												
	浄水	8	8												
H27	原水	24	24												
	浄水	19	19												

他-019 クロチアニジン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2	
H26	原水	22	22												
	浄水	14	14												
H27	原水	49	49												
	浄水	34	34												

他-020 クロマフェノジド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.7mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.007	0.007	≤0.014	≤0.021	≤0.035	≤0.049	≤0.07	≤0.21	≤0.35	≤0.49	≤0.7	>0.7	
H26	原水	8	8												
	浄水	8	8												
H27	原水	24	24												
	浄水	19	19												

他-021 クロルタルジメチル(TCTP)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)												
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001	
H26	原水	33	33												
	浄水	24	24												
H27	原水	36	36												
	浄水	31	31												

ND: 定量下限値未満

表 2-21 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その4）

他-022 クロルピロホスメチル

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03		
H26	原水	33	33													
	浄水	24	24													
H27	原水	39	39													
	浄水	33	33													

他-023 シクロスルファミロン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.08mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0008	0.0008	≤0.0016	≤0.0024	≤0.004	≤0.0056	≤0.008	≤0.024	≤0.04	≤0.056	≤0.08	>0.08		
H26	原水	1	1													
	浄水	0														
H27	原水	1	1													
	浄水	0														

他-024 ジクロフェンチオン(ECP)

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.006mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.00006	0.00006	≤0.00012	≤0.00018	≤0.0003	≤0.00042	≤0.0006	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	>0.006		
H26	原水	33	33													
	浄水	24	24													
H27	原水	36	36													
	浄水	31	31													

他-025 シクロプロトリン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.008mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.00008	0.00008	≤0.00016	≤0.00024	≤0.0004	≤0.00056	≤0.0008	≤0.0024	≤0.004	≤0.0056	≤0.008	>0.008		
H26	原水	0														
	浄水	1	1													
H27	原水	0														
	浄水	0														

他-026 ジクロメジン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05		
H26	原水	8	8													
	浄水	9	9													
H27	原水	24	24													
	浄水	19	19													

他-027 ジクロプロップ

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06		
H26	原水	8	8													
	浄水	8	8													
H27	原水	24	24													
	浄水	19	19													

他-028 ジコホル(ケルセン)

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06		
H26	原水	0														
	浄水	1	1													
H27	原水	0														
	浄水	0														

表 2-22 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その5）

他-029 シノスルフロ

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2	
H26	原水	8	8												
	浄水	8	8												
H27	原水	24	24												
	浄水	19	19												

他-030 ジノテフラン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.6mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.006	0.006	≤0.012	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	≤0.18	≤0.3	≤0.42	≤0.6	>0.6	
H26	原水	23	23												
	浄水	23	23												
H27	原水	50	50												
	浄水	41	41												

他-031 ジフェノコナゾール

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02	
H26	原水	34	34												
	浄水	24	24												
H27	原水	35	35												
	浄水	29	29												

他-032 シフルトリン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
H26	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H27	原水	0												
	浄水	0												

他-033 ジフルベンズロン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03	
H26	原水	8	8												
	浄水	8	8												
H27	原水	24	24												
	浄水	19	19												

他-034 シプロコナゾール

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02	
H26	原水	34	34												
	浄水	24	24												
H27	原水	35	35												
	浄水	29	29												

他-035 シプロジニル

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.07mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0007	0.0007	≤0.0014	≤0.0021	≤0.0035	≤0.0049	≤0.007	≤0.021	≤0.035	≤0.049	≤0.07	>0.07	
H26	原水	37	37												
	浄水	29	29												
H27	原水	36	36												
	浄水	31	31												

表 2-23 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その6）

他-036 シベルメリン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
H26	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H27	原水	0												
	浄水	0												

他-037 シメコナゾール

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02		
H26	原水	28														
	浄水	20	20													
H27	原水	35	35													
	浄水	29	29													

他-038 ジメチルピホス

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01		
H26	原水	29	29													
	浄水	21	21													
H27	原水	32	32													
	浄水	27	27													

他-039 シラフルオフェン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.3mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.003	0.003	≤0.006	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	≤0.09	≤0.15	≤0.21	≤0.3	>0.3		
H26	原水	15	15													
	浄水	13	13													
H27	原水	35	35													
	浄水	22	22													

他-040 シンメチリン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1		
H26	原水	29	29													
	浄水	20	20													
H27	原水	32	32													
	浄水	27	27													

他-041 スピノサド

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06		
H26	原水	3	3													
	浄水	3	3													
H27	原水	7	7													
	浄水	3	3													

他-042 セトキシジム

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.4mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.004	0.004	≤0.008	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	≤0.12	≤0.2	≤0.28	≤0.4	>0.4		
H26	原水	0														
	浄水	1	1													
H27	原水	0														
	浄水	0														

表 2-24 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その7）

他-043 チアクロプリド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)														
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001			
H26	原水	24	24														
	浄水	16	16														
H27	原水	43	43														
	浄水	37	37														

ND: 定量下限値未満

他-044 チアトキサム

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.05mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)														
			1%未満 <0.0005	1% 0.0005	1%超過 2%以下 ≤0.001	2%超過 3%以下 ≤0.0015	3%超過 5%以下 ≤0.0025	5%超過 7%以下 ≤0.0035	7%超過 10%以下 ≤0.005	10%超過 30%以下 ≤0.015	30%超過 50%以下 ≤0.025	50%超過 70%以下 ≤0.035	70%超過 100%以下 ≤0.05	100%超過 >0.05			
H26	原水	38	38														
	浄水	28	28														
H27	原水	46	46														
	浄水	39	39														

他-045 チオシクラム

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.03mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)									
			1%未満 <0.0003	1% 0.0003	1%超過 2%以下 ≤0.0006	2%超過 3%以下 ≤0.0009	3%超過 5%以下 ≤0.0015	5%超過 7%以下 ≤0.0021	7%超過 10%以下 ≤0.003	10%超過 30%以下 ≤0.009	30%超過 50%以下 ≤0.015	50%超過 70%以下 ≤0.021
H26	原水	0	水質測定結果なし									
	浄水	0										
H27	原水	0										
	浄水	0										

他-046 チフルザミド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.04mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)														
			1%未満 <0.0005	1% 0.0005	1%超過 2%以下 ≤0.001	2%超過 3%以下 ≤0.0015	3%超過 5%以下 ≤0.0025	5%超過 7%以下 ≤0.0035	7%超過 10%以下 ≤0.005	10%超過 30%以下 ≤0.015	30%超過 50%以下 ≤0.025	50%超過 70%以下 ≤0.035	70%超過 100%以下 ≤0.05	100%超過 >0.05			
H26	原水	37	37														
	浄水	28	28														
H27	原水	42	42														
	浄水	32	32														

他-047 テクロフタラム

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)									
			1%未満 <0.001	1% 0.001	1%超過 2%以下 ≤0.002	2%超過 3%以下 ≤0.003	3%超過 5%以下 ≤0.005	5%超過 7%以下 ≤0.007	7%超過 10%以下 ≤0.01	10%超過 30%以下 ≤0.03	30%超過 50%以下 ≤0.05	50%超過 70%以下 ≤0.07
H26	原水	0	水質測定結果なし									
	浄水	0										
H27	原水	0										
	浄水	0										

他-048 テトラクロルピホス(CVMP)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)														
			1%未満 <0.0001	1% 0.0001	1%超過 2%以下 ≤0.0002	2%超過 3%以下 ≤0.0003	3%超過 5%以下 ≤0.0005	5%超過 7%以下 ≤0.0007	7%超過 10%以下 ≤0.001	10%超過 30%以下 ≤0.003	30%超過 50%以下 ≤0.005	50%超過 70%以下 ≤0.007	70%超過 100%以下 ≤0.01	100%超過 >0.01			
H26	原水	31	31														
	浄水	23	23														
H27	原水	32	32														
	浄水	27	27														

他-049 テトラコナゾール

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)														
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001			
H26	原水	19	19														
	浄水	14	14														
H27	原水	35	35														
	浄水	29	29														

ND: 定量下限値未満

表 2-25 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その8）

他-050 テブフェノド

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0004	0.0004	≦0.0008	≦0.0012	≦0.002	≦0.0028	≦0.004	≦0.012	≦0.02	≦0.028	≦0.04	>0.04	
H26	原水	13	13												
	浄水	13	13												
H27	原水	36	36												
	浄水	25	25												

他-051 トリネキサバックエチル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0001	0.0001	≦0.0002	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	>0.01	
H26	原水	5	5												
	浄水	4	4												
H27	原水	23	23												
	浄水	17	17												

他-052 トリフルミゾール

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)												
			ND	≦0.000001	≦0.000002	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	≦0.00003	≦0.00005	≦0.00007	≦0.0001	>0.0001	
H26	原水	23	23												
	浄水	19	19												
H27	原水	35	35												
	浄水	29	29												

ND: 定量下限値未満

他-053 トルフェンピラド

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0001	0.0001	≦0.0002	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	>0.01
H26	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H27	原水	0												
	浄水	0												

他-054 ナプロアニリド

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	>0.02	
H26	原水	8	8												
	浄水	8	8												
H27	原水	24	24												
	浄水	19	19												

他-055 ニテンピラム

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1.3mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.013	0.013	≦0.026	≦0.039	≦0.065	≦0.091	≦0.13	≦0.39	≦0.65	≦0.91	≦1.3	>1.3	
H26	原水	26	26												
	浄水	20	20												
H27	原水	34	34												
	浄水	29	29												

他-056 バクトロラゾール

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	>0.05	
H26	原水	33	33												
	浄水	24	24												
H27	原水	38	38												
	浄水	33	33												

表 2-26 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その9）

他-057 バリダマイシン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001		
H26	原水	0														
	浄水	0														
H27	原水	0														
	浄水	0														

ND: 定量下限値未滿

他-058 ビスピリバック

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未滿	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03
H26	原水	1	1											
	浄水	0												
H27	原水	0												
	浄水	0												

他-059 ビメトロン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未滿	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03
H26	原水	13	13											
	浄水	13	13											
H27	原水	34	33	1										
	浄水	22	22											

他-060 ビラソスフロエンチル

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未滿	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
H26	原水	16	16											
	浄水	18	18											
H27	原水	36	36											
	浄水	29	29											

他-061 ビリミノバックメチル

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未滿	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
H26	原水	32	32											
	浄水	29	29											
H27	原水	45	45											
	浄水	39	39											

他-062 ビリミホスメチル

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未滿	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06
H26	原水	34	34											
	浄水	25	25											
H27	原水	35	35											
	浄水	29	29											

他-063 ビレトリン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未滿	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
H26	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H27	原水	0												
	浄水	0												

表 2-27 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その10）

他-064 フェノキサニル

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
H26	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H27	原水	0												
	浄水	0												

他-065 フェンバレート

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05		
H26	原水	0														
	浄水	5	5													
H27	原水	0														
	浄水	5	5													

他-066 フラチオカルブ

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.008mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.00008	0.00008	≤0.00016	≤0.00024	≤0.0004	≤0.00056	≤0.0008	≤0.0024	≤0.004	≤0.0056	≤0.008	>0.008		
H26	原水	0														
	浄水	1	1													
H27	原水	0														
	浄水	0														

他-067 フラトピル

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02		
H26	原水	26	26													
	浄水	21	21													
H27	原水	47	47													
	浄水	35	35													

他-068 フルアジホップ

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03		
H26	原水	8	8													
	浄水	8	8													
H27	原水	27	27													
	浄水	21	21													

他-069 プロパニル(DCPA)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04		
H26	原水	17	17													
	浄水	12	12													
H27	原水	32	32													
	浄水	27	27													

他-070 プロパホス

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.001mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.00001	0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	>0.001		
H26	原水	33	33													
	浄水	24	24													
H27	原水	36	36													
	浄水	31	31													

表 2-28 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その11）

他-071 プロパルギット(BPPS)

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02	
H26	原水	4	4												
	浄水	4	4												
H27	原水	15	15												
	浄水	15	15												

他-072 プロヘキサジオン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.5mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.005	0.005	≤0.01	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	≤0.15	≤0.25	≤0.35	≤0.5	>0.5	
H26	原水	0													
	浄水	0													
H27	原水	0													
	浄水	0													

他-073 プロボキスル(PHG)

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2	
H26	原水	33	33												
	浄水	24	24												
H27	原水	36	36												
	浄水	31	31												

他-074 プロメトリン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06	
H26	原水	21	21												
	浄水	17	17												
H27	原水	32	32												
	浄水	27	27												

他-075 ベルメトリン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1	
H26	原水	1										1			
	浄水	0													
H27	原水	0													
	浄水	0													

他-076 ベンシルタップ

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.09mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0009	0.0009	≤0.0018	≤0.0027	≤0.0045	≤0.0063	≤0.009	≤0.027	≤0.045	≤0.063	≤0.09	>0.09	
H26	原水	2	2												
	浄水	0													
H27	原水	0													
	浄水	0													

他-077 ベンダイオカルブ

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.009mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01	
H26	原水	8	8												
	浄水	9	9												
H27	原水	24	24												
	浄水	19	19												

表 2-29 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その12）

他-078 ホキシム

		0.003mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00003	0.00003	≤0.00006	≤0.00009	≤0.00015	≤0.00021	≤0.0003	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	>0.003
H26	原水	8	8											
	浄水	8	8											
H27	原水	24	24											
	浄水	19	19											

他-079 ボスカリド

		0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
H26	原水	39	39											
	浄水	28	28											
H27	原水	36	36											
	浄水	29	29											

他-080 ミルネブ(チアジアジン)

		度数分布表(mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001
H26	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H27	原水	0												
	浄水	0												

ND: 定量下限値未満

他-081 メタミドホス

		0.002mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00002	0.00002	≤0.00004	≤0.00006	≤0.0001	≤0.00014	≤0.0002	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	>0.002
H26	原水	24	24											
	浄水	16	16											
H27	原水	24	24											
	浄水	18	18											

他-082 メチルイソシアネート

		0.006mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00006	0.00006	≤0.00012	≤0.00018	≤0.0003	≤0.00042	≤0.0006	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	>0.006
H26	原水	0												
	浄水	0												
H27	原水	0												
	浄水	0												

他-083 モノクロトホス

		0.002mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00002	0.00002	≤0.00004	≤0.00006	≤0.0001	≤0.00014	≤0.0002	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	>0.002
H26	原水	8	8											
	浄水	9	9											
H27	原水	24	24											
	浄水	19	19											

他-084 リニユロン

		0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
H26	原水	11	11											
	浄水	12	12											
H27	原水	25	25											
	浄水	23	23											

3. 過去 5 年間の水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標

設定項目の分類の見直し

現在の水質基準項目及び水質管理目標設定項目は、平成 15 年 4 月の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について（答申）」に基づいて設定されたものであり、浄水中の検出状況から物質毎のリスクレベルの評価結果等を踏まえ、水質基準項目と水質管理目標設定項目に分類されている。

ここでは、第 8 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 22 年 2 月 2 日）の「資料 4 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて」に従って、水質基準項目及び水質管理目標設定項目間での分類変更について検討した。

3-1. 基準項目等の分類に関する考え方

第 8 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 22 年 2 月 2 日）の「資料 4 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて」にて承認された、水質基準項目と水質管理目標設定項目の分類に関する考え方を以下に示す。

1) 定期見直しの進め方

化学物質はその使用状況等に応じて水道水から検出される濃度・頻度が変化していくものであり、水質検査結果に基づき、その時点で比較的高濃度かつ高頻度で検出される物質を水質基準項目とするよう、計画的に見直しを行うべきである。定期見直しの具体的な方法については、以下のとおりとする。

(1) 定期見直しの対象物質

すべての水質基準項目及び水質管理目標設定項目を、水質検査結果に基づく定期見直しの対象とするのではなく、以下の考え方に基づいて基準項目等に据え置くべき項目以外の項目を選定する。

①水質基準項目等へ据え置くべき項目を整理-----表 3-1、表 3-2

②基準項目に据え置くべきか専門家の議論も踏まえて確認すべき物質-----表 3-3

この結果、基準項目及び管理目標設定項目の分類の見直しの検討対象とする項目は表 3-4 のとおりとなる。

(2) 定期見直しの検討に使用する水質検査結果

検査年度による水質検査結果のばらつき等を考慮すると、直近の単年度のみではなく、中長期的な検査結果に基づいて分類見直しの検討を行うべきと考えられる。具体的には水質検査結果の保存義務年限である過去 5 年分の検査結果に基づいて計画的に見直すこととする。

表 3-1 基準項目等に据え置くべき対象物質の考え方（水質基準項目）

据え置くべきとする理由	項目名
水道法第 4 条に例示されている項目	水銀、フェノール、味、臭気等 11 項目
環境中に広く存在し、少なくない数の水道事業者において、当該項目の濃度の低い水源を求めたり、浄水処理工程（設備）を設けて分解・除去等を行ったりする必要があると考えられる項目（基準項目から外すことにより、濃度の低減化が行われなくなるおそれがあるため）	ヒ素及びその化合物、亜硝酸態窒素 [*] 、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、マンガン及びその化合物、ジオオスミン、2-MIB
飲料水の水質としての基本的指標と考えられる項目	ナトリウム及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム、マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、有機物（全有機炭素（TOC）の量）
検出状況よりは指標性の観点から議論すべき項目	一般細菌、大腸菌
浄水処理に広く利用される次亜塩素酸の管理指標	塩素酸
浄水処理に広く利用される PAC の管理指標	アルミニウム及びその化合物

※ 平成 26 年 2 月 28 日厚生労働省令第 15 号により、亜硝酸態窒素を水質基準項目に追加。

表 3-2 基準項目等に据え置くべき対象物質の考え方（水質管理目標設定項目）

据え置くべきとする理由	項目名
評価値が暫定の項目	ウラン等 3 項目
水道水質基準を補完する項目	pH 値、アルミニウム、残留塩素等 9 項目
より望ましい水の目標値である項目（水質基準とはしない）	遊離炭酸、腐食性（ランゲリア指数）
検出状況よりは指標性の観点から議論すべき項目	従属栄養細菌

表 3-3 基準項目に据え置くべきか確認すべき物質の考え方（水質基準項目）

基準項目として据え置くことも考えられる理由	項目名
水質に係る代表的な汚染物質として社会的関心が高い	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物
原水においてトリハロメタン生成能は広く存在し、水質基準項目から除外した場合、生成量の低減管理が行われなくなるおそれがある	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム
オゾン処理の副生成物、浄水処理に広く利用される次亜塩素酸ナトリウムにも含まれる	臭素酸

表 3-4 基準項目及び管理目標設定項目の分類の見直しの検討対象とする項目

基準項目等の見直し対象とする項目（案）	項目名	
水質基準項目	セレン及びその化合物 四塩化炭素 シス及びトランス-ジクロロエチレン ベンゼン ジクロロ酢酸 ホルムアルデヒド 陰イオン界面活性剤	ホウ素及びその化合物 1,4-ジオキサン ジクロロメタン クロロ酢酸 トリクロロ酢酸 亜鉛及びその化合物 非イオン界面活性剤
水質管理目標設定項目※	アンチモン及びその化合物 1,2-ジクロロエタン トルエン 亜塩素酸 農薬類 メチル-t-ブチルエーテル	ニッケル及びその化合物 1,1,2-トリクロロエタン フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) 二酸化塩素 1,1,1-トリクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン

※ 平成 26 年 3 月 31 日健水発 0331 第 6 号により、亜硝酸態窒素を水質管理目標設定項目から削除。

(3) 定期見直しにおける水質基準等の分類方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の考え方は、基本的には平成 15 年答申のもの（表 3-5）を踏襲するべきであるが、複数年度における検出状況の判断や、検出率の取扱いについて運用の明確化を行う必要がある。

表 3-5 過去の審議会答申における水質基準等の分類の考え方（参考）

	水質基準項目	水質管理目標設定項目・監視項目
平成 15 年答申	<ul style="list-style-type: none"> 浄水において、評価値の 1/10 を超えて検出され、又は検出されるおそれの高い項目（特異値によるものを除く。評価値が暫定であるものを除く。） 水道法第 4 条の例示項目 	<ul style="list-style-type: none"> 場合によっては、浄水において評価値の 1/10 を超えて検出される可能性のある項目 水質基準項目の分類要件に該当するもののうち、評価値が暫定であるもの
平成 4 年答申	<ul style="list-style-type: none"> 最大値が評価値の 50%を超えていること（特異値と考えられる場合は除く） かつ、評価値の 10%を超えるものの検出率が数% 	<ul style="list-style-type: none"> 最大値が評価値の数%以上（特異値と考えられる場合は除く） かつ、評価値の 1%を超えるものの検出率が数%以上

※ 農薬については、平成 15 年答申において、①水質基準項目の分類要件に該当する農薬については個別に水質基準を設定し、②それら以外については総農薬方式により水質管理目標設定項目に位置づけることとされているところ。

表 3-5 に示した過去の答申の内容を参考にすると、例えば表 3-6 に示す分類要件に従って水質基準項目等の分類を行うことが考えられる。

分類要件 1：最近 3 ヶ年継続で評価値の 10%超過地点が 1 地点以上存在

分類要件 2：最近 3 ヶ年継続で評価値の 50%超過地点が 1 地点以上存在
又は最近 5 ヶ年の間に評価値超過地点が 1 地点以上存在

表 3-6 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類要件

	分類要件 1 YES		分類要件 1 NO
	分類要件 2 YES	分類要件 2 NO	
見直し時点で水質基準項目	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で水質管理目標設定項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目

ただし、個々の項目の水質基準項目及び水質管理目標設定項目への分類については、当該項目の浄水における検出状況に加え、環境汚染状況の推移や生成メカニズム、浄水処理における除去性等を総合的に評価して判断すべきであり、分類要件のみによってあてはめるべきものではない。

2) 過去 5 年間の水質基準等の超過状況

(1) データ整理

水質基準項目及び水質管理目標設定項目について、水道統計水質編の過去 5 年分（平成 22 年度版～平成 26 年度版）の水質検査結果（浄水）より、評価値の 10%、50%、100%値の経年的な超過状況を表及びグラフに整理した。

水道水質基準項目の水道水質データの整理結果は表 3-7 に示し、水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果は表 3-8 に示す。また、水質基準項目の過去 5 年間の基準値等の超過状況を図 3-1～図 3-24 に示し、水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況を図 3-25～図 3-36 に示す。

過去 5 年間に基準値及び目標値が変更になった項目については、現行の基準値又は目標値により集計を行った。

表 3-7 水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(1/4)

番号	項目名	基準値※ (mg/L)	区分	評価	H22			H23			H24			H25			H26		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
基-1	一般細菌	100個/mL	健康項目	対基準値	5,916	2	0.0%	5,934	2	0.0%	5,981	1	0.0%	6,002	3	0.0%	6,074	5	0.1%
				対50%値	5,916	15	0.3%	5,934	22	0.4%	5,981	16	0.3%	6,002	21	0.3%	6,074	21	0.3%
				対10%値	5,916	106	1.8%	5,934	115	1.9%	5,981	124	2.1%	6,002	115	1.9%	6,074	107	1.8%
基-2	大腸菌	不検出	健康項目	陽性	5,916	1	0.0%	5,933	1	0.0%	5,981	0	0.0%	6,001	1	0.0%	6,074	0	0.0%
基-3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L	健康項目	対基準値	5,698	0	0.0%	5,672	0	0.0%	5,709	0	0.0%	5,684	0	0.0%	5,582	0	0.0%
				対50%値	5,698	4	0.1%	5,672	3	0.1%	5,709	3	0.1%	5,684	2	0.0%	5,582	1	0.0%
				対10%値	5,698	37	0.6%	5,672	24	0.4%	5,709	16	0.3%	5,684	8	0.1%	5,582	3	0.1%
基-4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L	健康項目	対基準値	5,433	0	0.0%	5,370	0	0.0%	5,409	0	0.0%	5,522	0	0.0%	5,467	0	0.0%
				対50%値	5,433	4	0.1%	5,370	4	0.1%	5,409	6	0.1%	5,522	3	0.1%	5,467	1	0.0%
				対10%値	5,433	4	0.1%	5,370	5	0.1%	5,409	7	0.1%	5,522	3	0.1%	5,467	1	0.0%
基-5	セレン及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,518	0	0.0%	5,453	0	0.0%	5,499	0	0.0%	5,603	0	0.0%	5,548	0	0.0%
				対50%値	5,518	6	0.1%	5,453	1	0.0%	5,499	6	0.1%	5,603	1	0.0%	5,548	0	0.0%
				対10%値	5,518	17	0.3%	5,453	8	0.1%	5,499	13	0.2%	5,603	6	0.1%	5,548	9	0.2%
基-6	鉛及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,669	0	0.0%	5,607	1	0.0%	5,644	0	0.0%	5,745	1	0.0%	5,713	1	0.0%
				対50%値	5,669	35	0.6%	5,607	31	0.6%	5,644	23	0.4%	5,745	20	0.3%	5,713	17	0.3%
				対10%値	5,669	336	5.9%	5,607	321	5.7%	5,644	291	5.2%	5,745	285	5.0%	5,713	184	3.2%
基-7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,563	0	0.0%	5,512	0	0.0%	5,550	1	0.0%	5,645	0	0.0%	5,604	0	0.0%
				対50%値	5,563	46	0.8%	5,512	52	0.9%	5,550	54	1.0%	5,645	54	1.0%	5,604	50	0.9%
				対10%値	5,563	495	8.9%	5,512	524	9.5%	5,550	516	9.3%	5,645	502	8.9%	5,604	401	7.2%
基-8	六価クロム化合物	0.05mg/L	健康項目	対基準値	5,620	0	0.0%	5,547	0	0.0%	5,596	0	0.0%	5,702	0	0.0%	5,658	0	0.0%
				対50%値	5,620	0	0.0%	5,547	0	0.0%	5,596	0	0.0%	5,702	0	0.0%	5,658	0	0.0%
				対10%値	5,620	3	0.1%	5,547	2	0.0%	5,596	1	0.0%	5,702	2	0.0%	5,658	0	0.0%
基-9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L	健康項目	対基準値	1,947	0	0.0%	1,974	15	0.8%	2,048	1	0.0%	2,085	0	0.0%	5,906	0	0.0%
				対50%値	1,947	1	0.1%	1,974	18	0.9%	2,048	3	0.1%	2,085	2	0.1%	5,906	6	0.1%
				対10%値	1,947	39	2.0%	1,974	55	2.8%	2,048	42	2.1%	2,085	74	3.5%	5,906	160	2.7%
基-10	シアン化物及び塩化シアン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,894	0	0.0%	5,926	0	0.0%	5,971	0	0.0%	5,987	0	0.0%	6,063	0	0.0%
				対50%値	5,894	3	0.1%	5,926	0	0.0%	5,971	0	0.0%	5,987	0	0.0%	6,063	3	0.0%
				対10%値	5,894	22	0.4%	5,926	10	0.2%	5,971	10	0.2%	5,987	13	0.2%	6,063	9	0.1%
基-11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L	健康項目	対基準値	5,740	0	0.0%	5,725	0	0.0%	5,737	1	0.0%	5,812	1	0.0%	5,825	0	0.0%
				対50%値	5,740	157	2.7%	5,725	152	2.7%	5,737	134	2.3%	5,812	147	2.5%	5,825	137	2.4%
				対10%値	5,740	2,273	39.6%	5,725	2,307	40.3%	5,737	2,162	37.7%	5,812	2,153	37.0%	5,825	1,905	32.7%
基-12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L	健康項目	対基準値	5,650	0	0.0%	5,616	0	0.0%	5,651	0	0.0%	5,747	1	0.0%	5,726	0	0.0%
				対50%値	5,650	56	1.0%	5,616	53	0.9%	5,651	58	1.0%	5,747	55	1.0%	5,726	51	0.9%
				対10%値	5,650	1,919	34.0%	5,616	1,970	35.1%	5,651	1,975	34.9%	5,747	2,004	34.9%	5,726	1,315	23.0%
基-13	ホウ素及びその化合物	1mg/L	健康項目	対基準値	5,541	0	0.0%	5,479	0	0.0%	5,531	0	0.0%	5,631	1	0.0%	5,578	0	0.0%
				対50%値	5,541	20	0.4%	5,479	22	0.4%	5,531	21	0.4%	5,631	19	0.3%	5,578	12	0.2%
				対10%値	5,541	192	3.5%	5,479	186	3.4%	5,531	172	3.1%	5,631	172	3.1%	5,578	128	2.3%
基-14	四塩化炭素	0.002mg/L	健康項目	対基準値	5,508	0	0.0%	5,443	0	0.0%	5,482	0	0.0%	5,591	0	0.0%	5,540	0	0.0%
				対50%値	5,508	4	0.1%	5,443	1	0.0%	5,482	1	0.0%	5,591	3	0.1%	5,540	1	0.0%
				対10%値	5,508	10	0.2%	5,443	11	0.2%	5,482	6	0.1%	5,591	7	0.1%	5,540	4	0.1%
基-15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L	健康項目	対基準値	5,459	0	0.0%	5,383	0	0.0%	5,427	0	0.0%	5,557	0	0.0%	5,506	0	0.0%
				対50%値	5,459	0	0.0%	5,383	0	0.0%	5,427	0	0.0%	5,557	1	0.0%	5,506	0	0.0%
				対10%値	5,459	8	0.1%	5,383	8	0.1%	5,427	6	0.1%	5,557	4	0.1%	5,506	4	0.1%

※ 平成25年10月1日時点の基準値(ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸は新評価値(案))で評価している。

表 3-7 水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(2/4)

番号	項目名	基準値※ (mg/L)	区分	評価	H22			H23			H24			H25			H26		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
基-16	cis-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2- ジクロロエチレン	0.04mg/L	健康項目	対基準値				5,707	0	0.0%	5,582	0	0.0%	5,646	0	0.0%	5,555	0	0.0%
				対50%値				5,707	0	0.0%	5,582	0	0.0%	5,646	0	0.0%	5,555	1	0.0%
				対10%値				5,707	3	0.1%	5,582	1	0.0%	5,646	2	0.0%	5,555	3	0.1%
基-16	(シス-1,2-ジクロロエチレン)※2	0.04mg/L	健康項目	対基準値															
				対50%値															
				対10%値															
基-16	(トランス-1,2-ジクロロエチレン)※2	0.04mg/L	健康項目	対基準値															
				対50%値															
				対10%値															
基-17	ジクロロメタン	0.02mg/L	健康項目	対基準値	5,510	0	0.0%	5,445	0	0.0%	5,484	0	0.0%	5,591	0	0.0%	5,541	0	0.0%
				対50%値	5,510	0	0.0%	5,445	2	0.0%	5,484	0	0.0%	5,591	0	0.0%	5,541	0	0.0%
				対10%値	5,510	0	0.0%	5,445	2	0.0%	5,484	1	0.0%	5,591	1	0.0%	5,541	1	0.0%
基-18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,508	0	0.0%	5,446	0	0.0%	5,485	0	0.0%	5,591	0	0.0%	5,543	0	0.0%
				対50%値	5,508	3	0.1%	5,446	1	0.0%	5,485	2	0.0%	5,591	3	0.1%	5,543	1	0.0%
				対10%値	5,508	10	0.2%	5,446	11	0.2%	5,485	10	0.2%	5,591	23	0.4%	5,543	10	0.2%
基-19	トリクロロエチレン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,511	2	0.0%	5,494	0	0.0%	5,529	0	0.0%	5,635	0	0.0%	5,562	0	0.0%
				対50%値	5,511	8	0.1%	5,494	2	0.0%	5,529	2	0.0%	5,635	4	0.1%	5,562	1	0.0%
				対10%値	5,511	72	1.3%	5,494	41	0.7%	5,529	35	0.6%	5,635	34	0.6%	5,562	25	0.4%
基-20	ベンゼン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,507	0	0.0%	5,444	0	0.0%	5,485	0	0.0%	5,589	0	0.0%	5,541	0	0.0%
				対50%値	5,507	0	0.0%	5,444	0	0.0%	5,485	0	0.0%	5,589	1	0.0%	5,541	0	0.0%
				対10%値	5,507	2	0.0%	5,444	1	0.0%	5,485	6	0.1%	5,589	7	0.1%	5,541	0	0.0%
基-21	塩素酸	0.6mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,894	5	0.1%	5,924	5	0.1%	5,970	7	0.1%	5,991	6	0.1%	6,062	5	0.1%
				対50%値	5,894	272	4.6%	5,924	253	4.3%	5,970	236	4.0%	5,991	265	4.4%	6,062	177	2.9%
				対10%値	5,894	3,259	55.3%	5,924	3,199	54.0%	5,970	3,177	53.2%	5,991	3,148	52.5%	6,062	2,949	48.6%
基-22	クロロ酢酸	0.02mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,896	0	0.0%	5,924	0	0.0%	5,972	0	0.0%	5,989	0	0.0%	6,063	0	0.0%
				対50%値	5,896	3	0.1%	5,924	1	0.0%	5,972	4	0.1%	5,989	3	0.1%	6,063	5	0.1%
				対10%値	5,896	65	1.1%	5,924	39	0.7%	5,972	32	0.5%	5,989	31	0.5%	6,063	53	0.9%
基-23	クロロホルム	0.06mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,896	2	0.0%	5,925	0	0.0%	5,972	0	0.0%	5,991	0	0.0%	6,064	1	0.0%
				対50%値	5,896	238	4.0%	5,925	225	3.8%	5,972	216	3.6%	5,991	255	4.3%	6,064	180	3.0%
				対10%値	5,896	2,281	38.7%	5,925	2,298	38.8%	5,972	2,292	38.4%	5,991	2,312	38.6%	6,064	2,251	37.1%
基-24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,896	6	0.1%	5,925	4	0.1%	5,970	6	0.1%	5,989	8	0.1%	6,064	4	0.1%
				対50%値	5,896	128	2.2%	5,925	123	2.1%	5,970	102	1.7%	5,989	121	2.0%	6,064	92	1.5%
				対10%値	5,896	1,741	29.5%	5,925	1,745	29.5%	5,970	1,720	28.8%	5,989	1,706	28.5%	6,064	1,697	28.0%
基-25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,896	0	0.0%	5,925	0	0.0%	5,972	1	0.0%	5,991	0	0.0%	6,064	0	0.0%
				対50%値	5,896	24	0.4%	5,925	24	0.4%	5,972	25	0.4%	5,991	18	0.3%	6,064	20	0.3%
				対10%値	5,896	296	5.0%	5,925	298	5.0%	5,972	276	4.6%	5,991	268	4.5%	6,064	234	3.9%
基-26	臭素酸	0.01mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,896	0	0.0%	5,925	1	0.0%	5,972	1	0.0%	5,991	1	0.0%	6,063	0	0.0%
				対50%値	5,896	23	0.4%	5,925	22	0.4%	5,972	25	0.4%	5,991	13	0.2%	6,063	15	0.2%
				対10%値	5,896	280	4.7%	5,925	254	4.3%	5,972	274	4.6%	5,991	260	4.3%	6,063	249	4.1%
基-27	総トリハロメタン	0.1mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,896	1	0.0%	5,925	2	0.0%	5,972	3	0.1%	5,991	3	0.1%	6,064	2	0.0%
				対50%値	5,896	251	4.3%	5,925	247	4.2%	5,972	209	3.5%	5,991	204	3.4%	6,064	153	2.5%
				対10%値	5,896	2,790	47.3%	5,925	2,798	47.2%	5,972	2,775	46.5%	5,991	2,834	47.3%	6,064	2,748	45.3%
基-28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,896	24	0.4%	5,925	29	0.5%	5,972	27	0.5%	5,989	29	0.5%	6,064	21	0.3%
				対50%値	5,896	314	5.3%	5,925	347	5.9%	5,972	319	5.3%	5,989	398	6.6%	6,064	387	6.4%
				対10%値	5,896	884	15.0%	5,925	900	15.2%	5,972	927	15.5%	5,989	999	16.7%	6,064	1,004	16.6%

※ 平成25年10月1日時点の基準値(ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸は新評価値(案))で評価している。

※2 平成21年4月1日改正によりシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更。

表 3-7 水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(3/4)

番号	項目名	基準値* (mg/L)	区分	評価	H22			H23			H24			H25			H26		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
基-29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,895	2	0.0%	5,925	2	0.0%	5,972	3	0.1%	5,991	4	0.1%	6,064	3	0.0%
				対50%値	5,895	203	3.4%	5,925	179	3.0%	5,972	178	3.0%	5,991	168	2.8%	6,064	109	1.8%
				対10%値	5,895	2,535	43.0%	5,925	2,543	42.9%	5,972	2,526	42.3%	5,991	2,564	42.8%	6,064	2,490	41.1%
基-30	プロモホルム	0.09mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,896	0	0.0%	5,925	0	0.0%	5,971	0	0.0%	5,991	0	0.0%	6,064	0	0.0%
				対50%値	5,896	4	0.1%	5,925	2	0.0%	5,971	4	0.1%	5,991	1	0.0%	6,064	6	0.1%
				対10%値	5,896	111	1.9%	5,925	138	2.3%	5,971	129	2.2%	5,991	130	2.2%	6,064	117	1.9%
基-31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,896	0	0.0%	5,925	0	0.0%	5,972	0	0.0%	5,988	0	0.0%	6,063	0	0.0%
				対50%値	5,896	3	0.1%	5,925	2	0.0%	5,972	5	0.1%	5,988	0	0.0%	6,063	5	0.1%
				対10%値	5,896	63	1.1%	5,925	64	1.1%	5,972	76	1.3%	5,988	40	0.7%	6,063	54	0.9%
基-32	亜鉛及びその化合物	1mg/L	性状項目	対基準値	5,636	0	0.0%	5,559	0	0.0%	5,606	0	0.0%	5,714	0	0.0%	5,672	0	0.0%
				対50%値	5,636	2	0.0%	5,559	0	0.0%	5,606	0	0.0%	5,714	0	0.0%	5,672	1	0.0%
				対10%値	5,636	17	0.3%	5,559	12	0.2%	5,606	13	0.2%	5,714	14	0.2%	5,672	13	0.2%
基-33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L	性状項目	対基準値	5,730	3	0.1%	5,648	2	0.0%	5,683	9	0.2%	5,799	7	0.1%	5,768	8	0.1%
				対50%値	5,730	166	2.9%	5,648	120	2.1%	5,683	146	2.6%	5,799	157	2.7%	5,768	106	1.8%
				対10%値	5,730	1,622	28.3%	5,648	1,578	27.9%	5,683	1,651	29.1%	5,799	1,542	26.6%	5,768	1,356	23.5%
基-34	鉄及びその化合物	0.3mg/L	性状項目	対基準値	5,707	0	0.0%	5,641	1	0.0%	5,663	3	0.1%	5,804	2	0.0%	5,743	2	0.0%
				対50%値	5,707	33	0.6%	5,641	25	0.4%	5,663	24	0.4%	5,804	27	0.5%	5,743	16	0.3%
				対10%値	5,707	418	7.3%	5,641	416	7.4%	5,663	416	7.3%	5,804	385	6.6%	5,743	262	4.6%
基-35	銅及びその化合物	1mg/L	性状項目	対基準値	5,634	0	0.0%	5,558	0	0.0%	5,601	0	0.0%	5,711	0	0.0%	5,667	0	0.0%
				対50%値	5,634	0	0.0%	5,558	0	0.0%	5,601	1	0.0%	5,711	0	0.0%	5,667	0	0.0%
				対10%値	5,634	12	0.2%	5,558	14	0.3%	5,601	11	0.2%	5,711	12	0.2%	5,667	6	0.1%
基-36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L	性状項目	対基準値	5,593	0	0.0%	5,514	0	0.0%	5,552	0	0.0%	5,660	0	0.0%	5,608	0	0.0%
				対50%値	5,593	2	0.0%	5,514	4	0.1%	5,552	1	0.0%	5,660	1	0.0%	5,608	2	0.0%
				対10%値	5,593	675	12.1%	5,514	653	11.8%	5,552	657	11.8%	5,660	625	11.0%	5,608	343	6.1%
基-37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L	性状項目	対基準値	5,655	0	0.0%	5,587	1	0.0%	5,626	1	0.0%	5,742	0	0.0%	5,693	1	0.0%
				対50%値	5,655	6	0.1%	5,587	11	0.2%	5,626	6	0.1%	5,742	4	0.1%	5,693	5	0.1%
				対10%値	5,655	168	3.0%	5,587	163	2.9%	5,626	161	2.9%	5,742	144	2.5%	5,693	93	1.6%
基-38	塩化物イオン	200mg/L	性状項目	対基準値	5,915	0	0.0%	5,934	3	0.1%	5,981	0	0.0%	6,001	0	0.0%	6,074	0	0.0%
				対50%値	5,915	17	0.3%	5,934	28	0.5%	5,981	12	0.2%	6,001	13	0.2%	6,074	15	0.2%
				対10%値	5,915	1,191	20.1%	5,934	1,159	19.5%	5,981	1,106	18.5%	6,001	1,077	17.9%	6,074	1,008	16.6%
基-39	カルシウム、マグネシウム(硬度)	300mg/L	性状項目	対基準値	5,712	2	0.0%	5,673	3	0.1%	5,715	0	0.0%	5,797	2	0.0%	5,795	0	0.0%
				対50%値	5,712	86	1.5%	5,673	89	1.6%	5,715	76	1.3%	5,797	79	1.4%	5,795	65	1.1%
				対10%値	5,712	4,289	75.1%	5,673	4,254	75.0%	5,715	4,281	74.9%	5,797	4,354	75.1%	5,795	3,142	54.2%
基-40	蒸発残留物	500mg/L	性状項目	対基準値	5,692	1	0.0%	5,677	1	0.0%	5,721	0	0.0%	5,782	0	0.0%	5,806	0	0.0%
				対50%値	5,692	193	3.4%	5,677	205	3.6%	5,721	202	3.5%	5,782	190	3.3%	5,806	166	2.9%
				対10%値	5,692	5,300	93.1%	5,677	5,330	93.9%	5,721	5,319	93.0%	5,782	5,418	93.7%	5,806	4,053	69.8%
基-41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L	性状項目	対基準値	5,420	0	0.0%	5,348	0	0.0%	5,386	0	0.0%	5,499	0	0.0%	5,454	0	0.0%
				対50%値	5,420	1	0.0%	5,348	1	0.0%	5,386	1	0.0%	5,499	0	0.0%	5,454	0	0.0%
				対10%値	5,420	1	0.0%	5,348	1	0.0%	5,386	1	0.0%	5,499	0	0.0%	5,454	0	0.0%
基-42	ジェオスミン	0.00001mg/L	性状項目	対基準値	5,473	0	0.0%	5,447	1	0.0%	5,481	7	0.1%	5,575	3	0.1%	5,635	6	0.1%
				対50%値	5,473	39	0.7%	5,447	38	0.7%	5,481	47	0.9%	5,575	68	1.2%	5,635	56	1.0%
				対10%値	5,473	675	12.3%	5,447	673	12.4%	5,481	713	13.0%	5,575	747	13.4%	5,635	629	11.2%
基-43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L	性状項目	対基準値	5,473	1	0.0%	5,449	1	0.0%	5,481	7	0.1%	5,574	1	0.0%	5,635	1	0.0%
				対50%値	5,473	19	0.3%	5,449	18	0.3%	5,481	28	0.5%	5,574	36	0.6%	5,635	14	0.2%
				対10%値	5,473	336	6.1%	5,449	285	5.2%	5,481	356	6.5%	5,574	355	6.4%	5,635	287	5.1%

* 平成25年10月1日時点の基準値(ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸は新評価値(案))で評価している。

表 3-7 水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(4/4)

番号	項目名	基準値※ (mg/L)	区分	評価	H22			H23			H24			H25			H26		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
基-44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L	性状項目	対基準値	5,499	0	0.0%	5,463	0	0.0%	5,512	0	0.0%	5,619	0	0.0%	5,599	0	0.0%
				対50%値	5,499	5	0.1%	5,463	5	0.1%	5,512	3	0.1%	5,619	4	0.1%	5,599	2	0.0%
				対10%値	5,499	211	3.8%	5,463	201	3.7%	5,512	182	3.3%	5,619	187	3.3%	5,599	124	2.2%
基-45	フェノール類	0.005mg/L	性状項目	対基準値	5,393	0	0.0%	5,334	0	0.0%	5,372	0	0.0%	5,483	0	0.0%	5,431	0	0.0%
				対50%値	5,393	2	0.0%	5,334	3	0.1%	5,372	6	0.1%	5,483	2	0.0%	5,431	0	0.0%
				対10%値	5,393	9	0.2%	5,334	5	0.1%	5,372	10	0.2%	5,483	2	0.0%	5,431	0	0.0%
基-46	有機物(全有機炭素 (TOC)の量)	3mg/L	性状項目	対基準値	5,916	0	0.0%	5,933	0	0.0%	5,980	0	0.0%	6,002	0	0.0%	6,073	0	0.0%
				対50%値	5,916	132	2.2%	5,933	133	2.2%	5,980	129	2.2%	6,002	136	2.3%	6,073	95	1.6%
				対10%値	5,916	3,573	60.4%	5,933	3,594	60.6%	5,980	3,532	59.1%	6,002	3,489	58.1%	6,073	3,451	56.8%
基-47	pH値	5.8-8.6	性状項目	酸側超	5,916	51	0.9%	5,934	69	1.2%	5,981	63	1.1%	6,002	4	0.1%	6,074	2	0.0%
				アルカリ側超	5,916	2	0.0%	5,934	1	0.0%	5,981	1	0.0%	6,002	7	0.1%	6,074	4	0.1%
				異常でない	5,864	-	-	5,906	-	-	5,981	3	-	5,997	3	0.1%	6,071	1	0.0%
基-48	味	異常でない	性状項目	異常でない	5,871	-	-	5,923	-	-	5,981	3	-	6,000	12	0.2%	6,074	9	0.1%
基-49	臭気	異常でない	性状項目	異常でない	5,871	-	-	5,923	-	-	5,981	3	-	6,000	12	0.2%	6,074	9	0.1%
基-50	色度	5度	性状項目	対基準値	5,916	4	0.1%	5,934	0	0.0%	5,981	6	0.1%	6,002	5	0.1%	6,002	3	0.0%
				対50%値	5,916	103	1.7%	5,934	129	2.2%	5,981	131	2.2%	6,002	117	1.9%	6,002	100	1.7%
				対10%値	5,916	1,609	27.2%	5,934	1,552	26.2%	5,981	1,530	25.6%	6,002	1,791	29.8%	6,002	1,434	23.9%
基-51	濁度	2度	性状項目	対基準値	5,916	3	0.1%	5,934	1	0.0%	5,981	1	0.0%	6,002	2	0.0%	6,074	3	0.0%
				対50%値	5,916	19	0.3%	5,934	40	0.7%	5,981	17	0.3%	6,002	32	0.5%	6,074	27	0.4%
				対10%値	5,916	336	5.7%	5,934	386	6.5%	5,981	343	5.7%	6,002	321	5.3%	6,074	290	4.8%

※ 平成25年10月1日時点の基準値(ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸は新評価値(案))で評価している。

表 3-8 水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果(1/2)

番号	項目名	目標値※ (mg/L)	区分	評価	H22			H23			H24			H25			H26		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
目-1	アンチモン及び その化合物	0.02mg/L	健康項目	対目標値	1,899	0	0.0%	1,939	0	0.0%	1,992	0	0.0%	2,010	0	0.0%	2,088	0	0.0%
				対50%値	1,899	0	0.0%	1,939	0	0.0%	1,992	0	0.0%	2,010	0	0.0%	2,088	0	0.0%
				対10%値	1,899	2	0.2%	1,939	2	0.1%	1,992	4	0.2%	2,010	8	0.4%	2,088	6	0.3%
目-2	ウラン及びその 化合物	0.002mg/L	健康項目	対目標値	1,846	0	0.1%	1,893	1	0.1%	1,952	1	0.1%	1,969	1	0.1%	2,057	0	0.0%
				対50%値	1,846	1	0.1%	1,893	3	0.2%	1,952	2	0.1%	1,969	2	0.1%	2,057	3	0.1%
				対10%値	1,846	37	1.9%	1,893	41	2.2%	1,952	38	1.9%	1,969	42	2.1%	2,057	39	1.9%
目-3	ニッケル及びそ の化合物	0.02mg/L	健康項目	対目標値	2,054	0	0.0%	2,138	0	0.0%	2,217	0	0.0%	2,223	1	0.0%	2,322	0	0.0%
				対50%値	2,054	0	0.0%	2,138	1	0.0%	2,217	1	0.0%	2,223	2	0.1%	2,322	1	0.0%
				対10%値	2,054	25	2.2%	2,138	50	2.3%	2,217	49	2.2%	2,223	31	1.4%	2,322	18	0.8%
目-5	1,2-ジクロロエ タン	0.004mg/L	健康項目	対目標値	1,840	0	0.0%	1,879	0	0.0%	1,940	0	0.0%	1,963	0	0.0%	2,026	0	0.0%
				対50%値	1,840	0	0.0%	1,879	0	0.0%	1,940	0	0.0%	1,963	0	0.0%	2,026	0	0.0%
				対10%値	1,840	2	0.1%	1,879	0	0.0%	1,940	1	0.1%	1,963	1	0.1%	2,026	0	0.0%
目-8	トルエン	0.4mg/L	健康項目	対目標値	1,877	0	0.0%	1,915	0	0.0%	1,974	0	0.0%	1,986	0	0.0%	2,052	0	0.0%
				対50%値	1,877	0	0.0%	1,915	0	0.0%	1,974	0	0.0%	1,986	0	0.0%	2,052	0	0.0%
				対10%値	1,877	0	0.0%	1,915	0	0.0%	1,974	0	0.0%	1,986	0	0.0%	2,052	0	0.0%
目-9	フタル酸ジ(2- エチルヘキシ ル)	0.08mg/L	健康項目	対目標値	1,666	0	0.0%	1,700	0	0.0%	1,759	0	0.0%	1,766	0	0.0%	1,817	0	0.0%
				対50%値	1,666	0	0.0%	1,700	0	0.0%	1,759	0	0.0%	1,766	1	0.1%	1,817	0	0.0%
				対10%値	1,666	15	1.0%	1,700	18	1.1%	1,759	18	1.0%	1,766	51	2.9%	1,817	35	1.9%
目-10	亜塩素酸	0.6mg/L	健康項目 (消)	対目標値	1,033	0	0.0%	1,105	0	0.0%	1,127	0	0.0%	1,123	0	0.0%	1,151	0	0.0%
				対50%値	1,033	0	0.0%	1,105	9	0.8%	1,127	0	0.0%	1,123	0	0.0%	1,151	0	0.0%
				対10%値	1,033	8	0.0%	1,105	10	0.9%	1,127	0	0.0%	1,123	0	0.0%	1,151	2	0.2%
目-12	二酸化塩素	0.6mg/L	健康項目 (消)	対目標値	533	0	0.0%	552	0	0.0%	574	0	0.0%	567	0	0.0%	584	0	0.0%
				対50%値	533	0	0.0%	552	0	0.0%	574	0	0.0%	567	0	0.0%	584	0	0.0%
				対10%値	533	2	0.0%	552	1	0.2%	574	0	0.0%	567	0	0.0%	584	0	0.0%
目-13	ジクロロアセ トニトリル	0.01mg/L	健康項目 (消)	対目標値	2,347	0	0.0%	2,403	0	0.0%	2,465	0	0.0%	2,462	0	0.0%	2,527	0	0.0%
				対50%値	2,347	6	0.2%	2,403	3	0.1%	2,465	6	0.2%	2,462	5	0.2%	2,527	15	0.6%
				対10%値	2,347	325	13.7%	2,403	308	12.8%	2,465	338	13.7%	2,462	395	16.0%	2,527	353	14.0%
目-14	抱水クロラール	0.02mg/L	健康項目 (消)	対目標値	2,345	0	0.0%	2,401	0	0.0%	2,466	0	0.0%	2,463	0	0.0%	2,535	0	0.0%
				対50%値	2,345	24	1.6%	2,401	24	1.0%	2,466	39	1.6%	2,463	39	1.6%	2,535	27	1.1%
				対10%値	2,345	649	27.2%	2,401	643	26.8%	2,466	671	27.2%	2,463	725	29.4%	2,535	697	27.5%
目-15	農薬類	検出値と目標値 の比の和とし て、1以下	健康項目	対目標値	736	0	0.0%	743	0	0.0%	750	0	0.0%	736	0	0.0%	708	0	0.0%
				対50%値	736	3	0.3%	743	5	0.7%	750	2	0.3%	736	2	0.3%	708	0	0.0%
				対10%値	736	3	0.7%	743	6	0.8%	750	5	0.7%	736	8	1.1%	708	1	0.1%
目-16	残留塩素	1mg/L	性状項目	対目標値	5,757	47	0.8%	5,792	44	0.8%	5,829	45	0.8%	5,864	58	1.0%	5,937	50	0.8%
				対50%値	5,757	1,692	29.1%	5,792	1,777	30.7%	5,829	1,706	29.3%	5,864	1,760	30.0%	5,937	1,729	29.1%
				対10%値	5,757	5,571	96.6%	5,792	5,607	96.8%	5,829	5,665	97.2%	5,864	5,712	97.4%	5,937	5,779	97.3%

※ 平成25年10月1日時点の目標値(フタル酸ジ(2-エチルヘキシル))は新評価値(案)で評価している。

表 3-8 水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果(2/2)

番号	項目名	目標値※ (mg/L)	区分	評価	H22			H23			H24			H25			H26		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
目-17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100mg/L	性状項目	<10	5,712	113	1.3%	5,673	115	2.0%	5,715	76	1.3%	5,797	48	0.8%	5,795	59	1.0%
				>100	5,712	430	6.7%	5,673	429	7.6%	5,715	389	6.8%	5,797	227	3.9%	5,795	377	6.5%
目-18	マンガン	0.01mg/L	性状項目	対目標値	5,655	61	1.0%	5,587	57	1.0%	5,626	59	1.0%	5,742	32	0.6%	5,693	47	0.8%
				対50%値	5,655	168	2.8%	5,587	163	2.9%	5,626	161	2.9%	5,742	211	3.7%	5,693	126	2.2%
				対10%値	5,655	442	7.6%	5,587	441	7.9%	5,626	437	7.8%	5,742	457	8.0%	5,693	410	7.2%
目-19	遊離炭酸	20mg/L	性状項目	対目標値	2,144	94	4.3%	2,197	95	4.3%	2,237	96	4.3%	2,228	76	3.4%	2,272	72	3.2%
				対50%値	2,144	350	15.2%	2,197	344	15.7%	2,237	339	15.2%	2,228	337	15.1%	2,272	295	13.0%
				対10%値	2,144	1,628	76.5%	2,197	1,627	74.1%	2,237	1,704	76.2%	2,228	1,669	74.9%	2,272	1,703	75.0%
目-20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L	性状項目	対目標値	1,899	0	0.0%	1,923	0	0.0%	2,017	0	0.0%	2,031	0	0.0%	2,088	0	0.0%
				対50%値	1,899	0	0.0%	1,923	0	0.0%	2,017	0	0.0%	2,031	0	0.0%	2,088	0	0.0%
				対10%値	1,899	0	0.0%	1,923	0	0.0%	2,017	0	0.0%	2,031	0	0.0%	2,088	2	0.1%
目-21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L	性状項目	対目標値	1,764	0	0.0%	1,802	0	0.0%	1,871	0	0.0%	1,879	0	0.0%	1,946	0	0.0%
				対50%値	1,764	0	0.0%	1,802	0	0.0%	1,871	0	0.0%	1,879	0	0.0%	1,946	1	0.1%
				対10%値	1,764	3	0.0%	1,802	0	0.0%	1,871	0	0.0%	1,879	0	0.0%	1,946	2	0.1%
目-22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L	性状項目	対目標値	1,585	41	1.7%	1,614	37	2.3%	1,657	28	1.7%	1,623	30	1.8%	1,594	34	2.1%
				対50%値	1,585	437	24.1%	1,614	407	25.2%	1,657	391	23.6%	1,623	370	22.8%	1,594	335	21.0%
				対10%値	1,585	1,302	85.6%	1,614	1,359	84.2%	1,657	1,390	83.9%	1,623	1,320	81.3%	1,594	1,316	82.6%
目-23	臭気強度(TON)	3 TON	性状項目	対目標値	1,845	16	1.3%	1,972	19	1.0%	2,018	27	1.3%	2,012	28	1.4%	2,063	10	0.5%
				対50%値	1,845	99	5.9%	1,972	113	5.7%	2,018	119	5.9%	2,012	122	6.1%	2,063	116	5.6%
				対10%値	1,845	411	20.8%	1,972	445	22.6%	2,018	418	20.7%	2,012	448	22.3%	2,063	402	19.5%
目-24	蒸発残留物	30-200mg/L	性状項目	<30	5,692	68	1.2%	5,677	54	1.0%	5,721	68	1.2%	5,782	27	0.5%	5,806	56	1.0%
				>200	5,692	597	10.7%	5,677	611	10.8%	5,721	619	10.8%	5,782	631	10.9%	5,806	537	9.2%
目-25	濁度	1度	性状項目	対目標値	5,916	19	0.3%	5,934	40	0.7%	5,981	17	0.3%	6,002	32	0.5%	6,074	27	0.4%
				対50%値	5,916	90	1.4%	5,934	113	1.9%	5,981	87	1.5%	6,002	88	1.5%	6,074	104	1.7%
				対10%値	5,916	675	11.3%	5,934	791	13.3%	5,981	681	11.4%	6,002	683	11.4%	6,074	590	9.7%
目-26	pH値	7.5程度	性状項目	7.3以下	5,916	1,904	31.7%	5,934	1,939	32.7%	5,981	1,905	31.9%	6,002	1,925	32.1%	6,074	4,283	70.5%
				7.7以上	5,916	2,142	36.0%	5,934	2,112	35.6%	5,981	2,162	36.1%	6,002	2,121	35.3%	6,074	2,060	33.9%
目-27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	性状項目	<-1	2,128	1,304	71.6%	2,212	1,420	64.2%	2,252	1,613	71.6%	2,252	1,456	64.7%	2,298	1,635	71.1%
				>0	2,128	102	3.1%	2,212	71	3.2%	2,252	70	3.1%	2,252	63	2.8%	2,298	57	2.5%
目-28	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下	性状項目	対目標値	2,287	1	0.1%	2,383	2	0.1%	2,463	2	0.1%	2,486	1	0.0%	2,545	3	0.1%
				対50%値	2,287	6	0.2%	2,383	5	0.2%	2,463	4	0.2%	2,486	6	0.2%	2,545	5	0.2%
				対10%値	2,287	40	1.7%	2,383	60	2.5%	2,463	42	1.7%	2,486	46	1.9%	2,545	49	1.9%
目-29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L	性状項目	対目標値	2,097	0	0.0%	2,084	0	0.0%	2,102	0	0.0%	2,093	0	0.0%	2,114	0	0.0%
				対50%値	2,097	0	0.0%	2,084	1	0.0%	2,102	0	0.0%	2,093	0	0.0%	2,114	0	0.0%
				対10%値	2,097	0	0.0%	2,084	1	0.0%	2,102	0	0.0%	2,093	0	0.0%	2,114	0	0.0%
目-30	アルミニウム	0.1mg/L	性状項目	対目標値	5,730	166	2.5%	5,648	120	2.1%	5,683	146	2.6%	5,799	153	2.6%	5,768	107	1.9%
				対50%値	5,730	616	10.4%	5,648	547	9.7%	5,683	603	10.6%	5,799	587	10.1%	5,768	515	8.9%
				対10%値	5,730	2,160	38.7%	5,648	2,147	38.0%	5,683	2,243	39.5%	5,799	2,728	47.0%	5,768	2,214	38.4%

※ 平成25年10月1日時点の目標値(フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)は新評価値(案)で評価している。

表 3-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（1/12）

群	番号	項目名	目標値*1 (mg/L)	評価	H22			H23			H24			H25**2			H26		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	1	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.05	対目標値超	619	0	0.0%	625	0	0.0%	624	0	0.0%	629	0	0.0%	621	0	0.0%
				対50%値超	619	0	0.0%	625	0	0.0%	624	0	0.0%	629	0	0.0%	621	0	0.0%
				対10%値超	619	0	0.0%	625	0	0.0%	624	0	0.0%	629	0	0.0%	621	0	0.0%
				対1%値超	619	0	0.0%	625	0	0.0%	624	0	0.0%	629	1	0.2%	621	0	0.0%
対	2	ダラボン	0.08	対目標値超	486	0	0.0%	506	0	0.0%	500	0	0.0%	508	0	0.0%	431	0	0.0%
				対50%値超	486	0	0.0%	506	0	0.0%	500	0	0.0%	508	0	0.0%	431	0	0.0%
				対10%値超	486	0	0.0%	506	1	0.2%	500	0	0.0%	508	0	0.0%	431	0	0.0%
				対1%値超	486	1	0.2%	506	1	0.2%	500	0	0.0%	508	10	2.0%	431	1	0.2%
対	3	2,4-ジクロロフェノキシ 酢酸(2,4-D)	0.03	対目標値超	626	0	0.0%	643	0	0.0%	629	0	0.0%	620	0	0.0%	596	0	0.0%
				対50%値超	626	0	0.0%	643	0	0.0%	629	0	0.0%	620	0	0.0%	596	0	0.0%
				対10%値超	626	0	0.0%	643	0	0.0%	629	0	0.0%	620	0	0.0%	596	0	0.0%
				対1%値超	626	0	0.0%	643	0	0.0%	629	0	0.0%	620	2	0.3%	596	0	0.0%
対	4	EPN	0.004	対目標値超	636	0	0.0%	624	0	0.0%	614	0	0.0%	629	0	0.0%	632	0	0.0%
				対50%値超	636	0	0.0%	624	0	0.0%	614	0	0.0%	629	0	0.0%	632	0	0.0%
				対10%値超	636	0	0.0%	624	0	0.0%	614	0	0.0%	629	0	0.0%	632	0	0.0%
				対1%値超	636	4	0.6%	624	5	0.8%	614	4	0.7%	629	10	1.6%	632	6	0.9%
対	5	MCPA	0.005	対目標値超	9	0	0.0%	15	0	0.0%	14	0	0.0%	115	0	0.0%	380	0	0.0%
				対50%値超	9	0	0.0%	15	0	0.0%	14	0	0.0%	115	0	0.0%	380	0	0.0%
				対10%値超	9	0	0.0%	15	0	0.0%	14	0	0.0%	115	0	0.0%	380	0	0.0%
				対1%値超	9	0	0.0%	15	1	6.7%	14	0	0.0%	115	2	1.7%	380	1	0.3%
対	6	アシュラム	0.2	対目標値超	627	0	0.0%	658	0	0.0%	647	0	0.0%	647	0	0.0%	550	0	0.0%
				対50%値超	627	0	0.0%	658	0	0.0%	647	0	0.0%	647	0	0.0%	550	0	0.0%
				対10%値超	627	0	0.0%	658	0	0.0%	647	0	0.0%	647	0	0.0%	550	0	0.0%
				対1%値超	627	0	0.0%	658	0	0.0%	647	0	0.0%	647	0	0.0%	550	0	0.0%
対	7	アセフェート	0.006	対目標値超	618	0	0.0%	609	0	0.0%	615	0	0.0%	592	0	0.0%	606	0	0.0%
				対50%値超	618	0	0.0%	609	0	0.0%	615	0	0.0%	592	0	0.0%	606	0	0.0%
				対10%値超	618	4	0.6%	609	2	0.3%	615	5	0.8%	592	5	0.8%	606	3	0.5%
				対1%値超	618	4	0.6%	609	2	0.3%	615	5	0.8%	592	12	2.0%	606	3	0.5%
対	8	アトラジン	0.01	対目標値超	591	0	0.0%	567	0	0.0%	572	0	0.0%	600	0	0.0%	588	0	0.0%
				対50%値超	591	0	0.0%	567	0	0.0%	572	0	0.0%	600	0	0.0%	588	0	0.0%
				対10%値超	591	0	0.0%	567	0	0.0%	572	0	0.0%	600	0	0.0%	588	0	0.0%
				対1%値超	591	0	0.0%	567	0	0.0%	572	0	0.0%	600	0	0.0%	588	0	0.0%
対	9	アニロホス	0.003	対目標値超	530	0	0.0%	534	0	0.0%	531	0	0.0%	568	0	0.0%	508	0	0.0%
				対50%値超	530	0	0.0%	534	0	0.0%	531	0	0.0%	568	0	0.0%	508	0	0.0%
				対10%値超	530	0	0.0%	534	0	0.0%	531	0	0.0%	568	0	0.0%	508	0	0.0%
				対1%値超	530	4	0.8%	534	1	0.2%	531	0	0.0%	568	7	1.2%	508	1	0.2%
対	10	アミトラズ	0.006	対目標値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	117	0	0.0%	345	0	0.0%
				対50%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	117	0	0.0%	345	0	0.0%
				対10%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	117	0	0.0%	345	0	0.0%
				対1%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	117	2	0.0%	345	1	0.3%

※1 平成25年度水道統計調査では、農薬類のうちオキサジクロメホン、オリサストロピン、グルホシネート、ジチオカルバメート系農薬、チアニジル、ピラクロニル、ベンゾピシクロン、メタム（カーバム）の目標値は、平成26年4月1日現在の数値となっている。なお、平成25年度において、上記農薬類の目標値が未設定であったことから、平成25年度水道統計調査では、上記農薬類に関して入力された値は参考値扱いとし、農薬類の算出には用いないこととしている。

※2 イミノクタジン、グルホシネート、クロウントロフェン(CNP)、ジチオカルバメート系農薬については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。

表 3-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（2/12）

群	番号	項目名	目標値 ^{※1} (mg/L)	評価	H22			H23			H24			H25 ^{※2}			H26		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	11	アラクロール	0.03	対目標値超	610	0	0.0%	582	0	0.0%	577	0	0.0%	613	0	0.0%	596	0	0.0%
				対50%値超	610	0	0.0%	582	0	0.0%	577	0	0.0%	613	0	0.0%	596	0	0.0%
				対10%値超	610	0	0.0%	582	0	0.0%	577	0	0.0%	613	0	0.0%	596	0	0.0%
				対1%値超	610	0	0.0%	582	0	0.0%	577	0	0.0%	613	0	0.0%	596	0	0.0%
対	12	イソキサチオン	0.008	対目標値超	717	0	0.0%	707	0	0.0%	714	0	0.0%	712	0	0.0%	674	0	0.0%
				対50%値超	717	0	0.0%	707	0	0.0%	714	0	0.0%	712	0	0.0%	674	0	0.0%
				対10%値超	717	0	0.0%	707	0	0.0%	714	0	0.0%	712	0	0.0%	674	0	0.0%
				対1%値超	717	0	0.0%	707	0	0.0%	714	1	0.1%	712	3	0.4%	674	0	0.0%
対	13	イソフェンホス	0.001	対目標値超	558	0	0.0%	579	0	0.0%	567	0	0.0%	585	0	0.0%	557	0	0.0%
				対50%値超	558	0	0.0%	579	0	0.0%	567	0	0.0%	585	0	0.0%	557	0	0.0%
				対10%値超	558	0	0.0%	579	0	0.0%	567	0	0.0%	585	0	0.0%	557	0	0.0%
				対1%値超	558	4	0.7%	579	1	0.2%	567	0	0.0%	585	7	1.2%	557	2	0.4%
対	14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	対目標値超	584	0	0.0%	562	0	0.0%	551	0	0.0%	593	0	0.0%	577	0	0.0%
				対50%値超	584	0	0.0%	562	0	0.0%	551	0	0.0%	593	0	0.0%	577	0	0.0%
				対10%値超	584	0	0.0%	562	0	0.0%	551	0	0.0%	593	0	0.0%	577	0	0.0%
				対1%値超	584	0	0.0%	562	0	0.0%	551	0	0.0%	593	0	0.0%	577	0	0.0%
対	15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	対目標値超	683	0	0.0%	703	0	0.0%	704	0	0.0%	697	0	0.0%	648	0	0.0%
				対50%値超	683	0	0.0%	703	0	0.0%	704	0	0.0%	697	0	0.0%	648	0	0.0%
				対10%値超	683	0	0.0%	703	0	0.0%	704	0	0.0%	697	0	0.0%	648	0	0.0%
				対1%値超	683	0	0.0%	703	0	0.0%	704	0	0.0%	697	0	0.0%	648	0	0.0%
対	16	イプロベンホス(IBP)	0.09	対目標値超	673	0	0.0%	664	0	0.0%	656	0	0.0%	667	0	0.0%	633	0	0.0%
				対50%値超	673	0	0.0%	664	0	0.0%	656	0	0.0%	667	0	0.0%	633	0	0.0%
				対10%値超	673	0	0.0%	664	0	0.0%	656	0	0.0%	667	0	0.0%	633	0	0.0%
				対1%値超	673	0	0.0%	664	0	0.0%	656	0	0.0%	667	0	0.0%	633	0	0.0%
対	17	イミノクタジン酢酸塩	0.006	対目標値超	465	0	0.0%	451	0	0.0%	448	0	0.0%	424	0	0.0%	395	0	0.0%
				対50%値超	465	4	0.9%	451	0	0.0%	448	1	0.2%	424	0	0.0%	395	0	0.0%
				対10%値超	465	4	0.9%	451	0	0.0%	448	1	0.2%	424	0	0.0%	395	0	0.0%
				対1%値超	465	4	0.9%	451	0	0.0%	448	1	0.2%	424	0	0.0%	395	0	0.0%
対	18	インダノファン	0.009	対目標値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	117	0	0.0%	408	0	0.0%
				対50%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	117	0	0.0%	408	0	0.0%
				対10%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	117	0	0.0%	408	0	0.0%
				対1%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	117	2	0.0%	408	1	0.2%
対	19	エスプロカルブ	0.03	対目標値超	626	0	0.0%	599	0	0.0%	585	0	0.0%	630	0	0.0%	581	0	0.0%
				対50%値超	626	0	0.0%	599	0	0.0%	585	0	0.0%	630	0	0.0%	581	0	0.0%
				対10%値超	626	0	0.0%	599	0	0.0%	585	0	0.0%	630	0	0.0%	581	0	0.0%
				対1%値超	626	0	0.0%	599	0	0.0%	585	0	0.0%	630	0	0.0%	581	0	0.0%
対	20	エディフェンホス(エジフェンホス, EDDP)	0.006	対目標値超	589	0	0.0%	581	0	0.0%	573	0	0.0%	603	0	0.0%	529	0	0.0%
				対50%値超	589	0	0.0%	581	0	0.0%	573	0	0.0%	603	0	0.0%	529	0	0.0%
				対10%値超	589	0	0.0%	581	0	0.0%	573	0	0.0%	603	0	0.0%	529	0	0.0%
				対1%値超	589	0	0.0%	581	0	0.0%	573	0	0.0%	603	0	0.0%	529	0	0.0%

※1平成25年度水道統計調査では、農薬類のうちオキサジクロメホン、オリサストロピン、グルホシネート、ジチオカルバメート系農薬、チアニジル、ピラクロニル、ベンゾピシクロン、メタム(カーバム)の目標値は、平成26年4月1日現在の数値となっている。なお、平成25年度において、上記農薬類の目標値が未設定であったことから、平成25年度水道統計調査では、上記農薬類に関して入力された値は参考値扱いとし、農薬類の算出には用いないこととしている。

※2イミノクタジン、グルホシネート、クロウニトロフェン(CNP)、ジチオカルバメート系農薬については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。

表 3-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（3/12）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H22			H23			H24			H25※2			H26			
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	
対	21	エトフェンブロックス	0.08	対目標値超	705	0	0.0%	662	0	0.0%	660	0	0.0%	670	0	0.0%	686	0	0.0%	
				対50%値超	705	0	0.0%	662	0	0.0%	660	0	0.0%	670	0	0.0%	686	0	0.0%	
				対10%値超	705	0	0.0%	662	0	0.0%	660	0	0.0%	670	0	0.0%	686	0	0.0%	
				対1%値超	705	0	0.0%	662	0	0.0%	660	0	0.0%	670	0	0.0%	686	0	0.0%	
対	22	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.004	対目標値超	577	0	0.0%	567	0	0.0%	571	0	0.0%	586	0	0.0%	539	0	0.0%	
				対50%値超	577	0	0.0%	567	0	0.0%	571	0	0.0%	586	0	0.0%	539	0	0.0%	
				対10%値超	577	0	0.0%	567	0	0.0%	571	0	0.0%	586	0	0.0%	539	0	0.0%	
				対1%値超	577	0	0.0%	567	0	0.0%	571	0	0.0%	586	0	0.0%	539	0	0.0%	
対	23	エンドスルファン(ヘンゾエピン、 エンドスルフェート)	0.01	対目標値超	575	0	0.0%	547	0	0.0%	549	0	0.0%	581	0	0.0%	510	0	0.0%	
				対50%値超	575	0	0.0%	547	0	0.0%	549	0	0.0%	581	0	0.0%	510	0	0.0%	
				対10%値超	575	0	0.0%	547	0	0.0%	549	0	0.0%	581	0	0.0%	510	0	0.0%	
				対1%値超	575	0	0.0%	547	0	0.0%	549	0	0.0%	581	0	0.0%	510	0	0.0%	
対	24	オキサジクロメホン	0.02	対目標値超									126	0	0.0%	396	0	0.0%		
				対50%値超											126	0	0.0%	396	0	0.0%
				対10%値超											126	0	0.0%	396	0	0.0%
				対1%値超											126	0	0.0%	396	0	0.0%
対	25	オキシ銅	0.03	対目標値超	568	0	0.0%	577	0	0.0%	589	0	0.0%	564	0	0.0%	545	0	0.0%	
				対50%値超	568	0	0.0%	577	0	0.0%	589	0	0.0%	564	0	0.0%	545	0	0.0%	
				対10%値超	568	0	0.0%	577	0	0.0%	589	0	0.0%	564	0	0.0%	545	0	0.0%	
				対1%値超	568	0	0.0%	577	1	0.2%	589	4	0.7%	564	12	2.1%	545	2	0.4%	
対	26	オリサストロビン	0.1	対目標値超									122	0	0.0%	351	0	0.0%		
				対50%値超											122	0	0.0%	351	0	0.0%
				対10%値超											122	0	0.0%	351	0	0.0%
				対1%値超											122	0	0.0%	351	1	0.3%
対	27	カズサホス	0.0006	対目標値超									110	0	0.0%	345	0	0.0%		
				対50%値超											110	0	0.0%	345	0	0.0%
				対10%値超											110	0	0.0%	345	0	0.0%
				対1%値超											110	0	0.0%	345	0	0.0%
対	28	カフェンストール	0.008	対目標値超	664	0	0.0%	627	0	0.0%	608	0	0.0%	639	0	0.0%	646	0	0.0%	
				対50%値超	664	0	0.0%	627	0	0.0%	608	0	0.0%	639	0	0.0%	646	0	0.0%	
				対10%値超	664	0	0.0%	627	0	0.0%	608	0	0.0%	639	0	0.0%	646	0	0.0%	
				対1%値超	664	0	0.0%	627	2	0.3%	608	0	0.0%	639	0	0.0%	646	0	0.0%	
対	29	カルタップ	0.3	対目標値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	51	0	0.0%	188	0	0.0%	
				対50%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	51	0	0.0%	188	0	0.0%	
				対10%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	51	0	0.0%	188	0	0.0%	
				対1%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	51	0	0.0%	188	0	0.0%	
対	30	カルバリル(NAC)	0.05	対目標値超	616	0	0.0%	636	0	0.0%	621	0	0.0%	617	0	0.0%	537	0	0.0%	
				対50%値超	616	0	0.0%	636	0	0.0%	621	0	0.0%	617	0	0.0%	537	0	0.0%	
				対10%値超	616	0	0.0%	636	0	0.0%	621	0	0.0%	617	0	0.0%	537	0	0.0%	
				対1%値超	616	0	0.0%	636	0	0.0%	621	0	0.0%	617	0	0.0%	537	0	0.0%	

※1 平成25年度水道統計調査では、農薬類のうちオキサジクロメホン、オリサストロビン、グルホシシネート、ジチオカルバメート系農薬、チアニジル、ピラクロニル、ベンゾピシクロン、メタム（カーバム）の目標値は、平成26年4月1日現在の数値となっている。なお、平成25年度において、上記農薬類の目標値が未設定であったことから、平成25年度水道統計調査では、上記農薬類に関して入力された値は参考値扱いとし、農薬類の算出には用いないこととしている。

※2 イミノクタジン、グルホシシネート、クロウニトロフェン(CNP)、ジチオカルバメート系農薬については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。

表 3-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（4/12）

群	番号	項目名	目標値 ^{※1} (mg/L)	評価	H22			H23			H24			H25 ^{※2}			H26		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	31	カルプロパミド	0.04	対目標値超	549	0	0.0%	567	0	0.0%	567	0	0.0%	572	0	0.0%	487	0	0.0%
				対50%値超	549	0	0.0%	567	0	0.0%	567	0	0.0%	572	0	0.0%	487	0	0.0%
				対10%値超	549	0	0.0%	567	0	0.0%	567	0	0.0%	572	0	0.0%	487	0	0.0%
				対1%値超	549	0	0.0%	567	0	0.0%	567	0	0.0%	572	0	0.0%	487	0	0.0%
対	32	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	0.005	対目標値超	559	0	0.0%	557	0	0.0%	559	0	0.0%	552	0	0.0%	536	0	0.0%
				対50%値超	559	0	0.0%	557	0	0.0%	559	0	0.0%	552	0	0.0%	536	0	0.0%
				対10%値超	559	0	0.0%	557	0	0.0%	559	0	0.0%	552	0	0.0%	536	0	0.0%
				対1%値超	559	0	0.0%	557	2	0.4%	559	0	0.0%	552	2	0.4%	536	0	0.0%
対	33	キノクラミン(ACN)	0.005	対目標値超	4	0	0.0%	4	0	0.0%	3	0	0.0%	123	0	0.0%	359	0	0.0%
				対50%値超	4	0	0.0%	4	0	0.0%	3	0	0.0%	123	0	0.0%	359	0	0.0%
				対10%値超	4	0	0.0%	4	0	0.0%	3	0	0.0%	123	0	0.0%	359	0	0.0%
				対1%値超	4	0	0.0%	4	0	0.0%	3	0	0.0%	123	0	0.0%	359	0	0.0%
対	34	キャプタン	0.3	対目標値超	601	0	0.0%	608	0	0.0%	609	0	0.0%	604	0	0.0%	593	0	0.0%
				対50%値超	601	0	0.0%	608	0	0.0%	609	0	0.0%	604	0	0.0%	593	0	0.0%
				対10%値超	601	0	0.0%	608	0	0.0%	609	0	0.0%	604	0	0.0%	593	0	0.0%
				対1%値超	601	0	0.0%	608	0	0.0%	609	0	0.0%	604	0	0.0%	593	0	0.0%
対	35	クミルロン	0.03	対目標値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	108	0	0.0%	393	0	0.0%
				対50%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	108	0	0.0%	393	0	0.0%
				対10%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	108	0	0.0%	393	0	0.0%
				対1%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	108	0	0.0%	393	1	0.3%
対	36	グリホサート	2	対目標値超	576	0	0.0%	567	0	0.0%	565	0	0.0%	543	0	0.0%	474	0	0.0%
				対50%値超	576	0	0.0%	567	0	0.0%	565	0	0.0%	543	0	0.0%	474	0	0.0%
				対10%値超	576	0	0.0%	567	0	0.0%	565	0	0.0%	543	0	0.0%	474	0	0.0%
				対1%値超	576	0	0.0%	567	0	0.0%	565	0	0.0%	543	0	0.0%	474	0	0.0%
対	37	グルホシネート	0.02	対目標値超	4	0	0.0%	4	0	0.0%	3	0	0.0%	57	0	0.0%	163	0	0.0%
				対50%値超	4	0	0.0%	4	0	0.0%	3	0	0.0%	57	0	0.0%	163	0	0.0%
				対10%値超	4	0	0.0%	4	0	0.0%	3	0	0.0%	57	0	0.0%	163	1	0.6%
				対1%値超	4	0	0.0%	4	0	0.0%	3	0	0.0%	57	0	0.0%	163	3	1.8%
対	38	クロメブロップ	0.02	対目標値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	5	0	0.0%	116	0	0.0%	404	0	0.0%
				対50%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	5	0	0.0%	116	0	0.0%	404	0	0.0%
				対10%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	5	0	0.0%	116	0	0.0%	404	0	0.0%
				対1%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	5	0	0.0%	116	2	1.7%	404	0	0.0%
対	39	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	対目標値超	545	0	0.0%	537	0	0.0%	523	0	0.0%	531	0	0.0%	514	0	0.0%
				対50%値超	545	4	0.7%	537	1	0.2%	523	0	0.0%	531	0	0.0%	514	2	0.4%
				対10%値超	545	4	0.7%	537	1	0.2%	523	0	0.0%	531	0	0.0%	514	2	0.4%
				対1%値超	545	4	0.7%	537	1	0.2%	523	0	0.0%	531	0	0.0%	514	2	0.4%
対	40	クロルピリホス	0.003	対目標値超	594	0	0.0%	618	0	0.0%	615	0	0.0%	622	0	0.0%	640	0	0.0%
				対50%値超	594	0	0.0%	618	0	0.0%	615	0	0.0%	622	0	0.0%	640	0	0.0%
				対10%値超	594	0	0.0%	618	0	0.0%	615	0	0.0%	622	0	0.0%	640	0	0.0%
				対1%値超	594	4	0.7%	618	0	0.0%	615	4	0.7%	622	8	1.3%	640	1	0.2%

※1平成25年度水道統計調査では、農薬類のうちオキサジクロメホン、オリサストロピン、グルホシネート、ジチオカルバメート系農薬、チアニジル、ピラクロニル、ベンゾビシクロン、メタム(カーバム)の目標値は、平成26年4月1日現在の数値となっている。なお、平成25年度において、上記農薬類の目標値が未設定であったことから、平成25年度水道統計調査では、上記農薬類に関して入力された値は参考値扱いとし、農薬類の算出には用いないこととしている。

※2イミノクタジン、グルホシネート、クロルニトロフェン(CNP)、ジチオカルバメート系農薬については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。

表 3-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（5/12）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H22			H23			H24			H25※2			H26			
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	
対	41	クロロタロニル(TPN)	0.05	対目標値超	700	0	0.0%	676	0	0.0%	670	0	0.0%	674	0	0.0%	692	0	0.0%	
				対50%値超	700	0	0.0%	676	0	0.0%	670	0	0.0%	674	0	0.0%	692	0	0.0%	
				対10%値超	700	0	0.0%	676	0	0.0%	670	0	0.0%	674	0	0.0%	692	0	0.0%	
				対1%値超	700	0	0.0%	676	0	0.0%	670	0	0.0%	674	0	0.0%	692	0	0.0%	
対	42	シアナジン	0.004	対目標値超	25	0	0.0%	12	0	0.0%	20	0	0.0%	114	0	0.0%	418	0	0.0%	
				対50%値超	25	0	0.0%	12	0	0.0%	20	0	0.0%	114	0	0.0%	418	0	0.0%	
				対10%値超	25	0	0.0%	12	0	0.0%	20	0	0.0%	114	0	0.0%	418	0	0.0%	
				対1%値超	25	1	4.0%	12	0	0.0%	20	0	0.0%	114	2	1.8%	418	0	0.0%	
対	43	シアノホス(CYAP)	0.003	対目標値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	117	0	0.0%	389	0	0.0%	
				対50%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	117	0	0.0%	389	0	0.0%	
				対10%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	117	0	0.0%	389	0	0.0%	
				対1%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	117	0	0.0%	389	0	0.0%	
対	44	ジウロン(DCMU)	0.02	対目標値超	564	0	0.0%	590	0	0.0%	571	0	0.0%	577	0	0.0%	542	0	0.0%	
				対50%値超	564	0	0.0%	590	0	0.0%	571	0	0.0%	577	0	0.0%	542	0	0.0%	
				対10%値超	564	0	0.0%	590	0	0.0%	571	0	0.0%	577	0	0.0%	542	0	0.0%	
				対1%値超	564	0	0.0%	590	0	0.0%	571	0	0.0%	577	0	0.0%	542	0	0.0%	
対	45	ジクロベニル(DBN)	0.01	対目標値超	669	0	0.0%	646	0	0.0%	633	0	0.0%	652	0	0.0%	602	0	0.0%	
				対50%値超	669	0	0.0%	646	0	0.0%	633	0	0.0%	652	0	0.0%	602	0	0.0%	
				対10%値超	669	0	0.0%	646	0	0.0%	633	0	0.0%	652	0	0.0%	602	0	0.0%	
				対1%値超	669	0	0.0%	646	0	0.0%	633	0	0.0%	652	0	0.0%	602	0	0.0%	
対	46	ジクロルボス(DDVP)	0.008	対目標値超	732	0	0.0%	737	0	0.0%	726	0	0.0%	705	0	0.0%	575	0	0.0%	
				対50%値超	732	0	0.0%	737	0	0.0%	726	0	0.0%	705	0	0.0%	575	0	0.0%	
				対10%値超	732	0	0.0%	737	0	0.0%	726	0	0.0%	705	0	0.0%	575	0	0.0%	
				対1%値超	732	0	0.0%	737	0	0.0%	726	0	0.0%	705	0	0.0%	575	0	0.0%	
対	47	ジクワット	0.005	対目標値超	532	0	0.0%	549	0	0.0%	536	0	0.0%	535	0	0.0%	451	0	0.0%	
				対50%値超	532	0	0.0%	549	0	0.0%	536	0	0.0%	535	0	0.0%	451	0	0.0%	
				対10%値超	532	5	0.9%	549	1	0.2%	536	1	0.2%	535	12	2.2%	451	8	1.8%	
				対1%値超	532	5	0.9%	549	2	0.4%	536	1	0.2%	535	13	2.4%	451	8	1.8%	
対	48	エチルチオメトン	0.004	対目標値超	721	0	0.0%	720	0	0.0%	702	0	0.0%	682	0	0.0%	580	0	0.0%	
				対50%値超	721	0	0.0%	720	0	0.0%	702	0	0.0%	682	0	0.0%	580	0	0.0%	
				対10%値超	721	0	0.0%	720	0	0.0%	702	0	0.0%	682	0	0.0%	580	0	0.0%	
				対1%値超	721	0	0.0%	720	0	0.0%	702	3	0.4%	682	0	0.0%	580	1	0.2%	
対	49	ジチアノン	0.03	対目標値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	47	0	0.0%	191	0	0.0%	
				対50%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	47	0	0.0%	191	0	0.0%	
				対10%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	47	0	0.0%	191	1	0.5%	
				対1%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	47	0	0.0%	191	2	1.0%	
対	50	ジチオカルバメート系 農薬	0.005	対目標値超									45	0	0.0%	150	0	0.0%		
				対50%値超											45	0	0.0%	150	0	0.0%
				対10%値超											45	0	0.0%	150	0	0.0%
				対1%値超											45	0	0.0%	150	0	0.0%

※1平成25年度水道統計調査では、農薬類のうちオキサジクロメホン、オリサストロビン、グルホキシネート、ジチオカルバメート系農薬、チアニジル、ピラクロニル、ベンゾピシクロン、メタム(カーバム)の目標値は、平成26年4月1日現在の数値となっている。なお、平成25年度において、上記農薬類の目標値が未設定であったことから、平成25年度水道統計調査では、上記農薬類に関して入力された値は参考値扱いとし、農薬類の算出には用いないこととしている。

※2イミノクタジン、グルホキシネート、クロウニトロフェン(CNP)、ジチオカルバメート系農薬については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。

表 3-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（6/12）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H22			H23			H24			H25※2			H26		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	51	ジテオピル	0.009	対目標値超	558	0	0.0%	561	0	0.0%	558	0	0.0%	592	0	0.0%	532	0	0.0%
				対50%値超	558	0	0.0%	561	0	0.0%	558	0	0.0%	592	0	0.0%	532	0	0.0%
				対10%値超	558	0	0.0%	561	0	0.0%	558	0	0.0%	592	0	0.0%	532	0	0.0%
				対1%値超	558	0	0.0%	561	0	0.0%	558	0	0.0%	592	0	0.0%	532	0	0.0%
対	52	シハロホップブチル	0.006	対目標値超	7	0	0.0%	7	0	0.0%	4	0	0.0%	127	0	0.0%	378	0	0.0%
				対50%値超	7	0	0.0%	7	0	0.0%	4	0	0.0%	127	0	0.0%	378	0	0.0%
				対10%値超	7	0	0.0%	7	0	0.0%	4	0	0.0%	127	0	0.0%	378	0	0.0%
				対1%値超	7	0	0.0%	7	0	0.0%	4	0	0.0%	127	0	0.0%	378	0	0.0%
対	53	シマジン(CAT)	0.003	対目標値超	661	0	0.0%	630	0	0.0%	636	0	0.0%	647	0	0.0%	660	0	0.0%
				対50%値超	661	0	0.0%	630	0	0.0%	636	0	0.0%	647	0	0.0%	660	0	0.0%
				対10%値超	661	0	0.0%	630	0	0.0%	636	0	0.0%	647	0	0.0%	660	0	0.0%
				対1%値超	661	0	0.0%	630	0	0.0%	636	0	0.0%	647	3	0.5%	660	0	0.0%
対	54	ジメタメリン	0.02	対目標値超	603	0	0.0%	583	0	0.0%	565	0	0.0%	615	0	0.0%	586	0	0.0%
				対50%値超	603	0	0.0%	583	0	0.0%	565	0	0.0%	615	0	0.0%	586	0	0.0%
				対10%値超	603	0	0.0%	583	0	0.0%	565	0	0.0%	615	0	0.0%	586	0	0.0%
				対1%値超	603	0	0.0%	583	0	0.0%	565	0	0.0%	615	0	0.0%	586	0	0.0%
対	55	ジメエート	0.05	対目標値超	600	0	0.0%	595	0	0.0%	584	0	0.0%	612	0	0.0%	594	0	0.0%
				対50%値超	600	0	0.0%	595	0	0.0%	584	0	0.0%	612	0	0.0%	594	0	0.0%
				対10%値超	600	0	0.0%	595	0	0.0%	584	0	0.0%	612	0	0.0%	594	0	0.0%
				対1%値超	600	0	0.0%	595	0	0.0%	584	0	0.0%	612	0	0.0%	594	0	0.0%
対	56	シメリン	0.03	対目標値超	658	0	0.0%	618	0	0.0%	616	0	0.0%	639	0	0.0%	634	0	0.0%
				対50%値超	658	0	0.0%	618	0	0.0%	616	0	0.0%	639	0	0.0%	634	0	0.0%
				対10%値超	658	0	0.0%	618	0	0.0%	616	0	0.0%	639	0	0.0%	634	0	0.0%
				対1%値超	658	0	0.0%	618	0	0.0%	616	0	0.0%	639	0	0.0%	634	0	0.0%
対	57	ジメピペレート	0.003	対目標値超	555	0	0.0%	548	0	0.0%	531	0	0.0%	559	0	0.0%	519	0	0.0%
				対50%値超	555	0	0.0%	548	0	0.0%	531	0	0.0%	559	0	0.0%	519	0	0.0%
				対10%値超	555	0	0.0%	548	0	0.0%	531	0	0.0%	559	0	0.0%	519	0	0.0%
				対1%値超	555	0	0.0%	548	0	0.0%	531	0	0.0%	559	0	0.0%	519	0	0.0%
対	58	ダイアジノン	0.005	対目標値超	773	0	0.0%	767	0	0.0%	759	0	0.0%	751	0	0.0%	731	0	0.0%
				対50%値超	773	0	0.0%	767	0	0.0%	759	0	0.0%	751	0	0.0%	731	0	0.0%
				対10%値超	773	0	0.0%	767	0	0.0%	759	0	0.0%	751	0	0.0%	731	0	0.0%
				対1%値超	773	0	0.0%	767	0	0.0%	759	0	0.0%	751	1	0.1%	731	1	0.1%
対	59	ダイムロン	0.8	対目標値超	620	0	0.0%	625	0	0.0%	615	0	0.0%	615	0	0.0%	544	0	0.0%
				対50%値超	620	0	0.0%	625	0	0.0%	615	0	0.0%	615	0	0.0%	544	0	0.0%
				対10%値超	620	0	0.0%	625	0	0.0%	615	0	0.0%	615	0	0.0%	544	0	0.0%
				対1%値超	620	0	0.0%	625	0	0.0%	615	0	0.0%	615	0	0.0%	544	0	0.0%
対	60	ダゾメット	0.006	対目標値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	54	0	0.0%	153	0	0.0%
				対50%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	54	0	0.0%	153	1	0.7%
				対10%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	54	0	0.0%	153	1	0.7%
				対1%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	54	0	0.0%	153	3	2.0%

※1 平成25年度水道統計調査では、農薬類のうちオキサジクロメホン、オリサストロピン、グルホシネート、ジチオカルバメート系農薬、チアニジル、ピラクロニル、ベンゾピシクロン、メタム(カーバム)の目標値は、平成26年4月1日現在の数値となっている。なお、平成25年度において、上記農薬類の目標値が未設定であったことから、平成25年度水道統計調査では、上記農薬類に関して入力された値は参考値扱いとし、農薬類の算出には用いないこととしている。

※2 イミノクタジン、グルホシネート、クロウニトロフェン(CNP)、ジチオカルバメート系農薬については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。

表 3-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（7/12）

群	番号	項目名	目標値 ^{※1} (mg/L)	評価	H22			H23			H24			H25 ^{※2}			H26				
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合		
対	61	チアジニル	0.1	対目標値超										110	0	0.0%	379	0	0.0%		
				対50%値超											110	0	0.0%	379	0	0.0%	
				対10%値超												110	0	0.0%	379	0	0.0%
				対1%値超												110	0	0.0%	379	0	0.0%
対	62	チウラム	0.02	対目標値超	608	0	0.0%	608	0	0.0%	606	0	0.0%	610	0	0.0%	651	0	0.0%		
				対50%値超	608	0	0.0%	608	0	0.0%	606	0	0.0%	610	0	0.0%	651	0	0.0%		
				対10%値超	608	0	0.0%	608	0	0.0%	606	0	0.0%	610	0	0.0%	651	0	0.0%		
				対1%値超	608	0	0.0%	608	0	0.0%	606	0	0.0%	610	2	0.3%	651	0	0.0%		
対	63	チオジカルブ	0.08	対目標値超	556	0	0.0%	566	0	0.0%	564	0	0.0%	566	0	0.0%	520	0	0.0%		
				対50%値超	556	0	0.0%	566	0	0.0%	564	0	0.0%	566	0	0.0%	520	0	0.0%		
				対10%値超	556	0	0.0%	566	0	0.0%	564	0	0.0%	566	0	0.0%	520	0	0.0%		
				対1%値超	556	0	0.0%	566	0	0.0%	564	0	0.0%	566	0	0.0%	520	0	0.0%		
対	64	チオファネートメチル	0.3	対目標値超	579	0	0.0%	586	0	0.0%	592	0	0.0%	593	0	0.0%	567	0	0.0%		
				対50%値超	579	0	0.0%	586	0	0.0%	592	0	0.0%	593	0	0.0%	567	0	0.0%		
				対10%値超	579	0	0.0%	586	0	0.0%	592	0	0.0%	593	0	0.0%	567	0	0.0%		
				対1%値超	579	0	0.0%	586	0	0.0%	592	0	0.0%	593	0	0.0%	567	0	0.0%		
対	65	チオベンカルブ	0.02	対目標値超	616	0	0.0%	598	0	0.0%	605	0	0.0%	626	0	0.0%	629	0	0.0%		
				対50%値超	616	0	0.0%	598	0	0.0%	605	0	0.0%	626	0	0.0%	629	0	0.0%		
				対10%値超	616	0	0.0%	598	0	0.0%	605	0	0.0%	626	0	0.0%	629	0	0.0%		
				対1%値超	616	0	0.0%	598	0	0.0%	605	0	0.0%	626	0	0.0%	629	0	0.0%		
対	66	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	対目標値超	577	0	0.0%	560	0	0.0%	540	0	0.0%	567	0	0.0%	515	0	0.0%		
				対50%値超	577	0	0.0%	560	0	0.0%	540	0	0.0%	567	0	0.0%	515	0	0.0%		
				対10%値超	577	0	0.0%	560	0	0.0%	540	0	0.0%	567	0	0.0%	515	0	0.0%		
				対1%値超	577	0	0.0%	560	0	0.0%	540	0	0.0%	567	7	1.2%	515	2	0.4%		
対	67	トリクロピル	0.006	対目標値超	601	0	0.0%	620	0	0.0%	613	0	0.0%	607	0	0.0%	584	0	0.0%		
				対50%値超	601	0	0.0%	620	0	0.0%	613	0	0.0%	607	0	0.0%	584	0	0.0%		
				対10%値超	601	0	0.0%	620	0	0.0%	613	0	0.0%	607	0	0.0%	584	0	0.0%		
				対1%値超	601	0	0.0%	620	0	0.0%	613	0	0.0%	607	2	0.3%	584	0	0.0%		
対	68	トリクロルホン(DEP)	0.005	対目標値超	628	0	0.0%	621	0	0.0%	615	0	0.0%	632	0	0.0%	566	0	0.0%		
				対50%値超	628	0	0.0%	621	0	0.0%	615	0	0.0%	632	0	0.0%	566	0	0.0%		
				対10%値超	628	0	0.0%	621	0	0.0%	615	0	0.0%	632	1	0.2%	566	0	0.0%		
				対1%値超	628	4	0.6%	621	1	0.2%	615	4	0.7%	632	11	1.7%	566	2	0.4%		
対	69	トリシクラゾール	0.08	対目標値超	604	0	0.0%	598	0	0.0%	603	0	0.0%	600	0	0.0%	544	0	0.0%		
				対50%値超	604	0	0.0%	598	0	0.0%	603	0	0.0%	600	0	0.0%	544	0	0.0%		
				対10%値超	604	0	0.0%	598	0	0.0%	603	0	0.0%	600	0	0.0%	544	0	0.0%		
				対1%値超	604	0	0.0%	598	0	0.0%	603	0	0.0%	600	0	0.0%	544	0	0.0%		
対	70	トリフルラリン	0.06	対目標値超	632	0	0.0%	607	0	0.0%	596	0	0.0%	615	0	0.0%	632	0	0.0%		
				対50%値超	632	0	0.0%	607	0	0.0%	596	0	0.0%	615	0	0.0%	632	0	0.0%		
				対10%値超	632	0	0.0%	607	0	0.0%	596	0	0.0%	615	0	0.0%	632	0	0.0%		
				対1%値超	632	0	0.0%	607	0	0.0%	596	0	0.0%	615	0	0.0%	632	0	0.0%		

※1平成25年度水道統計調査では、農薬類のうちオキサジクロメホン、オリサストロビン、グルホシネート、ジチオカルバメート系農薬、チアジニル、ピラクロニル、ベンゾピシクロン、メタム（カーバム）の目標値は、平成26年4月1日現在の数値となっている。なお、平成25年度において、上記農薬類の目標値が未設定であったことから、平成25年度水道統計調査では、上記農薬類に関して入力された値は参考値扱いとし、農薬類の算出には用いないこととしている。

※2イミノクタジン、グルホシネート、クロウニトロフェン(CNP)、ジチオカルバメート系農薬については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。

表 3-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（8/12）

群	番号	項目名	目標値*1 (mg/L)	評価	H22			H23			H24			H25**2			H26			
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	
対	71	ナプロパミド	0.03	対目標値超	550	0	0.0%	558	0	0.0%	555	0	0.0%	589	0	0.0%	530	0	0.0%	
				対50%値超	550	0	0.0%	558	0	0.0%	555	0	0.0%	589	0	0.0%	530	0	0.0%	
				対10%値超	550	0	0.0%	558	0	0.0%	555	0	0.0%	589	0	0.0%	530	0	0.0%	
				対1%値超	550	0	0.0%	558	0	0.0%	555	0	0.0%	589	0	0.0%	530	0	0.0%	
対	72	パラコート	0.005	対目標値超	12	0	0.0%	10	0	0.0%	11	0	0.0%	58	0	0.0%	209	0	0.0%	
				対50%値超	12	0	0.0%	10	0	0.0%	11	0	0.0%	58	0	0.0%	209	0	0.0%	
				対10%値超	12	0	0.0%	10	0	0.0%	11	0	0.0%	58	0	0.0%	209	1	0.5%	
				対1%値超	12	0	0.0%	10	0	0.0%	11	0	0.0%	58	0	0.0%	209	3	1.4%	
対	73	ピペロホス	0.0009	対目標値超	566	0	0.0%	537	0	0.0%	521	0	0.0%	547	0	0.0%	507	0	0.0%	
				対50%値超	566	0	0.0%	537	0	0.0%	521	0	0.0%	547	0	0.0%	507	0	0.0%	
				対10%値超	566	0	0.0%	537	0	0.0%	521	0	0.0%	547	0	0.0%	507	0	0.0%	
				対1%値超	566	4	0.7%	537	1	0.2%	521	0	0.0%	547	7	1.3%	507	8	1.6%	
対	74	ピラクロニル	0.01	対目標値超									61	0	0.0%	149	0	0.0%		
				対50%値超											61	0	0.0%	149	0	0.0%
				対10%値超											61	0	0.0%	149	0	0.0%
				対1%値超											61	0	0.0%	149	0	0.0%
対	75	ピラゾキシフェン	0.004	対目標値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	114	0	0.0%	344	0	0.0%	
				対50%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	114	0	0.0%	344	0	0.0%	
				対10%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	114	0	0.0%	344	0	0.0%	
				対1%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	114	0	0.0%	344	0	0.0%	
対	76	ピラゾリネート(ピラゾ レート)	0.02	対目標値超	3	0	0.0%	6	0	0.0%	6	0	0.0%	113	0	0.0%	383	0	0.0%	
				対50%値超	3	0	0.0%	6	0	0.0%	6	0	0.0%	113	0	0.0%	383	0	0.0%	
				対10%値超	3	0	0.0%	6	0	0.0%	6	0	0.0%	113	0	0.0%	383	0	0.0%	
				対1%値超	3	0	0.0%	6	0	0.0%	6	0	0.0%	113	0	0.0%	383	0	0.0%	
対	77	ピリダフェンチオン	0.002	対目標値超	587	0	0.0%	576	0	0.0%	567	0	0.0%	574	0	0.0%	553	0	0.0%	
				対50%値超	587	0	0.0%	576	0	0.0%	567	0	0.0%	574	0	0.0%	553	0	0.0%	
				対10%値超	587	0	0.0%	576	0	0.0%	567	0	0.0%	574	0	0.0%	553	0	0.0%	
				対1%値超	587	4	0.7%	576	0	0.0%	567	1	0.2%	574	6	1.0%	553	1	0.2%	
対	78	ピリプチカルブ	0.02	対目標値超	622	0	0.0%	602	0	0.0%	593	0	0.0%	626	0	0.0%	601	0	0.0%	
				対50%値超	622	0	0.0%	602	0	0.0%	593	0	0.0%	626	0	0.0%	601	0	0.0%	
				対10%値超	622	0	0.0%	602	0	0.0%	593	0	0.0%	626	0	0.0%	601	0	0.0%	
				対1%値超	622	0	0.0%	602	0	0.0%	593	0	0.0%	626	3	0.5%	601	0	0.0%	
対	79	ピロキロン	0.04	対目標値超	628	0	0.0%	600	0	0.0%	589	0	0.0%	626	0	0.0%	589	0	0.0%	
				対50%値超	628	0	0.0%	600	0	0.0%	589	0	0.0%	626	0	0.0%	589	0	0.0%	
				対10%値超	628	0	0.0%	600	0	0.0%	589	0	0.0%	626	0	0.0%	589	0	0.0%	
				対1%値超	628	0	0.0%	600	0	0.0%	589	0	0.0%	626	0	0.0%	589	1	0.2%	
対	80	フィプロニル	0.0005	対目標値超	603	0	0.0%	595	0	0.0%	615	0	0.0%	632	0	0.0%	610	0	0.0%	
				対50%値超	603	0	0.0%	595	0	0.0%	615	0	0.0%	632	0	0.0%	610	0	0.0%	
				対10%値超	603	0	0.0%	595	0	0.0%	615	0	0.0%	632	2	0.3%	610	0	0.0%	
				対1%値超	603	1	0.2%	595	0	0.0%	615	0	0.0%	632	2	0.3%	610	0	0.0%	

※1 平成25年度水道統計調査では、農薬類のうちオキサジクロメホン、オリサストロピン、グルホシネート、ジチオカルバメート系農薬、チアニジル、ピラクロニル、ベンゾピシクロン、メタム(カーバム)の目標値は、平成26年4月1日現在の数値となっている。なお、平成25年度において、上記農薬類の目標値が未設定であったことから、平成25年度水道統計調査では、上記農薬類に関して入力された値は参考値扱いとし、農薬類の算出には用いないこととしている。

※2 イミノクタジン、グルホシネート、クロニトロフェン(CNP)、ジチオカルバメート系農薬については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。

表 3-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（9/12）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H22			H23			H24			H25※2			H26		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	81	フェニトロチオン(MEP)	0.003	対目標値超	756	0	0.0%	775	0	0.0%	769	0	0.0%	762	0	0.0%	718	0	0.0%
				対50%値超	756	0	0.0%	775	0	0.0%	769	0	0.0%	762	0	0.0%	718	0	0.0%
				対10%値超	756	0	0.0%	775	0	0.0%	769	0	0.0%	762	0	0.0%	718	0	0.0%
				対1%値超	756	0	0.0%	775	4	0.5%	769	3	0.4%	762	3	0.4%	718	1	0.1%
対	82	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	対目標値超	701	0	0.0%	692	0	0.0%	694	0	0.0%	693	0	0.0%	665	0	0.0%
				対50%値超	701	0	0.0%	692	0	0.0%	694	0	0.0%	693	0	0.0%	665	0	0.0%
				対10%値超	701	0	0.0%	692	0	0.0%	694	0	0.0%	693	0	0.0%	665	0	0.0%
				対1%値超	701	0	0.0%	692	1	0.1%	694	0	0.0%	693	0	0.0%	665	0	0.0%
対	83	フェリムゾン	0.05	対目標値超	6	0	0.0%	5	0	0.0%	3	0	0.0%	56	0	0.0%	204	0	0.0%
				対50%値超	6	0	0.0%	5	0	0.0%	3	0	0.0%	56	0	0.0%	204	0	0.0%
				対10%値超	6	0	0.0%	5	0	0.0%	3	0	0.0%	56	0	0.0%	204	0	0.0%
				対1%値超	6	0	0.0%	5	0	0.0%	3	0	0.0%	56	0	0.0%	204	0	0.0%
対	84	フェンチオン(MPP)	0.006	対目標値超	639	0	0.0%	638	0	0.0%	633	0	0.0%	661	0	0.0%	612	0	0.0%
				対50%値超	639	0	0.0%	638	0	0.0%	633	0	0.0%	661	0	0.0%	612	0	0.0%
				対10%値超	639	0	0.0%	638	0	0.0%	633	0	0.0%	661	0	0.0%	612	1	0.2%
				対1%値超	639	0	0.0%	638	0	0.0%	633	0	0.0%	661	0	0.0%	612	1	0.2%
対	85	フェントエート(PAP)	0.007	対目標値超	637	0	0.0%	643	0	0.0%	637	0	0.0%	652	0	0.0%	605	0	0.0%
				対50%値超	637	0	0.0%	643	0	0.0%	637	0	0.0%	652	0	0.0%	605	0	0.0%
				対10%値超	637	0	0.0%	643	0	0.0%	637	0	0.0%	652	0	0.0%	605	0	0.0%
				対1%値超	637	0	0.0%	643	0	0.0%	637	0	0.0%	652	1	0.2%	605	0	0.0%
対	86	フェントラザミド	0.01	対目標値超									111	0	0.0%	378	0	0.0%	
				対50%値超										111	0	0.0%	378	0	0.0%
				対10%値超										111	0	0.0%	378	0	0.0%
				対1%値超										111	0	0.0%	378	0	0.0%
対	87	フサライド	0.1	対目標値超	656	0	0.0%	624	0	0.0%	612	0	0.0%	643	0	0.0%	637	0	0.0%
				対50%値超	656	0	0.0%	624	0	0.0%	612	0	0.0%	643	0	0.0%	637	0	0.0%
				対10%値超	656	0	0.0%	624	0	0.0%	612	0	0.0%	643	0	0.0%	637	0	0.0%
				対1%値超	656	0	0.0%	624	0	0.0%	612	0	0.0%	643	0	0.0%	637	0	0.0%
対	88	ブタクロール	0.03	対目標値超	12	0	0.0%	7	0	0.0%	18	0	0.0%	117	0	0.0%	360	0	0.0%
				対50%値超	12	0	0.0%	7	0	0.0%	18	0	0.0%	117	0	0.0%	360	0	0.0%
				対10%値超	12	0	0.0%	7	0	0.0%	18	0	0.0%	117	0	0.0%	360	0	0.0%
				対1%値超	12	0	0.0%	7	0	0.0%	18	0	0.0%	117	0	0.0%	360	0	0.0%
対	89	ブタミホス	0.02	対目標値超	616	0	0.0%	613	0	0.0%	580	0	0.0%	619	0	0.0%	598	0	0.0%
				対50%値超	616	0	0.0%	613	0	0.0%	580	0	0.0%	619	0	0.0%	598	0	0.0%
				対10%値超	616	0	0.0%	613	0	0.0%	580	0	0.0%	619	0	0.0%	598	0	0.0%
				対1%値超	616	0	0.0%	613	0	0.0%	580	0	0.0%	619	0	0.0%	598	0	0.0%
対	90	プロプロフェジン	0.02	対目標値超	605	0	0.0%	600	0	0.0%	595	0	0.0%	606	0	0.0%	610	0	0.0%
				対50%値超	605	0	0.0%	600	0	0.0%	595	0	0.0%	606	0	0.0%	610	0	0.0%
				対10%値超	605	0	0.0%	600	0	0.0%	595	0	0.0%	606	0	0.0%	610	0	0.0%
				対1%値超	605	0	0.0%	600	0	0.0%	595	0	0.0%	606	0	0.0%	610	0	0.0%

※1 平成25年度水道統計調査では、農薬類のうちオキサジクロメホン、オリサストロビン、グルホシネート、ジチオカルバメート系農薬、チアニジル、ピラクロニル、ベンゾビシクロン、メタム（カーバム）の目標値は、平成26年4月1日現在の数値となっている。なお、平成25年度において、上記農薬類の目標値が未設定であったことから、平成25年度水道統計調査では、上記農薬類に関して入力された値は参考値扱いとし、農薬類の算出には用いないこととしている。

※2 イミノクタジン、グルホシネート、クロウニトロフェン(CNP)、ジチオカルバメート系農薬については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。

表 3-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（10/12）

群	番号	項目名	目標値※ ¹ (mg/L)	評価	H22			H23			H24			H25※ ²			H26		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	91	フルアジナム	0.03	対目標値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	104	0	0.0%	390	0	0.0%
				対50%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	104	0	0.0%	390	0	0.0%
				対10%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	104	0	0.0%	390	0	0.0%
				対1%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	104	0	0.0%	390	0	0.0%
対	92	プレチラクロール	0.05	対目標値超	660	0	0.0%	639	0	0.0%	619	0	0.0%	669	0	0.0%	655	0	0.0%
				対50%値超	660	0	0.0%	639	0	0.0%	619	0	0.0%	669	0	0.0%	655	0	0.0%
				対10%値超	660	0	0.0%	639	0	0.0%	619	0	0.0%	669	0	0.0%	655	0	0.0%
				対1%値超	660	0	0.0%	639	2	0.3%	619	1	0.2%	669	0	0.0%	655	2	0.3%
対	93	プロシミドン	0.09	対目標値超	578	0	0.0%	564	0	0.0%	561	0	0.0%	585	0	0.0%	548	0	0.0%
				対50%値超	578	0	0.0%	564	0	0.0%	561	0	0.0%	585	0	0.0%	548	0	0.0%
				対10%値超	578	0	0.0%	564	0	0.0%	561	0	0.0%	585	0	0.0%	548	0	0.0%
				対1%値超	578	0	0.0%	564	0	0.0%	561	0	0.0%	585	0	0.0%	548	0	0.0%
対	94	プロチオホス	0.004	対目標値超	11	0	0.0%	10	0	0.0%	10	0	0.0%	49	0	0.0%	153	0	0.0%
				対50%値超	11	0	0.0%	10	0	0.0%	10	0	0.0%	49	0	0.0%	153	0	0.0%
				対10%値超	11	0	0.0%	10	0	0.0%	10	0	0.0%	49	0	0.0%	153	0	0.0%
				対1%値超	11	0	0.0%	10	0	0.0%	10	0	0.0%	49	0	0.0%	153	0	0.0%
対	95	プロピコナゾール	0.05	対目標値超	581	0	0.0%	560	0	0.0%	547	0	0.0%	574	0	0.0%	555	0	0.0%
				対50%値超	581	0	0.0%	560	0	0.0%	547	0	0.0%	574	0	0.0%	555	0	0.0%
				対10%値超	581	0	0.0%	560	0	0.0%	547	0	0.0%	574	0	0.0%	555	0	0.0%
				対1%値超	581	0	0.0%	560	0	0.0%	547	3	0.5%	574	0	0.0%	555	0	0.0%
対	96	プロピザミド	0.05	対目標値超	601	0	0.0%	578	0	0.0%	582	0	0.0%	596	0	0.0%	631	0	0.0%
				対50%値超	601	0	0.0%	578	0	0.0%	582	0	0.0%	596	0	0.0%	631	0	0.0%
				対10%値超	601	0	0.0%	578	0	0.0%	582	0	0.0%	596	0	0.0%	631	0	0.0%
				対1%値超	601	0	0.0%	578	0	0.0%	582	0	0.0%	596	0	0.0%	631	0	0.0%
対	97	プロベナゾール	0.05	対目標値超	627	0	0.0%	594	0	0.0%	600	0	0.0%	600	0	0.0%	574	0	0.0%
				対50%値超	627	0	0.0%	594	0	0.0%	600	0	0.0%	600	0	0.0%	574	0	0.0%
				対10%値超	627	0	0.0%	594	0	0.0%	600	0	0.0%	600	0	0.0%	574	0	0.0%
				対1%値超	627	0	0.0%	594	0	0.0%	600	0	0.0%	600	2	0.3%	574	0	0.0%
対	98	プロモブチド	0.1	対目標値超	630	0	0.0%	623	0	0.0%	613	0	0.0%	656	0	0.0%	605	0	0.0%
				対50%値超	630	0	0.0%	623	0	0.0%	613	0	0.0%	656	0	0.0%	605	0	0.0%
				対10%値超	630	0	0.0%	623	0	0.0%	613	0	0.0%	656	0	0.0%	605	0	0.0%
				対1%値超	630	2	0.3%	623	1	0.2%	613	0	0.0%	656	3	0.5%	605	3	0.5%
対	99	ベノミル	0.02	対目標値超	594	0	0.0%	611	0	0.0%	602	0	0.0%	631	0	0.0%	560	0	0.0%
				対50%値超	594	0	0.0%	611	0	0.0%	602	0	0.0%	631	0	0.0%	560	0	0.0%
				対10%値超	594	0	0.0%	611	0	0.0%	602	0	0.0%	631	0	0.0%	560	0	0.0%
				対1%値超	594	0	0.0%	611	0	0.0%	602	0	0.0%	631	0	0.0%	560	0	0.0%
対	100	ベンシクロン	0.1	対目標値超	615	0	0.0%	630	0	0.0%	626	0	0.0%	635	0	0.0%	595	0	0.0%
				対50%値超	615	0	0.0%	630	0	0.0%	626	0	0.0%	635	0	0.0%	595	0	0.0%
				対10%値超	615	0	0.0%	630	0	0.0%	626	0	0.0%	635	0	0.0%	595	0	0.0%
				対1%値超	615	0	0.0%	630	1	0.2%	626	0	0.0%	635	0	0.0%	595	0	0.0%

※1 平成25年度水道統計調査では、農薬類のうちオキサジクロメホン、オリサストロピン、グルホシネート、ジチオカルバメート系農薬、チアニジル、ピラクロニル、ベンゾピシクロン、メタム（カーバム）の目標値は、平成26年4月1日現在の数値となっている。なお、平成25年度において、上記農薬類の目標値が未設定であったことから、平成25年度水道統計調査では、上記農薬類に関して入力された値は参考値扱いとし、農薬類の算出には用いないこととしている。

※2 イミノクタジン、グルホシネート、クロウントロフェン(CNP)、ジチオカルバメート系農薬については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。

表 3-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（11/12）

群	番号	項目名	目標値*1 (mg/L)	評価	H22			H23			H24			H25**2			H26		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	101	ベンゾピシクロン	0.09	対目標値超									113	0	0.0%	384	0	0.0%	
				対50%値超									113	0	0.0%	384	0	0.0%	
				対10%値超									113	0	0.0%	384	0	0.0%	
				対1%値超									113	2	1.8%	384	1	0.3%	
対	102	ベンゾフェナップ	0.004	対目標値超	14	0	0.0%	15	0	0.0%	15	0	0.0%	107	0	0.0%	383	0	0.0%
				対50%値超	14	0	0.0%	15	0	0.0%	15	0	0.0%	107	0	0.0%	383	0	0.0%
				対10%値超	14	0	0.0%	15	0	0.0%	15	0	0.0%	107	0	0.0%	383	0	0.0%
				対1%値超	14	0	0.0%	15	0	0.0%	15	0	0.0%	107	2	1.9%	383	0	0.0%
対	103	ベンタゾン	0.2	対目標値超	627	0	0.0%	628	0	0.0%	595	0	0.0%	601	0	0.0%	607	0	0.0%
				対50%値超	627	0	0.0%	628	0	0.0%	595	0	0.0%	601	0	0.0%	607	0	0.0%
				対10%値超	627	0	0.0%	628	0	0.0%	595	0	0.0%	601	0	0.0%	607	0	0.0%
				対1%値超	627	0	0.0%	628	0	0.0%	595	0	0.0%	601	0	0.0%	607	0	0.0%
対	104	ペンディメタリン	0.3	対目標値超	650	0	0.0%	639	0	0.0%	631	0	0.0%	660	0	0.0%	662	0	0.0%
				対50%値超	650	0	0.0%	639	0	0.0%	631	0	0.0%	660	0	0.0%	662	0	0.0%
				対10%値超	650	0	0.0%	639	0	0.0%	631	0	0.0%	660	0	0.0%	662	0	0.0%
				対1%値超	650	0	0.0%	639	0	0.0%	631	0	0.0%	660	0	0.0%	662	0	0.0%
対	105	ベンフラカルブ	0.04	対目標値超	566	0	0.0%	555	0	0.0%	551	0	0.0%	552	0	0.0%	512	0	0.0%
				対50%値超	566	0	0.0%	555	0	0.0%	551	0	0.0%	552	0	0.0%	512	0	0.0%
				対10%値超	566	0	0.0%	555	0	0.0%	551	0	0.0%	552	0	0.0%	512	0	0.0%
				対1%値超	566	0	0.0%	555	0	0.0%	551	0	0.0%	552	0	0.0%	512	0	0.0%
対	106	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01	対目標値超	560	0	0.0%	563	0	0.0%	560	0	0.0%	597	0	0.0%	558	0	0.0%
				対50%値超	560	0	0.0%	563	0	0.0%	560	0	0.0%	597	0	0.0%	558	0	0.0%
				対10%値超	560	0	0.0%	563	0	0.0%	560	0	0.0%	597	0	0.0%	558	0	0.0%
				対1%値超	560	4	0.7%	563	1	0.2%	560	4	0.7%	597	4	0.7%	558	0	0.0%
対	107	ベンフレセート	0.07	対目標値超	7	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%	113	0	0.0%	354	0	0.0%
				対50%値超	7	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%	113	0	0.0%	354	0	0.0%
				対10%値超	7	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%	113	0	0.0%	354	0	0.0%
				対1%値超	7	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%	113	0	0.0%	354	0	0.0%
対	108	ホスチアゼート	0.003	対目標値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	118	0	0.0%	369	0	0.0%
				対50%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	118	0	0.0%	369	0	0.0%
				対10%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	118	0	0.0%	369	0	0.0%
				対1%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	118	0	0.0%	369	0	0.0%
対	109	マラソン(マラチオン)	0.05	対目標値超	657	0	0.0%	633	0	0.0%	635	0	0.0%	647	0	0.0%	627	0	0.0%
				対50%値超	657	0	0.0%	633	0	0.0%	635	0	0.0%	647	0	0.0%	627	0	0.0%
				対10%値超	657	0	0.0%	633	0	0.0%	635	0	0.0%	647	0	0.0%	627	0	0.0%
				対1%値超	657	0	0.0%	633	0	0.0%	635	0	0.0%	647	0	0.0%	627	0	0.0%
対	110	メコプロップ(MCPP)	0.05	対目標値超	641	0	0.0%	670	0	0.0%	656	0	0.0%	652	0	0.0%	600	0	0.0%
				対50%値超	641	0	0.0%	670	0	0.0%	656	0	0.0%	652	0	0.0%	600	0	0.0%
				対10%値超	641	0	0.0%	670	0	0.0%	656	0	0.0%	652	0	0.0%	600	0	0.0%
				対1%値超	641	0	0.0%	670	0	0.0%	656	0	0.0%	652	0	0.0%	600	0	0.0%

※1 平成25年度水道統計調査では、農薬類のうちオキサジクロメホン、オリサストロピン、グルホシネート、ジチオカルバメート系農薬、チアニジル、ピラクロニル、ベンゾピシクロン、メタム(カーバム)の目標値は、平成26年4月1日現在の数値となっている。なお、平成25年度において、上記農薬類の目標値が未設定であったことから、平成25年度水道統計調査では、上記農薬類に関して入力された値は参考値扱いとし、農薬類の算出には用いないこととしている。

※2 イミノクタジン、グルホシネート、クロウントロフェン(CNP)、ジチオカルバメート系農薬については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。

表 3-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（12/12）

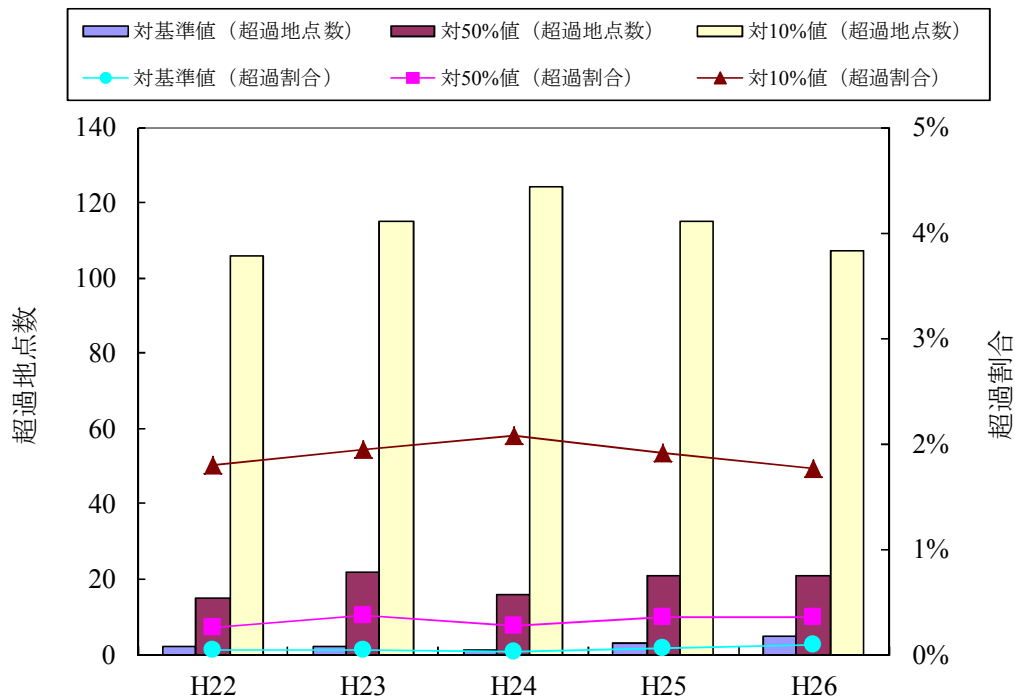
群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H22			H23			H24			H25※2			H26		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	111	メソミル	0.03	対目標値超	581	0	0.0%	584	0	0.0%	590	0	0.0%	598	0	0.0%	586	0	0.0%
				対50%値超	581	0	0.0%	584	0	0.0%	590	0	0.0%	598	0	0.0%	586	0	0.0%
				対10%値超	581	0	0.0%	584	0	0.0%	590	0	0.0%	598	0	0.0%	586	0	0.0%
				対1%値超	581	0	0.0%	584	0	0.0%	590	0	0.0%	598	0	0.0%	586	0	0.0%
対	112	メタム(カーバム)	0.01	対目標値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	47	0	0.0%	133	0	0.0%
				対50%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	47	0	0.0%	133	0	0.0%
				対10%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	47	0	0.0%	133	2	1.5%
				対1%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	47	0	0.0%	133	3	2.3%
対	113	メタラキシル	0.06	対目標値超	663	0	0.0%	663	0	0.0%	661	0	0.0%	666	0	0.0%	614	0	0.0%
				対50%値超	663	0	0.0%	663	0	0.0%	661	0	0.0%	666	0	0.0%	614	0	0.0%
				対10%値超	663	0	0.0%	663	0	0.0%	661	0	0.0%	666	0	0.0%	614	0	0.0%
				対1%値超	663	0	0.0%	663	0	0.0%	661	0	0.0%	666	0	0.0%	614	0	0.0%
対	114	メチダチオン(DMTP)	0.004	対目標値超	658	0	0.0%	669	0	0.0%	668	0	0.0%	688	0	0.0%	640	0	0.0%
				対50%値超	658	0	0.0%	669	0	0.0%	668	0	0.0%	688	0	0.0%	640	0	0.0%
				対10%値超	658	0	0.0%	669	0	0.0%	668	0	0.0%	688	0	0.0%	640	0	0.0%
				対1%値超	658	0	0.0%	669	0	0.0%	668	0	0.0%	688	0	0.0%	640	0	0.0%
対	115	メチルタイムロン	0.03	対目標値超	549	0	0.0%	550	0	0.0%	530	0	0.0%	573	0	0.0%	523	0	0.0%
				対50%値超	549	0	0.0%	550	0	0.0%	530	0	0.0%	573	0	0.0%	523	0	0.0%
				対10%値超	549	0	0.0%	550	0	0.0%	530	0	0.0%	573	0	0.0%	523	0	0.0%
				対1%値超	549	0	0.0%	550	0	0.0%	530	0	0.0%	573	0	0.0%	523	0	0.0%
対	116	メミノストロピン	0.04	対目標値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	118	0	0.0%	411	0	0.0%
				対50%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	118	0	0.0%	411	0	0.0%
				対10%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	118	0	0.0%	411	0	0.0%
				対1%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	118	0	0.0%	411	0	0.0%
対	117	メトリブジン	0.03	対目標値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	111	0	0.0%	400	0	0.0%
				対50%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	111	0	0.0%	400	0	0.0%
				対10%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	111	0	0.0%	400	0	0.0%
				対1%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	111	2	0.0%	400	0	0.0%
対	118	メフェナセット	0.02	対目標値超	721	0	0.0%	703	0	0.0%	693	0	0.0%	698	0	0.0%	646	0	0.0%
				対50%値超	721	0	0.0%	703	0	0.0%	693	0	0.0%	698	0	0.0%	646	0	0.0%
				対10%値超	721	0	0.0%	703	0	0.0%	693	0	0.0%	698	0	0.0%	646	0	0.0%
				対1%値超	721	1	0.1%	703	2	0.3%	693	1	0.1%	698	6	0.9%	646	0	0.0%
対	119	メプロニル	0.1	対目標値超	623	0	0.0%	602	0	0.0%	594	0	0.0%	617	0	0.0%	615	0	0.0%
				対50%値超	623	0	0.0%	602	0	0.0%	594	0	0.0%	617	0	0.0%	615	0	0.0%
				対10%値超	623	0	0.0%	602	0	0.0%	594	0	0.0%	617	0	0.0%	615	0	0.0%
				対1%値超	623	0	0.0%	602	0	0.0%	594	0	0.0%	617	0	0.0%	615	0	0.0%
対	120	モリネート	0.005	対目標値超	641	0	0.0%	612	0	0.0%	607	0	0.0%	657	0	0.0%	642	0	0.0%
				対50%値超	641	0	0.0%	612	0	0.0%	607	0	0.0%	657	0	0.0%	642	0	0.0%
				対10%値超	641	0	0.0%	612	0	0.0%	607	0	0.0%	657	0	0.0%	642	0	0.0%
				対1%値超	641	0	0.0%	612	1	0.2%	607	0	0.0%	657	0	0.0%	642	0	0.0%

※1平成25年度水道統計調査では、農薬類のうちオキサジクロメホン、オリサストロピン、グルホシシネート、ジチオカルバメート系農薬、チアニジル、ピラクロニル、ベンゾビシクロン、メタム(カーバム)の目標値は、平成26年4月1日現在の数値となっている。なお、平成25年度において、上記農薬類の目標値が未設定であったことから、平成25年度水道統計調査では、上記農薬類に関して入力された値は参考値扱いとし、農薬類の算出には用いないこととしている。

※2イミノクタジン、グルホシシネート、クロウニトロフェン(CNP)、ジチオカルバメート系農薬については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。

基-1 一般細菌

【健康項目】



基-3 カドミウム及びその化合物

【健康項目】

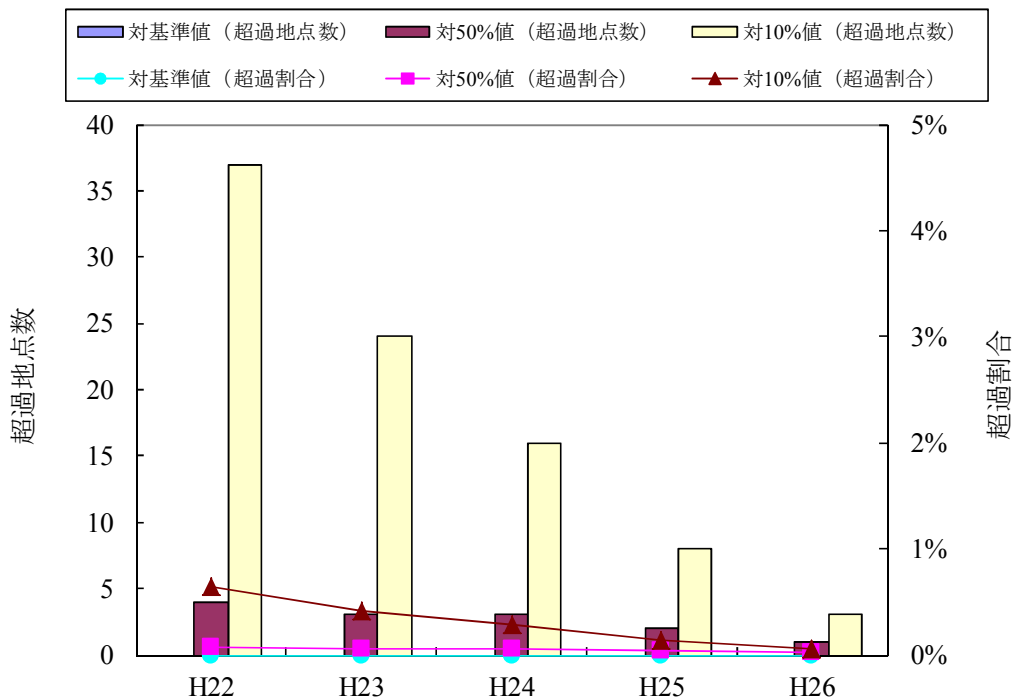
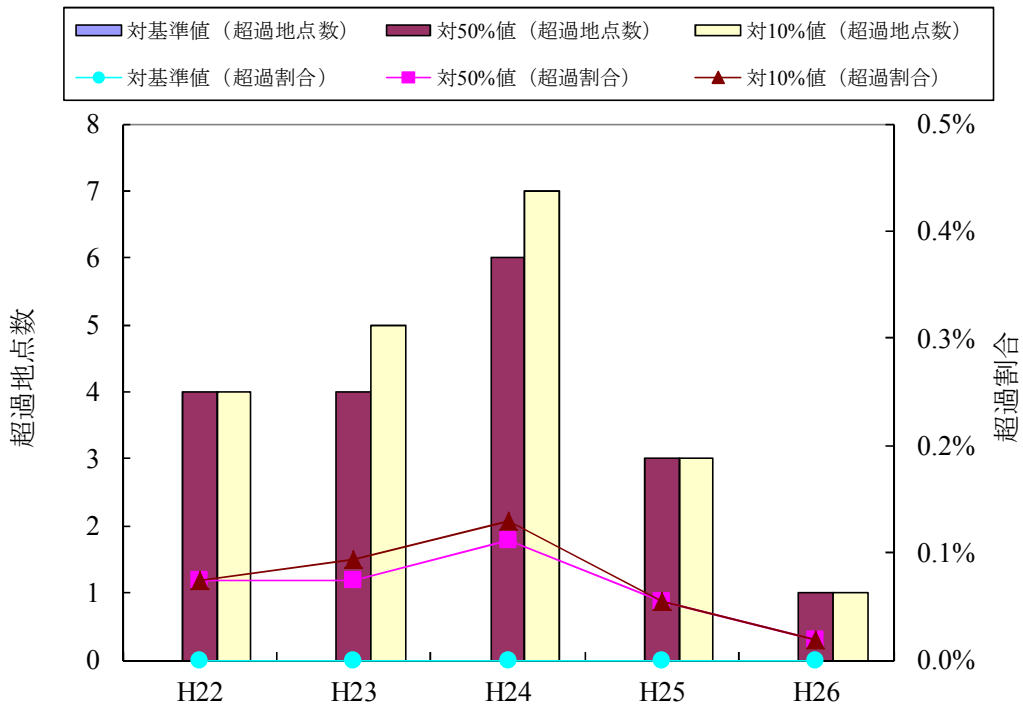


図 3-1 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(1)

基-4 水銀及びその化合物 【健康項目】



基-5 セレン及びその化合物 【健康項目】

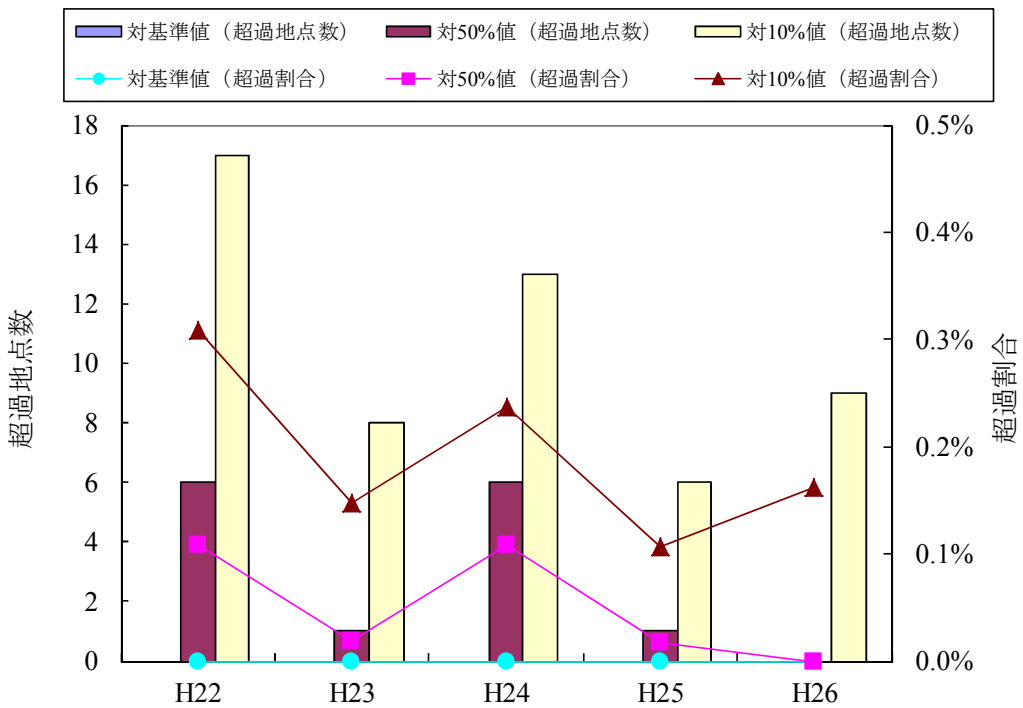
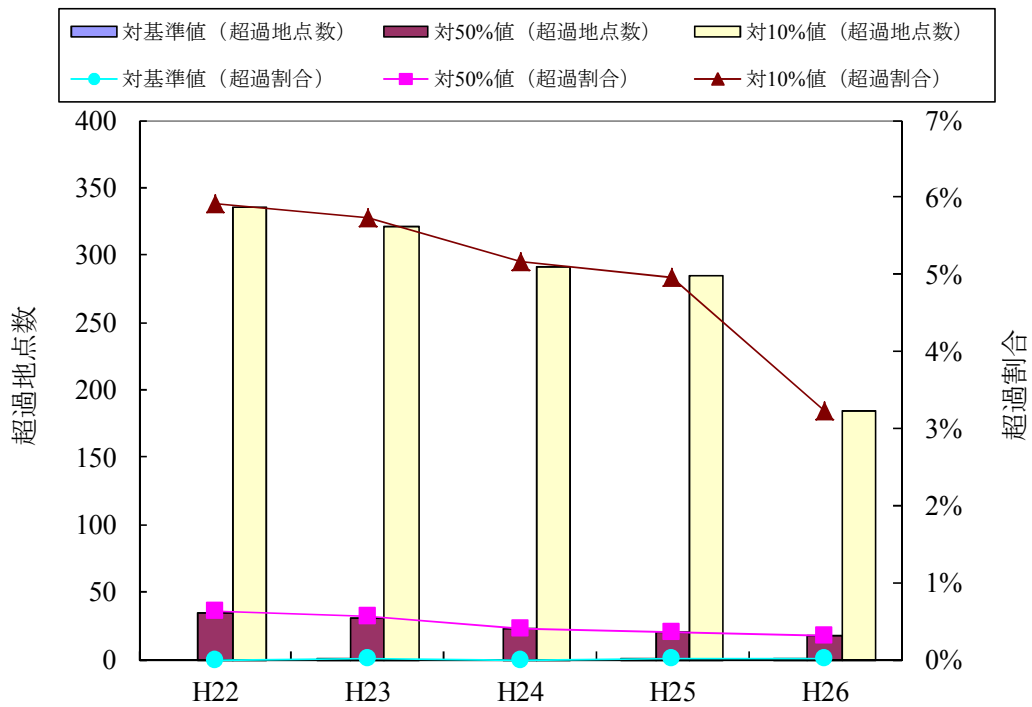


図 3-2 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(2)

基-6 鉛及びその化合物

【健康項目】



基-7 ヒ素及びその化合物

【健康項目】

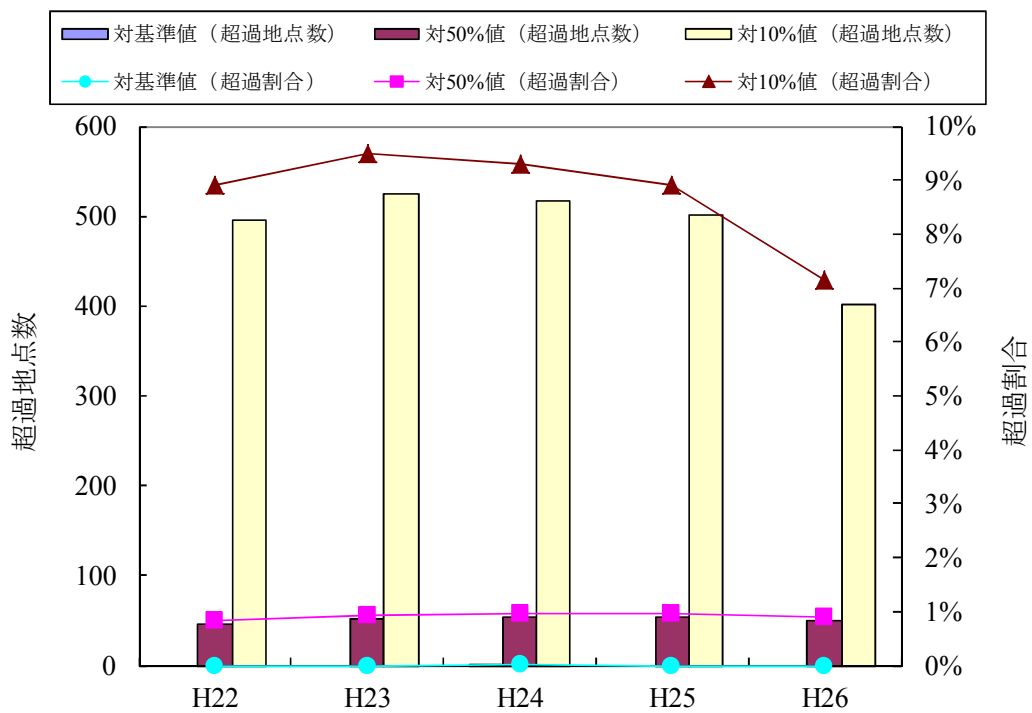
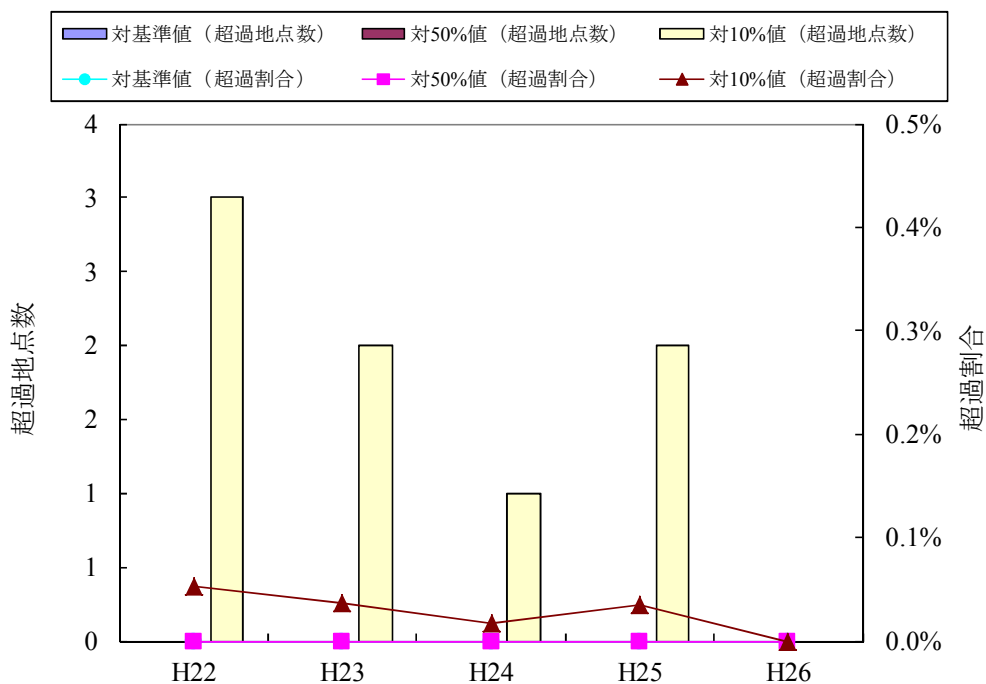


図 3-3 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(3)

基-8 六価クロム化合物

【健康項目】



基-9 亜硝酸態窒素

【健康項目】

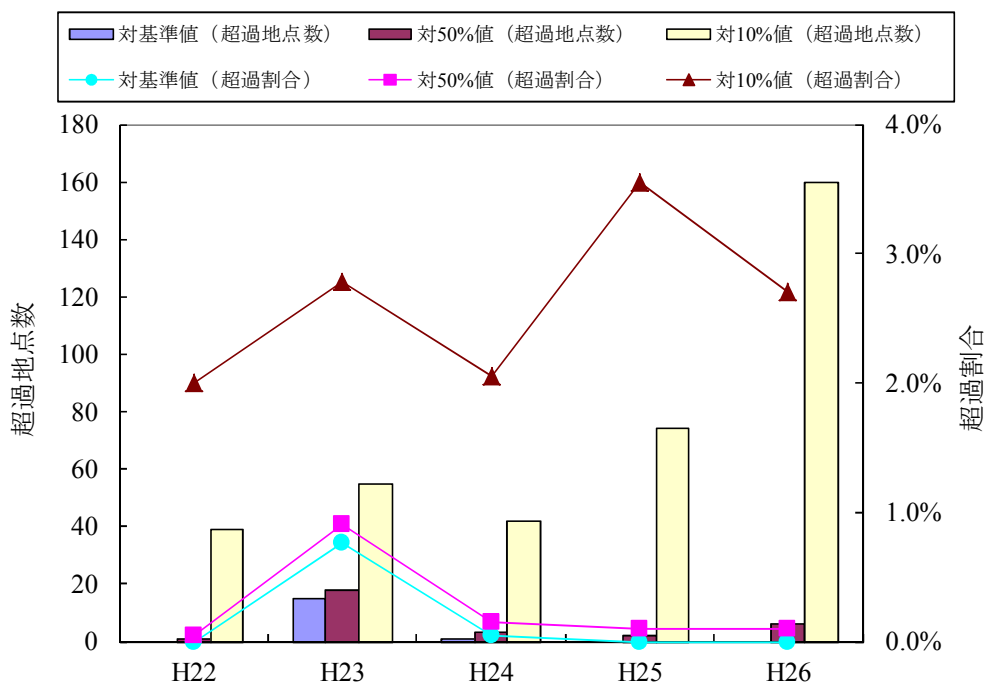
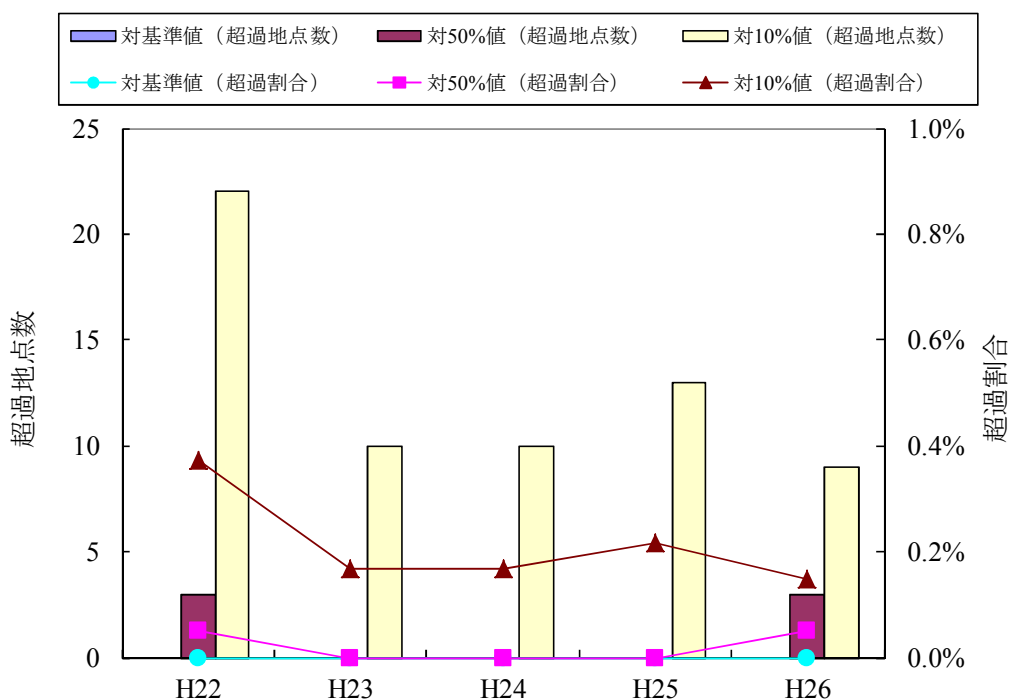


図 3-4 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(4)

基-10 シアン化物及び塩化シアン 【健康項目】



基-11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素【健康項目】

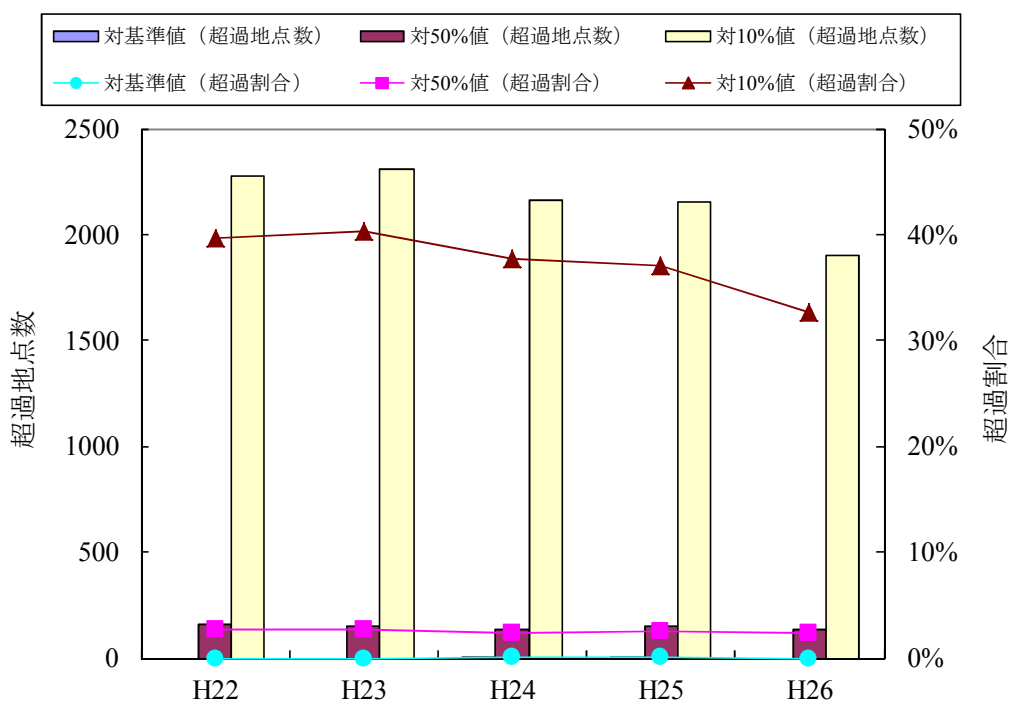
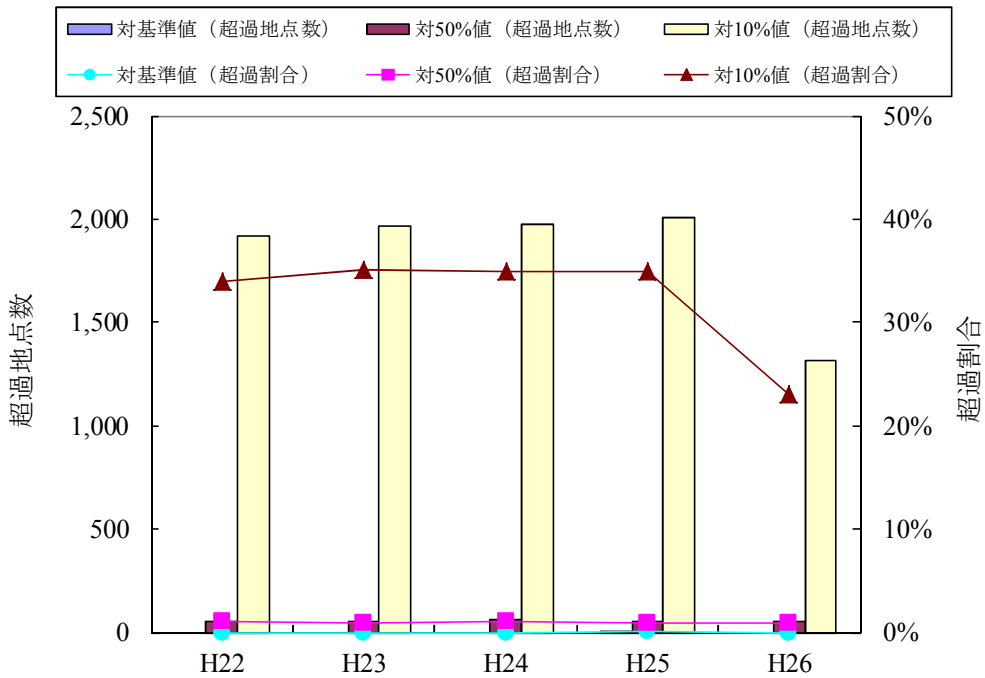


図 3-5 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(5)

基-12 フッ素及びその化合物 【健康項目】



基-13 ホウ素及びその化合物 【健康項目】

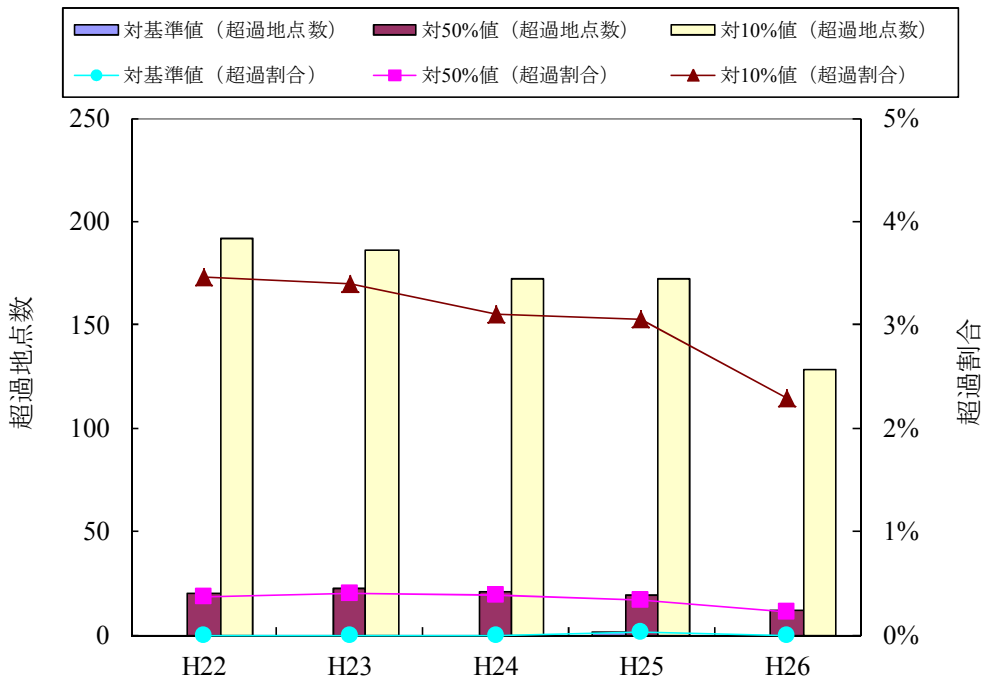
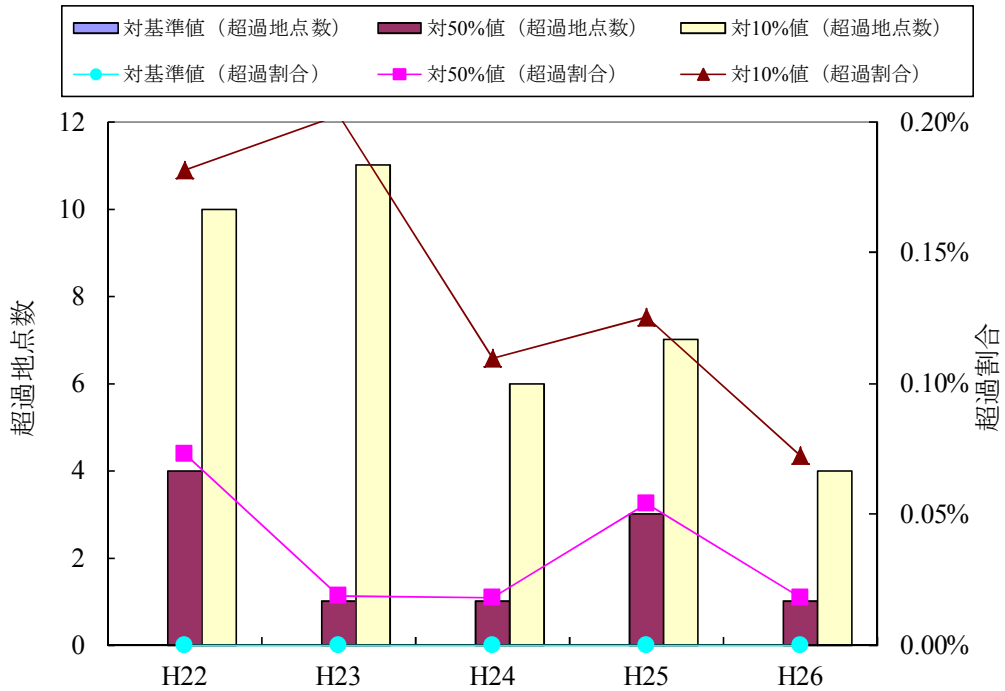


図 3-6 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(6)

基-14 四塩化炭素

【健康項目】



基-15 1,4-ジオキサン

【健康項目】

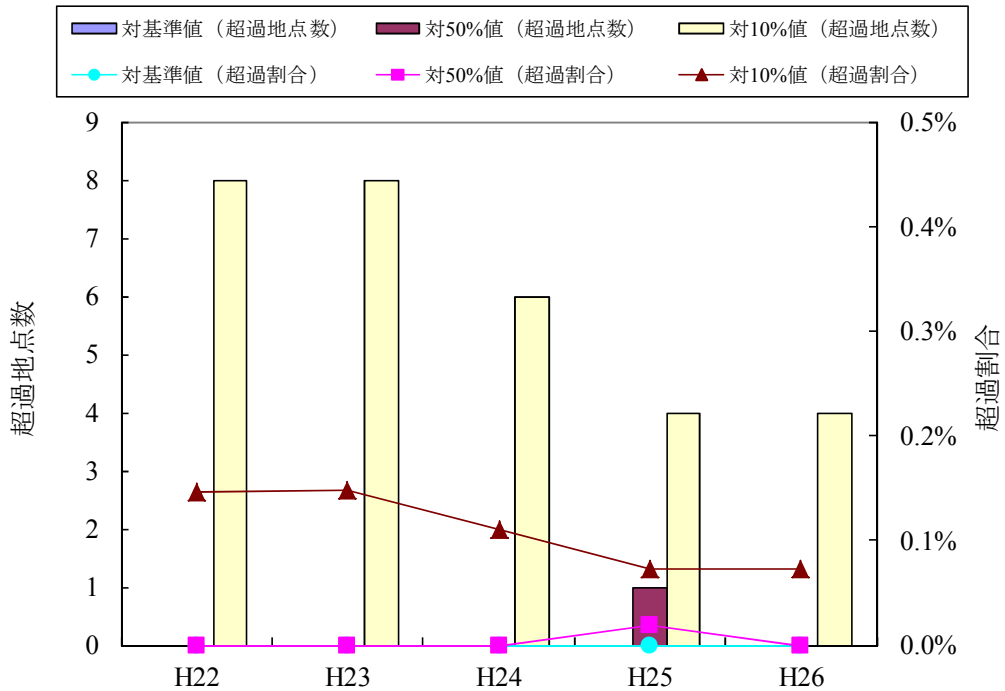
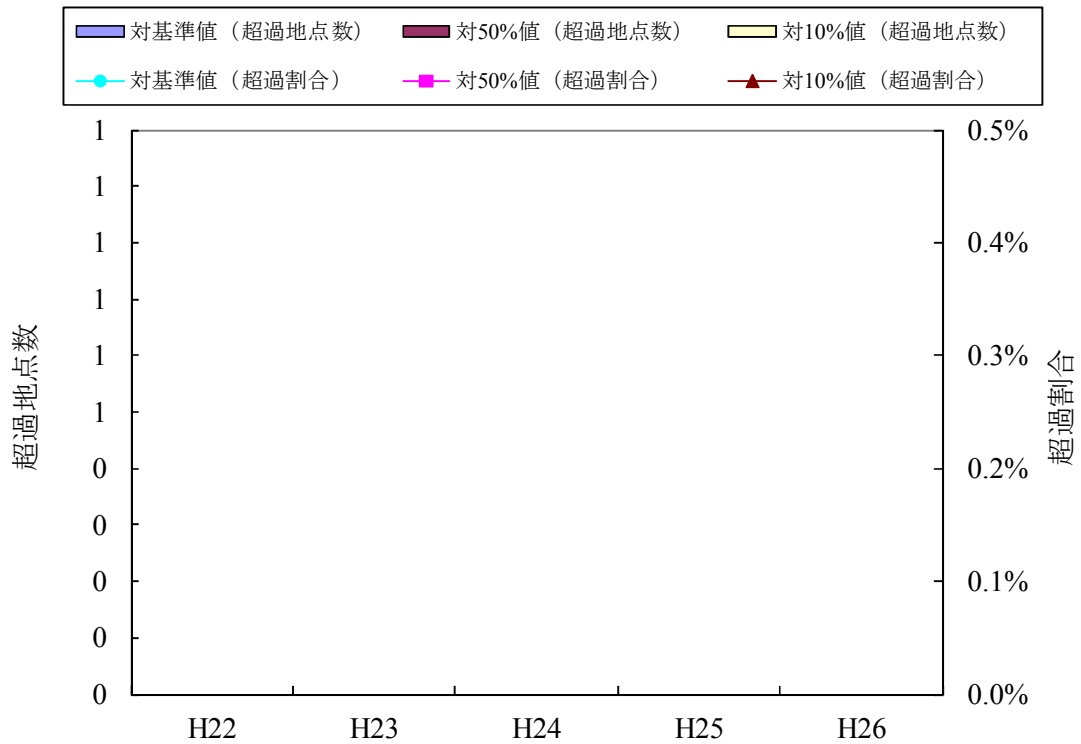


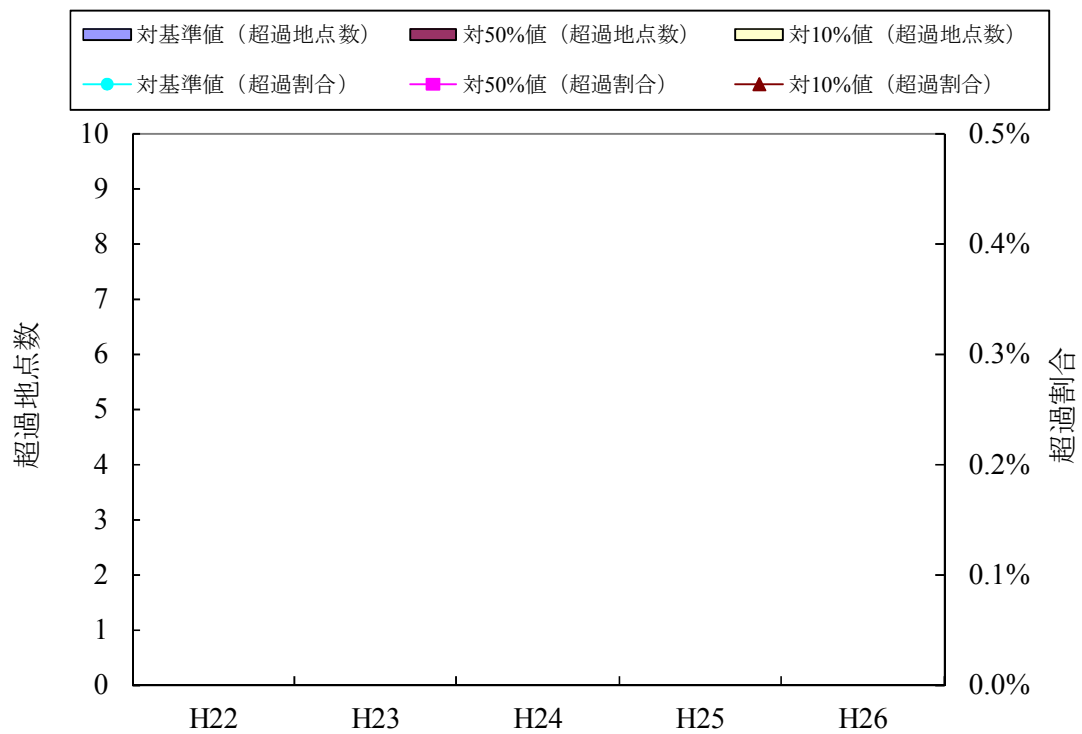
図 3-7 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(7)

基-16 シス=1,2=ジクロロエチレン 【健康項目】



平成21年4月1日改正によりシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更。

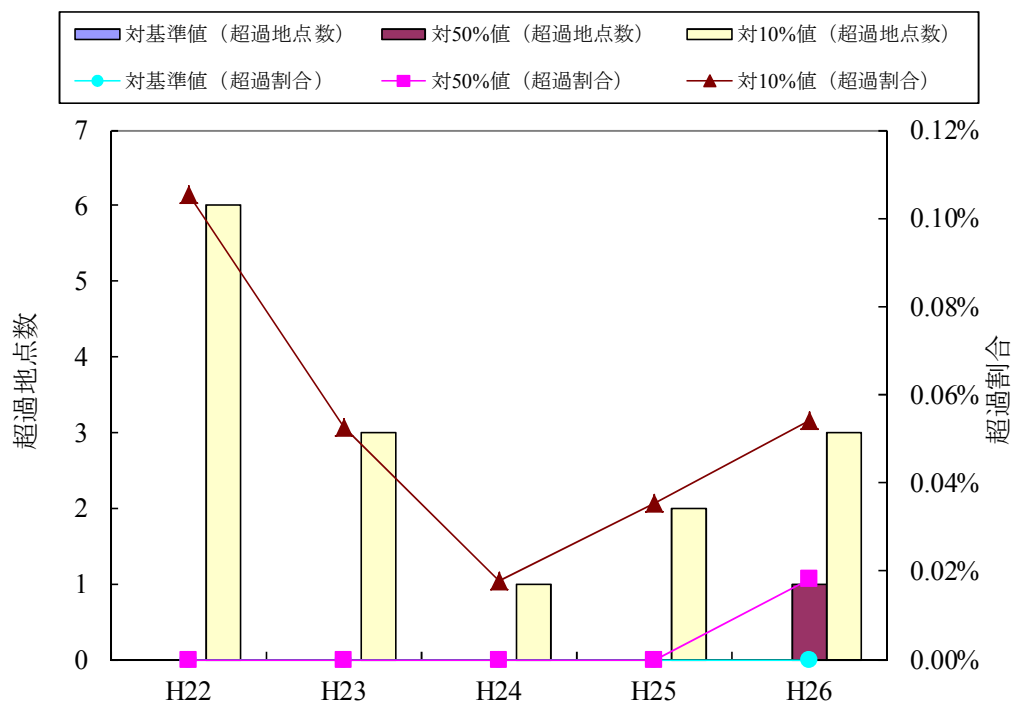
基-16 トランス=1,2=ジクロロエチレン 【健康項目】



平成21年4月1日改正によりシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更。

図 3-8 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(8)

基-16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン 【健康項目】



平成21年4月1日改正によりシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更。

基-17 ジクロロメタン 【健康項目】

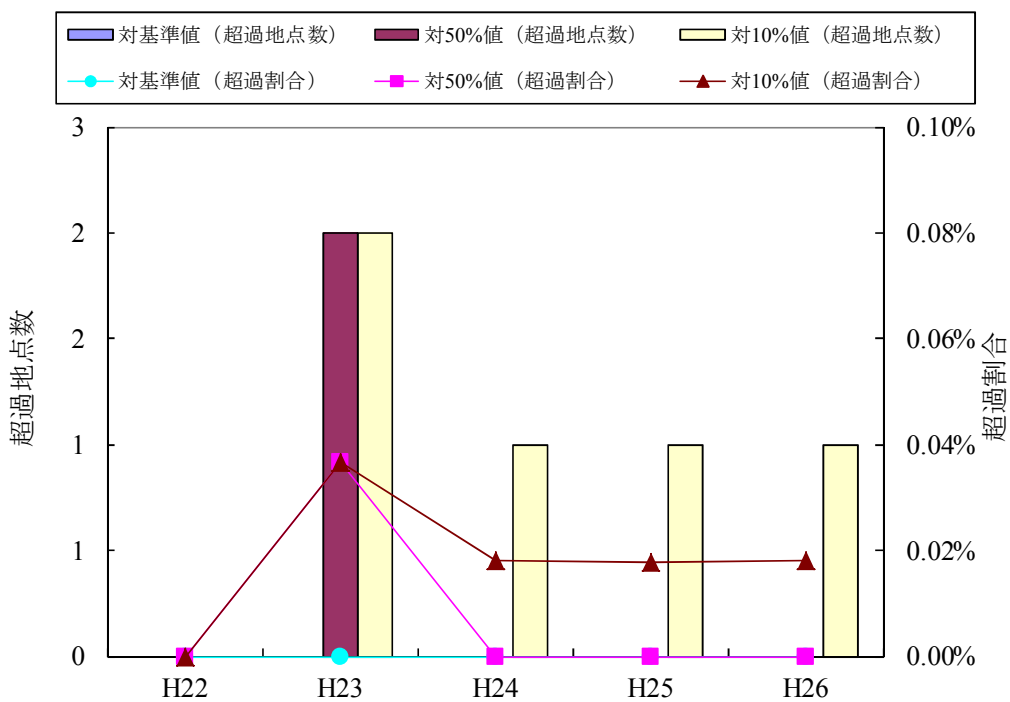
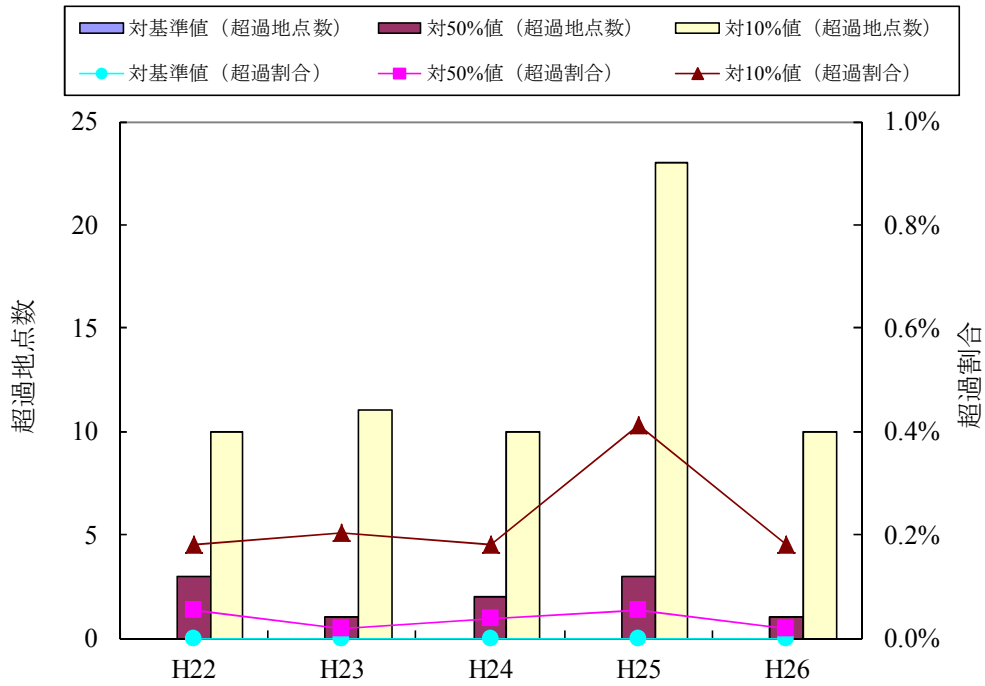


図 3-9 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(9)

基-18 テトラクロロエチレン

【健康項目】



基-19 トリクロロエチレン

【健康項目】

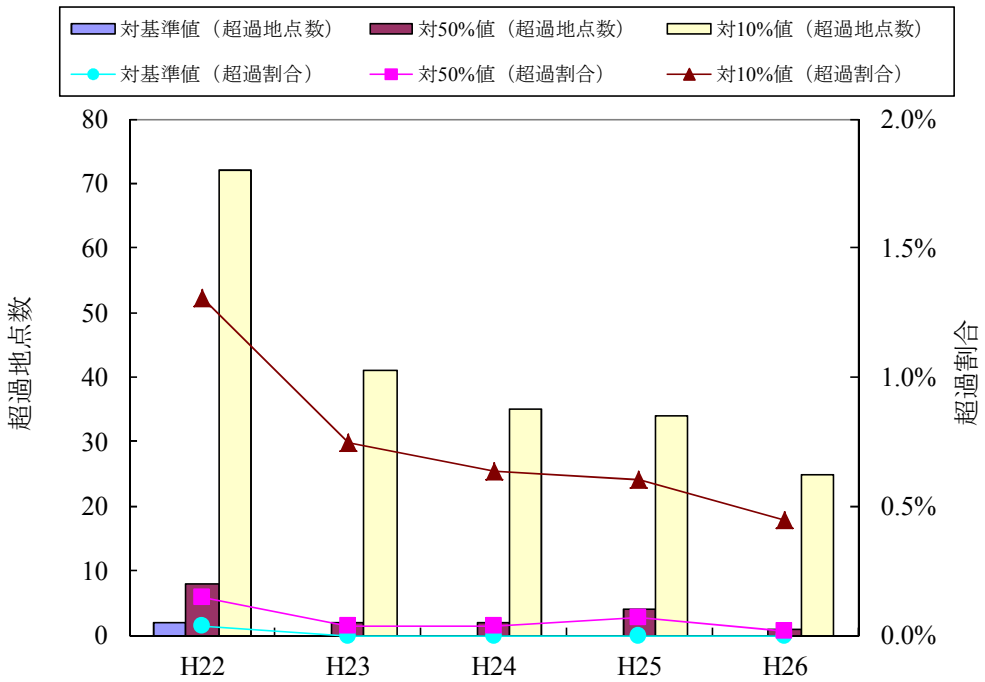
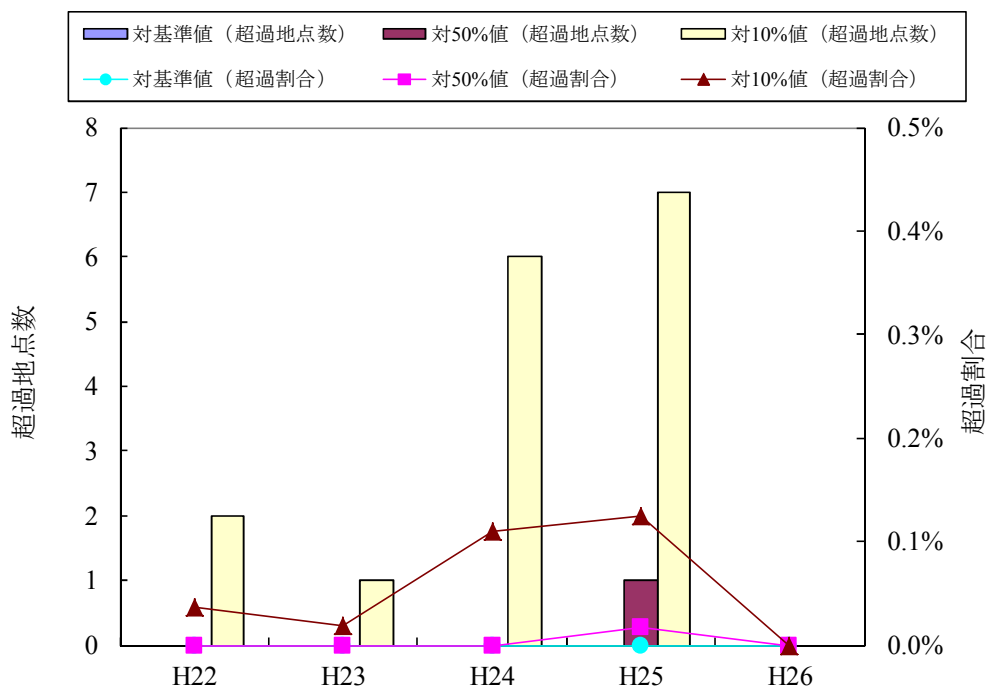


図 3-10 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(10)

基-20 ベンゼン

【健康項目】



基-21 塩素酸

【健康項目(消)】

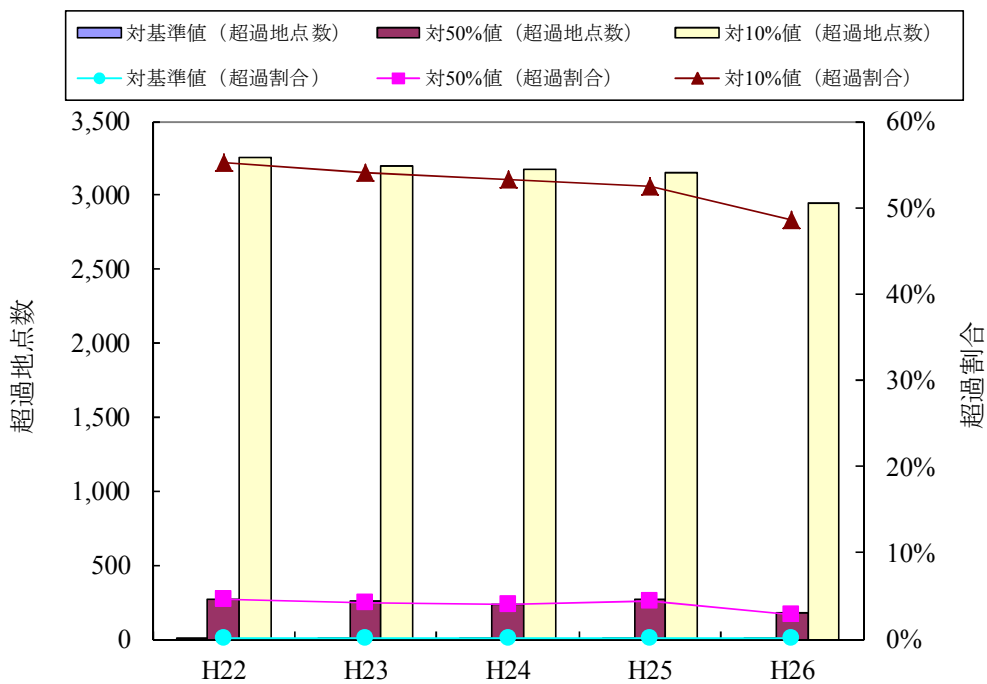
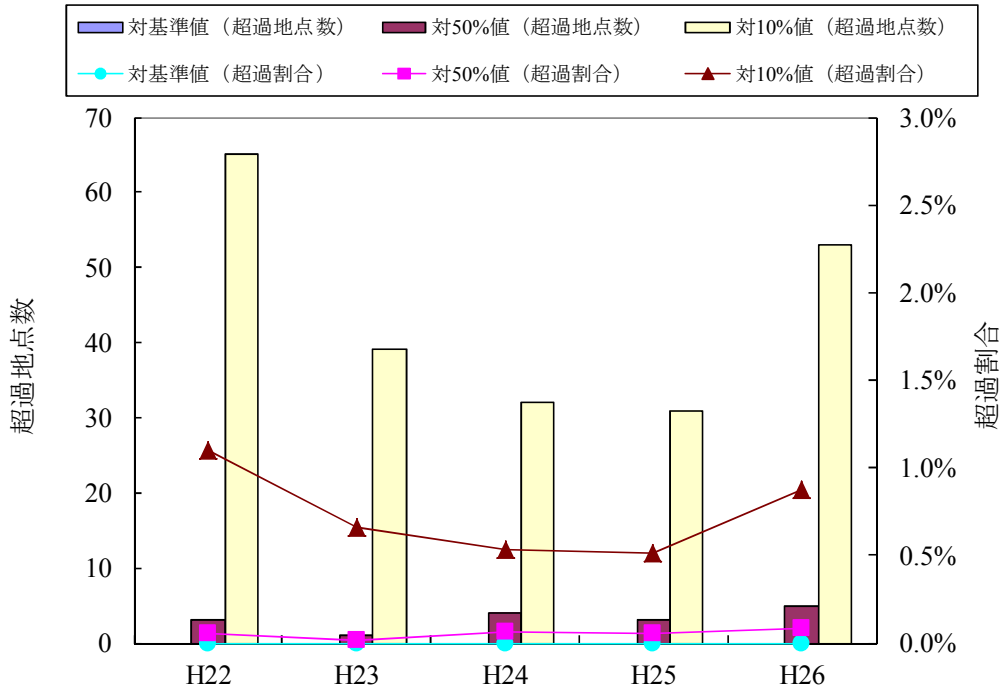


図 3-11 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(11)

基-22 クロロ酢酸

【健康項目(消)】



基-23 クロロホルム

【健康項目(消)】

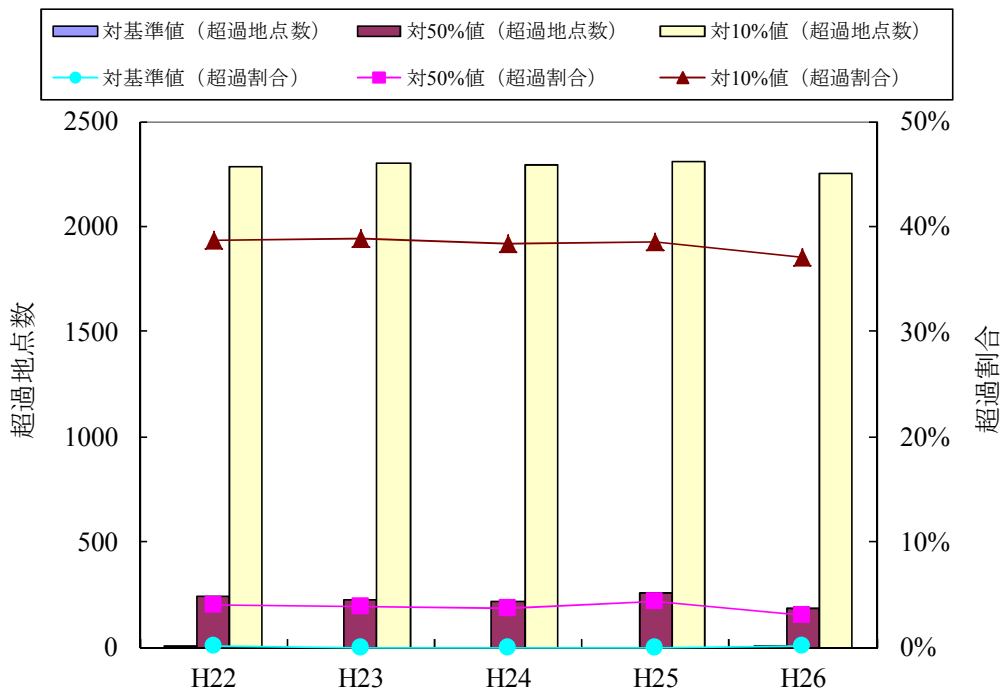
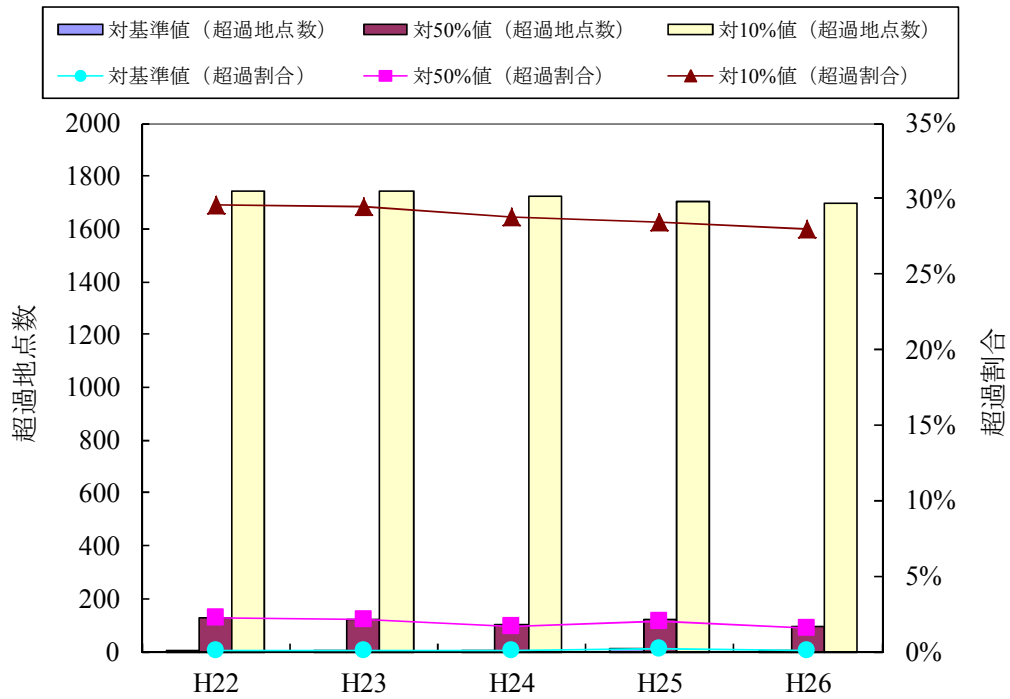


図 3-12 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(12)

基-24 シクロロ酢酸

【健康項目(消)】



基-25 ジブromokロロメタン

【健康項目(消)】

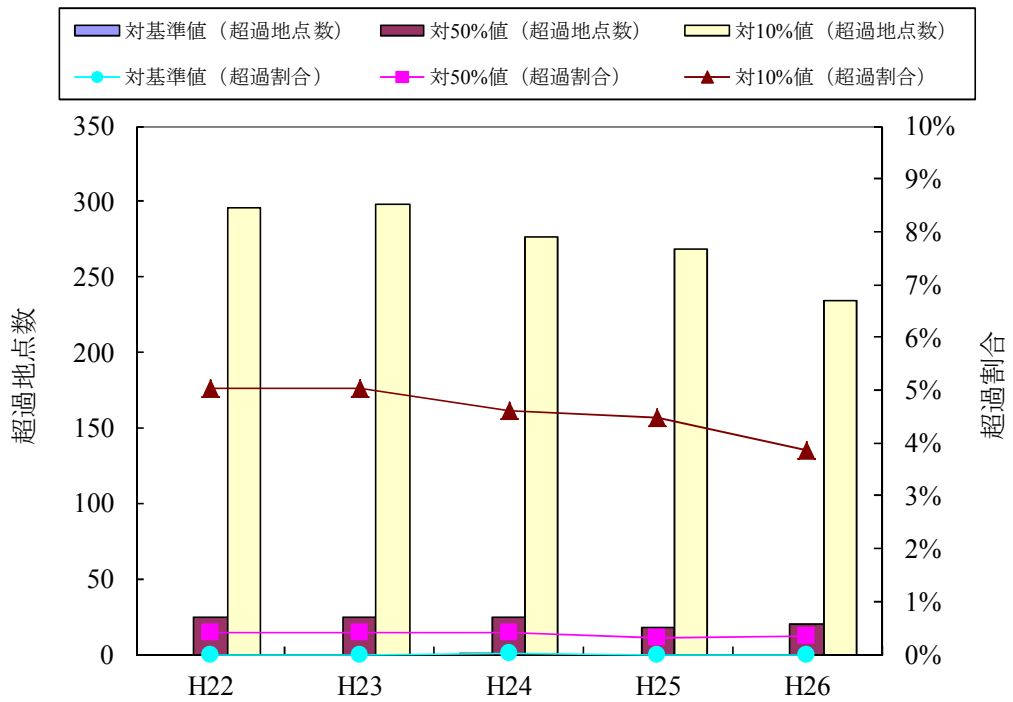
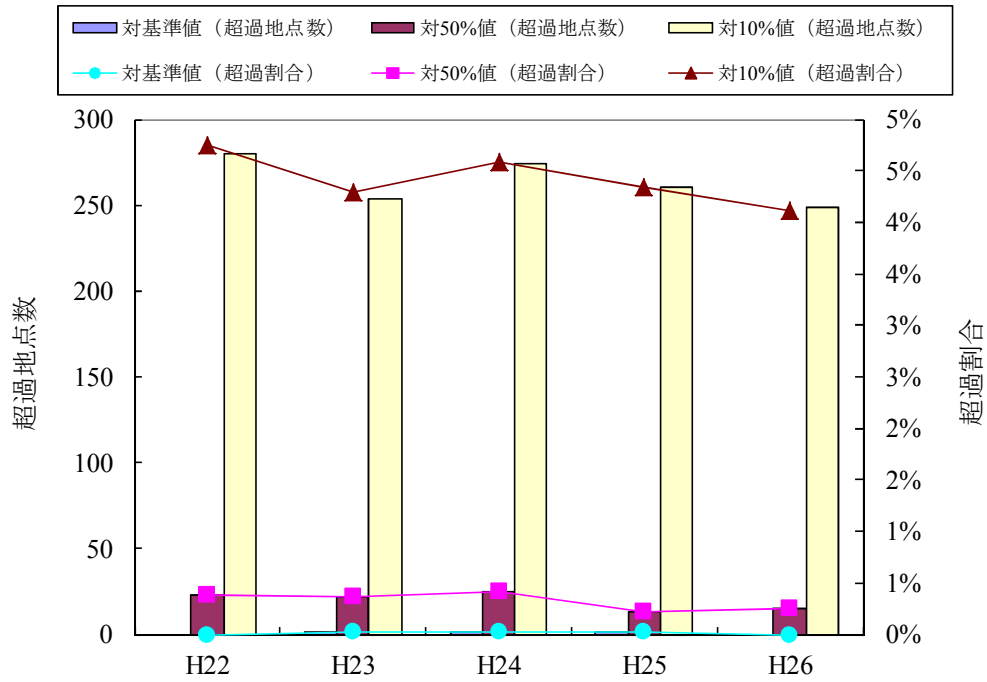


図 3-13 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(13)

基-26 臭素酸

【健康項目(消)】



基-27 総トリハロメタン

【健康項目(消)】

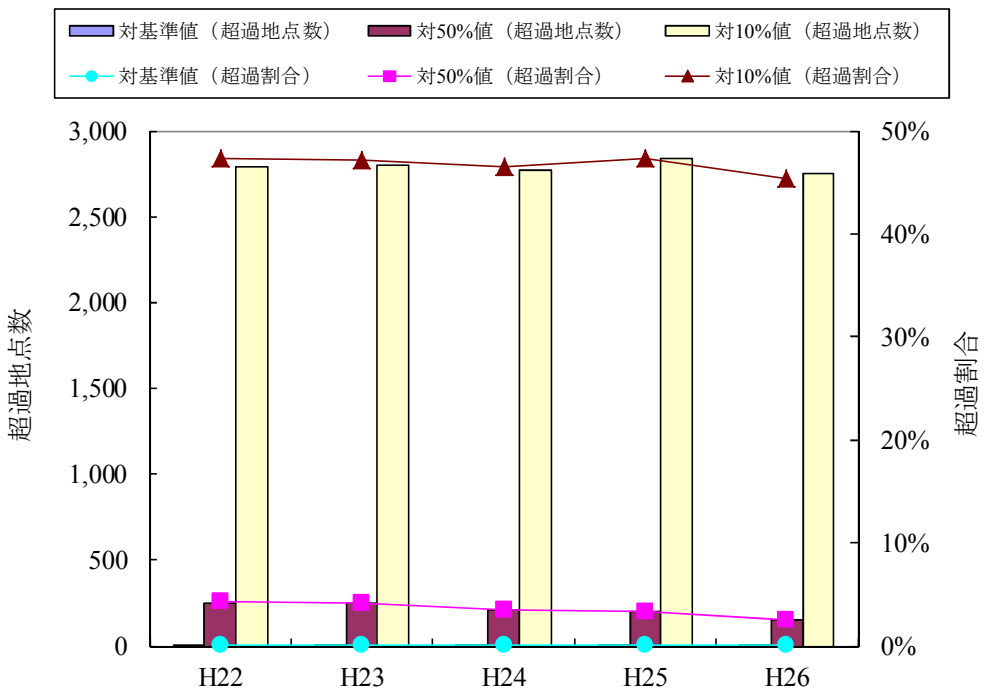
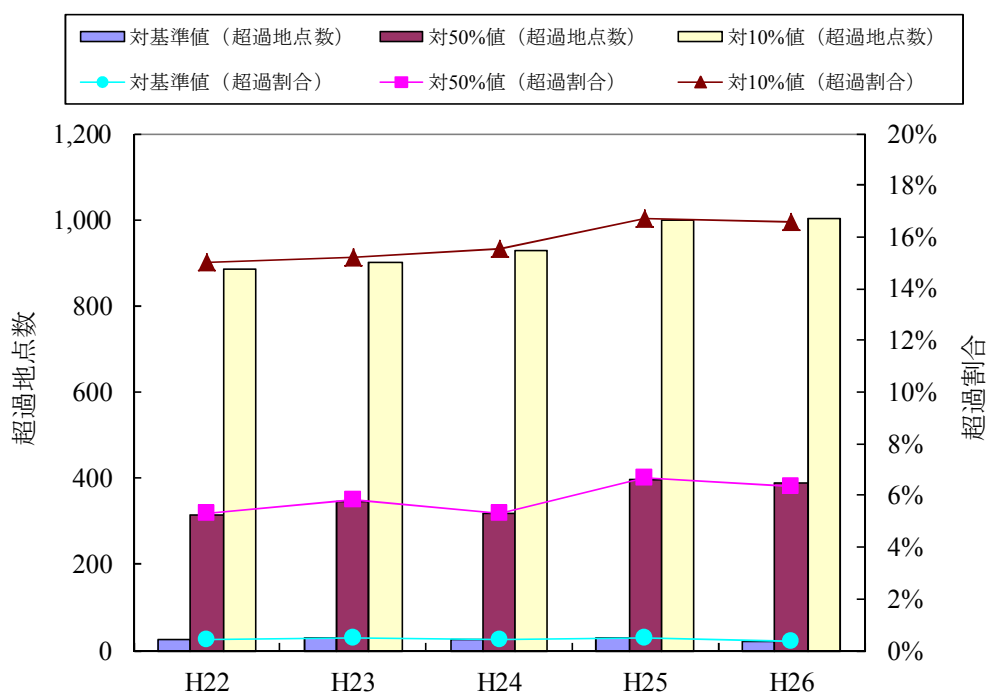


図 3-14 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(14)

基-28 トリクロロ酢酸

【健康項目(消)】



基-29 プロモジクロロメタン

【健康項目(消)】

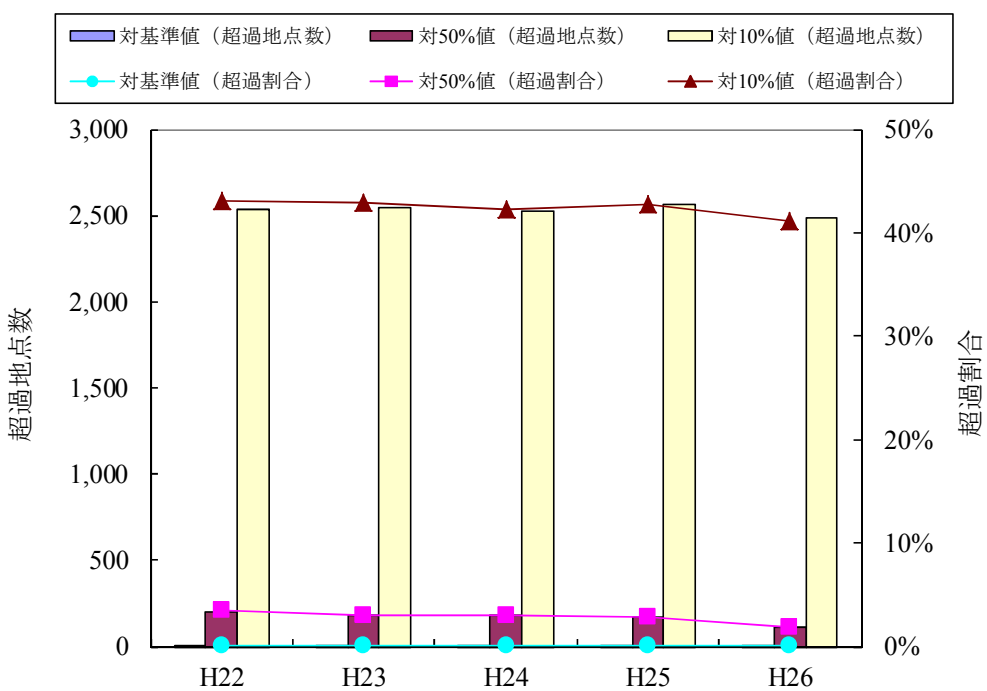
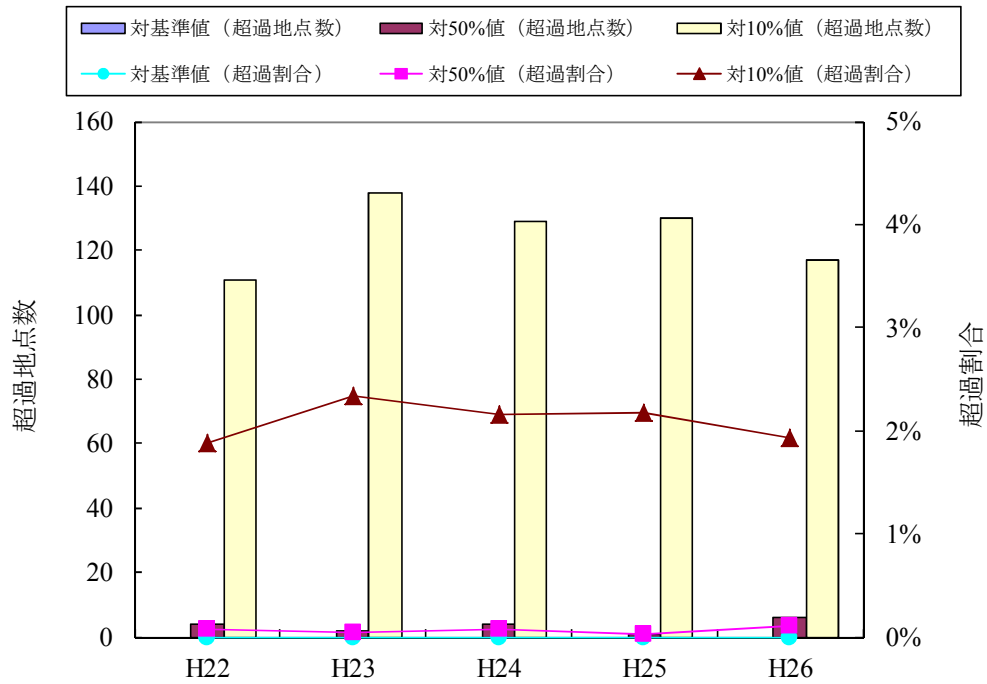


図 3-15 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(15)

基-30 プロモホルム

【健康項目(消)】



基-31 ホルムアルデヒド

【健康項目(消)】

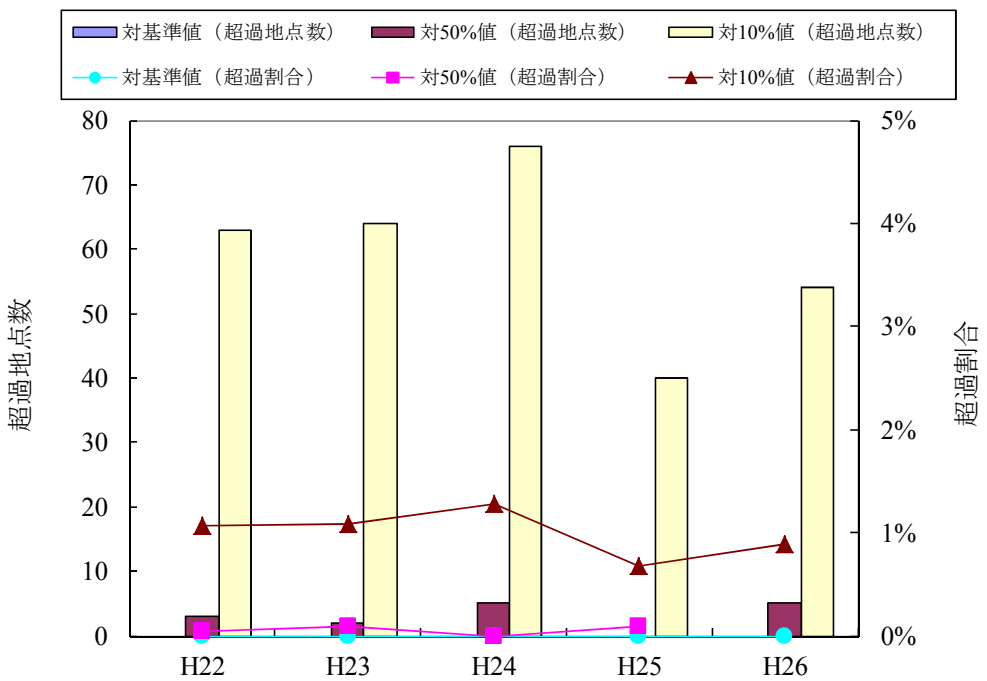
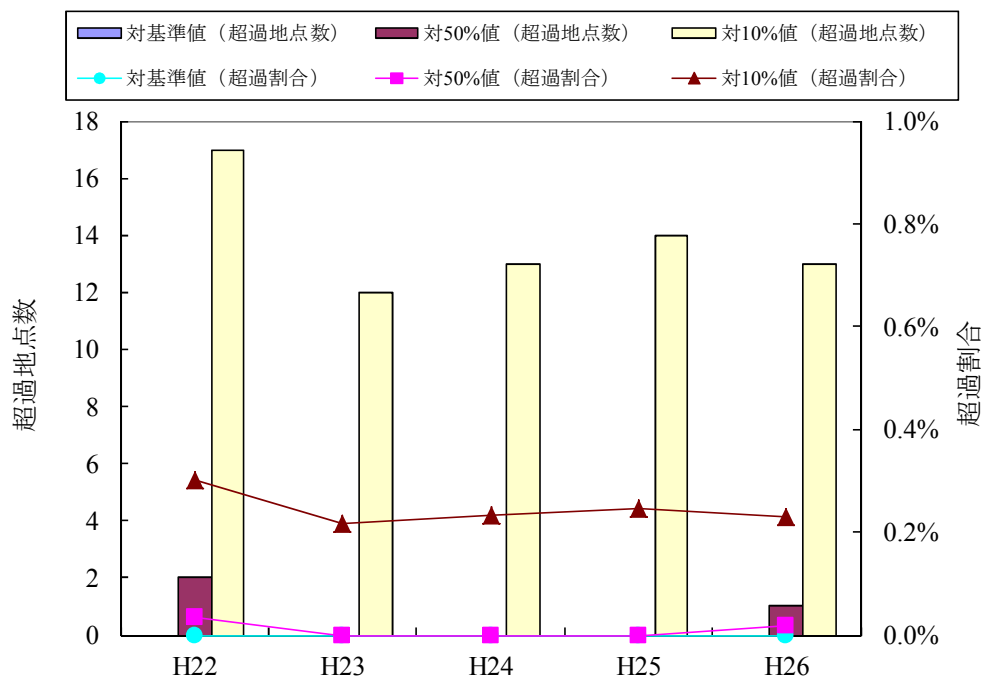


図 3-16 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(16)

基-32 亜鉛及びその化合物 【性状項目】



基-33 アルミニウム及びその化合物 【性状項目】

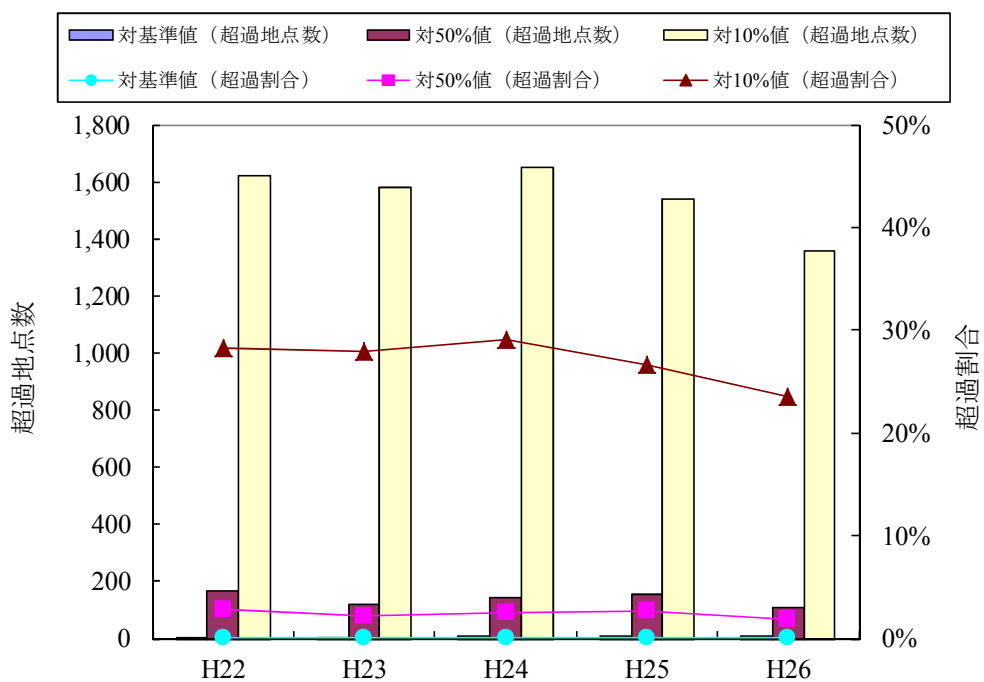
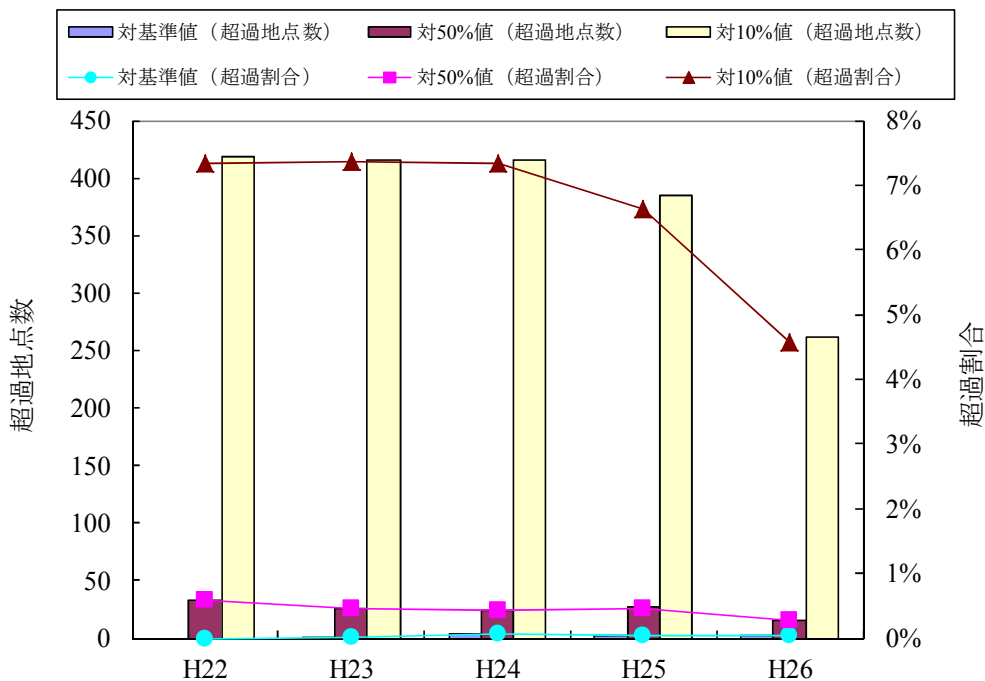


図 3-17 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(17)

基-34 鉄及びその化合物

【性状項目】



基-35 銅及びその化合物

【性状項目】

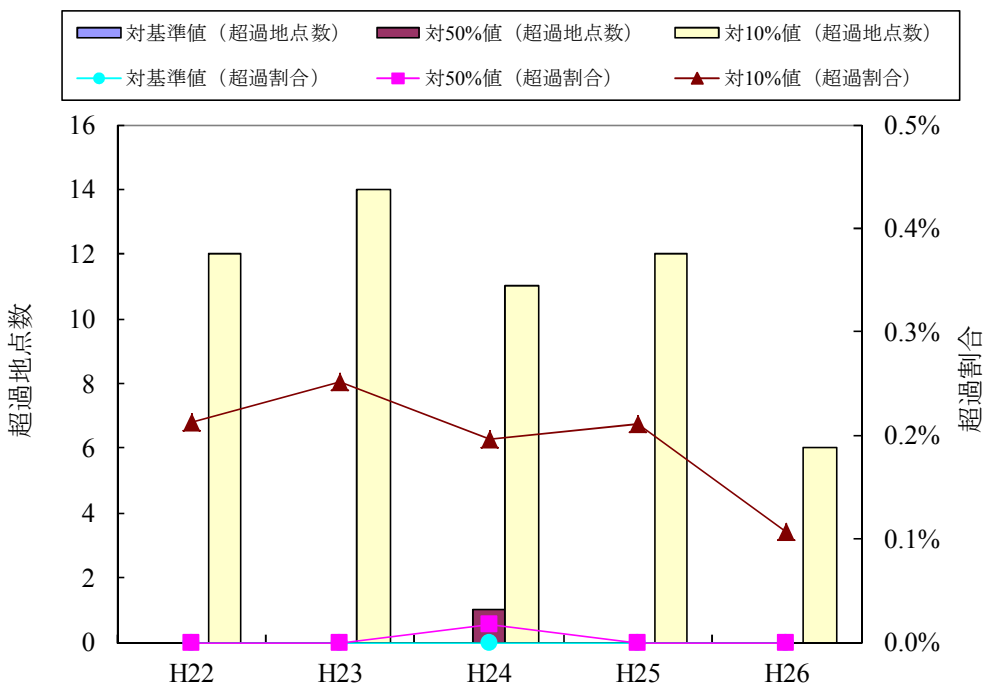
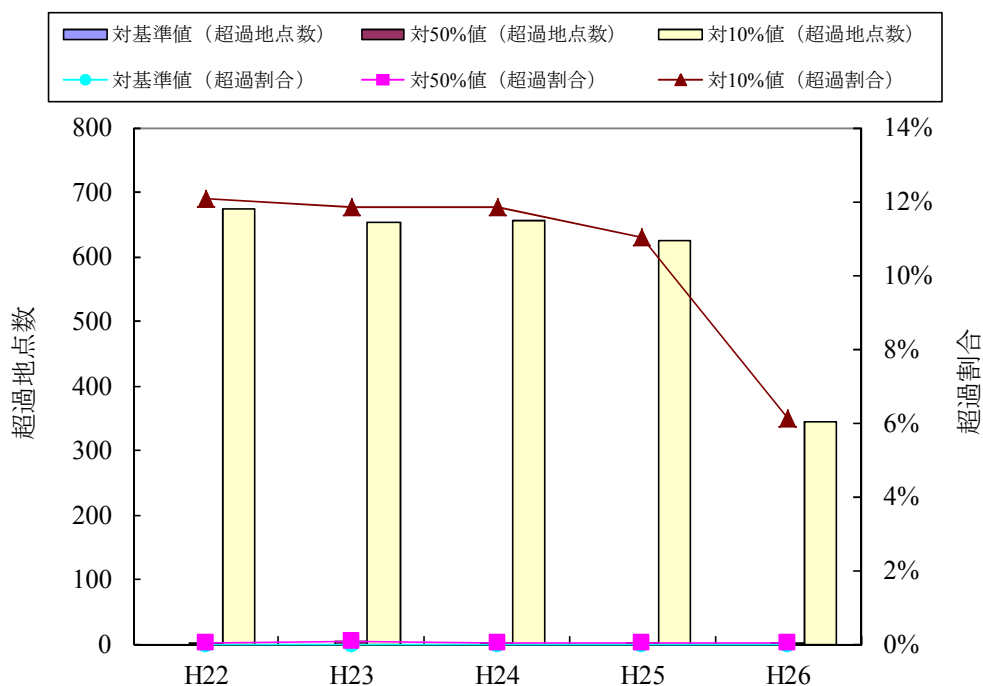


図 3-18 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(18)

基-36 ナトリウム及びその化合物 【性状項目】



基-37 マンガン及びその化合物 【性状項目】

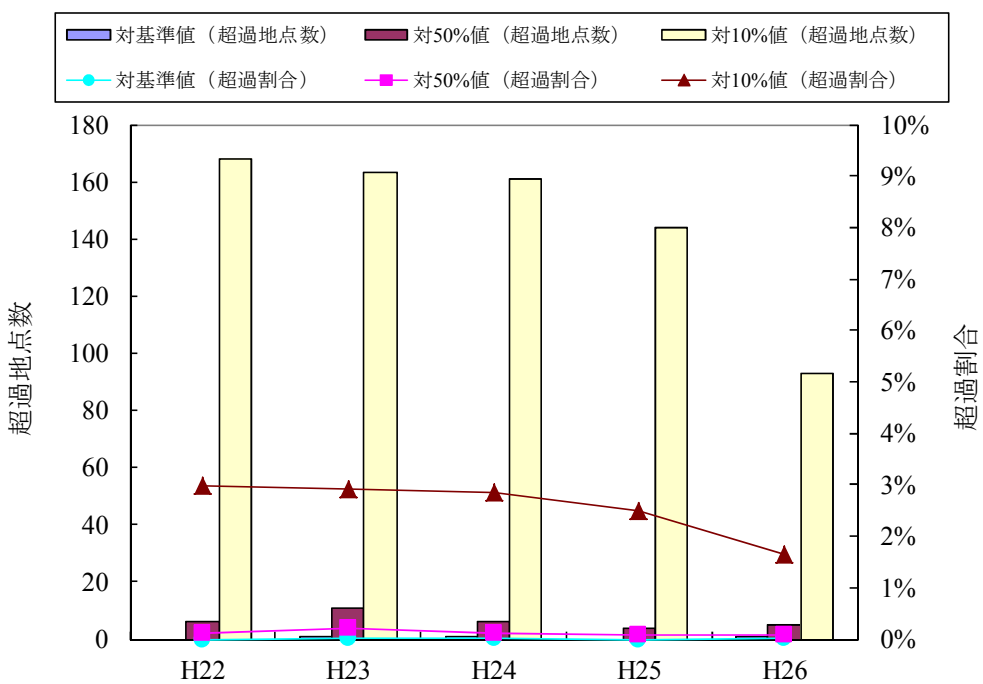
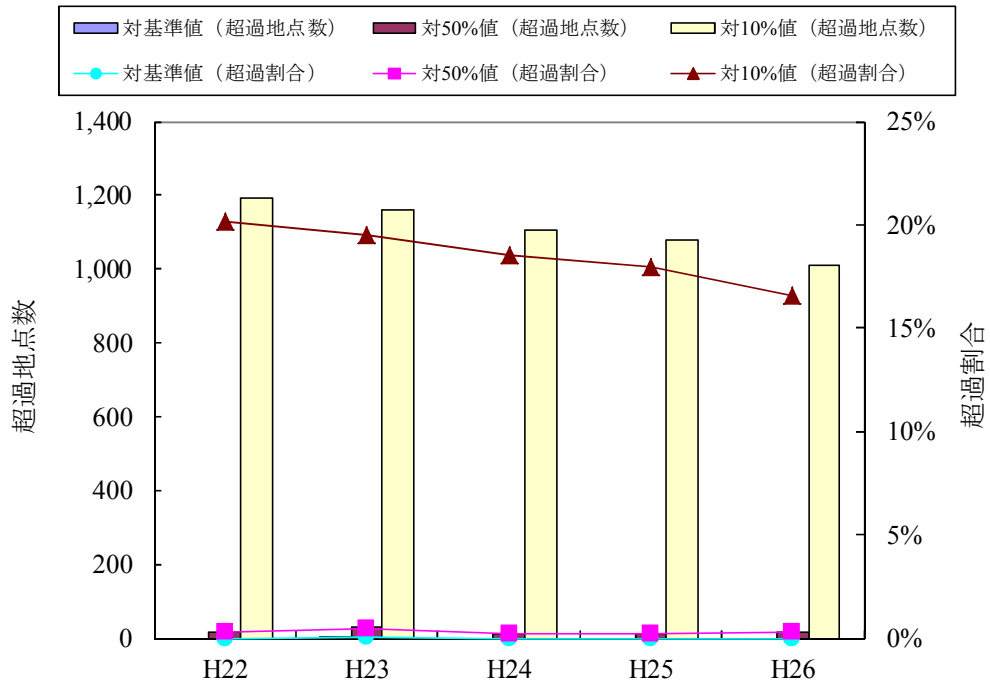


図 3-19 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(19)

基-38 塩化物イオン

【性状項目】



基-39 カルシウム、マグネシウム(硬度)

【性状項目】

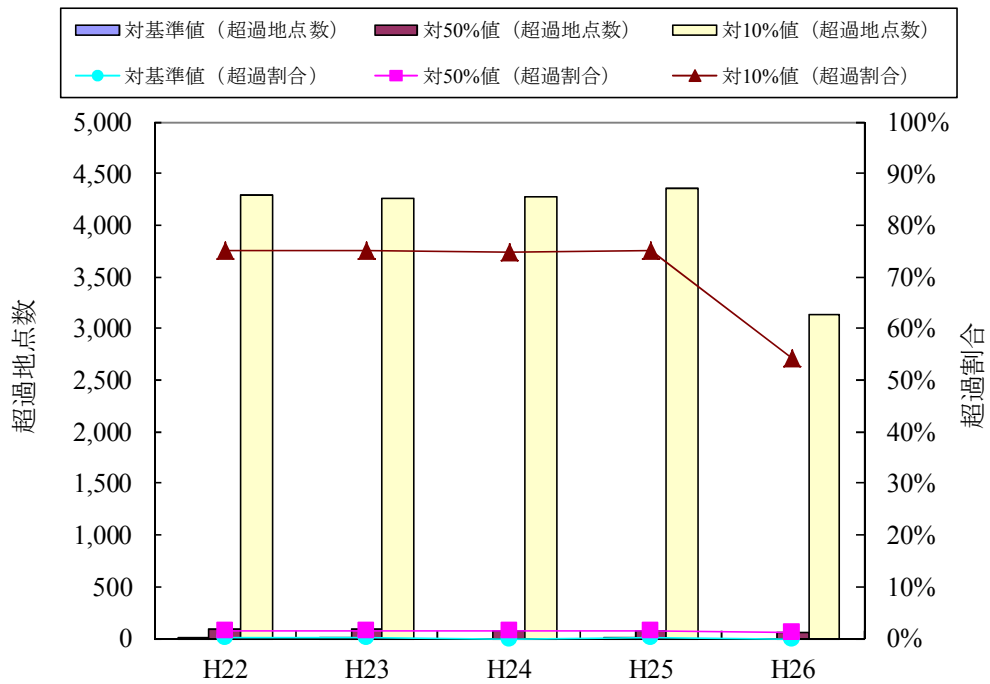
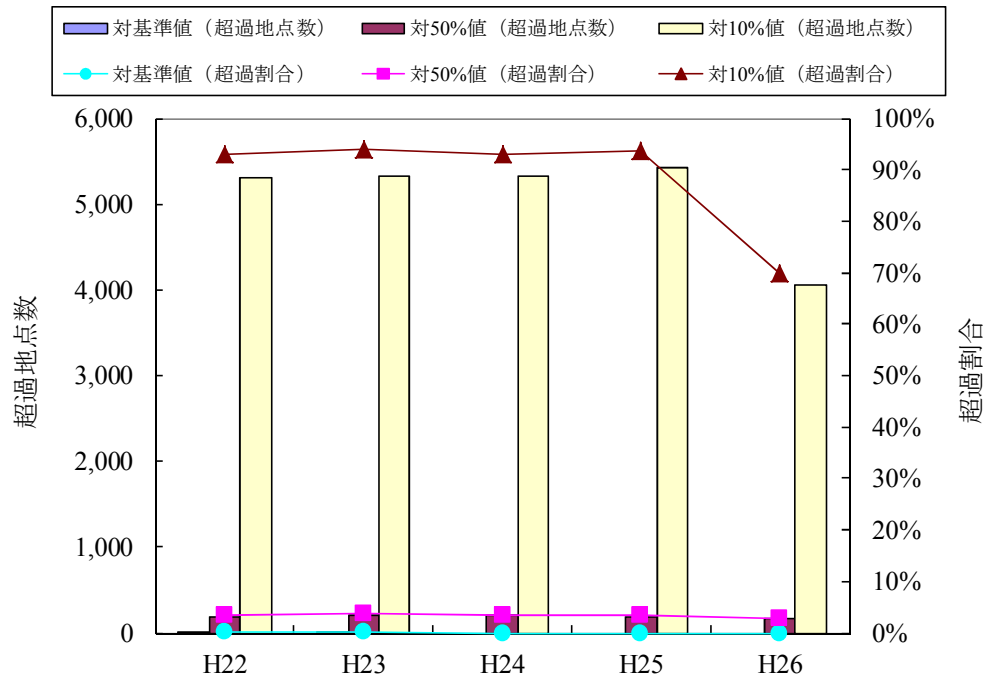


図 3-20 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(20)

基-40 蒸発残留物

【性状項目】



基-41 陰イオン界面活性剤

【性状項目】

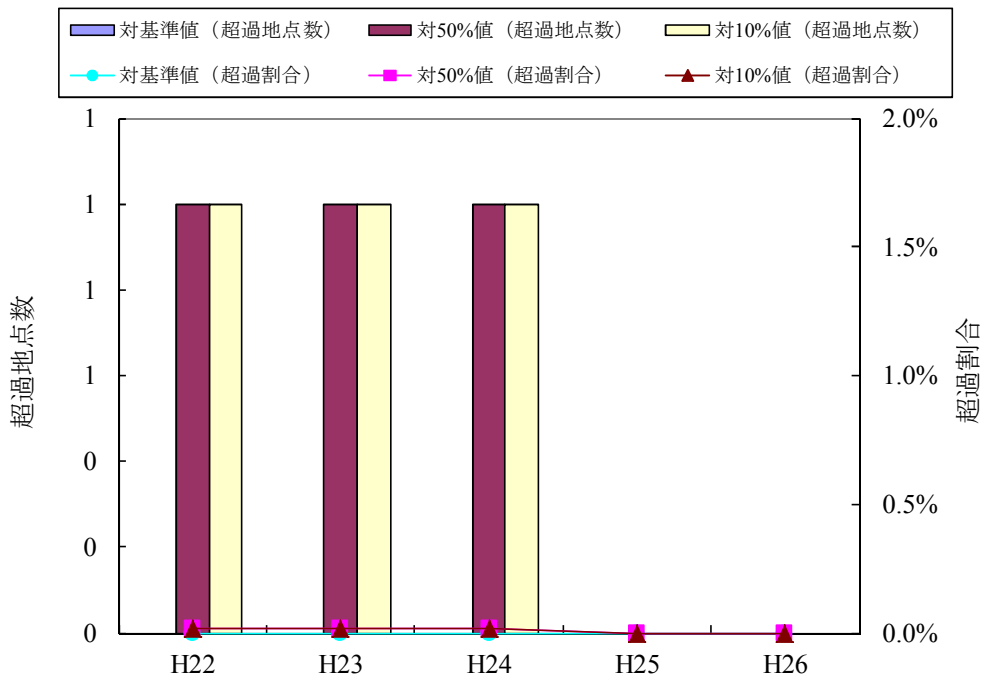
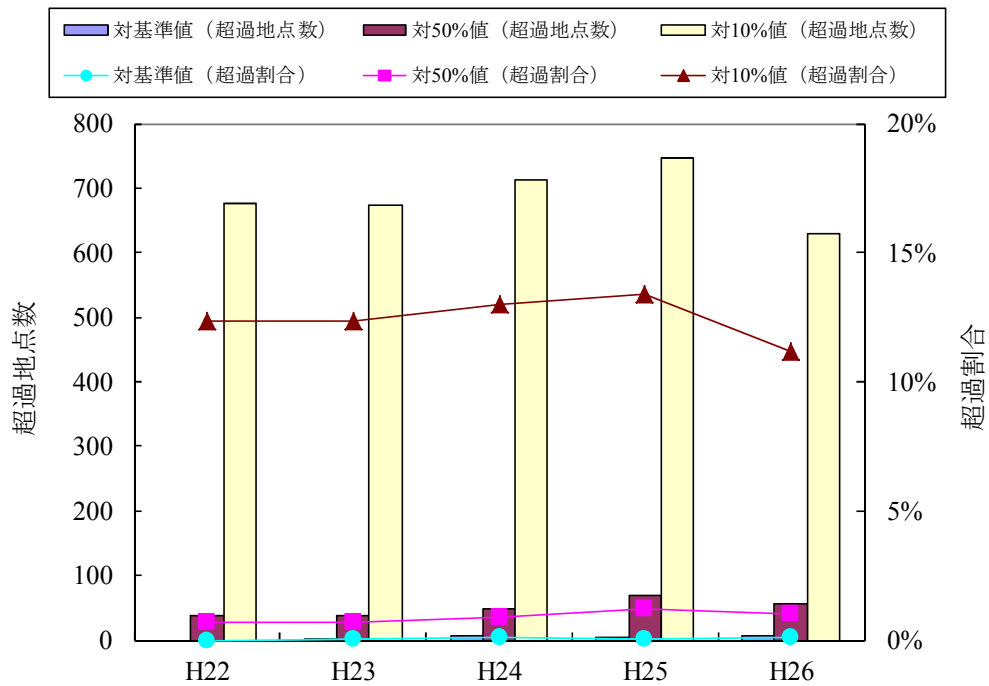


図 3-21 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(21)

基-42 ジェオスミン

【性状項目】



基-43 2-メチルイソボルネオール

【性状項目】

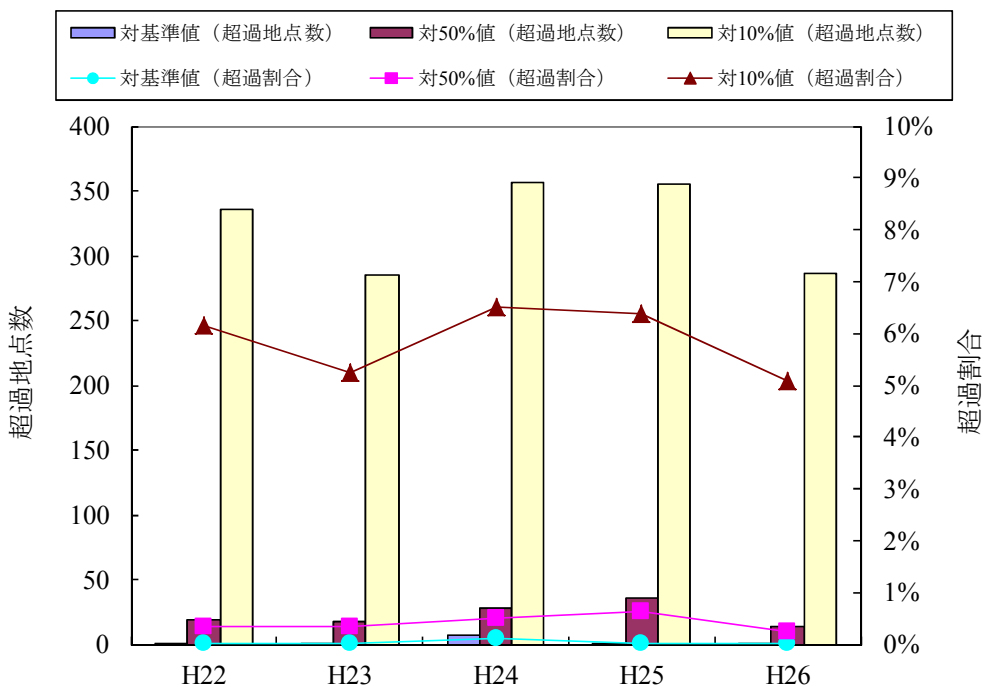
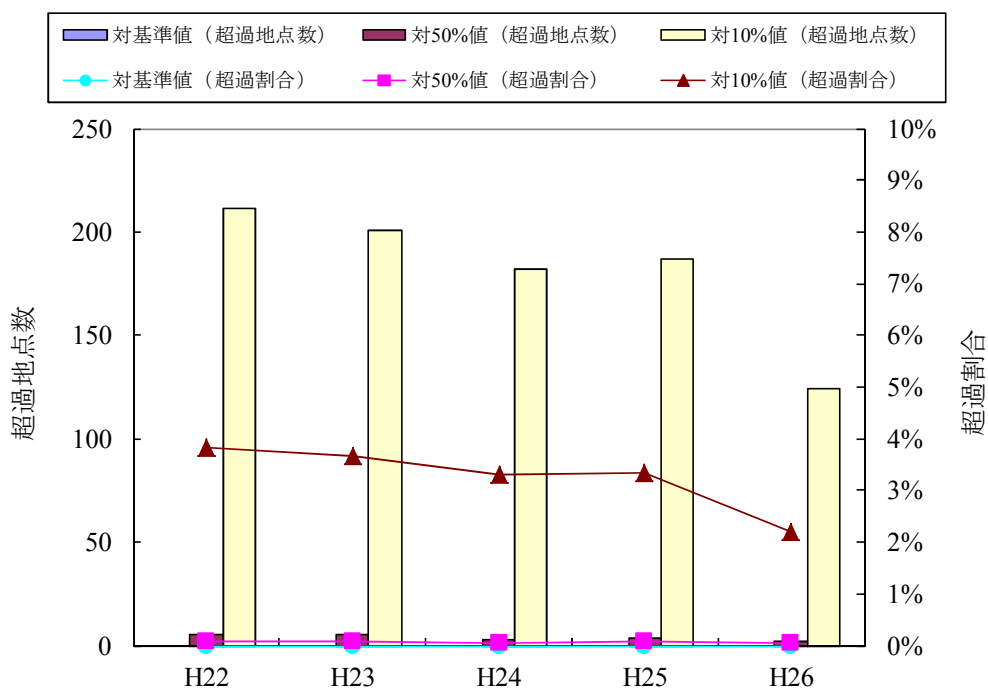


図 3-22 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(22)

基-44 非イオン界面活性剤 【性状項目】



基-45 フェノール類 【性状項目】

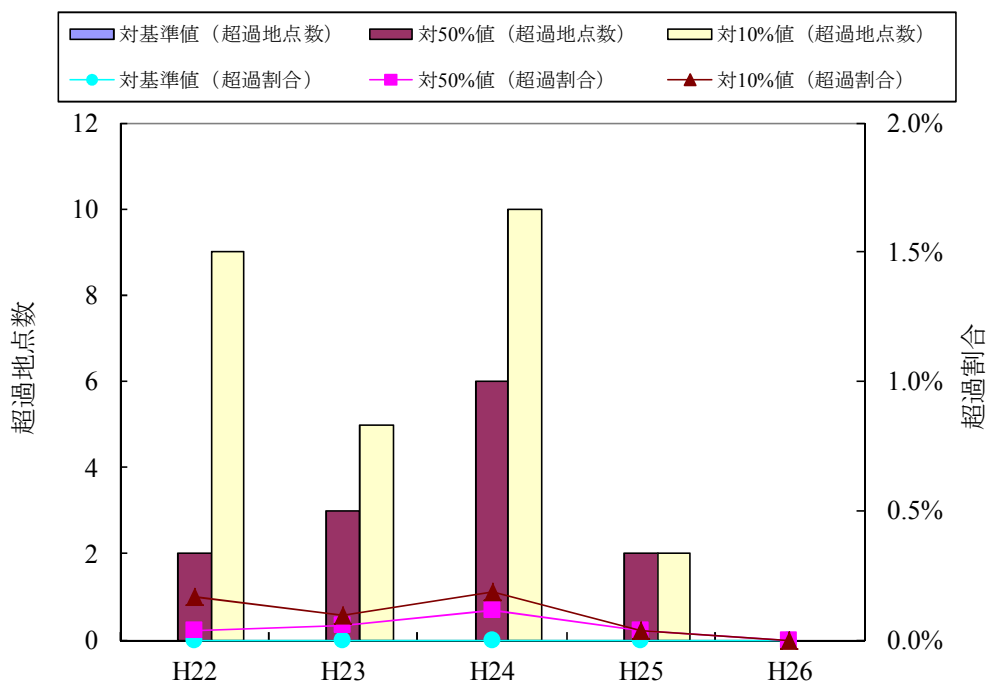
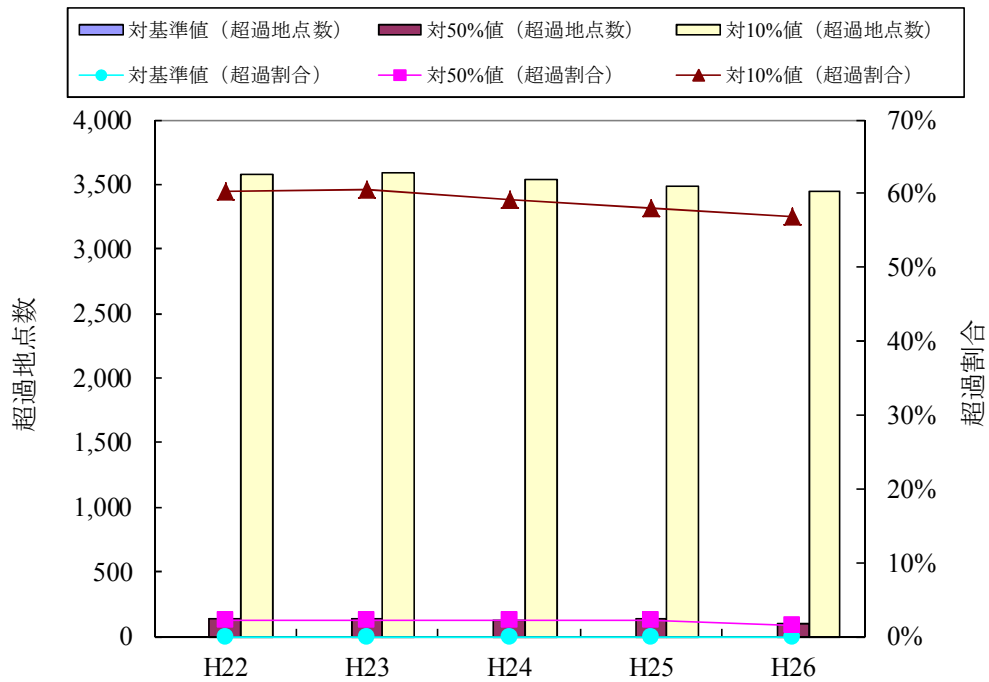


図 3-23 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(23)

基-46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)

【性状項目】



基-50 色度

【性状項目】

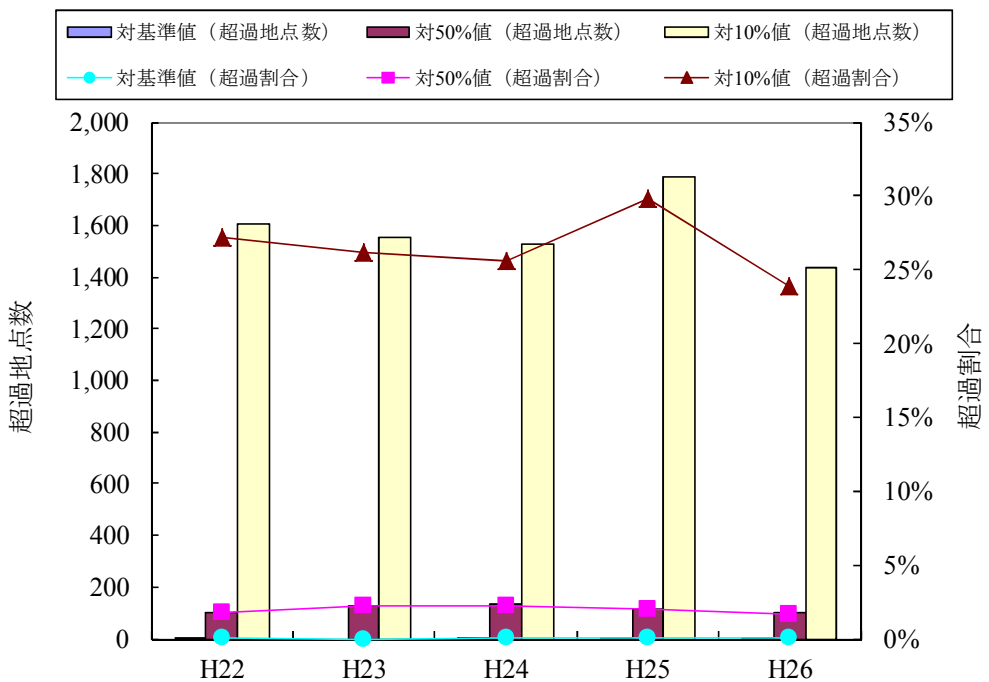


図 3-24 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(24)

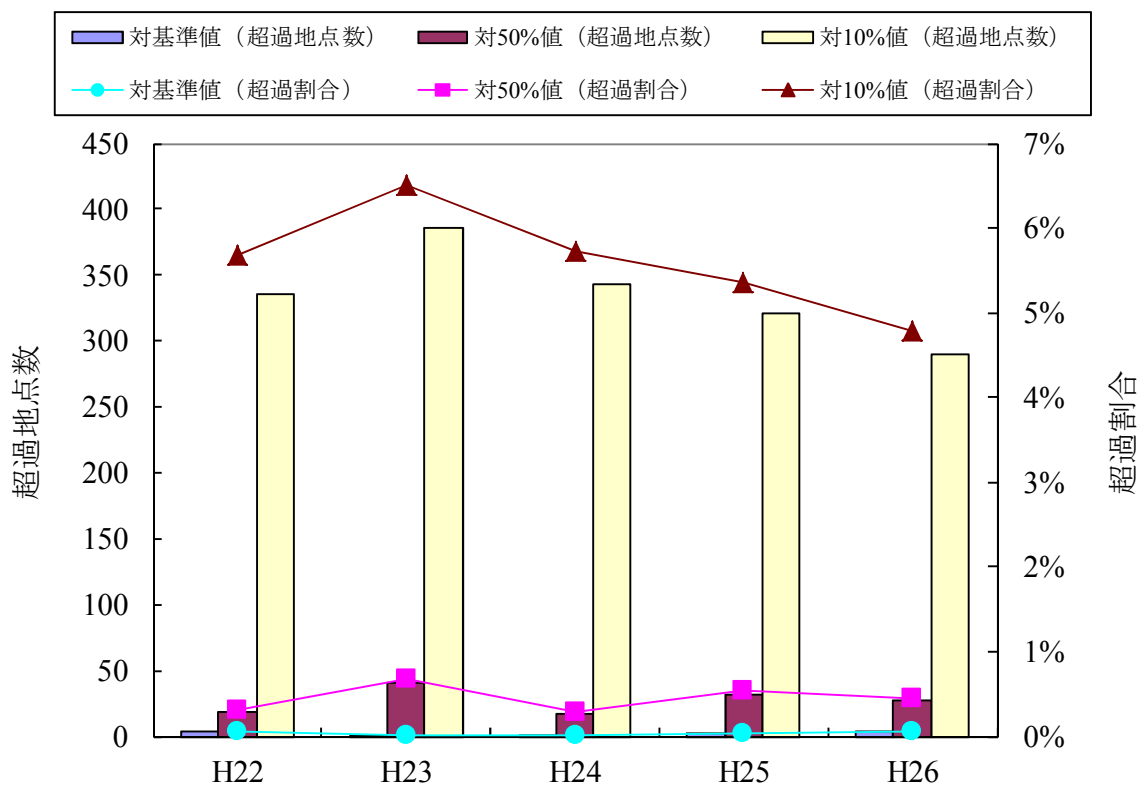
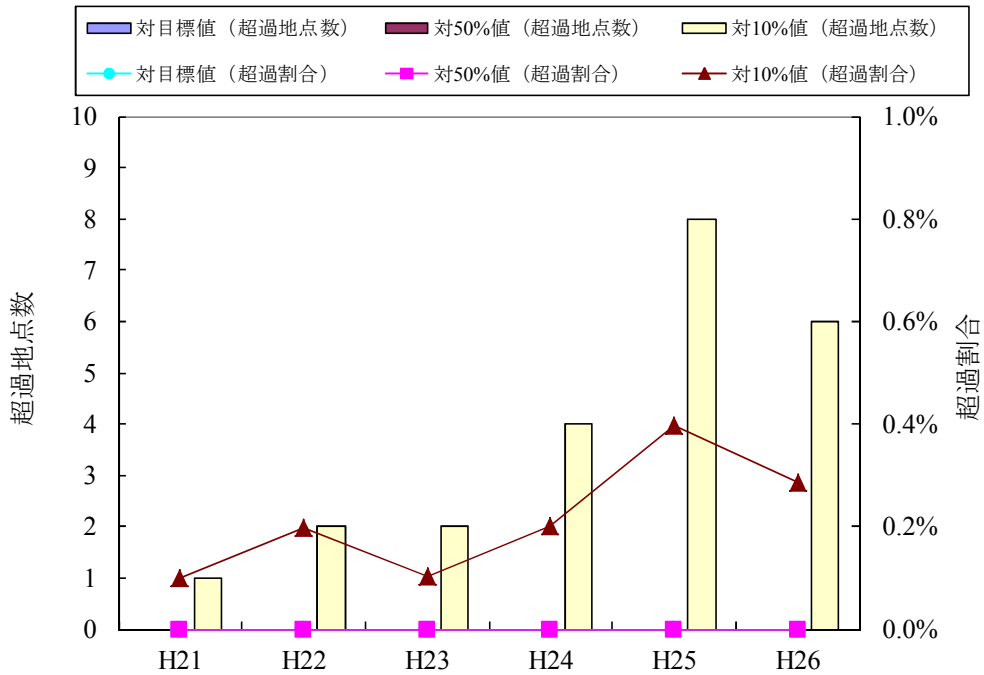


図 3-25 水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(25)

目-1 アンチモン及びその化合物 【健康項目】



目-2 ウラン及びその化合物 【健康項目】

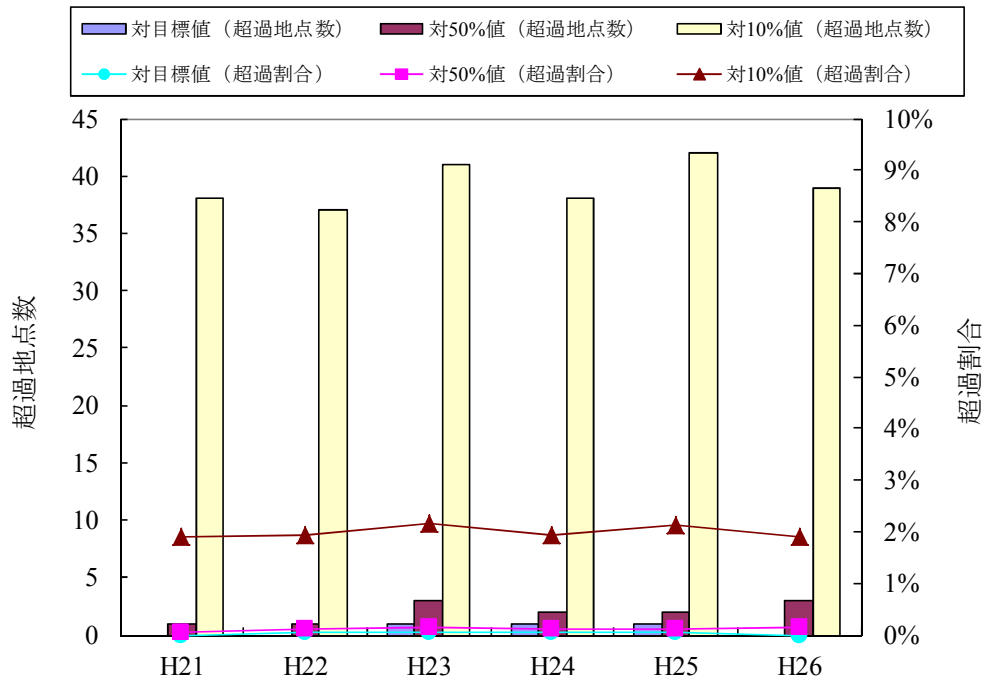
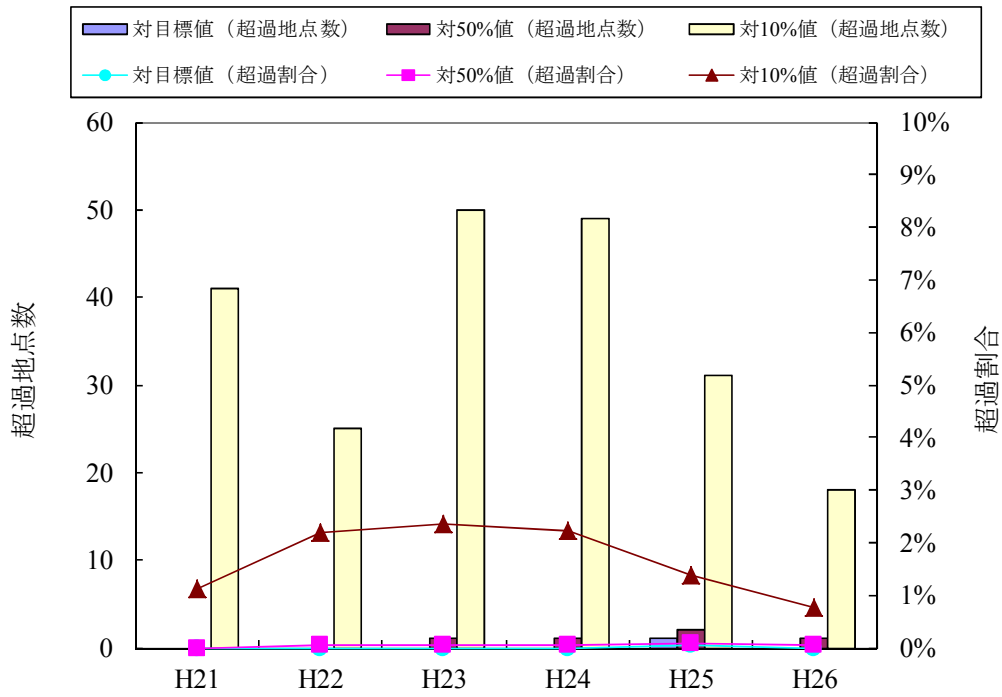


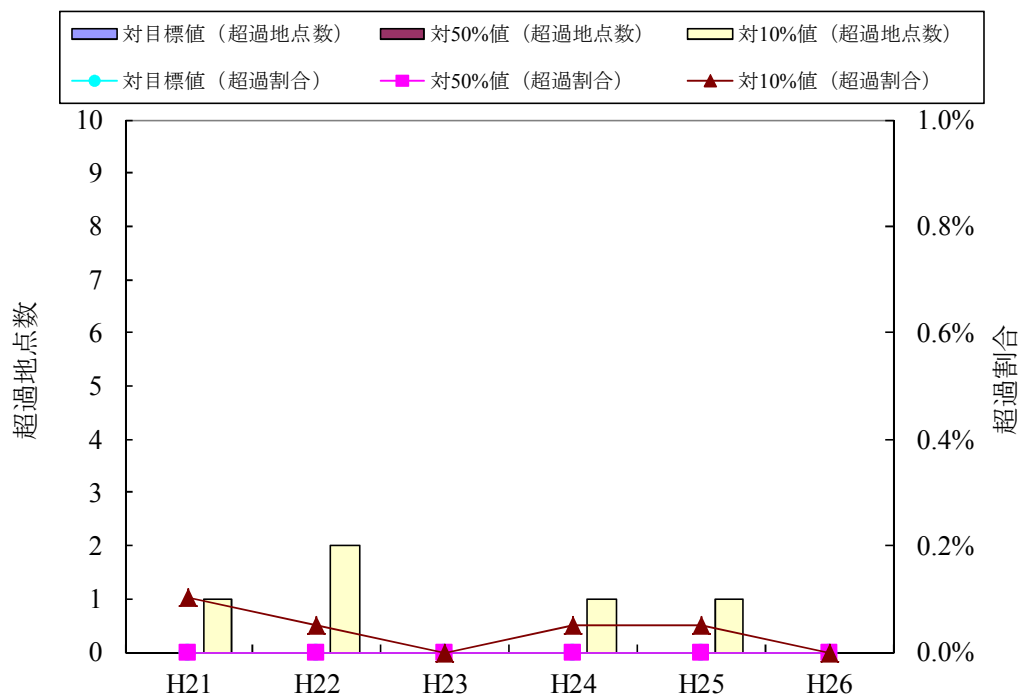
図 3-26 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(1)

目-3 ニッケル及びその化合物 【健康項目】



目-4 欠番

図 3-27 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(2)

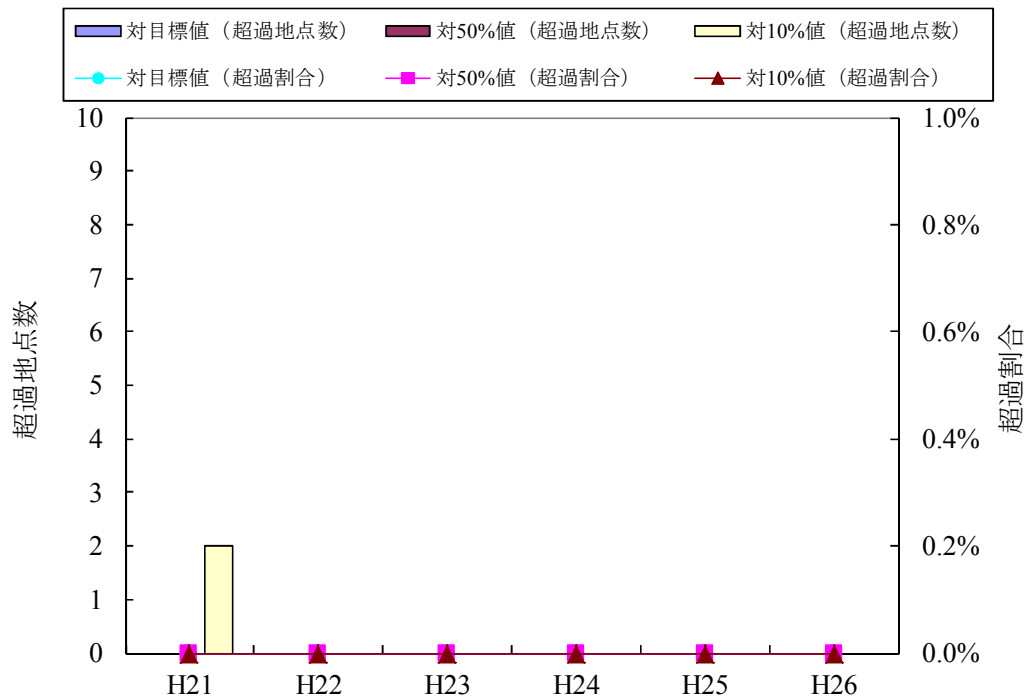


目-6 欠番
目-7 欠番

図 3-28 水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(3)

目-8 トルエン

【健康項目】



目-9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)【健康項目】

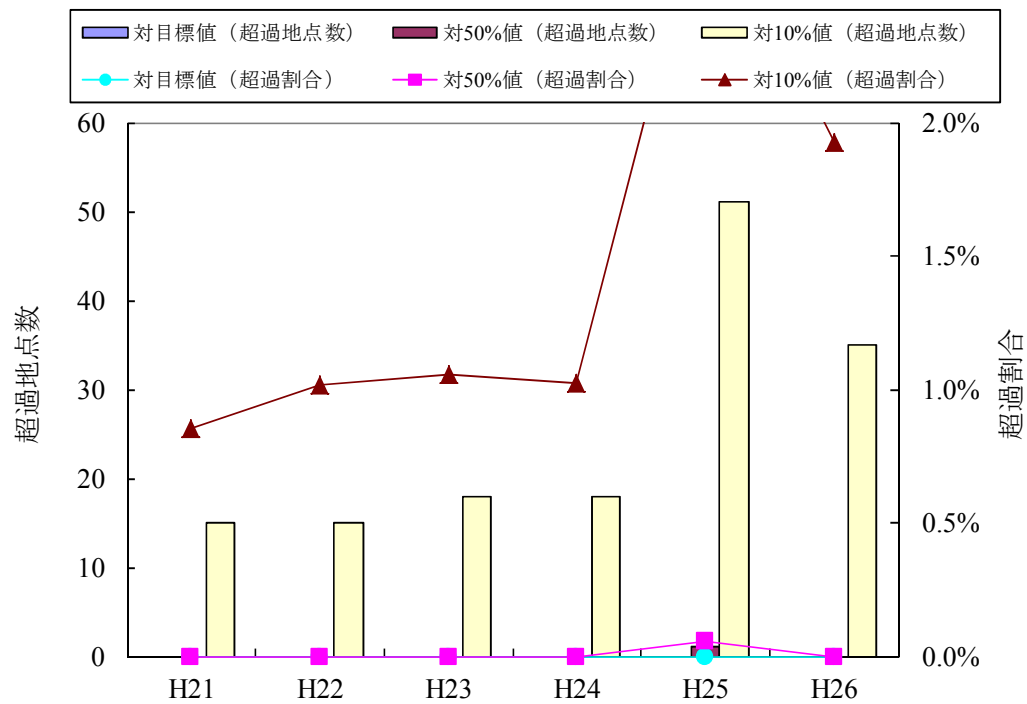
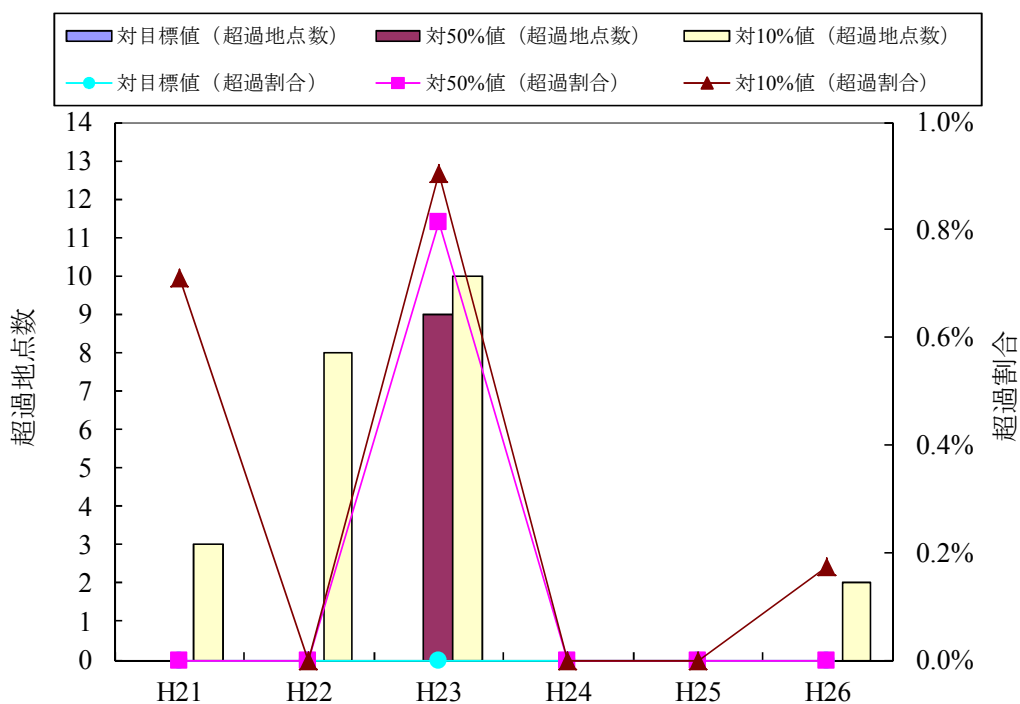


図 3-29 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(4)

目-10 亜塩素酸

【健康項目(消)】



目-11 欠番

目-12 二酸化塩素

【健康項目(消)】

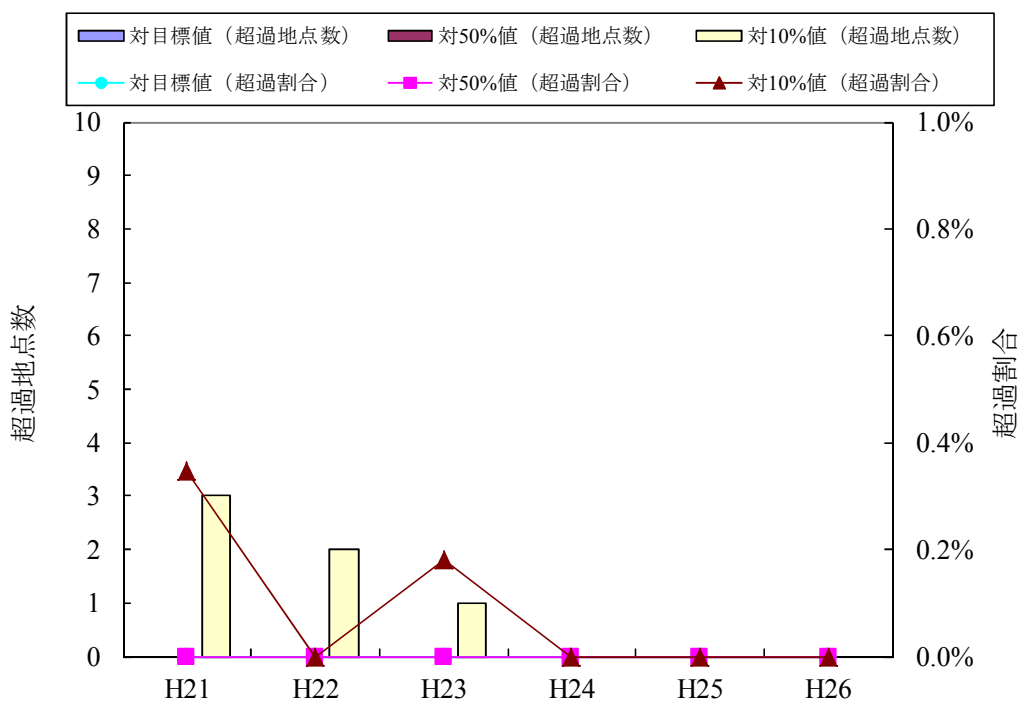
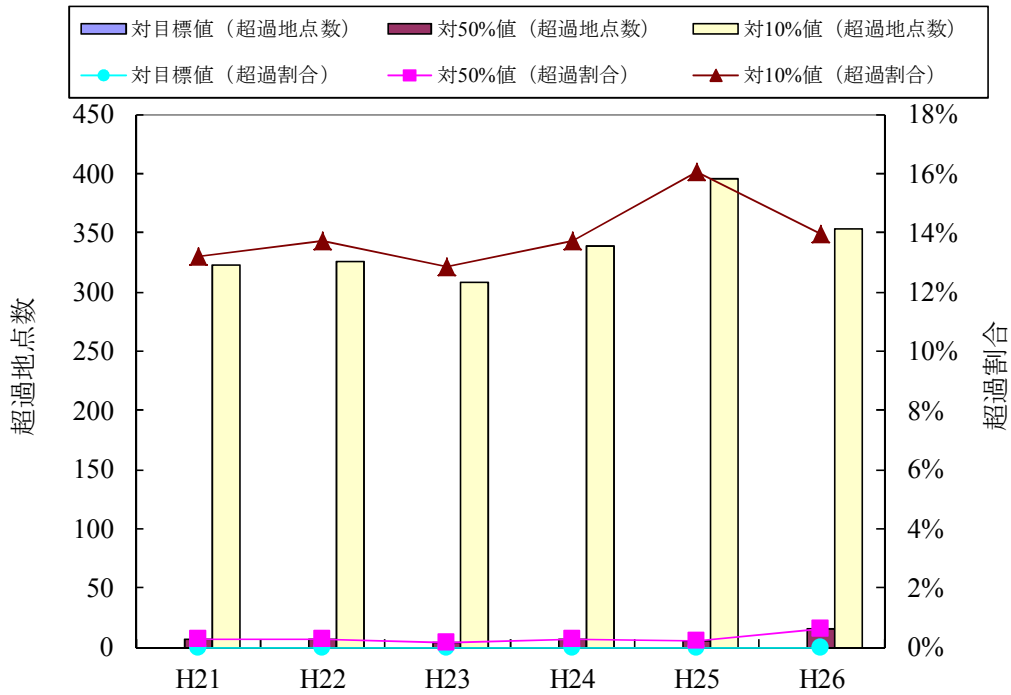


図 3-30 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(5)

目-13 ジクロロアセトニトリル 【健康項目(消)】



目-14 抱水クロラール 【健康項目(消)】

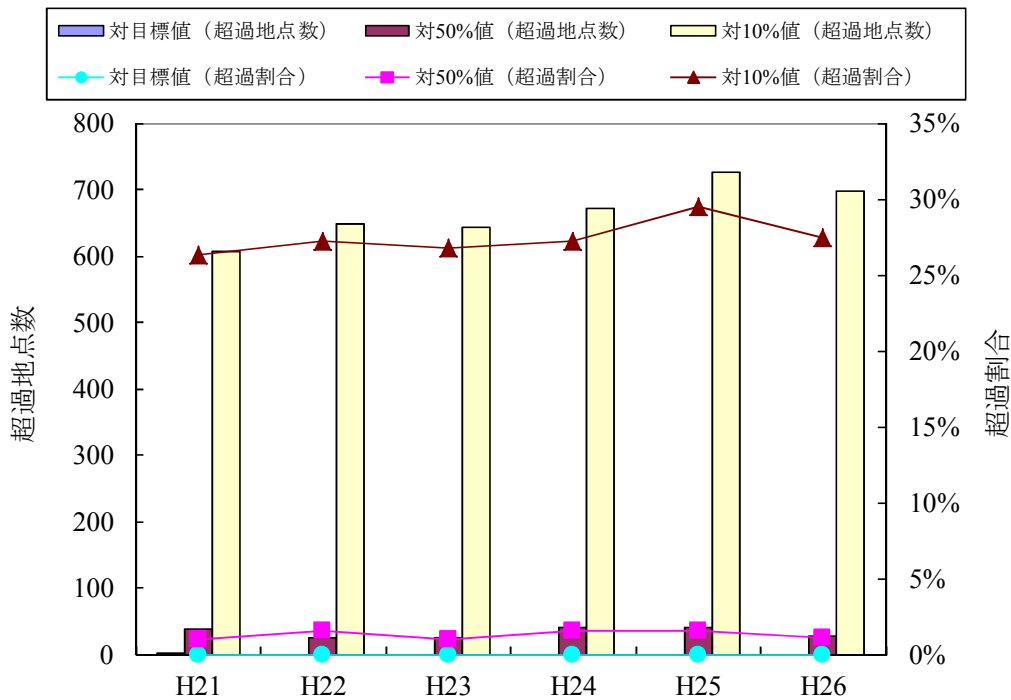
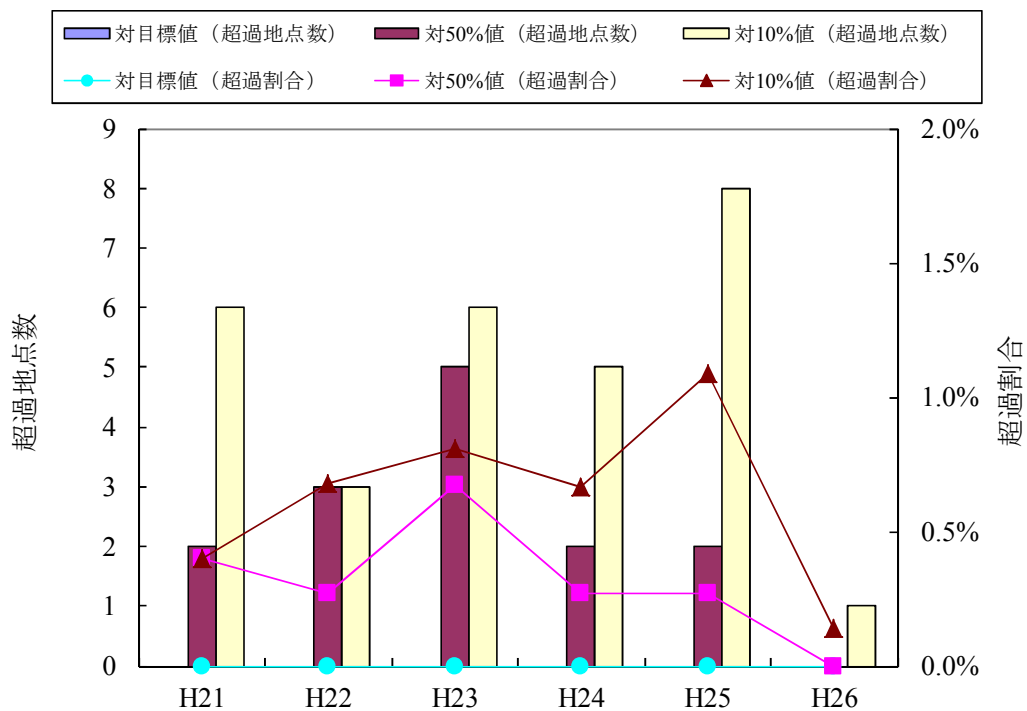


図 3-31 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(6)

目-15 農薬類



目-16 残留塩素 【性状項目】

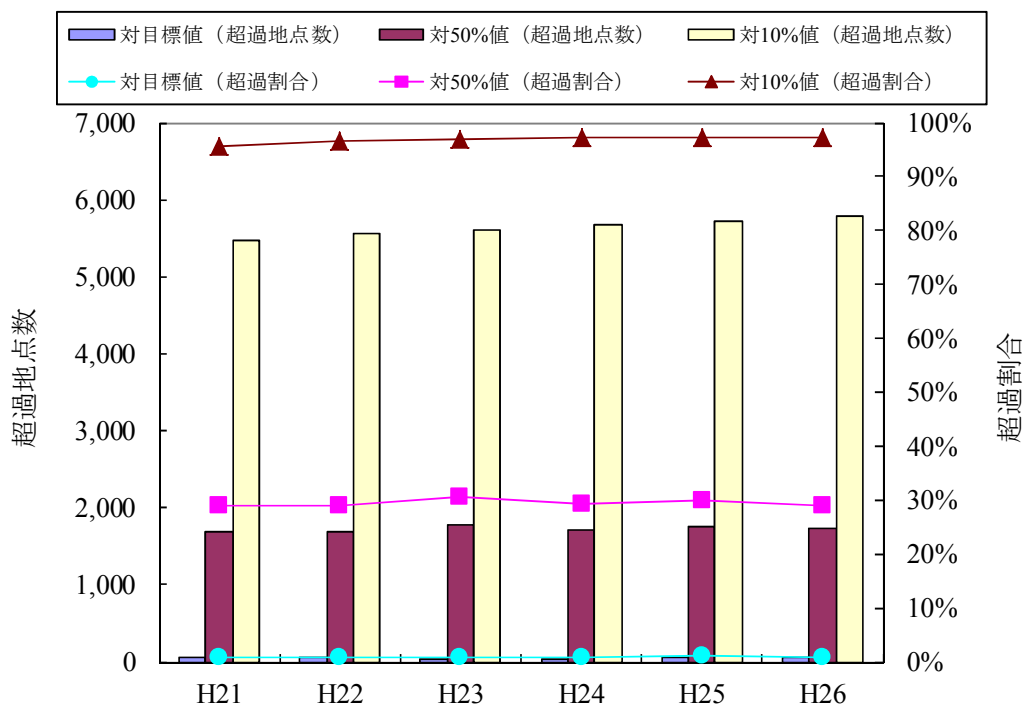
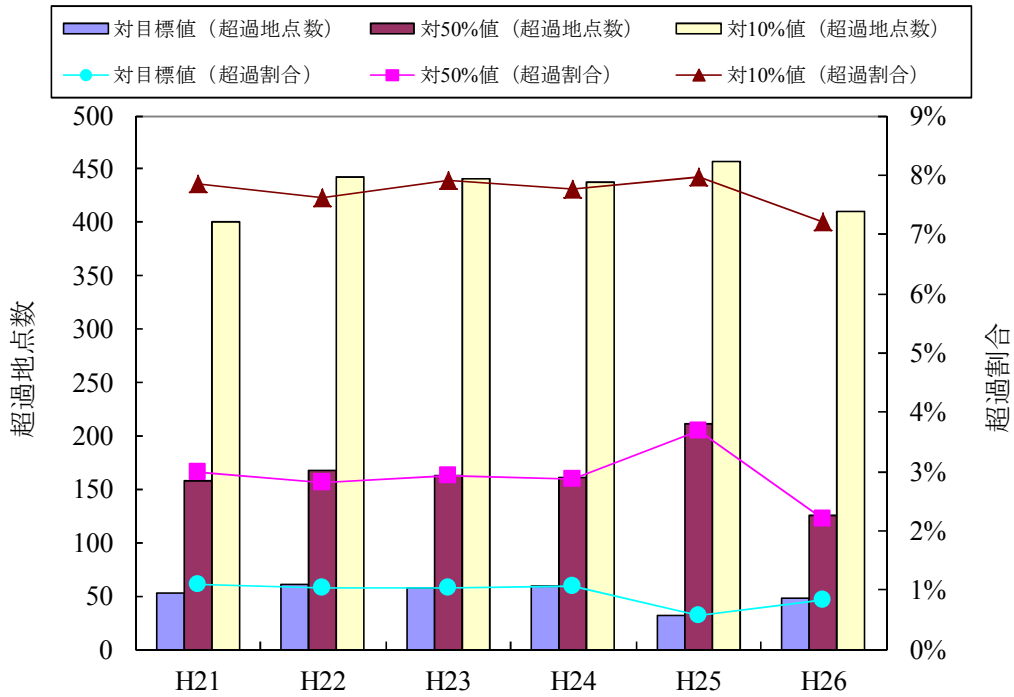


図 3-32 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(7)

目-18 マンガン及びその化合物 【性状項目】



目-19 遊離炭酸 【性状項目】

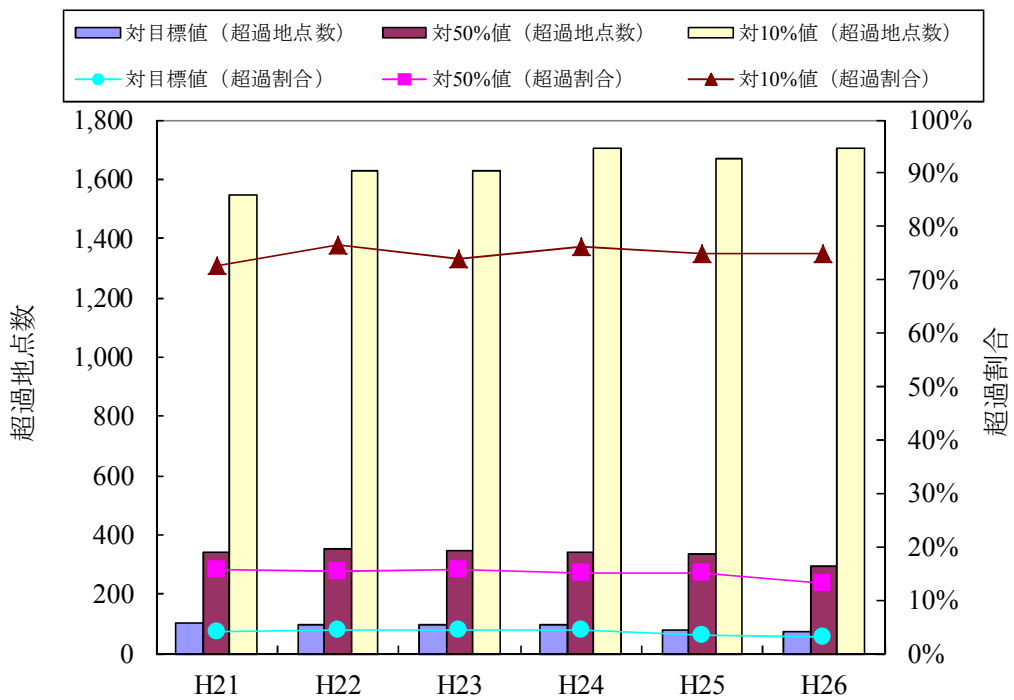
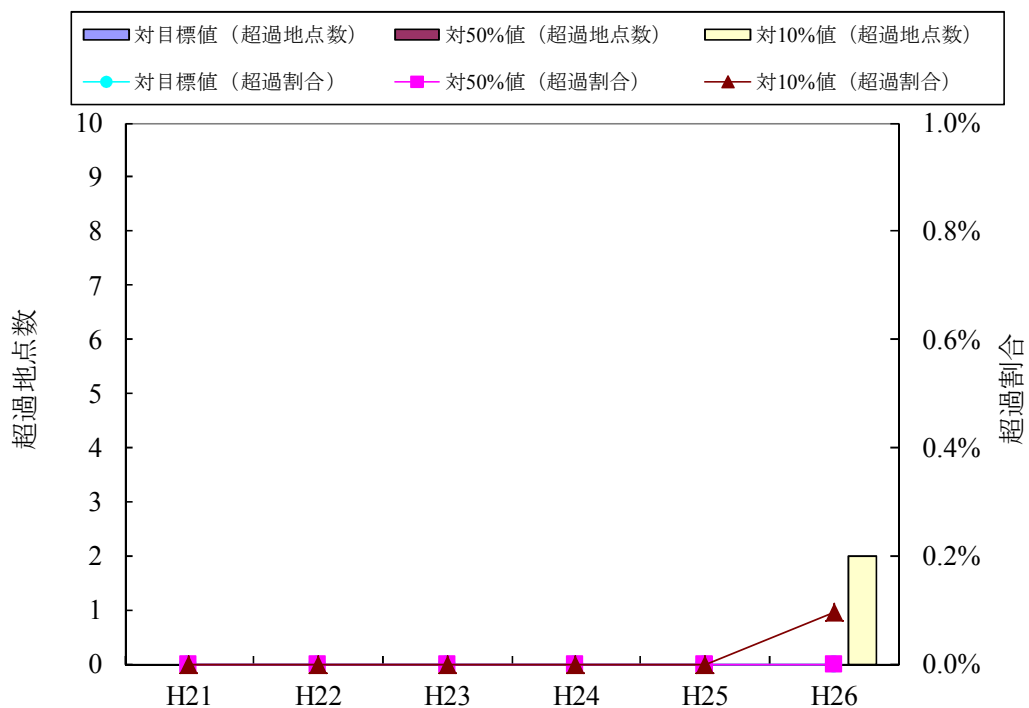


図 3-33 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(8)

目-20 1,1,1-トリクロロエタン 【性状項目】



目-21 メチル-t-ブチルエーテル(MTBE) 【性状項目】

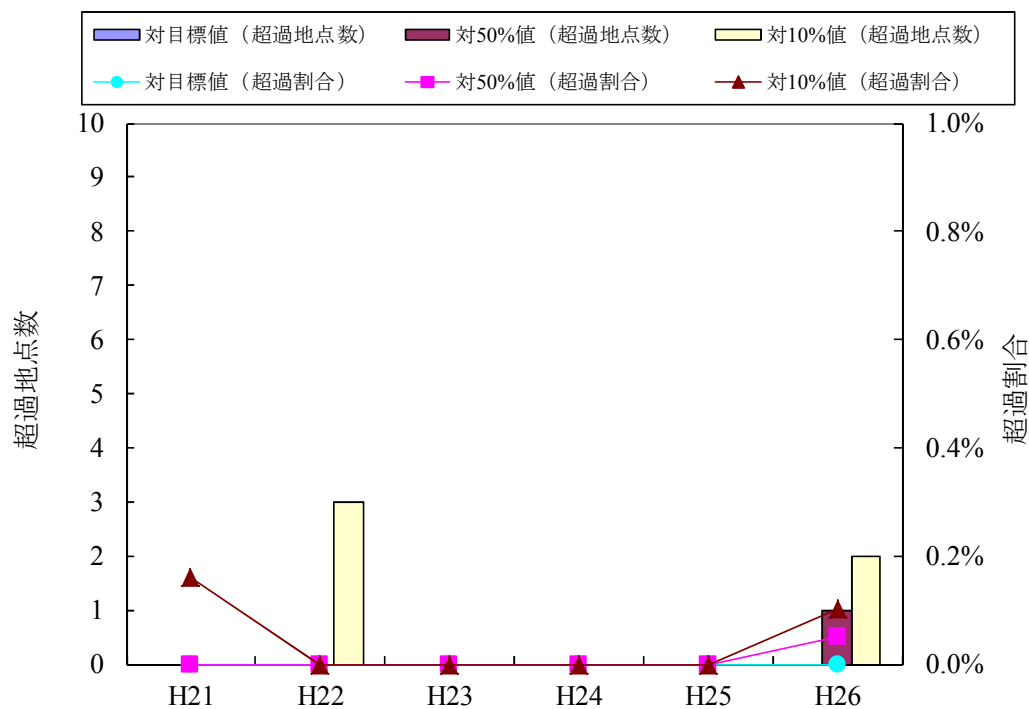
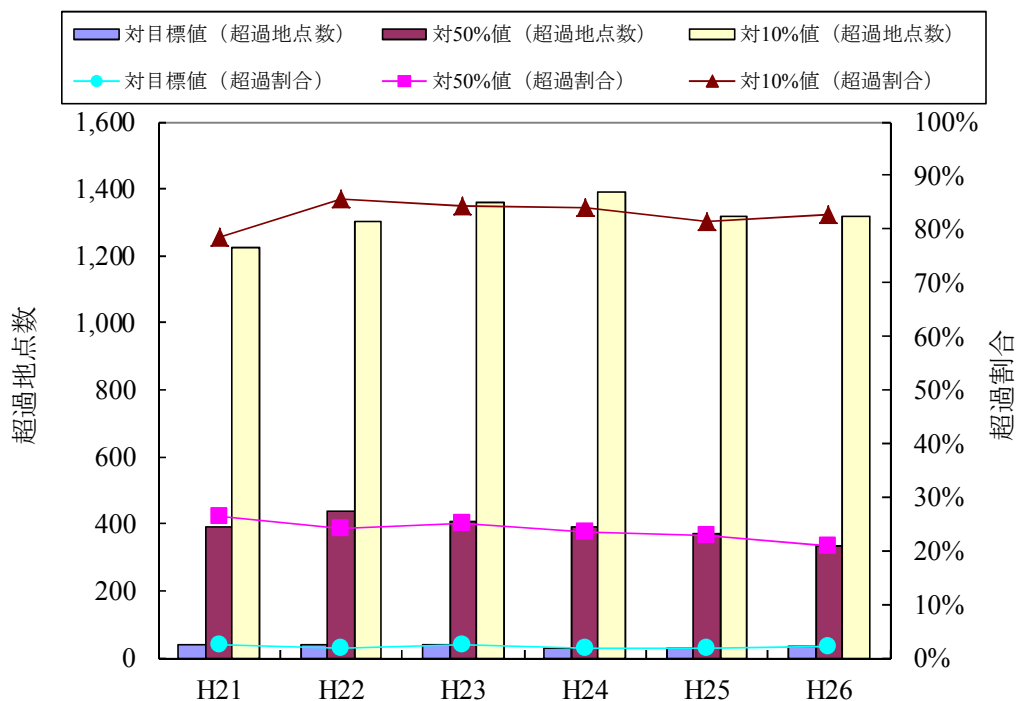


図 3-34 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(9)

目-22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)【性状項目】



目-23 臭気強度(TON)【性状項目】

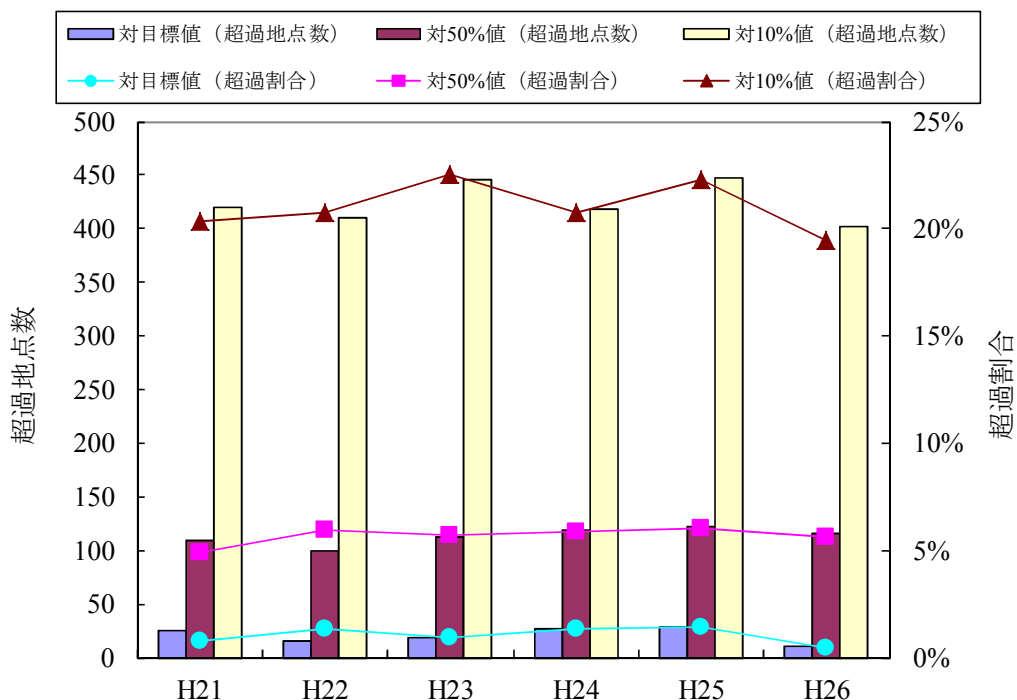
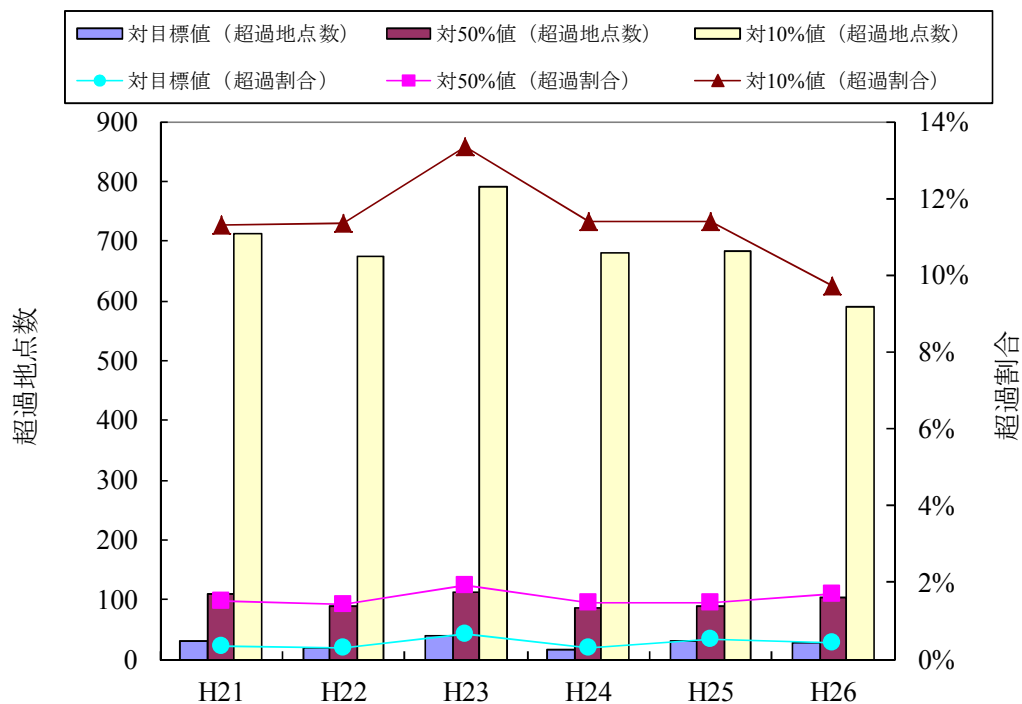


図 3-35 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(10)

目-25 濁度

【性状項目】



目-28 従属栄養細菌

【性状項目】

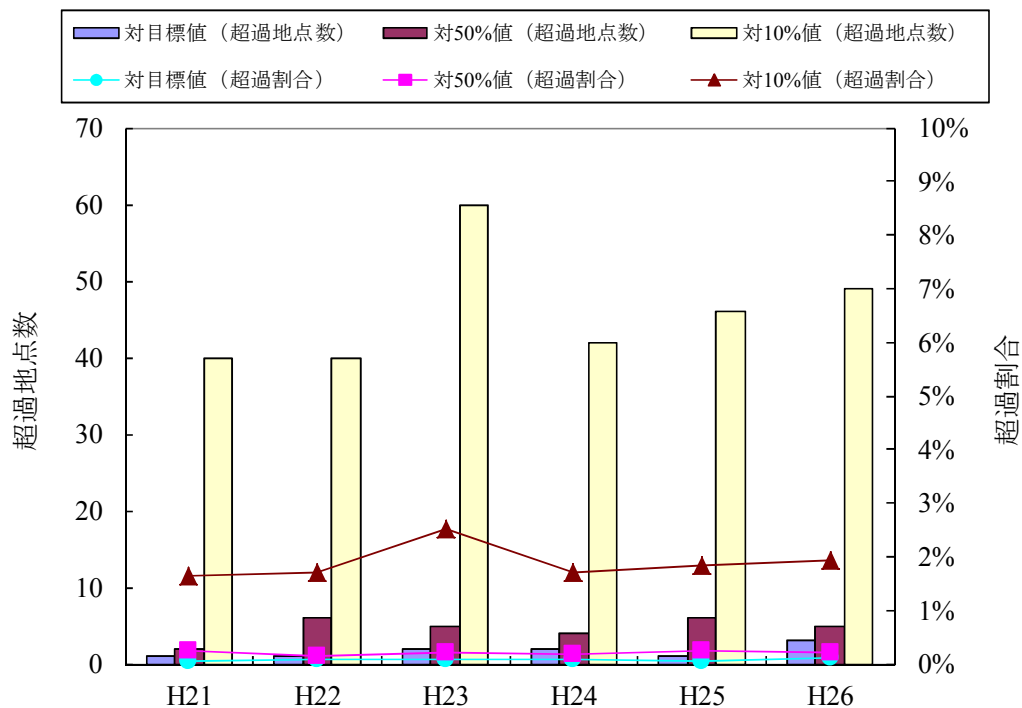
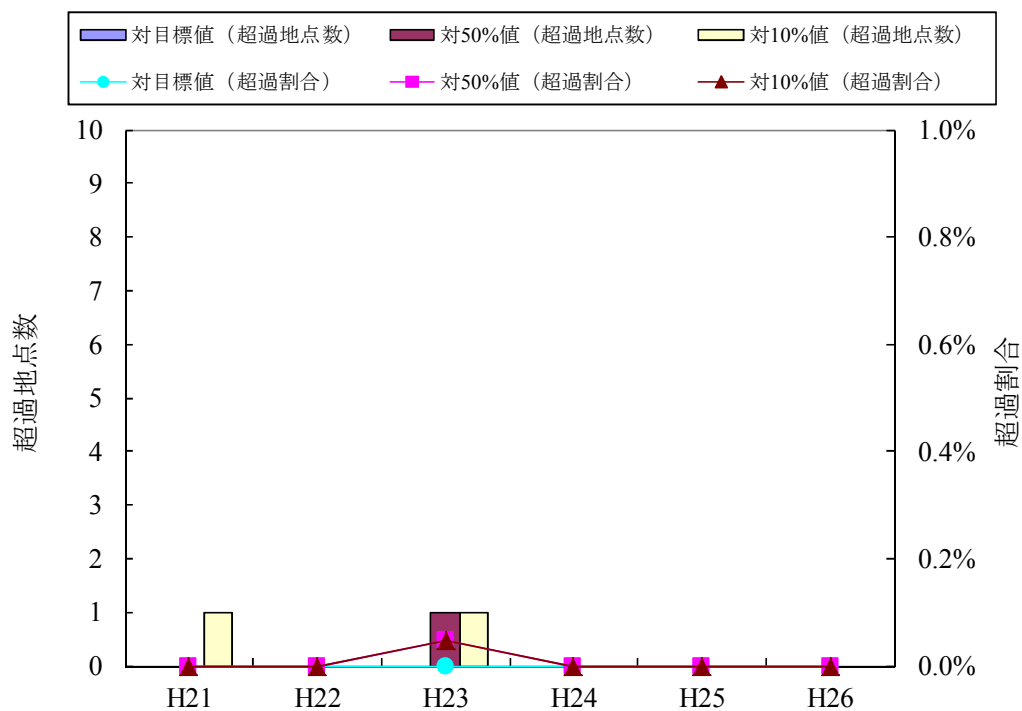


図 3-36 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(11)

目-29 1,1-ジクロロエチレン 【健康項目】



目-30 アルミニウム及びその化合物 【性状項目】

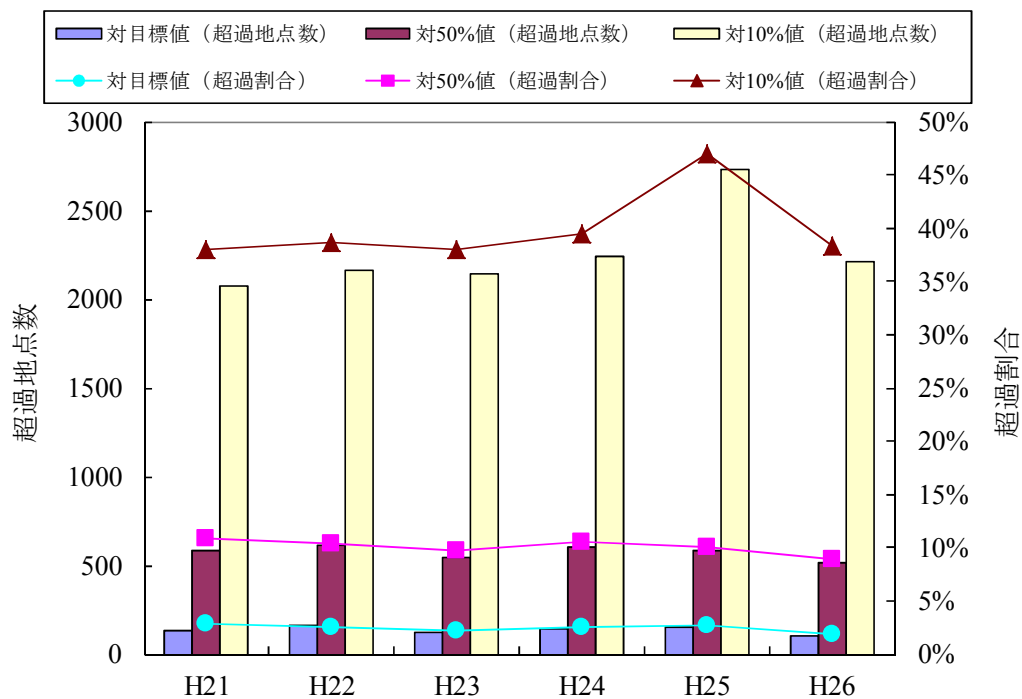


図 3-37 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(12)

(2) 水質基準等の超過状況

前(1)項で整理した過去5年間(平成22~26年度)の水道水質データを対象として、以下に掲げる2つの観点から100%値(基準値又は目標値)、50%値、10%値それぞれの超過傾向を整理した結果を表3-10、表3-11に示す。

① 5ヶ年経年での超過状況

- ：直近3ヶ年以上継続で超過地点数が1地点以上
- △：直近3ヶ年で、継続ではないが、3ヶ年のいずれかで超過地点数が1地点以上
- ※：直近3ヶ年では超過地点数はないが、4~5年前に超過地点数が1地点以上
- ：5ヶ年継続で超過地点数が0地点

② 直近1年の超過割合

- 0% ……0% (超過地点数が1地点もない)
- 0-0.1% ……0%超、0.1%以下
- 0.1-1% ……0.1%超、1%以下
- 1-10% ……1%超、10%以下
- 10-100% ……10%超、100%以下

表 3-10 水道水質基準項目・水質管理目標設定項目の超過状況（農薬類を除く）

リスク 順位	5ヶ年経年の超過状況※4			対10%値の 直近の 超過割合	水道水質基準項目			水質管理目標設定項目	
	対基準値 対目標値	対50%値	対10%値		基準項目の 見直し対象とする項目	基準項目に据え置くべきか 確認すべき項目	基準項目に 据え置くべき対象項目※1	水質管理目標設定項目の 見直し対象とする項目※2	水質管理目標設定項目に 据え置くべき対象項目※3
1	○	○	○	10-100%	ジクロロ酢酸 トリクロロ酢酸	総トリハロメタン ブロモジクロロメタン	塩素酸 アルミニウム及びその化合物 ジェオスミン 色度		残留塩素 遊離炭酸 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) 臭気強度(TON) アルミニウム及びその化合物
2				1-10%			一般細菌 鉄及びその化合物 2-メチルイソボルネオール 濁度		マンガン 濁度 従属栄養細菌
3				0.1-1%					
4	△	○	○	10-100%		クロロホルム	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 フッ素及びその化合物 カルシウム、マグネシウム(硬度)		
5				1-10%	ホウ素及びその化合物	ジブロモクロロメタン 臭素酸	亜硝酸態窒素 鉛及びその化合物 ヒ素及びその化合物 マンガン及びその化合物		ウラン及びその化合物 亜硝酸態窒素
6				0.1-1%				ニッケル及びその化合物	
7	※	○	○	10-100%			塩化物イオン 蒸発残留物		
8				0.1-1%			トリクロロエチレン		
9				10-100%			有機物(全有機炭素(TOC)の量)		ジクロロアセトニトリル 扱水クロラール
10	-	○	○	1-10%	非イオン界面活性剤	ブロモホルム	ナトリウム及びその化合物		
11				0.1-1%	クロロ酢酸		テトラクロロエチレン		
12				0-0.1%	四塩化炭素	カドミウム及びその化合物	水銀及びその化合物		
13	△	△	○	1-10%					
14	※	※	○	0.1-1%					
15				1-10%				フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	
16	-	△	○	0.1-1%	ホルムアルデヒド セレン及びその化合物 亜鉛及びその化合物		銅及びその化合物 シアン化物及び塩化シアン		
17				0-0.1%	1,4-ジオキサソ cis-1,2-ジクロロエチレン及びトランス -1,2-ジクロロエチレン				
18	-	※	○	0-0.1%	ジクロロメタン				
19				1-10%					
20	-	-	○	0.1-1%				アンチモン及びその化合物	
21				0-0.1%					
22				0.1-1%				メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	
23	-	△	△	0%	ベンゼン 陰イオン界面活性剤 フェノール類				
24	-	※	△	0.1-1%				亜塩素酸	
25		※	※	0%				1,1-ジクロロエチレン	
26	-	-	△	0-0.1%				1,1,1-トリクロロエタン	
27	-	-	※	0%		六価クロム化合物		1,2-ジクロロエタン	
28	-	-	-	0%				二酸化塩素 トルエン	

凡例 ○：直近3ヶ年以上継続で超過地点数が1地点以上 △：直近3ヶ年で、継続ではないが、3ヶ年のいずれかで超過地点数が1地点以上
 ※：直近3ヶ年では超過地点数はないが、4～5年前に超過地点数が1地点以上 -：5ヶ年継続で超過地点数が0地点
 ※1: 大腸菌(基準値:不検出)、pH値(基準値:5.8～8.6)、味(基準値:異常でないこと)、臭気(基準値:異常でないこと)を除く。
 ※2: 農薬類を除く。
 ※3: カルシウム、マグネシウム等(硬度)(目標値:10～100)、蒸発残留物(目標値:30～200)、pH値(目標値:7.5程度)、腐食性(ランゲリア指数)(目標値:-1～0)を除く。
 ※4: 現行の基準値(目標値(ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)は新評価値(案))を用いて検討。

表 3-11 農薬類の超過状況

リスク 順位	5ヶ年経年の超過状況 ^{※1}			対10%値の 直近の 超過割合	水質管理目標設定項目				
	対基準値 対目標値	対50%値	対10%値		水質管理目標設定項目の見直し対象とする項目				
1				10-100%					
2	○	○	○	1-10%					
3				0.1-1%					
4				10-100%					
5	△	○	○	1-10%					
6				0.1-1%					
7	※	○	○	1-10%					
8				10-100%					
9	-	○	○	1-10%					
10				0.1-1%					
11				1-10%					
12	△	△	○	0.1-1%					
13	※	△	○	1-10%					
14	-	△	○	0.1-1%					
15				0-0.1%					
16	-	※	○	1-10%					
17				1-10%	ジクワット				
18	-	-	○	0.1-1%	アセフェート				
19				0%					
19				1-10%					
19	-	△	△	0.1-1%	クロルニトロフェン(GNP)	ダゾメット			
20				0%	イミノタジン酢酸塩				
21				1-10%	メタム(カーバム)				
21				0.1-1%	グルホシネート				
22	-	-	△	0-0.1%	ジチアノン	バラコート	フェンチオン(MPP)		
23				0%	トリクロルホン(DEP)	フィプロニル			
24	-	-	※	0%	ダラボン				
25	-	-	-	0%	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	カフェンストロール	シメトリン	フェントエート(PAP)	マラソン(マラチオン)
25					2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	カルタップ	ジメピベレート	フェントラザミド	メコプロップ(MCPP)
25					EPN	カルバリル(NAC)	ダイアジノン	フサライド	メソミル
25					MCPA	カルプロバミド	ダイムロン	ブタクロール	メタラキシル
25					アシュラム	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	チアジニル	ブタミホス	メチダチオン(DMTP)
25					アトラジン	キノクラミン(ACN)	チウラム	ブプロフェジン	メチルダイムロン
25					アミノホス	キャプタン	チオジカルブ	フルアジナム	メトミノストロピン
25					アミトラズ	クミルロン	チオファネートメチル	ブレチラクロール	メトリブジン
25					アラクロール	グリホサート	チオベンカルブ	プロシメドン	メフェナセツト
25					イソキサチオン	クロメプロップ	テルブカルブ(MBPMC)	プロチオホス	メプロニル
25					イソフェンホス	クロルピリホス	トリクロピル	プロピコナゾール	モリネート
25					イソプロカルブ(MIPC)	クロタロニル(TPN)	トリシクラゾール	プロピザミド	
25					イソプロチオラン(IPT)	シアナジン	トリフルラリン	プロベナゾール	
25					イプロベンホス(IPB)	シアノホス(CYAP)	ナプロバミド	プロモブチド	
25					インダノファン	ジウロン(DCMU)	ビベロホス	ベノミル	
25					エスプロカルブ	ジクロベニル(DBN)	ピラクローニル	ベンシクロン	
25					エディフェンホス(エジフェンホス, EDDP)	ジクロルボス(DDVP)	ピラゾキシフェン	ベンゾピシクロン	
25					エトフェンブロックス	エチルチオメトン	ピラゾリネート(ピラゾレート)	ベンゾフェナップ	
25					エトリジアゾール(エクロメゾール)	ジチオカルバメート系農薬	ピリダフェンチオン	ベンタゾン	
25					エンドスラム(ベンゾエジンエンドスラム)	ジチオピル	ピリプチカルブ	ベンディメタリン	
25					オキサジクロメホン	シハロホップブチル	ピロキロン	ベンフラカルブ	
25					オキシ銅	シマジン(CAT)	フェントロチオン(MEP)	ベンフルラリン(ベスロジン)	
25					オリサストロピン	ジメタメトリン	フェノプロカルブ(BPMC)	ベンフレセート	
25					カズサホス	ジメトエート	フェリムゾン	ホスチアゼート	

凡例 ○：直近3ヶ年以上継続で超過地点数が1地点以上 △：直近3ヶ年で、継続ではないが、3か年のいずれかで超過地点数が1地点以上

※：直近3ヶ年では超過地点数はないが、4～5年前に超過地点数が1地点以上 -：5ヶ年継続で超過地点数が0地点

※1：農薬類の分類見直し用の目標値で評価している。

※2：目標値は設定されていないが、GNPの代謝物であるため、13クロルニトロフェン(GNP)の目標値で評価を行った。

農薬類(第2候補群、第3候補群)については、過去6年間(平成18年度～平成23年度)の水質検査結果(浄水)で目標値の10%値を超過したものはなかった。

(3) 定期見直しにおける水質基準等の分類結果
 整理した超過状況に対し、表 3-12 に示した分類要件を適用して分類した。過去 5 年間に基準値又は目標値が変更になった項目については、現行の基準値又は目標値により集計を行った。
 (表 3-13～表 3-14)。

表 3-12 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類要件

	分類要件 1 YES		分類要件 1 NO
	分類要件 2 YES	分類要件 2 NO	
見直し時点で水質基準項目	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で水質管理目標設定項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目

分類要件 1 : 最近 3 ヶ年継続で評価値の 10%超過地点が 1 地点以上存在

分類要件 2 : 最近 3 ヶ年継続で評価値の 50%超過地点が 1 地点以上存在

又は最近 5 ヶ年の間に評価値超過地点が 1 地点以上存在

表 3-13 分類要件に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類結果

	分類要件1 最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点以上存在		
	YES		NO
	分類要件2 最近3ヶ年継続で評価値の50%超過地点が1地点以上存在 又は最近5ヶ年の間に評価値超過地点が1地点以上存在		
	YES	NO	
	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で 水質基準項目	ジクロロ酢酸 トリクロロ酢酸 ホウ素及びその化合物 非イオン界面活性剤 クロロ酢酸 四塩化炭素 カドミウム及びその化合物 クロロホルム ジブロモクロロメタン 総トリハロメタン ブロモジクロロメタン ブロモホルム 臭素酸	ホルムアルデヒド セレン及びその化合物 亜鉛及びその化合物 1,4-ジオキサン cis-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン ジクロロメタン	ベンゼン 陰イオン界面活性剤 六価クロム化合物
見直し時点で 水質管理目標 設定項目	水質基準項目 ニッケル及びその化合物	水質管理目標設定項目 アンチモン及びその化合物 フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	水質管理目標設定項目 メチル-t-ブチルエーテル (MTBE) 亜塩素酸 1,1-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,2-ジクロロエタン 二酸化塩素 トルエン

表 3-14 対象農薬リスト掲載農薬類の分類結果

	分類要件1 最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点以上存在				
	YES		N0		
	分類要件2 最近3ヶ年継続で評価値の50%超過地点が1地点以上存在 又は最近5ヶ年の間に評価値超過地点が1地点以上存在				
	YES	NO			
水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目			
見直し時点で水質管理目標設定項目	該当なし	ジクワット	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	シアナジン	フェリムゾン
		アセフェート	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸 (2,4-D)	シアノホス (CYAP)	フェンチオン(MPP)
			EPN	ジウロン (DCMU)	フェントエート(PAP)
			MC P A	ジクロベニル (DBN)	フェントラザミド
			アシュラム	ジクロロボス (DDVP)	フサライド
			アトラジン	ジチアノン	ブタクロール
			アニロホス	ジチオピル	ブタミホス
			アミトラズ	シハロホップブチル	ブプロフェジン
			アラクロール	シマジン (CAT)	フルアジナム
			イソキサチオン	ジメタメトリン	プレチラクロール
			イソフェンホス	ジメトエート	プロシミドン
			イソプロカルブ (MIPC)	シメトリン	プロチオホス
			イソプロチオラン (IPT)	ジメピベレート	プロピコナゾール
			イプロベンホス (IBP)	ダイアジノン	プロピザミド
			インダノファン	ダイムロン	プロベナゾール
			エスプロカルブ	ダゾメット	プロモブチド
			エチルチオメトン	ダラボン	ベノミル
			エディフェンホス (エジフェンホス, EDDP)	チアジニル	ペンシクロン
			エトフェンプロックス	チウラム	ペンゾピシクロン
			エトリジアソール (エクロメゾール)	チオジカルブ	ペンゾフェナップ
			エトスルフィン (エソフィン, エトスルフェート)	チオファネートメチル	ペンタゾン
			オキサジクロメホン	チオベンカルブ	ペンディメタリン
			オキシシン	テルブカルブ (MBPMC)	ペンフルカルブ
			オリサストロビン	トリクロピル	ペンフルラリン (ベスロジン)
			カズサホス	トリクロロホン (DEP)	ペンフレセート
			カフエンストロール	トリシクラゾール	ホスチアゼート
			カルタップ	トリフルラリン	マラソン (マラチオン)
			カルバリル (NAC)	ナプロバミド	メコプロップ (MCP)
			カルプロバミド	バラコート	メソミル
			カルボフラン (カルボスルファン代謝物)	ビベロホス	メタム (カーバム)
	キノクラミン (ACN)	ビラクロニル	メタラキシル		
	キャプタン	ビラゾキシフェン	メチダチオン (DMTP)		
	クミルロン	ビラゾリネート (ビラゾレート)	メチルダイムロン		
	グリホサート	ビリダフェンチオン	メトミノストロビン		
	グルホシネート	ビリブチカルブ	メトリブジン		
	クロメプロップ	ピロキロン	メフェナゼット		
	クロルニトロフェン (CNP)	フィプロニル	メプロニル		
	クオルピリホス	フェントロチオン (MEP)	モリネート		
	クロタロニル (TPN)	フェノブカルブ (BPMC)	イミノクタジン		
			ジチオカルバメート系農薬		

3-2. 「最近の水質基準等項目の状況について」情報整理表の更新

直近の水道統計水質編（平成 26 年度版）及び 3. 章で収集した情報に基づき、水質基準等項目（水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目の全て）について情報を整理した。

最近の水道水質基準項目等の状況を表 3-15～表 3-19 に示す。

表 3-15 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(1/6)

項目名	基準値※1 値(mg/L)※3	根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成26年3月現在)	浄水超過状況※4 (H25水道統計)	浄水超過状況※4 (H26水道統計)	課題、留意事項	その他注
				厚労審	食安委	WHO等						
基-1 一般細菌	100個/ml	直*					・感度は劣るが従属栄養細菌との量的相関、培養時間が短い等から当面は水質基準項目として据え置く	対基準値 3 / 6,002 対50%値 21 / 6,002 対10%値 115 / 6,002	対基準値 5 / 6,074 対50%値 21 / 6,074 対10%値 107 / 6,074	・H15パブコメ回答で「従属栄養細菌に変更する方向で考えており」と回答 ・浄水場管理には迅速性の観点から従属栄養細菌より適する(H17厚生科学研究)		
基-2 大腸菌	不検出	直*					・糞便汚染の指標として適当	陽性 1 / 6,001	陽性 0 / 6,074			
基-3 カドミウム及びその化合物	0.003	H22.4.1 施行	0.003	H20.12.16 基準値強化 0.003→0.01	H20.9.25 答申済み		・JECFAでの評価結果を待つ必要があるが現時点では微量重金属調査研究会(1970)ベースの0.01mg/Lを当面維持 ・2003年6月のJECFAは当時の暫定耐用摂取量7μg/kg/週を維持(寄与率10%で2.5μg/L) ・食安委答申(食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保、H20.7.3) →耐容週間摂取量 7μg/kg/週(JECFAの評価とは異なる方法をとったが、結果は同じ値。)	対基準値 0 / 5,684 対50%値 2 / 5,684 対10%値 8 / 5,684	対基準値 0 / 5,582 対50%値 1 / 5,582 対10%値 3 / 5,582	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.003mg/Lとなる方向。		
基-4 水銀及びその化合物	0.0005	直*	0.006(2005)	H20.12.16 H15からの変更無し(メチル水銀) H25.3.19 現行評価値を維持	H24.5.10 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・水質基準として維持 ・疫学上の結果をもとに0.001mg/Lが算出されるが基準の継続性を考慮	・食安委答申(魚介類に含まれるメチル水銀、H17.8.4) →ハイリスクグループ(胎児)を対象とした耐容週間摂取量 2.0μg/kg/週(メチル水銀) ・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会(H24.1.27) →TDI=0.7(水銀として) ・食安委答申(H24.5.10) →TDI=0.7(水銀として)	対基準値 0 / 5,522 対50%値 3 / 5,522 対10%値 3 / 5,522	対基準値 0 / 5,467 対50%値 1 / 5,467 対10%値 1 / 5,467		
基-5 セレン及びその化合物	0.01		4	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.10.29 答申済み	WHO第4版 暫定基準に変更	・評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で90%を超えており継続性の観点から当面水質基準として維持	・食安委答申(H24.10.29) →TDI=4 ・推奨摂取量=25~35mg/日(成人、上限量400mg/日)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)	対基準値 0 / 5,603 対50%値 1 / 5,603 対10%値 6 / 5,603	対基準値 0 / 5,548 対50%値 0 / 5,548 対10%値 9 / 5,548		
基-6 鉛及びその化合物	0.01		3.5	0.04		H24.3.22 審議中(専門調査会) 自ら評価	WHO第4版 変更 0.04P→0.01	・4年答申では長期目標値を0.01mg/Lとし概ね10年間に鉛管の布設替えを行い、濃度の段階的減を図るとした	・食安委検討中(H24.3.22専門調査会) 血中鉛濃度から摂取量への変換に関して新たな知見が蓄積された場合には、耐容摂取量の設定を検討	対基準値 1 / 5,745 対50%値 20 / 5,745 対10%値 285 / 5,745	対基準値 1 / 5,713 対50%値 17 / 5,713 対10%値 184 / 5,713	
基-7 ヒ素及びその化合物	0.01	(暫定値)	0.01 A,T			H24.2.15 審議中(専門調査会) 自ら評価	WHO第4版 暫定とした理由変更 A,T→P	・発がん性リスクアセスメントの不確実さと除去困難性から従来からの基準値10μg/Lを維持	・食安委検討中(H24.2.15専門調査会) ・WHO第3版第2次追補版ガイドライン値0.01mg/L	対基準値 0 / 5,645 対50%値 54 / 5,645 対10%値 502 / 5,645	対基準値 0 / 5,604 対50%値 50 / 5,604 対10%値 401 / 5,604	
基-8 六価クロム化合物	0.05		0.05 P(全Cr)			H21.8.17 審議中(清涼飲料水部会)	WHO第4版 追加予定 →追加されず	・クロムの毒性については従来どおり六価のものに着目することが妥当	・食安委検討中(H21.8.17清涼飲料水部会) ・Crは必須元素(推奨摂取量=30~40mg/日、成人)	対基準値 0 / 5,702 対50%値 0 / 5,702 対10%値 2 / 5,702	対基準値 0 / 5,658 対50%値 0 / 5,658 対10%値 0 / 5,658	・分析法上は全Crを測定
基-9 亜硝酸態窒素	0.04	暫定値扱いを取りやめ	60(NO2として)	0.06	H25.3.19 暫定値扱いを取りやめ評価値を強化 0.05→0.04	H24.10.29 答申済み	WHO第4版 変更 Nitrite 長期暴露ガイドライン値 設定せず→0.2P	・WHOのガイドライン値は毒性評価の観点から暫定値とされていることから、水質管理目標設定項目とする	・食安委答申(H24.10.29) →硝酸態窒素:TDI=1500 →亜硝酸態窒素:TDI=15 ・食安委意見募集終了(H24.6.22締切)	対基準値 0 / 2,085 対50%値 2 / 2,085 対10%値 74 / 2,085	対基準値 0 / 5,906 対50%値 6 / 5,906 対10%値 160 / 5,906	・超過事例は一時的で未対策なものが多い。継続的超過地点では用水受水に変更の見込み ・トヘムグロビン血症LOAELは0.4mg-NO ₂ /kg/日で乳児で0.8mg-N/L相当
基-10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	直*	4.5	設定せず(第4版)→0.7(AF=20%) 0.6(短期暴露、2007)	H24.3.5 H15からの変更なし	H22.10.14 答申済み	WHO第4版 ガイドライン値設定せず ガイダンス値:短期暴露シアン化物イオン 0.5、長期暴露 0.6(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)	・水質基準として維持	・食安委答申(H22.10.14) →TDI=4.5(非発がん)	対基準値 0 / 5,987 対50%値 0 / 5,987 対10%値 13 / 5,987	対基準値 0 / 6,063 対50%値 3 / 6,063 対10%値 9 / 6,063	・消毒副生成物であるClCNを含む

*1 ガイダンス値(シアン化物イオン 短期暴露 0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)

直※ 基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「→」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3 ※平成25年10月1日時点の基準値(ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸は新評価値(案))で評価している。

※4 ピンク:10地点以上で基準超過、ベージュ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で50%超過

表 3-15 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(2/6)

項目名	基準値 ^{※1} 値(mg/L) ^{※3}	根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ ^{※2} (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成26年3月現在)	浄水超過状況 ^{※4} (H25水道統計)	浄水超過状況 ^{※4} (H26水道統計)	課題、留意事項	その他注
				厚科審	食安委	WHO等						
基-11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		50(NO3として) 3(NO2として)	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.10.29 答申済み	WHO第4版 変更 Nitrite 長期暴露ガイドライン値 設定せず←0.2P	・亜硝酸態窒素についてはWHO/GDWQが 毒性評価の観点から暫定値とされていること から水質管理目標設定項目 ・食安委答申(H24.10.29) →硝酸態窒素:TDI=1500 →亜硝酸態窒素:TDI=15 ・食安委意見募集終了(H24.6.22締切)	対基準値 1 / 5.812 対50%値 147 / 5.812 対10%値 2,153 / 5.812	対基準値 0 / 5.825 対50%値 137 / 5.825 対10%値 1,905 / 5.825	・急性発症濃度(36mg/L〜)との差が小 ・基準超過件数は減少傾向		
基-12 フッ素及びその化合物	0.8		1.5	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.12.17 答申済み	WHO第3版 第2次追補版 追加	・水質基準として維持 ・斑状歯発生予防の観点から現行値: 0.8mg/Lを継続 ・食安委答申(H25.1.21) →TDI=0.05 ・WHO/GDWQ第2次追補版ガイドライン値1.5mg/L	対基準値 1 / 5.747 対50%値 55 / 5.747 対10%値 2,004 / 5.747	対基準値 0 / 5.726 対50%値 51 / 5.726 対10%値 1,315 / 5.726	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-13 ホウ素及びその化合物	1.0		92(AF=40%)	2.4	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 2.4←0.5T	・ホウ素摂取量の調査のためマーケットバス ケット調査を実施。 ・問題となるのは、基本的に海水淡水化、地 質等の影響 ・食安委答申(H24.8.6清涼飲料水) →TDI=96 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切) ・WHO/GDWQ:2008会合にてGV値2.4mg/Lで合 意。ただし各国アロケーション考慮して変更可能。	対基準値 1 / 5.631 対50%値 19 / 5.631 対10%値 172 / 5.631	対基準値 0 / 5.578 対50%値 12 / 5.578 対10%値 128 / 5.578		
基-14 四塩化炭素	0.002		0.71	0.004	H19.10.26 H15からの 変更なし	H19.3.15 答申済み		・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=0.71	対基準値 0 / 5.591 対50%値 3 / 5.591 対10%値 7 / 5.591	対基準値 0 / 5.540 対50%値 1 / 5.540 対10%値 4 / 5.540		
基-15 1,4-ジオキサン	0.05		10-5Risk	0.05(2005)	H19.10.26 H15からの 変更なし	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=18	対基準値 0 / 5.557 対50%値 1 / 5.557 対10%値 4 / 5.557	対基準値 0 / 5.506 対50%値 0 / 5.506 対10%値 4 / 5.506		
基-16 1,1-ジクロロエチレン	削除	H21.4.1 水質管理 目標設定 項目に変更(旧基- 15 (0.02mg/ L))	9	設定せず (2005) ←0.14	H19.10.26 水質基準から 水質管理項目 に変更 評価値変更 0.1←0.02	H19.3.15 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが6 年以來基準値超の例もあり、継続性の観点 から水質基準とする ・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=46 ・食安委答申(H20.5.29水質基準廃止)	対基準値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	対基準値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0		
基-16 シス-1,2-ジクロ ロエチレン及びトランス- 1,2-ジクロロエチ レン	0.04	H21.4.1 追加(旧 基-15・旧 目-6)	17		H19.10.26 シス及びトランス- 1,2-ジクロ ロエチレンを合 算して評価、 シス-1,2-ジク ロエチレン の基準を廃止	H19.3.15(シ ス体) H20.5.29(ト ランス体) 答申済み	・評価値の10%を超えるものは1%未満だが6 年以來基準値超の例もあり、継続性の観点 から水質基準とする ・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17(トランス体合算) ・食安委答申(H20.5.29水質基準設定) →TDI=17(シス体及びトランス体)	対基準値 0 / 5.646 対50%値 0 / 5.646 対10%値 2 / 5.646	対基準値 0 / 5.555 対50%値 1 / 5.555 対10%値 3 / 5.555	・シス体の超過状況(トランス体については対10%値超過地 点はない)		
基-16 シス-1,2-ジクロ ロエチレン	削除	旧基-16 H21.4.1 シス- 1,2-ジク ロエチ レン及 びト ラン	17		H19.10.26 シス及びトランス- 1,2-ジクロ ロエチレンを合 算して評価、 シス-1,2-ジク ロエチレン の基準を廃止		・シス体との混合物として使用されるので管 理目標設定項目として経過観察 ・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17(シス体合算) ・食安委答申(H20.5.29水質基準設定) →TDI=17(シス体及びトランス体)	対基準値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	対基準値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0			
基-17 ジクロロメタン	0.02		6	0.02	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・評価値の10%を超えるものは1%未満だが1 地点で60%を超えており継続性の観点から 水質基準とする ・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=6	対基準値 0 / 5.591 対50%値 0 / 5.591 対10%値 1 / 5.591	対基準値 0 / 5.541 対50%値 0 / 5.541 対10%値 1 / 5.541	H16は基準超過件数が多かった(7件)	

*1 ガイドンス値(シアン化物イオン 短期暴露 0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)

直※ 基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3 ※平成25年10月1日時点の基準値(ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸は新評価値(案))で評価している。

※4 ピンク:10地点以上で基準超過、パープル:基準値超過有、薄黄:10地点以上で50%超過

表 3-15 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(3/6)

項目名	基準値 ^{※1}		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※2} (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成26年3月現在)	浄水超過状況 ^{※4} (H25水道統計)		浄水超過状況 ^{※4} (H26水道統計)		課題、留意事項	その他注
	値(mg/L) ^{※3}				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値			
基-18 テトラクロロエチレン	0.01		10-5Risk	0.04	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが 安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=14	対基準値 0 / 5,591 対50%値 3 / 5,591 対10%値 23 / 5,591	対基準値 0 / 5,543 対50%値 1 / 5,543 対10%値 10 / 5,543				
基-19 トリクロロエチレン	0.01	H23.4.1 施行 (0.03→ 0.01)	10-5Risk	0.02 P (2005)	H22.2.2 評価値強化 0.01←0.03	H22.9.2 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが 安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) ・食安委答申(化学物質・汚染物質、H22.9.2) →TDI=1.46(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =1.2 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日	対基準値 0 / 5,635 対50%値 4 / 5,635 対10%値 34 / 5,635	対基準値 0 / 5,562 対50%値 1 / 5,562 対10%値 25 / 5,562				
基-20 ベンゼン	0.01		10-5Risk	0.01	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・概ね評価値の10%以下であるが過去に基 準値を超えていた例もあり、継続性の観点 から当面、水質基準として維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=18(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.40 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日	対基準値 0 / 5,589 対50%値 1 / 5,589 対10%値 7 / 5,589	対基準値 0 / 5,541 対50%値 0 / 5,541 対10%値 0 / 5,541				
基-21 塩素酸	0.6	H20.4.1 施行 (水質管 理目標設 定項目 (旧目- 11)から 変更)	30 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H18.8.4 追加	H19.3.15 答申済み		ヒト暴露が想定されるのは基本的にClO ₂ が 水道水の浄水処理に使用される場合であ り、水質管理目標設定項目としClO ₂ が浄水 処理に使用される場合の指針として活用さ れるべき。 水質基準の設定等はClO ₂ の浄水過程での 使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申(H19.3.15水道水及び清涼飲料水) →TDI=30	対基準値 6 / 5,991 対50%値 265 / 5,991 対10%値 3,148 / 5,991	対基準値 5 / 6,062 対50%値 177 / 6,062 対10%値 2,949 / 6,062	・超過事例は全て一時的なもので次亜塩素酸Naの注入 等に対応。未対策3地点は島嶼部の簡水 ・次亜塩素酸Naの適正保管につきH18.3事務連絡 ・施設基準省令に基づく薬品基準は0.6mg/L			
基-22 クロロ酢酸	0.02	(新規)	3.5 (AF=20%)	0.02 (AF=20%)	H26.1.14 現行評価値を 維持	H24.5.10 答申済み		LOAEL=3.5 TDI=3.5 ・評価値=0.02	・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会 (H24.1.27) →TDI=3.5 ・食安委答申(H24.5.10) →TDI=3.5	対基準値 0 / 5,989 対50%値 3 / 5,989 対10%値 31 / 5,989	対基準値 0 / 6,063 対50%値 5 / 6,063 対10%値 53 / 6,063	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない			
基-23 クロロホルム	0.06		12.9 (AF=20%)	0.3 (AF=75%) (2005)	H22.12.21 H15からの変 更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=12.9(非発がん) (TDI不変)	対基準値 0 / 5,991 対50%値 255 / 5,991 対10%値 2,312 / 5,991	対基準値 1 / 6,064 対50%値 180 / 6,064 対10%値 2,251 / 6,064	・基準超過件数は減少傾向 ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない			
基-24 ジクロロ酢酸	0.04	(変更)	1.43 (10-5Risk)	0.05 D	H26.1.14 現行評価値を 強化 0.04→0.03	H25.4.15 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 D→T,D	VSD=1.43 評価値=0.04	・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会 (H24.1.27) →非発がん影響 TDI=12.5 発がん影響 TDI=12.8 SF=7.8E-3 ・食安委報告前H24.3.23現在)	対基準値 8 / 5,989 対50%値 121 / 5,989 対10%値 1,706 / 5,989	対基準値 4 / 6,064 対50%値 92 / 6,064 対10%値 1,697 / 6,064	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない			
基-25 ジブロモクロロメタン	0.1		21 (AF=20%)	0.1 (2005)	H22.12.21 H15からの変 更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=21.4(非発がん) (TDI不変)	対基準値 0 / 5,991 対50%値 18 / 5,991 対10%値 268 / 5,991	対基準値 0 / 6,064 対50%値 20 / 6,064 対10%値 234 / 6,064	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない			
基-26 臭素酸	0.01	(新規)	10-5Risk ↓ BAT	0.01 AT (2005) ←0.002	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・10-5リスク相当VSDからは0.009mg/L ・除去方法はO ₃ 濃度の調節やH ₂ O ₂ -UV法 に限定	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=11(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.36 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日	対基準値 1 / 5,991 対50%値 13 / 5,991 対10%値 260 / 5,991	対基準値 0 / 6,063 対50%値 15 / 6,063 対10%値 249 / 6,063	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.005mg/L ・超過事例の殆どは一時的なもので次亜塩素酸Naの選 定、貯蔵管理等で対応。本件注意事項を事務連絡 (H16.6) ・状況は改善傾向 ・O ₃ 処理時の溶存濃度と注入率の制御も重要			

*1 ガイダンス値(シアン化物イオン 短期暴露 0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)

直※ 基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいとき設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3 ※平成25年10月1日時点の基準値(ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸は新評価値(案))で評価している。

※4 ピンク:10地点以上で基準超過、ページ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で50%超過

表 3-15 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）（4/6）

項目名	基準値※1		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成26年3月現在)	浄水超過状況※4 (H25水道統計)		浄水超過状況※4 (H26水道統計)		課題、留意事項	その他注
	値(mg/L)※3				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値			
基-27 総トリハロメタン	0.1	クロロホルム+ジブロムクロロメタン+ブロモジクロロメタン+ブロモホルム		設定せず(2005) 総評価は推奨	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →総トリハロメタンとしてのTDIは設定できない	対基準値 3 / 5,991 対50%値 204 / 5,991 対10%値 2,834 / 5,991	対基準値 2 / 6,064 対50%値 153 / 6,064 対10%値 2,748 / 6,064		・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-28 トリクロロ酢酸	0.2	(変更)	32.5 (AF=20%)	0.2 (AF=20%)	H26.1.14 現行評価値を強化 0.2→0.03	H24.5.10 答申済み		NOAEL=32.5 TDI=32.5 評価値=0.2	・食安委化学物質・汚染物質専門調査会幹事会(H24.1.27) →TDI=6 ・食安委答申(H24.5.10) →TDI=6	対基準値 29 / 5,989 対50%値 398 / 5,989 対10%値 999 / 5,989	対基準値 21 / 6,064 対50%値 387 / 6,064 対10%値 1,004 / 6,064		・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-29 ブロモジクロロメタン	0.03		6.1 (AF=20%)	0.06 T (2005)	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=6.1(非発がん)(TDI不変)	対基準値 4 / 5,991 対50%値 168 / 5,991 対10%値 2,564 / 5,991	対基準値 3 / 6,064 対50%値 109 / 6,064 対10%値 2,490 / 6,064		・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-30 ブロモホルム	0.09		17.9 (AF=20%)	0.1 (2005)	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=17.9(非発がん)(TDI不変)	対基準値 0 / 5,991 対50%値 1 / 5,991 対10%値 130 / 5,991	対基準値 0 / 6,064 対50%値 6 / 6,064 対10%値 117 / 6,064		・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-31 ホルムアルデヒド	0.08		15 (AF=20%)	設定せず(2005) ←2.6	H20.12.16 H15からの変更なし	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版追加	・入浴時等の水道水からの気化による吸入 暴露による影響も考慮	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=15	対基準値 0 / 5,988 対50%値 0 / 5,988 対10%値 40 / 5,988	対基準値 0 / 6,063 対50%値 5 / 6,063 対10%値 54 / 6,063		・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-32 亜鉛及びその化合物	1.0	味覚及び色							・推奨摂取量=7~10mg/日(成人、上限量30mg/日)の必須元素	対基準値 0 / 5,714 対50%値 0 / 5,714 対10%値 14 / 5,714	対基準値 0 / 5,672 対50%値 1 / 5,672 対10%値 13 / 5,672				
基-33 アルミニウム及びその化合物	0.2	色(鉄共存時) H21.4.1 管理目標 設定項目 追加			H19.10.26 水質管理目標値 を0.1に設定			・多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合 にも技術的に0.1mg/Lを達成可能であるか についてはなお疑問の余地有		対基準値 7 / 5,799 対50%値 157 / 5,799 対10%値 1,542 / 5,799	対基準値 8 / 5,768 対50%値 106 / 5,768 対10%値 1,356 / 5,768		・超過事例は全て一時的なもので凝集剤の注入方法等 で対応		
基-34 鉄及びその化合物	0.3	味覚及び洗濯物の着色		設定せず				・水質基準として維持	・推奨摂取量=10mg/日前後(成人、上限量40~50mg/日前後)の必須元素	対基準値 2 / 5,804 対50%値 27 / 5,804 対10%値 385 / 5,804	対基準値 2 / 5,743 対50%値 16 / 5,743 対10%値 262 / 5,743				
基-35 銅及びその化合物	1.0	洗濯物への着色		2 (洗濯染みは生じる可能性有)	H20.12.16 基準改正の必要性について 検討を行う	H20.4.17 答申済み		・水質基準として維持	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →許容上限摂取量=9mg/ヒト(成人)/日 ・推奨摂取量=0.7~0.9mg/日(成人、上限量10mg/日)の必須元素	対基準値 0 / 5,711 対50%値 0 / 5,711 対10%値 12 / 5,711	対基準値 0 / 5,667 対50%値 0 / 5,667 対10%値 6 / 5,667		・見直し検討中(厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議)		
基-36 ナトリウム及びその化合物	200	味覚								対基準値 0 / 5,660 対50%値 1 / 5,660 対10%値 625 / 5,660	対基準値 0 / 5,608 対50%値 2 / 5,608 対10%値 343 / 5,608		・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		

*1 ガイダンス値(シアン化物イオン 短期暴露 0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)

直※ 基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3 ※平成25年10月1日時点の基準値(ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸は新評価値(案))で評価している。

※4 ピンク:10地点以上で基準超過、ページ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で50%超過

表 3-15 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(5/6)

項目名	基準値 ^{*1}		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{*2} (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成26年3月現在)	浄水超過状況 ^{*4} (H25水道統計)		浄水超過状況 ^{*4} (H26水道統計)		課題、留意事項	その他注
	値(mg/L) ^{*3}				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値			
基-37	マンガン及びその化合物	0.05	黒水障害	設定せず		H25.3.19 現行評価値を維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず←0.4C	・食安委答申(H24.8.6清涼飲料水) →TDI=180 ・目安摂取量=3.5~4mg/日前後(成人、上限量10mg/日前後)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)	対基準値 0 / 5,742 対50%値 4 / 5,742 対10%値 144 / 5,742	対基準値 1 / 5,693 対50%値 5 / 5,693 対10%値 93 / 5,693	・より高レベルの水道を目指すため管理目標設定(0.01mg/L)			
基-38	塩化物イオン	200	味覚							対基準値 0 / 6,001 対50%値 13 / 6,001 対10%値 1,077 / 6,001	対基準値 0 / 6,074 対50%値 15 / 6,074 対10%値 1,008 / 6,074	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない			
基-39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	石鹸の泡立等					WHO第4版 追加予定 →追加されず	・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量=1g/日前後(成人、上限量2.3g/日)の必須元素 ・Mgは推奨摂取量=300~400mg/日前後(成人)の必須元素	対基準値 2 / 5,797 対50%値 79 / 5,797 対10%値 4,354 / 5,797	対基準値 0 / 5,795 対50%値 65 / 5,795 対10%値 3,142 / 5,795	・おいしい水の観点から管理目標設定(10~100mg/L) ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない			
基-40	蒸発残留物	500								対基準値 0 / 5,782 対50%値 190 / 5,782 対10%値 5,418 / 5,782	対基準値 0 / 5,806 対50%値 166 / 5,806 対10%値 4,053 / 5,806	・おいしい水の観点から管理目標設定(30~200mg/L) ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない			
基-41	陰イオン界面活性剤	0.2	発泡					・混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある		対基準値 0 / 5,499 対50%値 0 / 5,499 対10%値 0 / 5,499	対基準値 0 / 5,454 対50%値 0 / 5,454 対10%値 0 / 5,454				
基-42	ジェオスミン	0.00001	臭気					・粉末活性炭処理による場合:20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合:10ng/L		対基準値 3 / 5,575 対50%値 68 / 5,575 対10%値 747 / 5,575	対基準値 6 / 5,635 対50%値 56 / 5,635 対10%値 629 / 5,635				
基-43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	臭気					・粉末活性炭処理による場合:20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合:10ng/L		対基準値 1 / 5,574 対50%値 36 / 5,574 対10%値 355 / 5,574	対基準値 1 / 5,635 対50%値 14 / 5,635 対10%値 287 / 5,635				
基-44	非イオン界面活性剤	0.02	発泡					・混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある		対基準値 0 / 5,619 対50%値 4 / 5,619 対10%値 187 / 5,619	対基準値 0 / 5,599 対50%値 2 / 5,599 対10%値 124 / 5,599	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.005mg/L			
基-45	フェノール類	0.005	臭気					・水質基準として維持		対基準値 0 / 5,483 対50%値 2 / 5,483 対10%値 2 / 5,483	対基準値 0 / 5,431 対50%値 0 / 5,431 対10%値 0 / 5,431				

*1 ガイダンス値(シアン化物イオン 短期暴露 0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)

直※ 基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

*2 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいとき設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

*3 ※平成25年10月1日時点の基準値(ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸は新評価値(案))で評価している。

*4 ピンク:10地点以上で基準超過、ページ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で50%超過

表 3-15 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）（6/6）

項目名	基準値 ^{※1}		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※2} (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成26年3月現在)	浄水超過状況 ^{※4} (H25水道統計)		浄水超過状況 ^{※4} (H26水道統計)		課題、留意事項	その他注
	値(mg/L) ^{※3}				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値			
基-46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	H21.4.1 施行 有機物					H19.10.26 基準値を3に 強化	・旧基準であるKMnO4消費量10mg/Lに相当するTOCは相関性から1~4mg/Lで上限値に危険率25%を見込む		対基準値 0 / 6,002 対50%値 136 / 6,002 対10%値 3,489 / 6,002	対基準値 0 / 6,073 対50%値 95 / 6,073 対10%値 3,451 / 6,073				
基-47 pH値	5.8-8.6	腐食防止						・水質基準として維持 ・より高いレベルの水道を目指すための目標として、7.5程度を管理目標に設定		酸側超 4 / 6,002 アルカリ側超 7 / 6,002	酸側超 2 / 6,074 アルカリ側超 4 / 6,074		・より高いレベルの水道を目指すための管理目標設定(7.5)		
基-48 味	異常でない	基本指標								陽性 3 / 5,997	陽性 1 / 6,071				
基-49 臭気	異常でない	基本指標						・水質基準として維持		陽性 12 / 6,000	陽性 9 / 6,074				
基-50 色度	5度	基本指標						・水質基準として維持		対基準値 5 / 6,002 対50%値 117 / 6,002 対10%値 1,791 / 6,002	対基準値 3 / 6,002 対50%値 100 / 6,002 対10%値 1,434 / 6,002				
基-51 濁度	2度	基本指標						・より高いレベルの水道を目指すための目標として1度以下を管理目標に設定		対基準値 2 / 6,002 対50%値 32 / 6,002 対10%値 321 / 6,002	対基準値 3 / 6,074 対50%値 27 / 6,074 対10%値 290 / 6,074		・おいしい水の観点から管理目標設定(1度) ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		

*1 ガイダンス値(シアン化物イオン 短期暴露 0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)

直※ 基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいと設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3 ※平成25年10月1日時点の基準値(ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸は新評価値(案))で評価している。

※4 ピンク:10地点以上で基準超過、ページ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で50%超過

表 3-16 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(1/4)

項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ* (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成26年3月現在)	浄水超過状況** ³ (H25水道統計)		浄水超過状況** ³ (H26水道統計)		課題、留意事項	その他注
	値(mg/L)** ²	(変更)			厚科審	食安委	WHO等			対目標値		対目標値			
目-1 アンチモン及びその化合物	0.02	(変更)	6	0.02	H25.3.19 現行評価値を 変更 0.015→0.02	H24.8.6 答申済み		・三酸化アンチモンを用いた研究より導いた かなり安全側にたった評価	・食安委答申(H24.8.6) →TDI=6 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)	対目標値 0 / 2,010 対50%値 0 / 2,010 対10%値 8 / 2,010	対目標値 0 / 2,088 対50%値 0 / 2,088 対10%値 6 / 2,088	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている			
目-2 ウラン及びその化合物	0.002	暫定値	0.2←0.6	0.015 PT (AF=80%)	H24.3.5 H15からの 変更なし	H24.1.12 答申済み	WHO第4版 変更 0.030P← 0.015P,T	・LOAEL:0.06 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$, UF:100 ・寄与率:10% ・評価値:0.002 mg/L	・食安委答申(H24.1.12) →TDI=0.2 (LOAEL:0.06 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$, UF:300)	対目標値 1 / 1,969 対50%値 2 / 1,969 対10%値 42 / 1,969	対目標値 0 / 2,057 対50%値 3 / 2,057 対10%値 39 / 2,057	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている			
目-3 ニッケル及びその化合物	0.02	暫定値扱いを 取りやめ	5	0.07 (AF=20%) (2007提案)	H25.3.19 暫定値扱いを 取りやめ、評 価値を0.02と する	H24.7.23 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H24.7.23) →TDI=4 ・食安委意見募集終了(H24.6.22締切)	対目標値 1 / 2,223 対50%値 2 / 2,223 対10%値 31 / 2,223	対目標値 0 / 2,322 対50%値 1 / 2,322 対10%値 18 / 2,322	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている			
目-5 1,2-ジクロロエタン	0.004		10-5Risk	0.03	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安 全性の観点から現行目標値を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=37.5(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.18 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$	対目標値 0 / 1,963 対50%値 0 / 1,963 対10%値 1 / 1,963	対目標値 0 / 2,026 対50%値 0 / 2,026 対10%値 0 / 2,026	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている			
目-6 トランス-1,2-ジクロロエ チレン	削除	旧目-6 H21.4.1 シス-1,2-ジク ロロエチレン及 びトランス- 1,2-ジクロロエ チレンに変更	17		H19.10.26 シス及びトラン ス-1,2-ジクロ ロエチレンを合 算して評価、 シス-1,2-ジク ロロエチレンの 基準を廃止			・シス体との混合物として使用されるので管 理目標設定項目として経過観察	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17(シス体合算) ・食安委答申(H20.5.29水質基準設定) →TDI=17(シス体及びトランス体)	対目標値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	対目標値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている			
目-7 1,1,2-トリクロロエタン	削除	H22.4.1水質 管理目標設定 項目から削除 (旧目-7)	10-5Risk		H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み			・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=3.9	対目標値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	対目標値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている			
目-8 トルエン	0.4	H23.4.1 (施行)	149 (AF=10%)	0.7(C)	H22.2.2 評価値緩和 0.4←0.2	H20.11.6 答申済み			・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=149	対目標値 0 / 1,986 対50%値 0 / 1,986 対10%値 0 / 1,986	対目標値 0 / 2,052 対50%値 0 / 2,052 対10%値 0 / 2,052				
目-9 フタル酸ジ(2-エチルヘ キシル)	0.1	(変更)	40	0.008 (AF=1%)	H26.1.14 現行評価値を 強化 0.1→0.08	H25.4.15 答申済み		NOAEL=3.7 TDI=40 評価値=0.1	・食安委検討終了(器具・容器包装専門調 査会) 意見・情報募集終了(H24.12.19)	対目標値 0 / 1,766 対50%値 1 / 1,766 対10%値 51 / 1,766	対目標値 0 / 1,817 対50%値 0 / 1,817 対10%値 35 / 1,817	・基準値は12年厚生省通知(塩ビ手袋の食 品使用)をベースに設定			

※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
 ※2 平成25年10月1日時点の目標値(フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)は新評価値(案)で評価している。
 ※3 ピンク:10地点以上で基準超過、ベージュ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で10%超過

表 3-16 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(2/4)

項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ※ (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成26年3月現在)	浄水超過状況※3 (H25水道統計)		浄水超過状況※3 (H26水道統計)		課題、留意事項	その他注
	値(mg/L)※2				厚科審	食安委	WHO等			対目標値		対目標値			
目-10 亜塩素酸	0.6		29 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.6.19 答申済み		・ヒト暴露が想定されるのは基本的にClO2が水道水の浄水処理に使用される場合であり、水質管理目標設定項目としClO2が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 ・水質基準の設定等はClO2の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申(H20.6.19清涼飲料水) →TDI=29 ・添加物としてはTDI29を答申(H18.11)	対目標値 0 / 1,123 対50%値 0 / 1,123 対10%値 0 / 1,123	対目標値 0 / 1,151 対50%値 0 / 1,151 対10%値 2 / 1,151	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.6mg/L			
目-11 塩素酸	削除	H20.4.1施行 (水質管理目標設定項目 (旧目-11)から変更)	30 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H18.8.4 追加	H19.3.15 答申済み		・食安委答申(H19.3.15水道水及び清涼飲料水) →TDI=30							
目-12 二酸化塩素	0.6		29 (AF=80%)	設定せず (2005) 亜塩素酸対応	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.6.19 答申済み		・食安委答申(H20.6.19清涼飲料水) →TDI=29 ・WHOは異臭閾値を0.4mg/Lとしている	対目標値 0 / 567 対50%値 0 / 567 対10%値 0 / 567	対目標値 0 / 584 対50%値 0 / 584 対10%値 0 / 584	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.6mg/L				
目-13 ジクロロアセトニトリル	0.01	暫定値 H21.4.1変更	8 (AF=20%)	0.02 P (AF=20%)	H19.10.26 評価値変更 0.01(暫定)→ 0.04(暫定)	H19.3.15 答申済み		・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=2.7	対目標値 0 / 2,462 対50%値 5 / 2,462 対10%値 395 / 2,462	対目標値 0 / 2,527 対50%値 15 / 2,527 対10%値 353 / 2,527	・超過事例は近接地点で一時的に発生				
目-14 抱水クロラール	0.02	暫定値	5.3 (AF=20%)	設定せず (2005)	H19.10.26 評価値変更 0.02(暫定)→ 0.03(暫定)	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=4.5	対目標値 0 / 2,463 対50%値 39 / 2,463 対10%値 725 / 2,463	対目標値 0 / 2,535 対50%値 27 / 2,535 対10%値 697 / 2,535	・超過事例はいずれも一時的なもの				
目-15 農薬類	検出値/目標値の総和が1以下							・浄水から目標値10%値を超えて検出される事例有り(特異値を除く)は水質基準を設定。 農薬 ・農薬類(第1群)…現に水道原水から検出又は国内推定出荷量50t以上。 ・第2群…国内推定出荷量50t以上であるが水道水に適した測定方法が未確立。早急に確立しその時点で第1群に組入。27物質。 ・第3群…国内推定出荷量が50t未満で測定しても検出されるおそれがない。79物質。	・フィプロニル(殺虫剤)を追加(H20.4.1)			・現行目標値が小さいのはCNPの0.0001mg/L ・使用又は販売が禁止された農薬のうち検出されているもの、生産・輸入量が多く測定法が確立したものを追加 ・テルブカルビ、ジメピレートは削除案が提出されたが、平成17年度調査において、浄水及び原水から、目標値の1%前後の検出が認められたことから、農薬類の対象農薬リストからの削除を見送り。			
目-16 残留塩素	1	(衛生上措置) 遊離塩素 0.1mg/L以上	150	0.5~5 C (上限値は AF=100%)	H19.10.26 H15からの 変更なし	H19.3.15 答申済み		・おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=136	対目標値 58 / 5,864 対50%値 1,760 / 5,864 対10%値 5,712 / 5,864	対目標値 50 / 5,937 対50%値 1,729 / 5,937 対10%値 5,779 / 5,937	・目標超過件数は減少傾向だが、継続的で未対策の超過地点も多い			
目-17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100	石鹼の泡立等					WHO第4版 追加予定 →追加されず	・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量=1g/日(成人、上限量2.3g/日)の必須元素 ・Mgは推奨摂取量=300~400mg/日(成人)の必須元素	10未満 48 / 5,797 100超過 227 / 5,797	10未満 59 / 5,795 100超過 377 / 5,795	・水質基準 300				
目-18 マンガン及びその化合物	0.01	黒水障害		設定せず	H25.3.19 現行評価値を 維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず→ 0.4C	・食安委答申(H24.8.6清涼飲料水) →TDI=180 ・目安摂取量=3.5~4mg/日(成人、上限量10mg/日)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)	対目標値 32 / 5,742 対50%値 211 / 5,742 対10%値 457 / 5,742	対目標値 47 / 5,693 対50%値 126 / 5,693 対10%値 410 / 5,693	・水質基準 0.05				
目-19 遊離炭酸	20							・おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする		対目標値 76 / 2,228 対50%値 337 / 2,228 対10%値 1,669 / 2,228	対目標値 72 / 2,272 対50%値 295 / 2,272 対10%値 1,703 / 2,272	・目標超過件数はH16増加			

※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2 平成25年10月1日時点の目標値(フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)は新評価値(案)で評価している。
※3 ピンク:10地点以上で基準超過、ベージュ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で10%超過

表 3-16 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(3/4)

項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ* (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成26年3月現在)	浄水超過状況 ^{※3} (H25水道統計)		浄水超過状況 ^{※3} (H26水道統計)		課題、留意事項	その他注
	値(mg/L) ^{※2}				厚科審	食安委	WHO等			対目標値		対目標値			
目-20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3		600	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み		・健康影響に関する評価値は1.5mg/Lだが 臭味発生防止の観点から設定。	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=800	対目標値 0 / 2,031 対50%値 0 / 2,031 対10%値 0 / 2,031	対目標値 0 / 2,088 対50%値 0 / 2,088 対10%値 2 / 2,088				
目-21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02	(新規)	143	設定せず (2005) →0.015	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・地下水で一過的に高濃度で検出されると の情報もある ・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=143 ・WHOは異臭閾値を0.015mg/Lとしている	対目標値 0 / 1,879 対50%値 0 / 1,879 対10%値 0 / 1,879	対目標値 0 / 1,946 対50%値 1 / 1,946 対10%値 2 / 1,946				
目-22	有機物等(過マンガン酸 カリウム消費量)	3						・指標性や測定方法に関し種々問題点 ・TOCとの相関を見るため、当面水質管理目 標設定項目として維持		対目標値 30 / 1,623 対50%値 370 / 1,623 対10%値 1,320 / 1,623	対目標値 34 / 1,594 対50%値 335 / 1,594 対10%値 1,316 / 1,594	・旧水質基準 10mg/L			
目-23	臭気強度(TON)	3TON						・おいしい水の観点から維持		対目標値 28 / 2,012 対50%値 122 / 2,012 対10%値 448 / 2,012	対目標値 10 / 2,063 対50%値 116 / 2,063 対10%値 402 / 2,063				
目-24	蒸発残留物	30-200								30未満 27 / 5,782 200超過 631 / 5,782	30未満 56 / 5,806 200超過 537 / 5,806	・水質基準 500			
目-25	濁度	1度	基本指標					・より高いレベルの水道を目指すための目標 として1度以下を管理目標に設定		対目標値 32 / 6,002 対50%値 88 / 6,002 対10%値 683 / 6,002	対目標値 27 / 6,074 対50%値 104 / 6,074 対10%値 590 / 6,074	・水質基準 2度			
目-26	pH値	7.5程度	腐食防止					・水質基準として維持 ・より高いレベルの水道を目指すための目標 として、7.5程度を管理目標に設定		7.3以下 1,925 / 6,002 7.7以上 2,121 / 6,002	7.3以下 4,283 / 6,074 7.7以上 2,060 / 6,074	・水質基準 5.8~8.6			
目-27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上と し、極力0に近 づける						・水道施設の維持管理やCaCO3析出防止 の観点から水質管理目標設定項目とする		-1未満 1,456 / 2,252 0超過 63 / 2,252	-1未満 1,635 / 2,298 0超過 57 / 2,298				
目-28	従属栄養細菌	2000	H21.4.1追加		USEPA処理基 準 500cfu/ml以下	H18.8.4 追加		・本来の細菌数を表現、培養方法が確立、 施設清浄度の劣化を表現、レジオネラ増殖 環境か否かの判定が可能 ・細菌現存量の指標として有効だが、我が 国の水道における情報等が不足	・水道施設の健全性を判断	対目標値 1 / 2,486 対50%値 6 / 2,486 対10%値 46 / 2,486	対目標値 3 / 2,545 対50%値 5 / 2,545 対10%値 49 / 2,545				

※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 平成25年10月1日時点の目標値(フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)は新評価値(案)で評価している。

※3 ピンク:10地点以上で基準超過、ページユ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で10%超過

表 3-16 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）（4/4）

項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ* (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成26年3月現在)	浄水超過状況 ^{※3} (H25水道統計)		浄水超過状況 ^{※3} (H26水道統計)		課題、留意事項	その他注
	値(mg/L) ^{※2}				厚科審	食安委	WHO等			対目標値		対目標値			
目-29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	H214.1水質管理目標設定項目に変更(旧基準-15(0.02 mg/L))	9	設定せず(2005) ←0.14	H19.10.26水質基準から水質管理項目に変更 評価値変更 0.1←0.02	H19.3.15 答申済み	評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以來基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=46 ・食安委答申(H20.5.29水質基準廃止)	対目標値 0 / 2,093 対50%値 0 / 2,093 対10%値 0 / 2,093	対目標値 0 / 2,114 対50%値 0 / 2,114 対10%値 0 / 2,114				
目-30	アルミニウム及びその化合物	0.1	色(鉄共存時) H21.4.1管理目標設定項目追加			H19.10.26水質管理目標値を0.1に設定		・多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合にも技術的に0.1 mg/L を達成可能であるかについてはなお疑問の余地有		対目標値 153 / 5,799 対50%値 587 / 5,799 対10%値 2,728 / 5,799	対目標値 107 / 5,768 対50%値 515 / 5,768 対10%値 2,214 / 5,768				

【答申言及】

対策指針	耐塩素性病原生物	-			USEPA処理基準 ・クリプトスポリジウム99%除去 ・シアルシア99.9%除去又は不活化			・検出方法等に種々の課題が残っている	・原水から指標菌が検出されたことがある施設においては、水質検査計画等に基づき、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌を検査 ・H20から水質検査計画に基づき原水を測定						
101	ウイルスその他の病原微生物	-			USEPA処理基準 ・消化器系感染ウイルス99.99%除去又は不活化			・将来的に起こり得るCyclospora等新たな病原微生物への対策にも注意 ・万全を期すためウイルス汚染対策、特に検出方法等に関する研究を推進					・ウイルスによる水系感染症は井戸水などを原水とする小規模水道で、消毒工程の不備・不具合が殆ど(H17厚生科学研究) ・塩素消毒の効果は不明点多い(同)		
102	不快生物(線虫等)	-						・混入や繁殖の防止対策、漏出時の原因、汚染場所、病原性の有無等に関する解析・検討体制の整備などについて検討	・2006年WHO/GDWQ専門家会合では、病原性/バクテリアを媒介する可能性も議論されたがGDWQを示せない、とした						

※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2 平成25年10月1日時点の目標値(フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)は新評価値(案)で評価している。
※3 ピンク:10地点以上で基準超過、ベージュ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で10%超過

表 3-17 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討項目）（1/2）

番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ [※] (mg/L)	評価値 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	備考	最終審議・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討	浄水超過状況 (H25年水質測定結果)		浄水超過状況 (H26年水質測定結果)		課題、留意事項	
		値(mg/L)						厚科審	食安委	WHO等			対10%値	対10%値	対10%値	対10%値		
検01	銀	-									浄水器等で消毒のために利用する事例があることから知見収集に努める		対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/115	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/129	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.01 mg/L	
検02	バリウム	0.7			0.7	0.73	ヒトNOAEL7.3、UF 10				H24.10.29 答申済み	・食安委答申(H24.10.29) →TDI=20(ヒトNOAEL 0.21($\text{mg}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$))、UF 10)	対目標値 対10%値	0/143 0/143	対目標値 対10%値	0/159 0/159	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
検03	ビスマス	-									鉛代替品としての利用が考えられており材質管理の観点で留意		対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	1/91	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/98		
検04	モリブデン	0.07			設定せず	NOAEL 0.2	NOAELにUF 3(個体差)を適用し基準値を導出				WHO/GDWQ第4版変更 設定せず→0.07		対目標値 対10%値	0/343 0/343	対目標値 対10%値	0/436 0/436		
検05	アクリルアミド	0.0005			0.0005 10-5		線形多段階モデルを適用				高分子凝集剤の製品管理において残留モノマーの確実なコントロールが必要		対目標値 対10%値	0/33 0/33	対目標値 対10%値	0/47 0/47	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
検06	アクリル酸	-									日本水道協会規格の塗料の品質として0.002 mg/L 以下を設定		対0.2 $\mu\text{g}/\text{L}$	1/9	対0.2 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/22		
検07	17- β -エストラジオール	0.00008	暫定値	0.03							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり		対目標値 対10%値	0/40 0/40	対目標値 対10%値	0/48 0/48		
検08	エチニル-エストラジオール	0.00002	暫定値	0.006							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり		対目標値 対10%値	0/38 0/38	対目標値 対10%値	0/47 0/47		
検09	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5		190 (AF=1%)	0.6 (AF=1%)	1900							対目標値 対10%値	0/38 0/38	対目標値 対10%値	0/50 0/50		
検10	エピクロロヒドリン	0.0004	暫定値	10-5Risk	0.0004 P	0.14							対目標値 対10%値	0/32 0/32	対目標値 対10%値	0/39 0/39		
検11	塩化ビニル	0.002		10-5Risk	0.0003 10-5		線形外挿法を適用					10-5リスク相当VSDから設定	対目標値 対10%値	0/31 3/31	対目標値 対10%値	0/41 3/41		
検12	酢酸ビニル	-										施設基準省令で溶出基準0.01 mg/L を設定	対0.01 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/19	対0.01 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/25		
検13	2,4-ジアミノトルエン	-										施設基準省令で溶出基準0.002 mg/L を設定	対0.05 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/6	対0.05 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/6		
検14	2,6-ジアミノトルエン	-										施設基準省令で溶出基準0.001 mg/L を設定	対0.05 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/6	対0.05 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/6		
検15	N,N-ジメチルアニリン	-										施設基準省令で溶出基準0.01 mg/L を設定	対0.01 $\mu\text{g}/\text{L}$	1/29	対0.01 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/26		
検16	スチレン	0.02		7.7	0.02 C	7.7						臭気の閾値と一致	対目標値 対10%値	0/57 0/57	対目標値 対10%値	0/51 0/51		
検17	ダイオキシン類	1 pgTEQ/L	暫定値	4 $\text{pgTEQ}/\text{kg}/\text{日}$									対目標値 対10%値	0/360 1/360	対目標値 対10%値	0/324 2/324		
検18	トリエチレンテトラミン	-										施設基準省令で溶出基準0.01 mg/L を設定	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/4	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/4		
検19	ノニルフェノール	0.3	暫定値	100								社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	対目標値 対10%値	0/125 0/125	対目標値 対10%値	0/112 0/112		
検20	ビスフェノールA	0.1	暫定値	50								社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食品安全部→食安委員会諮問(H20.7.8)	対目標値 対10%値	0/139 0/139	対目標値 対10%値	0/114 0/114	
検21	ヒドラジン	-										日本水道協会規格の塗料の品質として0.005 mg/L 以下を設定	対0.5 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/4	対0.5 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/4		
検22	1,2-ブタジエン	-										施設基準省令で溶出基準0.001 mg/L を設定	対0.001 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/7	対0.001 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/7		
検23	1,3-ブタジエン	-										施設基準省令で溶出基準0.001 mg/L を設定	対0.001 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/7	対0.001 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/7		
検24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01	H27.4.1より 0.2→0.01	5		5	LOAEL=2.5 $\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$ 、安全係数500	H27.2.5	H26.6.10 答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H26.6.10器具・容器包装専門調査会)→TDI=5 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	対目標値 対10%値	0/153 0/153	対目標値 対10%値	0/163 3/163		
検25	フタル酸ブチルベンジル	0.5	暫定値	200		200		H28.2.17	H27.4.7 答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H27.4.7 器具・容器包装専門調査会)→TDI=200 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	対目標値 対10%値	0/146 0/146	対目標値 対10%値	0/156 0/156		
検26	ミクロキステン-LR	0.0008	暫定値	0.04 (AF=80%)	0.001 P (AF=80%)	0.04							対目標値 対10%値	0/53 0/53	対目標値 対10%値	0/57 0/57		
検27	有機すず化合物	0.0006	TBTO暫定値	0.25									対目標値 対10%値	0/4 0/4	対目標値 対10%値	0/10 0/10		

※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「一」の後ろに健康上の評価値を記載した。
 ※2 英国健康保護庁(HPA)による飲料水中「最大許容」濃度の改定勧告よりPFOAは0.01 mg/L 、PFOSは0.0003 mg/L で評価している。

表 3-17 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討項目）（2/2）

番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ [※] (mg/L)	評価値 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	備考	最終審議・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討	浄水超過状況 (H25年水質測定結果)		浄水超過状況 (H26年水質測定結果)		課題、留意事項
		値(mg/L)						厚科審	食安委	WHO等							
検28	ブロモクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	58/164	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	31/178	
検29	ブロモジクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	39/121	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	8/136	
検30	ジブロモクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対3 $\mu\text{g}/\text{L}$	5/121	対3 $\mu\text{g}/\text{L}$	3/138	
検31	ブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対0.5 $\mu\text{g}/\text{L}$	5/206	対0.5 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/217	
検32	ジブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	32/164	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	11/178	
検33	トリブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対5 $\mu\text{g}/\text{L}$	2/121	対5 $\mu\text{g}/\text{L}$	2/138	
検34	トリクロロアセトニトリル	-											対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/184	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/190	
検35	ブロモクロロアセトニトリル	-											対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/147	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/156	
検36	ジブロモアセトニトリル	0.06		11.3 (AF=20%)	0.07 (AF=20%)	11							対目標値 対10%値	0/185 0/185	対目標値 対10%値	0/198 0/198	
検37	アセトアルデヒド	-	H15からの 変更なし					H20.12.16	H17.7.21 答申済み			・食安委答申(添加物、H17.7.21) →食品の着香の目的の場合、安全性に懸念が無い。(完全に生体成分に代謝される。)	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/134	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/141	
検38	MX	0.001		10-5Risk	検出濃度は評価値 に対し極めて低く、 基準値は設定しない	0.0018	・線形多段階モデル を適用						対目標値 対10%値	0/18 0/18	対目標値 対10%値	0/21 0/21	
検40	キシレン	0.4		179	0.5(C)	179							対目標値 対10%値	0/392 0/392	対目標値 対10%値	0/395 0/395	
検41	過塩素酸	0.025								WHO2010(H22)	・米国EPAが暫定的なhealth advisory levelとして、15 $\mu\text{g}/\text{l}$ を定めている(RFD:0.7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ に基づく)。全国的な規制の是非については検討中。 ・主たる生体影響はヨウ素摂取量の抑制 ・JECFA評価(2010.Feb.) BMDL50=0.11 $\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$ (ヒト) UF=10 PMTDI=0.01 $\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$ PMTDI: 暫定最大一日耐容摂取量	対目標値 対10%値	0/61 0/61	対目標値 対10%値	0/56 2/56	・利根川流域の関係企業で 排出削減対策を実施中	
検42	ペルフルオロオクタン スルホン酸(PFOS)	-									・英国COTがTDI:3 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中 ・発がん性の指摘はあるが、英国COTは閾値有りの評価が使用できるとの判断	対0.03 $\mu\text{g}/\text{L}$ ^{※2}	0/125	対0.03 $\mu\text{g}/\text{L}$ ^{※2}	0/109	・作業従事者で高い血清中 濃度が報告されている	
検43	ペルフルオロオクタン 酸(PFOA)	-									・英国COTがTDI:0.3 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$ ^{※2}	0/124	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$ ^{※2}	0/109	・作業従事者で高い血清中 濃度が報告されている	
検44	N-ニトロジメチルアミン (NDMA)	0.0001	追加		0.0001 (2008)			H22.2.2		WHO/GDWQ第3版第2 次 追補版追加	・WHO/GDWQ第2次追補版追加(0.1 $\mu\text{g}/\text{l}$)	対目標値 対10%値	0/51 0/51	対目標値 対10%値	0/56 0/56		
検45	アニリン	0.02	追加			0.02	LOAEL=7 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$ UF=1000 TDI=7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	H24.3.5						対目標値 対10%値	0/49 0/49		
検46	キノリン	0.0001	追加			0.0001	IRIS:10-5	H24.3.5						対目標値 対10%値	0/37 0/37		
検47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02	追加		設定せず (健康に基づく評価値=0.02 TDI=7.7)	0.02	WHO(参考値)	H24.3.5						対目標値 対10%値	0/55 0/55		
検48	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2	追加		0.2 (TDI=10)	0.2	WHO(ガイドライン値)	H24.3.5						対目標値 対10%値	0/44 0/44		

※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。
 ※2 英国健康保護庁(HPA)による飲料水中「最大許容」濃度の改定動向よりPFOAは0.01 mg/L 、PFOSは0.0003 mg/L で評価している。

表 3-18 最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（1/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ** (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	浄水超過状況**2 (H25水道統計)		浄水超過状況**2 (H26水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	1	1,3-ジクロロプロベン(D-D)	土壌薫蒸	-	-	0.05	H27.4.1より 0.002→ 0.05	20	0.02b	H28.2.17	H25.2.18 H27.10.20 答申済み	・食安委答申(H25.2.18)→ADI=20 ・食安委答申(H27.10.20)→ADI=20	10%値超 0 / 629 1%値超 1 / 629	10%値超 0 / 621 1%値超 0 / 621	・地下水からの検出事例が多い				
対	2	ダラボン	除草剤	-	-	0.08		30				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 508 1%値超 10 / 508	10%値超 0 / 431 1%値超 1 / 431					
対	3	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	除草剤	-	-	0.03		10	0.03		審議中	・評価第四部会審議中(H25.7.10)	10%値超 0 / 620 1%値超 2 / 620	10%値超 0 / 596 1%値超 0 / 596					
対	4	EPN	殺虫剤	-	-	0.004	H21.4.1より 0.006→ 0.004	1.4		H19.10.26 評価値変更	H20.11.27 答申済み	・食安委答申(H20.11.27) →ADI=1.4(0.004mg/L)	10%値超 0 / 629 1%値超 10 / 629	10%値超 0 / 632 1%値超 6 / 632	・【H17】浄水からの検出レベルは 最高11%(表流水)				
対	5	MCPA	除草剤	-	-	0.005	変更なし	2	0.002	H27.2.5	H26.7.29 答申済み	・食安委答申(H26.7.29) →ADI=1.9	10%値超 0 / 115 1%値超 2 / 115	10%値超 0 / 380 1%値超 1 / 380					
対	6	アシュラム	除草剤	-	-	0.9	H28.4.1より 0.2→0.9	72		H27.2.5	H26.10.21 答申済み	・食安委答申(H26.10.21) →ADI=360	10%値超 0 / 647 1%値超 0 / 647	10%値超 0 / 550 1%値超 0 / 550					
対	7	アセフェート	殺虫剤	-	-	0.006	H25.4.1より 変更なし	2.4		H24.3.5	H25.9.30 答申済み	・食安委答申(H25.9.30) →ADI=2.4	10%値超 5 / 592 1%値超 12 / 592	10%値超 3 / 606 1%値超 3 / 606					
対	8	アトラジン	除草剤	-	-	0.01		4	0.1			WHO第4版 変更 0.1←0.002	10%値超 0 / 600 1%値超 0 / 600	10%値超 0 / 588 1%値超 0 / 588					
対	9	アニロホス	除草剤	-	-	0.003		1			H25.3.18 意見書提出	・食安委答申(H25.3.18) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	10%値超 0 / 568 1%値超 7 / 568	10%値超 0 / 508 1%値超 1 / 508					
対	10	アミトラズ	殺虫剤	-	-	0.006	0.003→ 0.006	2.5		H20.12.16	H19.5.17 答申済み	・食安委答申(H19.5.17) →ADI=2.5(0.006mg/L)	10%値超 0 / 117 1%値超 2 / 117	10%値超 0 / 345 1%値超 1 / 345					
対	11	アラクロール	除草剤	-	-	0.03	H25.4.1より 変更なし	10	0.02	H24.3.5	H25.3.18 答申済み	・食安委答申(H25.3.18) →ADI=10	10%値超 0 / 613 1%値超 0 / 613	10%値超 0 / 596 1%値超 0 / 596					
対	12	イソキサチオン	殺虫剤	-	-	0.008		3			H28.2.23 答申済み	・食安委答申(H28.2.23)→ADI=2	10%値超 0 / 712 1%値超 3 / 712	10%値超 0 / 674 1%値超 0 / 674					
対	13	インフェンホス	殺虫剤	-	-	0.001		0.5				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 585 1%値超 7 / 585	10%値超 0 / 557 1%値超 2 / 557					
対	14	イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤	-	-	0.01		4				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 593 1%値超 0 / 593	10%値超 0 / 577 1%値超 0 / 577					

※ ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいと設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄：浄水の1地点以上で10%超過

表 3-18 最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（2/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ [※] (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H25水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (H26水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	15	インプロチオラン(IPT)	殺菌剤、殺虫剤	-	-	0.3	H22.4.1より 0.04→0.3	100		H24.3.5	H24.12.10 答申済み	・食安委答申(H24.12.10) → ADI=100(0.3 mg/L)	10%値超 0 / 697 1%値超 0 / 697	10%値超 0 / 648 1%値超 0 / 648	・厚生科学審議会生活環境水道部 会(平成20年12月16日)で審議。基 準値は0.3mg/Lとなる方向				
対	16	イプロベンホス(IBP)	殺菌剤	-	-	0.09	H23.4.1より 0.008→ 0.09	35		H22.12.21	H21.4.23 答申済み	・食安委答申(H21.4.23) → ADI = 35	10%値超 0 / 667 1%値超 0 / 667	10%値超 0 / 633 1%値超 0 / 633					
対	17	イミノクタジン酢酸塩	殺菌剤	-	-	0.006		2.3(イミノク タジンとし て)				・食安委検討中(H22.10.6部会) ・評価要請(H22.1.25)	10%値超 0 / 424 1%値超 0 / 424	10%値超 0 / 395 1%値超 0 / 395	・定量下限 \leq 0.005mg/L				
対	18	インダノファン	除草剤	-	-	0.009	H15年から の変更なし	3.5		H24.3.5	H22.9.9 答申済み	・食安委答申(H22.9.9) → ADI=3.5	10%値超 0 / 117 1%値超 2 / 117	10%値超 0 / 408 1%値超 1 / 408					
対	19	エスプロカルブ	除草剤	-	-	0.03	H22.4.1よ り 0.01→0.03	10		H22.12.21	H24.2.23 答申済み	・食安委答申(H24.2.23) → ADI = 10	10%値超 0 / 630 1%値超 0 / 630	10%値超 0 / 581 1%値超 0 / 581	・厚生科学審議会生活環境水道部 会(平成20年12月16日)で審議。基 準値は0.03mg/Lとなる方向				
対	20	エディフェンホス(エディフェンホス, EDDP)	殺菌剤	-	-	0.006		2.5	0.05 (2006)			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 603 1%値超 0 / 603	10%値超 0 / 529 1%値超 0 / 529					
対	21	エトフェンプロックス	殺虫剤	-	-	0.08	H15年から の変更なし	30		H28.2.17	H25.8.5 H27.6.9 答申済み	・食安委答申(H25.8.5) → ADI = 31 ・食安委答申(H27.6.9) → ADI = 31	10%値超 0 / 670 1%値超 0 / 670	10%値超 0 / 686 1%値超 0 / 686					
対	22	エトリジアゾール(エクロメゾール)	殺菌剤	-	-	0.004		1.6					10%値超 0 / 586 1%値超 0 / 586	10%値超 0 / 539 1%値超 0 / 539					
対	23	エンドスルファン(ベンゾエヒン、エンドスルフェート)	殺虫剤	-	-	0.01		5.7				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 581 1%値超 0 / 581	10%値超 0 / 510 1%値超 0 / 510	・定量下限 \leq 0.01mg/L				
対	24	オキサジクロメホン	除草剤	-	-	0.02	H26.4.1よ り新規設 定	9.1		H26.1.14	H15.9.18 H20.8.21 答申済み	・食安委答申(H15.9.18) → ADI = 9.0 ・食安委答申(H20.8.21) → ADI = 9.1	10%値超 0 / 126 1%値超 0 / 126	10%値超 0 / 396 1%値超 0 / 396					
対	25	オキシシン銅	殺菌剤	-	-	0.03	H27.4.1よ り 0.04→0.03	17		H27.2.5	H25.4.22 答申済み	・食安委答申(H25.4.22) → ADI = 10	10%値超 0 / 564 1%値超 12 / 564	10%値超 0 / 545 1%値超 2 / 545					
対	26	オリサストロピン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.1	H26.4.1よ り新規設 定	52		H26.1.14	H20.3.27 答申済み	・食安委答申(H20.3.27) → ADI = 52	10%値超 0 / 122 1%値超 0 / 122	10%値超 0 / 351 1%値超 1 / 351					
対	27	カズサホス	殺虫剤	-	-	0.0006	H26.4.1よ り新規設 定	0.25		H26.1.14	H20.7.3 答申済み	・食安委答申(H20.7.3) → ADI = 0.25	10%値超 0 / 110 1%値超 0 / 110	10%値超 0 / 345 1%値超 0 / 345					
対	28	カフェンストロール	除草剤	-	-	0.008	H15年から の変更なし	3		H20.12.16	H20.2.21 答申済み	・食安委答申(H20.2.21) → ADI = 3 (0.008mg/L)	10%値超 0 / 639 1%値超 0 / 639	10%値超 0 / 646 1%値超 0 / 646					
対	29	カルタップ	殺虫剤	-	-	0.3	H15年答申	100					10%値超 0 / 51 1%値超 0 / 51	10%値超 0 / 188 1%値超 0 / 188					

※ ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄：浄水の1地点以上で10%超過

表 3-18 最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（3/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ** (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	浄水超過状況**2 (H25水道統計)		浄水超過状況**2 (H26水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	30	カルバリル(NAC)	殺虫剤	-	-	0.05		20			審議中		・評価第四部会審議中(H25.8.7)	10%値超 0 / 617 1%値超 0 / 617	10%値超 0 / 537 1%値超 0 / 537				
対	31	カルプロバミド	殺菌剤	-	-	0.04	H15年からの 変更なし	14		H20.12.16	H19.12.13 答申済み		・食安委答申(H19.12.13) → ADI = 14 (0.04 mg/L)	10%値超 0 / 572 1%値超 0 / 572	10%値超 0 / 487 1%値超 0 / 487				
対	32	カルボフラン(カルボスル ファン代謝物)	殺虫剤	-	-	0.005		2	0.007		H23.12.26 審議中		・評価第一部会にて審議中(最近の議事: 23.12.26部会)	10%値超 0 / 552 1%値超 2 / 552	10%値超 0 / 536 1%値超 0 / 536				
対	33	キノクラミン(ACN)	除草剤	-	-	0.005	H15年からの 変更なし	2.1		H26.1.14	H25.10.7 答申済み		・食安委答申(H25.10.7) → ADI = 2.1	10%値超 0 / 123 1%値超 0 / 123	10%値超 0 / 359 1%値超 0 / 359				
対	34	キャプタン	殺菌剤	-	-	0.3		125			H25.12.17 審議中		・評価第三部会にて審議中(最近の議事: H25.12.17評価第三部会)	10%値超 0 / 604 1%値超 0 / 604	10%値超 0 / 593 1%値超 0 / 593				
対	35	クミルロン	除草剤	-	-	0.03	H15年からの 変更なし	10		H20.12.16	H19.8.9 答申済み		・食安委答申(H19.8.9) → ADI = 10 (0.03 mg/L)	10%値超 0 / 108 1%値超 0 / 108	10%値超 0 / 393 1%値超 1 / 393				
対	36	グリホサート	除草剤	-	-	2		750			H27.3.19 幹事会報告		・評価書(案)を一部修正の上、農業専門調査 会幹事会に報告することとなった。(最近の議 事:H27.3.19評価第四部会)	10%値超 0 / 543 1%値超 0 / 543	10%値超 0 / 474 1%値超 0 / 474				
対	37	グルホシネート	除草剤	-	-	0.02	H26.4.1よ り新規設 定	9.1		H26.1.14	H25.7.29 答申済み		・食安委答申(H25.7.29) → ADI = 9.1	10%値超 0 / 57 1%値超 0 / 57	10%値超 1 / 163 1%値超 3 / 163				
対	38	クロメプロップ	除草剤	-	-	0.02	H15年からの 変更なし	6.2		H22.12.21	H21.7.23 答申済み		・食安委答申(H21.7.23) → ADI = 6.2	10%値超 0 / 116 1%値超 2 / 116	10%値超 0 / 404 1%値超 0 / 404				
対	39	クロルニトロフェン(CNP)	除草剤	1996失効	-	0.0001		設定せず						10%値超 0 / 531 1%値超 0 / 531	10%値超 2 / 514 1%値超 2 / 514	・定量下限 $\leq 0.0001\text{mg}/\text{L}$			
対	40	クロルピリホス	殺虫剤	-	-	0.003	H21.4.1よ り 0.03→ 0.003	1	0.03 (2008)	H19.10.26 H24.3.5	H23.6.2 答申済み		・食安委答申(H23.6.2) → ADI=1(0.003 mg/L) ・WHO/GDWQ第2次追補版追加(30 $\mu\text{g}/\text{L}$)	10%値超 0 / 622 1%値超 8 / 622	10%値超 0 / 640 1%値超 1 / 640				
対	41	クロロタロニル(TPN)	殺菌剤	-	-	0.05		18					・食安委検討中(清涼飲料水、H15~)	10%値超 0 / 674 1%値超 0 / 674	10%値超 0 / 692 1%値超 0 / 692				
対	42	シアナジン	除草剤	-	-	0.004	H15年答申	1.5			H27. 6.19 審議中		・評価第一部会にて審議中(最近の議事: H27. 6.19部会)	10%値超 0 / 114 1%値超 2 / 114	10%値超 0 / 418 1%値超 0 / 418				
対	43	シアノホス(CYAP)	殺虫剤	-	-	0.003	H15年答申	1						10%値超 0 / 117 1%値超 0 / 117	10%値超 0 / 389 1%値超 0 / 389				
対	44	ジウロン(DCMU)	除草剤	-	-	0.02		6.25					・食安委検討中(清涼飲料水、H15~)	10%値超 0 / 577 1%値超 0 / 577	10%値超 0 / 542 1%値超 0 / 542				

※ ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 3-18 最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（4/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ [※] (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H25水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (H26水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	45	ジクロベニル(DBN)	除草剤	-	-	0.03	H28.4.1より 0.01→0.03	4		H27.2.5	H26.7.1 答申済み		・食安委答申(H26.7.1) →ADI=10 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	10%値超 0 / 652 1%値超 0 / 652	10%値超 0 / 602 1%値超 0 / 602				
対	46	ジクロルボス(DDVP)	殺虫剤	-	-	0.008		3.3	0.02 (2007)				・食安委検計中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請(H21.3.24)	10%値超 0 / 705 1%値超 0 / 705	10%値超 0 / 575 1%値超 0 / 575				
対	47	ジクワット	除草剤	-	-	0.005		1.9					・食安委検計中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 12 / 535 1%値超 13 / 535	10%値超 8 / 451 1%値超 8 / 451	・定量下限 $\leq 0.001\text{mg}/\text{L}$			
対	48	エチルチオメトン	殺虫剤	-	-	0.004		1.4						10%値超 0 / 682 1%値超 0 / 682	10%値超 0 / 580 1%値超 1 / 580				
対	49	ジチアノン	殺虫剤	-	-	0.03	H15年答申	10			H22.6.17 答申済み		・食安委答申(H22.6.17) →ADI=10	10%値超 0 / 47 1%値超 0 / 47	10%値超 1 / 191 1%値超 2 / 191				
対	50	ジチオカルバメート系農薬	-	-	-	0.005	H26.4.1より 新規設定			H26.1.14			二硫化炭素として	10%値超 0 / 45 1%値超 0 / 45	10%値超 0 / 150 1%値超 0 / 150				
対	51	ジチオピル	除草剤	-	-	0.009	H22.4.1より 0.008→ 0.009	3.6		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申(H20.1.10) →ADI=3.6 (0.009mg/L)	10%値超 0 / 592 1%値超 0 / 592	10%値超 0 / 532 1%値超 0 / 532	・厚生科学審議会生活環境水道部 会(平成20年12月16日)で審議。基 準値は0.009mg/Lとなる方向			
対	52	シハロホップブチル	除草剤	-	-	0.006	H15年答申	2.4						10%値超 0 / 127 1%値超 0 / 127	10%値超 0 / 378 1%値超 0 / 378				
対	53	シマジン(CAT)	除草剤	-	-	0.003		1.3	0.002				・食安委検計中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 647 1%値超 3 / 647	10%値超 0 / 660 1%値超 0 / 660				
対	54	ジメタメリン	除草剤	-	-	0.02	H15年からの 変更なし	9.4		H24.3.5	H23.12.22 答申済み		・食安委答申(H23.12.22) →ADI=9.4	10%値超 0 / 615 1%値超 0 / 615	10%値超 0 / 586 1%値超 0 / 586				
対	55	ジメトエート	殺虫剤	-	-	0.05		20	0.006				・食安委検計中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 612 1%値超 0 / 612	10%値超 0 / 594 1%値超 0 / 594				
対	56	シメリン	除草剤	-	-	0.03		11					・食安委検計中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 639 1%値超 0 / 639	10%値超 0 / 634 1%値超 0 / 634				
対	57	ジメピペレート	除草剤	2004.6失効	-	0.003		1		H18.8.4			・H18.8.4厚科審で項目削除は見送り(浄水、 原水からの検出が確認されたため) ・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準における削除に関する意	10%値超 0 / 559 1%値超 0 / 559	10%値超 0 / 519 1%値超 0 / 519				
対	58	ダイアジノン	殺虫剤	-	-	0.003	H28.4.1より 0.005→ 0.003	2		H27.2.5	H26.8.19 答申済み		・食安委答申(H26.8.19) →ADI=1 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	10%値超 0 / 751 1%値超 1 / 751	10%値超 0 / 731 1%値超 1 / 731				
対	59	ダイムロン	除草剤	-	-	0.8	H15年からの 変更なし	300		H20.12.16	H19.11.8 答申済み		・食安委答申(H19.11.8) →ADI=300 (0.8mg/L)	10%値超 0 / 615 1%値超 0 / 615	10%値超 0 / 544 1%値超 0 / 544				

※ ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 3-18 最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（5/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ [※] (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H25水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (H26水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	60	ダゾメット	殺菌剤	-	-	0.006	H29.4.1より新規設定	2.5		H28.2.17	27.3.24答申済み		・食安委答申(H27.3.24) → ADI = 4	10%値超 0 / 54 1%値超 0 / 54	10%値超 1 / 153 1%値超 3 / 153				
対	61	チアジニル	殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤	-	-	0.1	H26.4.1より新規設定	40		H26.1.14	H19.10.25答申済み		・食安委答申(H19.10.25) → ADI = 40	10%値超 0 / 110 1%値超 0 / 110	10%値超 0 / 379 1%値超 0 / 379				
対	62	チウラム	殺菌剤	-	-	0.02		8.4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 610 1%値超 2 / 610	10%値超 0 / 651 1%値超 0 / 651				
対	63	チオジカルブ	殺虫剤	-	-	0.08		30					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 566 1%値超 0 / 566	10%値超 0 / 520 1%値超 0 / 520				
対	64	チオファネートメチル	殺菌剤	-	-	0.3		120					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 593 1%値超 0 / 593	10%値超 0 / 567 1%値超 0 / 567				
対	65	チオベンカルブ	除草剤	-	-	0.02	H15年からの変更なし	9		H24.3.5	H22.8.5答申済み		・食安委答申(H22.8.5) → ADI=9(0.02 mg/L)	10%値超 0 / 626 1%値超 0 / 626	10%値超 0 / 629 1%値超 0 / 629				
対	66	テルブカルブ(MBPMC)	除草剤	1998.7失効	-	0.02		6.4		H18.8.4			・H18.8.4の厚科審で項目削除は見送り(浄水、原水からの検出が確認されたため)	10%値超 0 / 567 1%値超 7 / 567	10%値超 0 / 515 1%値超 2 / 515				
対	67	トリクロピル	除草剤	-	-	0.006		2.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 607 1%値超 2 / 607	10%値超 0 / 584 1%値超 0 / 584		トリクロピルトキシエチルを厚労科研H15検出		
対	68	トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	-	-	0.005	H26.4.1より0.03→0.005	10	不要	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 1 / 632 1%値超 11 / 632	10%値超 0 / 566 1%値超 2 / 566				
対	69	トリシクラゾール	殺菌剤	-	-	0.1	H28.4.1より0.08→0.1	30		H27.2.5	H26.1.20答申済み		・食安委答申(H26.1.20) →ADI=50	10%値超 0 / 600 1%値超 0 / 600	10%値超 0 / 544 1%値超 0 / 544				
対	70	トリフルラリン	除草剤	-	-	0.06		24	0.02		H24.1.26答申済み		・食安委答申(H24.1.26) →ADI=24	10%値超 0 / 615 1%値超 0 / 615	10%値超 0 / 632 1%値超 0 / 632				
対	71	ナプロバミド	除草剤	-	-	0.03		12.5						10%値超 0 / 589 1%値超 0 / 589	10%値超 0 / 530 1%値超 0 / 530				
対	72	パラコート	除草剤	-	-	0.005	H15年答申	2						10%値超 0 / 58 1%値超 0 / 58	10%値超 1 / 209 1%値超 3 / 209				
対	73	ピペロホス	除草剤	-	-	0.0009		0.36					・食安委(H24.3.1)食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	10%値超 0 / 547 1%値超 7 / 547	10%値超 0 / 507 1%値超 8 / 507	・定量下限 $\leq 0.0001\text{mg}/\text{L}$			
対	74	ピラクロニル	除草剤	-	-	0.01	H26.4.1より新規設定	4.4		H26.1.14	H23.6.2答申済み		・食安委答申(H23.6.2) → ADI = 4.4	10%値超 0 / 61 1%値超 0 / 61	10%値超 0 / 149 1%値超 0 / 149				

※ ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいと設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 3-18 最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（6/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ [※] (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H25水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (H26水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	75	ピラゾキシフェン	除草剤	-	-	0.004	H15年答申	1.5			H20.4.24 答申済み		・食安委答申(H20.4.24) → ADI = 26 (0.07 mg/L)	10%値超 0 / 114 1%値超 0 / 114	10%値超 0 / 344 1%値超 0 / 344				
対	76	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	-	-	0.02	H15年答申	6						10%値超 0 / 113 1%値超 0 / 113	10%値超 0 / 383 1%値超 0 / 383				
対	77	ピリダフェンチオン	殺虫剤	2007.2失効	-	0.002		0.85			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申(H25.3.18) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	10%値超 0 / 574 1%値超 6 / 574	10%値超 0 / 553 1%値超 1 / 553				
対	78	ピリブチカルブ	除草剤	-	-	0.02	H15年からの 変更なし	7.5		H22.2.2	H20.9.11 答申済み		・食安委答申(H20.9.11) → ADI = 8.8 (0.02 mg/L)	10%値超 0 / 626 1%値超 3 / 626	10%値超 0 / 601 1%値超 0 / 601				
対	79	ピロキロン	殺菌剤	-	-	0.05	H29.4.1より 0.04→0.05	15		H28.2.17	H27.6.9 答申済み		・食安委答申(H27.6.9) → ADI = 19	10%値超 0 / 626 1%値超 0 / 626	10%値超 0 / 589 1%値超 1 / 589				
対	80	フィプロニル	殺虫剤	-	-	0.0005	変更なし	0.2		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) → ADI=0.19 ・評価書(案)を一部修正の上、委員会に報告することとなった。(最近の議事:28.1.14幹事会)	10%値超 2 / 632 1%値超 2 / 632	10%値超 0 / 610 1%値超 0 / 610	・左記は管理目標調査に基づくもの。 ・【H17】原水の検出レベルは90~100%。			
対	81	フェントロチオン(MEP)	殺虫剤	-	-	0.01	H28.4.1より 0.003→ 0.01	5		H27.2.5	H26.6.3 答申済み		・食安委答申(H26.6.3) → ADI=4.9 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	10%値超 0 / 762 1%値超 3 / 762	10%値超 0 / 718 1%値超 1 / 718	・【H17】浄水からの検出レベルは最高20%(表流水)、原水で100%超が1例存在(表流水) ・【H18】浄水・原水ともに最高濃度			
対	82	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤	-	-	0.03	H15年からの 変更なし	13		H26.1.14	H25.9.9 答申済み		・食安委答申(H25.9.9) → ADI = 13	10%値超 0 / 693 1%値超 0 / 693	10%値超 0 / 665 1%値超 0 / 665				
対	83	フェリムゾン	殺菌剤	-	-	0.05	0.02→0.06	19		H22.2.2	H24.2.23 答申済み		・食安委答申(H24.2.23) → ADI = 19	10%値超 0 / 56 1%値超 0 / 56	10%値超 0 / 204 1%値超 0 / 204				
対	84	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	-	-	0.006	H25.4.1より 0.001→ 0.006	2.3		H24.3.5	H25.9.30 答申済み		・食安委答申(H25.9.30) → ADI=2.3	10%値超 0 / 661 1%値超 0 / 661	10%値超 1 / 612 1%値超 1 / 612				
対	85	フェントエート(PAP)	殺虫剤	-	-	0.007	H25.4.1より 0.004→ 0.007	2.9		H24.3.5	H25.1.21 答申済み		・食安委答申(H25.1.21) → ADI=2.9	10%値超 0 / 652 1%値超 1 / 652	10%値超 0 / 605 1%値超 0 / 605		フェントエートと あったが間違い		
対	86	フェントラザミド	除草剤	-	-	0.01	H26.4.1より 新規設定	5.2		H26.1.14	H20.12.4 答申済み		・食安委答申(H20.12.4) → ADI = 5.2	10%値超 0 / 111 1%値超 0 / 111	10%値超 0 / 378 1%値超 0 / 378				
対	87	フサライド	殺菌剤	-	-	0.1		40						10%値超 0 / 643 1%値超 0 / 643	10%値超 0 / 637 1%値超 0 / 637				
対	88	ブタクロール	除草剤	-	-	0.03	H15年からの 変更なし	10		H24.3.5	23.8.25答申済み		・食安委答申(H23.8.25) → ADI=10	10%値超 0 / 117 1%値超 0 / 117	10%値超 0 / 360 1%値超 0 / 360				
対	89	ブタミホス	除草剤	-	-	0.02	H23.4.1より 0.01→0.02	8		H22.2.2	H21.2.12 答申済み		・食安委答申(H21.2.12) → ADI = 8 (0.02 mg/L)	10%値超 0 / 619 1%値超 0 / 619	10%値超 0 / 598 1%値超 0 / 598				

※ ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 3-18 最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（7/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ [※] (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H25水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (H26水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	90	プロフェジン	殺虫剤	-	-	0.02	H15年からの変更なし	9		H20.12.16	H24.12.10 答申済み		・食安委答申(H24.12.10) → ADI=9 (0.02 mg/L)	10%値超 0 / 606 1%値超 0 / 606	10%値超 0 / 610 1%値超 0 / 610				
対	91	フルアジナム	殺菌剤	-	-	0.03	0.01→0.03	10		H26.1.14	H25.11.11答申済		・食安委答申(H25.11.11) →ADI=10	10%値超 0 / 104 1%値超 0 / 104	10%値超 0 / 390 1%値超 0 / 390				
対	92	プレチラクロール	除草剤	-	-	0.05	H23.4.1より 0.04→0.05	18		H22.2.2	H20.10.9 答申済み		・食安委答申(H20.10.9) → ADI=18(0.05 mg/L)	10%値超 0 / 669 1%値超 0 / 669	10%値超 0 / 655 1%値超 2 / 655				
対	93	プロシモドン	殺菌剤	-	-	0.09	変更なし	35		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) → ADI=35	10%値超 0 / 585 1%値超 0 / 585	10%値超 0 / 548 1%値超 0 / 548				
対	94	プロチオホス	殺虫剤	-	-	0.004	H15年答申	1.5						10%値超 0 / 49 1%値超 0 / 49	10%値超 0 / 153 1%値超 0 / 153				
対	95	プロピコナゾール	殺菌剤	-	-	0.05	変更なし	18		H27.2.5	H26.4.8 答申済み		・食安委答申(H26.4.8) →ADI=19 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	10%値超 0 / 574 1%値超 0 / 574	10%値超 0 / 555 1%値超 0 / 555				
対	96	プロピザミド	除草剤	-	-	0.05	変更なし	19		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) → ADI=19	10%値超 0 / 596 1%値超 0 / 596	10%値超 0 / 631 1%値超 0 / 631				
対	97	プロベナゾール	殺菌剤	-	-	0.05		20			H23.9.28 審議中		評価第三部会にて審議中(最近の議事: H23.9.28評価第三部会)	10%値超 0 / 600 1%値超 2 / 600	10%値超 0 / 574 1%値超 0 / 574				
対	98	プロモブチド	除草剤	-	-	0.1	H22.4.1より 0.04→0.1	40		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申(H20.1.10) → ADI=40 (0.1 mg/L)	10%値超 0 / 656 1%値超 3 / 656	10%値超 0 / 605 1%値超 3 / 605		・厚生科学審議会生活環境水道部 会(平成20年12月16日)で審議。基 準値は0.1 mg/L となる方向		
対	99	ベノミル	殺菌剤	-	-	0.02		9					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 631 1%値超 0 / 631	10%値超 0 / 560 1%値超 0 / 560				
対	100	ベンシクロン	殺菌剤	-	-	0.1	H23.4.1より 0.04→0.1	53		H22.2.2	H20.10.16 答申済み		・食安委答申(H20.10.16) → ADI=53(0.1 mg/L)	10%値超 0 / 635 1%値超 0 / 635	10%値超 0 / 595 1%値超 0 / 595				
対	101	ベンゾビスクロン	除草剤	-	-	0.09	H26.4.1より 新規設定	34		H26.1.14	H20.3.13 答申済み		・食安委答申(H20.3.13) → ADI=34	10%値超 0 / 113 1%値超 2 / 113	10%値超 0 / 384 1%値超 1 / 384				
対	102	ベンゾフェナップ	除草剤	-	-	0.005	H29.4.1より 0.004→ 0.005	1.5		H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申(H27.8.18) → ADI=2	10%値超 0 / 107 1%値超 2 / 107	10%値超 0 / 383 1%値超 0 / 383				

※ ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 3-18 最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(8/8)

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ* (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H25水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (H26水道統計)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超		
対	103	ベントゾン	除草剤	-	-	0.2		90					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 601 1%値超 0 / 601	10%値超 0 / 607 1%値超 0 / 607				
対	104	ベンディメタリン	除草剤	-	-	0.3	H25.4.1より 0.1→0.3	120	0.02	H24.3.5	H24.8.6 答申済み		・食安委答申(H24.8.6) → ADI=120	10%値超 0 / 660 1%値超 0 / 660	10%値超 0 / 662 1%値超 0 / 662				
対	105	ベンフラカルブ	殺虫剤	-	-	0.04		15						10%値超 0 / 552 1%値超 0 / 552	10%値超 0 / 512 1%値超 0 / 512				
対	106	ベンフルラリン(ベスロジン)	除草剤	-	-	0.01	H25.4.1より 0.08→0.01	5		H24.3.5	H22.10.14 答申済み		・食安委答申(H22.10.14) → ADI=5	10%値超 0 / 597 1%値超 4 / 597	10%値超 0 / 558 1%値超 0 / 558				
対	107	ベンフレゼート	除草剤	-	-	0.07	H15から変更なし	26		H20.12.16	H21.10.22 答申済み		・食安委答申(H21.10.22) → ADI = 23	10%値超 0 / 113 1%値超 0 / 113	10%値超 0 / 354 1%値超 0 / 354				
対	108	ホスチアゼート	殺虫剤	-	-	0.003	H15年答申	1			H24.9.12 幹事会報告		評価書(案)を一部修正の上、農業専門調査会幹事会に報告することとなった。ただし、確認事項に対する回答について評価部会で確認することとなった。(最近の議事:H24.9.12評	10%値超 0 / 118 1%値超 0 / 118	10%値超 0 / 369 1%値超 0 / 369				
対	109	マラソン(マラチオン)	殺虫剤	-	-	0.7	H28.4.1より 0.05→0.7	20		H27.2.5	H26.5.13 答申済み		・食安委答申(H26.5.13) →ADI=290 μg/kg/日	10%値超 0 / 647 1%値超 0 / 647	10%値超 0 / 627 1%値超 0 / 627				
対	110	メコプロップ(MCPP)	除草剤	-	-	0.05	H26.4.1より 0.005→ 0.05	2	0.01	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 652 1%値超 0 / 652	10%値超 0 / 600 1%値超 0 / 600				
対	111	メソミル	殺虫剤	-	-	0.03		12.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 598 1%値超 0 / 598	10%値超 0 / 586 1%値超 0 / 586				
対	112	メタム(カーバム)	-	-	-	0.01	H29.4.1より 新規設定	7.5		H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申(H27.3.24) → ADI = 7.5	10%値超 0 / 47 1%値超 0 / 47	10%値超 2 / 133 1%値超 3 / 133				
対	113	メタラキシル	殺菌剤	-	-	0.06	H23.4.1より 0.05→0.06	22		H22.2.2	H23.7.7 答申済み		・食安委答申(H23.7.7) →ADI=22(0.06 mg/L) (メタラキシル及びメフェノキサムとして)	10%値超 0 / 666 1%値超 0 / 666	10%値超 0 / 614 1%値超 0 / 614				
対	114	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	-	-	0.004		1.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 688 1%値超 0 / 688	10%値超 0 / 640 1%値超 0 / 640				
対	115	メチルダイムロン	除草剤	2005.7失効	-	0.03		12		H18.8.4			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請(H21.12.14) ・H18.8.4厚科審で取扱について検討	10%値超 0 / 573 1%値超 0 / 573	10%値超 0 / 523 1%値超 0 / 523				
対	116	メトミノストロピン	殺菌剤	-	-	0.04	H15年答申	16			H22.3.4 答申済み		・食安委答申(H22.3.4) → ADI=16	10%値超 0 / 118 1%値超 0 / 118	10%値超 0 / 411 1%値超 0 / 411				
対	117	メトリブジン	除草剤	-	-	0.03	H15年答申	12.5						10%値超 0 / 111 1%値超 2 / 111	10%値超 0 / 400 1%値超 0 / 400				
対	118	メフェナセット	除草剤	-	-	0.02	H22.4.1より 0.009→ 0.02	7		H20.12.16	H20.3.13 答申済み		・食安委答申(H20.3.13) → ADI = 7 (0.02mg/L)	10%値超 0 / 698 1%値超 6 / 698	10%値超 0 / 646 1%値超 0 / 646			・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.02mg/Lとなる方向	
対	119	メプロニル	殺菌剤	-	-	0.1	H15から変更なし	50		H22.12.21	H21.12.17 答申済み		・食安委答申(H21.12.17) → ADI = 0.05	10%値超 0 / 617 1%値超 0 / 617	10%値超 0 / 615 1%値超 0 / 615				
対	120	モリネート	除草剤	-	-	0.005		2.1	0.006	H26.1.14	H25.3.4 答申済み		・食安委答申(H25.3.4) → ADI = 2.1	10%値超 0 / 657 1%値超 0 / 657	10%値超 0 / 642 1%値超 0 / 642			・定量下限≤0.001mg/L	

※ ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 3-19 最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）（1/7）

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWG ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	検出状況 ^{※2} (H26年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (H27年水質測定結果)		課題、留意事項
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水	
要	1	アセタミプリド	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.2	H24年度末部会	71		H25.3.19 評価値を0.2に設定	H.20.8.29 H.23.6.9 答申済み		・食安委答申(H.20.8.29) ・食安委答申(H.23.6.9) → ADI=71	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 29	1%値超 0 /	1%値超 0 / 53	
要	2	イミダクロプリド	殺虫剤	-	-	0.1	H20.12.16 変更0.1← 0.2	57		H20.12.16 評価値変更 0.1←0.2 H24.3.5 H20からの変更 なし	H19.6.14 H22.9.9 答申済み		・食安委答申(H19.6.14) ・食安委答申(H22.9.9) → ADI=57 (0.1 mg/L)	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 55	1%値超 0 / 57	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.1 mg/Lとなる方向
要	3	エチプロール	-	-	-	0.01				H25.3.19 評価値を0.01に 設定			・内閣府食品安全委員会(H 22.7.22) → ADI=5	1%値超 0 / 6	1%値超 0 / 5	1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 7	
要	4	クロロピクリン	-	-	-	-	未設定							1%値超 0 / 12	1%値超 0 / 9	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 9	
要	5	テブコナゾール	殺菌剤	-	-	0.07	H24年度末部会	29		H25.3.19 評価値を0.07に 設定	H.19.7.5 H.23.9.8 H24.5.21 答申済み		・食安委答申(H.19.7.5) ・食安委答申(H.23.9.8) ・食安委答申(H.24.10.29) → ADI=29	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 41	1%値超 0 / 47	1%値超 0 / 53	
要	6	テフリルトリオン	-	-	-	0.002				H25.3.19 評価値を0.002に 設定			・内閣府食品安全委員会(H 2102.19) → ADI=0.8	1%値超 0 / 21	1%値超 15 / 19	1%値超 0 / 24	1%値超 17 / 44	
要	7	パラチオンメチル	殺虫剤	1971失効	#N/A	0.04	H15年答申	15					・食安委検討中 ・評価要請(H21.3.24)	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	・販売・使用禁止農薬(使用事故多発)
要	8	ヒメキサゾール(ヒドロキシイソキサゾール)	殺菌剤	-	-	0.1	H15年答申	50						1%値超 - / -	1%値超 0 / 1	1%値超 - / -	1%値超 0 / 1	
要	9	ピラクロホス	-	-	-	-	-	-						1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 37	1%値超 0 / 42	
要	10	フルスルファミド	殺菌剤	-	-	-	-	-						1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 36	1%値超 0 / 41	
要	11	プロマシル	除草剤	-	-	-	-	-						1%値超 0 / 21	1%値超 6 / 26	1%値超 0 / 46	1%値超 7 / 58	
要	12	ペントキサゾン	除草剤	-	-	0.6	H22.2.2 変更0.6← 0.2	230		H22.12.21 評価値を0.6に 緩和	H21.10.22 答申済み		・食安委答申(H21.10.22) → ADI=23	1%値超 0 / 10	1%値超 0 / 10	1%値超 0 / 18	1%値超 0 / 23	
要	13	ホサロン	殺虫剤	-	-	-	-	-						1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 37	1%値超 0 / 42	
要	14	メタアルデヒド	-	-	-	0.06				H25.3.19 評価値を0.06 に設定			・内閣府食品安全委員会 → ADI=22	1%値超 0 / 1	1%値超 1 / 6	1%値超 - / -	1%値超 0 / 6	

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 3-20 最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(2/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWG ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	検出状況 ^{※2} (H26年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (H27年水質測定結果)		課題、留意事項
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水	
要	15	メチルイソチオシアネート	殺虫剤	-	-	-	-	-						1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 4	
要	16	メトラクロール	除草剤	-	-	0.2	H15年答申	97	0.01	H22.12.21 H15からの 変更なし	H21.7.30 答申済み		*食安委答申(H21.7.30) → ADI = 97	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 38	1%値超 0 / 41	1%値超 0 / 46	
他	1	2-クロロプロピオン酸メチル(MCPM)	除草剤	-	-	-	-	-						1%値超 0 / 1	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	
他	2	2,4-DB	除草剤	未登録	-	-	-	-	0.09					1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 2 / 4	1%値超 - / -	
他	3	DBEDC	殺菌剤	-	-	-	-	-						1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	
他	4	MCPB	除草剤	-	-	0.08	H15年答申	33						1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 5	
他	5	アシベンゾラルSメチル	殺菌剤	2006.12失効	-	0.1	H15年答申	50						1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 19	1%値超 0 / 24	
他	6	アジムスルフロン	除草剤	-	-	0.2	H15年答申	95		H22.12.21 H15からの 変更なし	H21.4.9 答申済み		*食安委答申(H21.4.9) → ADI = 95	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	
他	7	アミトロール	除草剤、分散染料、樹脂硬化剤	-	-	0.003	H24.3.5 変更0.003← 0.06	12		H24.3.5 評価値強化 0.003←0.06	H22.10.7 答申済み		*食安委答申(H22.10.7) → ADI=1.2	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	
他	8	アメリソン	除草剤	-	-	0.2	H20.12.16 変更0.2← 0.003	72		H20.12.16 評価値変更 0.2←0.003	H19.9.13 答申済み		*食安委答申(H19.9.13) → ADI = 72 (0.2 mg/L)	1%値超 0 / 14	1%値超 0 / 19	1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 32	*厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.2 mg/L となる方向
他	9	イナベンフィド	植物成長調整剤	2007.1失効	-	0.3	H15年答申	130						1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 19	1%値超 0 / 24	
他	10	イマズスルフロン	除草剤	-	-	0.2	H15年答申	89						1%値超 0 / 21	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 26	
他	11	ウニコナゾールP	植物成長調整剤	-	-	0.04	H15年答申	16		H20.12.16 H15からの 変更なし	H19.5.31 答申済み		*食安委答申(H19.5.31) → ADI = 16 (0.04 mg/L)	1%値超 0 / 22	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 36	
他	12	エトキシスルフロン	除草剤	-	-	0.1	H15年答申	1410		H25.3.19 評価値を0.11に強化 H26.1.14 変更なし	H25.10.21 答申済み		*残留農薬安全性評価委員会(ADI=38)	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 9	1%値超 0 / 21	1%値超 0 / 28	

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいと設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 3-21 最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）（3/7）

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	検出状況 ^{※2} (H26年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (H27年水質測定結果)		課題、留意事項
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水	
他	13	エトベンザニド	除草剤	-	-	0.1	H15年答申	44				・食安委検討中(H19.9.5部会) ・評価要請(H19.8.6)	1%値超 0 / 14	1%値超 0 / 19	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 35		
他	14	エンドタール	除草剤	-	-	-	-	-					1%値超 0 / 1	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -		
他	15	オキサジアルギル	除草剤	-	-	0.02	H24年度末部会	8		H25.3.19 評価値を0.02に設定	H.19.10.11 答申済み	・食安委答申(H.19.10.11) → ADI=8	1%値超 0 / 9	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 18	1%値超 0 / 24		
他	16	オキサミル	殺虫剤	-	-	0.05	H15年答申	20					1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 19	1%値超 0 / 24		
他	17	オキシリニック酸	殺菌剤	-	-	0.05	H15年答申	23		H25.3.19 評価値を0.05に強化 H26.1.14 変更なし	H25.11.11 答申済み	・内閣府食品安全委員会(H.23.6.30) ADI=21	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -		
他	18	キザロホップエチル	除草剤	-	-	0.02	H15年答申	9		H22.12.21 H15からの変更なし	H21.10.22 答申済み	・食安委答申(H21.10.22) → ADI=9	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 19	1%値超 0 / 24		
他	19	クロチアニジン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.2	H24年度末部会	97		H25.3.19 評価値を0.2に設定	H.17.1.27 H.18.12.7 H.20.2.28 H.24.3.1 答申済み	・食安委答申(H.17.1.27) ・食安委答申(H.18.12.7) ・食安委答申(H.20.2.28) ・食安委答申(H.24.3.1) → ADI=97	1%値超 0 / 14	1%値超 0 / 22	1%値超 0 / 34	1%値超 0 / 49		
他	20	クロマフェノジド	殺虫剤	-	-	0.7	H15年答申	270		H20.12.16 H15からの変更なし H25.3.19 現行評価値を維持	H24.5.24 答申済み	・食安委答申(H19.10.18) ・食安委答申(H24.5.24) → ADI=270	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 19	1%値超 0 / 24		
他	21	クロルタールジメチル(TC TP)	除草剤	2005.9失効	-	-	-	-					1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 33	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 36		
他	22	クロルピリホスメチル	殺虫剤	-	-	0.0008	H15年答申	10					1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 33	1%値超 0 / 33	1%値超 0 / 39		
他	23	シクロスルフアムロン	除草剤	-	-	0.08	H15年答申	30					1%値超 - / -	1%値超 0 / 1	1%値超 - / -	1%値超 0 / 1		
他	24	ジクロフェンチオン(ECP)	殺虫剤	-	-	0.006	H15年答申	2.5					1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 33	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 36		
他	25	シクロプロトリン	殺虫剤	-	-	0.008	H15年答申	3.3				・食安委検討中 ・評価要請(H22.1.25)	1%値超 0 / 1	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -		
他	26	ジクロメジン	殺菌剤	-	-	0.05	H15年答申	20				・食安委検討中(H19.10.12部会) ・評価要請(H19.10.2)	1%値超 0 / 9	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 19	1%値超 0 / 24		

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいと設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 3-22 最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）（4/7）

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	検出状況 ^{※2} (H26年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (H27年水質測定結果)		課題、留意事項
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水	
他	27	ジクロロプロップ	植物成長調整剤	-	-	0.06	H15年答申	22	0.1					1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 19	1%値超 0 / 24	
他	28	ジコホル(ケルセン)	殺虫剤	-	#N/A	0.06	H15年答申	25	0.006 (2007)					1%値超 0 / 1	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	
他	29	シノスルフロン	除草剤	2006.11失効	-	0.2	H15年答申	77						1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 19	1%値超 0 / 24	
他	30	ジノテフラン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.6	H24年度末部会	220		H25.3.19 評価値を0.6に設定	H.17.6.16 H.19.7.26 H.22.9.9 H24.5.21 答申済み			1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 41	1%値超 0 / 50	
他	31	ジフェノコナゾール	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.02	-	-		H25.3.19 評価値を0.02に設定	H.24.10.15 答申済み			1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 34	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 35	
他	32	シフルトリン	殺虫剤	-	-	0.05	H15年答申	20						1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	
他	33	ジフルベンズロン	殺虫剤	-	-	0.03	H15年答申	12	0.12 (2006)					1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 19	1%値超 0 / 24	
他	34	シプロコナゾール	殺菌剤	-	-	0.02	H15年答申	9.9						1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 34	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 35	
他	35	シプロジニル	殺菌剤	-	-	0.07	-	-		H25.3.19 評価値を0.07に設定	H.24.9.24 答申済み			1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 37	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 36	
他	36	シベルメトリン	殺虫剤	-	-	0.1	H15年答申	50						1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	
他	37	シメコナゾール	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.02	H24年度末部会	8.5		H25.3.19 評価値を0.02に設定	H.19.8.23 H.21.3.12 H.24.2.9 H.24.7.18 答申済み			1%値超 0 / 20	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 35	
他	38	ジメチルピホス	殺虫剤	2006.11失効	-	0.01	H15年答申	4						1%値超 0 / 21	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 32	
他	39	シラフルオフェン	殺虫剤	-	-	0.3	H15年答申	110		H20.12.16 H15からの 変更なし H24.3.5 H15からの 変更なし H25.3.19 現行評価値を 維持	H20.1.17 答申済み H24.2.9 審議終了、答 申予定			1%値超 0 / 13	1%値超 0 / 15	1%値超 0 / 22	1%値超 0 / 35	
他	40	シンメチリン	除草剤	2006.6失効	-	0.1	H15年答申	42						1%値超 0 / 20	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 32	

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 3-23 最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(5/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWG ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	検出状況 ^{※2} (H26年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (H27年水質測定結果)		課題、留意事項
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水	
他	41	スピノサド	殺虫剤	-	-	0.06	H15年答申	24		H25.3.19 現行評価値を維持	H22.4.8 答申済み		・食安委答申(H22.4.8) → ADI=24	1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 7	
他	42	セトキシジム	除草剤	-	-	0.4	H15年答申	140						1%値超 0 / 1	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	
他	43	チアクロプリド	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	-	-	-						1%値超 0 / 16	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 37	1%値超 0 / 43	
他	44	チアメトキサム	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.05	H24年度末部会	18		H25.3.19 評価値を0.05に設定	H.20.4.3 H.24.3.1 答申済み		・食安委答申(H.20.4.3) ・食安委答申(H.24.3.1) → ADI = 18	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 38	1%値超 0 / 39	1%値超 0 / 46	
他	45	チオシクラム	殺虫剤	-	-	0.03	H15年答申	12						1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	
他	46	チフルザミド	殺菌剤	-	-	0.04	H15年答申	20		H25.3.19 評価値を0.04に強化	H.22.8.12 答申済み		・食安委答申 H.24.10.1) → ADI = 14	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 37	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 42	
他	47	テクロフタラム	殺菌剤	-	-	0.1	H15年答申	58						1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	
他	48	テトラクロルピホス(CVMP)	殺虫剤	-	-	0.01	H15年答申	4						1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 32	
他	49	テトラコナゾール	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	-	-	-						1%値超 0 / 14	1%値超 0 / 19	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 35	
他	50	テブフェノジド	殺虫剤	-	-	0.04	H20.12.16 変更0.04 ←0.02	16		H20.12.16 評価値変更 0.04←0.02	H19.11.8 答申済み		・食安委答申(H19.11.8) → ADI = 16 (0.04mg/L)	1%値超 0 / 13	1%値超 0 / 13	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 36	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.04 mg/Lとなる方向
他	51	トリネキサパックエチル	植物成長調整剤	-	-	0.01	H15年答申	5.9		H19.10.26 H22.12.21 H15から変更なし	H21.10.22 答申済み		・食安委答申(H15.9.18) ・食安委答申(H21.10.22) → ADI = 5.9 (0.01mg/L)	1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 5	1%値超 0 / 17	1%値超 0 / 23	
他	52	トリフルミゾール	殺菌剤	-	-	-	-	-		H26.1.14 新規設定	H25.11.11 答申済み			1%値超 0 / 19	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 35	
他	53	トルフェンピラド	殺虫剤	-	-	0.01	H24年度末部会	5.6		H25.3.19 評価値を0.01に設定	H.16.10.7 H.19.5.31 H.23.2.10 答申済み		・食安委答申(H.17.6.30) ・食安委答申(H.19.5.31) ・食安委答申(H.23.2.10) → ADI = 5.6	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	
他	54	ナプロアニリド	除草剤	2003.11失効	-	0.02	H15年答申	7					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 19	1%値超 0 / 24	

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 3-24 最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(6/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	検出状況 ^{※2} (H26年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (H27年水質測定結果)		課題、留意事項
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水	
他	55	ニテンピラム	殺虫剤	-	-	1.3	H15年答申	530						1%値超 0 / 20	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 34	
他	56	バクロブトラゾール	植物成長調整剤	-	-	0.05	H22.12.21 変更0.06 ←0.1	20		H22.12.21 評価値強化 0.05←0.1	H21.4.2 答申済み		*食安委答申(H21.4.2) → ADI=20	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 33	1%値超 0 / 33	1%値超 0 / 38	
他	57	バリダマイシン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	-	-	-						1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	
他	58	ビスピリバック	除草剤	-	-	0.03	H15年答申	11						1%値超 - / -	1%値超 0 / 1	1%値超 - / -	1%値超 - / -	
他	59	ピメロジン	殺虫剤	-	-	0.03	H15年答申	13		H24.3.5 H15からの変更なし	H22.9.9 答申済み		*食安委答申(H22.9.9) → ADI=13	1%値超 0 / 13	1%値超 0 / 13	1%値超 0 / 22	1%値超 1 / 35	
他	60	ピラズスルフロエチル	除草剤	-	-	0.1	H15年答申	42						1%値超 0 / 18	1%値超 0 / 16	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 36	
他	61	ピリミノバックメチル	除草剤	-	-	0.05	H24年度末部会	20		H25.3.19 評価値を0.05に緩和	H22.4.1 答申済み		*食安委答申(H22.4.1) → ADI=20	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 39	1%値超 0 / 45	
他	62	ピリモホスメチル	殺虫剤	-	-	0.06	H15年答申	25	設定不相当 ADI0.03 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$			WHO/GDWQ 第3版第2次 追補版追加		1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 34	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 35	
他	63	ピレトリン	殺虫剤	-	-	0.1	H15年答申	40						1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	
他	64	フェノキサニル	-	-	-	0.02				H25.3.19 評価値を0.02に設定			*内閣府食品安全委員会(H20.11.27) → ADI=7	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	
他	65	フェンバレレート	殺虫剤	-	-	0.05	H15年答申	20		H26.1.14 強化	H25.11.11 答申済み			1%値超 0 / 5	1%値超 - / -	1%値超 0 / 5	1%値超 - / -	
他	66	フラチオカルブ	殺虫剤	2006.1失効	-	0.008	H15年答申	3						1%値超 0 / 1	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	
他	67	フラメピル	殺菌剤	-	-	0.02	H15年答申	7		H24.3.5 H15からの変更なし	H23.11.17 答申済み		*食安委答申(H23.11.17) → ADI=7	1%値超 0 / 21	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 35	1%値超 0 / 47	
他	68	フルアジホップ	除草剤	-	-	0.03	H15年答申	10						1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 21	1%値超 0 / 27	
他	69	プロパニル(DCPA)	除草剤	-	-	0.04	H15年答申	17						1%値超 0 / 12	1%値超 0 / 17	1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 32	

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 3-25 最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(7/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	検出状況 ^{※2} (H26年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (H27年水質測定結果)		課題、留意事項
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水	
他	70	プロパホス	殺虫剤	2007.2失効	-	0.001	H15年答申	0.4					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 33	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 36	
他	71	プロパルギット(BPPS)	殺虫剤	-	-	0.02	H15年答申	8.3		H25.3.19 現行評価値を維持	H24.10.29 答申済み		・食安委答申(H24.10.29) →ADI=9.8	1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 15	1%値超 0 / 15	
他	72	プロヘキサジオン	植物成長調整剤	-	-	0.5	H15年答申	180						1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	
他	73	プロボキスル(PHC)	殺虫剤	2006.4失効	-	0.2	H15年答申	63						1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 33	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 36	
他	74	プロメリン	除草剤	-	-	0.06	H15年答申	22						1%値超 0 / 17	1%値超 0 / 21	1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 32	
他	75	ペルメリン	殺虫剤	-	-	0.1	H15年答申	48	0.3 (2008)			WHO/GDWQ 第3版第2次 追補版追加		1%値超 - / -	1%値超 1 / 1	1%値超 - / -	1%値超 - / -	
他	76	ベンスルタップ	殺虫剤	-	-	0.09	H15年答申	34						1%値超 - / -	1%値超 0 / 2	1%値超 - / -	1%値超 - / -	
他	77	ベンダイオカルブ	殺虫剤	-	-	0.009	H15年答申	4		H22.12.21 H15からの変更なし H25.3.19 評価値を強化	H21.8.27 答申済み		・食安委答申(H21.8.27) →ADI=3.5	1%値超 0 / 9	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 19	1%値超 0 / 24	
他	78	ホキシム	防蟻剤	-	-	0.003	H15年答申	1.2					・食安委検討中 ・評価要請(H21.2.3)	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 19	1%値超 0 / 24	
他	79	ボスカリド	殺菌剤	-	-	0.1	H24年度 末部会	44		H253.19 評価値を01に 設定	H.16.5.20 H.18.10.26 H.21.3.19 H.24.8.6 答申済み		・食安委答申(H.16.5.20) ・食安委答申(H.18.10.26) ・食安委答申(H.21.3.19) ・食安委答申(H.24.8.6)	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 39	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 36	
他	80	ミルネブ(チアジアジン)	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	-	-	-						1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	
他	81	メタミドホス	殺虫剤	未登録	-	0.002	H20.12.16 変更0.002 ←0.01	0.6		H20.12.16 評価値変更 0.002←0.01	H20.5.1 答申済み		・食安委答申(H20.5.1) →ADI=0.6(0.002 mg/L)	1%値超 0 / 16	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 18	1%値超 0 / 24	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.002 mg/L となる方向
他	82	メチルイソシアネート	殺虫剤	-	-	0.006	H15年答申	2.5						1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	1%値超 - / -	
他	83	モノクロトホス	殺虫剤	-	-	0.002	H15年答申	0.6						1%値超 0 / 9	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 19	1%値超 0 / 24	
他	84	リニュロン	除草剤	-	-	0.02	H15年答申	7.7						1%値超 0 / 12	1%値超 0 / 11	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 25	・【H17】検出レベルは1~10%(湖沼水)

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

4. クリプトスポリジウム等の検出状況の整理

4-1. 調査概要

報告された、耐塩素性病原生物（クリプトスポリジウム及びジアルジア）の検出状況等の情報について集計を行った。

(1) 集計の対象年度及び各年度における集計件数

平成 23 年度～28 年度（28 年度は 28 年 12 月まで）に、厚生労働省に報告があったものを集計の対象とした。

各年度における集計件数（原水と浄水の両方で検出されたものは、合わせて 1 件として計数）を以下に示す。

・平成 23 年度	91 件	（原水および浄水で検出の事例：1 件）
・平成 24 年度	103 件	
・平成 25 年度	96 件	（原水および浄水で検出の事例：1 件）
・平成 26 年度	64 件	
・平成 27 年度	86 件	
・平成 28 年度（3 月時点）	77 件	

(2) 集計方法

都道府県及び水道事業者等からの報告書において、次の(3)に示す項目が記載されていたものについて、集計をおこなった。

事業者等からの報告書において、リスクレベル、給水人口、浄水処理方法の記載がないものについては、「水道水質関連調査結果等整理業務」による集計結果（クリプトスポリジウム等対策実施状況調査： データベース” FILE02. xls”）も活用した（表 4-1 参照）。

表 4-1 リスクレベルの判定等に用いたデータベースファイル

クリプトスポリジウム等の検出報告	実際の検出時期	リスクレベル、給水人口、浄水処理方法の調査に活用した「水道水質関連調査業務」のデータベースファイル
平成22年度	平成22年4月から23年3月	H23年度_FILE02集計.xls
平成23年度	平成23年4月から24年3月	H24年度_FILE02集計.xls
平成24年度	平成24年4月から25年3月	H24年度_FILE02集計.xls(レベルの判定のみ、H25年度_FILE02.xls集計で確認)
平成25年度	平成25年4月から26年3月	H25年度_FILE02集計.xls(レベルの判定のみ、H26年度_FILE02.xls集計で確認)
平成26年度	平成26年4月から27年3月	H26年度_FILE02集計.xls(レベルの判定のみ、H27年度_FILE02.xls集計で確認)
平成27年度	平成27年1月から27年12月	H27年度_FILE02集計.xls
平成28年度	平成28年2月から29年3月	H28年度_FILE02集計.xls

(3) 集計項目

原水及び浄水中でクリプトスポリジウムあるいはジアルジアが検出された事例における集計項目を表 4-2 に示す。

表 4-2 集計対象項目

原水中での検出事例報告	浄水中での検出事例報告
発生時期	発生時期
都道府県名／事業体名	都道府県名／事業体名
水道種別	水道種別
水源の名称	水源の名称
水源種別	水源種別
浄水施設名	浄水施設名
リスクレベル	リスクレベル
浄水処理方法	浄水処理方法
給水人口	給水人口
病原生物の検出濃度	病原生物の検出濃度
原因	原因
検出時の浄水濁度	検出時の浄水濁度
	健康被害発生状況
	対応経緯
	関係機関との連絡状況
	今後の対応方針

4-2. 集計結果

全国の都道府県及び水道事業者等から報告された、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検出状況等の集計結果をに表 4-3 に示す。

表 4-3 クリプトポリジウム等の検出状況 (1/11)

処理用番号	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄
										凝集沈 殿	急速ろ 過	緩速ろ 過	消毒の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)						
H23-001	-01	H23.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			-	0.1度以下	○	1			原水						浄水施設不明、給水人口不明
H23-002	-01	H23.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側他)	レベル4	○	○		1031829		0.1度以下	○	5	○	2	原水						給水人口の内訳(柏井浄水場西側:488102/北総浄水場:33727)
H23-003	-01	H23.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	印旛沼	地表水	印旛取水場(柏井浄水場東側)	レベル4	○	○		400000		0.1度以下			○	3	原水						
H23-004	-01	H23.04	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	上花輪浄水場	レベル4		○		37964		0.1度以下	○	3	○	11	原水						
H23-005	-01	H23.04	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○		114007		0.1度以下	○	1			原水						
H23-006	-01	H23.04	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4	○			397004		0.1度以下			○	19	原水						
H23-007	-01	H23.04	愛知県	愛知県企業庁	用水供給	木曾川水系愛知用水	地表水	高蔵寺浄水場	レベル4	○	○		218753		0.1度以下	○	1			原水						
H23-008	-01	H23.04	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	光浄水場	レベル4		○		61000		0.1度以下	○	4	○	2	原水						
H23-009	-01	H23.05	茨城県	茨城県企業局	用水供給	那珂川水系那珂川	地表水	水戸浄水場	レベル4	○	○		638078		0.1度以下			○	1	原水						
H23-010	-01	H23.05	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○		1224382		0.1度以下	○	1			原水						
H23-011	-01	H23.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所	レベル4		○		-		0.1度以下			○	2	原水						浄水施設不明、給水人口不明
H23-012	-01	H23.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	用水供給	酒匂川水系/相模川水系	地表水	西長沢浄水場	レベル4		○		-		0.1度以下			○	2	原水						給水人口不明
H23-013	-01	H23.05	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	金町浄水場	レベル4		○		2219000		0.1度以下			○	1	原水						
H23-014	-01	H23.05	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	朝霞浄水場	レベル4		○		2833000		0.1度以下	○	1			原水						
H23-015	-01	H23.05	千葉県	勝浦市	上水道	利根川水系奥隅川	地表水	佐野浄水場	レベル4		○		20027		0.1度以下	○	3			原水						
H23-016	-01	H23.05	千葉県	勝浦市	上水道	奥隅川水系奥隅川	地表水	松部浄水場	レベル4		○		6752		0.1度以下	○	1			原水						
H23-017	-01	H23.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野菊の里浄水場他)	レベル4	○	○		684744		0.1度以下	○	1	○	4	原水						給水人口の内訳(ちば野菊の里浄水場:103413/栗山浄水場:481321)
H23-018	-01	H23.05	大阪府	豊中市上下水道局	上水道	猪名川	伏流水	藤原浄水場	レベル3	○	○		34400		0.1度以下			○	1	原水						
H23-019	-01	H23.05	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	地表水	北千葉浄水場	レベル4		○		4109436		0.1度以下	○	1	○	3	原水						
H23-020	-01	H23.05	岩手県	盛岡市上下水道局	上水道	芦名沢川支流通称北/又沢	地表水	前田浄水場	レベル4		○		150		不明	○	1			原水						
H23-021	-01	H23.05	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県東第一水道	レベル4		○		679798		0.1度以下			○	2	原水						
H23-022	-01	H23.06	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	江戸川	地表水	埼玉県庄和浄水場	レベル4	○	○		1129624		0.1度以下			○	2	原水						
H23-023	-01	H23.06	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	宇都宮市下岡本町 新鬼怒川橋					-		0.1度以下	○	1			原水						浄水施設不明、給水人口不明
H23-024	-01	H23.06	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	水海道浄水場	レベル4	○	○		229347		0.1度以下			○	1	原水						
H23-025	-01	H23.06	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県東第二水道	レベル4		○		771088		0.1度以下			○	1	原水						
H23-026	-01	H23.06	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○		114007		0.1度以下	○	2			原水						
H23-027	-01	H23.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所					-		0.1度以下			○	2	原水						浄水施設不明、給水人口不明
H23-028	-01	H23.07	茨城県	茨城県企業局	用水供給	那珂川水系那珂川	地表水	水戸浄水場	レベル4	○	○		638078		0.1度以下			○	10	原水						
H23-029	-01	H23.08	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○		114007		0.1度以下	○	1			原水						
H23-030	-01	H23.08	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県東第一水道	レベル4		○		679798		0.1度以下	○	1	○	1	原水						
H23-031	-01	H23.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野菊の里浄水場他)	レベル4	○	○		684744		0.1度以下			○	2	原水						給水人口の内訳(ちば野菊の里浄水場:103413/栗山浄水場:481321)
H23-032	-01	H23.08	千葉県	いすみ市	上水道	奥隅川水系大野川	地表水	大野浄水場	レベル4		○		4285		0.1度以下	○	1			原水						
H23-033	-01	H23.09	滋賀県	滋賀県企業庁	用水供給	淀川水系野洲川	地表水	湖南市三雲			○		-		0.1度以下	○	2			原水						浄水施設不明、給水人口不明、検出数:1個/10L
H23-034	-01	H23.09	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県東第二水道	レベル4		○		771088		0.1度以下			○	1	原水						
H23-035	-01	H23.10	千葉県	勝浦市	上水道	奥隅川水系奥隅川	地表水	佐野浄水場	レベル4		○		20027		0.1度以下	○	1			原水						
H23-036	-01	H23.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側他)	レベル4	○	○		1031829		0.1度以下	○	2			原水						給水人口の内訳(柏井浄水場西側:488102/北総浄水場:33727)
H23-037	-01	H23.10	大阪府	池田市上下水道部	上水道	猪名川	地表水	古江浄水場	レベル4	○	○		104000		0.1度以下	○	9			原水						
H23-038	-01	H23.10	栃木県	栃木県	上水道	渡良瀬川水系渡良瀬川	地表水	佐野市高橋町 高橋大橋					-		不明			○	1	原水						浄水施設不明、給水人口不明
H23-039	-01	H23.10	千葉県	鴨川市水道局	上水道	大風沢川系大風沢川	地表水	奥谷浄水場	レベル4		○		3588		0.1度以下	○	1			原水						
H23-040	-01	H23.10	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	光浄水場	レベル4		○		62000		0.1度以下	○	2			原水						
H23-041	-01	H23.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○		397004		0.1度以下			○	2	原水						
H23-042	-01	H23.10	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○		1263000		0.1度以下	○	1			原水						
H23-043	-01	H23.10	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	三園浄水場	レベル4		○		613000		0.1度以下			○	2	原水						
H23-044	-01	H23.10	千葉県	鴨川市水道局	上水道	大風沢川系大風沢川	地表水	奥谷浄水場	レベル4		○		3588		0.1度以下	○	2			原水						
H23-045	-01	H23.11	大阪府	大阪府健康医療部		堀河川	伏流水	童子畑簡易水道	レベル4	○	○		230		0.1度以下	○	7			原水						
H23-046	-01	H23.11	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	水海道浄水場	レベル4	○	○		229347		0.1度以下	○	1	○	1	原水						
H23-047	-01	H23.11	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	水海道浄水場	レベル4	○	○		229347		0.1度以下			○	1	原水						
H23-048	-01	H23.11	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	利根川浄水場	レベル4		○		261609		0.1度以下	○	1			原水						
H23-049	-01	H23.11	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野菊の里浄水場他)	レベル4	○	○		684744		0.1度以下			○	8	原水						給水人口の内訳(ちば野菊の里浄水場:103413/栗山浄水場:481321)
H23-050	-01	H23.11	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側他)	レベル4	○	○		1031829		0.1度以下	○	1	○	1	原水						給水人口の内訳(柏井浄水場西側:488102/北総浄水場:33727)
H23-051	-01	H23.11	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	宇都宮市下岡本町 新鬼怒川橋					-		0.1度以下	○	3	○	1	原水						浄水施設不明、給水人口不明
H23-052	-01	H23.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	地表水	北千葉浄水場	レベル4		○		4109436		0.1度以下	○	1	○	1	原水						

表 4-4 クリプトポリジウム等の検出状況 (2/11)

処理用番号	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄
										凝 集 沈 殿	急 速 ろ 過	緩 速 ろ 過	消 毒 の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)						
H23-053	-01	H23.11	長野県	長野県環境部	上水道	深沢第1水源(本水源)/深沢第2水源(予備水源)	地表水	箕輪町上水道			○			1266	検出水系の小動物の排出物	不明	○	5			原水					浄水施設不明
H23-054	-01	H23.12	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	江戸川	地表水	埼玉県庄和浄水場	レベル4	○	○		1128624		0.1度以下	○	4	○	8	原水						
H23-055	-01	H23.12	千葉県	南房総市	上水道	長尾川水系長尾川	地表水	白浜浄水場	レベル4	○	○		5032		0.1度以下	○	3			原水						
H23-056	-01	H23.12	千葉県	千葉県水道局	上水道	高滝ダム湖	地表水	福増浄水場	レベル4	○	○		230000		0.1度以下	○	1			原水						
H23-057	-01	H23.12	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	東村山浄水場	レベル4	○	○		2780000		0.1度以下			○	2	原水						
H23-058	-01	H23.12	千葉県	南房総市	上水道	三原川系三原川	地表水	小向浄水場	レベル4	○			14936		0.1度以下	○	3			原水						
H23-059	-01	H23.12	千葉県	富津市	上水道	小久保ダム(湧水を宝蔵寺取水口より導水し貯水)	地表水	亀田浄水場	レベル4	○			44769		0.1度以下	○	2			原水						
H23-060	-01	H23.12	長野県	伊那市	簡易水道	市野瀬水源 小観音沢	伏流水	市野瀬浄水場	レベル3		○		270		0.1度以下	○	1			原水						
H23-061	-01	H23.12	長野県	伊那市	簡易水道	宇津木水源	地表水	宇津木配水池			○		1		0.1度超	○	3			原水						
H23-061	-02	H23.12	長野県	伊那市	簡易水道	宇津木水源	地表水	宇津木配水池			○		1		0.1度超	○	3			浄水	健康被害の報告 はない	飲料用の使用中 止を各戸に連絡 (通知)				浄水8個/20L
H23-062	-01	H23.12	大分県	大分市	上水道	大野川	地表水	県判田取水口			○		147977	大分県畜産公社(豊後大野市大野町)/畜産農場 (豊後大野市大野川流域に所在)	0.1度以下	○	1			原水						浄水施設不明
H23-063	-01	H23.12	神奈川県	横浜質市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○			114007		0.1度以下	○	3			原水						
H23-064	-01	H24.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○		-		0.1度以下	○	3			原水						浄水施設不明、給水人口不明
H23-065	-01	H24.01	埼玉県	埼玉県	用水供給	江戸川	地表水	埼玉県新郷浄水場	レベル4	○	○		-		0.1度以下	○	1	○	1	原水						給水人口不明
H23-066	-01	H24.01	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	三郷浄水場	レベル4	○			2323000		0.1度以下	○	3	○	2	原水						
H23-067	-01	H24.01	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	三園浄水場	レベル4	○			613000		0.1度以下			○	1	原水						
H23-068	-01	H24.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	光浄水場	レベル4	○			62000		0.1度以下			○	1	原水						
H23-069	-01	H24.01	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○		1263000		0.1度以下			○	2	原水						
H23-070	-01	H24.01	大阪府	池田市上下水道部	上水道	猪名川	地表水	古江浄水場	レベル4	○	○		104000		0.1度以下	○	3			原水						
H23-071	-01	H24.01	千葉県	野田市	上水道	江戸川	地表水	上花輪浄水場	レベル4	○			37964		0.1度以下	○	4	○	8	原水						
H23-072	-01	H24.01	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4	○			397004		0.1度以下	○	2	○	6	原水						
H23-073	-01	H24.01	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	荒川	地表水	吉見浄水場	レベル4	○	○		452918		0.1度以下	○	3	○	1	原水						
H23-074	-01	H24.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○		-		0.1度以下	○	1			原水						浄水施設不明、給水人口不明
H23-075	-01	H24.02	千葉県	夷隅郡大多喜町	上水道	養老川	地表水	面白浄水場	レベル4	○			2177		0.1度以下	○	3			原水						
H23-076	-01	H24.02	大阪府	大阪市水道局	上水道	淀川	地表水	築島浄水場	レベル4	○	○		1110142		不明			○	1	原水						
H23-077	-01	H24.02	大阪府	大阪市水道局	上水道	淀川	地表水	藤屋浄水場	レベル4	○	○		951539		不明			○	1	原水						
H23-078	-01	H24.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	金町浄水場	レベル4	○			2026000		0.1度以下	○	1	○	1	原水						
H23-079	-01	H24.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	朝霞浄水場	レベル4	○			2752000		0.1度以下			○	1	原水						
H23-080	-01	H24.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野菊の里浄水場他)	レベル4	○	○		684744		0.1度以下	○	4	○	3	原水						給水人口の内訳(ちば野菊の里浄水場:153413/栗山浄水場:481331)
H23-081	-01	H24.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側他)	レベル4	○	○		1031829		0.1度以下	○	5	○	3	原水						給水人口の内訳(柏井浄水場西側:688102/北船浄水場:333727)
H23-082	-01	H24.02	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	宇都宮市下岡本町 新鬼怒川橋					-		0.1度以下			○	1	原水						浄水施設不明、給水人口不明
H23-083	-01	H24.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川(東金分水工)	地表水	東金浄水場	レベル4	○			149000		0.1度以下	○	1	○	1	原水						
H23-084	-01	H24.02	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県東第一水道	レベル4	○			679798		0.1度以下	○	2	○	1	原水						
H23-085	-01	H24.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○		-		0.1度以下	○	1	○	2	原水						浄水施設不明、給水人口不明
H23-086	-01	H24.03	千葉県	千葉県水道局	上水道	高滝ダム湖	地表水	福増浄水場	レベル4	○	○		230000		0.1度以下	○	24	○	2	原水						
H23-087	-01	H24.03	千葉県	鎌子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	香取郡東庄町新宿			○		67912		0.1度以下	○	3			原水						浄水施設不明
H23-088	-01	H24.03	神奈川県	川崎市上下水道局	上水道	相模川水系/酒匂川水系	地表水	湖見台浄水場	レベル4	○	○		320744		0.1度以下	○	1	○	1	原水						
H23-089	-01	H24.03	宮崎県	宮崎市上下水道局	上水道	大淀川水系大淀川	地表水	富吉浄水場	レベル4	○	○		128000	畜舎等からの流出が特定されるが存在場所につい ては未特定	0.1度以下	○	1			原水						
H23-090	-01	H24.03	神奈川県	横浜質市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○			114007		0.1度以下	○	3			原水						
H23-091	-01	H24.03	愛知県	名古屋市上下水道局	上水道	木曾川水系木曾川	地表水	鍋屋上野浄水場	レベル4	○	○		390000		0.1度以下			○	1	原水						
H24-001	-01	H24.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○		-		0.1度以下			○	1	原水						浄水施設不明
H24-002	-01	H24.04	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	上花輪浄水場	レベル4	○			37964		0.1度以下	○	1			原水						
H24-003	-01	H24.04	長野県	長野県	上水道	和見沢川	地表水	沢入浄水場	レベル4	○			2407		0.1度以下	○	2			原水						
H24-004	-01	H24.04	長野県	長野県	簡易水道	飯島町日曾利簡易水道 第2水源(南ヶ沢)	地下(深井戸)	日曾利簡易水道	レベル4	○			153		0.1度以下	○	1			原水						
H24-005	-01	H24.04	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4	○			397004		0.1度以下	○	1	○	6	原水						
H24-006	-01	H24.04	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○		1263000		0.1度以下			○	1	原水						
H24-007	-01	H24.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	印旛沼	地表水	柏井浄水場東側	レベル4	○	○		296332		0.1度以下			○	2	原水						
H24-008	-01	H24.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側他)	レベル4	○	○		1031829		0.1度以下			○	2	原水						給水人口の内訳(柏井浄水場西側:688102/北船浄水場:333727)
H24-009	-01	H24.04	千葉県	勝浦市	上水道	夷隅川水系夷隅川	地表水	佐野浄水場	レベル4	○			12537		0.1度以下	○	4			原水						
H24-010	-01	H24.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○		-		0.1度以下			○	1	原水						浄水施設不明
H24-011	-01	H24.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野菊の里浄水場他)	レベル4	○	○		684744		0.1度以下	○	1			原水						給水人口の内訳(ちば野菊の里浄水場:153413/栗山浄水場:481331)
H24-012	-01	H24.05	愛知県	愛知県企業庁	用水供給	木曾川水系愛知用水	地表水	尾張東部浄水場	レベル4	○	○		659840		0.1度以下	○	2			原水						

表 4-5 クリプトポリジウム等の検出状況 (3/11)

処理用連番	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄
										凝 集 沈 殿	急 速 ろ 過	緩 速 ろ 過	消 毒 の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)						
H24-013	-01	H24.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下		○	1	原水					浄水施設不明	
H24-014	-01	H24.06	長野県	佐久水道企業団	上水道	久能水源	地表水	久能配水池	レベル3			○	200	不明(上流に別荘地あり)	不明	0.1度以下	○	1.5		原水					1層/20L	
H24-015	-01	H24.06	大阪府	大阪府	上水道	小和田川	地表水	歌壇浄水場	レベル4	○	○		1147		0.1度以下	○	3		原水							
H24-016	-01	H24.06	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	東村山浄水場	レベル4	○	○		2780000		0.1度以下		○	1	原水							
H24-017	-01	H24.06	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県農第二水道	レベル4	○	○		771088		0.1度以下		○	1	原水							
H24-018	-01	H24.06	長野県	長野県	簡易水道	駒ヶ根市上水道(旧・中山簡易水道)	地表水	中山水源				○	53	不明(野生動物糞便と推測)	不明	0.1度以下	○	1		原水					浄水施設不明	
H24-019	-01	H24.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○		-	-	0.1度以下		○	1	原水						浄水施設不明	
H24-020	-01	H24.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○		-	-	0.1度以下	○	1		原水						浄水施設不明	
H24-021	-01	H24.07	長野県	長野県	上水道	山形村上水道・横吹沢水源	地表水	唐沢浄水場	レベル4			○	8000	不明(上流に別荘地あり)	0.1度以下	○	1		原水							
H24-022	-01	H24.07	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○		1263000		0.1度以下		○	1	原水							
H24-023	-01	H24.07	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○		114007		0.1度以下	○	3		原水							
H24-024	-01	H24.07	兵庫県	西宮市水道局	上水道		補正地下水(深井戸)	嶋尾浄水場	レベル3	○	○		28949		不明		○	4	原水					地下水(深井戸・深井戸)		
H24-025	-01	H24.08	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○		-	-	0.1度以下		○	1	原水						浄水施設不明	
H24-026	-01	H24.08	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	宇都宮市下岡本町 新鬼怒川橋					-	-	0.1度以下	○	5		原水						浄水施設不明	
H24-027	-01	H24.08	千葉県	勝浦市	上水道	夷隅川水系夷隅川	地表水	佐野浄水場	レベル4		○		12537		0.1度以下	○	1		原水							
H24-028	-01	H24.08	大分県	大分市	上水道	大分川	地表水	古園府浄水場	レベル4	○	○		176454		0.1度以下		○	3	原水							
H24-029	-01	H24.08	大阪府	大阪府健康医療部	その他飲用井戸等		不圧地下水(深井戸)	大阪府長の森くらんど園地キャンプ場			○	○	200		0.1度以下	○	1		原水						浄水施設不明	
H24-030	-01	H24.08	長野県	長野県	上水道	栗谷俣沢/一の沢/二の沢/黒川水源	地表水	男女沢浄水場	レベル4	○	○		15313		0.1度以下	○	1		原水							
H24-031	-01	H24.08	長野県	長野県	簡易水道			長谷簡易水道 準沢水源				○	14	不明(付近で近年検出例多発、野生動物影響を懸念)	不明	0.1度以下		○	1	原水					浄水施設不明	
H24-032	-01	H24.08	長野県	長野県	小規模水道			上奈良尾簡易給水施設水源				○	-	不明(付近で近年検出例多発、野生動物影響を懸念)	0.1度以下	○	0.5		原水						1層/20L 浄水施設不明	
H24-033	-01	H24.08	長野県	長野県	上水道		地表水	辰野町上水道 第14水源			○		-	-	0.1度以下		○	2	原水						浄水施設不明	
H24-034	-01	H24.09	埼玉県	埼玉企業局	用水供給	荒川	地表水	埼玉県吉見浄水場	レベル4	○	○		452918		0.1度以下		○	1	原水							
H24-035	-01	H24.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○		-	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水					浄水施設不明	
H24-036	-01	H24.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○		-	-	0.1度以下		○	1	原水						浄水施設不明	
H24-037	-01	H24.09	宮崎県	宮崎市上下水道局	上水道	大淀川水系大淀川	地表水	富吉浄水場	レベル4	○	○		128000	畜舎等からの流出が推定されるが存在場所については未特定	0.1度以下		○	1	原水							
H24-038	-01	H24.09	大阪府	大阪府	上水道	小和田川	地表水	歌壇浄水場	レベル4	○	○		1147		0.1度以下	○	2		原水							
H24-039	-01	H24.09	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○		114007		0.1度以下	○	1		原水							
H24-040	-01	H24.09	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県農第二水道	レベル4	○	○		771088		0.1度以下	○	1	○	1	原水						
H24-041	-01	H24.10	埼玉県	埼玉企業局	用水供給	利根川	地表水	埼玉県行田浄水場	レベル4	○	○		172455		0.1度以下		○	1	原水							
H24-042	-01	H24.10	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○		1263000		0.1度以下	○	2		原水							
H24-043	-01	H24.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側他)	レベル4	○	○		1031829		0.1度以下	○	2	○	1	原水					給水人口の内訳(柏井浄水場:49102/北総浄水場:33727)	
H24-044	-01	H24.10	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○		114007		0.1度以下	○	4		原水							
H24-045	-01	H24.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○		-	-	0.1度以下	○	12		原水						浄水施設不明	
H24-046	-01	H24.11	三重県	名張市上下水道部	上水道	淀川水系名張川	地表水	長瀬浄水場	レベル4	○	○		222		不明	○	5		原水							
H24-047	-01	H24.11	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○		1263000		0.1度以下	○	3	○	7	原水						
H24-048	-01	H24.11	大阪府	池田市	上水道	猪名川	地表水	古江浄水場	レベル4	○	○		103153		0.1度以下	○	1		原水						伏流水	
H24-049	-01	H24.11	三重県	名張市	上水道	淀川水系名張川	地表水	長瀬浄水場	レベル4	○	○		222		不明	○	5		原水							
H24-050	-01	H24.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4	○	○		397004		0.1度以下		○	5	原水							
H24-051	-01	H24.11	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野鳥の里浄水場他)	レベル4	○	○		684744		0.1度以下	○	1		原水						給水人口の内訳(ちば野鳥の里浄水場:19341/寒川浄水場:491321)	
H24-052	-01	H24.11	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	朝霞浄水場	レベル4	○	○		2699000		0.1度以下		○	2	原水							
H24-053	-01	H24.11	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	宇都宮市下岡本町 新鬼怒川橋					-	-	0.1度以下	○	1		原水						浄水施設不明	
H24-054	-01	H24.11	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○		114007		0.1度以下	○	2		原水							
H24-055	-01	H24.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県農第一水道	レベル4	○	○		679798		0.1度以下		○	1	原水							
H24-056	-01	H24.11	三重県	名張市	上水道	淀川水系名張川	地表水	長瀬浄水場	レベル4	○	○		222		不明	○	3		原水							
H24-057	-01	H24.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○		-	-	0.1度以下		○	1	原水						浄水施設不明	
H24-058	-01	H24.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○		-	-	0.1度以下	○	13	○	1	原水					浄水施設不明	
H24-059	-01	H24.12	大分県	大分市水道局	上水道	大野川	地表水	栗科田取水口			○		148933	大分県畜産公社(豊後大野市大野町)/畜産農場(豊後大野市大野町大野川流域に所在)	0.1度以下		○	1	原水						浄水施設不明	
H24-060	-01	H24.12	三重県	名張市	上水道	淀川水系名張川	地表水	長瀬浄水場	レベル4	○	○		222		不明	○	6		原水						原水2層(取水口付近)/原水本流4層	
H24-061	-01	H24.12	千葉県	南房総市	上水道	長尾川水系馬喰川	地表水	白浜浄水場	レベル4	○	○		4952		0.1度以下	○	1		原水							
H24-062	-01	H24.12	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○		1263000		0.1度以下	○	3	○	3	原水						
H24-063	-01	H24.12	三重県	名張市	上水道	淀川水系名張川	地表水	長瀬浄水場	レベル4	○	○		222		不明	○	1		原水							
H24-064	-01	H24.12	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	東村山浄水場	レベル4	○	○		2602000		0.1度以下	○	2	○	1	原水						

表 4-6 クリプトポリジウム等の検出状況 (4/11)

処理用番号	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄	
										凝集沈 殿	急速ろ 過	緩速ろ 過	消毒の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)							
H24-065	-01	H24.12	愛知県	名古屋市上下水道局	上水道	木曾川水系木曾川	地表水	春日井浄水場	レベル4	○	○			114000	-	0.1度以下	○	1			原水						
H24-066	-01	H24.12	千葉県	富津市	上水道	小久保ダム	地表水	亀田浄水場	レベル4	○	○			44381	-	0.1度以下	○	1			原水						
H24-067	-01	H25.01	神奈川県	横浜質市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-	0.1度以下	○	1			原水						
H24-068	-01	H25.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下	○	5			原水					浄水施設不明、給水人口不明	
H24-069	-01	H25.01	愛知県	愛知県企業庁	上水道	木曾川水系木曾川	地表水	犬山浄水場	レベル4	○	○			922512	-	0.1度以下			○	1	原水						
H24-070	-01	H25.01	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側他)	レベル4	○	○			1031829	-	0.1度以下	○	5	○	7	原水					給水人口の内訳(柏井浄水場濁度: #8102/北総浄水場: 33727)	
H24-071	-01	H25.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	光浄水場	レベル4	○	○			62000	-	0.1度以下	○	8	○	3	原水						
H24-072	-01	H25.01	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4	○	○			397004	-	0.1度以下	○	1	○	2	原水						
H24-073	-01	H25.01	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県新田山田水道	レベル4	○	○			261598	-	0.1度以下	○	1			原水						
H24-074	-01	H25.02	宮崎県	宮崎市上下水道局	上水道	大淀川水系大淀川	地表水	高宮浄水場	レベル4	○	○			128000	-	0.1度以下	○	1			原水					産等からの流出が確認されるが存在場所については未特定	
H24-075	-01	H25.02	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4	○	○			397004	-	0.1度以下	○	7	○	14	原水						
H24-076	-01	H25.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野鳥の里浄水場他)	レベル4	○	○			684744	-	0.1度以下	○	2			原水					給水人口の内訳(ちば野鳥の里浄水場: #1041/栗山浄水場: #1331)	
H24-077	-01	H25.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	金町浄水場	レベル4	○	○			2059000	-	0.1度以下	○	7			原水						
H24-078	-01	H25.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	朝霞浄水場	レベル4	○	○			2699000	-	0.1度以下	○	3			原水						
H24-079	-01	H25.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	地表水	北千葉浄水場	レベル4	○	○			4136894	-	0.1度以下	○	6			原水						
H24-080	-01	H25.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	北上川水系旧北上川	地表水	蛇田浄水場他(鹿又取水場)	レベル4	○	○			107554	-	不明	○	2			原水					給水人口の内訳(蛇田浄水場: #1847/大坂通浄水場: 15707)	
H24-081	-01	H25.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	北上川水系旧北上川	地表水	須江山浄水場(鹿又取水場)	レベル4	○	○			64263	-	不明			○	0.5	原水					1層 2/L	
H24-082	-01	H25.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川(東金分水工)	地表水	東金浄水場	レベル4	○	○			149000	-	0.1度以下	○	9			原水						
H24-083	-01	H25.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	金町浄水場	レベル4	○	○			2059000	-	0.1度以下	○	2			原水						
H24-084	-01	H25.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	三郷浄水場	レベル4	○	○			2480000	-	0.1度以下	○	4	○	2	原水						
H24-085	-01	H25.02	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東第一水道	レベル4	○	○			734607	-	0.1度以下			○	1	浄水	健康被害報告無し				検査頻度強化、運転管理のさらなる最適化	
H24-086	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下	○	9	○	1	原水					浄水施設不明、給水人口不明	
H24-087	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下	○	25			原水					浄水施設不明、給水人口不明	
H24-088	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下	○	7			原水					浄水施設不明、給水人口不明	
H24-089	-01	H25.03	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所						-	-	0.1度以下	○	17			原水					浄水施設不明、給水人口不明	
H24-090	-01	H25.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1224382	-	0.1度以下	○	32			原水					浄水施設不明、給水人口不明	
H24-091	-01	H25.03	千葉県	鎌子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	本城浄水場	レベル4	○	○			56000	-	0.1度以下	○	5			原水						
H24-092	-01	H25.03	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所						-	-	0.1度以下	○	15			原水					浄水施設不明、給水人口不明	
H24-093	-01	H25.03	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1224382	-	0.1度以下	○	16			原水						
H24-094	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下	○	13			原水					浄水施設不明、給水人口不明	
H24-095	-01	H25.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川(長柄ダム)	地表水	長柄浄水場	レベル4	○	○			149000	-	0.1度以下	○	1			原水						
H24-096	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1263000	-	0.1度以下	○	7			原水						
H24-097	-01	H25.03	千葉県	千葉県水道局	上水道	高滝ダム湖	地表水	福増浄水場(高滝取水場)	レベル4	○	○			230000	-	0.1度以下	○	2	○	1	原水						
H24-098	-01	H25.03	愛知県	名古屋市上下水道局	上水道	木曾川水系木曾川	地表水	大治浄水場	レベル4	○	○			920000	-	0.1度以下			○	1	原水						
H24-099	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下	○	20			原水					浄水施設不明、給水人口不明	
H24-100	-01	H25.03	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東第二水道	レベル4	○	○			771088	-	0.1度以下			○	2	原水						
H24-101	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下	○	4			原水					浄水施設不明、給水人口不明	
H24-102	-01	H25.03	神奈川県	横浜質市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			114007	-	0.1度以下	○	3			原水						
H24-103	-01	H25.03	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所						-	-	0.1度以下	○	2			原水					浄水施設不明、給水人口不明	
H25-001	-01	H25.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下			○	3	原水					浄水施設不明	
H25-002	-01	H25.04	千葉県	市原市	上水道	養老川水系高滝ダム	地表水	新井浄水場	レベル4	○	○			25000	-	0.1度以下	○	1			原水						
H25-003	-01	H25.04	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	宇都宮市下岡本町 新鬼怒川橋						-	-	0.1度以下					原水					浄水施設不明、給水人口不明	
H25-004	-01	H25.04	神奈川県	横浜質市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			114007	-	0.1度以下	○	1			原水						
H25-005	-01	H25.04	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	光浄水場	レベル4	○	○			62000	-	0.1度以下	○	3			原水						
H25-006	-01	H25.04	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県新田山田水道	レベル4	○	○			261598	-	0.1度以下			○	1	原水						
H25-007	-01	H25.04	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4	○	○			397004	-	0.1度以下			○	8	原水						
H25-008	-01	H25.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	印旛沼	地表水	印旛取水場(柏井浄水場東側)	レベル4	○	○			400000	-	0.1度以下			○	6	原水						
H25-009	-01	H25.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側他)	レベル4	○	○			1031829	-	0.1度以下			○	2	原水					給水人口の内訳(柏井浄水場濁度: #8102/北総浄水場: 33727)	
H25-010	-01	H25.04	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	三郷浄水場	レベル4	○	○			2480000	-	0.1度以下			○	1	原水						
H25-011	-01	H25.04	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	朝霞浄水場	レベル4	○	○			2699000	-	0.1度以下			○	1	原水						
H25-012	-01	H25.05	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1224382	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水						
H25-013	-01	H25.05	奈良県	桜井市上下水道部	上水道	倉橋溜池	地表水	外山浄水場	レベル4	○	○			37000	-	0.1度以下			○	2	原水						

表 4-7 クリプトポリジウム等の検出状況 (5/11)

処理用番号	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)						
H25-014	-01	H25.05	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	金町浄水場	レベル4		○				2059000	-	○	1			原水					
H25-015	-01	H25.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野菊の里浄水場他)	レベル4	○	○			684744	-	○		1			原水					給水人口の内訳(ちば野菊の里浄水場:103413/栗山浄水場:481321)
H25-016	-01	H25.05	山口県	下関市上下水道局	上水道	内日貯水池	地表水	長府浄水場他	レベル4	○	○	○		229845	-	○		19			原水					給水人口の内訳(長府浄水場:222346/高尾浄水場:7489)
H25-017	-01	H25.06	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	東村山浄水場	レベル4		○			2602000	-	○		4			原水					
H25-018	-01	H25.06	神奈川県	横浜市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-	○		7			原水					
H25-019	-01	H25.06	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所						-	-	○		1			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H25-020	-01	H25.06	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1224382	-	○		1	○	1	原水					
H25-021	-01	H25.07	栃木県	栃木県	上水道	渡良瀬川水系思川	地表水	渡良瀬川水系思川(関中橋付近)						-	-	○		3			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H25-022	-01	H25.07	北海道	北海道	小規模水道	湧水	地表水	北海道島牧村						-	-	○		1			原水					飲料水供給施設
H25-022	-02	H25.07	北海道	北海道	小規模水道	湧水	地表水	北海道島牧村						-	-	○		2			浄水	不明	島牧村(湧水)によるポリタンク給水実施。	週末の健康被害発生情報に備えて連絡体制を確保。	根拠施設設置設置準備中。	飲料水供給施設
H25-023	-01	H25.07	栃木県	栃木県	上水道	那珂川水系那珂川	地表水	那珂川水系那珂川(那珂川山田町付近)						-	-	○		1			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H25-024	-01	H25.07	栃木県	栃木県	上水道	渡良瀬川水系思川	地表水	渡良瀬川水系思川(清州橋付近)						-	-	○		3			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H25-025	-01	H25.07	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道	レベル4		○			261598	-	○		1	○	1	原水					
H25-026	-01	H25.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側他)	レベル4	○	○			1031829	-	○		1			原水					給水人口の内訳(柏井浄水場西側:498102/北総浄水場:333727)
H25-027	-01	H25.08	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1224382	-	○		2			原水					
H25-028	-01	H25.08	千葉県	夷隅郡大多喜町	上水道	養老川水系養老川	地表水	面白浄水場	レベル4		○			2177	-	○		1			原水					
H25-029	-01	H25.08	千葉県	夷隅郡大多喜町	上水道	養老川水系養老川	地表水	面白浄水場	レベル4		○			2177	-	○		3			原水					
H25-030	-01	H25.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野菊の里浄水場他)	レベル4	○	○			684744	-	○		1	○	1	原水					給水人口の内訳(ちば野菊の里浄水場:103413/栗山浄水場:481321)
H25-031	-01	H25.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯塚取水管理事務所			○			-	-	○		1			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H25-032	-01	H25.09	大阪府	大阪府健康医療部	簡易水道	天王川支流	地表水	天王浄水場	レベル4			○		175	-	○		2			原水					
H25-033	-01	H25.09	東京都	八王子市	専用水道	井戸水	地下(深井戸)	特別養護老人ホーム 小松原園	レベル3					100	-				○		原水					
H25-034	-01	H25.09	神奈川県	横浜市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-	○		2			原水					
H25-035	-01	H25.10	岐阜県	岐阜県	上水道	関ヶ原町藤古川ダム	地表水	藤古川浄水場	レベル4	○	○		○	3000	-	○		1			原水					
H25-036	-01	H25.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			-	-	○		1			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H25-037	-01	H25.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道	レベル4		○			261598	-	○		1	○	1	原水					
H25-038	-01	H25.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			397004	-	○		1	○	6	原水					
H25-039	-01	H25.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	印旛沼	地表水	印旛取水場(柏井浄水場東側)	レベル4	○	○			400000	-	○		1	○	1	原水					
H25-040	-01	H25.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側他)	レベル4	○	○			1031829	-	○		1	○	1	原水					給水人口の内訳(柏井浄水場西側:498102/北総浄水場:333727)
H25-041	-01	H25.11	東京都	東京都	上水道	大川浄水場原水管	地表水	大川浄水場	レベル4	○	○			1559	-	○		1			原水					
H25-042	-01	H25.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			398101	-	○		2	○	2	原水					
H25-043	-01	H25.11	東京都	東京都	上水道	秋ヶ瀬取水場(朝霞浄水場他)	地表水	秋ヶ瀬取水場(朝霞浄水場他)	レベル4		○			5900000	-	○		2			原水					給水人口の内訳(朝霞浄水場:2000000/東村山浄水場:2300000/三國浄水場:600000)
H25-044	-01	H25.11	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	地表水	東金分水工	レベル4		○	○		1000000	-	○		1			原水					浄水施設不明
H25-045	-01	H25.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県東第一水道	レベル4		○			734845	-	○		1	○	1	原水					
H25-046	-01	H25.11	大阪府	豊中市上下水道局	上水道	猪名川	伏流水	猪名川取水場			○	○		36956	-	○		1			原水					浄水施設不明
H25-047	-01	H25.12	大阪府	大阪市水道局	上水道	淀川	地表水	柴島浄水場	レベル4	○	○			2666371	-	○		2	○	2	原水					
H25-048	-01	H25.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	瀧沼川	地表水	瀧沼川浄水場	レベル4	○	○			136607	-	○		1	○	1	原水					
H25-049	-01	H25.12	大阪府	能勢町	簡易水道	妙見山	地表水	妙見山取水場				○		5	-	○		5			原水					浄水施設不明
H25-050	-01	H25.12	千葉県	千葉県水道局	上水道	養老川水系 高滝ダム湖	地表水	高滝取水場			○	○		230000	-	○		2			原水					浄水施設不明
H25-051	-01	H25.12	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川	地表水	隈南水道事務所利根川浄水場	レベル4	○	○			264278	-	○		1	○	1	原水					
H25-052	-01	H25.12	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川	地表水	隈西水道事務所水海道浄水場	レベル4	○	○			231672	-	○		1	○	1	原水					
H25-053	-01	H25.12	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(長研ダム)	地表水	長研浄水場	レベル4	○	○			149000	-	○		1			原水					
H25-054	-01	H26.01	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	地表水	下北方浄水場(柏田取水口)	レベル4	○	○			179000	-	○		3			原水					
H25-055	-01	H26.01	千葉県	鎌子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	本城浄水場	レベル4	○	○			67385	-	○		3	○	1	原水					
H25-056	-01	H26.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	隈南水道事務所利根川浄水場 取水口	レベル4	○	○			264278	-	○		1	○	2	原水					
H25-057	-02	H26.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	隈南水道事務所水海道浄水場 利根川取水口	レベル4	○	○			231672	-	○		1	○	4	原水					
H25-058	-03	H26.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	隈南水道事務所水海道浄水場 鬼部川取水口	レベル4	○	○			231672	-	○		2			原水					
H25-059	-01	H26.01	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川	地表水	群馬県東第一水道	レベル4		○			398101	-	○		5	○	5	原水					
H25-060	-01	H26.01	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 印旛沼	地表水	印旛取水場	レベル1	○	○			315000	-	○		1	○	1	原水					
H25-061	-01	H26.01	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場			○	○		1008000	-	○		5	○	5	原水					
H25-062	-01	H26.01	大阪府	池田市上下水道部	上水道	猪名川	地表水	池田市古江浄水場猪名川取水口	レベル4	○	○			103000	-	○		1	○	1	原水					
H25-063	-01	H26.01	東京都	東京都	上水道	-	地表水	三郷取水場(埼玉県三郷市新和)	レベル4		○			4500000	-	○		1			原水					(給水人口の内訳(新和浄水場:4300000人、三郷浄水場:2000000人)のうち三郷浄水場は(1)と(2)の両方)
H25-064	-01	H26.01	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場		○	○			127000	-	○		2	○	2	原水					

表 4-8 クリプトポリジウム等の検出状況 (6/11)

処理用連番	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濃度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄	
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)							
H25-065	-01	H26.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	光取水場		○	○			62000	0.1度以下	○	24	○	3	原水							
H25-066	-01	H26.02	京都府	京都市上下水道局	上水道	琵琶湖	地表水	第2疏水取水口		○	○			1450000	0.1度以下			○	1	原水							
H25-067	-01	H26.02	長野県	長野県企業局	上水道	千曲川	地表水	上田市小牧地籍 上田農水課管工		○	○			35000	0.1度以下			○	2	原水							
H25-068	-01	H26.02	大阪府	大阪市水道局	上水道	淀川	地表水	紫島浄水場	レベル4	○	○			2666371	0.1度以下	○	1			原水							
H25-069	-01	H26.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	瀧沼川	地表水	茨城県企業局 県中水水道事務所管内 取水口		○	○			136607	0.1度以下			○	1	原水							
H25-070	-01	H26.02	岐阜県	岐阜県	専用水道	支流	地表水	貝月リゾート水源・貝月谷支流	レベル4		○			800	0.1度以下	○	3			原水						水源として「支流」上のみ記載	
H25-071	-01	H26.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	鹿嶋水道事務所利根川浄水場 取水口		○	○			264278	0.1度以下			○	14	原水							
H25-072	-02	H26.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	鹿嶋水道事務所利根川浄水場 取水口		○	○			231672	0.1度以下	○	1	○	18	原水							
H25-073	-03	H26.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	地表水	鹿嶋水道事務所利根川浄水場 鬼怒川取水口		○	○			231672	0.1度以下			○	3	原水							
H25-074	-01	H26.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	瀧沼川	地表水	茨城県企業局 県中水水道事務所管内 取水口		○	○			136607	0.1度以下			○	1	原水							
H25-075	-01	H26.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	旧北上川	地表水	鹿又取水場		○	○	○		154778	0.1度以下	○	1			原水						(浄水処理方法: 凝集沈殿ろ過及び活性炭ろ過) 浄水場: 鹿又浄水場、鹿又浄水場、鹿又浄水場、鹿又浄水場	
H25-076	-01	H26.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場		○	○			650000	0.1度以下	○	1	○	1	原水							
H25-077	-01	H26.02	東京都	東京都	上水道	-	地表水	谷町取水場(東京都葛飾区谷町浄水場池先)	レベル4					1040000	0.1度以下	○	3	○	4	原水						・水源記載なし。 ・(給水範囲: 人口内訳) 金町浄水場: 2,500,000人、三編 ・(給水範囲: 人口内訳) 金町浄水場: 2,500,000人、三編	
H25-078	-02	H26.02	東京都	東京都	上水道	-	地表水	秋ヶ瀬取水場(埼玉県志木市宗岡)			○			1040000	0.1度以下	○	2	○	7	原水						・水源記載なし。 ・(給水範囲: 人口内訳) 金町浄水場: 2,500,000人、三編 ・(給水範囲: 人口内訳) 金町浄水場: 2,500,000人、三編	
H25-079	-01	H26.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	谷町取水場(東京都葛飾区谷町浄水場池先)		○	○			4139442	0.1度以下			○	7	原水							
H25-080	-01	H26.02	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	利根川	地表水	群馬県企業局 利根川浄水場(群馬県利根川町)			○			398101	0.1度以下			○	14	原水							
H25-081	-01	H26.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川	地表水	東金分土工		○	○			114000	0.1度以下	○	26	○	1	原水							
H25-082	-01	H26.03	宮城県	宮城県	上水道	大淀川	地表水	下北方浄水場(柏田取水口)	レベル4	○	○			179000	0.1度以下	○	1			原水							
H25-083	-01	H26.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			-	0.1度以下			○	1	原水							
H25-084	-01	H26.03	岐阜県	岐阜県	簡易水道	フトウ谷水源	地表水	フトウ谷水源取水施設				○		64	0.1度以下	○	2			原水							
H25-085	-01	H26.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川(長柄ダム)	地表水	長柄取水場		○	○			149000	0.1度以下	○	3			原水							
H25-086	-01	H26.03	京都府	京都市上下水道局	上水道	琵琶湖	地表水	第2疏水取水口		○	○			1450000	0.1度以下			○	3	原水							
H25-087	-01	H26.03	東京都	東京都	上水道	-	地表水	カロー谷(東京都奥多摩町)			○	○		3327100	0.1度以下	○	1			原水							
H25-088	-01	H26.03	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県企業局 利根川浄水場(群馬県利根川町)			○			765677	0.1度以下			○	1	原水							
H25-089	-01	H26.03	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水及び伏流水)	地表水	谷ヶ原浄水場	レベル4	○	○	○		440000	0.1度以下			○	2	原水							
H25-090	-01	H26.03	東京都	東京都	上水道	-	地表水	沼本ダム(沼本調整池) 長沢浄水場	レベル4	○	○			700000	0.1度以下	○	1			原水							
H25-091	-01	H26.03	岐阜県	岐阜県	簡易水道	戸谷水源・寄合谷水源	地表水	戸谷水源・寄合谷水源取水施設				○		255	0.1度以下	○	1			原水							
H25-092	-01	H26.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	鹿嶋水道事務所利根川浄水場 取水口		○	○			264278	0.1度以下			○	1	原水							
H25-093	-02	H26.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	鹿嶋水道事務所利根川浄水場 取水口		○	○			231672	0.1度以下			○	1	原水							
H25-094	-03	H26.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	地表水	鹿嶋水道事務所利根川浄水場 鬼怒川取水口		○	○			231672	0.1度以下			○	2	原水							
H25-095	-01	H26.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水管理事務所	レベル4	○	○			1290000	0.1度以下	○	1			原水							
H25-096	-01	H26.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水管理事務所	レベル4	○	○			1290000	0.1度以下	○	1			原水							
H26-001	-01	H26.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所		○	○			-	0.1度以下	○	1			原水						給水人口記載なし	
H26-002	-01	H26.04	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川	地表水	群馬県企業局 利根川浄水場(群馬県利根川町)			○			398101	0.1度以下	○	1	○	2	原水							
H26-003	-01	H26.04	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1280000	0.1度以下	○	2			原水							
H26-004	-01	H26.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場		○	○			1006000	0.1度以下	○	1			原水							
H26-005	-01	H26.05	岐阜県	岐阜県	簡易水道	谷水	地表水	大崎取水場				○		26	0.1度以下	○	1			原水							
H26-006	-01	H26.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場		○	○			650000	0.1度以下			○	1	原水							
H26-007	-01	H26.05	大阪府	豊中市上下水道局	上水道	伏流水	伏流水	猪名川取水場		○	○			50700	0.1度以下			○	1	原水							
H26-008	-01	H26.05	茨城県	茨城県企業局	上水道	瀧沼川	地表水	茨城県企業局 県中水水道事務所管内 取水口		○	○			136607	0.1度以下			○	6	原水							
H26-009	-01	H26.05	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県企業局 利根川浄水場(群馬県利根川町)	レベル4	○	○			734845	0.1度以下			○	1	原水							
H26-010	-01	H26.06	岐阜県	岐阜県	簡易水道	フトウ谷水源	地表水	フトウ谷水源取水施設				○		64	0.1度以下	○	3			原水							
H26-011	-01	H26.06	岐阜県	岐阜県	簡易水道	コウクルビ谷水源	地表水	コウクルビ谷水源取水施設				○		76	0.1度以下			○	1	原水							
H26-012	-01	H26.06	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系桐生川	地表水	上栗浄水場 跳滝取水口	レベル4	○	○			21091	0.1度以下			○	1	原水							
H26-013	-01	H26.06	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県企業局 利根川浄水場(群馬県利根川町)	レベル4	○	○			765677	0.1度以下			○	1	原水							
H26-014	-01	H26.06	岐阜県	岐阜県	簡易水道	神蛇洞水源	地表水	神蛇洞水源取水施設				○		286	0.1度以下	○	1			原水							
H26-015	-01	H26.06	岩手県	盛岡市上下水道局	上水道	中津川	地表水	中津川取水場		○	○			60484	0.1度以下	○	1			原水							
H26-016	-01	H26.07	大阪府	大阪府	簡易水道	石川系水越川上流支川	地表水	青筋浄水場	レベル4	○	○			90	0.1度以下			○	1	原水							
H26-017	-01	H26.07	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場		○	○			127000	不明			○	1	原水							
H26-018	-01	H26.07	香川県	琴平町水道事業/琴平町	上水道	堀池水源池	地表水	五条浄水場	レベル3	○	○			9000	0.1度以下	○	1			原水							
H26-019	-01	H26.07	神奈川県	横浜市水道局	上水道	道志川	地表水	青山ざいじ出口				○		210000	0.1度以下	○	1			原水						浄水処理方法「膜ろ過」	
H26-020	-01	H26.07	東京都	東京都	上水道	-	地表水	三郷取水場	レベル4	○				1040000	0.1度以下			○	1	原水						・水源記載なし。 ・(給水範囲: 人口内訳) 金町浄水場: 2,500,000人、三編	

表 4-9 クリプトポリジウム等の検出状況 (7/11)

処理用連番	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄
										凝集 沈殿	急速ろ 過	緩速ろ 過	消毒の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)						
H26-021	-02	H26.07	東京都	東京都	上水道	-	地表水	秋ヶ瀬取水場			○			1040000		0.1度以下		○	1	原水						・水源記載なし。 ・(給水範囲(人口内訳)金町浄水場:2,500,000人、三浦
H26-022	-01	H26.07	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川	地表水		レベル4		○			398,101	0.1度以下			○	3	原水						
H26-023	-01	H26.07	北海道	島牧村	簡易水道	高田の川	伏流水	永豊地区の配水池	レベル3			○		1,500	不明	○	1			浄水						・水源種別「湧水」 ・(クリプトポリジウムの検出)原水からクリプトポリジ ・水道種別、浄水処理方法、給水範囲の人口について記 載なし。
H26-024	-01	H26.07	栃木県	栃木県	簡易水道	渡良瀬川水系思川河川水	地表水	栃木県栃木市大光寺橋付近						-	0.1度以下	○	2			原水						
H26-025	-01	H26.08	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			-	0.1度以下	○	3			原水						
H26-026	-01	H26.08	北海道	富良野市	用水供給	-	伏流水	富良野市宇山部24線地先				○		93	不明	○	2			原水						・水道種別の記載は「飲料水供給施設(西ヶ丘水道利用 組合)」 ・「経路」等の濃度の記載について一部矛盾がみられる。観 測時点で、台風11号の影響による施設破損の影響が疑う
H26-027	-01	H26.08	岐阜県	岐阜県	専用水道	貝月谷支流水源池	地表水	貝月リゾート水源:貝月谷支流	レベル4		○			800	0.1度以下	○	4	○	2	原水						
H26-028	-01	H26.08	千葉県	千葉県広域水道企業団	用水供給	江戸川	地表水			○	○			419,942	0.1度以下	○	2	○	2	原水						
H26-029	-01	H26.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場		○	○			65,000	0.1度以下			○	2	原水						
H26-030	-01	H26.08	大阪府	豊中市上下水道局	上水道	猪名川	伏流水	猪名川取水場		○	○			50,700	0.1度以下	○	1			原水						
H26-031	-01	H26.09	岐阜県	岐阜県	簡易水道	東谷水源	地表水	東谷水源取水施設			○			72	0.1度以下	○	1			原水						
H26-032	-01	H26.09	北海道	釧路市	簡易水道	訓子府支流川	地表水	秋田取水場	レベル4		○			195	0.1度以下	○	2			原水						
H26-033	-01	H26.09	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	小山取水場		○	○			231,672	0.1度以下			○	1	原水						
H26-034	-02	H26.09	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	地表水	板戸井取水場		○	○			231,672	0.1度以下			○	3	原水						
H26-035	-01	H26.09	東京都	東京都	上水道	-	地表水	麗浦浄水場水質試験室		○	○			2,025	0.1度以下			○	1	原水						
H26-036	-02	H26.09	東京都	東京都	上水道	-	不圧地下水(浅井戸)	沖村浄水場貯水井		○	○			463	0.1度以下			○	1	原水						
H26-037	-01	H26.09	東京都	東京都	上水道	-	地表水	榎原村 北秋川浄水場原水蛇口			○			2,330	0.1度以下	○	1			原水						浄水処理方法の記載は「MF膜ろ過法」
H26-038	-01	H26.09	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,290,000	0.1度以下			○	1	原水						
H26-039	-01	H26.09	長野県	長野県	簡易水道	汀ノ沢(なぎのさわ)水源	伏流水	水源				○		1,200	0.1度以下			○	1	原水						・水源種別「湧水」 ・発生時期は取水が行われた「H26.09」としたが、調査が
H26-040	-01	H26.10	群馬県	みどり市	上水道	利根川水系川口川	地表水	塩原浄水場 第1水源取水口	レベル4	○	○			49,624	0.1度以下	○	1			原水						
H26-041	-01	H26.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			-	0.1度以下	○	2			原水						・給水人口は記載なし。
H26-042	-01	H26.10	広島県	広島県	簡易水道	才乙水源	伏流水	才乙水源	レベル3			○		130	0.1度以下			○	1	原水						
H26-043	-01	H26.10	栃木県	栃木県	用水供給	鬼怒川河川水	地表水		レベル4					-	0.1度以下	○	2			原水						・浄水処理方法、給水範囲の人口は記載なし。
H26-044	-01	H26.10	千葉県	鎌子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	千葉県香取郡黒部町新田146番地地先		○	○			66,432	0.1度以下	○	1			原水						
H26-045	-01	H26.10	岐阜県	岐阜県	上水道	関ヶ原町藤古川ダム	地表水	岐阜県関ヶ原町藤古川浄水場(取水施設:浄水場内)	レベル4	○	○			3,000	0.1度以下	○	2			原水						
H26-046	-01	H26.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川	地表水		レベル4	○	○			398,101	0.1度以下			○	3	原水						
H26-047	-02	H26.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水		レベル4	○	○			264,689	0.1度以下			○	1	原水						
H26-048	-01	H26.10	東京都	東京都	上水道	-	地表水	秋ヶ瀬取水場			○			5,900,000	0.1度以下	○	1			原水						・水源名称は記載なし。 ・(給水範囲の人口内訳)東村山浄水場:2,600,000人
H26-049	-01	H26.10	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場		○	○			127,000	0.1度以下			○	1	原水						
H26-050	-01	H26.10	群馬県	富岡市	上水道	南牧川	地表水	群馬県下仁田町富岡第一取水口		○	○			46,375	0.1度以下			○	1	原水						
H26-051	-01	H26.10	東京都	東京都	上水道	-	地表水	川苔谷(東京都奥多摩町)			○	○		3,629,800	0.1度以下	○	1			原水						・水源名称は記載なし。 ・給水範囲の人口は0箇所(浄水場の合計、内訳は割
H26-052	-01	H26.11	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	地表水	富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○			154,000	0.1度以下	○	1			原水						
H26-053	-01	H26.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	瀬田川水系	地表水	飯泉取水管理事務所		○	○			-	0.1度以下			○	1	原水						・給水人口は記載なし。
H26-054	-01	H26.11	千葉県	千葉県広域水道企業団	上水道	江戸川	地表水			○	○			4,139,442	0.1度以下	○	2			原水						
H26-055	-01	H26.11	岐阜県	岐阜県	簡易水道	-	不圧地下水(浅井戸)	中神瀬第一取水	レベル3		○			927	0.1度以下	○	1			原水						
H26-056	-01	H26.11	北海道	北海道	上水道	石狩川水系千歳川	地表水	江別市ゆめみ野東町30番地地先			○			75,000	0.1度以下			○	1	原水						
H26-057	-01	H26.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水			○	○			260,208	0.1度以下			○	1	原水						
H26-058	-01	H26.11	千葉県	千葉県九十九里地域水道企業団	上水道	利根川	地表水	東金分水工		○	○			143,404	0.1度以下			○	5	原水						
H26-059	-01	H26.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川	地表水		レベル4	○	○			398,101	0.1度以下			○	3	原水						
H26-060	-01	H26.11	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系桐生川	地表水	上栗浄水場 駒滝取水口	レベル4	○	○			21,889	0.1度以下	○	1			原水						
H26-061	-01	H26.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			-	0.1度以下	○	2	○	1	原水						・給水人口は記載なし。
H26-062	-01	H26.12	岐阜県	岐阜県	用水供給	高原川支流呑谷	地表水	呑谷水源取水施設				○		27	0.1度以下	○	1			原水						
H26-063	-01	H26.12	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水		レベル4	○	○			765,677	0.1度以下	○	7			原水						
H26-064	-01	H26.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	地表水			○	○			195,509	0.1度以下			○	1	原水						
H27-001	-01	H27.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			-	0.1度以下	○	1	○	1	原水						・給水人口は記載なし。
H27-002	-01	H27.01	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小栗浄水場(取水場内:黒瀬川(利根川水系))	レベル4	○	○			1,290,000	0.1度以下	○	6			原水						
H27-003	-01	H27.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川水系利根川、鬼怒川	地表水		レベル4	○	○			455,717	0.1度以下	○	2	○	1	原水						
H27-004	-01	H27.01	岐阜県	岐阜県	上水道	関ヶ原町藤古川ダム	地表水		レベル4	○	○			3,000	0.1度以下	○	1			原水						
H27-005	-01	H27.01	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水及び伏流水)	地表水、伏流水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1,280,000	0.1度以下	○	1	○	1	原水						
H27-006	-01	H27.01	北海道	北海道(増毛町)	簡易水道	岩老川水系カワキの沢川	地表水	増毛町岩老 道有林12林班	レベル4			○		31	0.1度以下	○	1			原水						
H27-007	-01	H27.01	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場		○	○			127,000	0.1度以下	○	5			原水						
H27-008	-01	H27.01	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 印旛沼(湖沼)	地表水	印旛取水場	レベル1	○	○			315,000	0.1度以下	○	1			原水						

表 4-10 クリプトポリジウム等の検出状況 (8/11)

処理用連番	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄	
										凝集 沈殿	急速ろ 過	緩速ろ 過	消毒の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)							
H27-009	-01	H27.01	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 利根川	地表水	木下取水場		○	○			1,011,000	0.1度以下		○	1	原水								
H27-010	-01	H27.01	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	千葉県管取郡東庄町新宿1465番地地先		○	○			64,580	0.1度以下	○	1	原水									
H27-011	-01	H27.01	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系高田川	地表水	千葉県銚子市白石町80番地地先		○	○			64,580	0.1度以下	○	2	原水									
H27-012	-01	H27.01	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川水系利根川	地表水	群馬県利根川水系利根川	レベル4		○			406,263	0.1度以下		○	2	原水								
H27-013	-01	H27.01	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	三郷取水場(埼玉県三郷市新和)	レベル4		○			4,800,000	0.1度以下	○	8	○	1	原水							
H27-014	-01	H27.01	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	ダム放流水	地表水	大久保浄水場	レベル4	○	○			-	0.1度以下	○	2			原水						・給水人口は記載なし。	
H27-015	-01	H27.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	表流水場(千葉県山武郡芝山町芝山1751番地)	レベル4	○	○			61,638	0.1度以下	○	1			原水							
H27-016	-01	H27.01	長野県	(辰野町建設水道課)	飲料水供給施設	町沢水源(湧水)	水源	不圧地下水(浅井戸)					○	35	不明	○	1			原水							
H27-017	-01	H27.01	高知県	高知県	専用水道	表流水	地表水	不圧地下水(浅井戸)	レベル4			○		50	0.1度以下	○	1			原水							
H27-018	-01	H27.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			-	0.1度以下	○	2			原水						・給水人口は記載なし。	
H27-019	-01	H27.02	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小倉浄水場(取水場併 奥蔵部津川町(計473))	レベル4	○	○			1,290,000	0.1度以下	○	9	○	1	原水							
H27-020	-01	H27.02	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	ダム放流水	地表水	吉見浄水場	レベル4	○	○			-	0.1度以下	○	5			原水						・給水人口は記載なし。	
H27-021	-01	H27.02	岐阜県	岐阜県	上水道	一級河川 神瀬川	地表水	麻生取水場	レベル4					1,830	0.1度以下		○	1	原水							・浄水処理方法は「膜ろ過」	
H27-022	-01	H27.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			-	0.1度以下	○	2	○	8	原水						・給水人口は記載なし。	
H27-023	-01	H27.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	澁沼川、那珂川	地表水	不圧地下水(浅井戸)	レベル4	○	○			758,362	0.1度以下		○	1	原水								
H27-024	-01	H27.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	北千葉広域水道企業団取水口(北沢町七色町浄水場地先)	レベル4	○	○			4,155,481	0.1度以下	○	4	○	1	原水							
H27-025	-01	H27.02	北海道	北海道(上砂川町)	上水道	石狩川水系パンケ歌志内川	地表水	歌志内市宇西山44番1地先						4,610	0.1度以下	○	1			原水							
H27-026	-01	H27.02	岐阜県	岐阜県	上水道	室兼水源(浅井戸)	地表水	不圧地下水(浅井戸)	レベル3			○		131	0.1度以下	○	1			原水							
H27-027	-01	H27.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	地表水	表流水場(千葉県山武郡芝山町芝山1751番地)	レベル4	○	○			143,404	0.1度以下	○	3			原水							
H27-028	-01	H27.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	旧北上川	地表水	鹿又取水場		○	○	○		190,059	0.1度以下	○	1	○	1	原水							
H27-029	-01	H27.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川水系鬼怒川、利根川	地表水	不圧地下水(浅井戸)	レベル4	○	○			455,717	0.1度以下	○	3	○	3	原水							
H27-030	-01	H27.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	北千葉広域水道企業団取水口(北沢町七色町浄水場地先)	レベル4	○	○			4,155,481	0.1度以下	○	1	○	2	原水							
H27-031	-01	H27.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	豊野取水場(東京都葛飾区金町浄水場地先)	レベル4		○			4,800,000	0.1度以下	○	1			原水							
H27-032	-01	H27.02	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	表流水、(ダム放流水等)	地表水	新三郷浄水場 江戸川右岸	レベル4	○	○			-	0.1度以下	○	4	○	2	原水						・給水人口は記載なし。	
H27-033	-01	H27.02	神奈川県	横浜質市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000	0.1度以下	○	2			原水							
H27-034	-01	H27.02	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1,280,000	0.1度以下	○	4			原水							
H27-035	-01	H27.02	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川水系利根川	地表水	群馬県利根川水系利根川	レベル4	○	○			398,101	0.1度以下	○	6	○	8	原水							
H27-036	-01	H27.02	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	比謝川・長田川・北部河川・倉敷ダム	地表水	北谷浄水場原水	レベル4	○	○			400,000	0.1度以下	○	1			原水							・給水人口は記載なし。
H27-037	-01	H27.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			-	0.1度以下	○	1			原水							・給水人口は記載なし。
H27-038	-01	H27.03	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	千葉県管取郡東庄町新宿1465番地地先		○	○			65,922	0.1度以下	○	2			原水							
H27-039	-01	H27.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川、鬼怒川	地表水	不圧地下水(浅井戸)	レベル4	○	○			231,672	0.1度以下		○	4	原水								
H27-040	-01	H27.03	宮城県	宮城県	上水道	大淀川	地表水	不圧地下水(浅井戸)	レベル4	○	○			3,330,000	0.1度以下	○	1			原水							
H27-041	-01	H27.03	岐阜県	岐阜県	飛騨市神岡上水道	山田川支流穴谷水源	地表水	穴谷水源池				○		6,213	0.1度以下		○	1	原水								
H27-042	-01	H27.03	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	秋ヶ瀬取水場(埼玉県志木市宗園)				○		5,800,000	0.1度以下	○	3	○	1	原水							
H27-043	-01	H27.03	神奈川県	横浜質市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000	0.1度以下	○	1	○	1	原水							
H27-044	-01	H27.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,290,000	0.1度以下	○	2			原水							
H27-045	-01	H27.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小倉浄水場(取水場併 奥蔵部津川町(計473))	レベル4	○	○			1,290,000	0.1度以下	○	1			原水							
H27-046	-01	H27.01	福岡県	北九州市	専用水道	遠賀川、紫川、河内貯水池の混合原水(比)	地表水	新日隈住宅専用水道 戸畑浄水場		○	○			44,500	0.1度以下		○	1	原水								
H27-047	-01	H28.02	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	秋ヶ瀬取水場(埼玉県志木市宗園)				○		5,410,000	0.1度以下	○	3			原水							
H27-048	-01	H27.04	北海道	(南富良野町)	簡易水道	石狩川水系エホパカンベツ川支流一の沢	地表水	不圧地下水(浅井戸)	レベル4			○		95	0.1度以下	○	1			原水							
H27-049	-01	H27.04	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	表流水場(千葉県山武郡芝山町芝山1751番地)	レベル4	○	○			61,638	0.1度以下		○	1	原水								
H27-050	-01	H27.04	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	利根川水系利根川(栗山川)	レベル4	○	○			5,900,000	0.1度以下		○	2	原水								
H27-051	-01	H27.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			-	0.1度以下	○	1			原水						・給水人口は記載なし。	
H27-052	-01	H27.05	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	豊野取水場(東京都葛飾区金町浄水場地先)	レベル4	○	○			4,800,000	0.1度以下		○	1	原水								
H27-053	-01	H27.05	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	利根川取水事務所	レベル4	○	○			260,208	0.1度以下	○	1			原水							
H27-054	-01	H27.05	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	北千葉広域水道企業団取水口(北沢町七色町浄水場地先)	レベル4	○	○			4,155,481	0.1度以下	○	1			原水							
H27-055	-01	H27.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川	地表水	矢切取水場		○	○			650,000	0.1度以下		○	1	原水								
H27-056	-01	H27.06	栃木県	栃木県	用水供給	利根川水系鬼怒川河川水(原水)	地表水	不圧地下水(浅井戸)	レベル4					-	0.1度以下		○	1	原水							・浄水処理方法は記載なし。・給水人口は記載なし。	
H27-057	-01	H27.06	神奈川県	横浜質市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000	0.1度以下	○	1			原水							
H27-058	-01	H27.07	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	利根川取水事務所	レベル4	○	○			260,208	0.1度以下	○	1			原水							
H27-059	-01	H27.07	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場		○	○			127,000	0.1度以下		○	1	原水								
H27-060	-01	H27.08	愛媛県	愛媛県	上水道	表流水	地表水	北東部浄水場	レベル4			○		204	0.1度以下		○	1	原水								

表 4-12 クリプトポリジウム等の検出状況 (10/11)

処理用連番	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄
										凝集 沈殿	急速ろ 過	緩速ろ 過	消毒 のみ				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)						
H28-022	-01	H28.07	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道		○				265,903	0.1度以下	○	1	○	1	原水						
H28-023	-01	H28.07	北海道	北海道(羽根町)	簡易水道	白浜名無川	地表水	白浜浄水場		○	○			219	0.1度以下	○	1			原水						
H28-024	-01	H28.08	長野県	長野県	上水道	栗谷沢沢、一の沢、二の沢、黒川各水源	地表水	男女沢浄水場 着水井						15,380	0.1度以下	○	1			原水						*給水人口はFILE02より。
H28-025	-01	H28.08	新潟県	長岡市水道局	簡易水道	塩谷川支流	地表水	明道浄水場 着水井				○		300	0.1度以下			○	1	原水						
H28-026	-01	H28.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川	地表水	矢切取水場		○	○			690,000	0.1度以下			○	4	原水						
H28-027	-01	H28.08	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県第一水道						731,977	0.1度以下	○	4	○	2	原水						
H28-028	-01	H28.09	東京都	東京都	簡易水道	利根川水系(貯水池)	表流水	利根川浄水場(貯水池)						304	0.1度以下	○	1	○	2	原水						
H28-029	-01	H28.09	福井県	福井県	用水供給	丸根川水系系竹田川	表流水	丸根川浄水場		○	○			135,000	0.1度以下			○	1	原水						
H28-030	-01	H28.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○				0.1度以下			○	1	原水						*給水人口は記載なし。
H28-031	-01	H28.09	神奈川県	横浜質市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○			410,000	0.1度以下	○	1			原水						
H28-032	-01	H28.09	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	表流水	群馬県第二水道						760,198	0.1度以下	○	2			原水						
H28-033	-01	H28.09	千葉県	千葉市	専用水道	地下水	不圧地下水(汲井戸)	伊勢川浄水場(貯水池)					○	1,889	不明			○	7	原水						濁度記載なし
H28-034	-01	H28.10	愛媛県	愛媛県	簡易水道	上須成水源	表流水	大洲市上須成乙733-1				○		364	0.1度以下			○	1	原水						
H28-035	-01	H28.10	埼玉県	企業局	用水供給	表流水、(ダム放流水等)	表流水	吉見浄水場 荒川右岸		○	○			447,492	0.1度以下			○	1	原水						*給水人口はFILE02より。
H28-036	-01	H28.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所		○	○				0.1度以下			○	1	原水						*給水人口は記載なし。
H28-037	-01	H28.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	表流水	群馬県新田山田水道				○		265,903	0.1度以下			○	1	原水						
H28-038	-01	H28.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道						396,347	0.1度以下	○	1			原水						
H28-039	-01	H28.10	長野県	(伊那市高遠長谷水道課)	簡易水道	岩ノ沢水源(湧水)	その他	岩ノ沢水源 原水					○	100	不明			○	1	原水						
H28-040	-01	H28.11	神奈川県	横浜質市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○			410,000	0.1度以下	○	1			原水						
H28-041	-01	H28.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場		○	○			1,310,000	0.1度以下	○	1	○	1	原水						
H28-042	-01	H28.11	広島県	広島県企業局	用水供給	沼田川	表流水	本郷取水場取水口		○	○	○		730,000	0.1度以下			○	1	原水						
H28-043	-01	H28.11	東京都	東京都	上水道	-	表流水	金町浄水場 金町取水塔						2,715,000	0.1度以下			○	2	原水						
H28-043	-02	H28.11	東京都	東京都	上水道	-	表流水	朝霞浄水場 秋ヶ瀬取水塔						2,887,000	0.1度以下			○	2	原水						
H28-044	-01	H28.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○				0.1度以下	○	8	○	1	原水						*給水人口は記載なし。
H28-045	-01	H28.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口		○	○			4,220,073	0.1度以下			○	1	原水						
H28-046	-01	H28.11	大阪府	箕面市	上水道	-	表流水	箕面取水場				○		24,683	0.1度以下			○	10	原水						
H28-047	-01	H28.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所		○	○				0.1度以下			○	1	原水						*給水人口は記載なし。
H28-048	-01	H28.11	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場		○	○			1,280,000	0.1度以下	○	1			原水						
H28-049	-01	H28.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道						396,347	0.1度以下	○	2			原水						
H28-050	-01	H28.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水	利根川浄水場(取水口)		○	○			260,208	0.1度以下			○	1	原水						
H28-051	-01	H28.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○				0.1度以下	○	7			原水						
H28-052	-01	H28.12	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場		○	○			179,000	0.1度以下	○	1			原水						
H28-052	-02	H28.12	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場		○	○			154,000	0.1度以下	○	1			原水						
H28-053	-01	H28.12	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模湖	表流水	谷ヶ原浄水場		○	○			950,000	0.1度以下	○	1			原水						
H28-054	-01	H28.12	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水	表流水	群馬県第二水道						760,198	0.1度以下	○	1	○	1	原水						
H28-055	-01	H28.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水	利根川浄水場(取水口)		○	○			231,672	0.1度以下			○	1	原水						
H28-056	-01	H29.01	千葉県	千葉県	上水道	養老川水系 高滝ダム	表流水	高滝取水場				○		46,902	0.1度以下			○	3	原水						
H28-057	-01	H29.01	埼玉県	企業局	用水供給	-	表流水	庄和浄水場 江戸川右岸		○	○			1,145,451	0.1度以下	○	2	○	1	原水						*給水人口はFILE02より。
H28-058	-01	H29.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○				0.1度以下	○	3			原水						*給水人口は記載なし。
H28-059	-01	H29.01	千葉県	鎌子市	上水道	利根川水系黒部川	表流水	利根川浄水場(取水口)		○	○			62,419	0.1度以下	○	4			原水						
H28-060	-01	H29.01	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)		○	○			179,000	0.1度以下	○	3	○	1	原水						
H28-060	-02	H29.01	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)		○	○			154,000	0.1度以下	○	3			原水						
H28-061	-01	H29.01	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	表流水	中野台取水場		○	○			127,000	不明	○	1	○	1	原水						
H28-062	-01	H29.01	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所		○	○			1,310,000	0.1度以下	○	4			原水						
H28-063	-01	H29.01	神奈川県	横浜質市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○			410,000	0.1度以下	○	5			原水						
H28-064	-01	H29.01	東京都	東京都	上水道	-	表流水	東村山浄水場				○		5,887,000	0.1度以下			○	2	原水						
H28-065	-01	H29.01	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道				○		396,347	0.1度以下	○	3	○	2	原水						
H28-066	-01	H29.01	北海道	旭川市水道局	上水道	石狩川	表流水	石狩川浄水場		○	○			224,900	0.1度以下			○	0.25	原水						*「ジアルジアの濃度=1個/40L」と記載
H28-067	-01	H29.01	千葉県	南房総広域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	表流水	大多喜浄水場		○	○			198,064	0.1度以下	○	5			原水						
H28-068	-01	H29.01	埼玉県	企業局	用水供給	-	表流水	行田浄水場		○	○			1,748,900	0.1度以下	○	1	○	1	原水						*給水人口はFILE02より。
H28-069	-01	H29.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水	水海道浄水場 小山取水場						231,672	0.1度以下			○	1	原水						
H28-070	-01	H29.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	表流水	水海道浄水場 板戸井取水場						231,672	0.1度以下			○	2	原水						

表 4-13 クリプトポリジウム等の検出状況 (11/11)

処理用連番	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	備考欄
										凝 集 沈 殿	急 速 ろ 過	緩 速 ろ 過	消 毒 の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)						
H28-071	-01	H29.02	神奈川県	横浜管上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○			410,000	0.1度以下	○	5			原水						
H28-072	-01	H29.02	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場		○	○			1,310,000	0.1度以下	○	5			原水						
H28-073	-01	H29.02	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川	表流水	佐野浄水場取水口		○	○				0.1度以下	○	1			原水						「給水範囲の戸数=6,392戸」と記載
H28-074	-01	H29.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口		○	○			4,220,073	0.1度以下	○	1			原水						
H28-075	-01	H29.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川	表流水	矢切取水場		○	○			690,000	0.1度以下			○	1	原水						
H28-076	-01	H29.02	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水	表流水	群馬県央第一水道			○			731,977	0.1度以下	○	1			原水						
H28-077	-01	H29.03	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水	表流水	群馬県央第二水道			○			760,198	0.1度以下			○	1	原水						

5. 薬品基準等に関する各国の動向等の収集、整理

5-1. 各国における薬品基準等の概要

1) 日本

わが国では、主要な水道用薬品について日本水道協会（JWWA）規格と日本工業規格（JIS）がある。水道事業者は、これらの規格がある水道用薬品については、厚生労働省の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」や通知（「水道に使用する凝集剤、薬品等の取り扱いについて」昭和48年7月 環水第88号厚生省環境衛生局水道課長通知）に基づき規格品を使用している。

日本水道協会規格は水道事業者等の要請に基づき制定される自主規格であるが、水道の技術的問題に配慮して規定されており、水道事業者の購入仕様等において採用されている。

日本工業規格は工業標準化法に基づく国家規格であり、水道用硫酸アルミニウム及びポリ塩化アルミニウムについては主成分と重金属等について規格値を定めている。

(1) 日本水道協会（JWWA）規格

JWWA で制定している水道用薬品規格を表 5-1 に示す。

表 5-1 水道用薬品に関する日本水道協会（JWWA）規格

記号・番号	名 称	制定・改正	備 考
K103:1979	水道用アルギン酸ソーダ	1979/4/26改正	
K107:2005	水道用水酸化カルシウム（水道用消石灰）	2014/4/1改正	一部改正*
K108:2005	水道用炭酸ナトリウム（水道用ソーダ灰）	2014/4/1改正	一部改正*
K110:1975	水道用メタリン酸ナトリウム	1975/6/21改正	
K111:1967	水道用ベントナイト試験方法	1967/8/22制定	
K113:2005	水道用粉末活性炭	2014/4/1改正	一部改正*
K120:2008	水道用次亜塩素酸ナトリウム	2014/4/1改正	一部改正*
K121:1975	水道用ケイ酸ナトリウム溶液	1975/12/19制定	
K122:2005	水道用水酸化ナトリウム（水道用液体かせいソーダ）	2014/4/1改正	一部改正*
K126:1980	水道用ポリアクリルアミド	1980/6/28制定	
K134:2005	水道用濃硫酸	2014/4/1改正	一部改正*
K154:2005	水道用ポリ塩化アルミニウム（水道用塩基性塩化アルミニウム）	2014/4/1改正	一部改正*
K155:2005	水道用硫酸アルミニウム（水道用硫酸ばんど）	2014/4/1改正	一部改正*
K159:2010	水道用ポリシリカ鉄	2010/4/1制定	

*一部改正：水道水質基準の改正に伴う改正である

(2) 日本工業規格 (JIS)

水道用薬品についての JIS は、表 5-2 に示す硫酸アルミニウムとポリ塩化アルミニウムがある。

表 5-2 水道用薬品に関する日本工業規格 (JIS)

記号・番号	名 称	制定・改正
K1475	水道用ポリ塩化アルミニウム (水道用塩基性塩化アルミニウム)	2006/3/25改正
K1450	水道用硫酸アルミニウム (水道用硫酸ばんど)	2006/3/25改正

2) アメリカ

アメリカでは、主要な水道用薬品についてアメリカ水道協会 (AWWA) 及び NSF (National Sanitation Foundation International: アメリカ衛生財団) が規格を定めており、これらの規格がアメリカ規格協会 (ANSI) で採用され国家標準となっている。

(1) アメリカ水道協会 (AWWA) 規格

AWWA で制定している水道用薬品規格を表 5-3 に示す。ANSI/AWWA 規格では、主成分や外観、形状、比重等の物理的性状が規定されており、重金属類の安全性については ANSI/NSF 規格で規定されている。

表 5-3 水道用薬品に関するアメリカ水道協会 (AWWA) 規格

記号・番号	名 称	改正
B200	塩化ナトリウム	2012
B201	ソーダ灰	2013
B202	生石灰、消石灰	2013
B300	次亜塩素酸	2011
B301	液体塩素	2010
B302	硫安	2010
B303	亜塩素酸ナトリウム	2010
B304	液体酸素	2014
B305	無水アンモニア	2006
B306	アクアアンモニア (液体水酸化アンモニウム)	2007
B402	硫酸鉄	2012
B403	硫酸アルミニウム	2009
B404	液体ケイ酸ナトリウム	2014
B405	アルミン酸ナトリウム	2006
B406	硫酸鉄	2014
B407	液体塩化第二鉄	2012
B408	液体ポリ塩化アルミニウム	2010
B451	ポリジアリルジメチルアンモニウムクロライド	2010

表 5-3 水道用薬品に関するアメリカ水道協会 (AWWA) 規格

記号・番号	名 称	改正
B452	EPI-DMA ポリアミン	2014
B453	ポリアクリルアミド	2013
B501	水酸化ナトリウム (苛性ソーダ)	2013
B502	ポリリン酸ナトリウム (ヘキサメタリン酸ナトリウム)	2011
B503	トリポリリン酸ナトリウム	2011
B504	リン酸一ナトリウム (無水)	2012
B505	リン酸二ナトリウム (無水)	2012
B506	オルトリン酸亜鉛	2013
B510	二酸化炭素	2012
B511	水酸化カリウム	2010
B512	二酸化硫黄	2008
B550	塩化カルシウム	2010
B600	粉末活性炭	2010
B601	メタ重亜硫酸ナトリウム	2011
B602	硫酸銅	2008
B603	過マンガン酸塩	2010
B701	フッ化ナトリウム	2011
B702	ヘキサフルオロケイ酸ナトリウム	2011
B703	ヘキサフルオロケイ酸	2011

(2) NSF 規格

NSF で制定している水道用薬品規格を表 5-4 に示す。

NSF は第三者認証や試験・規格開発を行う、ミシガン州法に基づく非営利の法人組織である。規格開発に関しては、製造事業者や規制当局、消費者の代表で構成される委員会で策定されている。

水道用薬品の NSF 規格は ANSI/NSF60 (飲料水処理用薬品－健康影響) である。この規格は、浄水処理薬品から飲料水に直接添加される化学物質や汚染物質及び不純物について、健康影響にかかわる最小要件とその評価手法を定めており、JIS や後述の EN 規格のように化学物質等の許容含有量を定めるものではない。また、浄水処理薬品としての性能や臭味の要件を定めるものでもない。この規格で扱われている薬品は、凝集剤及びフロック形成剤、軟化剤、沈殿剤、金属イオン封鎖剤、pH 調整剤、腐食又はスケール防止剤、消毒及び酸化剤、処理薬品及び給水のための薬品が記載されているが、記載されたものに限定されるわけではなく、その他の水道用に使用される薬品類について適用可能である。

なお、粉末活性炭については ANSI/NSF61 (飲料水処理システム構成要素－健康影響) で規定されている。

アメリカの多くの州でこれら規格に適合する薬品の使用が義務づけられている。なお、わが国の給水装置の浸出性能基準は、NSF61に準拠しつつ、わが国の水道水質や給水装置の使用実態、試験の簡便性等を考慮して修正が加えられている。

表 5-4 水道用薬品等に関する NSF 規格

記号・番号	名 称	改正
NSF60	Drinking Water Treatment Chemicals - Health Effects (飲料水処理用薬品－健康影響)	2013 (追加増補)
NSF61	Drinking Water System Components- Health Effects (飲料水処理システム構成要素－健康影響)	2014

3) ヨーロッパ

ヨーロッパにおいては EN (European Norm) 規格がある。この規格は CEN (European Committee for Standardization : ヨーロッパ標準化委員会) により制定される地域規格であるが、CEN 構成国 (表 5-5 参照) においては、競合する国家規格を廃止して EN 規格を採用することが義務付けられている。従って、硫酸アルミニウムを例にすると、イギリス規格の「BS EN 878」とドイツ規格の「DIN EN 878」の内容は全く同一である。

水道用薬品に関する EN 規格を表 5-6 に示す。

表 5-5 CEN (ヨーロッパ標準化委員会) 構成国

オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、マケドニア、トルコ、イギリス (2014年3月現在)

表 5-6 水道用薬品に関する EN 規格

記号・番号	名 称	改正	記号・番号	名 称	改正
EN878	硫酸アルミニウム	2004/6	EN883	ポリ塩化アルミニウム	2004/11
EN896	水酸化ナトリウム	2013/2	EN897	炭酸ナトリウム	2013/2
EN900	次亜塩素酸カルシウム	2007/11	EN899	硫酸	2009/3
EN901	次亜塩素酸ナトリウム	2013/8	EN973	食塩	2009/8
EN12903	粉末活性炭	2009/3	EN1209	ケイ酸ナトリウム	2003/12
EN939	塩酸	2009/1	EN937	液化塩素	2009/6
EN12386	硫酸銅	2012/11	EN12672	過マンガン酸カリウム	2008/7
EN888	塩化第二鉄	2004/11	EN890	硫酸第二鉄	2012/8
EN1407	ポリアクリルアミド (アニオン)	2008/1	EN1410	ポリアクリルアミド (カチオン)	2008/1
EN12671	二酸化塩素	2009/1	EN938	亜塩素酸ナトリウム	2009/1
EN12120	亜硫酸水素ナトリウム	2013/1	EN12124	亜硫酸ナトリウム	2013/2

4) 中国

中国では、SAC (Standardization Administration of China : 中国標準化管理委員会) により作成される GB 規格 (Guojia Biaozhun : 国家標準) がある。GB 規格は強制力の異なる次の 2 種類がある。

- ・ GB : 強制規格
- ・ GB/T : 推奨 (任意) 規格

水処理用薬品に関する GB 規格を表 5-7 に示す。飲料水処理用の薬品については、強制規格としてポリ塩化アルミニウム (GB 15892) が制定されているのみである。なお、表 5-7 に挙げた規格に限らず、国際規格や他国規格と整合が図られている規格も多く、ポリ塩化アルミニウム (GB 15892) については JIS との整合が図られている。

表 5-7 水処理用薬品に関する GB 規格

規格番号	名称	改正・制定	備考	国際整合
GB 15892	ポリ塩化アルミニウム	2009/4/8 改正	飲料水処理用	JIS K 1475:2006
GB 4482	塩化第二鉄	2006/3/14 改正	水処理用*	ANSI/AWWA B407:1998
GB 10531	硫酸鉄	2006/3/14 改正	水処理用*	
GB 14591	ポリ硫酸鉄	2006/3/14 改正	水処理用*	
GB 17514	ポリアクリルアミド	2008/9/18 改正	水処理用*	

※これらには I 類と II 類があり、I 類が飲用水処理用である。

【出典】 SAC HP GB database

(<http://220.194.5.109/stdlinfo/servlet/com.sac.sacQuery.GjbczxServlet>)

5) 韓国

韓国では、飲水管理法第 36 条に基づき、環境省告示 (第 2009-186 号) により水処理剤の基準・規格が定められている。環境省告示により性状や成分含有量等が定められている薬品は表 5-8 に示すとおりである。このほかでは、韓国水道協会 (KWWA) 規格がある (表 5-9 参照)。また、わが国の JIS に相当する KS 規格 (Korean Industrial Standards : 韓国工業規格) もあるが、水処理用薬品の成分量や含有物質量を規定する規格は存在しない。

表 5-8 韓国環境省告示で規格・基準が定められている水処理薬品

ポリ塩化アルミニウム、硫酸アルミニウム、アルギン酸ナトリウム、
 ポリ硫酸ケイ酸アルミニウム、ポリアルミニウムヒドロキシクロケイ酸塩、硫酸鉄、
 塩化第二鉄 (液体)、EPI-DMA (ポリアミン)、ポリ水酸化塩化硫酸アルミニウム、
 高濃度次亜塩素酸、次亜塩素酸ナトリウム、二酸化塩素、過酸化水素、腐食抑制剤、
 水酸化カルシウム、活性炭、硫酸銅、水酸化ナトリウム、硫酸、安定化二酸化塩素、
 二酸化炭素

表 5-9 水道用薬品に関する韓国水道協会 (KWWA) 規格

記号・番号	名 称	改正
M 100	水道用アルギン酸ソーダ	2009/9/10
M 102	水道用ソーダ灰	2009/9/10
M 103	水道用メタリン酸ナトリウム	2009/9/10
M 104	水道用ベントナイト試験方法	2009/9/10
M 105	水道用粉末活性炭試験方法	2009/9/11
M 106	水道用次亜塩素酸ナトリウム	2009/9/11
M 107	水道用ケイ酸ナトリウム溶液	2009/9/11
M 108	水道用ポリアクリル アミド	2009/9/11
M 109	水道用濃硫酸	2009/9/11
M 110	水道用二酸化塩素溶液	2009/9/11
M 111	水道用液体塩素	2009/9/11
M 112	水道用硫酸銅	2013/5/30

5-2. 各国における水道用薬品の現行基準・規格

各国における水道用薬品の現行基準・規格を一覧にして表 5-10～表 5-12 に示す。

表 5-10 水道用薬品の規格値 (1)

【凝集剤 (アルミニウム系)】

水道用薬品		硫酸アルミニウム								ポリ塩化アルミニウム									
No.	年	JWWA K155 2005		JIS K1450 2006		EN878 2004			韓国環境省告示2009-186 2009		JWWA K154 2005	JIS K1475 2006	EN883 2004			韓国環境省告示 2009-186 2009	GB15892 2009		
		固体	液体	固体	液体	タイプ1	タイプ2	タイプ3	固体	液体	タイプ1	タイプ2	タイプ3	固体	液体				
ヒ素	最大値	—	—	4 ppm	2 ppm	14 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	100 mg/kg of Al	20 ppm	10 ppm	—	1 ppm	14 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	100 mg/kg of Al	5 ppm	0.0002 %		
カドミウム	最大値	—	—	2.0 ppm	1.0 ppm	3 mg/kg of Al	50 mg/kg of Al	100 mg/kg of Al	4 ppm	2 ppm	—	1 ppm	3 mg/kg of Al	50 mg/kg of Al	100 mg/kg of Al	2 ppm	0.0002 %		
クロム	最大値	—	—	10 ppm	5 ppm	30 mg/kg of Al	700 mg/kg of Al	1000 mg/kg of Al	20 ppm	10 ppm	—	5 ppm	30 mg/kg of Al	700 mg/kg of Al	1000 mg/kg of Al	10 ppm	0.0005 %		
水銀	最大値	—	—	0.2 ppm	0.1 ppm	4 mg/kg of Al	10 mg/kg of Al	20 mg/kg of Al	0.4 ppm	0.2 ppm	—	0.1 ppm	4 mg/kg of Al	10 mg/kg of Al	20 mg/kg of Al	0.2 ppm	0.00001 %		
ニッケル	最大値	—	—	—	—	20 mg/kg of Al	700 mg/kg of Al	1000 mg/kg of Al	—	—	—	—	20 mg/kg of Al	700 mg/kg of Al	1000 mg/kg of Al	—	—		
鉛	最大値	—	—	10 ppm	5 ppm	40 mg/kg of Al	200 mg/kg of Al	800 mg/kg of Al	20 ppm	10 ppm	—	5 ppm	40 mg/kg of Al	200 mg/kg of Al	800 mg/kg of Al	10 ppm	0.001 %		
アンチモン	最大値	—	—	—	—	20 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	120 mg/kg of Al	—	—	—	—	20 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	120 mg/kg of Al	—	—		
セレン	最大値	—	—	—	—	20 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	120 mg/kg of Al	—	—	—	—	20 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	120 mg/kg of Al	—	—		
シアン	最大値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
アンモニア性窒素	最大値	—	—	300 ppm	100 ppm	—	—	—	0.03 %	0.01 %	—	100 ppm	—	—	—	0.01 %	—		
硫酸イオン	最大値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.5 %	3.5 %	—	—	—	3.5 %	—		
鉄	最大値	—	—	600 ppm	200 ppm	—	—	—	1 %	0.3 %	—	100 ppm	—	—	—	0.01 %	—		
マンガン	最大値	—	—	25 ppm	15 ppm	—	—	—	50 ppm	25 ppm	—	15 ppm	—	—	—	25 ppm	—		
ふっ素イオン	最大値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他		外観、酸化アルミニウム、pH値、不溶分		外観、酸化アルミニウム、pH値、不溶分		各金属はアルミニウム(mg/kg)あたりの値			酸化アルミニウム、pH値、不溶分		外観、比重、酸化アルミニウム、塩基度、pH値		各金属はアルミニウム(mg/kg)あたりの値			酸化アルミニウム、pH値、塩基度		塩基度、密度、不溶分、pH値	

【凝集剤 (鉄系、ポリマー)、凝集助剤】

水道用薬品		塩化第二鉄				硫酸第二鉄			硫酸鉄	ポリ硫酸鉄	ポリアクリルアミド			ケイ酸ナトリウム					
No.	年	EN888 2004		韓国環境省告示 2009-186 2009	GB4482 I類(飲料水用) 2006	EN890 2012			韓国環境省告示 2009-186 2009	GB10531 I類(飲料水用) 2006	GB14591 I類(飲料水用) 2006		JWWA K126 1980	EN1407 EN1410 1998	GB17514 I類(飲料水用) 2008	JWWA K121 1975	EN1209 2003		
		タイプ1	タイプ2	タイプ3	固体	液体	タイプ1	タイプ2	タイプ3	液体	固体	液体	固体	液体	固体	液体			
ヒ素	最大値	20 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg of Fe(III)	50 mg/kg of Fe(III)	80 ppm	0.0004 %	0.0002 %	1 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg of Fe(III)	50 mg/kg of Fe(III)	50 ppm	0.0001 %	0.0001 %	0.0002 %	—	—	—	5 ppm	9 mg/kg
カドミウム	最大値	1 mg/kg of Fe(III)	25 mg/kg of Fe(III)	50 mg/kg of Fe(III)	20 ppm	0.0002 %	0.0001 %	1 mg/kg of Fe(III)	25 mg/kg of Fe(III)	50 mg/kg of Fe(III)	10 ppm	—	0.0001 %	0.0002 %	2 ppm	—	—	2 ppm	15 mg/kg
クロム	最大値	50 mg/kg of Fe(III)	350 mg/kg of Fe(III)	500 mg/kg of Fe(III)	80 ppm	0.001 %	0.0005 %	100 mg/kg of Fe(III)	350 mg/kg of Fe(III)	500 mg/kg of Fe(III)	50 ppm	—	0.0005 %	0.0005 %	—	—	—	—	9 mg/kg
水銀	最大値	0.3 mg/kg of Fe(III)	5 mg/kg of Fe(III)	10 mg/kg of Fe(III)	3 ppm	0.00002 %	0.00001 %	0.1 mg/kg of Fe(III)	5 mg/kg of Fe(III)	10 mg/kg of Fe(III)	2 ppm	—	0.00001 %	0.00001 %	1 ppm	—	—	0.2 ppm	3 mg/kg
ニッケル	最大値	60 mg/kg of Fe(III)	350 mg/kg of Fe(III)	500 mg/kg of Fe(III)	—	—	—	300 mg/kg of Fe(III)	350 mg/kg of Fe(III)	500 mg/kg of Fe(III)	—	—	—	—	—	—	—	—	9 mg/kg
鉛	最大値	35 mg/kg of Fe(III)	100 mg/kg of Fe(III)	400 mg/kg of Fe(III)	80 ppm	0.002 %	0.001 %	10 mg/kg of Fe(III)	100 mg/kg of Fe(III)	400 mg/kg of Fe(III)	50 ppm	0.0005 %	0.0005 %	0.001 %	20 ppm	—	—	10 ppm	30 mg/kg
アンチモン	最大値	10 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg of Fe(III)	60 mg/kg of Fe(III)	—	—	—	10 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg of Fe(III)	60 mg/kg of Fe(III)	—	—	—	—	—	—	—	—	33 mg/kg
セレン	最大値	10 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg of Fe(III)	60 mg/kg of Fe(III)	20 ppm	—	—	1 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg of Fe(III)	60 mg/kg of Fe(III)	10 ppm	—	—	—	—	—	—	—	60 mg/kg
シアン	最大値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15 mg/kg
アンモニア性窒素	最大値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
硫酸イオン	最大値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	750 mg/kg
鉄	最大値	—	—	—	9.6~16.2 %	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.02 %	300 mg/kg
マンガン	最大値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ふっ素イオン	最大値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	150 mg/kg
その他		ケレート*1 0.5% 2.5%		ケレート*2 1% 2.5%	ケレート*3 2% 2.5%	鉄(II)、遊離酸	塩化第一鉄、不溶分、遊離酸、不溶分			ケレート*1 0.5% 2.5%	ケレート*2 1% 2.5%	ケレート*3 2% 2.5%	鉄(III)、鉄(II)、遊離酸、不溶分	二酸化チタン、不溶分、遊離酸	密度、還元性物質、塩基度、pH値	アクリルアミド*モノマー 0.05%	アクリルアミド*モノマー 200mg/kg	アクリルアミド*モノマー 0.025%	比重、二酸化ケイ素、酸化ナトリウム、不溶分

表 5-11 水道用薬品の規格値 (2)

【アルカリ剤、酸剤】

水道用薬品		水酸化ナトリウム			炭酸ナトリウム		水酸化カルシウム			硫酸		塩酸			
		JWWA K122 2005	EN896 2013		韓国環境省告示 2009-186 2009	JWWA K108 2005	EN897 2013	JWWA K107 2005	韓国環境省告示2009-186 2009		JWWA K134 2005	EN899 2009	韓国環境省告示 2009-186 2009	EN939 2009	
		タイプ1	タイプ2				タイプ1	タイプ2					タイプ1	タイプ2	
ヒ素	最大値	—	2 mg/kg	10 mg/kg	2 ppm	—	2 mg/kg	—	5 ppm	5 ppm	—	0.4 mg/kg	10 ppm	3 mg/kg	10 mg/kg
カドミウム	最大値	—	1 mg/kg	5 mg/kg	2 ppm	—	2 mg/kg	—	5 ppm	5 ppm	—	0.1 mg/kg	2 ppm	1 mg/kg	5 mg/kg
クロム	最大値	—	1 mg/kg	10 mg/kg	5 ppm	—	2 mg/kg	—	50 ppm	50 ppm	—	4 mg/kg	10 ppm	3 mg/kg	10 mg/kg
水銀	最大値	—	0.1 mg/kg	1 mg/kg	0.2 ppm	—	0.1 mg/kg	—	0.2 ppm	0.2 ppm	—	0.1 mg/kg	0.4 ppm	0.5 mg/kg	3 mg/kg
ニッケル	最大値	—	2 mg/kg	10 mg/kg	—	—	2 mg/kg	—	—	—	—	4 mg/kg	—	3 mg/kg	10 mg/kg
鉛	最大値	—	5 mg/kg	20 mg/kg	10 ppm	—	2 mg/kg	—	20 ppm	20 ppm	—	4 mg/kg	10 ppm	3 mg/kg	20 mg/kg
アンチモン	最大値	—	5 mg/kg	5 mg/kg	—	—	—	—	—	—	—	1 mg/kg	—	1 mg/kg	10 mg/kg
セレン	最大値	—	5 mg/kg	5 mg/kg	—	—	—	—	—	—	—	1 mg/kg	—	5 mg/kg	10 mg/kg
鉄	最大値	—	—	—	—	—	20 mg/kg	—	—	—	—	100 mg/kg	0.02 %	170 mg/kg	170 mg/kg
二酸化硫黄	最大値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100 mg/kg	—	—	—
その他		外観、水酸化ナトリウム、塩化ナトリウム	塩化ナトリウム2.4% 炭酸ナトリウム0.4% 塩素酸ナトリウム0.7%			外観、全アルカリ、加熱減量	不溶分	外観、酸化カルシウム、ふるい残分	ふるい残分		硫酸分	強熱減量	有機ハロゲン化合物 (塩素換算) 17mg/kg		

【塩素剤、食塩 (生成次亜塩素酸ナトリウム原料)】

水道用薬品		次亜塩素酸カルシウム		次亜塩素酸ナトリウム						食塩	
		EN900 2000		JWWA K120 2010				EN901 2013		韓国環境省告示 2009-186 2009	EN973 2009
		タイプ1	タイプ2	特級	一級	二級	三級	タイプ1	タイプ2		
ヒ素	最大値	5 mg/kg of Cl	10 mg/kg of Cl	—	—	—	—	1 mg/kg of Cl	5 mg/kg of Cl	1 ppm	13 mg/kg
カドミウム	最大値	5 mg/kg of Cl	10 mg/kg of Cl	—	—	—	—	2.5 mg/kg of Cl	5 mg/kg of Cl	1 ppm	1.3 mg/kg
クロム	最大値	15 mg/kg of Cl	15 mg/kg of Cl	—	—	—	—	2.5 mg/kg of Cl	5 mg/kg of Cl	2 ppm	13 mg/kg
水銀	最大値	5 mg/kg of Cl	7 mg/kg of Cl	—	—	—	—	3.5 mg/kg of Cl	5 mg/kg of Cl	0.2 ppm	0.26 mg/kg
ニッケル	最大値	8 mg/kg of Cl	10 mg/kg of Cl	—	—	—	—	2.5 mg/kg of Cl	10 mg/kg of Cl	—	13 mg/kg
鉛	最大値	15 mg/kg of Cl	15 mg/kg of Cl	—	—	—	—	15 mg/kg of Cl	15 mg/kg of Cl	1 ppm	13 mg/kg
アンチモン	最大値	15 mg/kg of Cl	15 mg/kg of Cl	—	—	—	—	20 mg/kg of Cl	25 mg/kg of Cl	—	2.6 mg/kg
セレン	最大値	20 mg/kg of Cl	20 mg/kg of Cl	—	—	—	—	20 mg/kg of Cl	25 mg/kg of Cl	—	2.6 mg/kg
臭素酸	最大値	2.1 g/kg of Cl	4.2 g/kg of Cl	10 mg/kg	50 mg/kg	100 mg/kg	100 mg/kg	—	—	—	—
塩素酸	最大値	—	—	2,000 mg/kg	4,000 mg/kg	10,000 mg/kg	10,000 mg/kg	—	—	—	—
塩化ナトリウム	最大値	—	—	2 %	4 %	4 %	12.5 %	—	—	—	—
臭素酸ナトリウム	最大値	—	—	—	—	—	—	2.5 g/kg of Cl	5 g/kg of Cl	—	—
その他		単位は、有効塩素1kgあたりを表す			製品Ⅰは有効塩素12%以上、製品Ⅱは有効塩素12%未満。 製品Ⅱの各値は、製品Ⅰの値を有効塩素により案分。				単位は、有効塩素1kgあたりを表す		遊離7%カリ

表 5-12 水道用薬品の規格値 (3)

【酸化剤】

水道用薬品		過酸化水素	過マンガン酸カリウム	二酸化塩素		亜塩素酸ナトリウム	
No.		韓国環境省告示 2009-186	EN12672	EN12671	韓国環境省告示 2009-186	EN938	
年		2009	2008	2009	2009	2009	
						タイプ 1	タイプ 2
ヒ素	最大値	1 mg/kg	20 mg/kg	—	—	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg
カドミウム	最大値	1 mg/kg	50 mg/kg	—	—	1.5 mg/kg	7.5 mg/kg
クロム	最大値	1 mg/kg	50 mg/kg	—	—	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg
水銀	最大値	1 mg/kg	10 mg/kg	—	—	1.1 mg/kg	3.7 mg/kg
ニッケル	最大値	—	50 mg/kg	—	—	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg
鉛	最大値	1 mg/kg	50 mg/kg	—	—	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg
アンチモン	最大値	—	50 mg/kg	—	—	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg
セレン	最大値	1 mg/kg	50 mg/kg	—	—	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg
その他		蒸発残留物 300mg/kg リン酸塩 60mg/kg 遊離酸 0.05%		原材料による	製造基準	塩素酸ナトリウム40g/kg 硝酸ナトリウム1g/kg	

【還元剤、その他】

水道用薬品		亜硫酸水素ナトリウム	亜硫酸ナトリウム	粉末活性炭			硫酸銅	
No.		EN12120	EN12124	JWWA K113	EN12903	韓国環境省告示 2009-186	EN12386	韓国環境省告示 2009-186
年		2012	2013	2005	2009	2009	2012	2009
ヒ素	最大値	1 mg/kg ^{**}	1 mg/kg	—	10 mg/kg as dry	2 ppm	5 mg/kg	3 ppm
カドミウム	最大値	1 mg/kg ^{**}	1 mg/kg	—	5 mg/kg as dry	1 ppm	10 mg/kg	—
クロム	最大値	1 mg/kg ^{**}	1 mg/kg	—	50 mg/kg as dry	—	5 mg/kg	—
水銀	最大値	1 mg/kg ^{**}	0.5 mg/kg	—	1 mg/kg as dry	—	0.1 mg/kg	—
ニッケル	最大値	1 mg/kg ^{**}	1 mg/kg	—	20 mg/kg as dry	—	100 mg/kg	—
鉛	最大値	5 mg/kg ^{**}	2 mg/kg	—	10 mg/kg as dry	10 ppm	70 mg/kg	10 ppm
アンチモン	最大値	1 mg/kg ^{**}	2 mg/kg	—	5 mg/kg as dry	—	1 mg/kg	—
セレン	最大値	1 mg/kg ^{**}	1 mg/kg	—	10 mg/kg as dry	—	1 mg/kg	—
シアン	最大値	—	—	—	50 mg/kg as dry	—	—	—
多環芳香族炭化水素	最大値	—	—	—	0.2 mg/kg as dry	—	—	—
鉄	最大値	—	—	—	—	—	200 mg/kg	0.1 %
その他		※単位は、 40%NaHSO ₃ あたり		フェノール価、ABS価、 メチレンブルー脱色力、 よう素吸着性能、 pH値、塩化物イオン、 電気伝導率、乾燥減量、 ふるい残分	亜鉛0.002% 灰分、水分	塩化物0.5%、 亜鉛50ppm、 pH値、ふるい 残分、乾燥重 量、フェノール樹脂、 ABS樹脂、メチレン ブルー脱色力、よう 素吸着能	不溶分、水分、遊 離硫酸	不溶分

6. 国内外の最新の毒性情報等の収集・整理他

6-1. 業務目的

水質基準は、常に最新の科学的知見に従って見直しが必要なものであることから、逐次改正方式の実効性を高めるため、平成 15 年 10 月に水質基準逐次改正検討会（以下「逐次改正検討会」という。）が設置され、水質基準項目等の見直しが進められている。

これらの見直し及びその対応方針の策定に当たっては、健康リスク評価に関する疫学知見や動物実験等の科学的知見に基づき、また、海外機関による毒性評価等を踏まえて検討を行うことが望ましい。

本調査業務においては、報告書「平成 27 年度水道水及び水道用薬品等に関する調査業務」（以下「H27 年度調査業務」という）をベースに、水道法の水質基準等に係る国内外の最新の毒性情報等の収集・整理、要検討項目の対象とする物質に係る検討、我が国の現行の水質基準等に関する情報の収集・整理等を行うことにより、もって水道水における有害物質の健康影響等の最新の情報を集約・更新するとともに、水質基準等について最新の科学的知見に基づく基準値・目標値等の設定及び変更や分類の見直しの検討に資することを目的とした。

6-2. 業務内容

・国内外の最新の毒性情報等の収集・整理（仕様書業務内容(5)）

（ア）我が国の現行の水質基準等（水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目及び農薬類（※1）等をいう。以下同じ。）に係る内閣府食品安全委員会における検討結果（平成 28 年 3 月以降に評価結果が公表されたものに限る。）を収集・整理し、これまでの評価結果の一覧（H27 年度調査業務：表 6-3）を更新した。ここで、知見の整理には以下を含めた。

- ・分類、評価品目名、評価要請文書受理日、評価結果通知日
- ・水道法における分類（水質基準項目等の別）、通し番号
- ・耐容一日摂取量及びその設定根拠

※1 農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬リスト 120 物質、要検討農薬類 16 物質及びその他農薬類 84 物質のことをいう。

（イ）海外諸国・機関（米国、欧州、カナダ、オーストラリア、韓国、中国、WHO）における基準値・目標値等（H27 年度調査業務：表 6-5～表 6-10）を更新し、我が国の現行の水質基準等の間で基準値・目標値等の比較を行った。

（ウ）我が国の現行の水質基準等と比較していずれかの海外諸国・機関で基準値・目標値等に相違点のあった物質（※2）について、知見を整理し、我が国の現行の水質

基準等との間で耐容一日摂取量等の設定根拠・考え方の比較を行った。ここで、知見の整理には以下を含めることとした。

- ・基準値・目標値等の算定根拠となった主たる疫学及び動物実験等のデータ
- ・基準値・目標値等の導出方法（不確実係数、耐容一日摂取量、寄与率等）
- ・その他、基準値・目標値等の導出に当たり用いられた対象物質の物性、水道水及び環境水中の挙動、測定手法、処理技術等の情報

※2 我が国の方が基準値・目標値等の数値が大きい（基準が緩い）ものに限る。

また、厚生労働省担当官の指定により下記項目を実施した。

(エ) 農薬のヒト健康影響の系統毎の整理

(オ) ・ニッケルの毒性評価、暴露評価の最新知見(平成 24 年度まとめ以降)の整理

- ・ Codex Standard (Natural Mineral Water) および EU 飲料水指令の基準値と、WHO ガイドライン値の相違について

(カ) PFOS 及び PFOA 勧告値の最新状況の整理

上記 3 項目は、6-6、6-7、6-8 章に整理した。

・水質基準に関する情報の更新 (仕様書業務内容(6))

H27 年度調査業務において整理した我が国の現行の水質基準等の関連情報を、以下の (ア) 及び (イ) のとおり更新した。

(ア) 我が国の現行の水質基準等について、基準値・目標値等、評価値に関連した検討状況、課題及び留意事項等の関連情報 (H27 年度調査業務：表 6-12～6-18) を更新した。「評価値に関連したその後の検討」欄については、平成 29 年 2 月 28 日時点での情報に更新した。

(イ) 我が国の現行の水質基準等について、H27 年度調査業務において作成したデータベース (excel 形式) を更新した。

・基礎情報収集対象物質のとりまとめ (仕様書業務内容(7))

平成 21 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会資料 5-1「水道水から検出されるおそれのある物質 (母集団物質リスト候補物質) に関する情報整理」に示された別紙 4 に示す基礎情報収集対象物質 (過年度において追加された基礎情報収集対象物質リストを含む) について、平成 26 年度の環境中で各物質の検出状況 (環境省による化学物質環境実態調査及び要調査項目存在状況調査) から新たに要検討項目へ追加すべき物質を検討した。要検討項目に追加すべき物質案の検討に当たっては、検出された最大値の評価値に対する割合が 10%を超えるものを対象とすることを基本とし、有害性情報、水道水による曝露情報等の詳細を踏まえて、最終的な候補物質を提案した。

・報告書等の作成（仕様書業務内容(8)）

本業務の調査結果をとりまとめ、報告書等を作成した。

6-3. 国内外の最新の毒性情報等の収集・整理(仕様書業務内容(5))

6-3-1. 内閣府食品安全委員会における評価物質

平成 28 年 3 月以降、平成 29 年 2 月 28 日までに内閣府食品安全委員会による評価結果が公表された水質基準項目等は表 6-1 に掲げた 17 物質である。

これらの物質に関する評価の詳細情報として、TDI や ADI 等の根拠とされた動物実験の概要等を表 6-2 にまとめた。

入手 URL: <http://www.fsc.go.jp/hyouka/index.html>

表 6-1 内閣府食品安全委員会における新規評価物質

No.	水質基準項目等	項目名	食品安全委員会における評価					評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)	
			評価品目名(評価書版No.)	CAS番号	評価品目分類	評価要請 文書受理日	評価結果 通知日		評価値種類
1	対-004	EPN	EPN(第2版)	2104-64-5	農薬	H28.5.11	H29.2.14	ADI	0.0014
								ARfD	0.0066
2	対-007	アセフェート	アセフェート(第3版)	30560-19-1	農薬	H28.2.9	H28.12.13	ADI	0.0024
								ARfD	0.1
3	対-036	グリホサート	グリホサート	1071-83-6	農薬	H22.6.22 H22.2.16	H28.7.12	ADI	1
						ARfD		-	
4	対-042	シアナジン	シアナジン	21725-46-2	農薬	H28.10.18 H24.7.18	H29.2.28	ADI	0.00053
						ARfD		0.045	
5	対-080	フィプロニル	フィプロニル(第2版)	120068-37-3	農薬	H27.10.13	H28.4.5	ADI	0.00019
								ARfD	0.02
6	対-090	ブプロフェジン	ブプロフェジン(第3版)	69327-76-0	農薬	H28.5.11	H28.12.13	ADI	0.009
								ARfD	0.5
7	要-002	イミダクロプリド	イミダクロプリド(第3版)	138261-41-3	農薬	H27.11.17	H28.7.12	ADI	0.057
								ARfD	0.1
8	要-011	プロマシル	プロマシル	314-40-9	農薬	H25.6.12	H28.5.17	ADI	0.019
								ARfD	0.2
9	要-014	メタアルデヒド	メタアルデヒド(第5版)	108-62-3	農薬	H28.7.13	H29.2.14	ADI	0.022
								ARfD	0.3
10	他-030	ジノテフラン	ジノテフラン(第6版)	165252-70-0	農薬	H28.7.13	H29.2.14	ADI	0.22
								ARfD	1.2
11	他-031	ジフェノコナゾール	ジフェノコナゾール(第3版)	119446-68-3	農薬	H28.12.14	H29.2.28	ADI	0.0096
								ARfD	0.25
12	他-050	テブフェノジド	テブフェノジド(第2版)	112410-23-8	農薬	H28.2.9	H28.5.17	ADI	0.016
								ARfD	-
13	他-052	トリフルミゾール	トリフルミゾール(第2版)	68694-11-1	農薬	H28.2.9	H28.5.17	ADI	0.015
								ARfD	0.25
14	他-055	ニテンピラム	ニテンピラム	150824-47-8	農薬	H27.10.13 H25.12.20	H28.5.17	ADI	0.53
						ARfD		0.6	
15	他-056	バクプロトラゾール	バクプロトラゾール(第2版)	76738-62-0	農薬	H28.2.9	H28.9.6	ADI	0.02
								ARfD	0.3
16	他-079	ボスカリド	ボスカリド(第5版)	188425-85-6	農薬	H28.5.11	H28.9.27	ADI	0.044
								ARfD	3
17	他-081	メタミドホス	メタミドホス(第2版)	10265-92-6	農薬	H28.2.9	H28.12.13	ADI	0.00056
								ARfD	0.3

対：水質管理目標設定項目15の対象農薬、要：要検討農薬、他：その他農薬類

表 6-1、6-2 は平成 28 年 12 月 20 日開催の水質基準逐次改正検討会等の会議資料の一部でもある。また、過去の評価結果（H27 年度調査業務の成果物をベース）について、上記の情報を追加して表 6-3 に基準値・目標等を収集・整理した。農薬類は、対象農薬、要検討農薬類及びその他農薬類を対象とした。

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(1)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ						不確実係数	評価結果 通知日	
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			値(mg/kg 体重/日)
1	対-004	EPN	0.004(オキソンの濃度と合計して算出すること)	E P N(農薬第2版)	ADI : 0.0014 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌雄: 赤血球ChE 活性阻害(20%以上)(発がん性は認められない)	NOAEL	0.14	100(種差10、個体差10、-)	H29.2.14
					ARfD : 0.0066 mg/kg 体重	急性神経毒性試験	ラット	単回投与	強制経口投与	雌雄: 軽度の立毛及び活動低下	LOAEL	2	300(種差10、個体差10、最小毒性量を用いたことによる追加係数:3)	
					EPN投与による主な影響は赤血球ChE活性阻害であった。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性、発達神経毒性及び生体において問題となるような遺伝毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物及び魚介類中の暴露評価対象物質をEPN(親化合物のみ)と設定した。各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.14 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として安全係数100で除した0.0014 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、EPNの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験の最小毒性量2 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数300(種差:10、個体差:10、最小毒性量を用いたことによる追加係数:3)で除した0.0066 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。									
2年間反復経口毒性ラットを用いた飼料混入投与による104週間反復経口投与毒性/発がん性併合試験V-3: Hazleton Laboratories America Inc.(米国)、1989年、未公表; 急性神経毒性ラットを用いた急性神経毒性試験III-6: Pharmaco-LSR Ltd.(英国)、1994年、未公表														
2	対-007	アセフェート	0.006(-)	アセフェート(農薬第3版)	ADI : 0.0024 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌雄: 赤血球及び脳ChE 活性阻害(20%以上)(発がん性は認められない)	NOAEL	0.24	100(種差10、個体差10、-)	H28.12.13
					ARfD : 0.1 mg/kg 体重	経口投与試験	ヒト	単回投与	カプセル経口投与	影響なし	NOAEL	1	10(種差1、個体差10、-)	
					アセフェート投与による影響は、主に赤血球及び脳ChE活性阻害、血液(貧血等)並びに鼻腔(嗅上皮変性/再生)に認められた。催奇形性、発達神経毒性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラットの雌雄で鼻腔の腫瘍発生が認められ、マウス雌で肝腫瘍の発生頻度の増加が認められたが、これらの腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。ラットを用いた2世代及び3世代繁殖試験において、着床数減少が認められた。各種試験結果から、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質をアセフェート及び代謝物IIと設定した。各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.24 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.0024 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。アセフェートの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響について、無毒性量のうち最小値はラットを用いたChE活性阻害試験⑥の0.5 mg/kg 体重であったが、最小毒性量は2.5 mg/kg 体重であり、ヒト志願者における単回投与試験の無毒性量は1.0 mg/kg 体重であった。各種試験結果から、ChE活性阻害作用に対する感受性に種差はないと考えられることから、ヒト志願者における単回経口投与試験の無毒性量1.0 mg/kg 体重を根拠として、安全係数10(種差:1、個体差:10)で除した0.1 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。									
農薬抄録アセフェート(殺虫剤)(平成21年9月2日改訂): アリスタ ライフサイエンス株式会社、一部公表; 農薬抄録アセフェート(殺虫剤)(平成26年11月28日改訂): アリスタ ライフサイエンス株式会社、一部公表														

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(2)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ						不確実係数	評価結果 通知日	
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			値(mg/kg 体重/日)
3	対-036	グリホサート	2(代謝物であるアミノメチルリン酸(AMPA)と合計して算出すること)	グリホサート	ADI: 1 mg/kg体重/日	③亜急性毒性試験 ③急性毒性試験 ③慢性毒性試験 ④発生毒性試験	③ラット ③イヌ ③イヌ ④ウサギ	③90日間 ③90日間 ③1年間 ④妊娠6~18日	③強制経口 ③カプセル経口 ③カプセル経口 ④強制経口	③雌雄:軟便、下痢等 ③雌雄:体重増加抑制等 ③雌雄:下痢、血便等の便の異常 ④母動物:軟便、流・早産及び体重増加抑制傾向 胎児:毒性所見なし(催奇形性は認められない)	NOAEL	100	100(種差10、個体差10、-)	H28.7.12
				<p>ARFD: 設定なし</p> <p>グリホサートは、アンモニウム塩、イソプロピルアミン塩又はカリウム塩として製剤化され使用されるが、水溶液中では解離し、農業散布後の作物においては遊離酸として存在する。このことから、グリホサート①~⑤では、主にグリホサート(酸)を用いた毒性試験等の結果に基づきADI及びARFDの設定を行い、これらの評価結果を横断的に検討し、グリホサートにかかる総合評価を行った。(グリホサート①グリホサートアンモニウム塩(CAS No. 40465-66-5)、グリホサートイソプロピルアミン塩(CAS No. 38641-94-0)及びグリホサートカリウム塩(CAS No. 70901-12-1); ②グリホサートカリウム塩(CAS No.39600-42-5); ③グリホサートイソプロピルアミン塩(CAS No. 38641-94-0); ④グリホサートイソプロピルアミン塩(CAS No. 38641-94-0); ⑤グリホサートイソプロピルアミン塩(CAS No. 38641-94-0))</p> <p>グリホサートを用いた各種毒性試験結果から、グリホサート投与による影響は、主に体重(増加抑制)、消化管(下痢、盲腸重量増加、腸管拡張、腸管粘膜肥厚等)及び肝臓(ALP増加、肝細胞肥大等)に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。各原体を用いて実施された試験で得られた無毒性量のうち最小値は、グリホサート①のウサギを用いた発生毒性試験で得られた75 mg/kg 体重/日であった。各原体の同等性は示されていないが、食品安全委員会は他の原体を用いて実施された試験において認められた毒性所見、用量設定等を総合的に勘案し、ウサギを用いた発生毒性試験におけるグリホサートの無毒性量は100 mg/kg 体重/日であると判断した。したがって、各試験で得られた無毒性量のうち最小値はラットを用いた90日間亜急性毒性試験、イヌを用いた90日間亜急性毒性試験及び1年間慢性毒性試験並びにウサギを用いた発生毒性試験の100 mg/kg 体重/日であったことから、食品安全委員会はこれを根拠として、安全係数100で除した1 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、グリホサートの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量はカットオフ値(500 mg/kg 体重)以上であったことから、急性参照用量(ARFD)は設定する必要がないと判断した。</p> <p>③農薬抄録 グリホサート(除草剤)(平成21年4月30日改訂):TAC普及会、2009年、一部公表;農薬抄録 グリホサート(除草剤)(平成21年2月18日改訂):ピラーキムコーポレーション、2009年、一部公表;グリホサートの追加資料要求事項に対する回答書(平成24年8月):TAC普及会、未公表;グリホサートの追加資料要求事項に対する回答書(平成24年9月20日):ピラーキムコーポレーション、未公表;農薬抄録グリホサート(除草剤)(平成24年9月20日改訂):ピラーキムコーポレーション、一部公表④農薬抄録 グリホサートイソプロピルアミン塩(除草剤)(平成20年12月16日改訂):三井化学アグロ株式会社、一部公表;農薬抄録 グリホサートイソプロピルアミン塩(除草剤)(平成23年10月28日改訂):三井化学アグロ株式会社、一部公表</p>										

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(3)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価								不確実係数	評価結果 通知日	
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ					種類			値(mg/kg 体 重/日)
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント				
4	対-042	シアナジン	0.004(-)	シアナジン (農業)	ADI : 0.00053 mg/kg体重/日	慢性毒性/発がん 性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雄: 体重増加抑制及び摂 餌量減少、雌: 乳腺腫瘍	NOAEL	0.053	100(種差10、個体 差10、-)	H29.2.28
					ARfD : 0.045 mg/kg 体重	発生毒性試験	ラット	妊娠6~19日	強制経口	母動物: 検体投与による 影響なし	NOAEL	4.5	100(種差10、個体 差10、-)	
<p>シアナジン投与による影響は、主に体重(増加抑制)に認められた。神経毒性、繁殖能に対する影響及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験において、雌で乳腺腺癌の発生頻度の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。ラットを用いた発生毒性試験において、母毒性が認められる用量で胎児に外表奇形、内臓奇形及び骨格奇形が認められた。ウサギでは催奇形性は認められなかった。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をシアナジン(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.053 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.00053 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、シアナジンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量について、ラットを用いた発生毒性試験④において無毒性量が得られなかったが、より低用量で実施されたラットを用いた発生毒性試験①において無毒性量4.5 mg/kg 体重/日 が得られていることから、食品安全委員会は、これを根拠として、安全係数100で除した0.045 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>農業抄録 シアナジン(除草剤)(平成23年12月26日改定):アグロ カネショウ株式会社、一部公表; 食品健康影響評価に係る追加資料提出依頼(平成27年9月16日付け27消安第3017号)への回答書:アグロ カネショウ株式会社(平成28年)、未公表; 農業抄録 シアナジン(除草剤)(平成28年10月12日改定):アグロ カネショウ株式会社、一部公表</p>														
5	対-080	フィプロニル	0.0005(-)	フィプロニル (農業・動物 用医薬品評 価書第2版)	ADI : 0.00019 mg/kg体重/日	慢性毒性/発がん 性併合試験	ラット	2年間	混餌	雌雄:Ht 減少等(雌雄で 甲状腺ろ胞細胞腺腫、雄 で甲状腺ろ胞細胞癌増 加)	NOAEL	0.019	100(種差10、個体 差10、-)	H28.4.5
					ARfD : 0.02 mg/kg 体重	亜急性毒性試験	イヌ	90日間	カプセル 経口	雌雄: 体重増加抑制等	NOAEL	2	100(種差10、個体 差10、-)	
<p>フィプロニル投与による影響は、主に中枢神経系(痙攣等)、肝臓(重量増加等)及び甲状腺(重量増加等:ラット)に認められた。催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験において、雌雄で甲状腺ろ胞細胞腫瘍発生の有意な増加が認められた。この変化は、本剤がT4胆汁中排泄クリアランスを促進し、血中T4濃度が低下し、下垂体のTSH分泌が促進されて甲状腺ろ胞細胞を刺激するためと考えられた。したがって、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。ラットを用いた繁殖試験において、出生率低下等が認められた。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をフィプロニル(親化合物のみ)、畜産物中の暴露評価対象物質をフィプロニル及び代謝/分解物Fと設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.019 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.00019 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、フィプロニルの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた90日間亜急性毒性試験の2.0 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.02 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>農業抄録フィプロニル(殺虫剤)(平成22年9月10日改訂):BASF ジャパン株式会社、一部公表; 農業抄録フィプロニル(殺虫剤)(平成27年4月24日改訂):BASF ジャパン株式会社、一部公表</p>														

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(4)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ						不確実係数	評価結果通知日	
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			値(mg/kg 体重/日)
6	対-090	ブプロフェジン	0.02(-)	ブプロフェジン(農薬第3版)	ADI : 0.009 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌雄: 甲状腺ろ胞上皮細胞肥大及び増生(発がん性は認められない)	NOAEL	0.9	100(種差10、個体差10、-)	H28.12.13
					ARFD : 0.5 mg/kg 体重	①亜急性毒性試験 ②発生毒性試験	①イヌ ②ウサギ	①90日②妊娠6~19日	①カプセル経口投与②強制経口投与	①雌雄: 鎮静、軽度歩行失調等②母動物: 体重減少、摂餌量減少傾向	NOAEL	50	100(種差10、個体差10、-)	
<p>ブプロフェジン投与による影響は、主に体重(増加抑制)、肝臓(重量増加、肝細胞肥大等)及び甲状腺(重量増加、ろ胞上皮細胞肥大等)に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物、畜産物及び魚介類における暴露評価対象物質をブプロフェジン(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.90 mg/kg/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.009 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、ブプロフェジンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた90日間亜急性毒性試験及びウサギを用いた発生毒性試験の50 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.5 mg/kg 体重を急性参照用量(ARFD)と設定した。</p> <p>農薬抄録 ブプロフェジン(殺虫剤)(平成19年8月9日改訂): 日本農薬株式会社、一部公表; JMPR Monographs of toxicological evaluations: 821_Buprofezin (Pesticide residues in food: 1991 evaluation Part II Toxicology); US EPA: Federal Register/Vol.66, No.172, 46381-46390 (2001); Australia NRA(National Registration Authority for Agricultural and Veterinary Chemicals): Evaluation of the new active BUPROFEZIN (2001)</p>														
7	要-002	イミダクロプリド	0.1(-)	イミダクロプリド(第3版)	ADI : 0.057 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌雄: 甲状腺コロイド内鉱質沈着の増加等(発がん性は認められない)	NOAEL	5.7	100(種差10、個体差10、-)	H28.7.12
					ARFD : 0.1 mg/kg 体重	①一般薬理試験 ②一般薬理試験 ③急性毒性試験	①マウス ②ウサギ ③マウス	単回	強制経口	①雌雄: 警戒性・運動性低下、運動失調等②雄: 行動抑制、瞳孔反射抑制等③雌雄: 運動性低下、一過性の振戦等	NOAEL	10	100(種差10、個体差10、-)	
<p>イミダクロプリド投与による影響は、主に神経系(振戦等)及び体重(増加抑制)に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性、発達神経毒性、免疫毒性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた急性神経毒性試験において、振戦、運動能及び移動運動能低下等が認められた。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をイミダクロプリド(親化合物のみ)、畜産物中の暴露評価対象物質をイミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物とした。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の5.7 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.057 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)とした。また、イミダクロプリドの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、マウス及びウサギを用いた一般薬理試験並びにマウスを用いた急性毒性試験の10 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.1 mg/kg 体重を急性参照用量(ARFD)と設定した。</p> <p>農薬抄録イミダクロプリド(殺虫剤)(平成18年9月8日改訂): バイエルクロップサイエンス株式会社、2006年、一部公表; JMPR: "imidacloprid" Pesticide residues in food - 2001 evaluations, Part II- Toxicological, 2002, nos 980-992 on INCHEM.(2002); US EPA: Federal Register (Vol.68, No.114, 35303-35315/Friday, June 13, 2003年); 農薬抄録イミダクロプリド(殺虫剤)(平成21年7月31日改訂): バイエルクロップサイエンス株式会社、2009年、一部公表; 農薬抄録イミダクロプリド(殺虫剤)(平成25年10月8日改訂): バイエルクロップサイエンス株式会社、2013年、一部公表</p>														

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(5)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果 通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
8	要-011	プロマシル	-(-)	プロマシル	ADI : 0.019 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌雄: 体重増加抑制等 (発がん性は認められない)	NOAEL	1.96	100(種差10、個体差10、-)	H28.5.17
					ARFD : 0.2 mg/kg 体重	発生毒性試験	ラット	妊娠6~15日	強制経口投与	母動物: 体重増加抑制及び摂餌量減少(妊娠6~8日)	NOAEL	20	100(種差10、個体差10、-)	
<p>プロマシルの投与による影響は、主に体重(増加抑制)、肝臓(重量増加、肝細胞肥大等)及び精巢(精巢萎縮、精母細胞壊死等:マウス)に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。マウスを用いた発がん性試験において、肝細胞腺腫及び癌の合計の発生頻度が増加したが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能と考えられた。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をプロマシル(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の1.96 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した0.019 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、プロマシルの単回経口投与等により生じる可能性のある毒性影響に対する無毒性量は、ラットを用いた発生毒性試験で得られた20 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.2 mg/kg 体重を急性参照用量(ARFD)と設定した。</p> <p>農業抄録 プロマシル(除草剤)(平成24年12月14日改訂):デュポン株式会社、一部公表; US EPA: Reregistration Eligibility Decision (RED) Bromacil (1998)</p>														
9	要-014	メタアルデヒド	0.06(-)	メタアルデヒド(農薬第5版)	ADI : 0.022 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雄: 肝細胞肥大等、雌: T.Chol 増加等	NOAEL	2.2	100(種差10、個体差10、-)	H29.2.14
					ARFD : 0.3 mg/kg 体重	慢性毒性試験	イヌ	1年間	強制経口投与	雌雄: 運動失調等	NOAEL	30	100(種差10、個体差10、-)	
<p>メタアルデヒド投与による影響は主に肝臓(肝細胞肥大等)及び神経系(運動失調等:ラット及びイヌ)に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験において、雌で肝細胞腺腫が増加したが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。各種試験結果から、農産物及び魚介類中の暴露評価対象物質をメタアルデヒド(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の2.2 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.022 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、メタアルデヒドの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験における無毒性量30 mg/kg体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.3 mg/kg体重を急性参照用量(ARFD)と設定した。</p> <p>ラットを用いた飼料混入投与による2年間反復経口投与毒性/発がん性併合試験(GLP 対応): Bushy Run Research Center(米)、1992年、未公表; メタアルデヒドの安全性評価資料の追加提出について: ロンザジャパン株式会社、2005年、未公表; イヌを用いた飼料混入投与による1年間反復経口投与毒性試験(GLP 対応): Laboratory of Pharmacology and Toxicology(独)、2003年、未公表</p>														

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(6)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果 通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体 重/日)		
10	他-030	ジノテフラン	0.6(-)	ジノテフラン (農薬・動物 用医薬品第 6版)	ADI : 0.22 mg/kg体 重/日	慢性毒性試験	イヌ	1年間	混餌投与	雄: 毒性所見なし、雌: 体 重増加抑制等	NOAEL	22	100(種差10、個体 差10、-)	H29.2.14
					ARFD : 1.2 mg/kg 体重	発生毒性試験	ウサギ	妊娠6~18日	強制経口	母動物: 自発運動低下、 振戦等	NOAEL	125	100(種差10、個体 差10、-)	
<p>ジノテフラン投与による毒性所見として体重増加抑制等が認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性、発達神経毒性、免疫毒性及び遺伝毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質をジノテフラン(親化合物のみ)と設定した。各試験で得られた無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の22 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.22 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)とした。ジノテフランの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験①の125 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した1.2 mg/kg 体重を急性参照用量(ARFD)と設定した。</p> <p>ジノテフラン原体(MTI-446)のイヌを用いた混餌投与による52週間慢性毒性試験(GLP 対応): Covance Laboratories Inc.(米国)、1999年、未公表; ジノテフラン原体(MTI-446)のウサギを用いた催奇形性試験(GLP 対応): (株)実医研、1998年、未公表</p>														
11	他-031	ジフェノコナゾール	0.02(-)	ジフェノコナゾール(農薬第3版)	ADI : 0.0096 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん 性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌雄: 肝細胞肥大等	NOAEL	0.96	100(種差10、個体 差10、-)	H29.2.28
					ARFD : 0.25 mg/kg 体重	急性神経毒性試 験	ラット	単回	強制経口	雄: 前肢握力低下	NOAEL	25	100(種差10、個体 差10、-)	
<p>ジフェノコナゾール投与による影響は、主に体重(増加抑制)、肝臓(重量増加、肝細胞肥大等)及び眼(白内障: イヌ)に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性、免疫毒性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。マウス18か月間発がん性試験において肝細胞腺腫及び肝細胞癌が認められたが、これらの腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。ラットの急性及び亜急性神経毒性試験において前肢又は後肢の握力低下が認められた。各種試験結果から、暴露評価対象物質は、農産物ではジフェノコナゾール(親化合物のみ)、畜産物ではジフェノコナゾール及び代謝物Dと設定した。各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.96 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.0096 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、ジフェノコナゾールの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験の25 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.25 mg/kg 体重を急性参照用量(ARFD)と設定した。</p> <p>・農薬抄録 ジフェノコナゾール(殺菌剤)(平成21年4月1日改訂): シンジェンタ ジャパン株式会社、一部公表 ・農薬抄録 ジフェノコナゾール(殺菌剤)(平成26年8月8日改訂): シンジェンタ ジャパン株式会社、一部公表</p>														

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(7)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果 通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
12	他-050	テブフェノジド	0.04(-)	テブフェノジド(第2版)	ADI: 0.016 mg/kg 体重/日	繁殖試験	ラット	2世代	混餌投与	親動物 雄: 脾うっ血増加 雌: 軽度の脾髄外造血亢進; 児動物: 毒性所見なし(繁殖能に対する影響は認められない)	NOAEL	1.6	100(種差10、個体差10、-)	H28.5.17
					ARFD: 設定なし									
					<p>テブフェノジド投与による影響は、主に血液(溶血性貧血、メトヘモグロビン血症等)及び体重(増加抑制)に認められた。発がん性、催奇形性、遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかった。2世代繁殖試験において、非出産率増加並びに平均出生児数及び平均生存児数の減少が認められた。各種試験結果から、農産物及び魚介類中の暴露評価対象物質をテブフェノジド(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験の無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2世代繁殖試験②の1.6 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.016 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)とした。また、テブフェノジド投与により認められたメトヘモグロビン血症については、総合的に検討した結果、単回投与により生ずるとは考え難いと判断した。テブフェノジドの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、急性参照用量(ARFD)は設定する必要がないと判断した。</p>									
<p>農薬抄録テブフェノジド(殺虫剤)(平成19年3月8日改訂): テブフェノジド研究会、ダウ・ケミカル日本株式会社、日本農薬株式会社、北興化学工業株式会社、一部公表</p>														
13	他-052	トリフルミゾール	-(-)	トリフルミゾール(第2版)	ADI: 0.015 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雄: 肝絶対及び比重量増加等/雌: 小葉中心性肝細胞肥大等(発がん性は認められない)	LOAEL	4.6	300(種差10、個体差10、最小毒性量を用いたことによる追加係数:3)	H28.5.17
					ARFD: 0.25 mg/kg 体重	急性神経毒性試験	ラット	単回	強制経口	雌雄: 活動性低下、前肢握力低下等	NOAEL	25	100(種差10、個体差10、-)	
					<p>トリフルミゾール投与による影響は、主に体重(増加抑制)及び肝臓(肝細胞肥大等)に認められた。発がん性、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた急性神経毒性試験において、活動性低下、常同活動の減少等が認められたが、90日間亜急性神経毒性試験においては神経毒性は認められなかった。ラットを用いた繁殖試験及び発生毒性試験において胎盤重量増加等がみられた。機序検討試験では血中エストラジオール濃度の低下傾向やテストステロン上昇が認められた。これらの影響はイミダゾール系殺菌剤にみられるアロマトーゼ阻害による可能性が示唆された。各種試験結果から、農産物、畜産物及び魚介類中の暴露評価対象物質をトリフルミゾール(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量又は最小毒性量のうち最小値はラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の雄の無毒性量3.7 mg/kg 体重/日であった。これを根拠に安全係数100で除した場合、一日摂取許容量(ADI)として0.037 mg/kg 体重/日が算出される。一方、2年間慢性毒性/発がん性併合試験の雌において無毒性量が得られておらず、最小毒性量は4.6 mg/kg 体重/日であった。この最小毒性量で観察された肝毒性の程度が軽度であるため、この最小毒性量を根拠にADIを設定した場合の追加の安全係数は3が適当であると考えられ、ADIは0.015 mg/kg 体重/日と算出される。この値は2年間慢性毒性/発がん性併合試験の雄を根拠とした場合の0.037 mg/kg 体重/日より低い値であることから、食品安全委員会は2年間慢性毒性/発がん性併合試験の雌の最小毒性量を用いてADIを設定することが適切であると判断した。したがって、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の雌の最小毒性量である4.6 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数300(種差:10、個体差:10、最小毒性量を用いたことによる追加係数:3)で除した0.015 mg/kg 体重/日をADIと設定した。また、トリフルミゾールの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験の25 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.25 mg/kg 体重を急性参照用量(ARFD)と設定した。</p>									
<p>農薬抄録トリフルミゾール(殺菌剤)(平成22年3月8日改訂): 日本曹達株式会社、一部公表; 農薬抄録トリフルミゾール(殺菌剤)(平成25年5月31日改訂): 日本曹達株式会社、2013年、一部公表</p>														

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(8)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	評価品目名 (評価書版 No.)	食品安全委員会評価								不確実係数	評価結果 通知日
					評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ								
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
14	他-055	ニテンピラム	1.3(-)	ニテンピラム	ADI : 0.53 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌雄: 体重増加抑制	NOAEL	53.7	100(種差10、個体差10、-)	H28.5.17
					ARfD : 0.6 mg/kg 体重	亜急性毒性及び慢性毒性試験の総合評価	イヌ	28日間及び1年間	強制経口	28日間亜急性毒性試験: 雌雄: 活動低下及び瞳孔散大等; 1年間慢性毒性試験雌雄: 毒性所見あり	NOAEL	60		
<p>ニテンピラム投与による影響は、主に体重(増加抑制)に認められた。発がん性、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた繁殖試験において、着床数減少及び出生児数減少が認められた。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をニテンピラム(親化合物のみ)と設定した。各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の53.7 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.53 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、ニテンピラムの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた28日間亜急性毒性試験及び1年間慢性毒性試験の総合評価において得られた60 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として安全係数100で除した0.6 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>農薬抄録 ニテンピラム(殺虫剤)(平成27年1月14日改訂): 住友化学株式会社、一部公表</p>														
15	他-056	パクロブトラゾール	0.05(-)	パクロブトラゾール(第2版)	ADI : 0.02 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雄: 脂肪変性を伴う肝細胞肥大; 雌: 体重増加抑制、脂肪変性を伴う肝細胞肥大等(発がん性は認められない)	NOAEL	2.0	100(種差10、個体差10、-)	H28.9.6
					ARfD : 0.3 mg/kg 体重	急性神経毒性試験	ラット	単回	経口投与	雄: 体重増加抑制及び体温低下; 雌: 自発運動量低下	NOAEL	30		
<p>パクロブトラゾール投与による影響は、主に体重(増加抑制)及び肝臓(重量増加、肝細胞脂肪変性等)に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物及び魚介類中の暴露評価対象物質をパクロブトラゾール(親化合物のみ)と設定した。各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の2.0 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.02 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。パクロブトラゾールの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験の30 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.3 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>農薬抄録パクロブトラゾール(植物成長調整剤)(平成19年7月31日改定): シンジエンタジャパン株式会社ラットを用いた急性神経毒性試験(GLP 対応): Harlan Laboratories、2006年、未公表</p>														

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(9)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価								不確実係数	評価結果 通知日	
				評価品目名 (評価書版 No.)	評価結果 (TDI, ADI 等)	試験/根拠データ								
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類			値(mg/kg 体 重/日)
16	他-079	ボスカリド	0.1(-)	ボスカリド (第5版)	ADI : 0.044 mg/kg 体重/日	慢性毒性試験	ラット	2年間	混餌投与	雄: GGT 増加 雌: T. Chol 増加等	NOAEL	4.4	100(種差10、個体 差10、-)	H28.9.27
					ARFD : 3 mg/kg 体 重	発生毒性試験	ウサギ	妊娠7~28 日	強制経口 投与	母動物: 体重減少/体重 増加抑制及び摂餌量減 少	NOAEL	300	100(種差10、個体 差10、-)	
<p>ボスカリド投与による影響は主に甲状腺(び漫性ろ胞細胞肥大等)及び肝臓(小葉中心性肝細胞肥大等)に認められた。神経毒性、繁殖能に対する影響、催奇形性、発達神経毒性、免疫毒性及び遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた2 年間発がん性試験において、甲状腺ろ胞細胞腺腫の増加傾向が認められたが、遺伝毒性試験の結果は全て陰性であったことから、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をボスカリド(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性試験の4.4 mg/kg体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.044 mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、ボスカリドの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験で得られた母動物の300 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として安全係数100 で除した3 mg/kg 体重を急性参照用量(ARFD)と設定した。</p> <p>Wistar 系ラットにおける 24 ヶ月間経口慢性毒性試験(GLP 対応): BASF 毒性研究所(独)、2001 年、未公表; ボスカリドの安全性評価資料一回答資料(平成 16 年 2 月 18 日) - : BASF アグロ株式会社、2004 年、未公表; ウサギを用いた催奇形性試験(GLP 対応): BASF 毒性研究所(独)、2000 年、未公表</p>														
17	他-081	メタミドホス	0.002(-)	メタミドホス (農薬第2 版)	ADI : 0.00056 mg/kg体重/日	慢性毒性試験	イヌ	1年間	混餌投与	雌雄: 脳及び赤血球ChE 活性阻害(20%以上)	NOAEL	0.056	100(種差10、個体 差10、-)	H28.12.13
					ARFD : 0.3 mg/kg 体重	急性神経毒性試 験	ラット	単回投与	強制経口 投与	雄: 赤血球ChE 活性阻害 (20%以上)(投与2 時間 後)、雌: 脳及び赤血球 ChE 活性阻害(20%以上) (投与2 時間後)	NOAEL	0.3	100(種差10、個体 差10、-)	
<p>メタミドホス投与による影響は、主に脳及び赤血球ChE活性阻害に認められた。発がん性、催奇形性、発達神経毒性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた2 世代繁殖試験において、出産率の低下が認められた。各種試験結果から、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質をメタミドホス(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1 年間慢性毒性試験で得られた0.056 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.00056 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、メタミドホスの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットの急性神経毒性試験②で得られた0.3 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.003 mg/kg 体重を急性参照用量(ARFD)と設定した。</p> <p>JMPR: "Methamidophos", Pesticide residues in food -2002. Evaluations . Part II-Toxicological. p223-253. ; APVMA : Review of the Mammalian Toxicology and Metabolism/Toxicokinetics of METHAMIDOPHOS (2008) ; One-year feeding study of methamidophos (Monitor) in dogs study (GLP対応) : Mobay Chemical Corp., 1984 年、未公表 ; US EPA: Revised Toxicology Chapter for RED (2000) ; An acute oral neurotoxicity screening study with technical grade Methamidophos (Monitor) in rats (Supplemental study)(GLP 対応) : Miles Inc., 1994 年、未公表</p>														

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質(1)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
1	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H15.7.3	H20.7.3	TWI	0.007
2	基-003	カドミウム(清涼飲料水)	7440-43-9	化学・汚染	H15.7.3	H20.9.25	TWI	0.007
3	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H21.10.9	H21.10.15	TWI	0.007
4	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H21.2.9	H21.8.20	TWI	0.007
5	基-004	水銀(清涼飲料水)	7439-97-6	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.0007:水銀として (非発がん影響)
6	基-005	セレン(清涼飲料水)	7782-49-2	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.004
7	基-007	食品中のヒ素	7440-38-2	化学・汚染	H15.7.3	H25.12.16	-	-
8	基-009	亜硝酸態窒素	14797-65-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.015
9	基-010	シアン(清涼飲料水)	-	化学・汚染	H15.7.3	H22.10.19	TDI	0.0045 (シアンイオンとして)
10	基-011	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素(清涼飲料水)	14797-55-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	1.5
11	基-011	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素(清涼飲料水)	14797-65-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.015
12	基-011	亜硝酸態窒素(水道により供給される水の 水質基準の設定)	14797-65-0	化学・汚染	H25.6.3	H25.7.22	TDI	0.015
13	基-012	フッ素(清涼飲料水)	7782-41-4	化学・汚染	H15.7.3	H24.12.17	TDI	0.05
14	基-013	ホウ素(清涼飲料水)	7440-42-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.096
15	基-014	四塩化炭素(清涼飲料水)	56-23-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.00071
16	基-015	1,4-ジオキサン(清涼飲料水)	123-91-1	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.016
17	基-016	シス-1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	156-59-2	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.017 (シストランスの和)
18	基-016	トランス-1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料 水)	156-60-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.017 (シストランスの和)
19	基-016	1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス 体)(水道水)	540-59-0	化学・汚染	H20.4.11	H20.5.29	TDI	0.017
20	基-017	ジクロロメタン(清涼飲料水)	75-09-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.006
21	基-018	テトラクロロエチレン(清涼飲料水)	127-18-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.014
22	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.00146
23	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんユ ニトリスク	8.3×10^{-3} (mg/kg 体重/日) ⁻¹
24	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H22.6.11	H22.9.2	TDI	0.00146
25	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H22.6.11	H22.9.2	発がんユ ニトリスク	8.3×10^{-3} (mg/kg 体重/日) ⁻¹
26	基-020	ベンゼン(清涼飲料水)	71-43-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.018
27	基-020	ベンゼン(清涼飲料水)	71-43-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんユ ニトリスク	2.5×10^{-2} (mg/kg 体重/日) ⁻¹
28	基-021	塩素酸(清涼飲料水)	7790-93-4	化学・汚染	H18.8.31	H19.3.15	TDI	0.030
29	基-022	クロロ酢酸(清涼飲料水)	79-11-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.0035
30	基-022	クロロ酢酸(水道により供給される水の 水質基準の設定)	79-11-8	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0035
31	基-023	クロロホルム(清涼飲料水)	67-66-3	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0129
32	基-024	ジクロロ酢酸(清涼飲料水の規格基準の改 正)	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.0125 (非発がん影響)
33	基-024	ジクロロ酢酸(清涼飲料水の規格基準の改 正)	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.0129 (発がん影響)
34	基-024	ジクロロ酢酸(清涼飲料水の規格基準の改 正)	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	発がんユ ニトリスク	7.8×10^{-3} (mg/kg 体重/日) ⁻¹
35	基-024	ジクロロ酢酸(水道により供給される水の 水質基準の設定)	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0125 (非発がん影響)
36	基-024	ジクロロ酢酸(水道により供給される水の 水質基準の設定)	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0129 (発がん影響)
37	基-024	ジクロロ酢酸(水道により供給される水の 水質基準の設定)	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	発がんユ ニトリスク	7.8×10^{-3} (mg/kg 体重/日) ⁻¹
38	基-025	ジブロモクロロメタン(清涼飲料水)	124-48-1	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0214
39	基-026	臭素酸(清涼飲料水)	7789-31-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.011
40	基-026	臭素酸(清涼飲料水)	7789-31-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんユ ニトリスク	2.8×10^{-2} (mg/kg 体重/日) ⁻¹
41	基-027	総トリハロメタン(清涼飲料水)	-	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	設定できない
42	基-028	トリクロロ酢酸(清涼飲料水)	76-03-9	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.006 (発がん影響)
43	基-028	トリクロロ酢酸(清涼飲料水)	76-03-9	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.006 (非発がん影響)
44	基-028	トリクロロ酢酸(水道により供給される水の 水質基準の設定)	76-03-9	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.006 (発がん影響)
45	基-028	トリクロロ酢酸(水道により供給される水の 水質基準の設定)	76-03-9	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.006 (非発がん影響)
46	基-029	ブromoジクロロメタン(清涼飲料水)	75-27-4	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0061
47	基-030	ブromoホルム(清涼飲料水)	75-25-2	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0179
48	基-031	ホルムアルデヒド(清涼飲料水)	50-00-0	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.015

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質(2)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARID:mg/kg 体重)
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会 における分類	評価要請 文書受理日	評価結果 通知日	評価値 種類	
49	基-035	銅(清涼飲料水)	7440-50-8	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	許容上限摂取量	9mg/ヒト(成人)/日
50	基-036	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲル-V注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
51	基-037	マンガン(清涼飲料水)	7439-96-5	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.18
52	基-038	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲル-V注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
53	基-038	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲル-V注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
54	基-039	プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウムを有効成分とする牛の強制経口投与剤(カルチャージ)及びプロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.5.13	H20.7.24	-	影響を与える可能性は無視できる
55	基-039	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲル-V注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
56	基-046	食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(水道水中の有機物(全有機炭素(TOC)の量))		化学・汚染	H20.5.22			回答文書
57	目-001	アンチモン(清涼飲料水)	7440-36-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.006
58	目-002	ウラン(清涼飲料水)	7440-61-1	化学・汚染	H15.7.3	H24.1.12	TDI	0.0002
59	目-003	ニッケル(清涼飲料水)	7440-02-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.7.23	TDI	0.004
60	目-005	1,2-ジクロロエタン(清涼飲料水)	107-06-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.0375
61	目-005	1,2-ジクロロエタン(清涼飲料水)	107-06-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんリスク ニットリスク	6.3×10^{-2} (mg/kg 体重/日) ⁻¹
62	目-008	トルエン(清涼飲料水)	108-88-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.149
63	目-009	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)(清涼飲料水の規格基準の改正)	117-81-7	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.03
64	目-009	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	117-81-7	器具・容器包装	H21.12.14	H25.2.18	TDI	0.03
65	目-010	亜塩素酸(清涼飲料水)	1318-59-8	化学・汚染	H15.7.3	H20.6.19	TDI	0.029(亜塩素酸イオンとして)
66	目-012	二酸化塩素(清涼飲料水)	10049-4-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.6.19	TDI	0.029(亜塩素酸イオンとして)
67	目-013	ジクロロアセトニトリル(清涼飲料水)	3018-12-0	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.0027
68	目-014	抱水クロラール(清涼飲料水)	302-17-0	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.0045
69	目-016	塩素(残留塩素)(清涼飲料水)	7782-50-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.136
70	目-020	1,1,1-トリクロロエタン(清涼飲料水)	71-55-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.6
71	目-021	メチルセブチルエーテル(清涼飲料水)	1634-04-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.143
72	目-029	1,1-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	75-35-4	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.046
73	目-029	1,1-ジクロロエチレン(水道水)	75-35-4	化学・汚染	H20.4.11	H20.5.29	TDI	0.046
74	検-002	バリウム(清涼飲料水)	7440-39-3	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.02
75	検-024	フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2	器具・容器包装	H21.12.14	H26.6.10	TDI	0.005
76	検-025	フタル酸ブチルベンジル	85-68-7	器具・容器包装	H21.12.14	H27.4.7	TDI	0.2
77	検-037	アセトアルデヒド	75-07-0	添加物	H15.11.21	H17.7.21		安全性に懸念がない
78	対-001	1,3-ジクロロプロペン (D-D)(農薬)	542-75-6	農薬	H20.3.3	H25.2.18	ADI	0.02
79	対-001	1,3-ジクロロプロペン(農薬2版)	542-75-6	農薬	H27.2.24	H27.10.20	ADI ARID	0.02 0.2
80	対-004	EPN(農薬2版)	2104-64-5	農薬	H28.5.11	H29.2.14	ADI ARID	0.0014 0.0066
81	対-004	EPN	2104-64-5	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0014
82	対-004	EPN(農薬)	2104-64-5	農薬	H15.7.1	H20.10.16	ADI	0.0014
83	対-004	EPN(農薬)	2104-64-5	農薬	H20.2.5	H20.11.27	ADI	0.0014
84	対-005	MCPA(農薬)	94-74-6	農薬	H22.2.16	H23.6.16	ADI	0.0019
85	対-005	MCPA(農薬2版)	94-74-6	農薬	H26.3.25	H26.7.29	ADI	0.0019
86	対-006	アシュラム(農薬)	3337-71-1	農薬	H25.8.20	H26.10.21	ADI ARID	0.36 3
87	対-007	アセフェート(農薬)	30560-19-1	農薬	H20.7.8	H22.7.22	ADI	0.0024
88	対-007	アセフェート(農薬2版)	30560-19-1	農薬	H23.1.17	H25.9.30	ADI	0.0024
89	対-007	アセフェート(農薬3版)	30560-19-1	農薬	H28.2.9	H28.12.13	ADI ARID	0.0024 0.1
90	対-009	アニロホス	64249-01-0	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質(3)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
91	対-010	アミトラス(農薬・動物薬)	33089-61-1	農薬	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
92	対-010	アミトラス(農薬・動物薬)	33089-61-1	動物用医薬品	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
93	対-010	アミトラスを有効成分とするみづばちの寄生虫駆除剤(アピバール)(動物薬)	33089-61-1	動物用医薬品	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
94	対-011	アラクロール(農薬)	15972-60-8	農薬	H20.4.1	H23.8.25	ADI	0.01
95	対-011	アラクロール(農薬2版)	15972-60-8	農薬	H25.1.30	H25.3.18	ADI	0.01
96	対-011	アラクロール(農薬3版)	15972-60-8	農薬	H24.1.23	H25.3.18	ADI	0.01
97	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬)	50512-35-1	農薬	H19.8.21	H20.2.28	ADI	0.1
98	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬2版)	50512-35-1	農薬	H22.1.5	H22.9.16	ADI	0.1
99	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬3版)	50512-35-1	農薬	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.1
100	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬)	50512-35-1	動物用医薬品	H19.8.21	H20.2.28	ADI	0.1
101	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬2版)	50512-35-1	動物用医薬品	H22.1.5	H22.9.16	ADI	0.1
102	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬3版)	50512-35-1	動物用医薬品	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.1
103	対-016	イプロベシホス(農薬)	26087-47-8	農薬	H19.12.18	H21.4.23	ADI	0.035
104	対-018	インダノファン(農薬)	133220-30-1	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.0035
105	対-018	インダノファン(農薬2版)	133220-30-1	農薬	H22.1.5	H22.9.9	ADI	0.0035
106	対-019	エスプロカルブ(農薬)	85785-20-2	農薬	H19.9.13	H20.1.17	ADI	0.01
107	対-019	エスプロカルブ(農薬2版)	85785-20-2	農薬	H21.1.20	H21.5.14	ADI	0.01
108	対-019	エスプロカルブ(農薬3版)	85785-20-2	農薬	H23.6.10	H24.2.23	ADI	0.01
109	対-012	イソキサチオン(農薬)	18854-01-8	農薬	H23.6.10	H28.2.23	ADI ARfD	0.002 0.003
110	対-021	エトフェンブロックス(農薬)	80844-07-1	農薬	H21.2.17	H21.11.19	ADI	0.031
111	対-021	エトフェンブロックス(農薬2版)	80844-07-1	農薬	H25.6.12	H25.8.5	ADI	0.031
112	対-021	エトフェンブロックス(農薬3版)	80844-07-1	農薬	H27.1.13	H27.6.9	ADI ARfD	0.031 1
113	対-024	オキサジクロメホソ(農薬)	153197-14-9	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0090
114	対-024	オキサジクロメホソ(農薬)	153197-14-9	農薬	H20.6.3	H20.8.21	ADI	0.0091
115	対-025	オキシニル(農薬)	10380-28-6	農薬	H24.8.21	H25.4.22	ADI	0.01
116	対-026	オリサストロビン(農薬)	248583-16-1	農薬	H16.2.3	H17.12.8	ADI	0.052
117	対-026	オリサストロビン(農薬2版)	248583-16-1	農薬	H20.1.11	H20.3.27	ADI	0.052
118	対-027	カズサホス(農薬)	95465-99-9	農薬	H16.10.5	H17.6.30	ADI	0.00025
119	対-027	カズサホス(農薬2版)	95465-99-9	農薬	H18.7.18	H19.2.22	ADI	0.00025
120	対-027	カズサホス(農薬3版)	95465-99-9	農薬	H20.3.3	H20.7.3	ADI	0.00025
121	対-028	カフェンストロール(農薬)	125306-83-4	農薬	H19.8.6	H20.2.21	ADI	0.003
122	対-031	カルプロバド(農薬)	104030-54-8	農薬	H19.8.28	H19.12.13	ADI	0.014
123	対-035	クミロン(農薬)	99485-76-4	農薬	H19.6.5	H19.8.9	ADI	0.01
124	対-036	グリホサート(農薬)	1071-83-6	農薬	H22.2.16	H28.7.12	ADI	1
125	対-036	グリホサート(農薬)	1071-83-6	農薬	H22.6.22	H28.7.12	ADI	1
126	対-037	グルホシネート(農薬)	77182-82-2	農薬	H19.7.17	H22.2.25	ADI	0.021
127	対-037	グルホシネートP(農薬)	70033-13-5	農薬	H19.7.17	H22.2.25	ADI	0.0091
128	対-037	グルホシネート(農薬2版)	77182-82-2	農薬	H23.11.18	H24.3.8	ADI	0.0091
129	対-037	グルホシネート(農薬3版)	77182-82-2	農薬	H25.6.12	H25.7.29	ADI	0.0091
130	対-038	クロメブロッブ(農薬)	84496-56-0	農薬	H20.10.7	H21.7.23	ADI	0.0062
131	対-040	クロルピリホス	2921-88-2	農薬	H15.7.3	H15.9.18	ADI	0.01(詳細不明)
132	対-040	クロルピリホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H15.7.3	H19.3.22	ADI	0.001
133	対-040	クロルピリホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H16.11.2	H19.3.22	ADI	0.001
134	対-040	クロルピリホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H18.7.18	H19.3.22	ADI	0.001
135	対-040	クロルピリホス(農薬2版)	2921-88-2	農薬	H21.10.26	H22.11.4	ADI	0.001
136	対-040	クロルピリホス(農薬3版)	2921-88-2	農薬	H22.8.12	H23.6.2	ADI	0.001
137	対-042	シアナジン(農薬)	21725-46-2	農薬	H28.10.18 H24.7.18	H29.2.28	ADI ARfD	0.00053 0.045
138	対-045	ジクロベニル(農薬)	1194-65-6	農薬	H22.9.27	H26.7.1	ADI	0.01
139	対-049	ジチアン(農薬)	3347-22-6	農薬	H19.8.6	H22.6.17	ADI	0.01
140	対-051	ジチオビル(農薬)	97886-45-8	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.0036
141	対-054	ジメタトリン(農薬)	22936-75-0	農薬	H19.10.30	H23.12.22	ADI	0.0094
142	対-057	ジメピバレート	61432-55-1	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
143	対-058	ダイアジン(農薬・動物薬)	333-41-5	農薬	H20.8.18	H26.8.19	ADI	0.001
144	対-058	ダイアジン(農薬・動物薬)	333-41-5	農薬	H24.1.23	H26.8.19	ADI	0.001
145	対-058	ダイアジン(農薬・動物薬)	333-41-5	農薬	H25.3.12	H26.8.19	ADI	0.001
146	対-058	ダイアジン(農薬・動物薬)	333-41-5	動物用医薬品	H25.3.12	H26.8.19	ADI	0.001
147	対-059	ダイムロン(農薬)	412928-75-7	農薬	H19.8.6	H19.11.8	ADI	0.3
148	対-060	ダゾメット、メナム及びメチルソチオシアネート;ダゾメット(農薬)	533-74-4	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARfD	0.004 0.028
149	対-061	チアジニル(農薬)	223580-51-6	農薬	H19.7.17	H19.10.25	ADI	0.04
150	対-065	チオベンカルブ(農薬)	28249-77-6	農薬	H19.8.6	H19.12.13	ADI	0.009
151	対-065	チオベンカルブ(農薬2版)	28249-77-6	農薬	H21.10.27	H22.8.5	ADI	0.009

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質(4)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg体重/日) (ARfD:mg/kg体重)
152	対-069	トリシクラゾール(農薬)	41814-78-2	農薬	H22.6.22	H26.1.20	ADI	0.05
153	対-069	トリシクラゾール(農薬)	41814-78-2	農薬	H21.10.27	H26.1.20	ADI	0.05
154	対-070	トリフルアリン(農薬)	1582-09-8	農薬	H21.3.24	H24.1.26	ADI	0.024
155	対-073	ビペロホス	24151-93-7	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
156	対-074	ピラクロニル(農薬)	158353-15-2	農薬	H18.1.16	H19.8.2	ADI	0.0044
157	対-074	ピラクロニル(農薬2版)	158353-15-2	農薬	H22.6.18	H23.6.2	ADI	0.0044
158	対-077	ピリダフェンチオン	119-12-0	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書
159	対-078	ピリプチカルブ(農薬)	88678-67-5	農薬	H19.8.6	H20.9.11	ADI	0.0088
160	対-079	ピロキロン(農薬)	57369-32-1	農薬	H19.11.27	H27.6.9	ADI ARfD	0.019 0.2
161	対-080	フィプロニル(農薬・動物薬)	120068-37-3	農薬	H23.2.14	H26.1.20	ADI	0.00019
162	対-080	フィプロニル(農薬・動物薬)	120068-37-3	農薬	H23.2.10	H26.1.20	ADI	0.00019
163	対-080	フィプロニル(農薬・動物薬)	120068-37-3	動物用医薬品	H23.2.10	H26.1.20	ADI	0.00019
164	対-080	フィプロニル(農薬・動物薬2版)	120068-37-3	農薬	H27.10.13	H28.4.5	ADI ARfD	0.00019 0.02
165	対-081	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H22.9.27	H26.6.3	ADI	0.0049
166	対-081	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H24.2.24	H26.6.3	ADI	0.0049
167	対-081	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H24.3.26	H26.6.3	ADI	0.0049
168	対-081	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	動物用医薬品	H22.9.27	H26.6.3	ADI	0.0049
169	対-081	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	動物用医薬品	H24.2.24	H26.6.3	ADI	0.0049
170	対-082	フェノプカルブ(BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
171	対-082	フェノプカルブ(BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
172	対-082	フェノプカルブ(BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H22.9.27	H25.9.9	ADI	0.013
173	対-082	フェノプカルブ(BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H22.9.24	H25.9.9	ADI	0.013
174	対-082	フェノプカルブ(BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	動物用医薬品	H22.9.27	H25.9.9	ADI	0.013
175	対-082	フェノプカルブ(BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	動物用医薬品	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
176	対-083	フェリムゾン(農薬)	89269-64-7	農薬	H20.2.5	H20.11.13	ADI	0.019
177	対-083	フェリムゾン(農薬2版)	89269-64-7	農薬	H23.6.10	H24.2.2	ADI	0.019
178	対-084	フェンチオン(農薬)	55-38-9	農薬	H21.1.20	H22.4.8	ADI	0.0023
179	対-084	フェンチオン(農薬2版)	55-38-9	農薬	H23.1.17	H25.9.30	ADI	0.0023
180	対-085	フェントエート(農薬)	2597-03-7	農薬	H21.6.9	H23.10.6	ADI	0.0029
181	対-085	フェントエート(農薬2版)	2597-03-7	農薬	H24.7.18	H25.1.21	ADI	0.0029
182	対-086	フェントラザミド(農薬)	158237-07-1	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0052
183	対-086	フェントラザミド(農薬)	158237-07-1	農薬	H20.2.5	H20.12.4	ADI	0.0052
184	対-088	ブタクロール(農薬)	23184-66-9	農薬	H19.10.12	H23.8.25	ADI	0.01
185	対-089	ブタミホス(農薬)	36335-67-8	農薬	H20.4.1	H21.2.12	ADI	0.008
186	対-090	ブプロフェジン(農薬)	69327-76-0	農薬	H19.8.21	H20.5.15	ADI	0.009
187	対-090	ブプロフェジン(農薬2版)	69327-76-0	農薬	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.009
188	対-090	ブプロフェジン(農薬3版)	69327-76-0	農薬	H28.5.11	H28.12.13	ADI ARfD	0.009 0.5
189	対-091	フルアジナム(農薬)	79622-59-6	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.01
190	対-091	フルアジナム(農薬)	79622-59-6	農薬	H18.9.4	H25.11.11	ADI	0.01
191	対-091	フルアジナム(農薬)	79622-59-6	農薬	H19.2.27	H25.11.11	ADI	0.01
192	対-092	プレチラコロール(農薬)	51218-49-6	農薬	H19.9.25	H20.10.9	ADI	0.018
193	対-093	プロシムドン(農薬)	32809-16-8	農薬	H23.1.24	H26.1.20	ADI	0.035
194	対-095	プロピコナゾール(農薬)	60207-90-1	農薬	H22.11.12	H26.4.8	ADI	0.019
195	対-095	プロピコナゾール(農薬)	60207-90-1	農薬	H23.6.10	H26.4.8	ADI	0.019
196	対-096	プロピザミド(農薬)	23950-58-5	農薬	H23.3.25	H26.1.20	ADI	0.019
197	対-096	プロピザミド(農薬)	23950-58-5	農薬	H22.3.23	H26.1.20	ADI	0.019
198	対-098	プロモプチド(農薬)	74712-19-9	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.04
199	対-100	ベンシクロン(農薬)	66063-05-6	農薬	H19.9.13	H20.10.16	ADI	0.053
200	対-101	ベンゾピクロン(農薬)	156963-66-5	農薬	H19.3.6	H20.3.13	ADI	0.034
201	対-102	ベンゾフェナップ(農薬)	82692-44-2	農薬	H22.9.13	H27.8.18	ADI	0.002
202	対-104	ベンディメタリン(農薬)	40487-42-1	農薬	H20.6.3	H22.10.7	ADI	0.12
203	対-104	ベンディメタリン(農薬2版)	40487-42-1	農薬	H24.1.23	H24.8.6	ADI	0.12
204	対-106	ベンフルラリン(農薬)	1861-40-1	農薬	H20.3.25	H22.10.14	ADI	0.005
205	対-107	ベンフレゼート(農薬)	68505-69-1	農薬	H19.10.12	H20.4.24	ADI	0.026
206	対-109	マラチオン(農薬)	121-75-5	農薬	H23.3.25	H26.5.13	ADI ARfD	0.29 1.5
207	対-109	マラチオン(農薬)	121-75-5	農薬	H23.4.25	H26.5.13	ADI ARfD	0.29 1.5
208	対-112	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート;メタム(農薬)	39680-90-5 (メタムアンモニウム塩)	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARfD	0.005 0.03
209	対-112	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート;メタム(農薬)	137-42-8 (メタムナトリウム塩) 137-41-7 (メタムカリウム塩)	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARfD	0.0075 0.021
210	対-113	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬)	57837-19-1	農薬	H19.5.22	H21.3.5	ADI	0.022
211	対-113	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬2版)	57837-19-1	農薬	H22.9.13	H23.7.7	ADI	0.022
212	対-113	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬3版)	57837-19-1	農薬	H25.11.14	H26.1.20	ADI	0.022
213	対-116	メトミノストロビン(農薬)	133408-50-1	農薬	H20.12.9	H22.3.4	ADI	0.016
214	対-118	メフェナセート(農薬)	73250-68-7	農薬	H19.9.25	H20.3.13	ADI	0.007

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質(5)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARID:mg/kg 体重)
215	対-119	メブロンル(農薬)	55814-41-0	農薬	H20.4.1	H21.12.17	ADI	0.05
216	要-001	アセタミプリド(農薬)	135410-20-7	農薬	H20.2.12	H20.8.29	ADI	0.071
217	要-001	アセタミプリド(農薬2版)	135410-20-7	農薬	H22.8.12	H23.6.9	ADI	0.071
218	要-001	アセタミプリド(農薬3版)	135410-20-7	農薬	H26.7.2	H26.12.16	ADI ARID	0.071 0.1
219	要-002	イミダクロプリド	138261-41-3	農薬	H15.10.31	H16.1.15		製剤関連
220	要-002	イミダクロプリド(農薬)	138261-41-3	農薬	H19.2.27	H19.6.14	ADI	0.057
221	要-002	イミダクロプリド(農薬2版)	138261-41-3	農薬	H21.10.26	H22.9.9	ADI	0.057
222	要-002	イミダクロプリド(農薬3版)	138261-41-3	農薬	H27.11.17	H28.7.12	ADI ARID	0.057 0.1
223	要-002	イミダクロプリド(農薬3版)	138261-41-3	農薬	H27.11.17	H28.7.12	ADI ARID	0.057 0.1
224	要-003	エチプロール(農薬)	181587-01-9	農薬	H15.10.29	H16.7.22	ADI	0.005
225	要-003	エチプロール(農薬2版)	181587-01-9	農薬	H19.12.4	H20.2.28	ADI	0.005
226	要-003	エチプロール(農薬3版)	181587-01-9	農薬	H21.12.4	H22.7.22	ADI	0.005
227	要-003	エチプロール(農薬4版)	181587-01-9	農薬	H25.12.10	H26.3.24	ADI	0.005
228	要-005	テブコナゾール(農薬)	107534-96-3	農薬	H19.2.27	H19.7.5	ADI	0.029
229	要-005	テブコナゾール(農薬2版)	107534-96-3	農薬	H23.2.10	H23.9.8	ADI	0.029
230	要-005	テブコナゾール(農薬3版)	107534-96-3	農薬	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.029
231	要-005	テブコナゾール(農薬4版)	107534-96-3	農薬	H27.2.16	H27.9.8	ADI ARID	0.029 0.3
232	要-011	プロマシル(農薬)	314-40-9	農薬	H25.6.12	H28.5.17	ADI ARID	0.019 0.2
233	要-012	ベントキサゾン(農薬)	110956-75-7	農薬	H18.5.23	H21.10.22	ADI	0.23
234	要-013	ホサロン(農薬)	2310-17-0	農薬	H23.1.24	H26.3.10	ADI	0.002
235	要-014	メタアルデヒド(農薬5版)	108-62-3	農薬	H28.7.13	H29.2.14	ADI ARID	0.022 0.3
236	要-014	メタアルデヒド(農薬4版)	108-62-3	農薬	H25.6.12	H25.12.2	ADI	0.022
237	要-014	メタアルデヒド(農薬3版)	108-62-3	農薬	H22.9.13	H23.6.23	ADI	0.022
238	要-014	メタアルデヒド(農薬2版)	108-62-3	農薬	H20.12.9	H21.2.5	ADI	0.022
239	要-014	メタアルデヒド(農薬)	108-62-3	農薬	H18.7.18	H19.7.19	ADI	0.022
240	要-014	メタアルデヒド(農薬)	108-62-3	農薬	H15.12.26	H19.7.19	ADI	0.022
241	要-015	ダブメット、メタム及びメチルイソチオシアネート、メチルイソチオシアネート(農薬)	556-61-6	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARID	0.004 0.1
242	要-016	メトクロール(農薬)	51218-45-2	農薬	H20.6.17	H21.7.30	ADI	0.097
243	他-005	アシベンゾラル-S-メチル(農薬)	126448-41-7	農薬	H26.7.2	H27.3.24	ADI ARID	0.077 0.5
244	他-005	アシベンゾラル-S-メチル(農薬)	126448-41-7	農薬	H23.10.11	H27.3.24	ADI ARID	0.077 0.5
245	他-006	アジムスフロン(農薬)	120162-55-2	農薬	H19.4.10	H21.4.9	ADI	0.095
246	他-007	アミロール(農薬)	61-82-5	農薬	H19.10.30	H22.10.7	ADI	0.0012
247	他-008	アマトリン(農薬)	834-12-8	農薬	H19.3.6	H19.9.13	ADI	0.072
248	他-012	エトキシスルフロン(農薬)	126801-58-9	農薬	H22.9.27	H25.10.21	ADI	0.056
249	他-013	エトベンザニド(農薬)	79540-50-4	農薬	H19.8.6	H26.1.20	ADI	0.044
250	他-015	オキサジアルギル(農薬)	39807-15-3	農薬	H15.11.17	H19.10.11	ADI	0.008
251	他-017	オキシロニック酸(農薬・動物薬2版)	14698-29-4	農薬	H22.9.13	H23.6.30	ADI	0.021
252	他-017	オキシロニック酸(農薬・動物薬3版)	14698-29-4	農薬	H25.8.20	H25.11.11	ADI	0.021
253	他-017	オキシロニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	農薬	H19.12.25	H20.7.24	ADI	0.021
254	他-017	オキシロニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	農薬	H18.9.4	H20.7.24	ADI	0.021
255	他-017	オキシロニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	動物用医薬品	H18.9.4	H20.7.24	ADI	0.021
256	他-017	オキシロニック酸(農薬・動物薬2版)	14698-29-4	動物用医薬品	H22.9.13	H23.6.30	ADI	0.021
257	他-018	キサロホップエチル(農薬)	76578-14-8	農薬	H19.8.6	H21.10.22	ADI	0.009
258	他-018	キサロホップエチル(農薬2版)	76578-14-8	農薬	H25.11.14	H26.4.8	ADI	0.009
259	他-019	クロチアニジン(農薬)	210880-92-5	農薬	H16.10.5	H17.1.27	ADI	0.097
260	他-019	クロチアニジン(農薬2版)	210880-92-5	農薬	H18.7.18	H18.12.7	ADI	0.097
261	他-019	クロチアニジン(農薬3版)	210880-92-5	農薬	H20.1.11	H20.2.28	ADI	0.097
262	他-019	クロチアニジン(農薬4版)	210880-92-5	農薬	H23.6.10	H24.3.1	ADI	0.097
263	他-019	クロチアニジン(農薬5版)	210880-92-5	農薬	H25.11.14	H26.1.20	ADI	0.097
264	他-019	クロチアニジン(農薬6版)	210880-92-5	農薬	H26.4.7	H26.10.7	ADI ARID	0.097 0.6
265	他-020	クロマフェノジド(農薬)	143807-66-3	農薬	H19.4.10	H19.10.18	ADI	0.27
266	他-020	クロマフェノジド(農薬2版)	143807-66-3	農薬	H23.11.18	H24.5.24	ADI	0.27
267	他-024	ジクロフェンチオン(ECP)	97-17-6	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書
268	他-025	シクロプロトリン(農薬)	63935-38-6	農薬	H22.1.25	H27.2.3	ADI	0.085
269	他-029	シノスルフロン	94593-91-6	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質(6)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARID:mg/kg 体重)
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会 における分類	評価要請 文書受理日	評価結果 通知日	評価値 種類	
270	他-030	ジノテフラン(農薬・動物薬5版)	165252-70-0	農薬	H25.8.20	H25.12.2	ADI	0.22
271	他-030	ジノテフラン(農薬・動物薬6版)	165252-70-0	農薬	H28.7.13	H29.2.14	ADI ARID	0.22 1.2
272	他-030	ジノテフラン(農薬)	165252-70-0	農薬	H16.4.28	H17.6.16	ADI	0.22
273	他-030	ジノテフラン(農薬・動物薬2版)	165252-70-0	農薬	H18.9.4	H19.7.26	ADI	0.22
274	他-030	ジノテフラン(農薬・動物薬3版)	165252-70-0	農薬	H22.2.16	H22.9.9	ADI	0.22
275	他-030	ジノテフラン(農薬・動物薬4版)	165252-70-0	農薬	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.22
276	他-030	ジノテフラン(農薬・動物薬2版)	165252-70-0	動物用医薬品	H18.11.16	H19.7.26	ADI	0.22
277	他-030	ジノテフラン(農薬・動物薬3版)	165252-70-0	動物用医薬品	H22.2.16	H22.9.9	ADI	0.22
278	他-030	ジノテフラン(農薬・動物薬4版)	165252-70-0	動物用医薬品	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.22
279	他-030	ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(フラッシュベイト、エコスピード)	165252-70-0	動物用医薬品	H18.11.16	H19.7.26	ADI	0.22
280	他-031	ジフェノコナゾール(農薬)	119446-68-3	農薬	H22.9.27	H24.10.15	ADI	0.0096
281	他-031	ジフェノコナゾール(農薬2版)	119446-68-3	農薬	H26.9.9	H27.3.3	ADI ARID	0.0096 0.25
282	他-031	ジフェノコナゾール(農薬3版)	119446-68-3	農薬	H28.12.14	H29.2.28	ADI ARID	0.0096 0.25
283	他-033	ジフルベンズロン(農薬・動物薬)	35367-38-5	農薬	H22.12.10	H27.7.28	ADI	0.02
284	他-033	ジフルベンズロン(農薬・動物薬)	35367-38-5	動物用医薬品	H22.12.10	H27.7.28	ADI	0.02
285	他-035	シプロジニル(農薬)	121552-61-2	農薬	H22.9.13	H24.9.24	ADI	0.027
286	他-037	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H19.6.5	H19.8.23	ADI	0.0085
287	他-037	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H20.10.17	H21.3.12	ADI	0.0085
288	他-037	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H23.3.25	H24.2.9	ADI	0.0085
289	他-037	シメコナゾール(農薬4版)	149508-90-7	農薬	H24.7.18	H24.11.12	ADI	0.0085
290	他-037	シメコナゾール(農薬5版)	149508-90-7	農薬	H27.10.13	H28.2.23	ADI ARID	ADI:0.0085 ARID: ・0.2(一般の集団) ・0.09(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
291	他-039	シラフルオフェン(農薬)	105024-66-6	農薬	H19.10.12	H20.1.17	ADI	0.11
292	他-041	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	農薬	H16.12.24	H22.4.8	ADI	0.024
293	他-041	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	農薬	H18.7.18	H22.4.8	ADI	0.024
294	他-041	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	動物用医薬品	H18.7.18	H22.4.8	ADI	0.024
295	他-041	スピノサド【残留基準の設定】(農薬・動物薬)	168316-95-8	動物用医薬品	H17.12.19	H22.4.8	ADI	0.024
296	他-041	スピノサド【残留基準の設定】(農薬・動物薬2版)	168316-95-8	動物用医薬品	H26.10.24	H27.2.17	ADI	0.024
297	他-044	チアメトキサム(農薬)	153719-23-4	農薬	H18.7.18	H20.4.3	ADI	0.018
298	他-044	チアメトキサム(農薬2版)	153719-23-4	農薬	H23.6.10	H24.3.1	ADI	0.018
299	他-044	チアメトキサム(農薬3版)	153719-23-4	農薬	H27.1.13	H27.7.28	ADI ARID	0.018 0.5

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質(7)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値(ADI:mg/kg体重/日)(ARID:mg/kg体重)
300	他-046	チフルザミド(農薬)	130000-40-7	農薬	H22.8.12	H24.10.1	ADI	0.014
301	他-046	チフルザミド(農薬2版)	130000-40-7	農薬	H27.8.5	H28.1.26	ADI ARID	0.014 0.25
302	他-049	テトラコナゾール(農薬)	112281-77-3	農薬	H24.8.21	H27.8.18	ADI ARID	0.004 0.05
303	他-049	テトラコナゾール(農薬)	112281-77-3	農薬	H20.7.8	H27.8.18	ADI ARID	0.004 0.05
304	他-050	テブフェンジド(農薬)	112410-23-8	農薬	H19.8.6	H19.11.8	ADI	0.016
305	他-050	テブフェンジド(農薬2版)	112410-23-8	農薬	H28.2.9	H28.5.17	ADI	0.016
306	他-051	トリネキサバックエチル	95266-40-3	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0059
307	他-051	トリネキサバックエチル(農薬)	95266-40-3	農薬	H19.6.26	H21.10.22	ADI	0.0059
308	他-052	トリフルミゾール(農薬)	68694-11-1	農薬	H22.9.27	H25.11.11	ADI	0.015
309	他-052	トリフルミゾール(農薬2版)	68694-11-1	農薬	H28.2.9	H28.5.17	ADI ARID	0.015 0.25
310	他-053	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H16.7.12	H16.10.7	ADI	0.0056
311	他-053	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H19.2.27	H19.5.31	ADI	0.0056
312	他-053	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H22.2.23	H23.2.10	ADI	0.0056
313	他-054	ナプロエンリド	52570-16-8	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
314	他-055	ニテンピラム(農薬)	150824-47-8	農薬	H25.12.20	H28.5.17	ADI ARID	0.53 0.6
315	他-055	ニテンピラム(農薬)	150824-47-8	農薬	H27.10.13	H28.5.17	ADI ARID	0.53 0.6
316	他-056	バクプロトラゾール(農薬)	76738-62-0	農薬	H19.12.4	H21.4.2	ADI	0.02
317	他-056	バクプロトラゾール(農薬2版)	76738-62-0	農薬	H28.2.9	H28.9.6	ADI ARID	0.02 0.3
318	他-059	ビメロジン(農薬)	123312-89-0	農薬	H20.3.25	H22.9.9	ADI	0.013
319	他-060	ピラズスルブロンエチル(農薬)	93697-74-6	農薬	H22.3.23	H26.5.20	ADI	0.01
320	他-061	ピリミノバックメチル(農薬)	136191-64-5	農薬	H19.11.12	H22.4.1	ADI	0.02
321	他-065	フェンバレード(農薬・動物薬)	51630-58-1	農薬	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
322	他-065	フェンバレード(農薬・動物薬)	51630-58-1	農薬	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
323	他-065	フェンバレード(農薬・動物薬)	51630-58-1	動物用医薬品	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
324	他-068	フルアジホップ(農薬)	83066-88-0	農薬	H25.8.20	H27.7.7	ADI ARID	0.0044 0.02
325	他-070	プロバホス	7292-16-2	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
326	他-071	プロバキット又はBPPS(農薬)	2312-35-8	農薬	H19.3.6	H24.10.29	ADI	0.0098
327	他-074	プロメリン(農薬)	7287-19-6	農薬	H25.1.30	H27.9.8	ADI ARID	0.03 1.5
328	他-077	ベンダイオカルブ(農薬)	22781-23-3	農薬	H20.3.11	H21.8.27	ADI	0.0035
329	他-079	ボスカリド(農薬)	188425-85-6	農薬	H15.11.17	H16.5.20	ADI	0.044
330	他-079	ボスカリド(農薬2版)	188425-85-6	農薬	H18.7.18	H18.10.26	ADI	0.044
331	他-079	ボスカリド(農薬3版)	188425-85-6	農薬	H20.12.19	H21.3.19	ADI	0.044
332	他-079	ボスカリド(農薬4版)	188425-85-6	農薬	H24.1.23	H24.8.6	ADI	0.044
333	他-079	ボスカリド(農薬5版)	188425-85-6	農薬	H28.5.11	H28.9.27	ADI ARID	0.044 3
334	他-081	メタミドホス(農薬)	10265-92-6	農薬	H20.2.12	H20.5.1	ADI	0.0006
335	他-081	メタミドホス(農薬2版)	10265-92-6	農薬	H28.2.9	H28.12.13	ADI ARID	0.00056 0.3

*網掛け: H28年度追加

*化学・汚染: 化学物質・汚染物質

6-3-2. 海外諸国・機関の基準値・目標値等の収集・整理

6.3.2.1 基準値等の更新

平成 27 年度調査業務において調査された(表 6-4)を対象に、基準値等の改訂の動向を調査した。なお、平成 27 年度調査業務と同様に収集の対象は消毒薬、消毒副生成物質、有機物質、無機物質とし、微生物、放射性物質、官能性にかかわる項目(色、臭気、味)は除いた。

その結果、1 機関の更新・改訂があった。その他の機関では平成 27 年度調査業務以降に更新・改訂は行われていない。

・豪州: Australian Drinking Water Guidelines (2011) - Updated February 2016 が Updated されたが、基準値の更新はない。

なお、米国：Drinking Water Contaminant Candidate List (CCL) and Regulatory Determination：CCL 4 draft が公表されているが、draft のままである。

これらの更新結果は国内外の基準値等のまとめとして、表 6-5～表 6-10 に整理した。

表 6-4 基準値・目標値等の調査対象とする国・機関

国・機関	調査対象規則等
1 米国	National Primary Drinking Water Regulations: NPDWRs
	National Secondary Drinking Water Regulations: NSDWRs
	Drinking Water Contaminant Candidate List (CCL) and Regulatory Determination : CCL 4 draft
2 欧州	COUNCIL DIRECTIVE 98/83/EC of 3 November 1998 on the quality of water intended for human consumption
3 カナダ	Guidelines for Canadian Drinking Water Quality Summary Table, October 2014
4 豪州	Australian Drinking Water Guidelines (2011) – Updated February 2016
5 韓国	飲水水質基準及び検査等に関する規則(1995年 5月 1日 環境部令第10号 新規制定)(最新改正:2008年 2月 4日 環境部令第276号)
6 中国	中華人民共和国国家標準 GB 5749-2006 「生活飲用水衛生標準」
7 WHO	Guidelines for Drinking-water Quality 4th edition

6.3.2.2 国内の基準値等との比較

海外諸国・機関の基準値等の更新状況及び後述の国内の基準値等の変更（平成 29 年 1 月 31 日厚生科学審議会（生活環境水道部会）を踏まえ、国内と諸外国の基準値等の比較を行い、諸外国の基値が国内に基準値等よりも厳しい物質を抽出した H28 年度調査業務内容を表 6-11 に示した。

海外諸国・機関の基準値等の更新はない。日本の基準値更新は平成 29 年 1 月 31 日厚生科学審議会にて提案されており、1 物質(グリサホート：平成 30 年 4 月施行予定)が比較対象に該当するが、既に過年度業務で検討されている。

平成 29 年 2 月 28 日付け食品安全委員会評価通知のシアナジン(対-042)が比較物質に該当するので基準値が厳しい WHO と比較して次表に纏めた。

シアナジン(対-042)：CAS(No.21725-46-2)

基準値	水質基準値: 0.004 mg/L	WHOガイドライン値(第4版): 0.0006 mg/L
評価値	ADI: 0.00053 mg/kg 体重/日	TDI: 0.000198 mg/kg体重/日
設定根拠試験	慢性毒性/発がん性併合試験	毒性/発がん性研究
動物種/期間	ラット/2 年間	雄ラット/2 年間
無毒性量	0.053 mg/kg 体重/日	0.198 mg/kg/日
安全係数	100(種間差および種内差につき100)	1000(種間差および種内差につき100、発がん性の証拠が少ないことにつき10)
評価概要	25 ppm 以上投与群の雄で体重増加抑制及び摂餌量減少、5 ppm 以上投与群の雌で乳腺腺癌の発生頻度の増加が認められたので、無毒性量は雄で 5 ppm(0.198 mg/kg 体重/日)、雌で 1 ppm(0.053 mg/kg 体重/日)であると考えられた。	The NOAEL was 5 mg/kg of feed (0.198 mg/kg of body weight per day for males; 0.259 mg/kg of body weight per day for females) based on hyperactivity in male rats and decreased body-weight gain in females.
文献	農薬抄録 シアナジン(除草剤)(平成23 年12 月26 日改定): アグロ カネショウ株式会社、一部公表; 農薬抄録 シアナジン(除草剤)(平成28 年10 月12 日改定): アグロ カネショウ株式会社、一部公表	Bogdanfy MS (1990) Combined chronic toxicity/oncogenicity study with cyanazine in rats. Unpublished report prepared by Haskell Laboratory and submitted to the US Environmental Protection Agency by E.I. duPont de Nemours Company (Study No. 23-90, 11 May

WHO ガイドライン値との違いは、無毒量及び安全係数の違いによる。特に安全係数が大きく異なる。

表 6-5 「水質基準項目」の諸外国・機関の基準値等 (その 1/2)

項目番号	項目名	CAS番号	日本		WHO			米国			EU			カナダ			オーストラリア			韓国		中国				
			基準値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ※2	比較※3	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCL4 draft	比較	chemical parameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health-based (mg/L)	aesthetic consideration (mg/L)	比較	health (mg/L)	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較	
基-001	一般細菌	-	100個/ml																							
基-002	大腸菌	-	不検出																							
基-003	カドミウム及びその化合物	7440-43-9	0.003	0.003			0.005		0.005			0.005			0.002			●	0.005			0.005				
基-004	水銀及びその化合物	7439-97-6	0.0005	0.006			0.002		0.001			0.001			0.001				0.001			0.001				
基-005	セレン及びその化合物	7782-49-2	0.01	0.04	P		0.05		0.01			0.05			0.01				0.01			0.01				
基-006	鉛及びその化合物	7439-92-1	0.01	0.01	AT		TT Action Level=0.015		0.01			0.01			0.01				0.01			0.01				
基-007	ヒ素及びその化合物	7440-38-2	0.01	0.01	AT		0.1		0.01			0.01			0.01				0.01			0.01				
基-008	六価クロム化合物	7440-47-3	0.05	0.05	P		0.1		0.05			0.05			0.05				0.05			0.05				
基-009	亜硝酸態窒素	14797-65-0	0.04	3			1		0.5			0.5			3											
基-010	シアン化物イオン及び塩化シアン	-	0.01				0.2		0.05			0.2			0.08				0.01			0.05				
基-011	塩化シアン	506-77-4	0.01	設定なし											0.08							0.07				
基-011	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	-	10																							
基-011	硝酸	14797-55-8	10	50			10		50			45			50				10			10				
基-012	フッ素及びその化合物	7782-41-4	0.8	1.5			4	2	1.5			1.5			1.5				1.5							
基-013	ホウ素及びその化合物	7440-42-8	1	2.4					1			5			4				1			0.5			●	
基-014	四塩化炭素	56-23-5	0.002	0.004			0.005					0.005			0.003				0.002			0.002				
基-015	1,4-ジオキサン	123-91-1	0.05	0.05	a														0.05							
基-016	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	540-59-0	0.04	0.05											0.06							0.05				
基-016	シス-1,2-ジクロロエチレン	156-59-2	0.04				0.07																			
基-016	トランス-1,2-ジクロロエチレン	156-60-5	0.04				0.1																			
基-017	ジクロロメタン	75-09-2	0.02	0.02			0.005								0.05							0.02			0.02	
基-018	六クロロエチレン	127-18-4	0.01	0.04			0.005		0.01			0.03			0.05				0.01			0.01			0.01	
基-019	トリクロロエチレン	79-01-6	0.01	0.02	P		0.005		0.01			0.005			0.005			●	c		0.03			0.07		
基-020	ベンゼン	71-43-2	0.01	0.01	a		0.005		0.001			0.005			0.001			●	c		0.01			0.01		
基-021	塩素酸	7790-93-4	0.6	0.7	D							1							c	e		0.7				
基-022	クロロ酢酸	79-11-8	0.02	0.02			0								0.15											
基-023	クロロホルム	67-66-3	0.06	0.3			0															0.08			0.06	
基-024	ジクロロ酢酸	79-43-6	0.03	0.05	D, a		0								0.1							0.05			0.05	
基-025	ジブロモクロロメタン	124-48-1	0.1	0.1			0															0.1			0.1	
基-026	臭素酸	7789-31-3	0.01	0.01	AT, a		0.01					0.01			0.02				0.1			0.01			0.01	
基-027	総トリハロメタン	-	0.1						0.1			0.1			0.25				0.1			0			0	
基-028	トリクロロ酢酸	76-03-9	0.03	0.2			0								0.1							0.1			0.1	
基-029	ブロモジクロロメタン	75-27-4	0.03	0.06	a		0															0.03			0.06	
基-030	ブロモホルム	75-25-2	0.09	0.1			0															0.1			0.1	
基-031	ホルムアルデヒド	50-00-0	0.08	設定なし											0.5				0.5			0.9			0.9	
基-032	亜鉛及びその化合物	7440-66-6	1	設定なし			5								3							3				
基-033	アルミニウム及びその化合物	7429-90-5	0.2	設定なし			0.05		●			0.2			[0.1/0.2]				c		0.2			0.2	0.2	
基-034	鉄及びその化合物	7439-89-6	0.3	設定なし			0.3					0.2			0.3				c		0.3			0.3	0.3	
基-035	銅及びその化合物	7440-50-8	1	2			TT Action Level=1.3	1		2					1							1			1	
基-036	ナトリウム及びその化合物	7440-23-5	200	設定なし								200			200				設定不要			180			200	
基-037	マンガン及びその化合物	7439-96-5	0.05	設定なし			0.05		CCL4			0.05			0.5				0.1			0.3			0.1	
基-038	塩化物イオン	16887-00-6	200	設定なし			250					250			250				c			250			250	
基-039	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	-	300	設定なし															設定不要			200			450	
基-040	蒸発残留物	-	500																			300			500	
基-041	陰イオン界面活性剤	-	0.2																			500				
基-042	ジェオスミン	19700-21-1	0.00001																						1E-05	
基-043	2-メチルインボルネオール	2371-42-8	0.00001																						1E-05	
基-044	非イオン界面活性剤	-	0.02																							
基-045	フェノール類	-	0.005																						0.002	●

表 6-5 「水質基準項目」の諸外国・機関の基準値等（その 2/2）

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO				米国				EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国		
			基準値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等※2	比較※3	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCL4 draft	比較	chemical parameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health-based (mg/L)	aesthetic consideration (mg/L)	比較	health (mg/L)	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較	
基-046	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		3										No abnormal change												5	
基-047	pH値		5.8-8.6	設定なし									≥ 6.5 and ≤ 9.5			6.5-8.5	c	pH 6.5-8.5			5.8-8.5			6.5-8.5		
基-048	味		異常でないこと										Acceptable to consumers and no abnormal change			Inoffensive	設定不要	Not offensiv			無味					
基-049	臭気		異常でないこと										Acceptable to consumers and no abnormal change								無臭					
基-050	色度		5度以下										Acceptable to consumers and no abnormal change			≤15 TCU		15 HU			5度			15		
基-051	濁度		2度以下										Acceptable to consumers and no abnormal change					c	5 NTU		0.5NTU			1		

※1 諸外国の基準値等はシアンとしての数値

※2 表中の記号は以下のとおり

P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

※3 「比較」の欄の●とは、諸外国の基準値等が国内の基準値等よりも厳しい物質の意味である。以降の表も全て同様。

表 6-6 「水質管理目標設定項目」の諸外国・機関の目標値等

項目番号	項目名	CAS番号	日本		WHO			米国			EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国			
			目標値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等※1	比較	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCL4d raft	比較	chemical aramerter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health-based (mg/L)	aesthetic consideration (mg/L)	比較	health (mg/L)	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較	
目-001	アンチモン及びその化合物	7440-36-0	0.02	0.02					0.006		●	0.005		●	0.006		●	0.003		●				0.005		●
目-002	ウラン及びその化合物	7440-61-1	0.002(暫定)	0.03	P										0.02			0.017								
目-003	ニッケル及びその化合物	7440-02-0	0.02	0.07								0.02						0.02						0.02		
目-005	1,2-ジクロロエタン	107-06-2	0.004	0.03	a				0.005			0.003		●	0.005			0.003		●				0.03		
目-008	トルエン	108-88-3	0.4	0.7	C			1							0.06	0.024	●	0.8	0.025	●	0.7			0.7		
目-009	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7	0.08	0.008		●		0.006		●								0.01		●				0.008	●	
目-010	亜塩素酸	13898-47-0	0.6	0.7	D									1										0.7		
目-012	二酸化塩素	10049-04-4	0.6	設定なし					0.8 (MRDL)									c	0.4							
目-013	ジクロロアセトニトリル	3018-12-0	0.01(暫定)	0.02	P													c			0.09					
目-014	扱水クロール	302-17-0	0.02(暫定)	設定なし														0.1			0.03			0.01	●	
目-015	農薬類	-	検出値と目標値の比の和として、1以下																							
目-016	残留塩素	7782-50-5	1	5	C				4.01 (MRDL)									5 (4.1 for chloraminated systems)	0.6	●	4					
目-017	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		10-100																					300	450	
目-018	マンガン及びその化合物	7439-96-5	0.01						0.05			0.05			0.05			0.5	0.1				0.3		0.1	
目-019	遊離炭酸	-	20																							
目-020	1, 1, 1-トリクロロエタン	71-55-6	0.3	設定なし				0.2		●											0.1		●		2	
目-021	メチルtertブチルエーテル	1634-04-4	0.02	設定なし											0.015		●									
目-022	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	COD	3																				10		3	
目-023	臭気強度(TON)	-	3以下																							
目-024	蒸発残留物	-	30-200																					500		
目-025	濁度	-	1度									Acceptable						c	5 NTU				0.5NTU		1	
目-026	pH値	-	7.5程度	設定なし								≥ 6.5 and ≤ 9.5			6.5-8.5			c	6.5-8.5				5.8-8.5		6.5-8.5	
目-027	腐食性(ランゲリア指数)	-	-1程度以上とし、極力0に近づける																							
目-028	従属栄養細菌	-	2,000/ml以下(暫定)																							
目-029	1, 1-ジクロロエチレン	75-35-4	0.1	設定なし					0.007		●			0.014			●	0.03		●	0.03	●		0.03	●	
目-030	アルミニウム及びその化合物	-	0.1	設定なし					0.05		●		0.2					[0.1/0.2]	c		0.2		0.2		0.2	

※1表中の記号は以下のとおり

P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

表 6-7 「要検討項目」の諸外国・機関の目標値等

項目番号	項目名	CAS番号	日本		WHO		米国				EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国			
			目標値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等※1	比較	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCL4d raft	比較	chemical parameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health-based (mg/L)	aesthetic consideration (mg/L)	比較	health (mg/L)	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較	
検-001	銀	7440-22-4	-	設定なし																					0.05	
検-002	バリウム	7440-39-3	0.7	0.7			2								1										0.7	
検-003	ビスマス	7440-69-9	-																							
検-004	モリブデン	7439-98-7	0.07	設定なし																					0.07	
検-005	アクリルアミド	79-06-1	0.0005	0.0005	a			TT				0.0001													0.0005	
検-006	アクリル酸	79-10-7	-																							0.5
検-007	17-β-エストラジオール	50-28-2	0.0008 (暫定)																							
検-008	エチルエストラジオール	57-63-6	0.0002 (暫定)																							
検-009	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	60-00-4	0.5	0.6																						
検-010	エピクロロヒドリン	106-89-8	0.0004 (暫定)	0.0004	P			TT				0.0001													0.0004	
検-011	塩化ビニル	75-01-4	0.002	0.0003	a							0.0005														
検-012	酢酸ビニル	108-05-4	-																							
検-013	2,4-ジアミノトルエン	95-80-7	-																							
検-014	2,6-ジアミノトルエン	823-40-5	-																							
検-015	N,N-ジメチルアニリン	121-69-7	-																							
検-016	スチレン	100-42-5	0.02	0.02	C																				0.02	
検-017	ダイオキシン類	-	1 dxTEQ/L 暫定																							
検-018	トリエチレンテトラミン	112-24-3	-																							
検-019	ノニルフェノール	25154-52-3	0.3 (暫定)																							
検-020	ビスフェノールA	80-05-7	0.1 (暫定)																							0.01
検-021	ヒドラジン	302-01-2	-																							
検-022	1,2-ブタジエン	590-19-2	-																							
検-023	1,3-ブタジエン	106-99-0	-																							
検-024	フタル酸ジ(n-ブチル)	84-74-2	0.01																						0.003	●
検-025	フタル酸ブチルベンジル	85-68-7	0.5																							
検-026	マイクロキスチン-LR	101043-37-2	0.0008 (暫定)	0.001	P																				0.001	
検-027	有機すず化合物	-	0.0006 暫定(TBTO)																							
検-028	ブロモクロロ酢酸	5589-96-8	-	設定なし																						
検-029	ブロモジクロロ酢酸	71133-14-7	-																							
検-030	ジブロモクロロ酢酸	5278-95-5	-																							
検-031	ブロモ酢酸	79-08-3	-	設定なし				0																		
検-032	ジブロモ酢酸	631-64-1	-	設定なし				0																		
検-033	トリブロモ酢酸	75-96-7	-																							
検-034	トリクロロアセトニトリル	545-06-2	-	設定なし																						0.004
検-035	ブロモクロロアセトニトリル	83463-62-1	-	設定なし																						
検-036	ジブロモアセトニトリル	3252-43-5	0.06	0.07																						
検-037	アセトアルデヒド	75-07-0	-																							
検-038	MX	77439-76-0	0.001	設定なし																						
検-040	キシレン	1330-20-7	0.4	0.5	C																					0.5
検-041	過塩素酸	7601-90-3	0.025																							
検-042	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	1763-23-1	-																							
検-043	パーフルオロオクタノ酸(PFOA)	335-67-1	-																							
検-044	N-ニトロジメチルアミン(NDMA)	62-75-9	0.0001	0.0001																						
検-045	アニリン	62-53-3	0.02																							
検-046	キシリン	91-22-5	0.0001																							
検-047	1,2,3-トリクロロベンゼン	87-61-6	0.02																							
検-048	ニトリロ三酢酸(NTA)	139-13-9	0.2	0.2																						0.02

※1 表中の記号は以下のとおり

P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

表 6-8 「対象農薬」の諸外国・機関の目標値等 (その 1/3)

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO				米国				EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国		
			目標値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等※1	比較	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCL4d raft	比較	chemical arameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health -based (mg/L)	aesthetic considera tion	比較	health (mg/L)	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較	
対-001	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	542-75-6	0.05	0.02	a											0.1										
対-002	ダラボン	75-99-0	0.08				0.2									0.5										
対-003	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸 (2,4-D)	94-75-7	0.03	0.03			0.07					0.1			0.03								0.03			
対-004	EPN	2104-64-5	0.004																							
対-005	MCPA	94-74-6	0.005	0.002		●							0.1		0.04											
対-006	アンユラム	3337-71-1	0.9												0.07		●									
対-007	アセフェート	30560-19-1	0.006					CCL4							0.008											
対-008	アトラジン	1912-24-9	0.01	0.1			0.003		●			0.005		●	0.02											
対-009	アネロホス	64249-01-0	0.003																							
対-010	アミトラズ	33089-61-1	0.006												0.009											
対-011	アラクロール	15972-60-8	0.03	0.02	a		0.002		●																	
対-012	イソキサチオン	18854-01-8	0.008																							
対-013	イソフェンホス	25311-71-1	0.001																							
対-014	イソプロカルブ (MIPC)	2631-40-5	0.01																							
対-015	イソプロチオラン	50512-35-1	0.3																							
対-016	イプロベンホス	26087-47-8	0.09																							
対-017	イミタダジン 酢酸塩	57520-17-9	0.006																							
対-018	インダナファン	133220-30-1	0.009																							
対-019	エスプロカルブ	85785-20-2	0.03																							
対-020	エディフェンホス (エジフェンホス, EDD P)	17109-49-8	0.006																							
対-021	エトフェンブロックス	80844-07-1	0.08																							
対-022	エトリアゾール (エクロメゾール)	2593-15-9	0.004												0.1											
対-023	エンドスルファン (ベンゾエピン)	115-29-7	0.01	設定なし										0.02												
対-024	オキサジクロメホン	153197-14-9	0.02																							
対-025	オキシニル	10380-28-6	0.03																							
対-026	オリサストロビン	248593-16-0	0.1																							
対-027	カズサホス	95465-99-9	0.0006																							
対-028	カフェンストロール	125306-83-4	0.008																							
対-029	カルタップ	15263-53-3	0.3																							
対-030	カルバリル (NAC)	63-25-2	0.05	設定なし								0.09		0.03		●	0.07									
対-031	カルプロバミド	104030-54-8	0.04																							
対-032	カルボフラン (カルボスルファン代謝物)	1563-66-2	0.005	0.007			0.04					0.09		0.01									0.007			
対-033	ACN	2797-51-5	0.005																							
対-034	キャブタン	133-06-2	0.3																							
対-035	クミロン	99485-76-4	0.03												0.4											
対-036	グリホサート	1071-83-6	2	設定なし			0.7		●			0.28		●	1		●						0.7		●	
対-037	グルホシネート	77182-82-2	0.02																							
対-038	クロメプロップ	84496-56-0	0.02																							
対-039	クロルニトロフェン	1836-77-7	0.0001																							
対-040	クロルピリホス	2921-88-2	0.003	0.03								0.09		0.01									0.03			
対-041	クロタロニル (TPN)	1897-45-6	0.05											0.05									0.01		●	
対-042	シアナジン	21725-46-2	0.004	0.0006		●						0.01														
対-043	CYAP	2636-26-2	0.003																							
対-044	ジウロン (DCMU)	330-54-1	0.02											0.15	0.02											
対-045	ジクロベニル (DBN)	1194-65-6	0.03												0.01		●									

表 6-8 「対象農薬」の諸外国・機関の目標値等 (その 3/3)

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			米国				EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国		
			目標値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等※1	比較	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCL4d raft	比較	chemical arameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health -based (mg/L)	aesthetic considera tion	比較	health (mg/L)	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較
対-086	フェントラザミド	158237-07-1	0.01																						
対-087	フサライド	27355-22-2	0.1																						
対-088	ブタクロール	23184-66-9	0.03																						
対-089	ブタミホス	36335-67-8	0.02																						
対-090	プロプロフェジン	69327-76-0	0.02																						
対-091	フルアジナム	79622-59-6	0.03																						
対-092	フレチラクロール	51218-49-6	0.05																						
対-093	プロシミドン	32809-16-8	0.09																						
対-094	プロチオホス	34643-46-4	0.004																						
対-095	プロビコナゾール	60207-90-1	0.05														0.1								
対-096	プロピザミド	23950-58-5	0.05														0.07								
対-097	プロベナゾール	27605-76-1	0.05																						
対-098	プロモプチド	74712-19-9	0.1																						
対-099	ベナムル	17804-35-2	0.02														0.09								
対-100	ベンシクロン	66063-05-6	0.1																						
対-101	ベンゾピシクロン	156963-66-5	0.09																						
対-102	ベンゾフェナップ	82692-44-2	0.005																						
対-103	ベンダゾン	25057-89-0	0.2	設定なし													0.4						0.3		
対-104	ベンチイメタリン	40487-42-1	0.3	0.02		●											0.4								
対-105	ベンフラカルブ	82560-54-1	0.04																						
対-106	ベンフルラリン	1861-40-1	0.01																						
対-107	ベンフレゼート	68505-69-1	0.07																						
対-108	ホスチアゼート	98886-44-3	0.003																						
対-109	マラソン (マラチオン)	121-75-5	0.7	設定なし									0.19		●	0.07		●					0.25		●
対-110	メコプロップ (MCPPE)	7085-19-0	0.05																						
対-111	メソミル	16752-77-5	0.03														0.02		●						
対-112	カーバム	144-54-7	0.01																						
対-113	メタラキシル及びメフェノキサム	57837-19-1	0.06																						
対-114	メチダチオン (DMTP)	950-37-8	0.004														0.006								
対-115	メチルダイムロン	42609-73-4	0.03																						
対-116	メミストロビン	133408-50-1	0.04																						
対-117	トリブジン	21087-64-9	0.03																						
対-118	メフェナセツト	73250-68-7	0.02																						
対-119	メプロニル	55814-41-0	0.1																						
対-120	モリネート	2212-67-1	0.005	0.006													0.004		●						

※1表中の記号は以下のとおり

P:健康影響評価の観点からの暫定値、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

※2 国内目標値の網掛けの箇所はH29.4.1から適用。

表 6-9 「要検討農薬」の諸外国・機関の目標値等

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO				US				EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国			
			評価値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等※1	比較	NPD WR (mg/)	NSD WR (mg/)	CCL4 draft	比較	chemical arameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health -based (mg/L)	aesthetic considerati on (mg/L)	比較	health (mg/L)	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/)	感覚影響 (mg/)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較		
要-001	アセタミプリド	135410-20-7	0.2																								
要-002	イミダクロプリド	138261-41-3	0.1																								
要-003	エチプロール	181587-01-9	0.01													0.4											
要-004	クロロピクリン	76-06-2	-																								
要-005	テブコナゾール	107534-96-3	0.07																								
要-006	テフルトリオン	473278-76-1	0.002																								
要-007	パラチオンメチル(メチルパラチオン)	298-00-0	0.04	設定なし												0.0007							0.02				
要-008	ヒドロキシイノキサゾール	10004-44-1	0.1																								
要-009	ピラクロホス	77458-01-6	-																								
要-010	フルスルファミド	106917-52-6	-																								
要-011	プロマシル	314-40-9	0.05													0.4											
要-012	ベントキサゾン	110956-75-7	0.6																								
要-013	ホサロン	2310-17-0	0.005																								
要-014	メタアルデヒド	108-62-3	0.06																								
要-015	メチルイソチオシアネート	556-61-6	0.01																								
要-016	メトラクロール	51218-45-2	0.2	0.01		●										0.05											

※1表中の記号は以下のとおり

P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

※2 国内目標値の網掛けの箇所はH29.4.1から適用。

表 6-10 「その他農薬」の諸外国・機関の目標値等 (その 1/2)

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			US			EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国			
			評価値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等 ※1	比較	NPD WR (mg/)	NSD WR (mg/)	CCL4 draft	比較	chemical arameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health-based (mg/L)	aesthetic considera tion	比較	health (mg/L)	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較
他-001	MCPM	17639-93-9	-																						
他-002	2,4-DB	94-82-6	-	0.09																					
他-003	DBEDC	-	-																						
他-004	MCPBエチル	10443-70-6	0.08																						
他-005	アシベンゾラルSメチル	126448-41-7	0.2																						
他-006	アジムスフロロン	120162-55-2	0.2																						
他-007	アミトロール	61-82-5	0.003													0.009									
他-008	アトリン	834-12-8	0.2												0.07			●							
他-009	イナベンゾイド	82211-24-3	0.3																						
他-010	イマゾスフロロン	122548-33-8	0.2																						
他-011	ウニコナゾールP	83657-17-4	0.04																						
他-012	エトキシスフロロン	126801-58-9	0.1																						
他-013	エトベンザニド	79540-50-4	0.1																						
他-014	エンドタール	145-73-3	-					0.1								0.1									
他-015	オキサジンアルギル	39807-15-3	0.02																						
他-016	オキサミル	23135-22-0	0.05					0.2								0.007			●						
他-017	オキシソニック塩	14698-29-4	0.05																						
他-018	キザロホップエチル	76578-14-8	0.02																						
他-019	クロチアニジン	210880-92-5	0.2																						
他-020	クロマフェノド	143807-66-3	0.7																						
他-021	クロルタルジメチル (TCTP)	1861-32-1	-																						
他-022	クロルピリホスメチル	5598-13-0	0.03																						
他-023	シクロスルフアムロン	136849-15-5	0.08																						
他-024	ジクロフェンチオン (ECP)	97-17-6	0.006																						
他-025	シクロプロドリソ	63935-38-6	0.008																						
他-026	ジクロメジン	62865-36-5	0.05																						
他-027	ジクロルプロップ	120-36-5	0.06	0.1																					
他-028	ケルセン (ジコホル)	115-32-2	0.06												0.004			●							
他-029	シノスルフロロン	94593-91-6	0.2																						
他-030	ジメテフラン	165252-70-0	0.6																						
他-031	ジフェノコナゾール	119446-68-3	0.02																						
他-032	シフルトリソ	68359-37-5	0.05												0.05										
他-033	ジフルベンズロン	35367-38-5	0.05	設定なし											0.07										
他-034	シプロコナゾール	94361-06-5	0.02																						
他-035	シプロジニル	121552-61-2	0.07												0.09										
他-036	シベルメトリソ	52315-07-8	0.1												0.2										
他-037	シメコナゾール	149508-90-7	0.02																						
他-038	ジメチルピリホス	2274-67-1	0.01																						
他-039	シラフルオフェン	105024-66-6	0.3																						
他-040	シンメチリン	87818-31-3	0.1																						
他-041	スピノサド	168316-95-8	0.06	設定なし																					
他-042	セトキシジム	74051-80-2	0.4																						
他-043	チアクロプリド	111988-49-9	-																						
他-044	チアトキサム	153719-23-4	0.05																						
他-045	チオンシラム	31895-21-3	0.03																						

表 6-10 「その他農薬」の諸外国・機関の目標値等 (その 2/2)

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			US			EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国			
			評価値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等 ※1	比較	NPD WR (mg/)	NSD WR (mg/)	CCLA draft	比較	chemical arameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health -based (mg/L)	aesthetic considera tion	比較	health (mg/L)	aesthetic (mg/L)	比較	健康有 害影響 (mg/L)	感覚 影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考 指標 (mg/L)	比較
他-046	チフルザミド	130000-40-7	0.04																						
他-047	テクロフタラム	76280-91-6	0.1																						
他-048	CVMP(テトラクロロリンホス)	22248-79-9	0.01														0.1								
他-049	テトラオキサゾール	112281-77-3	0.01																						
他-050	テブフェノジド	112410-23-8	0.04																						
他-051	トリネキサバクエチル	95266-40-3	0.01																						
他-052	トリフルミゾール	99387-89-0	0.04																						
他-053	トルフェンピラド	129558-76-5	0.01																						
他-054	ナプロアニリド	52570-16-8	0.02																						
他-055	ニテンピラム	150824-47-8	1.3																						
他-056	バクロトラゾール	76738-62-0	0.05																						
他-057	バリダマイシン	37248-47-8	-																						
他-058	ビスピリバクナトリウム塩	125401-75-4	0.03																						
他-059	ピメロジン	123312-89-0	0.03																						
他-060	ピラゾスルフロエチル	93697-74-6	0.03																						
他-061	ピリミホクメチル	136191-64-5	0.05																						
他-062	ピリホスメチル	29232-93-7	0.06	設定なし													0.09								
他-063	ピレトリン	8003-34-7	0.1																						
他-064	フェノキサニル	115852-48-7	0.02																						
他-065	フェンバレート	51630-58-1	0.04														0.06								
他-066	フラチオカルブ	65907-30-4	0.008																						
他-067	フラトピル	123572-88-3	0.02																						
他-068	フルアジホップP	83066-88-0	0.01																						
他-069	フロバニル	709-98-8	0.04	設定なし													0.7								
他-070	フロバホス	7292-16-2	0.001																						
他-071	フロバルギット又はBPPS	2312-35-8	0.02														0.007			●					
他-072	フロヘキサジオンカルシウム塩	88805-35-0	0.5																						
他-073	フロボキスル (PHC)	114-26-1	0.2																						
他-074	フロトリン	7287-19-6	0.08																						
他-075	ベルストリン	52645-53-1	0.1	設定なし													0.2								
他-076	ベンズルタップ	17606-31-4	0.09																						
他-077	ベンダイオカルブ	22781-23-3	0.009																						
他-078	ホキシム	14816-18-3	0.003																						
他-079	ボスカリド	188425-85-6	0.1											0.04											
他-080	チアジアジン	3773-49-7	-																						
他-081	メタミドホス	10265-92-6	0.002																						
他-082	メチルイソシアネート	624-83-9	0.006																						
他-083	モノクロトホス	6923-22-4	0.002														0.002								
他-084	リニユロン	330-55-2	0.02																						

※1表中の記号は以下のとおり

P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

※ 国内目標値の網掛けの箇所はH29.4.1から適用

表 6-11 「諸外国の基準値等が国内の基準値等よりも厳しい物質」とその過年度の検討
状況

項目番号	項目名	CAS番号	調査実施年度			食安委評価状況(H29.1) 評価結果通知日等
			過年度	H27	H28	
基-003	カドミウム及びその化合物	7440-43-9	○			H20.9.25
基-013	ホウ素及びその化合物	7440-42-8	○			H24.8.6
基-017	ジクロロメタン	75-09-2	○			H20.11.6
基-018	テトラクロロエチレン	127-18-4	○			H20.11.6
基-019	トリクロロエチレン	79-01-6	○			H22.9.2
基-020	ベンゼン	71-43-2	○			H20.11.6
基-033	アルミニウム及びその化合物	7429-90-5	○			—
基-045	フェノール類		○			—
目-001	アンチモン及びその化合物	7440-36-0	○			H24.8.6
目-005	1,2-ジクロロエタン	107-06-2	○			H20.11.6
目-008	トルエン	108-88-3	○			H20.11.6
目-009	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7	○			H25.4.15
目-014	抱水クロラール	302-17-0	整理不可			H19.3.15
目-016	残留塩素	7782-50-5	○			H19.3.15
目-020	1, 1, 1-トリクロロエタン	71-55-6	○			H20.4.17
目-021	メチル-tert-ブチルエーテル	1634-04-4	○			H20.4.17
目-029	1, 1-ジクロロエチレン	75-35-4	○			H20.5.29
検-004	モリブデン	7439-98-7				—
検-005	アクリルアミド	79-06-1				—
検-009	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	60-00-4				—
検-010	エピクロロヒドリン	106-89-8				—
検-011	塩化ビニル	75-01-4				—
検-016	スチレン	100-42-5				—
検-024	フタル酸ジ(n-ブチル)	84-74-2	整理不可			H26.6.10
検-040	キシレン	1330-20-7				—
対-005	MCPA	94-74-6	○			H26.7.29
対-006	アシュラム	3337-71-1	○			H26.10.21
対-008	アトラジン	1912-24-9	○			評価要請 H23.10.11
対-011	アラクロール	15972-60-8	○			H25.3.18
対-030	カルバール (NAC)	63-25-2				審議中 H25.8.7
対-036	グリホサート	1071-83-6	○			H28.7.12
対-041	クロタロニル (TPN)	1897-45-6				評価要請 H23.9.22
対-042	シアナジン	21725-46-2			○	H29.2.28
対-045	ジクロベニル	1194-65-6	整理不可			H26.7.1
対-046	ジクロロボス (DDVP)	62-73-7				評価要請 H21.3.24
対-053	シマジン (CAT)	122-34-9				評価要請 H25.1.30
対-055	ジメトエート	60-51-5	○			評価要請 H25.6.12
対-062	チウラム	137-26-8				—
対-070	トリフルラリン	1582-09-8	○			H24.1.26
対-081	フェントロチオン (MEP)	122-14-5	○			H26.6.3
対-104	ペンディメタリン	40487-42-1	○			H24.8.6
対-109	マラソン (マラチオン)	121-75-5	○			H26.5.13
対-111	メソミル	16752-77-5				—
対-120	モリネート	2212-67-1	○			H25.3.4
要-007	パラチオンメチル(メチルパラチオン)	298-00-0				評価要請 H21.3.24
要-016	メトクロール	51218-45-2	○			H21.7.30
他-008	アマトリン	834-12-8	○			H19.9.13
他-016	オキサミル	23135-22-0				評価要請 H25.3.12
他-028	ケルセン(ジコホル)	115-32-2				—
他-071	プロパルギット又はBPPS	2312-35-8	○			H25.11.11

注: 目-030アルミニウム及びその化合物については、水質基準項目の項目名と重複しているため本表からは除外した。

6-4. 水質基準等に関する情報の更新(仕様書業務内容(6))

6-4-1. 水質基準等の見直しの動向

平成 28 年度水質基準逐次改正検討会（第 1 回～第 2 回）の検討結果及び第 18 回厚生科学審議会(生活環境水道部会)(平成 29 年 1 月 31 日)の審議結果に係る概要を、表 6-12 に示す(本業務に係る内容に限り抜粋)。また、その結果を過年度に整理された情報に追加し、諸外国等の基準値等の変更も含めて、平成 29 年 2 月 28 日時点での情報に更新して表 6-13～表 6-18 に取りまとめた。表中、着色した部分が今回更新した情報である。

表 6-12 厚生科学審議会（H29.1.31）等での審議の概要

審議事項:農薬類の目標値等見直しに関するパブリックコメント結果と対応(案)				
「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改定等について」(平成15年10月10日健発第1010004号厚生労働省健康局長通知)「別添2 農薬類(水質管理目標設定項目15)の対象農薬リスト」に記載の農薬類(以下「対象農薬リスト掲載農薬類」という。)及び「水道水質管理計画の策定にあたっての留意事項について」(平成4年12月21日付衛水第270号水道整備課長通知)「別表第5」に記載の農薬類(以下「要検討農薬類」という。)について、目標値等を見直し、表1のとおり改正する。				
表1 農薬類の目標値等の見直し案				
略号※	項目	見直し内容	現行目標値 (mg/L以下)	新目標値 (mg/L以下)
対	ピロキロン	目標値変更	0.04	0.05
対	ベンゾフェナップ	目標値変更	0.004	0.005
対	ダゾメット	対象農薬リスト掲載農薬類「ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート」に項目を統合	0.006	0.01(メチルイソチオシアネートとして)
対	メタム(カーバム)		0.01	
要	メチルイソチオシアネート		-	
要→対	テフリルトリオン	要検討農薬から対象農薬リスト掲載農薬類に格上げ	0.002	0.002
通知の改正を行い、平成29年4月1日から適用する。				
審議事項:今後の水質基準等の見直しについて(案)				
2-1. 食品健康影響評価の結果を踏まえた見直し(案)				
対-012;イソキサチオン:対応方針(案)強化				
対-036;グリホサート:対応方針(案)緩和				
要-011;プロマシル:対応方針(案)新規設定				
農薬類のうち対象農薬リスト掲載農薬類(イソキサチオン、グリホサート)に係る新評価値(案)の設定については、パブリックコメント手続きを経て新目標値を設定し、成30年4月1日から適用する。				
対象農薬リスト掲載農薬類以外の農薬類(プロマシル)に係る新評価値(案)の設定については、本部会における審議をもって新目標値を設定し、平成29年4月1日から適用する。				

表 6-13 「水質基準項目」の基準等の設定状況等 (その 1/3)

項目番号	項目名	基準値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ※1 (mg/L)	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討	
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等			
基-001	一般細菌	100個/ml							感度は劣るが従属栄養細菌との量的相関、培養時間が短い等から当項は水質基準項目として掲げ置く		
基-002	大腸菌	不検出							糞便汚染の指標として適当		
基-003	カドミウム及びその化合物	0.003	0.01→0.003		0.003	H20.12.16	H20.9.5 答申済み		JECFAでの評価結果を待つ必要があるが現時点では微量重金属調査研究会(1970)ベースの0.01 mg/L を当面維持	・2003年6月のJECFAは当時の暫定耐用摂取量7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ を維持(奇与率10%で2.5 $\mu\text{g}/\text{L}$) ・食安委答申(食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保、H20.7.3) →耐容週間摂取量 7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ (JECFAの評価とは異なる方法をとったが、結果は同じ値。)	
基-004	水銀及びその化合物	0.0005	H15からの変更なし(メチル水銀)	0.7	0.006(2005)	H20.12.16	H24.5.10 答申済み	WHO第3版 第1次追補版追加	・水質基準として維持 ・疫学上の結果をもとに0.001 mg/L が算出されるが基準の継続性を考慮	・食安委答申(魚介類に含まれるメチル水銀、H17.8.4) →ハイスケグループ(胎児)を対象とした耐容週間摂取量 2.0 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ (メチル水銀) ・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会(H24.1.27) →TDI=0.7(水銀として) ・食安委答申(H24.5.10) →TDI=0.7(水銀として)	
基-005	セレン及びその化合物	0.01		4	0.01			意見募集終了(H24.7.20 締切)	WHO第4版 暫定基準に変更	評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で90%を超えており継続性の観点から当面水質基準として維持	・食安委答申(H24.10.29) →TDI=4 ・推奨摂取量=25~35 $\text{mg}/\text{日}$ 前後(成人、上限量400 $\text{mg}/\text{日}$ 前後)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)
基-006	鉛及びその化合物	0.01		3.5	0.04			審議中(専門調査会) 自ら評価	WHO第4版 変更 0.04P→0.01	4年答申では長期目標値を0.01 mg/L とし概ね10年間に鉛管の布設替えを行い、濃度の段階的低減を図るとした	・食安委検討中(H24.3.22専門調査会) 血中鉛濃度から摂取量への変換に関して新たな知見が蓄積された場合には、耐容摂取量の設定を検討
基-007	ヒ素及びその化合物	0.01(暫定値)			0.01 A,T			H.25.12.16 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 A,T→P	発がん性リスクアセスメントの不確実さと除去困難性から従来からの基準値10 $\mu\text{g}/\text{L}$ を維持	・WHO第3版第2次追補版ガイドライン値0.01 mg/L ・食安委答申(H.25.12.16) ヒ素の直接的なDNAへの影響の有無について判断することはできない。
基-008	六価クロム化合物	0.05			0.05 P(全Cr)			審議中(清涼飲料水部会) 追加予定 →追加されず	WHO第4版 追加予定 追加されず	クロムの毒性については従来どおり六価のものに着目することが妥当	・食安委検討中(H21.8.17清涼飲料水部会) ・Crは必須元素(推奨摂取量=30~40 $\text{mg}/\text{日}$ 、成人)
基-009	亜硝酸態窒素	0.04	H26.4.1より水質基準に追加	15		3	H26.1.14	H25.7.22 答申済み	WHO第4版 Nitrite 長期暴露ガイドライン値		
基-010	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		4.5	設定せず		H24.3.5	H22.10.14 答申済み	WHO第4版:ガイドライン値設定せず ガイダンス値:短期暴露 シアン化物イオン 0.5、長期暴露 0.6(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)	水質基準として維持	・食安委答申(H22.10.14) →TDI=4.5(非発がん)
基-011	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10			50(NO3として) 3(NO2として)			H24.10.29 答申済み	WHO第4版 変更 Nitrite 長期暴露ガイドライン値 設定せず→0.2P	亜硝酸態窒素についてはWHO/GDWQが毒性評価の観点から暫定値とされていることから水質管理目標設定項目	・食安委答申(H24.10.29) →硝酸態窒素:TDI=1500 →亜硝酸態窒素:TDI=15
基-012	フッ素及びその化合物	0.8						H25.1.21 答申済み	WHO第3版 第2次追補版追加	・水質基準として維持 ・斑状歯発生予防の観点から現行値:0.8 mg/L を継続	・食安委答申(H25.1.21) →TDI=0.05 ・WHO/GDWQ第2次追補版ガイドライン値1.5 mg/L
基-013	ホウ素及びその化合物	1		92(AF=40%)				意見募集終了(H24.7.20 締切)	WHO第4版 変更 2.4→0.5T	・ホウ素摂取量の調査のためマーケットバスケット調査を実施。 ・問題となるのは、基本的に海水淡水化、地質等の影響	・食安委答申(H24.8.6清涼飲料水) →TDI=96 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切) ・WHO/GDWQ:2008会合にてGV値2.4 mg/L で合意。ただし各国アロケーション考慮して変更可能。

表 6-13 「水質基準項目」の基準等の設定状況等 (その 2/3)

項目番号	項目名	基準値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ _{※1} (mg/L)	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
基-014	四塩化炭素	0.002	H15からの変更なし	0.71	0.004	H19.10.26	H19.3.15 答申済み			・食安委答申 (H19.3.15清涼飲料水) →TDI=0.71
基-015	1,4-ジオキサン	0.05	H15からの変更なし	10-5Risk	0.05 (2005)	H19.10.2	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申 (H19.3.15清涼飲料水) →TDI=18
基-016	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	異性体の合算評価に変更	17		H19.10.26	H19.3.15 (シス体) H20.5.29(トランス体) 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以來基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申 (H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17 (トランス体合算) ・食安委答申 (H20.5.29水質基準設定) →TDI=17 (シス体及びトランス体)
基-017	ジクロロメタン	0.02	H15からの変更なし	6	0.02	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で60%を超えており継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申 (H20.11.6清涼飲料水) →TDI=6
基-018	テトラクロロエチレン	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk	0.04	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から、現行基準を維持	・食安委答申 (H20.11.6清涼飲料水) →TDI=14
基-019	トリクロロエチレン	0.01	0.03→0.01	10-5Risk	0.02 P (2005)	H22.2.2	H22.9.2 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申 (H20.11.6清涼飲料水) ・食安委答申 (化学物質・汚染物質、H22.9.2) →TDI=1.46 (非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =1.2 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$
基-020	ベンゼン	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk	0.01	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		概ね評価値の10%以下であるが過去に基準値を超えていた例もあり、継続性の観点から当面、水質基準として維持	・食安委答申 (H20.11.6清涼飲料水) →TDI=18 (非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.40 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$
基-021	塩素酸	0.6	H20.4.1 水質管理目標設定項目から移行	30 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H18.8.4	H19.3.15 答申済み		ヒトへの暴露は基本的にClO ₂ が水道水の浄水処理に使用される場合が想定されることから水質管理目標設定項目とし、ClO ₂ が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 水質基準の設定等はClO ₂ の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申 (H19.3.15水道水及び清涼飲料水) →TDI=30
基-022	クロロ酢酸	0.02		3.5 (AF=20%)	0.02 (AF=20%)		H26.10.7 答申済み			食安委答申 (H26.10.7)はTDI=3.5 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ であり、過去の評価結果と同じ
基-023	クロロホルム	0.06	H15からの変更なし	12.9 (AF=20%)	0.3 (AF=75%) (2005)	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申 (H21.8.20清涼飲料水) →TDI=12.9 (非発がん) (TDI不変)
基-024	ジクロロ酢酸	0.03	H27.4.1より 0.04→0.03	1.3 (10 ⁻⁵ リスク相当)	0.05 D	H27.2.5	H26.10.7 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 D←T,D		・食安委答申 (H26.10.7) →非発がん影響 TDI=12.5 発がん影響 TDI=12.9 SF=7.8E-3
基-025	ジブromクロロメタン	0.1	H15からの変更なし	21 (AF=20%)	0.1 (2005)	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申 (H21.8.20清涼飲料水) →TDI=21.4 (非発がん) (TDI不変)
基-026	臭素酸	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk ↓ BAT	0.01 AT (2005) ←0.002	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		・10-5リスク相当VSDからは0.009mg/L ・除去方法はO ₃ 濃度の調節やH ₂ O ₂ -UV法に限定	・食安委答申 (H20.11.6清涼飲料水) →TDI=11 (非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.36 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$
基-027	総トリハロメタン	0.1	H15からの変更なし		設定せず(2005) 総評価は推奨	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申 (H21.8.20清涼飲料水) →総トリハロメタンとしてのTDIは設定できない
基-028	トリクロロ酢酸	0.03	H27.4.1より 0.2→0.03	6 (AF=20%)	0.2 (AF=20%)	H27.2.5	H26.10.7 答申済み			・食安委答申 (H26.10.7) →TDI=6

表 6-13 「水質基準項目」の基準等の設定状況等 (その 3/3)

項目番号	項目名	基準値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ※1 (mg/L)	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
基-029	プロモジクロロメタン	0.03	H15からの変更なし	6.1 (AF=20%)	0.06 T (2005)	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申 (H21.8.20清涼飲料水) →TDI=6.1 (非発がん) (TDI不変)
基-030	プロモホルム	0.09	H15からの変更なし	17.9 (AF=20%)	0.1 (2005)	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申 (H21.8.20清涼飲料水) →TDI=17.9 (非発がん) (TDI不変)
基-031	ホルムアルデヒド	0.08	H15からの変更なし	15 (AF=20%)	設定せず (2005) ←2.6	H20.12.16	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	入浴時等の水道水からの気化による吸入暴露による影響も考慮	・食安委答申 (H20.4.17清涼飲料水) →TDI=15
基-032	亜鉛及びその化合物	1	味覚及び色							・推奨摂取量=7~10mg/日 (成人、上限量30mg/日) の必須元素
基-033	アルミニウム及びその化合物	0.2	色 (鉄共存時)			H19.10.26			多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合にも技術的に0.1mg/Lを達成可能であるかについてはなお疑問の余地有	H19に水質管理目標値を0.1に設定
基-034	鉄及びその化合物	0.3	味覚及び洗濯物の着色		設定せず				水質基準として維持	・推奨摂取量=10mg/日前後 (成人、上限量40~50mg/日前後) の必須元素
基-035	銅及びその化合物	1	洗濯物への着色		2 (洗濯染みは生じる可能性有)	H20.12.16	H20.4.17 答申済み		水質基準として維持	・食安委答申 (H20.4.17清涼飲料水) →許容上限摂取量=9mg/ヒト (成人) /日 ・推奨摂取量=0.7~0.9mg/日 (成人、上限量10mg/日) の必須元素 ・H20年基準値改正の必要性の検討が課題とされた。
基-036	ナトリウム及びその化合物	200	味覚							
基-037	マンガン及びその化合物	0.05	黒水障害		設定せず		H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず←0.4C		・食安委答申 (H.24.8.6清涼飲料水) →TDI=180 ・目安摂取量=3.5~4mg/日前後 (成人、上限量10mg/日前後) の必須元素 ・食安委意見募集終了 (H24.7.20締切)
基-038	塩化物イオン	200	味覚							
基-039	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300	石鹸の泡立等					WHO第4版 追加予定 →追加されず		・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量=1g/日前後 (成人、上限量2.3g/日) の必須元素 ・Mgは推奨摂取量=300~400mg/日前後 (成人) の必須元素
基-040	蒸発残留物	500								
基-041	陰イオン界面活性剤	0.2	発泡						混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある	
基-042	ジェオスミン	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合: 20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合: 10ng/L	
基-043	2-メチルイソボルネオール	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合: 20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合: 10ng/L	
基-044	非イオン界面活性剤	0.02	発泡						混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある	
基-045	フェノール類	0.005	臭気						水質基準として維持	
基-046	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3	H21.4.1 施行 有機物			H19.10.26			旧基準であるKMnO4消費量10mg/Lに相当するTOCは相関性から1~4mg/Lで上限値に危険率25%を見込む	
基-047	pH値	5.8-8.6	腐食防止						水質基準として維持	
基-048	味	異常でない	基本指標							
基-049	臭気	異常でない	基本指標						水質基準として維持	
基-050	色度	5度	基本指標						水質基準として維持	
基-051	濁度	2度	基本指標						水質基準として維持	

※1 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-14 「水質管理目標設定項目」の設定状況等 (その 1/2)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 (μ g/kg/日)	WHO/GDWQ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
目-001	アンチモン及びその化合物	0.02	H26.4.1より 0.015→0.02	6	0.02	H26.1.14	H24.8.6 答申済み		三酸化アンチモンの研究を根拠としたかなり安全側の評価	・食安委答申(H24.8.6) →TDI=6
目-002	ウラン及びその化合物	0.002 (暫定値)	H15からの変更なし	0.2	0.015 PT (AF=80%)	H24.3.5	H24.1.12 答申済み	WHO第4版 変更 0.030P→ 0.015PT	・LOAEL:0.06 mg/kg日, UF:100 ・寄与率:10% ・評価値:0.002 mg/L	・食安委答申(H24.1.12) →TDI=0.2 (LOAEL:0.06 mg/kg/日, UF:300)
目-003	ニッケル及びその化合物	0.02	H26.4.1より 0.01(暫定値) →0.02	4	0.07 (AF=20%)	H26.1.14	H24.7.23 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H.24.7.23) →TDI=4
目-004	1,2-ジクロロエタン	0.004	H15からの変更なし	10-5Risk	0.03	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行目標値を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=37.5(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.18 μ g/kg体重/日
目-008	トルエン	0.4	0.2→0.4	149 (AF=10%)	0.7(C)	H22.2.2	H20.11.6 答申済み			・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=149
目-009	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.008	H27.4.1より 0.1→0.03	30 (AF=10%)	0.008 (AF=1%)	H27.2.5	H25.4.15 答申済み			・食安委答申(H25.4.15) →TDI=30 μ g/kg/日
目-010	亜塩素酸	0.6	H15からの変更なし	29 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H20.12.16	H20.6.19 答申済み		・ヒトへの暴露は基本的にClO ₂ が水道水の浄水処理に使用される場合が想定されることから水質管理目標設定項目とし、ClO ₂ が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 ・水質基準の設定等はClO ₂ の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申(H20.6.19清涼飲料水) →TDI=29 ・添加物としてはTDI29を答申(H18.11)
目-012	二酸化塩素	0.6	H15からの変更なし	29 (AF=80%)	設定せず (2005) 亜塩素酸対応	H20.12.16	H20.6.19 答申済み			・食安委答申(H20.6.19清涼飲料水) →TDI=29 ・WHOは臭気味閾値を0.4mg/Lと設定
目-013	ジクロロアセトニトリル	0.01 (暫定値)	0.04(暫定)→ 0.01(暫定)	8 (AF=20%)	0.02 P (AF=20%)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み			・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=2.7
目-014	抱水クロラール	0.02 (暫定値)	0.03(暫定)→ 0.02(暫定)	5.3 (AF=20%)	設定せず (2005)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=4.5
目-015	農薬類		検出値/目標 値の総和が1 以下						・浄水から目標値10%値を超えて検出される事例有り(特異値を除く)は水質基準を設定。 農薬 ・農薬類(第1群)…現に水道原水から検出又は国内推定出荷量50t以上。 ・第2群…国内推定出荷量50t以上であるが水道水に適した測定方法が未確立。早急に確立しその時点で第1群に組入。27物質。 ・第3群…国内推定出荷量が50t未満で測定しても検出されるおそれがない。79物質。	・フィプロニル(殺虫剤)を追加(H20.4.1)
目-016	残留塩素	1 (遊離塩素は 0.1mg/L以上)	H15からの変更なし	150	0.5~5 C (上限値は AF=100%)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み		おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=136

表 6-14 「水質管理目標設定項目」の設定状況等 (その 2/2)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
目-017	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100								
目-018	マンガン及びその化合物	0.01								
目-019	遊離炭酸	20							おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする	
目-020	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	H15からの変更なし	600		H20.12.16	H20.4.17 答申済み		健康影響に関する評価値は1.5 mg/L だが臭味発生防止の観点から設定。	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=800
目-021	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02	H15からの変更なし	143	設定せず (2005) ←0.015	H20.12.16	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	地下水で一過的に高濃度で検出されるとの情報もある	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=143 ・WHOは異臭閾値を0.015 mg/L と設定
目-022	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3							・指標性や測定方法に関し種々問題点 ・TOCとの相関を見るため、当面水質管理目標設定項目として維持	
目-023	臭気強度(TON)	3TON							おいしい水の観点から維持	
目-024	蒸発残留物	30-200								
目-025	濁度	1度							より高いレベルの水道を目指すための目標として1度以下を設定	
目-026	pH値	7.5							より高いレベルの水道を目指すための目標として、7.5程度を設定	
目-027	腐食性(ランゲリア指数)	-1以上とし、極力0に近づける							水道施設の維持管理や CaCO_3 析出防止の観点から水質管理目標設定項目とする	
目-028	従属栄養細菌(HPC)	2000cfu/ml (20°C7日間)	異常増加が生じないことを確認		USEPA処理基準 500cfu/ml以下	H18.8.4			・本来の細菌数を表現、培養方法が確立、施設清浄度の劣化を表現、レジオネラ増殖環境か否かの判定が可能 ・細菌現存量の指標として有効だが、我が国の水道における情報等が不足	・水道施設の健全性を判断
目-029	1,1-ジクロロエチレン	0.1	水質基準から移動 0.02→0.1		設定せず (2005) ←0.14	H19.10.26	H20.5.29 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以来基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申(H20.5.29) →TDI=46
目-030	アルミニウム及びその化合物	0.1				H19.10.26				

※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きい場合設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※ 網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-15 「要検討項目」の目標値の設定状況等 (その 1/3)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ※ (mg/L)	評価値 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連した今後の検討
		値(mg/L)	備考					厚科審	食安委	WHO等		
検01	銀	-									浄水器等で消毒のために利用する事例があること等から知見収集に努める	
検02	バリウム	0.7			0.7	0.73	ヒトNOAEL7.3、UF 10		H24.10.29 答申済み			・食安委答申(H24.10.29) →TDI=20 (ヒトNOAEL 0.21 (mg/kg 体重/日)、UF 10)
検03	ビスマス	-									鉛代替品としての利用が考えられており材質管理の観点で留意	
検04	モリブデン	0.07			設定せず	NOAEL 0.2	NOAELにUF 3(個体差)を適用し基準値を導出			WHO/GDWQ 第4版変更 設定せず→ 0.07		
検05	アクリルアミド	0.0005			0.0005 10-5		線形多段階モデルを適用				高分子凝集剤の製品管理において残留モノマーの確実なコントロールが必要	
検06	アクリル酸	-									日本水道協会規格の塗料の品質として0.002 mg/L 以下を設定	
検07	17- β -エストラジオール	0.00008	暫定値	0.03							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	
検08	エチニルーエストラジオール	0.00002	暫定値	0.006							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	
検09	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5		190 (AF=1%)	0.6 (AF=1%)	1900						
検10	エビクロロヒドリン	0.0004	暫定値	10-5Risk	0.0004 P	0.14						
検11	塩化ビニル	0.002		10-5Risk	0.0003 10-5		線形外挿法を適用				10-5リスク相当VSDから設定	
検12	酢酸ビニル	-									施設基準省令で溶出基準0.01 mg/L を設定	
検13	2,4-ジアミノトルエン	-									施設基準省令で溶出基準0.002 mg/L を設定	
検14	2,6-ジアミノトルエン	-									施設基準省令で溶出基準0.001 mg/L を設定	
検15	N,N-ジメチルアニリン	-									施設基準省令で溶出基準0.01 mg/L を設定	
検16	スチレン	0.02		7.7	0.02 C	7.7					臭気の閾値と一致	
検17	ダイオキシン類	1 pgTEQ/L	暫定値	4 $\text{pgTEQ}/\text{kg}/\text{日}$								
検18	トリエチレンテトラミン	-									施設基準省令で溶出基準0.01 mg/L を設定	
検19	ノニルフェノール	0.3	暫定値	100							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	
検20	ビスフェノールA	0.1	暫定値	50							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食品安全部→食安委員会諮問 (H20.7.8)
検21	ヒドラジン	-									日本水道協会規格の塗料の品質として0.005 mg/L 以下を設定	
検22	1,2-ブタジエン	-									施設基準省令で溶出基準0.001 mg/L を設定	
検23	1,3-ブタジエン	-									施設基準省令で溶出基準0.001 mg/L を設定	

表 6-15 「要検討項目」の目標値の設定状況等 (その 2/3)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 (μ g/kg/日)	WHO/GDWQ※ (mg/L)	評価値 (μ g/kg/日)	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考					厚科審	食安委	WHO等		
検24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01	H27.4.1より 0.2→0.01	5		5	LOAEL=2.5mg/kg/d、 安全係数500	H27.2.5	H26.6.10 答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H26.6.10器具・容器包装専門調査会)→TDI=5 μ g/kg/日
検25	フタル酸ブチルベンジル	0.5	暫定値	200		200		H28.2.17	H27.4.7 答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H27.4.7 器具・容器包装専門調査会)→TDI=200 μ g/kg/日
検26	マイクロシチン-LR	0.0008	暫定値	0.04 (AF=80%)	0.001 P (AF=80%)	0.04						
検27	有機すず化合物	0.0006	TBTO暫定値	0.25								
検28	ブロモクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検29	ブロモジクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検30	ジブロモクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検31	ブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検32	ジブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検33	トリブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検34	トリクロロアセトニトリル	-										
検35	ブロモクロロアセトニトリル	-										
検36	ジブロモアセトニトリル	0.06		11.3 (AF=20%)	0.07 (AF=20%)	11						
検37	アセトアルデヒド	-	H15からの 変更なし					H20.12.16	H17.7.21 答申済み			・食安委答申(添加物、H17.7.21) →食品の着香の目的の場合、安全性に懸念が無い。(完全に生体成分に代謝される。)
検38	MX	0.001		10-5Risk		0.0018	・線形多段階モデルを適用					
検40	キシレン	0.4		179	0.5 (C)	179						

表 6-15 「要検討項目」の目標値の設定状況等 (その 3/3)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ※ (mg/L)	評価値 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考					厚科審	食安委	WHO等		
検41	過塩素酸	0.025								WHO2010 (H22)		<ul style="list-style-type: none"> ・米国EPAが暫定的なhealth advisory levelとして、$15\mu\text{g}/\text{l}$を定めている(RFD:$0.7\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$に基づく)。全国的な規制の是非については検討中。 ・主たる生体影響はヨウ素摂取量の抑制 ・JECFA評価(2010.Feb.) <ul style="list-style-type: none"> BMDL50=$0.11\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$ (ヒト) UF=10 PMTDI=$0.01\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$ PMTDI: 暫定最大一日耐容摂取量
検42	ペルフルオロオクタン スルホン酸(PFOS)	-										<ul style="list-style-type: none"> ・英国COTがTDI:$3\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中 ・発がん性の指摘はあるが、英国COTは閾値有りの評価が使用できるとの判断
検43	ペルフルオロオクタン 酸(PFOA)	-										<ul style="list-style-type: none"> ・英国COTがTDI:$0.3\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中
検44	N-ニトロジメチルアミン(NDMA)	0.0001	追加		0.0001 (2008)			H22.2.2		WHO/GDWQ 第3版第2次 追補版追加		<ul style="list-style-type: none"> ・WHO/GDWQ第2次追補版追加($0.1\mu\text{g}/\text{l}$)
検45	アニリン	0.02	追加			0.02	LOAEL= $7\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$ UF=1000	H24.3.5				
検46	キノリン	0.0001	追加			0.0001	TDI= $7\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ IRIS: 10^{-5}	H24.3.5				
検47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02	追加			0.02	設定せず (健康に基づく 評価値= 0.02 TDI= 7.7)	WHO(参考値)	H24.3.5			
検48	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2	追加		0.2 (TDI=10)	0.2	WHO(ガイドライン値)	H24.3.5				

※ P: 健康影響評価の観点からの暫定、T: 浄水技術の観点からの暫定値、A: 測定技術の観点からの暫定値、D: 消毒技術の観点からの暫定値
()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいとき設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後に健康上の評価値を記載した。
※2 英国健康保護庁(HPA)による飲料水中「最大許容」濃度の改定勧告よりPFOAは $0.01\text{mg}/\text{L}$ 、PFOSは $0.0003\text{mg}/\text{L}$ で評価している。
※3 クロロピクリン(検39)はH25.3に削除された
※4 網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-16 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 1/8)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/ 日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-001	1, 3-ジクロロプロペン(D-D)	殺虫剤	0.05	H27.4.1より 0.002→0.05	20	0.02b	H28.2.17	H25.2.18 H27.10.20 答申済み		・食安委答申(H25.2.18, H27.10.20) → ADI = 20
対-002	2, 2-DPA(ダラボン)	除草剤	0.08		30					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-003	2, 4-D(2, 4-PA)	除草剤	0.03		10	0.03		審議中		・評価第四部会審議中(H25.7.10)
対-004	EPN	殺虫剤	0.004	H21.4.1より 0.006→0.004	1.4		H19.10.26 評価値変更	H20.10.16 H20.11.27 H29.2.14 答申済み		・食安委答申(H20.10.16, H20.11.27, H29.2.14) → ADI = 1.4
対-005	MCPA	除草剤	0.005	変更なし	2	0.002	H27.2.5	H23.6.6 H26.7.29 答申済み		・食安委答申(H23.6.6, H26.7.29) → ADI = 1.9
対-006	アシユラム	除草剤	0.9	H28.4.1より 0.2→0.9	72		H27.2.5	H26.10.21 答申済み		・食安委答申(H26.10.21) → ADI = 360
対-007	アセフェート	殺虫剤 殺菌剤	0.006	H25.4.1より 変更なし	2.4		H24.3.5	H22.7.22 H25.9.30 H28.12.13 答申済み		・食安委答申 (H22.7.22, H25.9.30, H28.12.13) → ADI = 2.4
対-008	アトラジン	除草剤	0.01		4	0.1			WHO第4版 変更 0.1←0.002	・評価申請(H23.10.11)
対-009	アニコホス	除草剤	0.003		1			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申(H25.3.18) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出
対-010	アミトラズ	殺虫剤	0.006	0.003→0.006	2.5		H20.12.16	H19.5.17 答申済み		・食安委答申(H19.5.17) → ADI = 2.5
対-011	アラクロール	除草剤	0.03	H25.4.1より 変更なし	10	0.02	H24.3.5	H23.8.25 H25.3.18 答申済み		・食安委答申(H23.8.25, H25.3.18) → ADI = 10
対-012	イソキサチオン	殺虫剤	0.005	H30.4.1より 0.008→0.005	2		H29.1.31	H28.2.23 答申済み		・食安委答申(H28.2.23) → ADI = 2
対-013	イソフェンホス	殺菌剤	0.001		0.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-014	イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤	0.01		4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-015	イソプロチオラン(IPT)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長 調整剤	0.3	H22.4.1より 0.04→0.3	100		H24.3.5	H20.2.28 H22.9.16 H24.12.10 答申済み		・食安委答申 (H20.2.28, H24.12.10, H22.9.16) → ADI = 100

表 6-16 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 2/8)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/ 日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-016	イプロベンホス(IPB)	殺菌剤	0.09	H23.4.1より 0.008→0.09	35		H22.12.21	H21.4.23 答申済み		・食安委答申 (H21.4.23) → ADI = 35
対-017	イミノクタジン	殺虫剤 殺菌剤	0.006		2.3(イミノク タジンとし て)					・食安委検討中(H22.10.6部会) ・評価要請(H22.1.25)
対-018	インダノファン	除草剤	0.009	H15年からの 変更なし	3.5		H24.3.5	H20.1.10 H22.9.9 答申済み		・食安委答申(H20.1.10, H22.9.9) → ADI = 3.5
対-019	エスプロカルブ	除草剤	0.03	H22.4.1より 0.01→0.03	10		H22.12.21	H20.1.17 H21.5.14 H24.2.23 答申済み		・食安委答申 (H20.1.17, H21.5.14, H24.2.23) → ADI = 10
対-020	エディフェンホス(エジフェン ホス、EDDP)	殺菌剤	0.006		2.5	0.05 (2006)				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-021	エトフェンプロックス	殺虫剤 殺菌剤	0.08	H15年からの 変更なし	30		H28.2.17	H21.11.19 H25.8.5 H27.6.9 答申済み		・食安委答申 (H21.11.19, H25.8.5, H27.6.9) → ADI = 31
対-022	エトリジアゾール(エクロメゾー ル)	殺菌剤	0.004		1.6					
対-023	エンドスルファン(ベンゾエビ ン)	殺虫剤	0.01		5.7					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-024	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	H26.4.1より新 規設定	9.1		H26.1.14	H15.9.18 H20.8.21 答申済み		・食安委答申 (H15.9.18) → ADI = 9.0 ・食安委答申 (H20.8.21) → ADI = 9.1
対-025	オキシ銅(有機銅)	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H27.4.1より 0.04→0.03	17		H27.2.5	H25.4.22 答申済み		・食安委答申 (H25.4.22) → ADI = 10
対-026	オリサストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H26.4.1より新 規設定	52		H26.1.14	H17.12.8 H20.3.27 答申済み		・食安委答申 (H17.12.8, H20.3.27) → ADI = 52
対-027	カズサホス	殺虫剤	0.0006	H26.4.1より新 規設定	0.25		H26.1.14	H17.6.30 H19.2.22 H20.7.3 答申済み		・食安委答申 (H17.6.30, H19.2.22, H20.7.3) → ADI = 0.25
対-028	カフェンストール	殺虫剤 除草剤	0.008	H15年からの 変更なし	3		H20.12.16	H20.2.21 答申済み		・食安委答申 (H20.2.21) → ADI = 3

表 6-16 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 3/8)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/ 日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-029	カルタップ	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.3	H15年答申	100					
対-030	カルパリル(NAC)	殺虫剤	0.05		20			審議中		・評価第四部会審議中(H25.8.7)
対-031	カルプロバミド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年からの 変更なし	14		H20.12.16	H19.12.13 答申済み		・食安委答申(H19.12.13) → ADI = 14
対-032	カルボフラン	代謝物	0.005		2	0.007		H23.12.26 審議中		・評価第一部会にて審議中(最近の議事H: 23.12.26部会)
対-033	キノクラミン(ACN)	除草剤	0.005	H15年からの 変更なし	2.1		H26.1.14	H25.10.7 答申済み		・食安委答申(H25.10.7) → ADI = 2.1
対-034	キャプタン	殺菌剤	0.3		125			H25.12.17 審議中		・評価第三部会にて審議中(最近の議事: H25.12.17評価第三部会)
対-035	クミロン	除草剤	0.03	H15年からの 変更なし	10		H20.12.16	H19.8.9 答申済み		・食安委答申(H19.8.9) → ADI = 10
対-036	グリホサート	除草剤	2.5	H30.4.1より 2→2.5	1		H29.1.31	H28.7.12 答申済み		・食安委答申(H28.7.12) → ADI = 1
対-037	グルホシネート	除草剤 植物成長 調整剤	0.02	H26.4.1より新 規設定	9.1		H26.1.14	H22.2.25 H24.3.8 H25.7.29 答申済み		・食安委答申 (H22.2.25, H24.3.8, H25.7.29) → ADI = 9.1
対-038	クロメブロップ	除草剤	0.02	H15年からの 変更なし	6.2		H22.12.21	H21.7.23 答申済み		・食安委答申(H21.7.23) → ADI = 6.2
対-039	クロルニトロフェン(CNP)	除草剤	0.0001		設定せず					
対-040	クロルピリホス	殺虫剤	0.003	H21.4.1より 0.03→0.003	1	0.03 (2008)	H24.3.5	H19.3.22 H22.11.4 H23.6.2 答申済み		・食安委答申 (H19.3.22, H22.11.4, H23.6.2) → ADI = 1 ・WHO/GDWQ第2次追補版追加(30 $\mu\text{g}/\text{L}$)
対-041	クロタロニル(TPN)	殺虫剤 殺菌剤	0.05		18					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-042	シアナジン	除草剤	0.004	H15年答申	1.5			H29.2.28 答申済み		・食安委答申(H29.2.28) → ADI = 0.53
対-043	シアノホス(CYAP)	殺虫剤	0.003	H15年答申	1					
対-044	ジウロン(DCMU)	除草剤	0.02		6.25					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-045	ジクロベニル(DBN)	除草剤	0.03	H28.4.1より 0.01→0.03	10		H27.2.5	H26.7.1 答申済み		・食安委答申(H26.7.1) → ADI = 10
対-046	ジクロロボス(DDVP)	殺虫剤	0.008		3.3	0.02 (2007)				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請(H21.3.24)
対-047	ジクワット	除草剤	0.005		1.9					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)

表 6-16 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 4/8)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/ 日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-048	ジスルホトン(エチルチオメ ン)	殺虫剤	0.004		1.4					
対-049	ジチアノン	殺菌剤	0.03	H15年答申	10		H25.3.19	H22.6.17 答申済み		・食安委答申(H22.6.17) → ADI = 10
対-050	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤 殺菌剤	0.005	H26.4.1より新 規設定			H26.1.14			二硫化炭素として
対-051	ジチオピル	除草剤	0.009	H22.4.1より 0.008→0.009	3.6		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申(H20.1.10) → ADI = 3.6
対-052	シハロホップブチル	除草剤	0.006	H15年答申	2.4					
対-053	シマジン(CAT)	除草剤	0.003		1.3	0.002				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-054	ジメタメリン	除草剤	0.02	H15年からの 変更なし	9.4		H24.3.5	H23.12.22 答申済み		・食安委答申(H23.12.22) → ADI = 9.4
対-055	ジメトエート	殺虫剤	0.05		20	0.006				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-056	シメリン	除草剤	0.03		11					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-057	ジメピペレート	除草剤	0.003		1		H18.8.4			・H18.8.4厚科審で項目削除は見送り(浄 水、原水からの検出が確認されたため) ・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準における削除に関する意 見書提出
対-058	ダイアジノン	殺虫剤 殺菌剤	0.003	H28.4.1より 0.005→0.003	2		H27.2.5	H26.8.19 答申済み		・食安委答申(H26.8.19) → ADI = 1
対-059	ダイムロン	殺虫剤 殺菌剤	0.8	H15年からの 変更なし	300		H20.12.16	H19.11.8 答申済み		・食安委答申(H19.11.8) → ADI = 300
対-060	ダゾメット、メタム及びメチルイ ソチオシアネート:ダゾメット	殺菌剤	0.006	H29.4.1より新 規設定	2.5		H29.1.31	H27.3.24 答申済み		・食安委答申(H27.3.24) → ADI = 4
対-061	チアジニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H26.4.1より新 規設定	40		H26.1.14	H19.10.25 答申済み		・食安委答申(H19.10.25) → ADI = 40
対-062	チウラム	殺虫剤 殺菌剤	0.02		8.4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-063	チオジカルブ	殺虫剤	0.08		30					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)

表 6-16 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 5/8)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/ 日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-064	チオファネートメチル	殺虫剤 殺菌剤	0.3		120					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-065	チオベンカルブ	除草剤	0.02	H15年からの 変更なし	9		H24.3.5	H19.12.13 H22.8.5 答申済み		・食安委答申(H19.12.13, H22.8.5) → ADI = 9
対-066	テルブカルブ(MBPMC)	除草剤	0.02		6.4		H18.8.4			・H18.8.4の厚科審で項目削除は見送り(浄水、原水からの検出が確認されたため)
対-067	トリクロピル	除草剤	0.006		2.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-068	トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	0.005	H26.4.1より 0.03→0.005	10	不要	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-069	トリシクラゾール	殺虫剤 殺菌剤 植物成長 調整剤	0.1	H28.4.1より 0.08→0.1	30		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) → ADI = 50
対-070	トリフルラリン	除草剤	0.06		24	0.02	H25.3.19	H24.1.26 答申済み		・食安委答申(H24.1.26) → ADI = 24
対-071	ナプロパミド	除草剤	0.03		12.5					
対-072	バラコート	除草剤	0.005	H15年答申	2					
対-073	ビペロホス	除草剤	0.0009		0.36					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出
対-074	ビラクロニル	除草剤	0.01	H26.4.1より新 規設定	4.4		H26.1.14	H19.8.2 H23.6.2 答申済み		・食安委答申(H19.8.2, H23.6.2) → ADI = 4.4
対-075	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004	H15年答申	1.5			H20.4.24 答申済み		・食安委答申(H20.4.24) → ADI = 26
対-076	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	0.02	H15年答申	6					
対-077	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002		0.85			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申(H25.3.18) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出
対-078	ビリプチカルブ	除草剤	0.02	H15年からの 変更なし	7.5		H22.2.2	H20.9.11 答申済み		・食安委答申(H20.9.11) → ADI = 8.8
対-079	ピロキロン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	H29.4.1より 0.04→0.05	15		H28.2.17	H27.6.9 答申済み		・食安委答申(H27.6.9) → ADI = 19

表 6-16 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 6/8)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/ 日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-080	フィプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.0005	変更なし	0.2		H29.1.31	H26.1.20 H28.4.5 答申済み		・食安委答申(H26.1.20, H28.4.5) →ADI=0.19
対-081	フェニトロチオン(MEP)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長 調整剤	0.01	H28.4.1より 0.003→0.01	5		H27.2.5	H26.6.3 答申済み		・食安委答申(H26.6.3) →ADI=4.9
対-082	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H15年からの 変更なし	13		H26.1.14	H25.9.9 答申済み		・食安委答申(H25.9.9) →ADI=13
対-083	フェリムゾン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	0.02→0.06	19		H22.2.2	H20.11.13 H24.2.2 答申済み		・食安委答申(H20.11.13, H24.2.2) →ADI=19
対-084	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	0.006	H25.4.1より 0.001→0.006	2.3		H24.3.5	H22.4.8 H25.9.30 答申済み		・食安委答申(H22.4.8, H25.9.30) →ADI=2.3
対-085	フェントエート(PAP)	殺虫剤 殺菌剤	0.007	H25.4.1より 0.004→0.007	2.9		H24.3.5	H23.10.6 H25.1.21 答申済み		・食安委答申(H23.10.6, H25.1.21) →ADI=2.9
対-086	フェントラザミド	除草剤	0.01	H26.4.1より新 規設定	5.2		H26.1.14	H20.12.4 答申済み		・食安委答申(H20.12.4) →ADI=5.2
対-087	フサライド	殺虫剤 殺菌剤	0.1		40					
対-088	ブタクロール	除草剤	0.03	H15年からの 変更なし	10		H24.3.5	H23.8.25 答申済み		・食安委答申(H23.8.25) →ADI=10
対-089	ブタミホス	除草剤	0.02	H23.4.1より 0.01→0.02	8		H22.2.2	H21.2.12 答申済み		・食安委答申(H21.2.12) →ADI=8
対-090	ブプロフェジン	殺虫剤 殺菌剤	0.02	H15年からの 変更なし	9		H29.1.31	H20.5.15 H24.12.10 H28.12.13 答申済み		・食安委答申 (H20.5.15, H24.12.10, H28.12.13) →ADI=9
対-091	フルアジナム	殺菌剤	0.03	0.01→0.03	10		H26.1.14	H25.11.11 答申済み		・食安委答申(H25.11.11) →ADI=10
対-092	ブレチラクロール	除草剤	0.05	H23.4.1より 0.04→0.05	18		H22.2.2	H20.10.9 答申済み		・食安委答申(H20.10.9) →ADI=18
対-093	プロシミドン	殺菌剤	0.09	変更なし	35		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) →ADI=35
対-094	プロチオホス	殺虫剤	0.004	H15年答申	1.5					
対-095	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05	変更なし	18		H27.2.5	H26.4.8 答申済み		・食安委答申(H26.4.8) →ADI=19

表 6-16 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 7/8)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/ 日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-096	プロピザミド	除草剤	0.05	変更なし	19		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申 (H26.1.20) → ADI = 19
対-097	プロバナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.05		20			H23.9.28 審議中		評価第三部会にて審議中(最近の議事: H23.9.28評価第三部会)
対-098	プロモブチド	殺虫剤 除草剤	0.1	H22.4.1 より 0.04→0.1	40		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申 (H20.1.10) → ADI = 40
対-099	ベノミル	殺菌剤	0.02		9					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-100	ベンシクロン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H23.4.1 より 0.04→0.1	53		H22.2.2	H20.10.16 答申済み		・食安委答申 (H20.10.16) → ADI = 53
対-101	ベンゾピシクロン	除草剤	0.09	H26.4.1より新規 規設定	34		H26.1.14	H20.3.13 答申済み		・食安委答申 (H20.3.13) → ADI =34
対-102	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005	H29.4.1より 0.004→0.005	1.5		H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申 (H27.8.18) → ADI = 2
対-103	ベクタゾン	除草剤	0.2		90					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-104	ペンディメタリン	除草剤 植物成長 調整剤	0.3	H25.4.1 より 0.1→0.3	120	0.02	H24.3.5	H22.10.7 H24.8.6 答申済み		・食安委答申 (H22.10.7, H24.8.6) → ADI = 120
対-105	ベンフラカルブ	殺虫剤 殺菌剤	0.04		15					
対-106	ベンフルラリン(ベスロジン)	除草剤	0.01	H25.4.1より 0.08→0.01	5		H24.3.5	H22.10.14 答申済み		・食安委答申 (H22.10.14) → ADI = 5
対-107	ベンフレセート	除草剤	0.07	H15から変更 なし	26		H20.12.16	H21.10.22 答申済み		・食安委答申 (H21.10.22) → ADI = 23
対-108	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003	H15年答申	1			H24.9.12 幹事会報告		評価書(案)を一部修正の上、農薬専門調査 会幹事会に報告することとなった。ただし、確 認事項に対する回答について評価部会で確 認することとなった。(最近の議事:H24.9.12 評価第三部会)

表 6-16 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 8/8)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/ 日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-109	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.7	H28.4.1より 0.05→0.7	20		H27.2.5	H26.5.13 答申済み		・食安委答申(H26.5.13) → ADI = 290
対-110	メコプロップ(MCPPP)	除草剤	0.05	H26.4.1より 0.005→0.05	2	0.01	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-111	メソミル	殺虫剤	0.03		12.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-112	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:メタム	殺虫剤	0.01	H29.4.1より新規設定	7.5		H29.1.31	H27.3.24 答申済み		・食安委答申(H27.3.24) → ADI = 7.5
対-113	メトラキシル	殺虫剤 殺菌剤	0.06	H23.4.1より 0.05→0.06	22		H22.2.2	H21.3.5 H23.7.7 H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H21.3.5, H23.7.7, H26.1.20) → ADI = 22 (メトラキシル及びメフェノキサムとして)
対-114	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	0.004		1.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-115	メチルダイムロン	除草剤	0.03		12		H18.8.4			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請(H21.12.14) ・H18.8.4厚科審で取扱について検討
対-116	メミノストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年答申	16		H25.3.19	H22.3.4 答申済み		・食安委答申(H22.3.4) → ADI = 16
対-117	トリブジン	除草剤	0.03	H15年答申	12.5					
対-118	メフェナセット	除草剤	0.02	H22.4.1より 0.009→0.02	7		H20.12.16	H20.3.13 答申済み		・食安委答申(H20.3.13) → ADI = 7
対-119	メプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H15から変更なし	50		H22.12.21	H21.12.17 答申済み		・食安委答申(H21.12.17) → ADI = 50
対-120	モリネート	除草剤	0.005		2.1	0.006	H26.1.14	H25.3.4 答申済み		・食安委答申(H25.3.4) → ADI = 2.1

※網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-17 「要検討農薬」の目標値の設定状況等(その 1/2)

分類	項目	用途	目標値 (mg/L)	目標値に係る 備考	根拠ADI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/ 日)	WHO/GDWQ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日)
							厚科審	食安委	WHO等	
要-001	アセタミプリド	殺虫剤 殺菌剤	0.2		71		H28.2.17	H20.8.29 H23.6.9 H26.12.16 答申済み		・食安委答申 (H20.8.29, H23.6.9, H26.12.16) → ADI = 71
要-002	イミダクロプリド	殺虫剤 殺菌剤	0.1	0.2→0.1	57		H29.1.31	H19.6.14 H22.9.9 H28.7.12 答申済み		・食安委答申 (H19.6.14, H22.9.9, H28.7.12) → ADI=57
要-003	エチプロール	殺虫剤 殺菌剤	0.01	変更なし	5		H27.2.5	H16.7.22 H16.7.22 H22.7.22 H26.3.24 答申済み		・食安委答申 (H16.7.22, H16.7.22, H22.7.22, H26.3.24) → ADI = 5
要-004	クロロピクリン	殺虫剤	-							
要-005	テブコナゾール	殺菌剤	0.07		29		H28.2.17	H19.7.5 H23.9.8 H24.10.29 H27.9.8 答申済み		・食安委答申 (H19.7.5, H23.9.8, H24.10.29, H27.9.8) → ADI = 29
要-006	テフリルトリオン	除草剤	0.002	H29.4.1より 対象農薬に 格上げ	0.8		H29.1.31	H21.2.19 答申済み		・食安委答申 (H21.2.19) → ADI = 0.8
要-007	パラチオンメチル	殺虫剤	0.04	H15年答申	15					・評価要請 (H21.3.24)
要-008	ヒメキサゾール(ヒドロキシイソキサゾール)	殺菌剤	0.1	H15年答申	50					・評価要請 (H25.8.20)
要-009	ピラクロホス	殺虫剤	-	-	-					
要-010	ブルスルブアミド	殺菌剤	-	-	-					・評価要請 (H24.8.21)
要-011	ブロマシル	除草剤	0.05	H29.4.1より 新規設定	0.019		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申 (H28.5.17) → ADI = 19
要-012	ペントキサゾン	除草剤	0.6	0.2→0.6	230		H22.12.21			

表 6-17 「要検討農薬」の目標値の設定状況等(その 2/2)

分類	項目	用途	目標値 (mg/L)	目標値に係る 備考	根拠ADI (μ g/kg 体重/ 日)	WHO/GDWQ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
							厚科審	食安委	WHO等	
要-013	ホサロン	殺虫剤	0.005	H27.4.1より 新規	2		H27.2.5	H26.3.10 答申済み		・食安委答申 (H26.3.10) → ADI = 2
要-014	メタアルデヒド	殺虫剤	0.06	変更なし	22		H27.2.5	H19.7.19 H21.2.5 H23.6.23 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申 (H19.7.19, H21.2.5, H23.6.23, H25.12.2, H29.2.14) → ADI = 22
要-015	ダゾメット、メタム及びメチルイ ソチオシアネート:メチルイソ チオシアネート	殺虫剤	-	H29.4.1より 新規設定	-		H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申 (H27.3.24) → ADI = 4
要-016	メトラクロール	除草剤	0.2	H15から変 更なし	97	0.01	H22.12.21	H21.7.30 答申済み		・食安委答申 (H21.7.30) → ADI = 97

※網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-18 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 1/6)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/ 日)	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-001	2-クロロプロピオン酸メチル (MCPM)	農薬等原料	-		-			H24.10.29 答申済み		・食安委答申 (H24.10.29) → ADI = 9.8
他-002	2, 4-DB	除草剤	-		-	0.09		審議中		・食安委検討中
他-003	DBEDC	殺虫剤 殺菌剤	-		-					
他-004	MCPB	除草剤 植物成長調整 剤	0.08	H15年答申	33					
他-005	アシベンゾラルSメチル	殺菌剤	0.2	H28.4.1より 0.1→0.2	50	H28.2.17	H27.3.24 答申済み			・食安委答申 (H27.3.24) → ADI = 77
他-006	アジムスルフロン	除草剤	0.2	H15年から変 更なし	95	H22.12.21	H21.4.9 答申済み			・食安委答申 (H21.4.9) → ADI = 95
他-007	アミトロール	除草剤	0.003	0.06→ 0.003	1.2	H24.3.5	H22.10.7 答申済み			・食安委答申(H22.10.7) → ADI = 1.2
他-008	アトリン	除草剤	0.2	0.003→0.2	72	H20.12.16	H19.9.13 答申済み			・食安委答申 (H19.9.13) → ADI = 72
他-009	イナベンフィド	植物成長調整 剤	0.3	H15年答申	130					
他-010	イマゾスルフロン	殺虫剤 除草剤	0.2	H15年答申	89					
他-011	ウニコナゾールP	植物成長調整 剤	0.04	H15年から変 更なし	16	H20.12.16	H19.5.31 答申済み			・食安委答申 (H19.5.31) → ADI = 16
他-012	エトキシスルフロン	除草剤	0.1	H15年から 変更なし	56	H26.1.14	H25.10.21 答申済み			・食安委答申 (H25.10.21) → ADI = 56
他-013	エトベンザニド	除草剤	0.1	変更なし	44	H27.2.5	H26.1.20 答申済み			・食安委答申 (H26.1.20) → ADI = 44
他-014	エンドタール	除草剤	-							
他-015	オキサジアルギル	除草剤	0.02		8	H25.3.19	H19.10.11 答申済み			・食安委答申 (H19.10.11) → ADI = 8
他-016	オキサミル	殺虫剤	0.05	H15年答申	20					評価要請 H25.3.12
他-017	オキソリニック酸	殺菌剤	0.05	H15年から 変更なし	21	H26.1.14	H20.7.24 H23.6.30 H25.11.11 答申済み			・食安委答申 (H20.7.24, H23.6.30, H25.11.11) → ADI = 21

表 6-18 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 2/6)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/ 日)	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-018	キザロホップエチル	除草剤	0.02	変更なし	9		H27.2.5	H21.10.22 H26.4.8 答申済み		・食安委答申(H21.10.22, H26.4.8) → ADI = 9
他-019	クロチアニジン	殺虫剤 殺菌剤	0.2	変更なし	97		H27.2.5	H17.1.27 H18.12.7 H20.2.28 H20.2.28 H26.1.20 H26.10.7 答申済み		・食安委答申(H17.1.27, H18.12.7, H20.2.28, H20.2.28, H26.1.20, H26.10.7) → ADI = 97
他-020	クロマフェノジド	殺虫剤	0.7	H15から変 更なし	270		H20.12.16	H19.10.18 H24.5.24 答申済み		・食安委答申(H19.10.18, H24.5.24) → ADI = 270
他-021	クロルタルジメチル(TCT P)	除草剤	-		-					
他-022	クロルピリホスメチル	殺虫剤	0.03	H15年答申	10					
他-023	シクロスルフアムロン	除草剤	0.08	H15年答申	30					
他-024	ジクロフェンチオン(ECP)	殺虫剤	0.006	H15年答申	2.5			H25.3.18 意見書提出		H25.3.18 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出
他-025	シクロプロトリン	殺虫剤	0.008	H15年答申	3.3			H27.2.3 答申済み		・食安委答申(H27.2.3) → ADI = 85
他-026	ジクロメジン	殺菌剤	0.05	H15年答申	20			H19.10.12 審議中		評価第三部会にて審議中(最近の議事: H19.10.12部会)
他-027	ジクロルプロップ	植物成長調整 剤	0.06	H15年答申	22	0.1				
他-028	ジコホル(ケルセン)	殺虫剤	0.06	H15年答申	25	0.006 (2007)				
他-029	シノスルフロン	除草剤	0.2	H15年答申	77			H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出

表 6-18 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 3/6)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/ 日)	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-030	ジノテフラン	殺虫剤 殺菌剤	0.6	変更なし	220		H27.2.5	H17.6.16 H19.7.26 H22.9.9 H24.10.29 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申 (H17.6.16, H19.7.26, H22.9.9, H24.10.29, H25.12.2, H29.2.14) → ADI = 220
他-031	ジフェノコナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.02				H28.2.17	H24.10.15 H27.3.3 H29.2.28 答申済み		・食安委答申 (H24.10.15, H27.3.3, H29.2.28) → ADI = 9.6
他-032	シフルトリン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	H15年答申	20					
他-033	ジフルベンズロン	殺虫剤	0.05	H28.4.1より 0.03→0.05	12	0.12 (2006)	H28.2.17	H27.7.28 答申済み		・食安委答申 (H27.7.28) → ADI = 20
他-034	シプロコナゾール	殺菌剤	0.02	H15年答申	9.9					
他-035	シプロジニル	殺菌剤	0.07				H25.3.19	H24.9.24 答申済み		・食安委答申 (H24.9.24) → ADI = 27
他-036	シベルメトリン	殺虫剤	0.1	H15年答申	50					
他-037	シメコナゾール	殺菌剤	0.02		8.5		H29.1.31	H19.8.23 H21.3.12 H24.2.9 H24.11.12 H28.2.23 答申済み		・食安委答申 (H19.8.23, H21.3.12, H24.2.9, H24.11.12, H28.2.23) → ADI = 8.5
他-038	ジメチルビンホス	殺虫剤	0.01	H15年答申	4					
他-039	シラフルオフェン	殺虫剤 殺菌剤	0.3	H15から変 更なし	110		H24.3.5	H24.2.9 答申済み		・食安委答申 (H24.2.9) → ADI = 110
他-040	シンメチリン	除草剤	0.1	H15年答申	42					
他-041	スピノサド	殺虫剤 殺菌剤	0.06	H15年答申	24		H25.3.19	H22.4.8 H27.2.17 答申済み		・食安委答申 (H22.4.8, H27.2.17) → ADI = 24
他-042	セトキシジム	除草剤	0.4	H15年答申	140			H26.2.27 審議中		・評価第一部会で審議中(最近の議事: H26.2.27評価第一部会)
他-043	チアクロプリド	殺虫剤 殺菌剤	-							

表 6-18 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 4/6)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/ 日)	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-044	チアトキサム	殺虫剤 殺菌剤	0.05		18		H28.2.17	H20.4.3 H24.3.1 H27.7.28 答申済み		・食安委答申 (H20.4.3, H24.3.1, H27.7.28) → ADI = 18
他-045	チオシクラム	殺虫剤	0.03	H15年答申	12					
他-046	チフルザミド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年答申	20		H29.1.31	H24.10.1 H28.1.26 答申済み		・食安委答申 (H24.10.1, H28.1.26) → ADI = 14
他-047	テクロフタラム	殺菌剤	0.1	H15年答申	58					
他-048	テトラクロルピホス(CVM P)	殺虫剤	0.01	H15年答申	4					
他-049	テトラコナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.01	H28.4.1より 新規設定	4		H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申 (H27.8.18) → ADI = 4
他-050	テブフェノジド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	0.02→ 0.004	16		H29.1.31	H19.11.8 H28.5.17 答申済み		・食安委答申 (H19.11.8, H28.5.17) → ADI = 16
他-051	トリネキサパックエチル	植物成長調整 剤	0.01	H15から変 更なし	5.9		H22.12.21	H21.10.22 答申済み		・食安委答申 (H21.10.22) → ADI = 5.9
他-052	トリフルミゾール	殺菌剤	0.04	H26.4.1より 新規設定	15		H29.1.31	H25.11.11 H28.5.17 答申済み		・食安委答申 (H25.11.11, H28.5.17) → ADI = 15
他-053	トルフェンピラド	殺虫剤	0.01		5.6		H25.3.19	H16.10.7 H19.5.31 H23.2.10 答申済み		・食安委答申 (H16.10.7, H19.5.31, H23.2.10) → ADI = 5.6
他-054	ナプロアニド	除草剤	0.02	H15年答申	7					
他-055	ニテンピラム	殺虫剤 殺菌剤	1.3	H15年答申	530		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申 (H28.5.17) → ADI = 530
他-056	パクロプロラゾール	殺菌剤 植物成長調整 剤	0.05		20		H29.1.31	H21.4.2 H28.9.6 答申済み		・食安委答申 (H21.4.2, H28.9.6) → ADI = 20
他-057	バリダマイシン	殺虫剤 殺菌剤	-							
他-058	ビスピリバック	除草剤	0.03	H15年答申	11					

表 6-18 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 5/6)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/ 日)	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-059	ピメロジン	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H15から変更なし	13		H24.3.5	H22.9.9 答申済み		・食安委答申(H22.9.9) → ADI = 13
他-060	ピラゾスルフロンエチル	除草剤	0.003	H27.4.1より 0.1→0.003	42		H27.2.5	H26.5.20 答申済み		・食安委答申(H26.5.20) → ADI = 10
他-061	ピリミノバックメチル	除草剤	0.05		20		H25.3.19	H22.4.1 答申済み		・食安委答申(H22.4.1) → ADI = 20
他-062	ピリミホスメチル	殺虫剤	0.06	H15年答申	25	設定不相当 ADI0.03mg/kg/日			WHO/GDWQ 第3版第2次 追補版追加	
他-063	ビレトリン	殺虫剤	0.1	H15年答申	40					
他-064	フェノキサニル	殺虫剤 殺菌剤	0.02		7		H25.3.19	H15.9.18 H20.11.27 答申済み		・食安委答申(H15.9.18) → ADI = 6.9 ・食安委答申(H20.11.27) → ADI = 7
他-065	フェンバレレート	殺虫剤	0.04	H26.4.1より 0.05→0.04	17		H26.1.14	H25.7.29 答申済み		・食安委答申(H25.7.29) → ADI = 17
他-066	フラチオカルブ	殺虫剤	0.008	H15年答申	3					
他-067	フラメピル	殺虫剤 殺菌剤	0.02	H15から変更なし	7		H24.3.5	H23.11.17 答申済み		・食安委答申(H23.11.17) → ADI = 7
他-068	フルアジホップ	除草剤	0.01	H28.4.1より 0.03→0.01	10		H28.2.17	H27.7.7 答申済み		・食安委答申(H27.7.7) → ADI = 4.4
他-069	プロパニル(DCPA)	除草剤	0.04	H15年答申	17					
他-070	プロパホス	殺虫剤	0.001	H15年答申	0.4			H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出
他-071	プロパルギット(BPPS)	殺虫剤	0.02	H15年答申	8.3		H25.3.19	H25.11.11 答申済み		・食安委答申(H25.11.11) → ADI = 21

表 6-18 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 6/6)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg 体重/ 日)	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μ g/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-072	プロヘキサジオン	殺菌剤 植物成長調整 剤	0.5	H15年答申	180					
他-073	プロボキスル(PHC)	殺虫剤	0.2	H15年答申	63					
他-074	プロメトリン	除草剤	0.08	H28.4.1より 0.06→0.08	22		H28.2.17	H27.9.8 答申済み		・食安委答申(H27.9.8) → ADI = 30
他-075	ペルメトリン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H15年答申	48	0.3 (2008)			WHO/GDW Q 第3版第2次 追補版追加	
他-076	ベンスルタップ	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.09	H15年答申	34					
他-077	ベンダイオカルブ	殺虫剤	0.009	H15年から変 更なし	4		H22.12.21	H21.8.27 答申済み		・食安委答申(H21.8.27) → ADI = 3.5
他-078	ホキシム	殺虫剤	0.003	H15年答申	1.2			H21.2.3 審議中		・食安委検討中 ・評価要請(H21.2.3)
他-079	ボスカリド	殺菌剤	0.1		44		H29.1.31	H16.5.20 H18.10.26 H21.3.19 H24.8.6 H28.9.27 答申済み		・食安委答申 (H16.5.20, H18.10.26, H21.3.19, H24.8.6, H28.9.27) → ADI = 44
他-080	ミルネブ(チアジアジン)	殺菌剤	-							
他-081	メタミドホス	殺虫剤	0.002	0.01→ 0.002	0.6		H29.1.31	H20.5.1 H28.12.13 答申済み		・食安委答申(H20.5.1) → ADI = 0.6 ・食安委答申(H28.12.13) → ADI = 0.56
他-082	メチルイソシアネート	殺虫剤等中間 体	0.006	H15年答申	2.5					
他-083	モノクロトホス	殺虫剤	0.002	H15年答申	0.6					
他-084	リニュロン	除草剤	0.02	H15年答申	7.7					

※網掛けは昨年度からの変更箇所

6-4-2. データベースの整理・情報更新

水道水質基準等に係る最新の科学的知見に基づく基準値等又は分類の設定又は見直しの検討に資するよう、平成 25 年度業務までに水道水に関する有害物質の健康影響等のデータベース（以下、「データベース」という。）が構築され、平成 26 年度文献調査業務においては、データベースの使用目的を踏まえて、①情報収集の対象とする物質の整理②収集するデータ項目の整理・拡充③情報の更新等が実施されている。

6.4.2.1 情報収集の対象とする物質の整理

データベースには、平成 25 年度までに 4,000 を超える項目が収載され、平成 26 年度文献調査業務においては、データベース作成の目的が水道水質基準等に係る基準値や分類の見直しに資することであることを踏まえて、当面の情報収集の対象とする物質を表 6-19 のものとし、データベースの構成を再整理して、これら物質に関する情報を充実させることを優先し、その後、順次対象とする物質を拡張していくことが望ましいとしている。平成 28 年度文献調査業務においても、この考え方を踏襲して主にデータの更新を実施した。

表 6-19 情報収集の対象とする物質(H26 年度文献調査業務の表 25)

物質グループ		物質数*
1	水道水質基準項目	51
2	水質管理目標設定項目	26
3	要検討項目	47
4	対象農薬	120
5	要検討農薬	16
6	その他農薬	84
7	除外農薬	14
8	基礎情報収集対象物質	170
9	浄水処理対応困難物質	14
10	過去に水質事故の原因となった物質等	21
11	PRTR対象物質(化管法第一種指定化学物質)	462

*各グループに該当する物質数を示すが、他の物質グループと物質が重複する場合がある。

6.4.2.2 収集するデータ項目の整理・拡充・更新

平成 28 年度文献調査業務では表 19 の対象物質の更新を実施すると共に、データベース出力の適正化を実施した。

①更新フィールド

- ・ CODE 対応：ゴルフ場排水口等における水質調査（環境省）、化学物質環境実態調査（水質；初期環境調査結果、詳細環境調査結果）、水道統計、化審法に対応する項目を更新
- ・ 農薬出荷量：2014 年度を更新
- ・ 化学物質の製造・輸入数量(経済産業省)：2014 年度を更新

- ・水道水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目、農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬、要検討農薬、その他農薬：厚生科学審議会(H29.1)での審議を基に更新
- ・ゴルフ場排水口等における水質調査（環境省）：2014年度を更新
- ・水道統計：2014年度、要調査項目存在状況調査：2015年度を更新
- ・化審法：第一種特定化学物質、第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質を追加、更新
- ・化学物質環境実態調査（水質；初期環境調査結果、詳細環境調査結果）：2014年度を更新
- ・水質基準項目等の審議履歴、安全性評価履歴、水質基準項目等の基準値等の設定状況、農薬類の目標値の設定状況：2016年度を更新

②過年度のデータ活用

- ・薬品基準、資機材基準、給水装置基準、水質環境基準（人健康）、水質環境基準（地下水）、要監視項目（人健康）、要監視項目（地下水）、水濁法、毒劇法、化審法、化管法
- ・WHO ガイドライン値・評価値、EU 基準値、カナダガイドライン値、オーストラリアガイドライン値、韓国基準値、中国基準値、国際機関評価値
- ・有害性情報
- ・農薬登録情報、登録失効有効成分一覧、TX01_有効成分名、化審法旧

6.4.2.3 検索要領：出力(物質別)

検索要領：出力(物質別)は下記とする。

1. 物質名或いは CAS 番号を入力する。CAS 番号の方が物質の特定が有効である。
2. 物質名で別名や異性体等がある場合は、登録物質シートで該当名称を検索して入力する。

例：1,2-ジクロロエチレン→対象物質名：シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン

出力例は、報告書「平成 27 年度水道水及び水道用薬品等に関する調査業務；6.4.2.3 検索要領：出力(物質別)」と基本的に同じであるので省略した。

6-5. 基礎情報収集対象物質のとりまとめ(仕様書業務内容(7))

平成 21 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会資料 5-1「水道水から検出されるおそれのある物質（母集団物質リスト候補物質）に関する情報整理」に示された別紙 4 に示す基礎情報収集対象物質（過年度において追加された基礎情報収集対象物質リストを含む）について、平成 26 年度の環境中で各物質の検出状況（環境省による化学物質環境実態調査及び要調査項目存在状況調査）から新たに要検討項目へ追加すべき物質を検討した。要検討項目に追加すべき物質案の検討に当たっては、検出状況検出された最大値の評価値に対する割合が 10%を超えるものを対象とすることを基本とし、有害性情報、水道水による曝露情報等の詳細を踏まえて、最終的な候補物質を提案した。

6-5-1. 要検討項目への追加候補物質の検討

6.5.1.1 検討対象となる物質

過年度業務からの継続性を考慮し、環境省が実施している「化学物質環境実態調査(水質調査)」及び「要調査項目等存在状況調査」の河川、湖沼における調査結果を用いて検討を行った。本業務では、平成 26 年度化学物質環境実態調査及び平成 26, 27 年度要調査項目等存在状況調査における物質のうち、表 6-20 に示す基礎情報収集対象物質(仕様書別紙 4)に該当する物質を検討対象とした。

表 6-21 平成 26 年度水質調査実施の基礎情報収集対象物質

実測調査名	水質調査が行われた基礎情報収集対象物質		過年度の検討状況	過年度の検討結果の概要
	番号	物質名		
平成26年度化学物質環境調査結果	8	2-アミノエタノール	H22	<ul style="list-style-type: none"> 要調査項目等存在状況調査(H13年度)では全国47地点中23カ所で検出された。 検出濃度の最大は3.5 μg/Lであり、当該物質の仮評価値の10%の値(=12.5 μg/L)を超えないことから、追加の候補としない。
	96	ポリ臭素化ジフェニルエーテル(PBDE)	H26	<ul style="list-style-type: none"> 有害性の情報が得られる個別物質(2,2,4,4-テトラクロロビフェニルエーテル等)のデータを利用して判定した。 いずれの物質も検出頻度は非常に高いと言えるが、当該物質の10%仮評価値と比べて検出濃度のレベルが十分に低いことから、追加候補とはしない。
	108	モノクロロベンゼン(クロロベンゼン)	H22	<ul style="list-style-type: none"> 要調査項目等存在状況調査(H17年度)では全国89地点中1カ所で検出された。 検出濃度の最大は0.2 μg/Lであり、当該物質の仮評価値の10%の値(=10 μg/L)を超えないことから、追加の候補としない。
平成26, 27年度要調査項目等存在状況調査	60	1,2,3-トリクロロプロパン	未実施	

注1: 上記の実測調査はいずれも環境省で実施されている調査である。

注2: 番号は、基礎情報収集対象物質の通し番号に対応している。

注3: 「過年度の検討状況」の年度は、過年度に「要検討項目への追加」の可能性について検討された年度を示す。

表 6-21 に示すように対象物質は 4 物質、その内 3 物質は過年度検討済であり、1,2,3-トリクロロプロパンが未検討であった。表 6-21 には過年度検討結果概要を付記した。過

年度検討済を含むこれら 4 物質について検討対象物質の可能性について検討した。

6.5.1.2 検討対象物質の水質検査検出状況等

表 6-21 の検討対象物質について、平成 26 年度化学物質環境実態調査及び平成 26, 27 年度要調査項目等存在状況調査を表 22 に整理した。

表 6-22 検討対象物質の水質検査状況

検討対象物質の水質検査状況（平成26年度化学物質環境調査結果H16-H26）

物質番号	物質名	CAS登録番号	測定年度	検出頻度		検出範囲 ($\mu\text{g/L}$)	検出下限値 ($\mu\text{g/L}$)
				検体	地点		
8	2-アミノエタノール	141-43-5	H6	24/156	12/52	0.55~2.3	(0.5)
			H26	19/21	19/21	0.07~19	(0.06)
96	ポリ臭素化ジフェニルエーテル (PBDE)	(臭素数が4から10までのもの)	H24	32/48	32/48	0.00024~0.012	(0.00024*)
			H26	47/48	47/48	0.000023~0.0062	(0.00021*)
108	モノクロロベンゼン(クロロベンゼン)	108-90-7	H26	12/20	12/20	0.00054~0.37	(0.00017)

検討対象物質の水質検査状況（平成26, 27年度要調査項目等存在状況調査）

物質番号	物質名	CAS登録番号	測定年度	検出頻度		検出範囲 ($\mu\text{g/L}$)	検出下限値 ($\mu\text{g/L}$)
				検体	地点		
60	1,2,3-トリクロロプロパン	96-18-4	H27	47/47	47/47	<0.2	0.2

注: 番号は、基礎情報収集対象物質の通し番号に対応している。

表 6-20 基礎情報収集対象物質

グループ 小分類	物質グループ コード	物質グループ(H26)	小分類 コード	H26分類	H25分類	項目名	CAS番号
8-1	8	基礎情報収集対象物質	1	基礎情報-001		アクロレイン	107-02-8
8-2	8	基礎情報収集対象物質	2	基礎情報-002		アジピン酸ジ(2-エチルヘキシル)	103-23-1
8-3	8	基礎情報収集対象物質	3	基礎情報-003		アセトアミド	60-35-5
8-4	8	基礎情報収集対象物質	4	基礎情報-004		アニリン	62-53-3
8-5	8	基礎情報収集対象物質	5	基礎情報-005		2-アミノエタノール	141-43-5
8-6	8	基礎情報収集対象物質	6	基礎情報-006		アンモニア	7664-41-7
8-7	8	基礎情報収集対象物質	7	基礎情報-007		p-イソプロピルトルエン(p-シメン)	99-87-6
8-8	8	基礎情報収集対象物質	8	基礎情報-008		2-イミダゾリジンチオン	96-45-7
8-9	8	基礎情報収集対象物質	9	基礎情報-009		ウレタン	51-79-6
8-10	8	基礎情報収集対象物質	10	基礎情報-010		エチルベンゼン	100-41-4
8-11	8	基礎情報収集対象物質	11	基礎情報-011		エチレンオキシド	75-21-8
8-12	8	基礎情報収集対象物質	12	基礎情報-012		エチレングリコール	107-21-1
8-13	8	基礎情報収集対象物質	13	基礎情報-013		エチレンジアミン	107-15-3
8-14	8	基礎情報収集対象物質	14	基礎情報-014		塩化ベンジル	100-44-7
8-15	8	基礎情報収集対象物質	15	基礎情報-015		オクチルフェノール	7640-26-4
8-16	8	基礎情報収集対象物質	16	基礎情報-016		4-tert-オクチルフェノール	140-66-9
8-17	8	基礎情報収集対象物質	17	基礎情報-017		ε-カプロラクタム	105-60-2
8-18	8	基礎情報収集対象物質	18	基礎情報-018		カリウム	7440-09-7
8-19	8	基礎情報収集対象物質	19	基礎情報-019		キノリン	91-22-5
8-20	8	基礎情報収集対象物質	20	基礎情報-020		クメンヒドロペルオキシド	80-15-9
8-21	8	基礎情報収集対象物質	21	基礎情報-021		クロロアセトン類	-
8-22	8	基礎情報収集対象物質	22	基礎情報-022		クロロアルカン(C10-C13)	85535-84-8
8-23	8	基礎情報収集対象物質	23	基礎情報-023		クロロメタン	74-87-3
8-24	8	基礎情報収集対象物質	24	基礎情報-024		クロム及び三価クロム化合物	-
8-25	8	基礎情報収集対象物質	25	基礎情報-025		クロラミン	10599-90-3
8-26	8	基礎情報収集対象物質	26	基礎情報-026		ゲルマニウム	7440-56-4
8-27	8	基礎情報収集対象物質	27	基礎情報-027		コバルト	7440-48-4
8-28	8	基礎情報収集対象物質	28	基礎情報-028		酸化プロピレン	75-56-9
8-29	8	基礎情報収集対象物質	29	基礎情報-029		ジイソプロピルエーテル	108-20-3
8-30	8	基礎情報収集対象物質	30	基礎情報-030		ジエチレントリアミン	111-40-0
8-31	8	基礎情報収集対象物質	31	基礎情報-031		ジクロラミン	473-34-7
8-32	8	基礎情報収集対象物質	32	基礎情報-032		1,3-ジクロロ-2-プロパノール	96-23-1
8-33	8	基礎情報収集対象物質	33	基礎情報-033		1,1-ジクロロプロパン	563-58-6
8-34	8	基礎情報収集対象物質	34	基礎情報-034		1,2-ジクロロプロパン	78-87-5
8-35	8	基礎情報収集対象物質	35	基礎情報-035		1,3-ジクロロプロパン	142-28-9
8-36	8	基礎情報収集対象物質	36	基礎情報-036		2,2-ジクロロプロパン	594-20-7
8-37	8	基礎情報収集対象物質	37	基礎情報-037		1,2-ジクロロベンゼン	95-50-1
8-38	8	基礎情報収集対象物質	38	基礎情報-038		1,3-ジクロロベンゼン	541-73-1
8-39	8	基礎情報収集対象物質	39	基礎情報-039		1,4-ジクロロベンゼン	106-46-7
8-40	8	基礎情報収集対象物質	40	基礎情報-040		2,4-ジニトロトルエン	121-14-2
8-41	8	基礎情報収集対象物質	41	基礎情報-041		2,6-ジニトロトルエン	606-20-2
8-42	8	基礎情報収集対象物質	42	基礎情報-042		2,4-ジニトロフェノール	51-28-5
8-43	8	基礎情報収集対象物質	43	基礎情報-043		1,3-ジニトロベンゼン	99-65-0
8-44	8	基礎情報収集対象物質	44	基礎情報-044		1,2-ジフェニルヒドラジン	122-66-7
8-45	8	基礎情報収集対象物質	45	基礎情報-045		N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2
8-46	8	基礎情報収集対象物質	46	基礎情報-046		ジルコニウム	7440-67-7
8-47	8	基礎情報収集対象物質	47	基礎情報-047		ストロンチウム	7440-24-6
8-48	8	基礎情報収集対象物質	48	基礎情報-048		セシウム	7440-46-2
8-49	8	基礎情報収集対象物質	49	基礎情報-049		タリウム	7440-28-0
8-50	8	基礎情報収集対象物質	50	基礎情報-050		タングステン	7440-33-7
8-51	8	基礎情報収集対象物質	51	基礎情報-051		チオ尿素	62-56-6
8-52	8	基礎情報収集対象物質	52	基礎情報-052		1,1,1,2-テトラクロロエタン	630-20-6
8-53	8	基礎情報収集対象物質	53	基礎情報-053		1,1,2,2-テトラクロロエタン	79-34-5
8-54	8	基礎情報収集対象物質	54	基礎情報-054		テトラクロロテレフタル酸	2136-79-0
8-55	8	基礎情報収集対象物質	55	基礎情報-055		テトラクロロフタル酸	887-54-7
8-56	8	基礎情報収集対象物質	56	基礎情報-056		テルル	13494-80-9
8-57	8	基礎情報収集対象物質	57	基礎情報-057		テレフタル酸	100-21-0
8-58	8	基礎情報収集対象物質	58	基礎情報-058		トリエチルアミン	121-44-8
8-59	8	基礎情報収集対象物質	59	基礎情報-059		トリクロラミン	10025-85-1
8-60	8	基礎情報収集対象物質	60	基礎情報-060		1,2,3-トリクロロプロパン	96-18-4
8-61	8	基礎情報収集対象物質	61	基礎情報-061		トリクロロベンゼン類	-
8-62	8	基礎情報収集対象物質	62	基礎情報-062		1,2,4-トリクロロベンゼン	120-82-1
8-63	8	基礎情報収集対象物質	63	基礎情報-063		-	-
8-64	8	基礎情報収集対象物質	64	基礎情報-064		1,2,4-トリメチルベンゼン	95-63-6
8-65	8	基礎情報収集対象物質	65	基礎情報-065		トリメチレントリニトアミン	121-82-4

グループ 小分類	物質グループ コード	物質グループ(H26)	小分類 コード	H26分類	H25分類	項目名	CAS番号
8-66	8	基礎情報収集対象物質	66	基礎情報-066		o-トルイジン	95-53-4
8-67	8	基礎情報収集対象物質	67	基礎情報-067		トルエンジイソシアネート	26471-62-5
8-68	8	基礎情報収集対象物質	68	基礎情報-068		ニトログリセリン	55-63-0
8-69	8	基礎情報収集対象物質	69	基礎情報-069		N-ニトロソジ-n-プロピルアミン	621-64-7
8-70	8	基礎情報収集対象物質	70	基礎情報-070		N-ニトロソジエチルアミン	55-18-5
8-71	8	基礎情報収集対象物質	71	基礎情報-071		N-ニトロソジフェニルアミン	86-30-6
8-72	8	基礎情報収集対象物質	72	基礎情報-072		N-ニトロソピロリジン	930-55-2
8-73	8	基礎情報収集対象物質	73	基礎情報-073		ニトロベンゼン	98-95-3
8-74	8	基礎情報収集対象物質	74	基礎情報-074		—	—
8-75	8	基礎情報収集対象物質	75	基礎情報-075		二硫化炭素	75-15-0
8-76	8	基礎情報収集対象物質	76	基礎情報-076		バナジウム	7440-62-2
8-77	8	基礎情報収集対象物質	77	基礎情報-077		ビスフェノールS	80-09-1
8-78	8	基礎情報収集対象物質	78	基礎情報-078		ビスフェノールS-monoP	95235-30-6
8-79	8	基礎情報収集対象物質	79	基礎情報-079		1,2-ビス(3-メチルフェノキシ)エタン	54914-85-1
8-80	8	基礎情報収集対象物質	80	基礎情報-080		ピフェニル	92-52-4
8-81	8	基礎情報収集対象物質	81	基礎情報-081		ピペラジン	110-85-0
8-82	8	基礎情報収集対象物質	82	基礎情報-082		ピリジン	110-86-1
8-83	8	基礎情報収集対象物質	83	基礎情報-083		1-ブタノール	71-36-3
8-84	8	基礎情報収集対象物質	84	基礎情報-084		ブチルヒドロキシアニソール(BHA)	25013-16-5
8-85	8	基礎情報収集対象物質	85	基礎情報-085		sec-ブチルベンゼン	135-98-8
8-86	8	基礎情報収集対象物質	86	基礎情報-086		n-プロピルベンゼン	103-65-1
8-87	8	基礎情報収集対象物質	87	基礎情報-087		2-プロペン-1-オール	107-18-6
8-88	8	基礎情報収集対象物質	88	基礎情報-088		プロモベンゼン	108-86-1
8-89	8	基礎情報収集対象物質	89	基礎情報-089		フロン22;ジフルオロクロロメタン	75-45-6
8-90	8	基礎情報収集対象物質	90	基礎情報-090		ヘキサクロシクロペンタジエン	77-47-4
8-91	8	基礎情報収集対象物質	91	基礎情報-091		ヘキサクロブタジエン	87-68-3
8-92	8	基礎情報収集対象物質	92	基礎情報-092		ヘキサン	110-54-3
8-93	8	基礎情報収集対象物質	93	基礎情報-093		ベリリウム	7440-41-7
8-94	8	基礎情報収集対象物質	94	基礎情報-094		ベンジル2-ナフチルエーテル	613-62-7
8-95	8	基礎情報収集対象物質	95	基礎情報-095		ベンゾフェノン	119-61-9
8-96	8	基礎情報収集対象物質	96	基礎情報-096		ポリ臭素化ジフェニルエーテル(PBDE)	—
8-97	8	基礎情報収集対象物質	97	基礎情報-097		無機すず	—
8-98	8	基礎情報収集対象物質	98	基礎情報-098		メタクリル酸	79-41-4
8-99	8	基礎情報収集対象物質	99	基礎情報-099		メタクリル酸メチル	80-62-6
8-100	8	基礎情報収集対象物質	100	基礎情報-100		メタノール	67-56-1
8-101	8	基礎情報収集対象物質	101	基礎情報-101		3-メチルピリジン	108-99-6
8-102	8	基礎情報収集対象物質	102	基礎情報-102		N-メチル-2-ピロリドン	872-50-4
8-103	8	基礎情報収集対象物質	103	基礎情報-103		2-メチルフェノール	95-48-7
8-104	8	基礎情報収集対象物質	104	基礎情報-104		4,4'-メチレンジアニリン	101-77-9
8-105	8	基礎情報収集対象物質	105	基礎情報-105		4,4'-メチレンビスアニリン	101-77-9
8-106	8	基礎情報収集対象物質	106	基礎情報-106		2-メトキシエタノール	109-86-4
8-107	8	基礎情報収集対象物質	107	基礎情報-107		メラミン	108-78-1
8-108	8	基礎情報収集対象物質	108	基礎情報-108		モノクロロベンゼン(クロロベンゼン)	108-90-7
8-109	8	基礎情報収集対象物質	109	基礎情報-109		モノプロモアセテート	68-10-0
8-110	8	基礎情報収集対象物質	110	基礎情報-110		リチウム	7439-93-2
8-111	8	基礎情報収集対象物質	111	基礎情報-111		りん酸トリス(2-クロロエチル)	115-96-8
8-112	8	基礎情報収集対象物質	112	基礎情報-112		りん酸トリス(2-クロロイソプロピル)	13674-84-5
8-113	8	基礎情報収集対象物質	113	基礎情報-113		りん酸トリス(2-ブトキシエチル)	78-51-3
8-114	8	基礎情報収集対象物質	114	基礎情報-114		ルビジウム	7440-17-7
8-115	8	基礎情報収集対象物質	115	基礎情報-115		硫酸塩	14808-79-8
8-116	8	基礎情報収集対象物質	116	基礎情報-116		ヨウ素	7553-56-2
8-117	8	基礎情報収集対象物質	117	基礎情報-117		ラジウム226及びラジウム228	7440-14-4
8-118	8	基礎情報収集対象物質	118	基礎情報-118		ラドン	10043-92-2
8-119	8	基礎情報収集対象物質	119	基礎情報-119		ヘキサメチレンテトラミン	100-97-0
8-120	8	基礎情報収集対象物質	120	基礎情報-120		N,N-ジメチルアニリン	121-69-7
8-121	8	基礎情報収集対象物質	121	基礎情報-121		ジメチルアミン	124-40-3
8-122	8	基礎情報収集対象物質	122	基礎情報-122		トリエチルアミン	121-44-8
8-123	8	基礎情報収集対象物質	123	基礎情報-123		2-(ジエチルアミノ)エタノール	100-37-8
8-124	8	基礎情報収集対象物質	124	基礎情報-124		N,N-ジメチルドデシルアミン	112-18-5
8-125	8	基礎情報収集対象物質	125	基礎情報-125		1,1-ジメチルヒドラジン	57-14-7
8-126	8	基礎情報収集対象物質	126	基礎情報-126		メチルアミン	74-89-5
8-127	8	基礎情報収集対象物質	127	基礎情報-127		トリメチルアミン	75-50-3
8-128	8	基礎情報収集対象物質	128	基礎情報-128		テトラメチルエチレンジアミン(TMED)	110-18-9
8-129	8	基礎情報収集対象物質	129	基礎情報-129		1,1,4,4-テトラメチル-2-テトラゼン(TMT)	6130-87-6
8-130	8	基礎情報収集対象物質	130	基礎情報-130		3,5-ジメチルピラゾール	67-51-6
8-131	8	基礎情報収集対象物質	131	基礎情報-131		シクロヘキシルアミン	108-91-8
8-132	8	基礎情報収集対象物質	132	基礎情報-132		4,4'-ヘキサメチレンビス(1,1-ジメチルセミカルバジド)(HDMS)	69938-76-7
8-133	8	基礎情報収集対象物質	133	基礎情報-133		1,1,1',1'-テトラメチル-4,4'-メチレンジ- -p-フェニレン)ジセミカルバジド(TMDS)	85095-61-0

グループ 小分類	物質グループ コード	物質グループ(H26)	小分類 コード	H26分類	H25分類	項目名	CAS番号
8-134	8	基礎情報収集対象物質	134	基礎情報-134		N,N-ジメチルエチルアミン	598-56-1
8-135	8	基礎情報収集対象物質	135	基礎情報-135		ジメチルアミノエタノール	108-01-0
8-136	8	基礎情報収集対象物質	136	基礎情報-136		1,1-ジメチルグアニジン	6145-42-2
8-137	8	基礎情報収集対象物質	137	基礎情報-137		ジエチルメチルアミン	616-39-7
8-138	8	基礎情報収集対象物質	138	基礎情報-138		1-メチルピペリジン	626-67-5
8-139	8	基礎情報収集対象物質	139	基礎情報-139		1,1-ジメチルセミカルバジド	22718-49-6
8-140	8	基礎情報収集対象物質	140	基礎情報-140		2-ホルミル-1,1-ジメチルヒドラジン	3298-49-5
8-141	8	基礎情報収集対象物質	141	基礎情報-141		ジメチルスルファミド	3984-14-3
8-142	8	基礎情報収集対象物質	142	基礎情報-142		1,1,3,3-テトラメチルグアニジン	80-70-6
8-143	8	基礎情報収集対象物質	143	基礎情報-143		ジメチルジチオカルバミン酸	79-45-8
8-144	8	基礎情報収集対象物質	144	基礎情報-144		1-メチルピラゾール	930-36-9
8-145	8	基礎情報収集対象物質	145	基礎情報-145		1,3,5-トリメチルピラゾール	1072-91-9
8-146	8	基礎情報収集対象物質	146	基礎情報-146		テトラメチルアンモニウム	51-92-3
8-147	8	基礎情報収集対象物質	147	基礎情報-147		グリシン	56-40-6
8-148	8	基礎情報収集対象物質	148	基礎情報-148		トリメチルアミン-N-オキシド	1184-78-7
8-149	8	基礎情報収集対象物質	149	基礎情報-149		メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2867-47-2
8-150	8	基礎情報収集対象物質	150	基礎情報-150		アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2439-35-2
8-151	8	基礎情報収集対象物質	151	基礎情報-151		ヘキサプロモシクロデカン	25637-99-4
8-152	8	基礎情報収集対象物質	152	基礎情報-152		アセトンジカルボン酸	542-05-2
8-153	8	基礎情報収集対象物質	153	基礎情報-153		1,3-ジハイドロキシルベンゼン	108-46-3
8-154	8	基礎情報収集対象物質	154	基礎情報-154		1,3,5-トリヒドロキシベンゼン	108-73-6
8-155	8	基礎情報収集対象物質	155	基礎情報-155		アセチルアセトン	123-54-6
8-156	8	基礎情報収集対象物質	156	基礎情報-156		2'-アミノアセトフェノン	551-93-9
8-157	8	基礎情報収集対象物質	157	基礎情報-157		3'-アミノアセトフェノン	99-03-6
8-158	8	基礎情報収集対象物質	158	基礎情報-158		臭化カリウム	7758-02-3
8-159	8	基礎情報収集対象物質	159	基礎情報-159		ナフタレン	91-20-3
8-160	8	基礎情報収集対象物質	160	基礎情報-160		フェニルメチルエーテル	100-66-3
8-161	8	基礎情報収集対象物質	161	基礎情報-161		イソ吉草酸メチル	556-24-1
8-162	8	基礎情報収集対象物質	162	基礎情報-162		エチルアルコール	64-17-5
8-163	8	基礎情報収集対象物質	163	基礎情報-163		アクリル酸2-エチルヘキシル	103-11-7
8-164	8	基礎情報収集対象物質	164	基礎情報-164		ポリアクリル酸ブチル	9003-49-0
8-165	8	基礎情報収集対象物質	165	基礎情報-165		重炭酸アンモニウム	1066-33-7
8-166	8	基礎情報収集対象物質	166	基礎情報-166		チオ硫酸ナトリウム	7772-98-7
8-167	8	基礎情報収集対象物質	167	基礎情報-167		スルファミン酸	5329-14-6
8-168	8	基礎情報収集対象物質	168	基礎情報-168		硫酸アルミニウム	10043-01-3
8-169	8	基礎情報収集対象物質	169	基礎情報-169		水酸化ナトリウム	1310-73-2
8-170	8	基礎情報収集対象物質	170	基礎情報-170		ポリプロピレングリコール	25322-69-4

6.5.1.3 検討対象物質の有害性等評価値

過年度の評価指標の考え方と同様とした。詳細は次の通りである。

基礎情報収集対象物質は我が国においては評価未公開のため、Web等で公開されている一般情報やWHO飲料水水質ガイドライン（第4版）をはじめ、海外諸国・機関の基準値・目標値等の調査対象とする国・機関で設定されている場合は、設定されている値の最小値を採用した。

基準値等が設定されていない場合は、ADI、TDI又はRfDを用いて試算した仮評価値を用いることとし、さらにADI等が得られない場合は、NOAEL又はLOAELと不確実係数を用いてADI等を算出することとした。

ADI等を用いての仮評価値の試算における条件は、15年答申における評価値の算出方法における基本条件と同一とし、飲水量2L/日、体重50kg、飲料水経路の暴露割合をADI等の10%とした。

また、NOAEL等からADI等の算出には、不確実係数（又は相当値）が記載されている場合はその値を用い、記載のない場合は不確実係数100（種間差及び個体差）を用いた。

仮評価値及び参照値の算出方法を以下にまとめた。

表 6-23 仮評価値及び参照値の算出方法

仮評価値の算出
<p>・仮評価値 [mg/L]=参照値×(飲料水経由の暴露割合/100)×体重/飲水量 参照値(ADI, TDI, RfD): [mg/kg体重/日] 飲料水経由の暴露割合:10 [%] 体重:50 [kg] 飲水量:2 [L/日] 飲料水経由の暴露割合、体重、飲水量の設定値は、いずれも15年答申で設定されている値である。</p>
参照値の算出
<p>・参照値 [mg/kg体重/日]=NOAEL(又はLOAEL)/不確実係数 NOAEL(無毒性量): [mg/kg体重/日] LOAEL(最小毒性量): [mg/kg体重/日] 不確実係数: [-] 不確実係数は、NOAEL等とともに評価書に記載されている場合はその値を用いた。今回の試算の範囲では、種差(10)×個体差(10)の100に、試験条件の不確実さへの対応として、NOAELの代わりにLOAELの使用(5~10)、短期試験のデータを使用(5~10)が適用されている。 評価書に記載がない場合は、種差(10)×個体差(10)の100を用いる。 不確実係数は、NOAEL等とともに評価書に記載されている場合はその値を用いた。今回の試算の範囲では、種差(10)×個体差(10)の100に、試験条件の不確実さへの対応として、NOAELの代わりにLOAELの使用(5~10)、短期試験のデータを使用(5~10)が適用されている。 評価書に記載がない場合は、種差(10)×個体差(10)の100を用いる。</p>

6-5-2. 追加すべき候補物質の検討

前述の検出状況と毒性値に基づく評価指標との比較を行い、要検討項目への追加可能性について検討を行った。判断基準については、下記の過年度業務と同様とする。なお、毒性値に基づく評価指標（ここでは、「仮評価値」と表記する。）は前述した。

<要検討物質への追加候補となる物質の条件>

- 基礎情報収集対象物質に含まれていること
- 過去 10 年間のモニタリング調査（環境省が実施している要調査項目等存在状況調査、化学物質環境実態調査）における検出濃度が有害性を踏まえた仮評価値の 10%の値を超えること
- 検出頻度がある程度あり、一部地域における偏りや単年度での特異現象等ではないこと

6.5.2.1. 評価値及び参照値の算出

①2-アミノエタノール (CAS: 141-43-5-6) (基礎情報収集対象物質番号 8)

- ・検出状況(平成 26 年度): 全国 22 ヶ所にて測定、19 ヶ所で検出
 検出範囲: 0.07~19 μ g/L
- ・仮評価値/仮評価値の 10%値=H22 年度検討; 125/12.5 μ g/L
- ・検出最大値/仮評価値: 19/125X100=15.2% (検出範囲: 0.06-15.2%)

・判断：最大検出値： $19 \mu\text{g/L}$ は、仮評価値の 10%を超える値である。

追加候補物質であるが、H6 の検出範囲： $0.55 \sim 2.3 \mu\text{g/L}$ であり最大検出値は仮評価値の 10%以下である。また、過年度の検討結果概要を表 21 に示したように、“要調査項目等存在状況調査(H13 年度)では全国 47 地点中 23 ヲ所で検出された。検出濃度の最大は $3.5 \mu\text{g/L}$ であり、当該物質の仮評価値の 10%の値(= $12.5 \mu\text{g/L}$)を超えないことから、追加の候補としない。”と判断されている。平成 26 年度の最大検出値は仮評価値の 10%を僅かに超える 15.2%であるので次回調査結果を待っての判断が適切と考えられる。

②ポリ臭素化ジフェニルエーテル(PBDE) (基礎情報収集対象物質番号 96)

・検出状況(平成 26 年度)：全国 48 ヲ所にて測定、47 ヲ所で検出

検出範囲：H24： $0.00024 \sim 0.012 \mu\text{g/L}$

H26： $0.000023 \sim 0.0062 \mu\text{g/L}$

・仮評価値/仮評価値の 10%値=H26 年度検討； $0.25 \sim 17.5/0.025 \sim 1.75 \mu\text{g/L}$

・最大検出値： $0.0062/0.25 \times 100 = 2.5\%$ (検出範囲： $0.01 \sim 2.5\%$)

・判断：最大検出値 $0.0062 \mu\text{g/L}$ は、仮評価値の 10%を超えないことから、H26 検討と同様に追加候補とはしない。

③モノクロロベンゼン (CAS: 108-90-7) (基礎情報収集対象物質番号 108)

・検出状況(平成 26 年度)：全国 20 ヲ所にて測定、12 ヲ所で検出

検出範囲： $0.00054 \sim 0.37 \mu\text{g/L}$

・仮評価値/仮評価値の 10%値=H22 年度検討； $100/10 \mu\text{g/L}$

・検出最大値/仮評価値： $0.37/100 \times 100 = 0.37\%$ (検出範囲： $0.0005 \sim 0.37\%$)

・判断：最大検出値 $0.37 \mu\text{g/L}$ は、仮評価値の 10%を超えないことから、H26 検討と同様に追加候補とはしない。

④1,2,3-トリクロロプロパン (CAS: 96-18-4) (基礎情報収集対象物質番号 60)

・検出状況(平成 25 年度)：全国 47 ヲ所にて測定、47 ヲ所で検出

検出範囲： $<0.2 \mu\text{g/L}$ (検出下限値以下)

・仮評価値/仮評価値の 10%値=H28 年度検討； $10/1 \mu\text{g/L}$

(根拠；Oral RfD： $4 \mu\text{g/kg-day}$ (EPA IRIS) 仮評価値= $4 \times 0.1 \times 50/2 = 10 \mu\text{g/L}$)

・検出最大値/仮評価値： $0.2/10 \times 100 = 2\%$ (検出範囲： $<2\%$)

・判断：最大検出値 $<0.2 \mu\text{g/L}$ は検出下限値以下である。仮評価値の 10%を超えないことから、追加候補とはしない。

上記内容を表 24 に纏めた。

表 6-24 要検討項目の追加可能性に係る検討結果

No	物質名	検出範囲 ($\mu\text{g/L}$)	仮評価値/仮評価値の10%値	H28年度の検討結果の概要
8	2-アミノエタノール	H6:0.55~2.3 H26:0.07~19	H22年度検討;125/12.5 $\mu\text{g/L}$	追加候補物質であるが、H6の検出範囲: 0.55~2.3 $\mu\text{g/L}$ であり最大検出値は仮評価値の10%以下である。また、過年度の検討結果概要を表21に示したように、“要調査項目等存在状況調査(H13年度)では全国47地点中23カ所で検出された。検出濃度の最大は3.5 $\mu\text{g/L}$ であり、当該物質の仮評価値の10%の値(=12.5 $\mu\text{g/L}$)を超えないことから、追加の候補としない。”と判断されている。平成26年度の最大検出値は仮評価値の10%を僅かに超える15.2%であるので次回調査結果を待っての判断が適切と考えられる。
96	ポリ臭素化ジフェニルエーテル (PBDE)	H24:0.00024~0.012 H26:0.000023~0.0062	H26年度検討; 0.25~17.5/0.025~1.75 $\mu\text{g/L}$	最大検出値0.0062 $\mu\text{g/L}$ は、仮評価値の10%を超えないことから、H26検討と同様に追加候補とはしない。
108	モノクロロベンゼン(クロロベンゼン)	0.00054~0.37	H22年度検討;100/10 $\mu\text{g/L}$	最大検出値0.37 $\mu\text{g/L}$ は、仮評価値の10%を超えないことから、H26検討と同様に追加候補とはしない。
60	1,2,3-トリクロロプロパン	<0.2	H28年度検討;10/1 $\mu\text{g/L}$ (根拠;Oral RfD: 4 $\mu\text{g/kg-day}$ (EPA IRIS) 仮評価値=4x0.1x50/2=10 $\mu\text{g/L}$)	最大検出値<0.2 $\mu\text{g/L}$ は検出下限値以下である。仮評価値の10%を超えないことから、追加候補とはしない。

注:番号は、基礎情報収集対象物質の通し番号に対応している。

6.5.2.2 追加すべき候補物質のまとめ

「判断基準：評価値の10%以上」となるのは、H22に検討済の2-アミノエタノールであり、要検討項目に追加する候補物質と判断される。ただし、検出範囲は0.07~19 $\mu\text{g/L}$ と幅広く、最大/最小で約270倍の差がある。検出データ数を増やして判断をする必要があると考えられる。

6-6. ニッケルの毒性評価、暴露評価の最新知見(平成 24 年度まとめ以降)の整理並びに Codex Standard (Natural Mineral Water) および EU 飲料水指令の基準値と、WHO ガイドライン値の相違について(仕様書業務内容(5))

6-6-1. ニッケルの毒性評価の最新知見

6.6.1.1 食品安全委員会(2012 年 7 月)のニッケル(清涼飲料水評価書)

ニッケルの毒性評価については、食品安全委員会(2012 年 7 月)のニッケル(清涼飲料水評価書)に基づき平成 24 年 7 月 23 日に「ニッケルの耐用一日摂取量を $4 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日とする」と通知されている。

厚労省では平成 24 年度に、毒性・暴露両面の情報まとめが実施(平成 25 年 3 月 19 日 第 14 回厚生科学審議会(生活環境水道部会))されており、資料 2 (水質基準等の見直しについて) 以下が記載されている。

○ニッケル及びその化合物(水質管理目標設定項目)

項目	番号	物質名	現行(H15 年答申)	食安委の評価内容(H24.7.23)	対応方針(案)
水質管理目標設定項目	3	ニッケル及びその化合物	Ambrose ら(1976)による Wistar ラットの慢性毒性試験(2 年間混餌投与試験)における臓器重量の変化から評価。 NOAEL= $5\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日 TDI= $5 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日 (UF=1,000) ・評価値 : $0.01\text{mg}/\text{L}$ (暫定) (ニッケルの量に関して) (1 日 2L 摂取、体重 50kg、寄与率 10%) …長期及び生殖発生毒性ともに現状では、TDI を算出するには不十分な状況のため、毒性評価は暫定的なものである。	<<発がん性>> 経口曝露での発がん性については現時点では判断できない。 <<非発がん毒性>> Nielsen ら(1999)による空腹状態のニッケル皮膚炎女性への飲水投与試験(単回飲水投与)における手の湿疹の悪化、斑点状丘疹の拡大から評価。 LOAEL= $12 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日 TDI= $4 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日 (UF=3) ・評価結果 非発がん毒性に関する TDI を算出することが適切。 TDI= $4 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日 (ニッケルとして)	暫定値扱いを取りやめ、評価値を $0.02\text{mg}/\text{L}$ とする

・平成 15 年度の水質基準の見直しの際、長期及び生殖発生毒性ともに現状では、TDI を算出するには不十分な状況のため、毒性評価は暫定的なものとした経緯がある。

今般、食品安全委員会から評価結果が示されたこと、当該評価結果は特に小さな不確

定係数を用いていることから、暫定値扱いを取りやめることが適当である。

なお、食品健康影響評価におけるニッケルの TDI の設定では、リスク評価としては一般的に適用されないアレルギー様作用をエンドポイントとして使用しており、ニッケル高感受性患者のニッケル吸収率が高くなる空腹時の飲水摂取を基にしている。さらに、食品経路によるニッケル摂取量は TDI を上回っており、飲料水の評価値を定める寄与率を常法に従い設定することは困難である。また、諸外国の水質基準値又はガイドライン値で最も低い値は 0.02mg/L である。これらのことから、ニッケルの評価値は 0.02mg/L とする。

ただし、水道原水及び浄水における存在状況、水道用資機材等を含めた水道における制御方法、水質試験方法等についての調査検討を引き続き行い、必要に応じて評価値を見直すこととする。

(参考)諸外国等の水質基準値又はガイドライン値

WHO 0.07mg/L(飲料水水質ガイドライン(第4版))

EU 0.02mg/L

Codex 0.02mg/L(Codex Standard for Natural Mineral Waters)

USEPA なし

6.6.1.2 平成 24 年度以降の毒性情報

平成 24 年度以降の毒性情報として以下の情報が確認された。

- ①欧州食品安全機関(EFSA)、食品及び飲料水中のニッケルの存在に係る公衆衛生リスクに関する科学的意見書(2015.1.22) : Scientific Opinion on the risks to public health related to the presence of nickel in food and drinking water

参照 URL:

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04210010149>

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/doc/4002.pdf>

(なお、当該意見書と同じ日に公表された「実験動物及びヒトにおけるクロム(Cr)及びニッケル(Ni)の毒性に関する文献データの照合」を外部委託した科学的報告書(2013年7月23日受理、287ページ)が引用されている。

<http://www.efsa.europa.eu/en/supporting/doc/478e.pdf>

内容は文献レビューであり、要約の項に下線付きで“The key data reported for Chromium (Section I) and for Nickel (Section II), e.g. NOAEL or dose (in mg/kg bw/day), are always those of the authors of the papers or those reported in relevant sources of information (e.g. ECHA web site). The authors of the present report have neither calculated any parameter nor added any personal interpretation of the results.”と記載されている。)

- ②食品中のニッケルのモニタリングに関する委員会勧告(EU)2016/1111(2016年7月

6) : COMMISSION RECOMMENDATION (EU) 2016/1111 of 6 July 2016 on the monitoring of nickel in food

参照 URL:

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32016H1111>

③LQM 2015 Nickel_S4UL_Update_Aug_2015_Final (LQM: Land Quality Management Ltd)

参照 URL:

http://www.lqm.co.uk/uploads/documents/Nickel_S4UL_Update_Aug_2015_Final.pdf

(この情報は、LQM レポートに①の情報を更新したものである)

国・機関の情報①、②について概要を整理した。表 6-25、6-26 に内容解析の詳細を記載した。

①欧州食品安全機関(EFSA)、食品及び飲料水中のニッケルの存在に係る公衆衛生リスクに関する科学的意見書(2015.1.22)概要

1. EFSA は、食品(特に野菜類)中の Ni の存在に起因するヒトの健康へのリスクに関する科学的意見をギリシャ食品局(Hellenic Food Authority)から要請された。EFSA の「フードチェーンにおける汚染物質に関する科学パネル」(CONTAM パネル)は、リスク評価を飲料水にも拡大することにした。

2. 実験動物における生殖及び発生毒性が、Ni の慢性影響の評価における臨界影響として選択された。Ni の耐用一日摂取量(TDI)は、ラットにおける着床後胚損失率(post-implantation fetal loss)の増加についての BMDL10 (訳注：暴露群において影響を示す実験動物数を対照群と比較して 10%増加させるベンチマーク用量の 95%信頼区間の下限值)の 0.28mg/kg 体重から、2.8 μ g/kg 体重/日と算定された。

3. すべての年齢群について慢性暴露量の平均値及び 95 パーセンタイル値を検討した場合において、Ni への現在の食事経由暴露量は、懸念を引き起こす。Ni への経口暴露後に、Ni に感受性の高い人において誘発される全身性接触皮膚炎(SCD)が、Ni の急性影響の評価に適した臨界影響として選択された。ヒトボランティアによる Ni への経口暴露後の SCD の発症率についての Ni の最小の BMDL10 値は、1.1 μ g/kg 体重と算定された。CONTAM パネルは、暴露マージン(MOE)の手法を適用し、MOE10(訳注：MOE10 以上)を健康懸念が低い場合の指標と考えた。急性暴露量レベルの推定平均値及び推定 95 パーセンタイル値を検討して算出された MOEs は、すべて年齢群において 10 を大幅に下回っていた。

4. 全体的にみれば、食事経由の Ni に対する現在の急性暴露量のレベルにおいて、Ni に感受性の高い人が湿疹性のびまん性発赤を示す皮膚反応を起こす可能性が懸念されると CONTAM パネルは結論づけた。CONTAM パネルは、(1)実験動物に認められた生殖及び

発生に対する影響のヒトに対する関連性を評価する作用機構の研究、(2)食品由来のニッケルのヒトによる吸収に関する追加研究(例として、陰膳方式による食事調査と組み合わせたもの)の必要性に留意した。

②食品中のニッケルのモニタリングに関する委員会勧告(EU)2016/1111(2016年7月6)概要

条項：

(1) ニッケルは、地球表面に広く分布する金属である。ニッケルは、自然及び人間活動に拠る食品及び飲料水に存在する。

(2) ギリシャ食品局は、食品(特に野菜類)中の Ni の存在に起因するヒトの健康へのリスク評価を欧州食品安全機関(EFSA)に要請した。

(3) 食物連鎖中の汚染物質に関する EFSA 科学パネル(CONTAM パネル)は、リスク評価を飲料水に拡大することを決定し、食品及び飲料水中のニッケルの存在に係る公衆衛生リスクに関する科学的意見書を採択した。この意見書は、ニッケルへの慢性経口暴露のリスク判定のための臨界影響として、生殖発生毒性を選択した。ニッケル感受性ヒトのニッケルへの急性経口暴露の臨界影響として、湿疹赤化反応及びアレルギー反応の悪化が選択された。

(4) 食品及び飲用水中のニッケルの存在関連のデータは、欧州 15 国で収集された。しかし、総収集データの 80%は 1 加盟国において収集されたので、地理的により広範囲のデータが、加盟国全般の食品中のニッケルの存在を確認するために必要とされる。

(5) EFSA 科学的意見書では、食事暴露の主な原因として考えられる特定の食品群については、データは限定的である。将来のリスク管理措置を考慮すると、これらの食品群に属する食料品中のニッケル含有量の優れたレビューが望ましい。

勧告：

1. 加盟国は、食品事業者及び関連業者の積極的な関与により、2016年、2017年、2018年の間、食品中のニッケルの存在のモニタリングを実行する必要がある。モニタリングは、以下の食品に焦点を当てる必要がある：cereals, cereal-based products, infant formula, follow-on formula, processed cereal-based food for infants and young children, baby food, food for special medical purposes intended specifically for infants and young children, food supplements, legumes, nuts and oil seeds, milk and dairy products, alcoholic and non-alcoholic beverages, sugar and confectionery (including cocoa and chocolate), fruits, vegetables and vegetable products (including fungi), dry tea leaves, dry parts of other plants used for herbal infusions and bivalve molluscs.

2. サンプルング手順は、サンプルがロットの代表であると保証するために、委員会規則 No 333/2007 規定に従って実施する必要がある。

3. 市販サンプルを分析する必要がある。総ニッケルの分析は、標準 EN 13804:2013('Foodstuffs - Determination of elements and their chemical species - General considerations and specific requirements')に従って実施する必要がある。好

ましくは、フレイム原子吸光分析(FAAS)、黒鉛炉原子吸光分析(GFAAS)、誘導結合プラズマ発光分析(ICP-OES)、量分析(ICP-MS)。

4. 加盟国、食品事業者及び関連業者は、EFSA に 2016 年、2017 年、2018 年の各 10 月 1 日でのモニタリングデータ(重量ベース及び EFSA 設定電子報告様式)を編集して提供する必要がある。未提供の前年からの利用可能データは、最も早い機会に同じ様式に従って提供する必要がある。

(考察)

以上のように、欧州食品安全機関(EFSA)意見書に関して、委員会勧告(EU)は、2016 年から 2018 年暴露情報のモニタリング、規則に則ったサンプリング及び分析方法等を勧告している。

なお、食品安全委員会(2012 年 7 月)のニッケル(清涼飲料水評価書)に関して、EFSA 意見書は以下の引用(p20)が記載されている。

“日本食品安全委員会 (FSCJ, 2012)は、WHO と同じ研究(Nielsen et al., 1999)から TDI : 4 μ g/kg bw を設定した。但し、LOAEL : 12 μ g/kg bw に対して、NOAEL に近い LOAEL の採用による不確実係数 : 3 を使用した。飲料水基準委員会は、ガイドライン値 : 20 μ g/L を設定した。”

6.6.1.3 「欧州食品安全機関(EFSA)、食品及び飲料水中のニッケルの存在に係る公衆衛生リスクに関する科学的意見書(2015.1.22)」の TDI、BMDL10 値等に関する毒性情報概要

6.6.1.2 で述べた頭書意見書について TDI、BMDL10 値等の設定根拠を整理した。必要に応じて食安委評価書(H24.7.23)の引用文献の比較を実施した。

6.6.1.3.1 実験動物における生殖及び発生毒性に基づく、TDI : 2.8 μ g/kg 体重/日の算定(意見書の関連部分の翻訳概要)

ラットの生殖毒性研究及び反復毒性研究では、Ni 経口投与は生殖器官の変異を誘起せず、また、生殖能又は繁殖性に有害影響はないと報告されている。CONTAM パネルは、最小 NOAEL を、ラットの 2 世代研究(SLI, 2000b : 2-GEN)における受胎能力への影響から 2.2 mg Ni/kg bw/day とした。しかし、マウスでは 2.2 mg Ni/kg bw/day 投与で、オスの生殖器官重量への影響、これら器官の組織病理学的変化、精子形成の妨げ、精子運動性の減少、精子損傷が報告されている。これらは生殖能の減少の原因となる。これらの研究では、いくつかの制約(試験動物数、試験投与量数、試験パラメーター数)がある。よって、CONTAM パネルは、これらの研究は RP の設定には使用できないと判断した。ラットの限られた研究では、生殖能の減少が、塩化ニッケル 6 水和物を 7.41 mg Ni/kg bw/day 投与した雄と非投与の雌と交配された時に報告されている。

発生毒性では、Ni は胎盤関門を通過して直接に胚(embryo)又は胎児に影響する。いく

つかの投与量： $\geq 1.3 \text{ mg/kg bw/day}$ の生殖毒性研究で、ラットへの塩化ニッケル又は硫酸ニッケルの暴露後に児死亡率(死産又は結合着床後損失率/周産期死亡率)増加の共通の証拠がある。CONTAM パネルは、投与量での着床後損失率のある同腹の子の発生率に対する用量反応曲線から RP を求めるために、用量設定生殖毒性研究(SLI, 2000a:DRF) 及び 2-GEN 生殖毒性研究 ((SLI,2000b:2-GEN) のデータに BMD(benchmark dose approach)の適用を決めた。

BMD による用量反応評価で発生毒性エンドポイントとして、着床後胚損失率を選択した。着床後胚損失率の個々のデータは、部外秘の研究(SLI,2000a,b:DRF,2-GEN)から EFSA は利用可能であるが、これらデータは RP を求めるためには選択されなかった。理由は、現在入手可能なソフトウェアを使用したこれらのネステッド二分用量反応データ(nested dichotomous dose-response data)の分析は、EFSA 統計適合度基準(EFSA、2009)に適合せず、結果として使用モデルに強く依存する BMDL 値となった。

両方(DRF、2-GEN)の研究データが用量反応関係の有無について調べられた。両研究で用量依存の着床後胚損失率増加があったけれど、傾向検定(Cochran-Armitage test)は統計的に有意でなかった($P = 0.3$ and $P = 0.13$ for the DRF and the 2-GEN study, respectively, using the exact version)。両方のデータセットの BMD 分析を実行し、誘導された完全かつ許容モデルの対数尤度条件をチェックすると、BMD/L 値を計算することはできたが、違いはほとんど明確な用量反応関係を示さなかった。

両方のデータセットは、SLI(2000a, b)研究で 同じ実験条件で得られており、また、許容モデルの BMD10 及び BMDL10 は、類似の値(最小 BMDL10 : $0.20(\text{DRF})$ 、 $0.22 \text{ mg Ni/kg bw./day}(2\text{-GEN})$)であるので、CONTAM パネルは、2 個の研究の結合データで RP を求めることにした。用量反応関係の統計的有意($P = 0.00013$ calculated with the Cochran-Armitage test for trend, exact version)及び誘導完全モデル、許容モデル、誘導モデル(based on the likelihood criterion)間の統計的有意差 が認められた。更に、結合データは、2 オーダーの用量域をカバーしており、また、許容 BMDLs(with ratio of BMD and BMDL not larger than one order of magnitude)は最低投与量より小さかった。

以上より、CONTAM パネルは、BMDL10 value : $0.28 \text{ mg Ni /kg bw/day}$ (as an RP for Ni 慢性暴露)を選択した。

(考察)

EFSA は、TDI 算出に NOAEL 又は LOAEL ではなく、BMD 手法を採用している。根拠文献は食安委評価引用文献(2012)の SLI(Springborn Laboratories,Inc.)とは研究番号が異なるが、用量は同じである。概要を表 6-25 に示した。

EFSA 意見書の生殖毒性に基づく TDI を以下に整理した。

項目	生殖発生毒性	
根拠文献	SLI, 2000a(DRF) 用量設定 1 世代試験	SLI, 2000b(2-GEN) 2 世代生殖毒性試験

動物種	ラット	ラット
投与方法	強制経口投与	強制経口投与
用量	0, 2.2, 4.4, 6.6, 11, 17 mg Ni/kg 体重/日	0, 0.2, 0.6, 1.1, 2.2 mg Ni/kg 体重/ 日
統合用量	0, 0.2, 0.6, 1.1, 2.2, 4.4, 6.6, 11, 17 mg Ni/ kg 体重/日	
BMDL10	0.28 mg Ni/kg 体重/日	
RP	BMDL10	
RP 設定根拠	着床後胚損失率の増加	
不確実係数	100(種差 : 10、個体差 : 10)	
TDI	2.8 μ g/kg 体重/日	

・根拠文献詳細

SLI, 2000a

SLI, Springborn Laboratories. 2000a.

A one-generation reproduction range-finding study in rats with nickel sulfate hexahydrate. Spencerville, OH: Springborn Laboratories, Inc. SLI Study No.3472.3. (denoted DRF)

SLI, 2000b

SLI, Springborn Laboratories. 2000b.

An oral (gavage) two-generation reproduction toxicity study in Sprague-Dawley rats with nickel sulfate hexahydrate. Final Report. Volume 1 of 3. Spencerville, OH: Springborn Laboratories, Inc. SLI Study No. 3472.4. (denoted 2-GEN)

2 試験(ラットの用量設定 1 世代試験及び 2 世代生殖毒性試験)の用量を統合して BMD 分析を実施、TDI を算出している。これら試験では最小 NOAEL : 2.2 mg Ni/kg 体重/日 が得られているが、いくつかの制約(試験動物数、試験投与量数、試験パラメーター数)があるので RP の設定には使用できないと報告されている。

したがって、TDI : 2.8 μ g/kg 体重/日となる。

6.6.1.3.2 全身性接触皮膚炎(SCD)に基づく、BMDL10 値 : 1.1 μ g/kg 体重の算定 (意見書の関連部分の翻訳概要)

皮膚接触により Ni に対して感受性の人、また、アレルギー性接触皮膚炎(一般集団での推定有病率は~15%(かなり診断未確定がある))があるヒトは、ニッケル塩の経口暴露から湿疹性のびまん性発赤(全身接触性皮膚炎、SCD)をもたらす。

Nielsen et al.(1999)の研究では、安定 Ni 同位体(^{61}Ni)が、20 人の Ni 感受性女性及び年齢をマッチさせた 20 人の対照者に飲料水で与えられた。被験者は絶食で空腹であった。両群とも汗疱型水疱性手湿疹を示した。20 人のニッケルアレルギー性湿疹患者の内、9 人は、経口 Ni 投与後に手湿疹の悪化、3 人も斑丘疹発疹を発症した。悪化現象は、対照群では見られなかった。LOAEL : 12 μ g/kg bw が試験後に設定された。

WHO(2005)飲料水における Ni ガイドライン値は、この研究に基づく。

Jensen et al.(2006)は、Ni 感受性の患者で全身性接触皮膚炎の原因となる Ni 投与の閾値の最も最適な評価のために、Ni 暴露研究に関してメタ分析検討を実施した。著者は、Ni 感受性のヒトへの Ni 経口暴露の用量反応関連検討として 17 個の研究を確認した。これらは、投与量増加とともに反応比率の明確な増加を示している。17 個の内、いくつかは種々の理由により除外される。いくつかの研究は、プラセボ対照がない。WHO の飲料水の Ni ガイドライン値のベースとなった Nielsen et al.(1999)はこれに該当する。他の研究はプラセボ対照群で陽性反応なので除外される。いくつかの研究は二重投与されている。

単回投与研究のみが用量反応分析に選ばれた。統計分析は、最終的に選ばれた全 171 患者数より成る 9 個の研究をステップワイズ法で実施した。研究は、均一な中央群の 5 個の研究と高低の反応頻度の各 2 個の研究の 2 つのグループに分け、ロジスティック用量反応曲線によって記述された。この曲線に基づき、理論的に、暴露された Ni 感受性患者で全身性接触皮膚炎をもたらす投与量を計算した。本メタ分析によると、理論暴露量は、経口 Ni 暴露 : 0.22 mg, 0.35 mg, 0.53 mg (用量反応曲線に基づく)で Ni 感受性患者の 1%反応と予測される。同様に、患者 10%は、0.55 mg, 0.87 mg, 1.33 mg で反応する。2 個の最も感受性グループの結果は、飲料水及び食事からの通常の Ni 暴露で、患者の 1%は 0.22-0.35 mg Ni で全身性接触皮膚炎をもたらすことになる。

CONTAM パネルは、Ni 急性暴露の健康ガイダンス値を導出するためのベースとして、このメタ分析を受け入れることの難しさを指摘した。著者は、明確な内部用量反応関係を示す研究を除外し、内部用量反応関係が評価できない研究(例えば、1 個の暴露レベルのみが使用されている)は含めた。陽性用量反応を示す研究の除外理由は、いくつかの研究がゼロ用量(プラセボ反応)で陽性影響がみられた点にある。けれども、CONTAM パネルは、バックグラウンド反応の研究を含むのが、用量反応分析のルールであることから、これらの研究を含めるのが適切を考えた。さらに、メタ分析において、very sensitive, medium sensitive, less sensitive groups の区分けは、任意であり、科学的な論証に支えられていない。

Jensen et al. (2006) のメタ分析で使用された研究の内、3 個の研究 (Gawkrodger et al., 1986; Hindsén et al., 2001; Jensen et al., 2003) が用量反応分析に適すると確認された。CONTAM パネルは、これらについて BMD 分析を実施した。類似又は精度の高い用量反応を示す他の研究は確認できない。CONTAM パネルは、3 個の研究の内、最も感受性のものとして、Jensen et al. (2003)(発生率:1/10, 4/10, 4/10, 7/10 ; 各用量 0, 0.3, 1, 4 mg Ni/person as the most sensitive)のデータと BMDL10 : 0.08 mg Ni/person (1.1 μ g Ni/kg bw)(RP : Ni 急性経口暴露後の Ni 感受性ヒトに発現する全身性接触皮膚炎)を確認した。

リスク評価に対して MOE を適用した。選択された RP は、ラクトースカプセルの硫酸ニッケルが投与された、高感受性の空腹時の人たちの研究で得られたデータから計算されている。これらの条件下では、吸収は食品からよりもかなり高いと推定される。これらの考慮事項は、選択 RP が急性リスク評価に対して控えめであることを示唆してい

る。一方、CONTAM パネルは、選択した研究での限られたヒト数でカバーされていない可能性があり、免疫反応における大きな個体間変動を考慮した。したがって、MOE10 以上は低健康懸念の指標とした。急性暴露レベルの推定平均値及び推定 95 パーセンタイル値から計算された MOE 値は、全年齢層で大幅に 10 以下であった。

急性 RP の導出の解析では、全ての感受性があるヒトが実際に有害反応をもたらすか、また、何パーセントが最終的に Ni 推定摂取量でこのような反応をもたらすかを予測することはできない。

(考察)

EFSA は、生殖及び発生毒性に基づく TDI と同様に、BMD 手法を採用して BMDL10 を算定している。最小 BMDL10 を採用した根拠文献：Jensen et al.(2003)は、食安委評価(2012)引用文献に記載されている。概要を表 6-26 に示した。なお、食安委評価(2012)及び WHO の根拠文献である Nielsen et al. (1999)は BMDL10 に選択されていない。

食安委評価(2012)との比較を以下に示した。

項目	食安委評価(2012)	EFSA 意見書(2015)
根拠文献	Nielsen et al. (1999)	Jensen et al.(2003)
動物種	ニッケルに高感受性の空腹状態のニッケル皮膚炎女性 20 名	パッチテストを実施した空腹状態のニッケルに高感受性の 40 名
投与方法	単回飲水投与	単回ボーラス投与
用量	12 μ g/kg 体重	0、0.3、1.0、4.0 mg Ni(0、0.0043、0.014、0.057 mg/kg 体重;(70kg))
NOAEL	-	-
LOAEL	12 μ g/kg 体重/日	-
BMDL10	-	0.08 mg Ni(1.1 μ g/kg 体重;(70kg))
RP	LOAEL	BMDL10
RP 設定根拠	手の湿疹の悪化、斑点状丘疹の拡大	全身性接触皮膚炎
不確実係数	3(NOAEL に近い LOAEL の使用)	(記載なし)
TDI	4 μ g/kg 体重/日	(1.1 μ g/kg 体重/日)

注：RP reference point

- ・根拠文献詳細

Nielsen et al. (1999)

Nielsen GD, Soderberg U, Jorgensen PJ, Templeton DM, Rasmussen SN, Andersen KE and Grandjean P, 1999.

Absorption and retention of nickel from drinking water in relation to food intake and nickel sensitivity. Toxicology and Applied Pharmacology, 154, 67-75.

Jensen et al.(2003)

Jensen CS, Menne T, Lisby S, Kristiansen J and Veien NK, 2003.

Experimental systemic contact dermatitis from nickel: a dose-response study.

Contact Dermatitis, 49, 124–132.

食安委評価(2012)及び EFSA 意見書(2015)の根拠文献は異なるが、両者共にニッケルに高感受性のヒトにおける皮膚炎を対象にしている。主な違いは、RP として食安委評価：LOAEL、EFSA 意見書：BMDL10 を採用している点にある。EFSA 意見書には TDI に関する記載はないが、BMDL10 が TDI に相当すると判断される。

6.6.1.3.2 EFSA 意見書(2015.1.22)の TDI、BMDL10 値等の纏め

FSA 意見書の生殖毒性に基づく TDI 及び皮膚炎に基づく BMDL10 を纏めた。

項目	生殖発生毒性		ニッケルに高感受性ヒトの皮膚炎
根拠文献	SLI, 2000a(DRF) 用量設定 1 世代試験	SLI, 2000b(2-GEN) 2 世代生殖毒性研究	Jensen et al.(2003)
動物種	ラット	ラット	パッチテストを実施した空腹状態のニッケルに高感受性の 40 名
投与方法	強制経口投与	強制経口投与	単回ボーラス投与
用量	0, 2.2, 4.4, 6.6, 11, 17 mg Ni/kg 体重/日	0, 0.2, 0.6, 1.1, 2.2 mg Ni/kg 体重/日	0, 0.3, 1.0, 4.0 mg Ni(0, 0.0043, 0.014, 0.057 mg/kg 体重;(70kg))
統合用量	0, 0.2, 0.6, 1.1, 2.2, 4.4, 6.6, 11, 17 mg Ni/ kg 体重/日		-
BMDL10	0.28 mg Ni/kg 体重/日		0.08 mg Ni(1.1 μ g/kg 体重;(70kg))
RP	BMDL10		BMDL10
RP 設定根拠	着床後胚損失率の増加		全身性接触皮膚炎
不確実係数	100(種差：10、個体差：10)		(記載なし)
TDI	2.8 μ g/kg 体重/日		(1.1 μ g/kg 体重/日)

・根拠文献詳細

SLI, 2000a

SLI, Springborn Laboratories. 2000a.

A one-generation reproduction range-finding study in rats with nickel sulfate hexahydrate. Spencerville, OH: Springborn Laboratories, Inc. SLI Study No.3472.3. (denoted DRF)

SLI, 2000b

SLI, Springborn Laboratories. 2000b.

An oral (gavage) two-generation reproduction toxicity study in Sprague-Dawley

rats with nickel sulfate hexahydrate. Final Report. Volume 1 of 3. Spencerville, OH: Springborn Laboratories, Inc. SLI Study No. 3472.4. (denoted 2-GEN) Jensen et al.(2003)

Jensen CS, Menne T, Lisby S, Kristiansen J and Veien NK, 2003.

Experimental systemic contact dermatitis from nickel: a dose-response study.

Contact Dermatitis, 49, 124–132.

以上を整理すると以下となる。

- ・動物試験における TDI : 2.8 μ g/kg 体重/日
- ・ヒト試験における TDI : 1.1 μ g/kg 体重/日
- ・食安委評価(2012)の TDI : 4 μ g/kg 体重/日

なお、EFSA 意見書にはヒト試験における TDI に関する記載はないが、BMDL10 が TDI に相当すると判断した。

6-6-2. ニッケルの暴露情報の最新知見

H24 年度まとめ以降の日本での暴露情報を Web 他で調査した。新しい知見は見当たらない。

6.6.2.1 環境省 平成 27 年度版「化学物質と環境」

表 3 化学物質環境調査結果概要一覧表(昭和 49 年度～平成 26 年度)

<http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/>

「ニッケル及びその化合物 (ニッケルとして)」水質(μ g/L)

実施年度		調査種類	検出頻度		検出範囲	検出下限値
	西暦		検体	地点		
S49	1974		17/60	5/12	1～11	(5～13)

水質での調査は、1975 以降は実施されていない。

6.6.2.2 Web での情報

食品中暴露情報として 2010/03/01 公開の情報を確認した。

- ・食品中のニッケル含有量と 1 日の摂取量 (石松成子;九州女子大学家政学部)

日本栄養・食糧学会誌 Vol. 41 (1988) No.3 P 227-233

抄録：1985 年北九州地区の食事調査の結果から成人男女 6 名の 3 日間の日常食を分析試料としてニッケル含有量を測定した。また料理の原材料となった食品 39 品目とさらに米は九州各県・山口県各地から 71 種収集して測定した。この分析値から 1 日のニッケル摂取量を推定した。得られた結果はつぎのとおりである。

- 1) 主食である米中のニッケル含有量の分布は対数正規分布を示し、算術平均 22 μ g/100g, 幾何平均 14 μ g/100g で試料間に差がみられた。
- 2) 大多数の食品中のニッケル含有量は 10.0 μ g/100g 以下であったが、ある種の食品たとえば大豆・しょうゆ・米・ほうれん草・キャベツはニッケル含有量が高かった。全体的に植物性食品が動物性食品よりニッケルの含有が高値であった。

- 3) 1人1日当たりのニッケル摂取量は、男 $280 \pm 90 \mu\text{g}$ 、女 $190 \pm 40 \mu\text{g}$ であった。
- 4) 1日に摂取するニッケル量のうち、主食である米からの摂取が 30%、米以外の植物性食品から 65%、動物性食品から 5%の割合であった。

引用 URL:

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsnfs1983/41/3/41_3_227/_article/-char/ja/

表 6-25 実験動物における生殖及び発生毒性に基づく、TDI : 2.8 μ g/kg 体重/日の算定

概要	<p>実験動物における生殖及び発生毒性が、Ni の慢性影響の評価における臨界影響として選択された。Ni の耐用一日摂取量 (TDI)は、ラットにおける着床後胚損失率(post-implantation fetal loss)の増加についての BMDL10 (訳注：暴露群において影響を示す実験動物数を対照群と比較して 10%増加させるベンチマーク用量の 95%信頼区間の下限値)の 0.28mg/kg 体重から、2.8 μg/kg 体重/日と算定された。</p>
設定根拠 (実験動物)	<p>実験動物では、水溶性 Ni 塩の経口摂取は広範囲な有害影響(腎毒性/肝毒性及び代謝影響を含む)をもたらす。Ni は胎盤バリアを通過することができ、直接に胚或いは胎児に影響を与えることにより主な毒性効果をもたらす。出生前及び周産期死亡率が、Ni 塩を摂取した雌ラットの子で増加することが報告されている。これらの有害性は最低投与量で起こる。したがって、CONTAM パネルは、生殖発生毒性を Ni 慢性経口暴露のリスク評価の限界影響とした。BMD モデルが、1 世代投与量研究、続いての 2 世代研究及びこれらの 2 つに研究で適用された。CONTAM パネルは、用量設定研究(DRF : 投与量 0, 2.2, 4.4, 6.6, 11, 17 mg Ni/kg bw/7-8 匹)及び 2 世代研究(2-GEN : 投与量 0, 0.2, 0.6, 1.1, 2.2 mg Ni/kg bw)/25-28 匹)の両方のデータの使用は最大のロバスト結果であり、このデータセットから the selection of the reference point 基準点(RP)の使用を決定したと言及している。パネルは、ラットの着床後胚損失率の用量反応解析から、TDI : 2.8 μg Ni/kg bw(BMDL10 : 0.28 mg Ni /kg bw、不確定数:100(種差 : 10、個体差 : 10))とした。</p>
補足	<p>用量設定研究(DRF)及び 2 世代研究(2-GEN)のデータセットは、SLI 研究で 同じ実験条件で得られており、また、許容モデルの BMD10 and BMDL10 は、類似の値(最小 BMDL10 : 0.20(DRF)、0.22 mg Ni/kg bw/day(2-GEN))であるので、CONTAM パネルは、2 個の研究の結合データで RP を求めることにした。用量反応関係の統計的有意(P = 0.00013 calculated with the Cochran-Armitage test for trend, exact version)及び誘導完全モデル、許容モデル、誘導モデル (based on the likelihood criterion)間の統計的有意差 が認められた。更に、結合データは、2 オーダーの用量域をカバーしており、また、許容 BMDLs(with ratio of BMD and BMDL not larger than one order of magnitude)は最低投与量より小さかった。</p> <p>(F1 世代結合研究 (DRF/2-GEN)用量 : 0, 0.2, 0.6, 1.1, 2.2, 4.4, 6.6, 11, 17 mg Ni/kg bw/day)</p>
関連文献①	<p>SLI, Springborn Laboratories. 2000a. A one-generation reproduction range-finding study in rats with nickel sulfate</p>

(根拠文献)	hexahydrate. Spencerville, OH: Springborn Laboratories, Inc. SLI Study No.3472.3. (denoted DRF)
内容①	用量設定 1 世代試験：着床後胚損失率が有意に増加し(平均着床後胚損失率；0.4, 2.6, 1.5, 2.3, 2.7)、また、着床後胚損失率を示す児(2/8, 5/8, 6/8, 6/7, 7/7, 8/8 at 0, 2.2, 4.4, 6.6, 11, 17 mg Ni/kg bw/day)が、投与量 6.6 mg Ni/kg bw/day 以上(ラットにおける交配前 2 週間から交配・妊娠の期間に硫酸ニッケル六水和物強制経口投与試験)の新生児で観察された。死産した児数は、11 mg Ni/kg bw/day 以外の投与量で有意に増加(1/128, 12/100, 10/106, 10/92, 4/89, 23/80)し、また、17 mg Ni/kg bw/day で、児の平均サイズの減少が観察された。授乳中の F1 生存児の成長及び離乳後数週間の生後 22 日(PND:Postnatal Day)から F1 児の生存又は成長への影響は観察されなかった。CONTAM パネルは、NOAEL：親毒性の 17 mg Ni/kg bw/day (最大投与量)、LOAEL：死産の児数に基づき、児毒性の 2.2 mg Ni/kg bw/day とした。
食安委引用文献(2012)	SLI, Springborn Laboratories, Inc.: An oral (gavage) 1-generation reproduction study of nickel sulfate hexahydrate in rats. Study No. 3472.1 carried out for NiPERA. Spencerville, Ohio, U.S.A. 2000 (注：関連文献①と Study No が異なるが、記載用量(0, 2.2, 4.5, 6.7, 11.2, 16.8 mg Ni/kg bw/day)は略同じである)
関連文献② (根拠文献)	SLI, Springborn Laboratories. 2000b. An oral (gavage) two-generation reproduction toxicity study in Sprague-Dawley rats with nickel sulfate hexahydrate. Final Report. Volume 1 of 3. Spencerville, OH: Springborn Laboratories, Inc. SLI Study No. 3472.4. (denoted 2-GEN)
内容②	2 世代生殖毒性研究：硫酸ニッケル六水和物(0, 0.2, 0.6, 1.1, 2.2 mg Ni/kg 体重/日)をラットに強制経口投与した。著者によると、F1 又は F2 の児の生存及び成長への影響は最大投与量の新生児において観察されなかった。著者はこれに基づいて発生毒性の NOAEL：2.2 mg/kg bw/day とした。F1 新生児の生後 0 日までの平均結合着床後損失率/周産期死亡率は、2.2 mg Ni/kg 体重/日で高かったが、その差は統計的に有意(0.9, 1.5, 1.2, 1.3, 2.1)でなかった。F2 新生児では、この値は F2 対照とほぼ同じであった。周産期死亡は出産後にも起こるので、デンマーク EPA は、着床から周産期 4 日目までの連続した全期間の評価を希望した。最大投与量群では、結合着床後損失率/4 日での周産期死亡率は、F1 世代で統計的に有意に増加した。(P-value of 0.058 and p-value of 0.044 in Mann-Whitney test for the mean percentile of combined post-implantation/peri-natal lethality) (1.0, 1.2, 1.2, 1.3 and 2.3 = 7.1 %, 8.1 %, 8.7 %, 11.0 % and 15.8 %)。この結果、デンマーク EPA は NOAEL：1.1 mg/kg bw/day とした(EU RAR, 2008)。8 研究のヒストリカルコントロール

	対照群の、生後 0 日の平均結合着床後損失率/周産期死亡率は、一腹当たり 0.88-2.31 児であった。2.2 mg Ni/kg bw/day 投与群の 2.1 はこの範囲にある。F2 新生児の着床後損失率/周産期死亡率は統計的有意でなかった。
食安委引用 文献(2012)	SLI, Springborn Laboratories, Inc.: An oral (gavage) two-generation reproduction study in Sprague-Dawley rats with nickel sulfate hexahydrate. Study No. 3472.2 carried out for NiPERA. Spencerville, Ohio, U.S.A. 2000 (注：関連文献②と Study No が異なるが、記載用量は同じである)

表 6-26 全身性接触皮膚炎(SCD)に基づく、BMDL10 値：1.1 μg/kg 体重の算定

概要	すべての年齢群について慢性暴露量の平均値及び 95 パーセンタイル値を検討した場合において、Ni への現在の食事経由暴露量は、懸念を引き起こす。Ni への経口暴露後に、Ni に感受性の高い人において誘発される全身性接触皮膚炎(SCD)が、Ni の急性影響の評価に適した臨界影響として選択された。ヒトボランティアによる Ni への経口暴露後の SCD の発症率についての Ni の最小の BMDL10 値は、1.1 μg/kg 体重と算定された。CONTAM パネルは、暴露マージン(MOE)の手法を適用し、MOE10(訳注：MOE10 以上)を健康懸念が低い場合の指標と考えた。急性暴露量レベルの推定平均値及び推定 95 パーセンタイル値を検討して算出された MOEs は、すべて年齢群において 10 を大幅に下回っていた。
設定根拠 (皮膚炎)	皮膚接触による Ni 感受性が報告されており、また、アレルギー性接触皮膚炎(一般集団での推定有病率は 15%までも、しばしば診断未確定がある)がある人は、ニッケル塩の経口暴露から湿疹性のびまん性発赤(全身接触性皮膚炎、SCD)をもたらす。急性経口暴露による SCD の 3 個の研究が BMD を使用した用量反応解析に適している。パネルは、最小 BMDL10：1.1 μg Ni/kg bw (用量反応分析 as an acute RP)とし、リスク評価に対して MOE を適用した。
補足	Jensen et al. (2006)(Ni 感受性ヒトで経口暴露後に発症する全身性接触性皮膚炎(発赤化反応、アレルギー性反応悪化(例えば、手湿疹、ボディ紅斑))に関する修正メタ分析(17 研究 between 1979 and 2003 on a total of about 450 patients)) のメタ分析で使用された研究の内、3 個の研究(Gawkrodger et al., 1986; Hindsén et al., 2001; Jensen et al., 2003) が用量反応解析に適すると確認された。CONTAM パネルは、これらについて BMD 分析を実施した。同様の又は精度の高い用量反応を示す他の研究は確認できない。CONTAM パネルは、3 個の研究の内、最も感受性のものとして、Jensen et al. (2003)(発生率:1/10, 4/10, 4/10, 7/10 ; 各用量 0, 0.3, 1, 4 mg Ni/person as the most sensitive)のデータと BMDL10 :

	0.08 mg Ni/person (1.1 μ g Ni/kg bw)(RP: Ni 急性経口暴露後の Ni 感受性ヒトに発現する全身性接触皮膚炎、体重 70 kg と仮定)を確認した。
関連文献①	Gawkroder DJ, Cook SW, Fell GS and Hunter JA, 1986. Nickel dermatitis: the reaction to oral nickel challenge. <i>British Journal of Dermatology</i> , 115, 33–38. (内容: 硫酸 Ni のパッチテストで陽性の 24 人(女性:22、男性:2)に、Ni 塩(ラクトース中)を投与。BMD 結果: BMDL10;2.6 μ g Ni/kg bw)
食安委引用文献(2012)	Gawkroder DJ, Cook SW, Fell GS, Hunter JAA.: Nickel dermatitis: the reaction to oral nickel challenge. <i>British journal of dermatology</i> 1986;115:33-38 (同じ文献)
関連文献②	Hindsén M, Bruze M and Christensen OB, 2001. Flare-up reactions after oral challenge with nickel in relation to challenge dose and intensity and time of previous patch test reactions. <i>Journal of the American Academy of Dermatology</i> , 44, 616–623. (内容: 30 人の女性(12: アトピー及び汗疱あり、18: アトピー及び手湿疹なし)に、深夜後の空腹時に硫酸 Ni(ラクツロース中)を投与。BMD 結果: BMDL10;1.6 μ g Ni/kg bw)
食安委引用文献(2012)	Hindsén M, Christensen OB, Möller H: Nickel levels in serum and urine in five different groups of eczema patients following oral ingestion of nickel. <i>Acta Dermato Venereologica</i> 1994;74:176-178 (著者の Hindsén M, Christensen OB は同じであるが、文献は異なる)
関連文献③ (根拠文献)	Jensen CS, Menne T, Lisby S, Kristiansen J and Veien NK, 2003. Experimental systemic contact dermatitis from nickel: a dose-response study. <i>Contact Dermatitis</i> , 49, 124–132. (内容: パッチテストを実施したニッケルに敏感な 40 名(女性 39、男性 1)で研究した。患者は、硫酸ニッケル 6 水和物(ラクトースカプセル)を 12 時間空腹後の朝に単回ボラス投与された。他の食事干渉はない、したがって、各個人は、通常食事の Ni 暴露に加えて、コントロール群(プラセボ(ラクトース))、3 用量群に暴露された。食事からの暴露は推定されていない。経口暴露後の 1 日で、予めパッチテストを実施した皮膚の状態が、客観的臨床反応として採点された。BMD 結

	果 : BMDL10;1.1 μ g Ni/kg bw)
食安委引用 文献(2012)	Jensen CS, Menne T, Lisby S, et al.: Experimental systemic contact dermatitis from nickel: A dose-response study. Contact Dermatitis 2003;49(3):124-132. (同じ文献)
関連文献④	Jensen CS, Menne T and Johansen JD, 2006. Systemic contact dermatitis after oral exposure to nickel: a review with a modified meta-analysis. Contact Dermatitis, 54, 79-86.

6-6-3. Codex Standard (Natural Mineral Water) および EU 飲料水指令の基準値と、WHO ガイドライン値の相違について

WHO の飲料水水質ガイドライン (GDWQ) における飲料水中のニッケルのガイドライン値 (GL 値) は 0.07 mg/L であるが、Codex Standard (Natural Mineral Water) および EU 飲料水指令におけるニッケルの基準値は WHO GL 値とは異なり、0.02 mg/L である。

その相違の理由について調査した。

6.6.3.1 総括

結論としては、Codex 標準、EU 指令ともに、WHO GL 値との相違を認識しているが、改定していなかったためである。

Codex 標準の限度値は、GDWQ 第 2 版の GL 値 (0.02 mg/L) を基にしたものと思われる。その後 GDWQ GL 値が改定 (0.07 mg/L) されたが、2008 年に Codex 標準を GDWQ GL 値と整合性を取るべく改定の検討が行われた際に、ニッケルの GDWQ GL 値はさらに検討中であり、近々結論が出るとの WHO 情報により、その時点でのニッケルの限度値の改定は見送りとなり、以後、限度値改定検討はニッケルを含め全項目について行われていないため、GDWQ GL 値とは異なる値となっている。

EU の飲料水指令の限度値も GDWQ 第 2 版の GL 値 (0.02 mg/L) を採用している。飲料水指令では 5 年に一度は見直しを行うこととされているが、限度値そのものの精査は見直しの観点とはなっていなかったため、GDWQ GL 値との乖離は認識されていたものの、積極的に限度値の精査・見直しはなされていないまま現在に至っている。

この点を踏まえ、現在欧州委員会は、今年半ばまでかけて基準値の見直しを WHO と共同で実施中であり、その後、この結果を反映した修正指令が制定されるものと考えられる。

以下に、それぞれの値の経緯について詳述した。

6.6.3.2 GDWQ GL 値の経緯

Codex 標準、EU 飲料水指令の基準値は両者とも GDWQ GL 値をベースにしているため、まず、GDWQ GL 値の経緯について以下に述べる。なお、表 6-27 に経緯をまとめた。

GDWQ におけるニッケルの基準値は、GDWQ の前身ともいえる WHO 国際飲料水基準の 1958 年、1963 年および 1971 年のいずれにも記載はなかった。1984 年の GDWQ 初版では、得られた毒性データから見て、飲料水中のニッケルについての GL 値を設定する必要はないと結論付けられた。

1993 年の第 2 版では、ニッケルに対して感受性が高い人々を十分に保護し得る値として、健康に基づくニッケルの GL 値 0.02mg/L が導出された。1998 年の第 2 版補遺で

は、0.02 mg/Lは得られたデータに基づく限り、ニッケルに対して感受性が高い人々を十分に保護し得る値であると考えられたが、周産期死亡率に及ぼす影響レベルが不確実であるため暫定とされた。

2004年の第3版でもこの値が踏襲された。

その後、2005年公表の背景文書で、この値の導出に用いた試験に疑義が持たれ、一方、よりニッケルへの感受性が高い集団に対しても保護し得る値として、ヒトでの知見から導出された0.07 mg/Lが勧告された。この値の導出に当たり、飲料水の寄与率も従来の10%から20%に変更されている。

2006年のGDWQ第3版への第1補遺では、この値が採用され、その後の最新版である2011年の第4版にも引き続き採用され、現行のGL値は0.07 mg/Lである。なお、この間、2007年の背景文書では、GL値同種のベースとして、ヒトにおける知見とともに、ラットの2世代繁殖試験で認められた発生毒性に基づく値も同値であったため、GL値は両者に基づくこととされ、第3版第2補遺への検討会で議論されたようだが、GDWQには反映されていない。

6.6.3.3 Codex 標準の限度値の経緯

Codex 標準の天然ミネラル水の限度値の経緯をGDWQ GL値の経緯と並べて表6-28に示した。

Codex 標準の初版は1981年に制定されたが、混入汚染物に関しては、界面活性剤、農薬・PCB等の有機物質数項目が遵守項目として設定されていたが、金属・無機物については項目として挙げられていなかった。

1996年に至り、Codexの天然ミネラル水部会(CCNMW)の第5回会合で初版改定の検討が行われ、ニッケルを含め、金属・無機物16項目について限度値が設定され、1997年に採択された。ニッケルの限度値は0.02 mg/Lであり、GDWQ第2版(1993)のGL値と同値であるが、他の項目は必ずしも一致せず、GDWQを参照したにせよ、Codex独自で限度値を設定したものと思われる。

2000年のCCNMWの第6回会合で、改定Codex標準(1997)の限度値を、GDWQ(第2版補遺)GL値と整合性を取るよう改定することが検討され、2001年に採択された。この時点でのニッケルのGL値は0.02 mg/L(暫定)であり、補遺で「暫定」とされたが、CCNMWでは、「暫定」とするかどうかは特に議論とならなかったようである。

次いで2008年にCCNMW第8回会合で、GDWQ第3版(2004)およびその補遺1(2006)がすでに公表済みであり、第2版からの限度値改定が行われていることを踏まえ、GDWQ GL値に合わせてCodex標準の限度値を改定するか否かの検討が行われた。ニッケルのGL値は、ニッケルに関する背景文書(2005)に基づき、第3版補遺1で従来の0.02から0.07 mg/L GL値が改定されていたため、ニッケルも限度値改定検討の対象となった。

ここで、賛否両論あり、整合性を取るべきとする賛成意見に対し、水源の環境汚染を防止すれば 0.02 mg/L は達成可能な値であり、より保護的であるとする反対意見が出された。一方、WHO からの出席者から、ニッケルの GDWQ GL 値の改定作業中であり、近々結論が出るとの参考情報がもたらされた。最終的に、ニッケルは、WHO において GL 値の改定検討中であり、現段階で Codex 標準の改定は時期尚早であるとの結論に至り、ニッケルの限度値の改定は行われなかった。CCNMW での改定案（ニッケルの限度値改定は含まれていない）は、正式に採択された（ニッケルの限度値は 0.02 mg/L のまま）。

なお、上記の WHO における GL 値改定検討とは、2008 年（時期不詳）に公表された第 3 版への補遺 2 の策定作業を指すものと思われる。ニッケルについても、その背景文書の改訂版（2007）のドラフトがこの作業において検討されたが、これは GDWQ 第 3 版補遺 2 には反映されていない。

以後、2011 年に若干の文言修正が加えられ、現行版となっている。

以上のように、Codex 標準の限度値と GDWQ GL 値の相違は、2008 年に GDWQ GL 値と整合性を取るべく改定の検討が行われた際に、ニッケルの GDWQ GL 値はさらに検討中であり、近々結論が出るとの WHO 情報により、その時点での改定は見送りとなり、以後の限度値改定はニッケルを含め全項目について行われていないことによる。

なお表 6-28 には、ボトル水の限度値の経緯も併せて示している。ボトル水の限度値は、最終的に 2001 年に制定された。原案は 1998 年に検討されたが、この時点ではニッケルの限度値は天然ミネラル水と同じ 0.02 mg/L が提案されていた。しかし最終版では、個別の項目を定めることなく、GDWQ 最新版の健康関係の要求事項を遵守することとされた。

このようにボトル水では全面的に GDWQ に準拠しているのに対し、天然ミネラル水では、ニッケル等の GDWQ で設定されている項目の一部を、個別の項目として設定し、それぞれに概ね GDWQ と整合させた限度値を定めており、その理由は不詳である。

6.6.3.4 EU 飲料水指令の限度値の経緯

EU におけるニッケル限度値の経緯を、GDWQ GL 値の経緯と並べて、表 6-29 に示した。

EU においては、1980 年に旧飲料水指令が制定され、ニッケルの限度値は 0.05 mg/L と設定された。この値の根拠は不明である。

その後、1998 年に現行の飲料水指令が制定された。本指令の前文には、「規定された基準値は、概ね、GDWQ および欧州委員会の科学委員会の見解に基づくものである」との記載があり、また、別文書（飲料水指令の見直し・評価に関する報告書、2016）では、「GDWQ 第 2 版に基づく」とされている。すなわち、本指令制定当時の GDWQ 第 2 版に基づきニッケルの限度値は 0.02 mg/L と設定された。

飲料水指令では、少なくとも 5 年に一度は見直し・評価を行うこととされている（た

だし、2015年の報告書には、これが最初の本格的な見直しであるとの記載がある)。この見直し結果の反映も含め、飲料水指令は数回の修正が行われているが、限度値は、ニッケルも含めすべて改定されることなく、当初に設定された値のままである。

見直し・評価の観点、2015年見直しの報告書から見ると、各加盟国における規定の遵守状況/規定項目の検出状況等を調査や関係者へのヒアリングにより、飲料水指令の枠組みやモニタリング等の制度に着目したものであり、限度値の見直しを積極的に行うというものではないようである。

したがって、従来、限度値の改定が行われていない理由は、おそらく、限度値について精査したうえで改定の必要なしとしたものではなく、別記記事の報告書の記述を勘案すると、GDWQ GL 値との乖離を認識されていたにもかかわらず、単に放置されていたものようである。

これに対応すべく、欧州委員会は WHO との共同プロジェクトで限度値の見直しを実施中であり、本年半ばには結果がまとまるものと思われる。

別記

COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT REFIT EVALUATION (1/Dec/2016)

p33

飲料水指令 (DWD) の附属書 I に規定されている微生物学および化学的パラメータは、EU で一様に適用される基本的な飲料水水質基準であり、健康を高レベルで確実に保護するように機能しなければならない。これらは 1998 年以降、未改訂であるが、一方で、WHO のガイドライン値は、科学的進歩、より良いリスクアセスメント、行動様式の変化や環境からの圧力を反映するために、これまでに数回更新されている。DWD パラメータは、委員会によって 5 年ごとに見直されなければならない。直近の 2010 年のレビューでは、これらの基準は制定当時の知見を反映したままであることを認識していたが、規則の改定は求めていなかった。

しかし、ここ数年間に収集された証拠は、いくつかのパラメータとその値は、一部、時代遅れになっている可能性があることを示している。定期的な見直しの裏付けとするため、欧州委員会は WHO との共同プロジェクトを開始し、その見直しが最新の科学知識に基づき、かつヒトの健康影響に関する膨大な WHO の経験を考慮に入れることが、確実にできるようにした。このプロジェクトは 2017 年中頃まで実施される。また、DWD に現在設定されているパラメータ以外で、人の健康保護に、より関連性の高いと考えられる他のパラメータや新たなパラメータを評価することとしている。さらに、このプロジェクトでは、削除可能なパラメータが特定されたり、より整理された規定とする可能性が見出されたりするかもしれない。

...

表 6-27 WHO 飲料水水質ガイドライン (GDWQ) ガイドライン値の経緯

年	GDWQ	GL 値	TDI	試験データ			GL 値導出			備考
		mg/L	µg/kg/d	POD	試験/所見	UF	飲料水 寄与	体重	水摂取 量	
1958 ～ 1971	国際飲料 水基準	記載な し								
1984	第 1 版	設定の 必要な し								
1993	第 2 版	0.02	5	NOAEL 5 mg/kg/d	rat 混餌投 与; 臓器重 量/体重比の 変化	1000; 種差・個体差 100, データ不 足/空腹時腸管 吸収の増大 10				* ニッケルに対して感受性が高い人々を十分に 保護し得る値である。
1998	背景文書 初版	?	?	?						
1998	第 2 版 追補	0.02 (暫定 値)	5	NOAEL 5 mg/kg/d	rat 混餌投 与; 臓器重 量/体重比の 変化	1000; 種差・個体差 100, データ不 足/空腹時腸管 吸収の増大 10	10%	60 kg	2L/d	* ニッケルに対して感受性が高い人々を十分に 保護し得る値である。 * 周産期死亡率に及ぼす影響レベルが不確実で あるため暫定とする; 2 世代試験で、周産期死亡率の増大 2nd litter: LOAEL 1.3 mg/kg bw/d 1st litter: LOAEL 31.6 mg/kg bw/d
2004	第 3 版	0.02 (暫定 値)	5	NOAEL 5 mg/kg/d	rat 混餌投 与; 臓器重 量/体重比の 変化	1000; 種差・個体差 100, データ不 足/空腹時腸管 吸収の増大 10	10%	60 kg	2L/d	

2005	背景文書 改訂版	0.07	12	LOAEL 12 µg/kg/d	絶食空胃被 験者におけ る経口誘発	1 (追加の UF なし)	20%	60 kg	2L/d	<ul style="list-style-type: none"> * 臓器相対重量の変化が見られた試験について: ・ 現行ガイドラインからの逸脱多い (特に、生存率が低い) ・ 臓器重量の変化は、摂餌・摂水量変化に寄る可能性 ・ 剖検/病理組織検査で異常なし ・ 相対重量変化は摂餌/摂水量の変化による可能性を否定できない
										<ul style="list-style-type: none"> * 周産期死亡率増大について: ・ 周到にデザインされた 2 世代試験で、確認を実施 ・ 周産期死亡率の増大を含め検査したエンドポイント全体について、NOAEL 2.2 mg/kg bw/d を確定
2006	第 3 版 補遺 1	0.07	12	LOAEL 12 µg/kg/d	絶食空胃被 験者におけ る経口誘発	1 (追加の UF なし)	20%	60 kg	2L/d	<ul style="list-style-type: none"> * 絶食被験者における経口誘発試験について ・ LOAEL 12µg/kg bw/d は、低 Ni の食事を 48 時間摂取後に絶食した被験者に対する急性の LOAEL である。 ・ 実際の LOAEL はより低い値かもしれないが、一方で、食事と混合されると Ni イオンの吸収が低下することから、非絶食被験者の場合は、LOAEL はおそらくより高い値となるであろう。
										<ul style="list-style-type: none"> * TDI、GL 値の導出 ・ 非常に感受性の高い集団であり、追加の UF は不要である。 ・ 水道水寄与率: 食物からのニッケル摂取は小さい。
										<ul style="list-style-type: none"> * GL 値変更 ・ 根拠データ変更 ・ 飲料水寄与率変更 (10%⇒20%)

2007	背景文書 再訂版	0.07	12	LOAEL 12 µg/kg/d	絶食空胃被 験者におけ る経口誘発	1 (追加の UF なし)	20%	60 kg	2L/d	*2005 年版との相違 ・周産期死亡率増大のデータ見直し、このデータに基づく GL 値を導出 ・本データ、および従来の根拠データの両者を、GL 値導出の根拠に採用 周産期死亡率の増大について： ・周到にデザインされた 2 世代試験で、確認を実施 ・周産期死亡率の増大を含め検査したエンドポイント全体について、NOAEL 1.1 mg/kg bw/d を確定
				NOAEL 1.1 mg/kg/d	rat 2 世代繁殖試験；着床後損失/周産期死亡の増加	100 種差 10, 個体差 10	20%	60 kg	2L/d	
2008	第 3 版 補遺 2	0.07	12	LOAEL 12 µg/kg/d	絶食空胃被 験者におけ る経口誘発	1 (追加の UF なし：感受性が非常に高い集団における所見であるため)	20%	60 kg	2L/d	* 変更なし ・背景文書の rat2 世代試験には言及していない
2011	第 4 版	0.07	12	LOAEL 12 µg/kg/d	絶食空胃被 験者におけ る経口誘発	1 (追加の UF なし：感受性が非常に高い集団における所見であるため)	20%	60 kg	2L/d	* 変更なし ・背景文書の rat2 世代試験には言及していない

表 6-28 CODEX Standard for Natural Mineral Waters の経緯

【B/P ...】 は Bottled/Packaged Water 関係; 他は Natural Mineral Water 関係

年/月	WHO		CODEX		
	GDWQ	GL 値 mg/L	会議	会議内容・他	Ni 基準 値
1981				Codex Standard 108-1981 (Natural Mineral Water) 制定	なし
1984	第 1 版	設定 不要			
1993	第 2 版	0.02			
1996 10 月			CCNMW 5th session	改定案を策定 ・ Ni を含め 20 項目について、限度値を新たに設定 ・ Ni の限度値は GDWQ GL 値と一致しているが、すべての項目が一致しているわけではない	0.02
1997 6 月			CAC 22nd session	改定案を採択	0.02
1998	第 2 版 補遺	0.02 (暫 定 値)			
1998 11 月			CCNMW 6th session	【B/P: Draft Standard は化学的・物理的安全基準として、WHO の GDWQ で用いられている基準を用いることを提案しているとの認識 (WHO 委員の発言)】	【0.02】
2000 10 月			CCNMW 7th session	Codex Standard 108-1981, rev. 1 の限度値を、WHO GDWQ 2nd ed. と整合性を取るよう改定する (この時点での改定はヒ素、バリウム、マンガン、セレンウムが対象。ニッケルは GDWQ と同値。)	0.02
2001 7 月			CAC 24th session	改定案を採択	0.02
				【B/P: Codex Standard 227-2001 (Bottled/Packaged Water) 「GDWQ 最新版の健康関係要求事項を遵守」 (個々の汚染物質の限度値は記載なし)】	
2004	第 3 版	0.02 (暫 定 値)			
2006	第 3 版 補遺 1	0.07			
2008 2 月			CCNMW 8th session	限度値改定の討議: ・ Ni の限度値には、CODEX (0.02) - GDWQ (0.07: 第 3 版補遺 1) に相違があることを認識 ・ GDWQ GL 値に改定するか否か討議 ・ 賛成意見: 整合性を取るべきである ・ 反対意見: 水源の環境汚染を防止すれば達成可能 ・ 参考情報 (WHO) : GDWQ GL 値は見	0.02

				直し作業中であり、近々改定予定 ・結論: WHO で改定検討中であり、現段階 で Codex 値の改定は時期尚早。現行値 (0.02 mg/L) を保持	
2008 6月			CAC 31st session	限度値改定案を採択 (Ni の改定はなし)	0.02
2008	第3版 補遺2	0.07			
2011 7月			CAC 34th session	文言修正を採択 (限度値の変更なし) Codex Standard 108-1981 (last modified 2011)	0.02
2011	第4版	0.07			
最新版 (2017)	第4版	0.07		Codex Standard 108-1981 (last modified 2011)	0.02
				【B/P: Codex Standard 227-2001】	GDWQ 値 を遵守

CAC: Codex Alimentarius Commission

CCNMW: Codex Committee on Natural Mineral Water

表 6-29 EU Drinking Water Directive の経緯

年/月	WHO		EU		
	GDWQ	GL 値 mg/L	会議	会議内容・他	基準値 mg/L
1980			旧飲料水指 令 制定	COUNCIL DIRECTIVE of 15 July 1980 relating to the quality of water intended for human consumption (80/778/EEC) (基準値の由来は不明)	0.05
1984	第1版	設定 不要			
1993	第2版	0.02			
1998	第2版 追補	0.02 (暫 定 値)			
1998 11月			現行飲料水 指令 制定	COUNCIL DIRECTIVE 98/83/EC of 3 November 1998 on the quality of water intended for human consumption ・前文 16 に、「規定された基準値は、概 ね、GDWQ および Commission's Scientific Advisory Committee の見解 に基づくものである」との記載あり ・下記 2016 年 12 月の文書では、GDWQ 第2版をベースとしているとされている	0.02
2003 9月			修正指令	Regulation (EC) No 1882/2003 基準値修正なし	
2004	第3版	0.02 (暫 定 値)			
2006	第3版 補遺1	0.07			
2008	第3版 補遺2	0.07			

2009 6月			修正指令	Regulation (EC) No 596/2009 基準値修正なし	
2011	第4版	0.07			
2015 10月			修正指令	Commission Directive (EU) 2015/1787 基準値修正なし	
2016 12月			評価	COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT REFIT EVALUATION (1/Dec/2016) 基準値修正に言及（本文別記参照）	
2017 ～中			基準値見直し	基準値の見直し作業実施 WHO との共同プロジェクトで作業中	
最新版 (2017)	第4版	0.07			0.02

6-7. PFOS 及び PFOA 勧告値の最新状況の整理(仕様書業務内容(5))

PFOA(Perfluorooctanoic Acid)、PFOS(Perfluorooctane Sulfonate)に関する米国 EPA の健康勧告値の調査

6-7-1. 調査目的

PFOA(Perfluorooctanoic Acid)、PFOS(Perfluorooctane Sulfonate)に関する健康勧告値が米国 EPA から公表され、2009 年公表の暫定健康勧告値より厳しい値となった。ここでは以下の内容について公開資料に基づいて調査した。

(1) 2016 年公表概要

“Ground Water and Drinking Water

Drinking Water Health Advisories for PFOA and PFOS“ /Last updated on July 26, 2016

<https://www.epa.gov/ground-water-and-drinking-water/drinking-water-health-advisories-pfoa-and-pfos>

(2) 2009 年暫定健康勧告値(PFOA、PFOS)概要

“Provisional Health Advisories for Perfluorooctanoic Acid (PFOA) and Perfluorooctane Sulfonate (PFOS)” January 8, 2009

<https://www.epa.gov/dwstandardsregulations/provisional-health-advisories-perfluorooctanoic-acid-pfoa-and-perfluorooctane>

(3) 2016 年健康勧告値(PFOA)概要

(a)“Drinking Water Health Advisory for Perfluorooctanoic Acid (PFOA)/EPA 822-R-16-005 May 2016”

(b)“Health Effects Support Document for Perfluorooctanoic Acid (PFOA)/ EPA 822-R-16-003 May 2016”

<https://www.epa.gov/ground-water-and-drinking-water/supporting-documents-drinking-water-health-advisories-pfoa-and-pfos>

(4) 2016 年健康勧告値(PFOS)概要

(a)“Drinking Water Health Advisory for Perfluorooctane Sulfonate (PFOS)/ EPA 822-R-16-004 May 2016”

(b)“Health Effects Support Document for Perfluorooctane Sulfonate (PFOS)/ EPA 822-R-16-002 May 2016”

<https://www.epa.gov/ground-water-and-drinking-water/supporting-documents-drinking-water-health-advisories-pfoa-and-pfos>

6-7-2. 調査結果

6.7.2.1 2009年度と2016年度の健康に関する勧告値（HA）の比較

PFOA

2009年 0.4 µg/L（暫定値）

2016年 0.07 µg/L

PFOS

2009年 0.2 µg/L（暫定値）

2016年 0.07 µg/L

両者ともに HA の値に大きな違いが生じた主な理由は、次の 3 点である。

1. 採用したエンドポイントが異なる

	2009年	2016年
PFOA	マウスの発生毒性試験：母動物の肝重量増加	マウスの発生毒性試験：児動物の基節骨の骨化遅延他
PFOS	カニクイザルの亜慢性毒性試験：雄の恒常性刺激ホルモン（TSH）値の増加他	ラットの2世代試験：児の体重減少

2. 勧告の対象集団が異なる

2009年：子供が対象（短期間暴露）

2016年：成人が対象（短期、慢性、妊娠および授乳期間の暴露）

3. 内部の薬剤濃度を推定するアプローチの方法が異なる

2009年：トキシコキネティクスの外挿係数(実験動物とヒトのクリアランス比)を使用して補正

2016年：PKモデルアプローチによるヒト等価用量（HED）の算出

以下の表に違いをまとめた。

・ PFOA

	2009年 勧告	2016年 勧告
HAの導出に採用した試験の出典	Lau, C., J.R. Thibodeaux, R.G. Hanson, M.G. Narotsky, J.M. Rogers, A.B. Lindstrom, and M.J. Strynar. 2006. Effects of perfluorooctanoic acid exposure during pregnancy in the mouse. <i>Toxicological Science</i> 90:510–518.	
試験の種類	発生毒性試験	
動物種	マウス	
用量	0, 1, 3, 5, 10, 20 or 40 mg/kg/day (アンモニウム塩)	
投与期間	妊娠 1~17 日	
エンドポイント	母動物肝重量増加	雌雄児動物の基節骨（前肢および後肢）の骨化遅延および雄児動物の春機発動の時期が早まる
NOAEL or LOAEL	なし	LOAEL=1 mg/kg/day
HA導出の考え方	内部用量を求めるため、トキシコキネティクスの外挿係数を使用して補正	PKモデルアプローチによるヒト等価用量（HED）を使用
POD	BMDL ₁₀ =0.46 mg/kg/day	HED _{LOAEL} =0.0053 mg/kg/day
HA算出式	$\frac{\text{BMDL}_{10} \times \text{BW} \times \text{RSC}}{\text{UF} \times \text{Extrapolation Factor} \times \text{Water intake}}$	Lifetime HA = DWEL × RSC $= \frac{\text{HED}_{\text{LOAEL}}}{\text{UF}} \times \frac{\text{bw}}{\text{DWI}} \times \text{RSC}$
UF	30	300
勧告の対象	子供	成人
水摂取量	体重 10 kg の子供が飲料水を 1 日 1 L 消費する暴露シナリオ	授乳中の女性の 90% タイル量 DWI/bw= 0.054 L/kg-day
HA	暫定値 0.4 µg/L	0.07 µg/L
HAの対象期間	短期間（数週間から数ヶ月）	短期、慢性、妊娠および授乳期間の暴露

・ PFOS

	2009年 勧告	2016年 勧告
HAの導出に採用した試験の出典	Seacat AM, Thomford PJ, Hansen KJ et al. (2002). Subchronic toxicity studies on perfluorooctanesulfonate potassium salt in Cynomolgus monkeys. Toxicol. Sci. 68, 249-264.	Luebker, D.J., M.T. Case, R.G. York, J.A. Moore, K.J. Hansen, and J.L. Butenhoff. 2005. Two-generation reproduction and cross-foster studies of perfluorooctanesulfonate (PFOS) in rats. Toxicology 215:126-148.
試験の種類	亜慢性毒性試験	2世代生殖毒性試験
動物種	カニクイザル	ラット
用量	0, 0.03, 0.15 or 0.75 mg/kg/day (カリウム塩)	0, 0.1, 0.4, 1.6, or 3.2 mg/kg/day
投与期間	183日	84日 (交配前6週間、妊娠期間および授乳期間)
エンドポイント	雄の恒常性刺激ホルモン (TSH) 値の増加、雌雄の総 T3 値および雌の高比重リポタンパク質(HDL)値の低下	児の体重減少
NOAEL or LOAEL	NOAEL=0.03 mg/kg/day	NOAEL=0.1 mg/kg/day
HA導出の考え方	内部用量を求めるため、トキシコキネティクスの外挿係数(実験動物とヒトのクリアランス比)を使用して補正	PKモデルアプローチによるヒト等価用量 (HED)
POD	NOAEL=0.03 mg/kg/day	HED _{NOAEL} =0.00051 mg/kg/day
HA算出式	$\frac{NOAEL \times BW \times RSC}{UF \times \text{Extrapolation Factor} \times \text{Water intake}}$	$\text{Lifetime HA} = \text{DWEL} \times \text{RSC}$ $= \frac{HED_{LOAEL} \times bw}{UF \times DWI} \times \text{RSC}$
UF	30	30
勧告の対象	子供	成人
水摂取量	体重10kgの子供が飲料水を1日1L消費する暴露シナリオ	授乳中の女性の90%タイル量 DWI/bw= 0.054 L/kg-day
HA	暫定値 0.2 µg/L	0.07 µg/L
HAの対象期	短期間 (数週間から数ヶ月)	短期、慢性、妊娠および授乳期間

問	の暴露
---	-----

EPA が 2009 年、2016 年に公表している PFOA、PFOS の HA 導出に関する文書の概要を以下に示す。

6.7.2.2 2009 年公表文書

PFOA と PFOS の暫定的な健康に関する勧告値

(Provisional Health Advisories for Perfluorooctanoic Acid (PFOA) and Perfluorooctane Sulfonate (PFOS))

・ PFOA

米国環境保護庁水局 (Office of Water) は、暫定的な健康に関する勧告 (Provisional Health Advisory) の導出のため、マウスの発生毒性試験(Lau et al., 2006)を選択した。

妊娠 1~17 日の CD-1 マウスに本物質のアンモニウム塩 (0, 1, 3, 5, 10, 20 or 40 mg/kg/day) を強制経口投与した。

発生毒性に関する指標として以下のことが確認された：新生児の開眼、離乳時の生存および体重、ならびに、試験期間中の趾骨の骨化遅延、生存児の体重、母動物の肝重量 (全投与量)、および妊娠期間の母動物の体重増加。

最も感受性の高いエンドポイントは試験期間中の母動物の肝重量の増加であった。

肝臓への影響に関するこのエンドポイントは EFSA (2008)に記載されている他の多くの試験で確認された。

共著の中心となる著者(Lau, personal communication, November 18, 2008)により提出された生データにもとづき、EFSA は Benchmark dose (BMD₁₀)および BMD (BMDL₁₀)を計算した。

Lau et al. (2006) の試験で最も低い BMDL₁₀は、母動物の肝重量増加が観察される 0.46 mg/kg/dayであった。この値を PFOA の暫定的な健康に関する勧告値の導出の POD (point of departure) として用いた。

・ PFOS

米国環境保護庁水局 (Office of Water) は、暫定的な健康に関する勧告 (Provisional Health Advisory) の導出のため、カニクイザルの亜慢性毒性試験(Seacat et al., 2002)を選択した。

雌雄のサルに本物質のカリウム塩 (0, 0.03, 0.15 or 0.75 mg/kg/day) を 183 日間経口投与した。

0.15 mg/kg/day の用量で、雄の恒常性刺激ホルモン (TSH) 値の増加、雌雄の総 T3 値および雌の高比重リポタンパク質(HDL)値の低下が見られた。この試験の NOAEL は 0.03 mg/kg/day と決定した。

・ PFOA および PFOS の暫定的な健康に関する勧告値の計算

(Calculation of Provisional Health Advisories for PFOA and PFOS)

暫定的な健康に関する勧告を求めるための一般式

$$\frac{(NOEL \text{ or } BMDL10) \times BW \times RSC}{UF \times \text{Extrapolation Factor} \times \text{Water intake}}$$

ここで、BW = 体重、RSC = 暴露源の相対的寄与率 (relative source contribution)、UF = 不確実性係数 (uncertainty factors)、水摂取量 (Water intake)、外挿係数 (Extrapolation Factor)

水摂取量

PFOA、PFOS の暫定的な健康に関する勧告を求めるため、米国環境保護庁水局は体重 10kg の子供が飲料水を 1 日 1 L 消費する暴露シナリオを用いた。

暴露源の相対的寄与率

デフォルト値として 20%を用いた。

外挿係数

PFOA および PFOS のおおよその内部用量を求めるため、トキシコキネティクスの外挿係数から導く方法が開発された。

PFOA の場合：トキシコダイナミクスの 3x とトキシコキネティクスの 81x を掛けた総種間補正は 243 x

PFOS の場合：トキシコダイナミクスの 3x とトキシコキネティクスの 13x を掛けた総種間補正は 39 x

PFOA の暫定的な健康に関する勧告値

ヒト集団内での感受性の差異を考慮し、BMDL₁₀ = 0.46 mg/kg/day にデフォルトの種内不確実係数 10 を適用し、0.46 mg を μg に変換するため 1000 をかけた。

$$\text{PFOA Provisional Health Advisory} = \frac{0.46 \times 1000 \times 10 \times 0.2}{10 \times 3 \times 81 \times 1} = 0.4 \mu\text{g/L}$$

同様に、

PFOS の暫定的な健康に関する勧告値

ヒト集団内での感受性の差異を考慮し、NOAEL = 0.03 mg/kg/day にデフォルトの種内不確実係数 10 を適用、0.03 mg を μg に変換するため 1000 をかけた。

$$\text{PFOS Provisional Health Advisory} = \frac{0.03 \times 1000 \times 10 \times 0.2}{10 \times 3 \times 31 \times 1} = 0.2 \mu\text{g/L}$$

6.7.2.3 2016 年公表文書

Drinking Water Health Advisory for Perfluorooctanoic Acid (PFOA)

1. 現在の勧告とガイドライン (Current Advisories and Guidelines)

現在 PFOA について飲料水安全法 (Safe Drinking Water Act) 下での連邦規制、または水質保全法 (the Clean Water Act) 下での連邦環境水基準 (national recommended ambient water quality criteria) はない。

2009 年 1 月 EPA は $0.4\mu\text{g/L}$ を暫定的な健康に関する勧告値とした。この暫定値は短期間 (数週間から数ヶ月) に健康に悪影響を及ぼす PFOA の量を反映している。

2013 年、ECHA は PFOA を高懸念物質 (SVHC : Substances of Very High Concern) として認定することに同意した。

PFOA はストックホルム条約 (POPs 条約) でのリスト入りも検討されている。

2. 健康に関する勧告のガイドライン (Health Advisory Guidelines)

- ・懸念される非発がん性および発がん性の毒性学的エンドポイントに関する情報を用いて、短期 (1 日および 10 日) および生涯暴露期間の両方について健康に関する勧告値に対する評価エンドポイントを開発できる。データが利用可能である場合、エンドポイントは感受性の高い集団および/またはより暴露された集団を反映している。
- ・1 日間の健康に関する勧告値は一般的に、化学物質への急性暴露を想定して、幼児 (0 ~ 12 ヶ月または 10 kg の子供) について計算する。一般には 7 日未満の試験から導出する。
- ・10 日間の健康に関する勧告値は一般的に、1 ~ 2 週間に限定期間の暴露を想定して、幼児 (0 ~ 12 ヶ月または 10 kg の子供) について計算する。一般には 30 日の試験から導出する。
- ・生涯の健康に関する勧告値は、成人 (21 歳超または 80 kg の成人) で生涯 (およそ 70 歳) 暴露を前提として導出する。通常は、2 年間の慢性試験から導出するが、計算に使用する不確実係数を調整することで亜慢性試験を使用できる。

3. 健康に関する勧告値の計算のアプローチ (Approach for HA Calculation)

Step 1: 参照用量(RfD)を採用または適切な POD を用いた RfD の計算

(Adopt a Reference Dose (RfD) or calculate an RfD using the appropriate point of departure (POD))

RfD は生涯にわたり有害な影響のリスクをもたらす可能性が低い (感受性が高いサブグループを含む) ヒト集団への 1 日のヒト暴露の推定値のことである。

PFOA の場合、POD は EPA ガイドラインに従って定められた不確実係数を適用後、NOAEL 用量または LOAEL 用量のどちらかに相当するモデル化された血清濃度から導出されるヒト等価用量 (HED) である。

$$RfD = \frac{HED_{NOAEL} \text{ or } HED_{LOAEL}}{UF}$$

ここで、

HED_{NOAEL} は有害な影響がない最高用量(mg/kg/day)に相当するモデル化された平均血清からの HED

HED_{LOAEL} は有害な影響をもたらす最低の用量(mg/kg/day)で、生涯の健康に関する勧告に使用するのに適切な期間およびエンドポイントに相当するモデル化された平均血清からの HED

Step 2: RfD から飲料水等価レベル(DWEL)を計算。(Calculate a Drinking Water Equivalent Level (DWEL) from the RfD.)

DWEL は飲料水からの暴露が 100%であると仮定する。

$$DWEL = \frac{RfD \times bw}{DWI}$$

ここで、

RfD = 参照用量 (mg/kg bw/day)

bw = 推定体重(kg)

DWI = 推定ヒト 1 日飲料水摂取量 (L/day)

Step 3: 生涯の健康に関する勧告値の計算 (Calculation of the Lifetime HA.)

生涯の健康に関する勧告値は USEPA (2000)に記載されている暴露源の相対的寄与率を計算するために記載されている方法を用い、飲料水に加え他の暴露源 (例えば、空気、食物、土壌) を考慮に入れて計算する。

$$\text{Lifetime HA} = \text{DWEL} \times \text{RSC}$$

ここで、

DWEL = Step2 から計算される飲料水等価レベル

RSC = 暴露源の相対的寄与率

6.7.2.4 健康に関する勧告値 (HEALTH ADVISORY VALUES)

1. 相対的寄与率(Relative Source Contribution)

PFOA の物理化学的特性と利用可能な暴露情報に基づくと、多くの潜在的な暴露源がある。

2000 年の EPA 方法論(USEPA 2000)における暴露ディシジョン・ツリーに従うと、飲料摂取以外の重要な潜在的な暴露源が存在する。しかし、これらのさまざまな暴露源の全てからの暴露を定量的に明らかにすることは可能ではない。(Box 8B in the Decision Tree)

よって、EPA は PFOA の RSC (相対的寄与率) を 0.2 (20%) とする。

2. 生涯の健康に関する勧告値 (Lifetime Health Advisory)

複数の慢性毒性試験での応答と生殖発生のエンドポイントに対する応答との一貫性に基づき、最も感度の高いエンドポイントである発生毒性の使用を認識して、0.00002 mg/kg/day を PFOA の RfD として選択した。

$$RfD = \frac{HED_{NOAEL} \text{ or } HED_{LOAEL}}{UF} = \frac{0.0053}{300} = 0.00002 \text{ mg/kg/day}$$

$$DWEL = \frac{RfD \times bw}{DWI} = \frac{0.00002 \text{ mg/kg/day}}{0.054 \text{ L/kg-day}} = 0.00037 \text{ mg/L}$$

ここで、

$$RfD = 0.00002 \text{ mg/kg/day}$$

妊娠 1~7 日のマウスに強制経口投与した発生毒性試験で、雌雄児動物の基節骨 (前肢および後肢) の骨化遅延および雄児動物の春機発動の時期が早まった (コントロールに比べて 4 日早い) ことに対する LOAEL=1 mg/kg/day (LOAEL (Av serum)=38.0 mg/L) に基づく (Lau et al. 2006)。

$$DWI/bw = 0.054 \text{ L/kg-day}$$

授乳中の女性が直接および間接的に公共水を摂取するとのみの見積もりによる 90 パーセントイル消費量

$$\text{Lifetime HA} = DWEL \times RSC$$

$$= 0.00037 \text{ mg/L} \times 0.2$$

$$= 0.000074 \text{ mg/L (rounded to } 0.00007 \text{ mg/L)}$$

$$= 0.07 \text{ } \mu\text{g/L}$$

PFOA の重要な影響が発生エンドポイントであり発生の重要な期間の短期間の暴露から生じる可能性があるため、EPA は PFOA の生涯の健康に関する勧告には短期および慢性のリスク評価シナリオの両方に適用できると結論する。このように、生涯の健康に関する勧告値 0.07 μg/L は妊娠および授乳期間での飲料水の PFOA への短期間暴露 (数週から数ヶ月) シナリオにも適用できる。

6.7.2.5 2016 年公表文書

Drinking Water Health Advisory for Perfluorooctane Sulfonate (PFOS)

1. 現在の勧告とガイドライン (Current Advisories and Guidelines)

現在 PFOS について飲料水安全法 (Safe Drinking Water Act) 下での連邦規制、ま

たは水質保全法 (the Clean Water Act) 下での連邦環境水基準 (national recommended ambient water quality criteria) はない。

2009年1月EPAは0.2µg/Lを暫定的な健康に関する勧告値とした。この暫定値は短期間(数週間から数ヶ月)に健康に悪影響を及ぼすPFOSの量を反映している。

2009年5月PFOSはストックホルム条約(POPs条約)のリストに入った。

PFOSはまた、ECHAの高懸念物質(SVHC: Substances of Very High Concern)として登録されている。

6.7.2.6 健康に関する勧告値 (HEALTH ADVISORY VALUES)

1. 生涯の健康に関する勧告値 (Lifetime Health Advisory)

複数の試験での応答と生殖発生のエンドポイントに対する応答との一貫性に基づき、最も感度の高いエンドポイントである発生毒性の使用を認識して、0.00002 mg/kg/dayをPFOSのRfDとして選択した。

$$RfD = \frac{HED_{NOAEL} \text{ or } HED_{LOAEL}}{UF} = \frac{0.00051}{30} = 0.00002 \text{ mg/kg/day}$$

$$DWEL = \frac{RfD \times bw}{DWI} = \frac{0.00002 \text{ mg/kg/day}}{0.054 \text{ L/kg-day}} = 0.00037 \text{ mg/L}$$

ここで、

$$RfD = 0.00002 \text{ mg/kg/day}$$

交配前6週間、交配期間および妊娠と授乳期間を通して強制経口投与により暴露されたラットの児の体重減少のNOAEL=0.1 mg/kg/day(NOAEL(Av serum)=6.26µg/mL)に基づく(Luebker et al. 2005b)。

$$DWI/bw = 0.054 \text{ L/kg-day}$$

授乳中の女性が直接および間接的に公共水を摂取するとのみの見積もりによる90パーセントイル消費量

$$\text{Lifetime HA} = DWEL \times RSC$$

$$= 0.00037 \text{ mg/L} \times 0.2$$

$$= 0.000074 \text{ mg/L (rounded to } 0.00007 \text{ mg/L)}$$

$$= 0.07 \text{ } \mu\text{g/L}$$

PFOSの重要な影響が発生エンドポイントであり発生の重要な期間の短期間の暴露から生じる可能性があるため、EPAはPFOSの生涯の健康に関する勧告には短期および慢性のリスク評価シナリオの両方に適用できると結論する。このように、生涯の健康に関する勧告値0.07µg/Lは妊娠および授乳期間での飲料水のPFOSへの短期間暴露(数週から数ヶ月)シナリオにも適用できる。

PFOA および PFOS への暴露後に観察される有害影響は、同じまたは同様であり、ヒトの血清脂質、出生時体重および血清抗体に対する影響を含む。

動物試験では、肝臓や新生児の発達への共通の影響、および免疫学的攻撃への応答がある。

両方の化合物は長期動物試験で腫瘍とも関係していた。

PFOA および PFOS の RfD の根拠となる影響は発生毒性（PFOA では、雄の骨化遅延および春機発動期が早まる。PFOS では、出生時体重の低下）

PFOA および PFOS の RfD は類似の発生影響に基づいており、同一の値であるため、この二つの物質が飲料水源で同時かつ同一場所で同時に発生する場合、EPA が勧告する保守的かつ健康保護的アプローチは濃度の合計([PFOA] + [PFOS])を HA (0.07 µg/L)と対比することである。

6.7.2.7 Health Effects Support Document for Perfluorooctanoic Acid (PFOA) (PK モデルアプローチの記載)

4.1.1 RfD Determination

4.1.1.1 PK Model approach

PK モデルアプローチによるヒト等価容量の求め方

HED = average serum concentration (in mg/L) x CL (クリアランス)

ここで、

PFOA の CL = 0.00014 L/kg bw/day であることから、

LOAEL=1 mg/kg/day に相当する LOAEL (Av serum)=38.0 mg/L を用いて

$$HED_{LOAEL} = 38.0 \times 0.000141 \div 0.0053$$

$$\text{Lifetime HA} = \text{DWEL} \times \text{RSC}$$

$$= \frac{RfD \times bw}{DWI} \times \text{RSC}$$

$$= \frac{HED_{LOAEL}}{UF} \times \frac{bw}{DWI} \times \text{RSC}$$

$$= (0.0053/300) \times (1/0.054) \times 0.2$$

$$\div 0.00007 \text{ mg/L}$$

$$= 0.07 \text{ } \mu\text{g/L}$$

また、PFOS の CL= 0.000081 L/kg bw/day であることから、

NOAEL=0.1 mg/kg/day に相当する NOAEL(Av serum)= 6.26µg/mL を用いて

$$\text{HED}_{\text{NOAEL}} = 6.26 \times 0.000081 \doteq 0.00051$$

$$\begin{aligned} \text{Lifetime HA} &= \text{DWEL} \times \text{RSC} \\ &= (0.00051/30) \times (1/0.054) \times 0.2 \\ &\doteq 0.0007 \text{ mg/L} \\ &= 0.07 \text{ } \mu\text{g/L} \end{aligned}$$

• 資料

Lau, C., J.R. Thibodeaux, R.G. Hanson, M.G. Narotsky, J.M. Rogers, A.B. Lindstrom, and M.J. Strynar. 2006. Effects of perfluorooctanoic acid exposure during pregnancy in the mouse. *Toxicological Science* 90:510–518.

Luebker, D.J., M.T. Case, R.G. York, J.A. Moore, K.J. Hansen, and J.L. Butenhoff. 2005. Two-generation reproduction and cross-foster studies of perfluorooctanesulfonate (PFOS) in rats. *Toxicology* 215:126–148.

Seacat AM, Thomford PJ, Hansen KJ et al. (2002). Subchronic toxicity studies on perfluorooctanesulfonate potassium salt in *Cynomolgus* monkeys. *Toxicol. Sci.* 68, 249-264.

USEPA (United States Environmental Protection Agency). 2009. Provisional Health Advisories for Perfluorooctanoic Acid (PFOA) and Perfluorooctane Sulfonate (PFOS). Office of Water. US Environmental Protection Agency. Washington, D.C.

<https://www.epa.gov/sites/production/files/2015-09/documents/pfoa-pfos-provisional.pdf>

USEPA (United States Environmental Protection Agency). 2016. Drinking Water Health Advisory for Perfluorooctanoic Acid (PFOA). Office of Water. US Environmental Protection Agency. Washington, D.C.

https://www.epa.gov/sites/production/files/2016-05/documents/pfoa_health_advisory_final-plain.pdf

USEPA (United States Environmental Protection Agency). 2016. Drinking Water Health Advisory for Perfluorooctane Sulfonate (PFOS). Office of Water. US Environmental Protection Agency. Washington, D.C.

https://www.epa.gov/sites/production/files/2016-05/documents/pfos_health_advisory_final-plain.pdf

USEPA (United States Environmental Protection Agency).2016. Health Effects Support Document for Perfluorooctanoic Acid (PFOA). Office of Water. US Environmental Protection Agency. Washington, D.C.

https://www.epa.gov/sites/production/files/2016-05/documents/pfoa_hesd_final-plan.pdf

・用語の説明

BMD_x：一定の割合だけ発現頻度が **x%**増加するときの用量

BMDL_x：信頼上限曲線における用量の信頼下限値

過去の多くのデータ解析から、発生毒性では **5%**、一般毒性では **10%**の発現頻度の **BMDL** が **NOAEL** と同等であることが示されている。また、**95%**信頼限界上限曲線における発現頻度 **10%**時の用量を **BMDL₁₀** と示す。

POD：point of departure の略で、動物試験やヒトの疫学調査などから得られた用量－反応評価の結果において、ヒトでの通常の摂取量領域における健康影響評価基準値等を設定する際の毒性反応曲線の基準となる出発点の値を指す。閾値のある毒性物質の場合の **POD** としては、**NOAEL**、**LOAEL**、**BMDL** がある。

RfD：参照用量 (reference dose) のことで、非発がん影響に関して有害影響のリスクがないと推測される摂取量であり、耐容摂取量の目安である。**POD** を **UF** で除して得られる。

(以上 ILSI JAPAN 食品リスク研究部会 リスクアセスメントで用いる主な用語の説明 2011年5月 (2012年2月改訂) より引用)

6-8. 農薬のヒト健康影響の系統毎の整理(仕様書業務内容(5))

6-8-1. 農薬系統分類の考え方(その 1)

農薬類の対象農薬リスト 120 物質(対象農薬)、要検討農薬類 16 物質(要検討農薬)、その他農薬類 84 物質(その他農薬)の内、内閣府食品安全委員会(FSC)における評価結果(評価書)が公表された農薬(対象農薬：45 物質、要検討農薬：11 物質、その他農薬：45 物質、計 118 物質)について以下の考え方で整理した。

- ・有害性指標：ADI 値
- ・用途分類：殺虫剤等(39 物質)、殺菌剤等(29+2=31 物質：2 物質が殺虫剤、除草剤と重複)、除草剤等(50+2=52 物質：2 物質が殺虫剤、殺菌剤と重複)
- ・系統分類：評価書記載及び国際分類(IRAC、FRAC、HRAC)を参考に分類
- ・評価概要：ヒト有害性については、評価書要約記載を“主な影響”と“補足影響”に分けて記載し、また、主影響項目、補足項目とに区分してデータ化表示した。

これに基づいて、殺虫剤等(表 6-30)・殺菌剤等(表 6-31)・除草剤等(表 6-32)に表示、これらのデータ化を殺虫剤等(表 6-33)・殺菌剤等(表 6-34)・除草剤等(表 6-35)に表示した。また用途分類毎の ADI 値(10000 倍値を片対数表で図示)を殺虫剤等(図 1)・殺菌剤等(図 2)・除草剤等(図 3)に、その比較を図 4 に示した。

用途分類の系統毎の ADI 最小値、最大値等を表 6-36 に整理した。系統”その他”は単独系列の数とした。また、ADI 値 ≥ 0.1 の物質を表 6-37 に整理した。

6-8-2. 農薬系統分類の考え方(その 1)考察

6.8.2.1 殺虫剤等(39 物質)

(1) ADI 値

殺虫剤等(39 物質)の ADI 値は、最小値：0.00019(対-080；フィプロニル：フェニルピラゾール系)～最大値：0.53(他-055；ニテンピラム：ネオニコチノイド系)の範囲にあり、最大値/最小値比は約 2800 となる。

系統毎の特徴は、物質数の少数を前提に以下の様になる。

- ・有機リン系(12)：マラチオン(マラソン)を除くと、ADI 値;0.005 以下
- ・ネオニコチノイド系(6)、ピレスロイド系(4)：ADI 値;0.01 以上
- ・ジチオカーバメート系(2)、カーバメート系(2)：ADI 値;0.04 以上
- ・その他(11)：ADI 値;0.02 以上

(2) 有害影響

系統毎の特徴は、以下の様になる。

- ・有機リン系(12)：全物質が ChE 活性阻害及び神経系影響に該当
- ・有機リン系以外の系統(27)：肝臓(16)、体重(増加抑制)(12)、血液(10(有機リン系(1)を

含む))が主該当(重複含む)
また、遺伝毒性は全物質で影響はない。

表 6-36 農薬系統分類 ADI 値

殺虫剤等系統分類ADI値(mg/kg 体重/日)

系統(数)	最小値	最大値2*	最大値
有機リン系(12)	0.00025	0.0049	0.29
ネオニコチノイド系(6)	0.018	0.22	0.53
ピレスロイド系(4)	0.017	0.085	0.11
ジチオカーバメート系(2)	0.004		0.004
カーバメート系(2)	0.0035		0.013
フェニルピラゾール系(2)	0.00019		0.005
その他(11)	0.0025	0.024	0.27

殺菌剤等系統分類ADI値(mg/kg 体重/日)

トリアゾール系(5)	0.004	0.019	0.029
オキシイミノアセトアミド系(2)	0.019		0.029
ジチオカーバメート系(2)	0.004		0.004
その他(22)	0.007	0.077	0.1

除草剤等系統分類ADI値(mg/kg 体重/日)

酸アミド系(5)	0.007	0.018	0.097
アミド系(2)	0.019		0.04
ジニトロアニリン系(3)	0.005	0.024	0.12
スルホニルウレア系(3)	0.01	0.056	0.095
尿素系(2)	0.01		0.3
チオカーバメート系(3)	0.0088	0.009	0.01
ジチオカーバメート系(4)	0.004	0.005	0.0075
トリアジン系(3)	0.0094	0.03	0.072
トリアゾール系(2)	0.0012		0.02
アミノ酸系(2)	0.0091		1
アリルオキシプロピオン酸エステル系(2)	0.0044		0.009
その他(21)	0.0008	0.23	0.36

*最大値の次の値

表 6-37 ADI 値 ≥ 0.1 の物質

殺虫剤等 ADI ≥ 0.1 の物質

水質基準項目等	評価品目名	ADI
他-055	ニテンピラム	0.53
対-109	マラチオン(マラソン)	0.29
他-020	クロマフェノジド	0.27
他-030	ジノテフラン	0.22
他-039	シラフルオフエン	0.11

殺菌剤等 ADI ≥ 0.1 の物質

対-015	イソプロチオラン	0.1
-------	----------	-----

除草剤等 ≥ 0.1 の物質

対-036	グリホサート	1
対-006	アシュラム	0.36
対-059	ダイムロン	0.3
要-012	ペントキサゾン	0.23
対-104	ペンディメタリン	0.12

6.8.2.2 殺菌剤等(29+2=31 物質：2 物質が殺虫剤、除草剤と重複)

(1) ADI 値

殺菌剤等(31 物質)の ADI 値は、最小値：0.004(他-049；テトラコナゾール：トリアゾール系、対-060；ダゾメット：ジチオカーバメート系、要-015；メチルイソチオシアネート：ジチオカーバメート系)～最大値：0.1(対-015；イソプロチオラン：ジチオラン系)の範囲にあり、最大値/最小値比は 25 となる。

系統毎の明確な特徴は判断できない。全体では、ADI 値:0.004 以上で殺虫剤等、除草剤等で見られる 0.001 以下の物質はない。

(2) 有害影響

系統毎の特徴は、以下の様になる。

- ・有機リン系(1)：殺虫剤と同様に ChE 活性阻害に該当
- ・全物質(31)：肝臓(28)、体重(増加抑制)(11)、腎臓(6)、血液(5)が主該当(重複含む)肝臓影響が主である。また、遺伝毒性は全物質で影響はない。

6.8.2.3 除草剤等(50+2=52 物質：2 物質が殺虫剤、殺菌剤と重複)

(1) ADI 値

除草剤等(52 物質)の ADI 値は、最小値：0.0008(要-006；テフリルトリオン：トリケトン系)～最大値：1(対-036；グリホサート：アミノ酸系)の範囲にあり、最大値/最小値比は 1250 となる。

系統毎の明確な特徴は判断できない。

(2) 有害影響

- ・有機リン系(2)：殺虫剤と同様に ChE 活性阻害に該当
- ・全物質(52)：肝臓(41)、体重(増加抑制)(18)、腎臓(17)、血液(16)が主該当(重複含む)肝臓影響が主である。また、遺伝毒性は全物質で影響はない。

6-8-3. 農薬系統分類の考え方(その 2)

農薬の系統を作用機構および構造により分類し、農薬系統と有害性の関連を整理した。“その 1”は内閣府食品安全委員会(FSC)の評価済のデータについて整理したが、“その 2”では FSC 未評価の ADI 値として国内他機関及び JMPR のデータベースの使用、また、有害性として GHS 分類の使用を追加して整理した。

・農薬系統

世界農薬工業連盟 (Crop Life International) の下にある、殺虫剤抵抗性管理委員会 (Insecticide Resistance Action Committee : IRAC)、殺菌剤耐性菌対策委員会 (Fungicide Resistance Action Committee : FRAC)、及び除草剤抵抗性対策委員会 (Herbicide Resistance Action Committee : HRAC) が作成した分類表 (及び農薬工

業会¹によるそれらの翻訳)を用いた。

この分類表は、農薬の重大な課題である薬剤抵抗性を管理するために作成され、同一作用機構を持つ農薬の連用を避け、異なる作用機構の農薬を組み合わせるローテーションを行うことにより、抵抗性発現の防止または遅延を図ったものである。

- ・有害性

有害性の指標として、許容一日摂取量 (ADI)、及び GHS 分類を用いた。

- ・ ADI

内閣府食品安全委員会 (FSC) が評価²した ADI を主に用い、FSC で未評価の農薬は、国立医薬品食品衛生研究所 (NIHS) が運営する農薬等 ADI 関連情報データベース³、及び FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (The Joint FAO/WHO Meeting on Pesticide Residues : JMPR) のデータベース⁴を用いて、ADI を調査した。なお、NIHS と JMPR で評価値が異なる場合があるが、一つを選定する必要がある場合は、より厳しい値 (より小さい値) を採用した。

- ・ GHS 分類

政府による GHS 分類結果⁵を用いた。

(参照 URL)

1:<http://www.jcpa.or.jp/labo/mechanism.html>

2:<http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/list?itemCategory=001>

3:http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/pest_res/

4:<http://apps.who.int/pesticide-residues-jmpr-database/Home/Search>

5:http://www.safe.nite.go.jp/ghs/ghs_download.html

これに基づいて、殺虫剤(表 6-38)・殺菌剤(表 6-39)・除草剤(表 6-40)に表示した。また用途分類毎の ADI 値(10000 倍値を片対数表で図示)及び GHS 分類区分を殺虫剤(図 5)・殺菌剤(図 6)・除草剤(図 7)に示した。

6-8-4. 農薬系統分類の考え方(その 2)考察

6.8.4.1 殺虫剤

殺虫剤の ADI 値は、“その 1”と同様に、最小値:0.00019(フィプロニル)~最大値:0.53(ニテンピラム)の範囲にあり、最大値/最小値比は約 2800 となる。

構造(系統分類)が同じ複数物質は作用機構が同じである。例えば、構造(系統分類):有機リン系、作用機構:神経作用/アセチルコリンエステラーゼ(AChE)阻害剤である。

殺虫剤の図は構造(系統分類)で表示した。

6.8.4.2 殺菌剤

殺菌剤の ADI 値は、最小値:0.001(フルスルファミド)~最大値:0.1(イソプロチオラン)の範囲にあり、最大値/最小値比は 100 となる。

作用機構が同じである複数物質が必ずしも同じ構造(系統分類)ではない。

殺菌剤の図は作用機構で表示した。

6.8.4.3 除草剤

除草剤の ADI 値は、“その 1”と同様に、最小値：0.0008(テフリルトリオン系)～最大値：1(グリホサート)の範囲にあり、最大値/最小値比は 1250 となる。

作用機構が同じである複数物質が必ずしも同じ構造(系統分類)ではない。

除草剤の図は作用機構で表示した。

表 6-30 農薬系統分類：殺虫剤等 1/3

水質基準項目等	ADI*	評価品目名	用途	系統分類 (評価書、IRAC 分類参考)	評価概要 (主な投与影響)	評価概要 (補足)
対-027	0.00025	カズサホス	殺虫剤	有機リン系	神経系	発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。
他-081	0.00056	メタミドホス	殺虫剤	有機リン系	脳及び赤血球ChE活性	発がん性、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。
対-040	0.001	クロルピリホス	殺虫剤	有機リン系	脳及び赤血球ChE活性阻害	発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
対-058	0.001	ダイアジノン	殺虫剤	有機リン系	赤血球及び脳AChE活性阻害、神経症状	発がん性、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。ラットの2世代繁殖試験において、交尾率及び妊娠率の低下が認められた。
対-004	0.0014	E P N	殺虫剤	有機リン系	赤血球ChE活性阻害	発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。
対-012	0.002	イソキサチオン	殺虫剤	有機リン系	脳及び赤血球ChE活性阻害	発がん性、繁殖能への影響、催奇形性、遅発性神経毒性及び遺伝毒性は認められなかった。
要-013	0.002	ホサロン	殺虫剤	有機リン系	ChE活性阻害	発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。
対-084	0.0023	フェンチオン	殺虫剤	有機リン系	ChE活性阻害	発がん性、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。繁殖試験において、母動物に毒性が発現する用量で受胎率の低下が認められた。
対-007	0.0024	アセフェート	殺虫剤	有機リン系	赤血球及び脳ChE活性阻害、血液への影響(貧血等)	催奇形性及び生体にとって問題となるような遺伝毒性は認められなかった。
対-085	0.0029	フェントエート	殺虫剤	有機リン系	ChE活性阻害	発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
対-081	0.0049	フェントロチオン	殺虫剤	有機リン系	ChE活性阻害	発がん性、繁殖能への影響、催奇形性、遅発性神経毒性及び遺伝毒性は認められなかった。
対-109	0.29	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	有機リン系	脳及び赤血球ChE活性阻害	繁殖能への影響、催奇形性、発達神経毒性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。
他-044	0.018	チアメトキサム	殺虫剤	ネオニコチノイド系	腎臓(尿細管上皮硝子滴沈着等)及び肝臓(炎症性細胞浸潤、肝細胞肥大等)	繁殖能への影響、催奇形性、発達神経毒性、免疫毒性及び遺伝毒性は認められなかった。
要-002	0.057	イミダクロプリド	殺虫剤	ネオニコチノイド系	神経系(振戦等)及び体重(増加抑制)	発がん性、繁殖能への影響、催奇形性、発達神経毒性、免疫毒性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた急性神経毒性試験において、振戦、運動能及び移動運動能低下等が認められた。
要-001	0.071	アセタミプリド	殺虫剤	ネオニコチノイド系	体重(増加抑制)及び肝臓(肝細胞肥大等)	発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び生体において特段問題となるような遺伝毒性は認められなかった。
他-019	0.097	クロチアニジン	殺虫剤	ネオニコチノイド系	体重(増加抑制)	神経毒性、免疫毒性、発がん性、繁殖能への影響、催奇形性、発達神経毒性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。
他-030	0.22	ジノテフラン	殺虫剤	ネオニコチノイド系	毒性所見は多くは認められなかったが体重増加抑制等が散見	神経毒性、発がん性、繁殖能への影響、催奇形性、発達神経毒性及び遺伝毒性は認められなかった。
他-055	0.53	ニテンピラム	殺虫剤	ネオニコチノイド系	体重(増加抑制)	発がん性、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた繁殖試験において、着床数減少及び出生児数減少が認められた。
他-065	0.017	フェンバレレート	殺虫剤	ピレスロイド系	体重(増加抑制)、神経系(振戦、刺激反応性の亢進等)、肝臓、脾臓、リンパ節及び副腎(いずれも多発性肉芽腫等)	肉芽腫性病変の発生については[2R・S]異性体の関与が考えられた。また、エスフェンバレレートの影響として、神経系(振戦、異常歩行等)、体重(増加抑制)等に、フェンバレレートと同様の毒性が認められた。フェンバレレート、エスフェンバレレートのいずれも、発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

表 6-30 農薬系統分類：殺虫剤等 2/3

水質基準項目等	ADI*	評価品目名	用途	系統分類 (評価書、IRAC 分類参考)	評価概要 (主な投与影響)	評価概要 (補足)
対-021	0.031	エトフェンプロックス	殺虫剤	ピレスロイド系	肝臓(肝細胞肥大等)、腎臓(尿管好塩基性変化等)、甲状腺(微小嚢胞増加等:ラット)及び血液(貧血等:マウス)	神経毒性、繁殖能への影響、催奇形性、免疫毒性及び遺伝毒性は認められなかった。
他-025	0.085	シクロプロトリン	殺虫剤	ピレスロイド系	体重(増加抑制)、肝臓(重量増加、肝細胞肥大等)等	繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
他-039	0.11	シラフルオフェン	殺虫剤	ピレスロイド系	肝臓及び精巣	発がん性、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
対-060	0.004	ダゾメット	殺線虫剤、殺菌剤、殺虫剤及び除草剤	ジチオカーバメート系	体重(増加抑制)、血液(貧血)、肝臓(重量増加等)及び脾臓(ヘモジデリン沈着等)	神経毒性、発がん性、繁殖能への影響及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。ウサギを用いた発生毒性試験において、着床後胚損失率の増加及び生存胎児数の減少が認められた。ラットでは催奇形性は認められなかった。
要-015	0.004	メチルイソチオシアネート	殺線虫剤、殺菌剤、殺虫剤及び除草剤	ジチオカーバメート系	体重(増加抑制)、肝臓(重量増加、肝細胞脂肪変性等)及び前胃(肥厚等)	神経毒性、発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。
他-077	0.0035	ベンダイオカルブ	殺虫剤	カーバメート系	全血ChE活性阻害及び水晶体混濁	発がん性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。
対-082	0.013	フェノブカルブ	殺虫剤	カーバメート系	神経系(ChE阻害、間代性痙攣、拳尾及び筋痙攣等)、血液(白血球減少)、体重(増加抑制)及び肝臓(重量増加等)	ラットの急性神経毒性試験において前肢又は後肢の握力低下等が認められたが、無毒性量が得られている。発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。
対-080	0.00019	フィプロニル	殺虫剤	フェニルピラゾール系	中枢神経系(痙攣等)、肝臓(重量増加等)及び甲状腺(重量増加等:ラット)	催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。
要-003	0.005	エチプロール	殺虫剤	フェニルピラゾール系	肝臓(肝細胞肥大等)	神経毒性、免疫毒性、繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
対-010	0.0025	アミトラズ	殺虫剤(殺ダニ剤)	アミトラズ系	中枢神経系に対する軽度の抑制が認められ、イヌで最も感受性が高いことが示唆	催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。
他-053	0.0056	トルフェンピラド	殺虫剤	その他	肝臓(肝細胞肥大等)及び腎臓(近位尿管上皮肥大等)	神経毒性、発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。
対-090	0.009	ブプロフェジン	殺虫剤	ブプロフェジン系	肝臓(重量増加、肝細胞肥大等)	神経毒性、発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。

表 6-30 農薬系統分類：殺虫剤等 3/3

水質基準項目等	ADI*	評価品目名	用途	系統分類 (評価書、IRAC 分類参考)	評価概要 (主な投与影響)	評価概要 (補足)
他-071	0.0098	プロパルギット	殺虫剤	亜硫酸エステル系	体重(増加抑制)及び血液(貧血)	繁殖能への響及び遺伝毒性は認められなかった。
他-059	0.013	ピメトロジン	殺虫剤	ピリジニアゾメチン系	肝臓、甲状腺及び血液	繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
他-050	0.016	テブフェノジド	殺虫剤	ベンゾイルヒドラジド系	血液(溶血性貧血、メトヘモグロビン血症等)及び体重(増加抑制)	発がん性、催奇形性、遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかった。2世代繁殖試験において、非出産率増加並びに平均出生児数及び平均生存児数の減少が認められた。
他-033	0.02	ジフルベンズロン	殺虫剤	ベンゾイル尿素系	溶血性貧血で、関連する変化は赤血球(MetHb 増加等)	発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
対-001	0.02	1,3-ジクロロプロペン	殺虫剤(殺線虫剤)	その他	胃(前胃扁平上皮過形成、角化亢進)、膀胱(移行上皮過形成)及び血液(貧血)	繁殖能への影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。
要-014	0.022	メタアルデヒド	殺虫剤	エタナール重合体	ラット、マウス及びイヌで肝臓(肝細胞肥大等)、ラット及びイヌでは神経症状	繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
他-041	0.024	スピノサド	殺虫剤	スピノシン系	リン脂質症と考えられる臓器及び組織における細胞質内の空胞化	発がん性、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
他-020	0.27	クロマフェノジド	殺虫剤	アシルヒドラジン系	血液(貧血)、肝臓(重量増加等)及び脾臓(褐色色素沈着増加等)	発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

*mg/kg 体重/日

表 6-31 農薬系統分類：殺菌剤等 1/3

水質基準項目等	ADI*	評価品目名	用途	系統分類 (評価書、FRAC 分類参考)	評価概要 (主な投与影響)	評価概要 (補足)
他-049	0.004	テトラコナゾール	殺菌剤	トリアゾール系	肝臓(小葉中心性肝細胞肥大等)、腎臓(腎皮質尿細管上皮細胞肥大等:イヌ)及び骨(頭蓋骨の肥厚等)	免疫毒性及び遺伝毒性は認められなかった。急性神経毒性試験及び亜急性神経毒性試験において、自発運動量の減少が認められた。繁殖試験において妊娠期間の延長が認められた。ラットにおける発生毒性試験で母動物に影響が認められた用量で水腎症及び水尿管の発生数が増加した。ウサギでは催奇形性は認められなかった。
他-037	0.0085	シメコナゾール	殺菌剤	トリアゾール系	肝臓(小葉中心性肝細胞肥大等)	遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた2世代繁殖試験において、出産率の低下及び児動物の腎盂拡張が認められた。追加で実施された「胎児又は哺育児の腎臓に及ぼす影響に関する試験(1世代繁殖試験)」等の結果、腎盂拡張については、妊娠(胎生)後期に発現することが知られているレニン/アンギオテンシン系に及ぼす影響に起因する可能性が示唆された。また、発生毒性試験において、ラットでは骨格変異の増加が認められたが、奇形の増加は認められなかった。ウサギでは胎児に影響は認められなかった。
他-031	0.0096	ジフェコナゾール	殺菌剤	トリアゾール系	体重(増加抑制)、肝臓(重量増加、肝細胞肥大等)及び眼(白内障:イヌ)	繁殖能への影響、催奇形性、免疫毒性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。
対-095	0.019	プロピコナゾール	殺菌剤	トリアゾール系	肝臓(肝細胞肥大、空胞化及び壊死:ラット及びマウス)及び消化管(十二指腸粘膜うっ血等:イヌ)	繁殖能への影響及び遺伝毒性は認められなかった。
要-005	0.029	テブコナゾール	殺菌剤	トリアゾール系	体重(増加抑制)、肝臓(脂肪変性等)	免疫毒性及び遺伝毒性は認められなかった。
対-116	0.016	メミノストロビン	殺菌剤	オキシイミノアセトアミド系	肝臓(小葉中心性肝細胞肥大等)、腎臓(慢性腎症等)及び血液(貧血)	神経毒性、繁殖能への影響及び遺伝毒性は認められなかった。
対-026	0.052	オリサストロビン	殺菌剤	オキシイミノアセトアミド系	-	催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。
対-060	0.004	ダゾメット	殺線虫剤、殺菌剤、殺虫剤及び除草剤	ジチオカーバメート系	体重(増加抑制)、血液(貧血)、肝臓(重量増加等)及び脾臓(ヘモジデリン沈着等)	神経毒性、発がん性、繁殖能への影響及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。ウサギを用いた発生毒性試験において、着床後胚損失率の増加及び生存胎児数の減少が認められた。ラットでは催奇形性は認められなかった。
要-015	0.004	メチルイソチオシアネート	殺線虫剤、殺菌剤、殺虫剤及び除草剤	ジチオカーバメート系	体重(増加抑制)、肝臓(重量増加、肝細胞脂肪変性等)及び前胃(肥厚等)	神経毒性、発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。
他-064	0.007	フェノキサニル	殺菌剤	プロピオンアミド系	肝臓	繁殖能への影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。
他-067	0.007	フラメピル	殺菌剤	カルボキシアミド系	肝臓(肝細胞肥大等)	発がん性及び生体にとって問題となるような遺伝毒性は認められなかった。

表 6-31 農薬系統分類：殺菌剤等 2/3

水質基準項目等	ADI*	評価品目名	用途	系統分類 (評価書、FRAC 分類参考)	評価概要 (主な投与影響)	評価概要 (補足)
対-025	0.01	オキシ銅	殺菌剤	有機銅系	体重(増加抑制)及び消化器(嘔吐、軟便、下痢等)	神経毒性、発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。
対-049	0.01	ジチアノン	殺菌剤	キノン系	腎臓(慢性腎症:ラット、尿細管拡張:マウス等)及び肝臓(肝細胞肥大:イヌ等)	神経毒性、繁殖能への影響、催奇形性及び生体にとって問題となるような遺伝毒性は認められなかった。
対-091	0.01	フルアジナム	殺菌剤	2,6-ジニトロアニリン系	肝臓(肝細胞肥大等)及び血液系(貧血)	繁殖能への影響及び遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラットで甲状腺腫瘍、マウスで肝細胞腫瘍の増加が認められた。
他-046	0.014	チフルザミド	殺菌剤	酸アミド系	肝臓(肝細胞空胞化等:ラット)、副腎(重量増加、副腎皮質空胞化:イヌ)、腎臓(尿細管拡張等)及び神経系(軸索及びミエリンの変性等:イヌ)	発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
対-031	0.014	カルプロバミド	殺菌剤	シクロプロパンカルボキサミド系	肝臓	発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
他-052	0.015	トリフルミゾール	殺菌剤	イミダゾール系	体重(増加抑制)及び肝臓(肝細胞肥大等)	発がん性、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
対-079	0.019	ピロキロン	殺菌剤	キノリン系	体重(増加抑制)及び肝臓(重量増加等)	神経毒性、発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
対-083	0.019	フェリムゾン	殺菌剤	ピリミジノンヒドラン系	肝臓(小葉中心性肝細胞肥大等)及び血液(貧血)	繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
他-017	0.021	オキシソリニック酸	殺菌剤(抗菌剤)	カルボン酸系	体重(増加抑制)、精巣(間細胞過形成:ラット)、卵巣(重量増加:ラット)、興奮性の神経症状及び行動変化(ラット)	繁殖能への影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。
対-113	0.022	メタラキシル及びメフェンキサム	殺菌剤	アシルアラニン系	肝臓(重量増加等)	神経毒性、発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
他-035	0.027	シプロジニル	殺菌剤	アニリノピリミジン系	肝臓(肝細胞肥大、肝海綿状変性)、腎臓(慢性炎症)及び甲状腺(ろ胞上皮細胞肥大)	神経毒性、繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

表 6-31 農薬系統分類：殺菌剤等 3/3

水質基準項目等	ADI*	評価品目名	用途	系統分類 (評価書、FRAC 分類参考)	評価概要 (主な投与影響)	評価概要 (補足)
対-016	0.035	イプロベンホス	殺菌剤	有機リン系	ChE活性阻害及び肝臓	発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。
対-093	0.035	プロシミドン	殺菌剤	ジカルボキシイミド系	肝臓(肝細胞肥大等)及び精巣(間細胞過形成等)	遺伝毒性は認められなかった。繁殖試験及び発生毒性試験において、雄ラットに抗アンドロゲン作用に基づくと考えられる生殖器の異常(肛門外尿道口間距離の短縮、尿道下裂等)が認められ、雄の繁殖率が低下した。しかし、ウサギ及びサルの子供には類似の所見はみられなかった。種差検討試験の結果、ラットでは主要代謝物である水酸化体の血漿中濃度が腸肝循環により高く維持されることが、種差の主たる要因であることが示唆された。
対-061	0.04	チアジニル	殺菌剤	チアジアゾールカルボキサミド系	肝臓及び腎臓	繁殖能への影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。
他-079	0.044	ボスカリド	殺菌剤	アニリド系	甲状腺(び漫性ろ胞細胞肥大等)及び肝臓(小葉中心性肝細胞肥大等)	神経毒性、繁殖能への影響、催奇形性、発達神経毒性、免疫毒性及び遺伝毒性は認められなかった。
対-119	0.05	メプロニル	殺菌剤	アミド系	体重増加量及び肝臓	神経毒性、発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。
対-069	0.05	トリシクラゾール	殺菌剤	トリアゾロベンゾチアゾール系	体重(増加抑制)及び肝臓(重量増加等)	発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。
対-100	0.053	ベンシクロン	殺菌剤	尿素系	肝臓	神経毒性、発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
他-005	0.077	アシベンゾラル-S-メチル	殺菌剤	ベンゾチアジアゾール系	体重(増加抑制)、血液(溶血性貧血等)、肝臓(クッパー細胞ヘモジリン沈着等)及び脾臓(ヘモジリン沈着、髓外造血等)	発がん性、免疫毒性、繁殖能への影響及び遺伝毒性は認められなかった。
対-015	0.1	イソプロチオラン	殺菌剤	ジチオラン系	肝臓(重量増加等)	繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

*mg/kg 体重/日
対-060, 要-015: 殺虫剤と重複

表 6-32 農薬系統分類：除草剤等 1/5

水質基準項目等	ADI*	評価品目名	用途	系統分類 (評価書、HRAC 分類参考)	評価概要 (主な投与影響)	評価概要 (補足)
対-118	0.007	メフェナセット	除草剤	酸アミド系	血液及び脾臓	発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
対-011	0.01	アラクロール	除草剤	酸アミド系	肝臓(脂肪化等)、眼(網膜変性等)、鼻腔(炎症)、腺胃(粘膜萎縮)及び甲状腺(ろ胞上皮嚢胞)	繁殖能への影響、催奇形性及び生体にとって問題となるような遺伝毒性は認められなかった。
対-088	0.01	ブタクロール	除草剤	酸アミド系	肝臓(肝細胞肥大等)、腎臓(重量変化、慢性腎症等)、腺胃(粘膜萎縮)、鼻腔(粘膜杯細胞過形成)、甲状腺(過形成)及び血液(貧血)	繁殖能への影響、催奇形性及び生体にとって問題となるような遺伝毒性は認められなかった。
対-092	0.018	プレチラクロール	除草剤	酸アミド系	体重増加量及び肝臓	神経毒性、発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
要-016	0.097	メトラクロール	除草剤	酸アミド系	肝臓	繁殖能への影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。
対-096	0.019	プロピザミド	除草剤	アミド系	体重(増加抑制)、肝臓(重量増加、小葉中心性肝細胞肥大等)及び甲状腺(重量増加、ろ胞上皮細胞肥大等)	繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
対-098	0.04	プロモブチド	除草剤	アミド系	肝臓	発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
対-106	0.005	ベンフルラリン	除草剤	ジニトロアニリン系	肝臓(肝細胞及び類洞細胞内色素沈着並びに肝細胞肥大)及び腎臓(尿路系障害(urologic syndrome)、硝子滴形成等)	繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
対-070	0.024	トリフルラリン	土壌処理型 除草剤	ジニトロアニリン系	腎臓(進行性糸球体腎症、腎結石、腎盂上皮過形成等)、肝臓(重量増加)、貧血	繁殖能への影響、催奇形性及び問題となる遺伝毒性は認められなかった。
対-104	0.12	ペンディメタリン	除草剤	ジニトロアニリン系	肝臓(肝細胞肥大等)及び甲状腺(ろ胞上皮細胞過形成等)	神経毒性、繁殖能への影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。

表 6-32 農薬系統分類：除草剤等 2/5

水質基準項目等	ADI*	評価品目名	用途	系統分類 (評価書、HRAC 分類参考)	評価概要 (主な投与影響)	評価概要 (補足)
他-060	0.01	ピラゾスルフロン エチル	除草剤	スルホニルウレ ア系	肝臓(小葉中心性肝細胞肥 大、空胞変性等)、血液(貧 血)及びChol(コレステロー ル)減少	神経毒性、発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
他-012	0.056	エトキシスルフロ ン	除草剤	スルホニルウレ ア系	体重(増加抑制)、肝・胆道 系(慢性隔壁性肝炎等:イ ヌ)及び甲状腺(T3 及びT4 の減少)	繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
他-006	0.095	アジムスルフロ ン	除草剤	スルホニルウレ ア系	肝臓、膵臓及び造血管系	発がん性、繁殖能への影響及び遺伝毒性は認められなかった。
対-035	0.01	クミルロン	除草剤	尿素系	肝臓	催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。
対-059	0.3	ダイムロン	除草剤	尿素系	体重増加量及び肝臓	発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。
対-078	0.0088	ピリプチカルブ	除草剤	チオカーバメー ト系	肝臓及び血液(貧血)	神経毒性、繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
対-065	0.009	チオベンカルブ	除草剤	チオカーバメー ト系	肝臓(肝細胞肥大等)及び腎 臓(硝子滴沈着等)	発がん性、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。
対-019	0.01	エスプロカルブ	除草剤	チオカーバメー ト系	肝臓(重量増加等)及び腎臓 (硝子滴沈着等)	神経毒性、発がん性、繁殖能への影響及び遺伝毒性は認められなかった。
対-060	0.004	ダゾメット	殺線虫剤、 殺菌剤、殺 虫剤及び除 草剤	ジチオカーバ メート系	体重(増加抑制)、血液(貧 血)、肝臓(重量増加等)及 び脾臓(ヘモジデリン沈着 等)	神経毒性、発がん性、繁殖能への影響及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。ウサギを用いた発生毒性試験において、着床後胚損失率の増加及び生存胎児数の減少が認められた。ラットでは催奇形性は認められなかった。
要-015	0.004	メチルイソチオシ アネート	殺線虫剤、 殺菌剤、殺 虫剤及び除 草剤	ジチオカーバ メート系	体重(増加抑制)、肝臓(重 量増加、肝細胞脂肪変性 等)及び前胃(肥厚等)	神経毒性、発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。
対-112	0.005	メタムアンモニウ ム塩	土壌くん蒸 剤	ジチオカーバ メート系	体重(増加抑制)及び胃(前 胃角化亢進、腺胃粘膜上皮 過形成等)	発がん性、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた2 世代繁殖試験において、生存児数減少、死産児数増加等が認められた。
対-112	0.0075	メタムナトリウム 塩及びメタムカリ ウム塩	土壌くん蒸 剤	ジチオカーバ メート系	体重(増加抑制)、血液(貧 血)、胃(前胃粘膜上皮過形 成)及び膀胱(粘膜上皮過形 成)	発がん性、繁殖能への影響及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。ラット及びウサギを用いた発生毒性試験において、母動物に毒性の認められる用量で髄膜瘤等が認められた。

表 6-32 農薬系統分類：除草剂等 3/5

水質基準項目等	ADI*	評価品目名	用途	系統分類 (評価書、HRAC 分類参考)	評価概要 (主な投与影響)	評価概要 (補足)
対-054	0.0094	ジメタメトリン	除草剤	トリアジン系	肝臓(単細胞壊死等)、腎臓(尿管上皮色素沈着等)及び膵臓(外分泌腺空胞化等)	神経毒性、繁殖能への影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。
他-074	0.03	プロメトリン	除草剤	トリアジン系	体重(増加抑制)、血液(貧血)、腎臓(重量増加等)及び肝臓(重量増加等)	神経毒性、発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
他-008	0.072	アメトリン	除草剤	トリアジン系	-	繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラットで精巣間細胞腫等の増加が認められたが、本剤に遺伝毒性は認められず、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難い。
他-007	0.0012	アミトロール	除草剤	トリアゾール系	甲状腺(ろ胞上皮細胞過形成等)	発生毒性試験において、ウサギの胎児に外表奇形が認められたが、これは死亡胚数増加がみられる高用量での所見であり、母動物に毒性が生じない用量では胎児に対する影響はみられなかった。繁殖試験では親動物に顕著な一般毒性が発現する高用量で交尾率低下等が認められた。遺伝毒性試験においては、in vitro及び昆虫を用いた試験系でいくつかの陽性結果が認められたものの、高用量まで試験された in vivoの試験系では陰性の結果であったことから、アミトロールには生体にとって問題となるような遺伝毒性があるとは考えられなかった。発がん性試験では、雌雄ラットで甲状腺ろ胞細胞腺腫の発生頻度増加が認められたが、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難い。
他-056	0.02	バクロブトラゾール	植物成長調整剤	トリアゾール系	体重(増加抑制)及び肝臓(重量増加、肝細胞脂肪変性等)	発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
対-037	0.0091	グルホシネート	除草剤	アミノ酸系	中枢神経系(鎮静、円背位等)、腎臓(重量増加等)及び血液(貧血等)	発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。グルホシネートP 投与影響は、主に腎臓(重量増加等)及び中枢神経系(大脳の神経網空胞化等)に認められた。発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
対-036	1	グリホサート	除草剤	アミノ酸系	体重(増加抑制)、消化管(下痢、盲腸重量増加、腸管拡張、腸管粘膜肥厚等)及び肝臓(ALP 増加、肝細胞肥大等)	神経毒性、発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
他-068	0.0044	フルアジホップ	除草剤	アリルオキシプロピオン酸エステル系	肝臓(重量増加等)、腎臓(重量増加、慢性腎症等)、精巣(重量減少、精細管精上皮萎縮等)及び眼(白内障:イヌ)	神経毒性、発がん性及び遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた2世代及び3世代繁殖試験において、妊娠期間延長、着床数及び受胎率の減少等が認められた。発生毒性試験において、ラットでは横隔膜ヘルニア、水腎等が認められ、ウサギでは母毒性の認められない用量では、催奇形性は認められなかった。フルアジホップP プチル投与による影響は、主に肝臓(重量増加等)、腎臓(重量増加等)、精巣(精細管変性等:ハムスター)及び眼(白内障:ハムスター)に認められた。発がん性及び遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた発生毒性試験において、300 mg/kg 体重/日投与で催奇形性を示唆する結果は得られなかった。

表 6-32 農薬系統分類：除草剂等 4/5

水質基準項目等	ADI*	評価品目名	用途	系統分類 (評価書、HRAC 分類参考)	評価概要 (主な投与影響)	評価概要 (補足)
他-018	0.009	キザロホップエチル	除草剤	アリルオキシプロピオン酸エステル系	肝細胞肥大、精巣萎縮等	発がん性、催奇形性、繁殖能への影響及び遺伝毒性は認められなかった。
要-006	0.0008	テフリルトリオン	除草剤	トリケトン系	眼(ラット及びイヌ)、体重増加量、血液(貧血、イヌ)及び肝臓	神経毒性、発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
対-005	0.0019	MCPA	除草剤	フェノキシ系	体重(増加抑制)、肝臓(肝細胞肥大等)及び腎臓(腎機能障害とこれに関連した腎病変)	発がん性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた発生毒性試験において、母動物に毒性が発現する用量で胎児に骨格異常及び骨格変異が発現しているが、母動物に毒性が発現しない用量では胎児への影響はみられていない。また、マウス及びウサギを用いた発生毒性試験では母動物に毒性が発現する用量においても胎児への影響はみられていない。ラットを用いた繁殖試験においても、親動物に毒性が発現しない用量では児動物への影響はみられていない。これらのことから、母動物に毒性が発現しない用量では、胎児・出生児に対して影響を及ぼす可能性は少ないと考えられた。
対-102	0.002	ベンゾフェナップ	除草剤	ピラゾール系	体重(増加抑制)、肝臓(重量増加等)及び血液(貧血)	発がん性、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。ラット2世代繁殖試験において受胎率低下は認められた。
対-028	0.003	カフェンストロール	除草剤	その他	小腸、肝臓及び神経	発がん性、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
対-018	0.0035	インダノファン	除草剤	その他	血液凝固系	発がん性、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。
対-051	0.0036	ジチオピル	除草剤	ピリジン系	肝臓	発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
対-074	0.0044	ピラクロニル	除草剤	その他	肝臓(肝細胞肥大)及び甲状腺(ろ胞上皮細胞肥大等)	発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。
対-086	0.0052	フェントラザミド	除草剤	テトラゾリノン系	赤血球及び脳 ChE活性阻害、NTE 活性阻害、肝臓及び膀胱	繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。本剤投与により ChE 及び NTE 活性阻害が認められたが、症状観察において神経症状はみられず、遅発性神経毒性を示唆する所見も認められなかった。
他-051	0.0059	トリネキサパックエチル	植物成長調整剤	シクロヘキサジオン系	体重変化及び腎臓	繁殖能への影響、発がん性、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
対-038	0.0062	クロメプロップ	除草剤	フェノキシ酸系	血液(貧血)、肝臓及び腎臓	催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。
他-015	0.008	オキサジアルギル	除草剤	オキサジアゾール系	肝臓	催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
対-089	0.008	ブタミホス	除草剤	有機リン系	脳及び赤血球 ChE活性阻害	ニワトリにおいて遅発性神経毒性が示唆され、繁殖試験では哺育中の生存児数減少が認められた。発がん性、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。

表 6-32 農薬系統分類：除草剤等 5/5

水質基準項目等	ADI*	評価品目名	用途	系統分類 (評価書、HRAC 分類参考)	評価概要 (主な投与影響)	評価概要 (補足)
対-024	0.0091	オキサジクロメホン	除草剤	オキサジノン系	肝臓及び腎臓	繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
対-045	0.01	ジクロベニル	除草剤	ニトリル	肝臓(重量増加、肝細胞肥大等)、腎臓(重量増加、慢性腎症の頻度増加等)及び血液(貧血)	神経毒性、繁殖能への影響及び遺伝毒性は認められなかった。母動物に毒性の認められる用量で、ラットでは胎児に過剰肋骨が、ウサギでは外表異常又は内臓異常が認められた。
要-011	0.019	プロマシル	除草剤	ウラシル系	体重(増加抑制)、肝臓(重量増加、肝細胞肥大等)及び精巣(精巣萎縮、精母細胞壊死等:マウス)	繁殖能への影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。
他-061	0.02	ピリミノバックメチル	除草剤	ピリミジルカルボキシ系	肝臓、腎臓及び血液(貧血、ラットのみ)	繁殖能への影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。
対-107	0.026	ベンフレセート	除草剤	ベンゾフラニルアルキルスルホン酸系	腎臓	発がん性、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
対-101	0.034	ベンゾビスクロン	除草剤	その他	肝臓及び腎臓	発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。
他-013	0.044	エトベンザニド	除草剤	アニリド系	肝臓(重量増加、肝細胞肥大、変異肝細胞巣等)及び腎臓(腎尿細管上皮細胞の変性:ラット)	催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。
要-012	0.23	ペントキサゾン	除草剤	オキサゾリジンジオン系	肝細胞肥大、膀胱粘膜上皮過形成等の増殖性病変等	催奇形性、繁殖能への影響及び遺伝毒性は認められなかった。
対-006	0.36	アシュラム	除草剤	カーバメート系	体重(増加抑制)及び甲状腺(ろ胞上皮細胞肥大等)	催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた2世代繁殖試験において新生児数減少が認められた。

*mg/kg 体重/日
対-060, 要-015: 殺虫剤と重複

表 6-33 農薬系統分類：殺虫剤 1/3

水質基準項目等	ADI*a	評価品目名	用途	系統分類 (評価書、IRAC 分類参考)	評価概要 (主な投与影響)	主影響項目*b								補足項目*c						評価概要 (補足)		
						ChE 活性 阻害	体重 (増加 抑制)	肝臓	腎臓	他臓 器	甲状 腺	血液	神経 系	発が ん性	繁殖 能	催奇 形性	神経 毒性	免疫 毒性	遺伝 毒性			
対-027	0.00025	カズサホス	殺虫剤	有機リン系	神経系									○	X	X	X				X	
他-081	0.00056	メタミドホス	殺虫剤	有機リン系	脳及び赤血球ChE活性	○									X	X	X				X	
対-040	0.001	クロルピリホス	殺虫剤	有機リン系	脳及び赤血球ChE活性阻害	○									X	X	X				X	
対-058	0.001	ダイアジノン	殺虫剤	有機リン系	赤血球及び脳AChE活性阻害、神経症状	○								○	X	○	X				X	ラット2世代繁殖試験：交尾率及び妊娠率の低下
対-004	0.0014	E P N	殺虫剤	有機リン系	赤血球ChE活性阻害	○									X	X	X				X	
対-012	0.002	イソキサチオン	殺虫剤	有機リン系	脳及び赤血球ChE活性阻害	○									X	X	X	X			X	
要-013	0.002	ホサロン	殺虫剤	有機リン系	ChE活性阻害	○									X	X	X				X	
対-084	0.0023	フェンチオン	殺虫剤	有機リン系	ChE活性阻害	○									X	○	X				X	繁殖試験：母動物に毒性が発現する用量で受胎率の低下
対-007	0.0024	アセフェート	殺虫剤	有機リン系	赤血球及び脳ChE活性阻害、血液への影響(貧血等)	○					○						X				X	
対-085	0.0029	フェントエート	殺虫剤	有機リン系	ChE活性阻害	○									X	X	X				X	
対-081	0.0049	フェントロチオン	殺虫剤	有機リン系	ChE活性阻害	○									X	X	X	X			X	
対-109	0.29	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	有機リン系	脳及び赤血球ChE活性阻害	○										X	X	X			X	
他-044	0.018	チアマトキサム	殺虫剤	ネオニコチノイド系	腎臓(尿管上皮硝子滴沈着等)及び肝臓(炎症性細胞浸潤、肝細胞肥大等)			○	○							X	X	X	X	X	X	
要-002	0.057	イミダクロプリド	殺虫剤	ネオニコチノイド系	神経系(振戦等)及び体重(増加抑制)		○							○	X	X	X	X	X	X	X	ラット急性神経毒性試験：振戦、運動能及び移動運動能低下等
要-001	0.071	アセタミプリド	殺虫剤	ネオニコチノイド系	体重(増加抑制)及び肝臓(肝細胞肥大等)		○	○							X	X	X				X	
他-019	0.097	クロチアニジン	殺虫剤	ネオニコチノイド系	体重(増加抑制)		○								X	X	X	X	X	X	X	
他-030	0.22	ジノテフラン	殺虫剤	ネオニコチノイド系	毒性所見は多くは認められなかったが体重増加抑制等が見		○								X	X	X	X			X	
他-055	0.53	ニテンピラム	殺虫剤	ネオニコチノイド系	体重(増加抑制)		○								X	○	X				X	ラット繁殖試験：着床数減少及び出生児数減少
他-065	0.017	フェンバレレート	殺虫剤	ピレスロイド系	体重(増加抑制)、神経系(振戦、刺激反応性の亢進等)、肝臓、脾臓、リンパ節及び副腎(いずれも多発性肉芽腫等)		○	○		○				○	X	X	X				X	

表 6-33 農薬系統分類：殺虫剤 2/3

水質基準項目等	ADI*a	評価品目名	用途	系統分類 (評価書、IRAC 分類参考)	評価概要 (主な投与影響)	主影響項目*b							補足項目*c						評価概要 (補足)			
						ChE 活性 阻害	体重 (増加 抑制)	肝臓	腎臓	他臓 器	甲状 腺	血液	神経 系	発がん 性	繁殖 能	催奇 形性	神経 毒性	免疫 毒性		遺伝 毒性		
対-021	0.031	エトフェンプロックス	殺虫剤	ピレスロイド系	肝臓(肝細胞肥大等)、腎臓(尿細管好塩基性変化等)、甲状腺(微小嚢増加等:ラット)及び血液(貧血等:マウス)			○	○			○	○				X	X	X	X	X	
他-025	0.085	シクロプロトリン	殺虫剤	ピレスロイド系	体重(増加抑制)、肝臓(重量増加、肝細胞肥大等)等		○	○									X	X				X
他-039	0.11	シラフルオフェン	殺虫剤	ピレスロイド系	肝臓及び精巣			○		○							X	X				X
対-060	0.004	ダゾメット	殺線虫剤、殺菌剤、殺虫剤及び除草剤	ジチオカーバメート系	体重(増加抑制)、血液(貧血)、肝臓(重量増加等)及び脾臓(ヘモジリン沈着等)		○	○					○			X	X		X		X	ウサギ発生毒性試験:着床後胚損失率の増加及び生存胎児数の減少。ラットでは催奇形性は認められなかった。
要-015	0.004	メチルイソチオシアネート	殺線虫剤、殺菌剤、殺虫剤及び除草剤	ジチオカーバメート系	体重(増加抑制)、肝臓(重量増加、肝細胞脂肪変性等)及び前胃(肥厚等)		○	○		○					X	X	X	X			X	
他-077	0.0035	ベンダイオカルブ	殺虫剤	カーバメート系	全血ChE活性阻害及び水晶体混濁	○									X							X
対-082	0.013	フェノプカルブ	殺虫剤	カーバメート系	神経系(ChE阻害、間代性痙攣、拳尾及び筋痙攣等)、血液(白血球減少)、体重(増加抑制)及び肝臓(重量増加等)	○	○	○							X	X	X				X	ラット急性神経毒性試験:前肢又は後肢の握力低下
対-080	0.00019	フィプロニル	殺虫剤	フェニルピラゾール系	中枢神経系(痙攣等)、肝臓(重量増加等)及び甲状腺(重量増加等:ラット)			○				○					X				X	
要-003	0.005	エチプロール	殺虫剤	フェニルピラゾール系	肝臓(肝細胞肥大等)			○								X	X	X			X	
対-010	0.0025	アミトラズ	殺虫剤(殺ダニ剤)	アミトラズ系	中枢神経系に対する軽度の抑制が認められ、イヌで最も感受性が高いことが示唆							○					X				X	
他-053	0.0056	トルフェンピラド	殺虫剤	その他	肝臓(肝細胞肥大等)及び腎臓(近位尿管上皮肥大等)			○	○						X	X	X	X			X	
対-090	0.009	プロフェジン	殺虫剤	プロフェジン系	肝臓(重量増加、肝細胞肥大等)			○							X	X	X				X	

表 6-33 農薬系統分類：殺虫剤 3/3

水質基準項目等	ADI*a	評価品目名	用途	系統分類 (評価書、IRAC 分類参考)	評価概要 (主な投与影響)	主影響項目*b								補足項目*c					評価概要 (補足)	
						ChE 活性 阻害	体重 (増加 抑制)	肝臓	腎臓	他臓 器	甲状 腺	血液	神経 系	発がん 性	繁殖 能	催奇 形性	神経 毒性	免疫 毒性		遺伝 毒性
他-071	0.0098	プロバルギット	殺虫剤	亜硫酸エステル系	体重(増加抑制)及び血液(貧血)		○					○			X				X	
他-059	0.013	ピメロジン	殺虫剤	ピリジンアゾメチン系	肝臓、甲状腺及び血液			○			○	○			X	X				X
他-050	0.016	テブフェンジド	殺虫剤	ベンゾイルヒドラジド系	血液(溶血性貧血、メトヘモグロビン血症等)及び体重(増加抑制)		○					○		X	○	X		X	X	2世代繁殖試験:非出産率増加並びに平均出生児数及び平均生存児数の減少
他-033	0.02	ジフルベンズロン	殺虫剤	ベンゾイル尿素系	溶血性貧血で、関連する変化は赤血球(MetHb 増加等)							○		X	X	X				X
対-001	0.02	1,3-ジクロロプロペン	殺虫剤(殺線虫剤)	その他	胃(前胃扁平上皮過形成、角化亢進)、膀胱(移行上皮過形成)及び血液(貧血)					○		○			X	X				X
要-014	0.022	メタアルデヒド	殺虫剤	エタナール重合体	ラット、マウス及びブイヌで肝臓(肝細胞肥大等)、ラット及びブイヌでは神経症状			○					○		X	X				X
他-041	0.024	スピノサド	殺虫剤	スピノシン系	リン脂質症と考えられる臓器及び組織における細胞質内の空胞化					○				X		X				X
他-020	0.27	クロマフェンジド	殺虫剤	アシルヒドラジン系	血液(貧血)、肝臓(重量増加等)及び脾臓(褐色色素沈着増加等)			○		○		○		X	X	X				X

*a: mg/kg 体重/日
 *b: ○ 影響あり、空欄は影響なし
 *c: X 影響なし、空欄は記載なし

表 6-34 農薬系統分類：殺菌剂等 1/3

水質基準項目等	ADI*a	評価品目名	用途	系統分類 (評価書、FRAC 分類参考)	評価概要 (主な投与影響)	主影響項目*b										補足項目*c				評価概要 (補足)		
						ChE 活性 阻害	体重 (増加 抑制)	肝臓	腎臓	他臓 器	甲状 腺	血液	神経 系	発がん 性	繁殖 能	催奇 形性	神経 毒性	免疫 毒性	遺伝 毒性			
他-049	0.004	テトラコナゾール	殺菌剤	トリアゾール系	肝臓(小葉中心性肝細胞肥大等)、腎臓(腎皮質尿細管上皮細胞肥大等:イヌ)及び骨(頭蓋骨の肥厚等)			○	○	○							○	○	X	X	急性神経毒性試験及び亜急性神経毒性試験:自発運動量の減少。繁殖試験:妊娠期間の延長。ラット発生毒性試験:母動物に影響が認められた用量で水腎症及び尿管の発生数が増加。ウサギでは催奇形性は認められなかった。	
他-037	0.0085	シメコナゾール	殺菌剤	トリアゾール系	肝臓(小葉中心性肝細胞肥大等)			○									○			X	ラット2世代繁殖試験:出産率の低下及び児動物の腎盂拡張。追加で実施された「胎児又は哺育児の腎臓に及ぼす影響に関する試験(1世代繁殖試験)」等の結果、腎盂拡張については、妊娠(胎生)後期に発現することが知られているレニン/アンジオテンシン系に及ぼす影響に起因する可能性が示唆された。また、発生毒性試験において、ラットでは骨格変異の増加が認められたが、奇形の増加は認められなかった。ウサギでは胎児に影響は認められなかった。	
他-031	0.0096	ジフェノコナゾール	殺菌剤	トリアゾール系	体重(増加抑制)、肝臓(重量増加、肝細胞肥大等)及び眼(白内障:イヌ)		○	○		○							X	X		X	繁殖能への影響、催奇形性、免疫毒性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。	
対-095	0.019	プロピコナゾール	殺菌剤	トリアゾール系	肝臓(肝細胞肥大、空胞化及び壊死:ラット及びマウス)及び消化管(十二指腸粘膜うっ血等:イヌ)			○		○							X			X		
要-005	0.029	テブコナゾール	殺菌剤	トリアゾール系	体重(増加抑制)、肝臓(脂肪変性等)		○	○												X	X	
対-116	0.016	メトミノストロピン	殺菌剤	オキシイミノアセトアミド系	肝臓(小葉中心性肝細胞肥大等)、腎臓(慢性腎症等)及び血液(貧血)			○	○			○					X		X		X	
対-026	0.052	オリサastroピン	殺菌剤	オキシイミノアセトアミド系	-													X			X	
対-060	0.004	ダゾメット	殺線虫剤、殺菌剤、殺虫剤及び除草剤	ジチオカーバメート系	体重(増加抑制)、血液(貧血)、肝臓(重量増加等)及び脾臓(ヘモジデリン沈着等)		○	○		○		○				X	X		X		X	ウサギを用いた発生毒性試験において、着床後胚損失率の増加及び生存胎児数の減少が認められた。ラットでは催奇形性は認められなかった。
要-015	0.004	メチルイソチオシアネート	殺線虫剤、殺菌剤、殺虫剤及び除草剤	ジチオカーバメート系	体重(増加抑制)、肝臓(重量増加、肝細胞脂肪変性等)及び前胃(肥厚等)		○	○		○						X	X	X	X		X	
他-064	0.007	フェノキサニル	殺菌剤	プロピオンアミド系	肝臓			○									X	X			X	
他-067	0.007	フラメピル	殺菌剤	カルボキシアミド系	肝臓(肝細胞肥大等)			○									X				X	

表 6-34 農薬系統分類：殺菌剤等 2/3

水質基準項目等	ADI*a	評価品目名	用途	系統分類 (評価書、FRAC 分類参考)	評価概要 (主な投与影響)	主影響項目*b							補足項目*c					評価概要 (補足)			
						ChE 活性 阻害	体重 (増加 抑制)	肝臓	腎臓	他臓 器	甲状 腺	血液	神経 系	発がん 性	繁殖 能	催奇 形性	神経 毒性		免疫 毒性	遺伝 毒性	
対-025	0.01	オキシ銅	殺菌剤	有機銅系	体重(増加抑制)及び消化器 (嘔吐、軟便、下痢等)		○			○					X	X	X	X		X	
対-049	0.01	ジチアノン	殺菌剤	キノン系	腎臓(慢性腎症:ラット、尿細 管拡張:マウス等)及び肝臓 (肝細胞肥大:イヌ等)			○	○							X	X	X			X
対-091	0.01	フルアジナム	殺菌剤	2,6-ジニトロア ニリン系	肝臓(肝細胞肥大等)及び血 液系(貧血)			○				○		○	X					X	発がん性試験:ラットで甲状腺腫瘍、マウスで肝細胞腫瘍の増加
他-046	0.014	テフルザミド	殺菌剤	酸アミド系	肝臓(肝細胞空胞化等:ラッ ト)、副腎(重量増加、副腎皮 質空胞化:イヌ)、腎臓(尿細 管拡張等)及び神経系(軸索 及びミエリンの変性等:イヌ)			○	○	○			○	X	X	X				X	
対-031	0.014	カルプロバミド	殺菌剤	シクロプロパン カルボキサミド 系	肝臓			○						X	X	X				X	
他-052	0.015	トリフルミゾール	殺菌剤	イミダゾール系	体重(増加抑制)及び肝臓 (肝細胞肥大等)		○	○						X		X				X	
対-079	0.019	ピロキロン	殺菌剤	キノリン系	体重(増加抑制)及び肝臓 (重量増加等)		○	○						X	X	X	X			X	
対-083	0.019	フェリムゾン	殺菌剤	ピリミジンヒド ラゾン系	肝臓(小葉中心性肝細胞肥 大等)及び血液(貧血)			○				○		X	X					X	
他-017	0.021	オキシロニック酸	殺菌剤(抗 菌剤)	カルボン酸系	体重(増加抑制)、精巢(間 細胞過形成:ラット)、卵巣 (重量増加:ラット)、興奮性 の神経症状及び行動変化 (ラット)		○			○			○	X	X					X	
対-113	0.022	メタラキシル及び メフェノキサム	殺菌剤	アシルアラニン 系	肝臓(重量増加等)			○						X	X	X	X			X	
他-035	0.027	シプロジニル	殺菌剤	アニリノピリミジ ン系	肝臓(肝細胞肥大、肝海綿 状変性)、腎臓(慢性炎症) 及び甲状腺(ろ胞上皮細胞 肥大)			○	○		○			X	X	X				X	

表 6-34 農薬系統分類：殺菌剤等 3/3

水質基準項目等	ADI*a	評価品目名	用途	系統分類 (評価書、FRAC 分類参考)	評価概要 (主な投与影響)	主影響項目*b										補足項目*c					評価概要 (補足)			
						ChE 活性 阻害	体重 (増加 抑制)	肝臓	腎臓	他臓 器	甲状 腺	血液	神経 系	発がん 性	繁殖 能	催奇 形性	神経 毒性	免疫 毒性	遺伝 毒性					
対-016	0.035	イプロベンホス	殺菌剤	有機リン系	ChE活性阻害及び肝臓	○		○									X	X	X				X	
対-093	0.035	プロシミドン	殺菌剤	ジカルボキシイ ミド系	肝臓(肝細胞肥大等)及び精 巢(間細胞過形成等)			○		○													X	繁殖試験及び発生毒性試験において、雄ラットに抗アンドロゲン作用に基づくと考えられる生殖器の異常(肛門外尿道口間距離の短縮、尿道下裂等)が認められ、雄の繁殖率が低下した。しかし、ウサギ及びサルの胎児には類似の所見はみられなかった。種差検討試験の結果、ラットでは主要代謝物である水酸化体の血漿中濃度が腸肝循環により高く維持されることが、種差の主たる要因であることが示唆された。
対-061	0.04	チアジニル	殺菌剤	チアジアゾール カルボキサミド 系	肝臓及び腎臓			○	○									X	X				X	
他-079	0.044	ボスカリド	殺菌剤	アニリド系	甲状腺(び漫性ろ胞細胞肥 大等)及び肝臓(小葉中心性 肝細胞肥大等)			○			○							X	X	X	X	X	X	
対-119	0.05	メプロニル	殺菌剤	アミド系	体重増加量及び肝臓		○	○									X	X	X	X			X	
対-069	0.05	トリシクラゾール	殺菌剤	トリアゾロベンゾ チアゾール系	体重(増加抑制)及び肝臓 (重量増加等)		○	○									X	X	X				X	
対-100	0.053	ペンシクロン	殺菌剤	尿素系	肝臓			○									X	X	X	X			X	
他-005	0.077	アシベンゾラール S-メチル	殺菌剤	ベンゾチアジア ゾール系	体重(増加抑制)、血液(溶 血性貧血等)、肝臓(クッ パー細胞ヘモジデリン沈着 等)及び脾臓(ヘモジデリン 沈着、髄外造血等)		○	○		○		○					X	X				X	X	
対-015	0.1	イソプロチオラン	殺菌剤	ジチオラン系	肝臓(重量増加等)			○										X	X				X	

*a: mg/kg 体重/日
 *b: ○ 影響あり、空欄は影響なし
 *c: X 影響なし、空欄は記載なし
 対-060、要-015: 殺虫剤と重複

表 6-35 農薬系統分類：除草剂等 1/5

水質基準項目等	ADI*a	評価品目名	用途	系統分類 (評価書、HRAC 分類参考)	評価概要 (主な投与影響)	主影響項目*b										補足項目*c				評価概要 (補足)	
						ChE 活性 阻害	体重 (増加 抑制)	肝臓	腎臓	他臓 器	甲状 腺	血液	神経 系	発が ん性	繁殖 能	催奇 形性	神経 毒性	免疫 毒性	遺伝 毒性		
対-118	0.007	メフェナセツ	除草剤	酸アミド系	血液及び脾臓					○		○				X	X	X			X
対-011	0.01	アラクロール	除草剤	酸アミド系	肝臓(脂肪化等)、眼(網膜 変性等)、鼻腔(炎症)、腺胃 (粘膜萎縮)及び甲状腺(ろ 胞上皮嚢胞)			○		○	○						X	X			X
対-088	0.01	ブタクロール	除草剤	酸アミド系	肝臓(肝細胞肥大等)、腎臓 (重量変化、慢性腎症等)、 腺胃(粘膜萎縮)、鼻腔(粘 膜杯細胞過形成)、甲状腺 (過形成)及び血液(貧血)			○	○	○	○	○					X	X			X
対-092	0.018	プレチラクロール	除草剤	酸アミド系	体重増加量及び肝臓		○	○								X	X	X	X		X
要-016	0.097	メトラクロール	除草剤	酸アミド系	肝臓			○									X	X			X
対-096	0.019	プロピザミド	除草剤	アミド系	体重(増加抑制)、肝臓(重 量増加、小葉中心性肝細胞 肥大等)及び甲状腺(重量増 加、ろ胞上皮細胞肥大等)		○	○			○						X	X			X
対-098	0.04	プロモブチド	除草剤	アミド系	肝臓			○								X	X	X			X
対-106	0.005	ベンフルラリン	除草剤	ジントロアニリ ン系	肝臓(肝細胞及び類洞細胞 内色素沈着並びに肝細胞肥 大)及び腎臓(尿路系障害 (urologic syndrome)、硝子 滴形成等)			○	○								X	X			X
対-070	0.024	トリフルラリン	土壌処理型 除草剤	ジントロアニリ ン系	腎臓(進行性糸球体腎症、 腎結石、腎盂上皮過形成 等)、肝臓(重量増加)、貧血			○	○			○					X	X			X
対-104	0.12	ペンディメタリン	除草剤	ジントロアニリ ン系	肝臓(肝細胞肥大等)及び甲 状腺(ろ胞上皮細胞過形成 等)			○			○						X	X	X		X

表 6-35 農薬系統分類：除草剂等 2/5

水質基準項目等	ADI*a	評価品目名	用途	系統分類 (評価書、HRAC 分類参考)	評価概要 (主な投与影響)	主影響項目*b								補足項目*c					評価概要 (補足)				
						ChE 活性 阻害	体重 (増加 抑制)	肝臓	腎臓	他臓 器	甲状腺	血液	神経 系	発がん 性	繁殖 能	催奇 形性	神経 毒性	免疫 毒性		遺伝 毒性			
他-060	0.01	ピラゾスルフロ ンエチル	除草剤	スルホニルウレ ア系	肝臓(小葉中心性肝細胞肥 大、空胞変性等)、血液(貧 血)及びChol(コレステロー ル)減少			○						○			X	X	X	X		X	
他-012	0.056	エトキシスルフロ ン	除草剤	スルホニルウレ ア系	体重(増加抑制)、肝・胆道 系(慢性隔壁性肝炎等:イ ヌ)及び甲状腺(T3 及びT4 の減少)		○	○		○	○							X	X			X	
他-006	0.095	アジムスルフロ ン	除草剤	スルホニルウレ ア系	肝臓、脾臓及び造血器系			○		○				○			X	X				X	
対-035	0.01	クミルロン	除草剤	尿素系	肝臓			○											X			X	
対-059	0.3	ダイムロン	除草剤	尿素系	体重増加量及び肝臓		○	○									X	X	X			X	
対-078	0.0088	ピリプチカルブ	除草剤	チオカーバメ ート系	肝臓及び血液(貧血)			○						○				X	X	X		X	
対-065	0.009	チオベンカルブ	除草剤	チオカーバメ ート系	肝臓(肝細胞肥大等)及び腎 臓(硝子滴沈着等)			○	○								X		X			X	
対-019	0.01	エスプロカルブ	除草剤	チオカーバメ ート系	肝臓(重量増加等)及び腎臓 (硝子滴沈着等)			○	○								X	X		X		X	
対-060	0.004	ダゾメット	殺線虫剤、 殺菌剤、殺 虫剤及び除 草剤	ジチオカーバ メート系	体重(増加抑制)、血液(貧 血)、肝臓(重量増加等)及 び脾臓(ヘモジデリン沈着 等)		○	○		○				○			X	X		X		X	ウサギ発生毒性試験:着床後胚損失率の増加及び 生存胎児数の減少。ラットでは催奇形性は認めら れなかった。
要-015	0.004	メチルイソチオシ アネート	殺線虫剤、 殺菌剤、殺 虫剤及び除 草剤	ジチオカーバ メート系	体重(増加抑制)、肝臓(重 量増加、肝細胞脂肪変性 等)及び前胃(肥厚等)		○	○		○							X	X	X	X		X	
対-112	0.005	メタムアンモニウ ム塩	土壌くん蒸 剤	ジチオカーバ メート系	体重(増加抑制)及び前胃(前 胃角化亢進、腺胃粘膜上皮 過形成等)		○			○							X	○	X			X	ラット2 世代繁殖試験:生存児数減少、死産児数増 加
対-112	0.0075	メタムナトリウム 塩及びメタムカリ ウム塩	土壌くん蒸 剤	ジチオカーバ メート系	体重(増加抑制)、血液(貧 血)、胃(前胃粘膜上皮過形 成)及び膀胱(粘膜上皮過形 成)		○			○				○			X	X				X	ラット及びウサギ発生毒性試験:母動物に毒性の 認められる用量で髄膜瘤等

表 6-35 農薬系統分類：除草剤等 3/5

水質基準項目等	ADI*a	評価品目名	用途	系統分類 (評価書、HRAC 分類参考)	評価概要 (主な投与影響)	主影響項目*b							補足項目*c					評価概要 (補足)		
						ChE 活性 阻害	体重 (増加 抑制)	肝臓	腎臓	他臓 器	甲状 腺	血液	神経 系	発がん 性	繁殖 能	催奇 形性	神経 毒性		免疫 毒性	遺伝 毒性
対-054	0.0094	ジメタメトリン	除草剤	トリアジン系	肝臓(単細胞壊死等)、腎臓(尿細管上皮色素沈着等)及び膵臓(外分泌腺空胞化等)			○	○	○					X	X	X		X	
他-074	0.03	プロメトリン	除草剤	トリアジン系	体重(増加抑制)、血液(貧血)、腎臓(重量増加等)及び肝臓(重量増加等)		○	○	○			○		X	X	X	X		X	
他-008	0.072	アメトリン	除草剤	トリアジン系	-										X	X			X	発がん性試験:ラットで精巢間細胞腫等の増加が認められたが、本剤に遺伝毒性は認められず、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難い。
他-007	0.0012	アミトロール	除草剤	トリアゾール系	甲状腺(ろ胞上皮細胞過形成等)						○					○			X	発生毒性試験:ウサギの胎児に外表奇形が認められたが、これは死亡胚数増加のみみられる高用量での所見であり、母動物に毒性が生じない用量では胎児に対する影響はみられなかった。繁殖試験:親動物に顕著な一般毒性が発現する高用量で交尾率低下等が認められた。発がん性試験では、雌雄ラットで甲状腺ろ胞細胞腺腫の発生頻度増加が認められたが、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難い。
他-056	0.02	バクロフトラゾール	植物成長調整剤	トリアゾール系	体重(増加抑制)及び肝臓(重量増加、肝細胞脂肪変性等)		○	○						X	X	X			X	
対-037	0.0091	グルホシネート	除草剤	アミノ酸系	中枢神経系(鎮静、円背位等)、腎臓(重量増加等)及び血液(貧血等)							○	○	X	X	X			X	
対-036	1	グリホサート	除草剤	アミノ酸系	体重(増加抑制)、消化管(下痢、盲腸重量増加、腸管拡張、腸管粘膜肥厚等)及び肝臓(ALP 増加、肝細胞肥大等)		○	○		○				X	X	X	X		X	
他-068	0.0044	フルアジホップ	除草剤	アリルオキシプロピオン酸エステル系	肝臓(重量増加等)、腎臓(重量増加、慢性腎症等)、精巢(重量減少、精細管精上皮萎縮等)及び眼(白内障:イヌ)			○	○	○				X				X	X	ラット2世代及び3世代繁殖試験:妊娠期間延長、着床数及び受胎率の減少等。発生毒性試験:ラットでは横隔膜ヘルニア、水腎等が認められ、ウサギでは母毒性の認められない用量では、催奇形性は認められなかった。

表 6-35 農薬系統分類：除草剤等 4/5

水質基準項目等	ADI*a	評価品目名	用途	系統分類 (評価書、HRAC 分類参考)	評価概要 (主な投与影響)	主影響項目*b								補足項目*c					評価概要 (補足)	
						ChE 活性 阻害	体重 (増加 抑制)	肝臓	腎臓	他臓 器	甲状 腺	血液	神経 系	発が ん性	繁殖 能	催奇 形性	神経 毒性	免疫 毒性		遺伝 毒性
他-018	0.009	キザロホップエチル	除草剤	アリルオキシプロピオン酸エステル系	肝細胞肥大、精巢萎縮等			○		○					X	X	X			X
要-006	0.0008	テフリルトリオン	除草剤	トリケトン系	眼(ラット及びイヌ)、体重増加量、血液(貧血、イヌ)及び肝臓		○	○		○					X	X	X	X		X
対-005	0.0019	MCPA	除草剤	フェノキシ系	体重(増加抑制)、肝臓(肝細胞肥大等)及び腎臓(腎機能障害とこれに関連した腎病変)		○	○	○						X	X				X
対-102	0.002	ベンゾフェナップ	除草剤	ピラゾール系	体重(増加抑制)、肝臓(重量増加等)及び血液(貧血)		○	○				○			X	○	X			X
対-028	0.003	カフェンストロール	除草剤	その他	小腸、肝臓及び神経			○		○			○	X		X				X
対-018	0.0035	インダノファン	除草剤	その他	血液凝固系							○		X		X				X
対-051	0.0036	ジチオピル	除草剤	ピリジン系	肝臓			○						X	X	X				X
対-074	0.0044	ピラクロニル	除草剤	その他	肝臓(肝細胞肥大)及び甲状腺(ろ胞上皮細胞肥大等)			○			○			X	X	X				X
対-086	0.0052	フェントラザミド	除草剤	テトラゾリノン系	赤血球及び脳 ChE活性阻害、NTE 活性阻害、肝臓及び膀胱	○		○		○					X	X				X
他-051	0.0059	トリネキサバックエチル	植物成長調整剤	シクロヘキサジオン系	体重変化及び腎臓		○		○					X	X	X				X
対-038	0.0062	クロメブロップ	除草剤	フェノキシ酸系	血液(貧血)、肝臓及び腎臓		○	○				○				X				X
他-015	0.008	オキサジアルギル	除草剤	オキサジアゾール系	肝臓			○								X				X
対-089	0.008	ブタミホス	除草剤	有機リン系	脳及び赤血球 ChE活性阻害	○								X	○	X	○			X

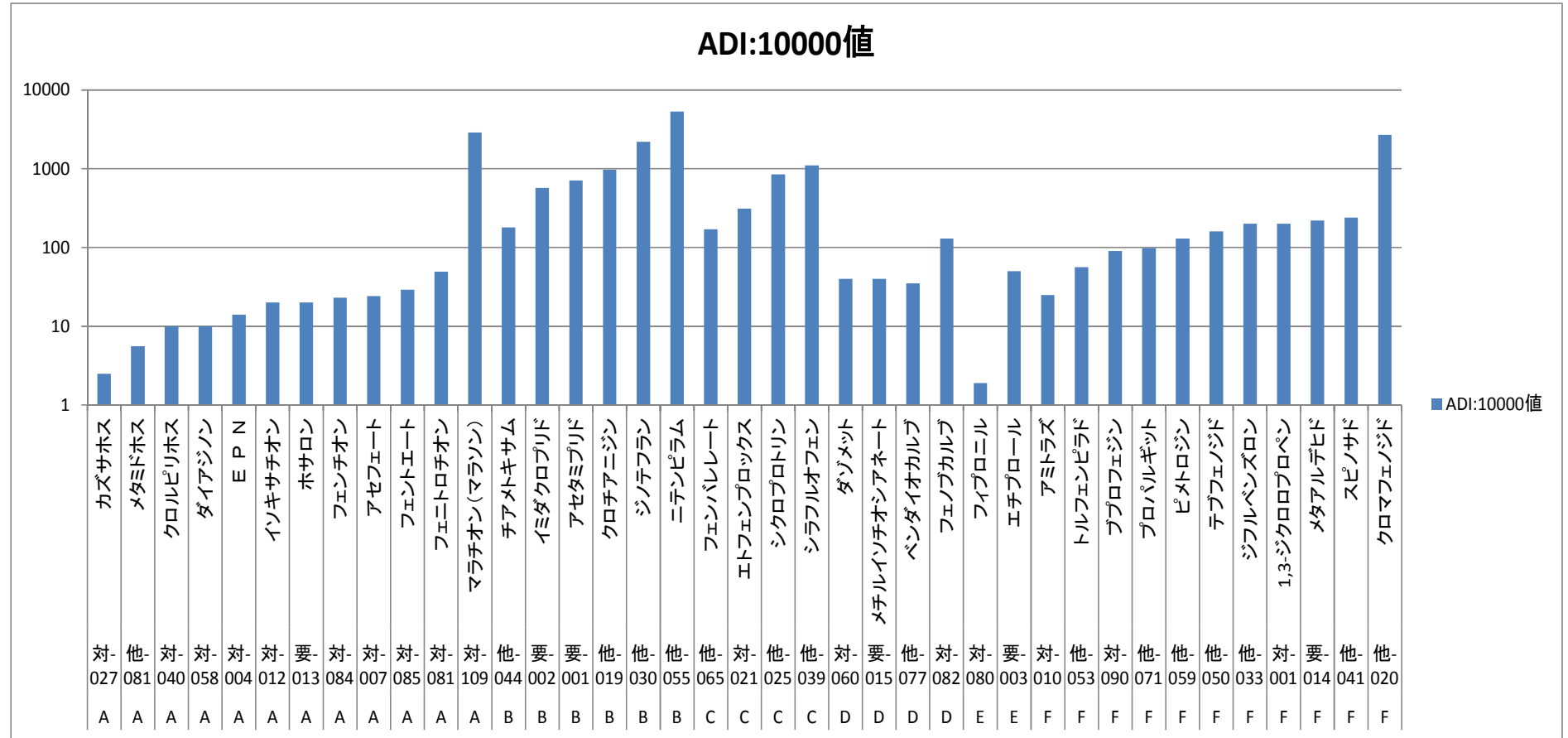
表 6-35 農薬系統分類：除草剤等 5/5

水質基準項目等	ADI*a	評価品目名	用途	系統分類 (評価書、HRAC 分類参考)	評価概要 (主な投与影響)	主影響項目*b										補足項目*c					評価概要 (補足)
						ChE 活性 阻害	体重 (増加 抑制)	肝臓	腎臓	他臓 器	甲状 腺	血液	神経 系	発が ん性	繁殖 能	催奇 形性	神経 毒性	免疫 毒性	遺伝 毒性		
対-024	0.0091	オキサジクロメ ホン	除草剤	オキサジノン系	肝臓及び腎臓			○	○							X	X			X	
対-045	0.01	ジクロベニル	除草剤	ニトリル	肝臓(重量増加、肝細胞肥 大等)、腎臓(重量増加、慢 性腎症の頻度増加等)及び 血液(貧血)			○	○			○				X	○	X		X	母動物に毒性の認められる用量で、ラットでは胎児 に過剰肋骨が、ウサギでは外表異常又は内臓異 常が認められた。
要-011	0.019	プロマシル	除草剤	ウラシル系	体重(増加抑制)、肝臓(重 量増加、肝細胞肥大等)及び 精巢(精巢萎縮、精母細胞 壊死等:マウス)		○	○		○						X	X			X	
他-061	0.02	ピリミノバックメ チル	除草剤	ピリミジルカル ボキシ系	肝臓、腎臓及び血液(貧血、 ラットのみ)			○	○			○				X	X			X	
対-107	0.026	ペンフレセート	除草剤	ベンゾフラニル アルキルスル ホン酸系	腎臓				○						X		X			X	
対-101	0.034	ベンゾビシクロン	除草剤	その他	肝臓及び腎臓			○	○						X	X	X			X	
他-013	0.044	エトベンザニド	除草剤	アニリド系	肝臓(重量増加、肝細胞肥 大、変異肝細胞巢等)及び腎 臓(腎尿管上皮細胞の変 性:ラット)			○	○								X			X	
要-012	0.23	ペントキサゾン	除草剤	オキサゾリジ ンジオン系	肝細胞肥大、膀胱粘膜上皮 過形成等の増殖性病変等			○		○						X	X			X	
対-006	0.36	アシュラム	除草剤	カーバメート系	体重(増加抑制)及び甲状腺 (る胞上皮細胞肥大等)		○				○					○	X			X	ラット2世代繁殖試験:新生児数減少

*a: mg/kg 体重/日
 *b: ○ 影響あり、空欄は影響なし
 *c: X 影響なし、空欄は記載なし
 対-060、要-015: 殺虫剤と重複

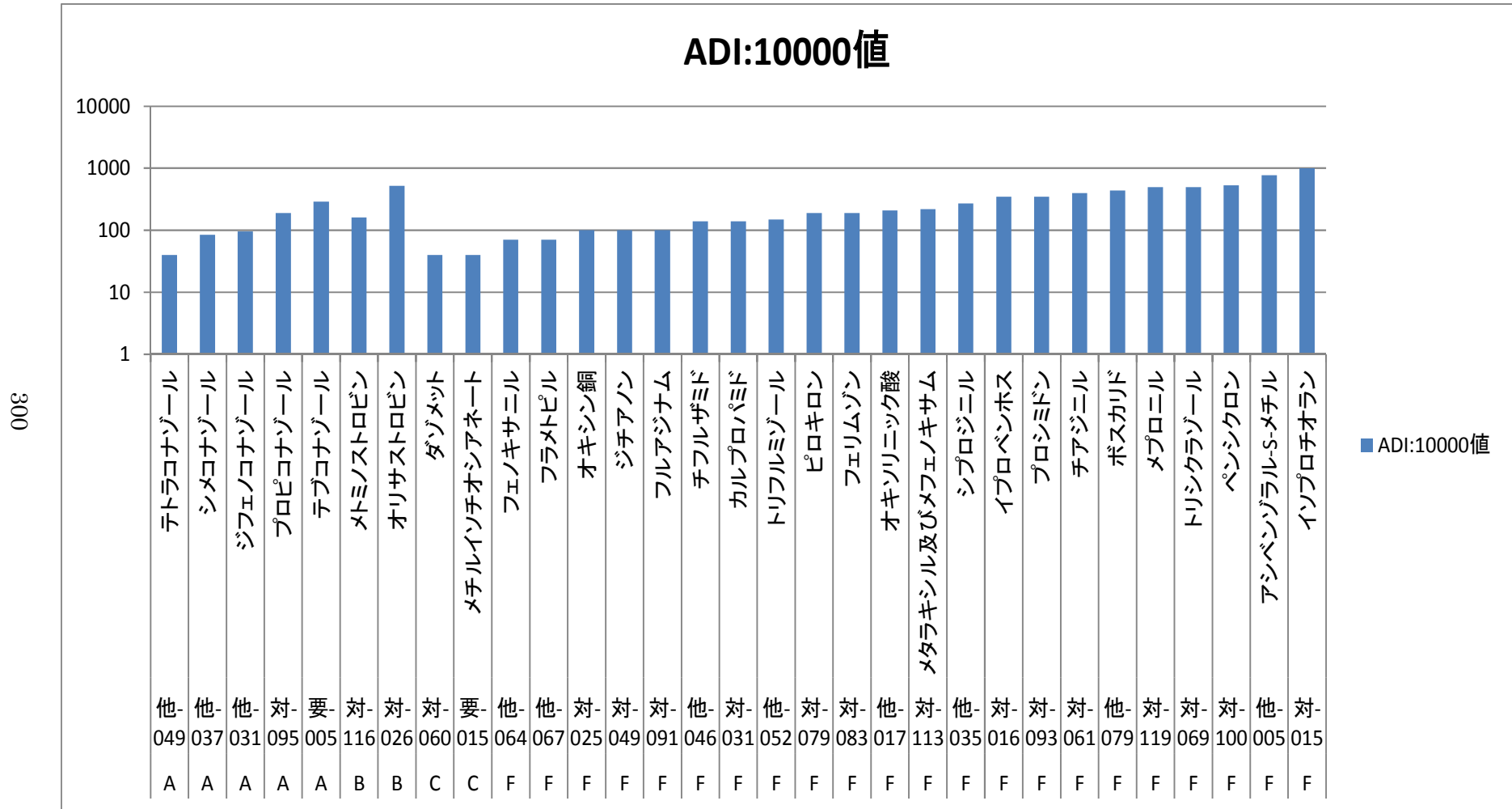
図1 農薬系統分類：殺虫剤等

299



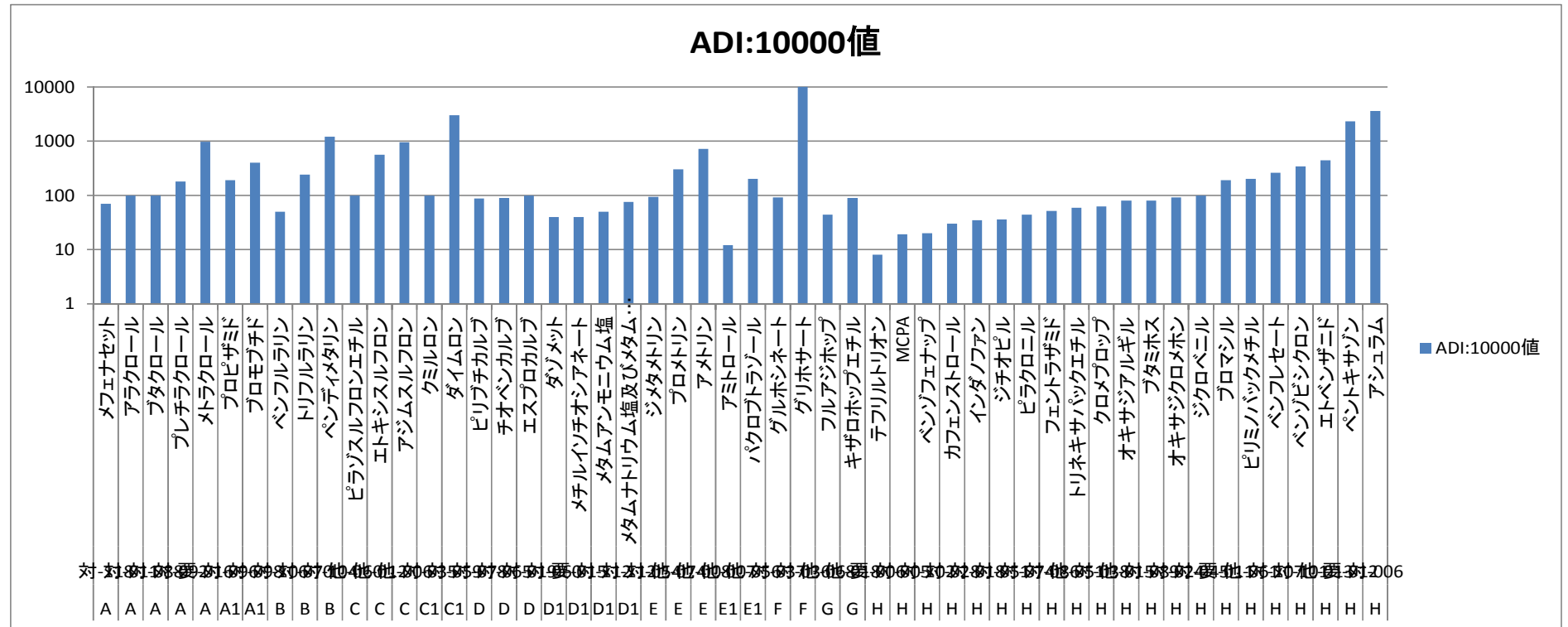
A:有機リン系, B:ネオニコチノイド系, C:ピレスロイド系, D:ジチオカーバメート系, カーバメート系, E:フェニルピラゾール系, F:その他

図2 農薬系統分類：殺菌剤等



A: トリアゾール系, B: オキシイミノアセトアミド系, C: ジチオカーバメート系, F: その他

図3 農薬系統分類：除草剤等 1/3(全体)



A:酸アミド系, A1:アミド系, B:ジニトロアニリン系, C:スルホニルウレア系, C1:尿素系, D:チオカーバメート系, D1:ジチオカーバメート系, E:トリアジン系, E1:トリアゾール系, F:アミノ酸系, G:アルルオキシプロピオン酸エステル系, H:その他

図3 農薬系統分類：除草剂等 2/3(A-G)

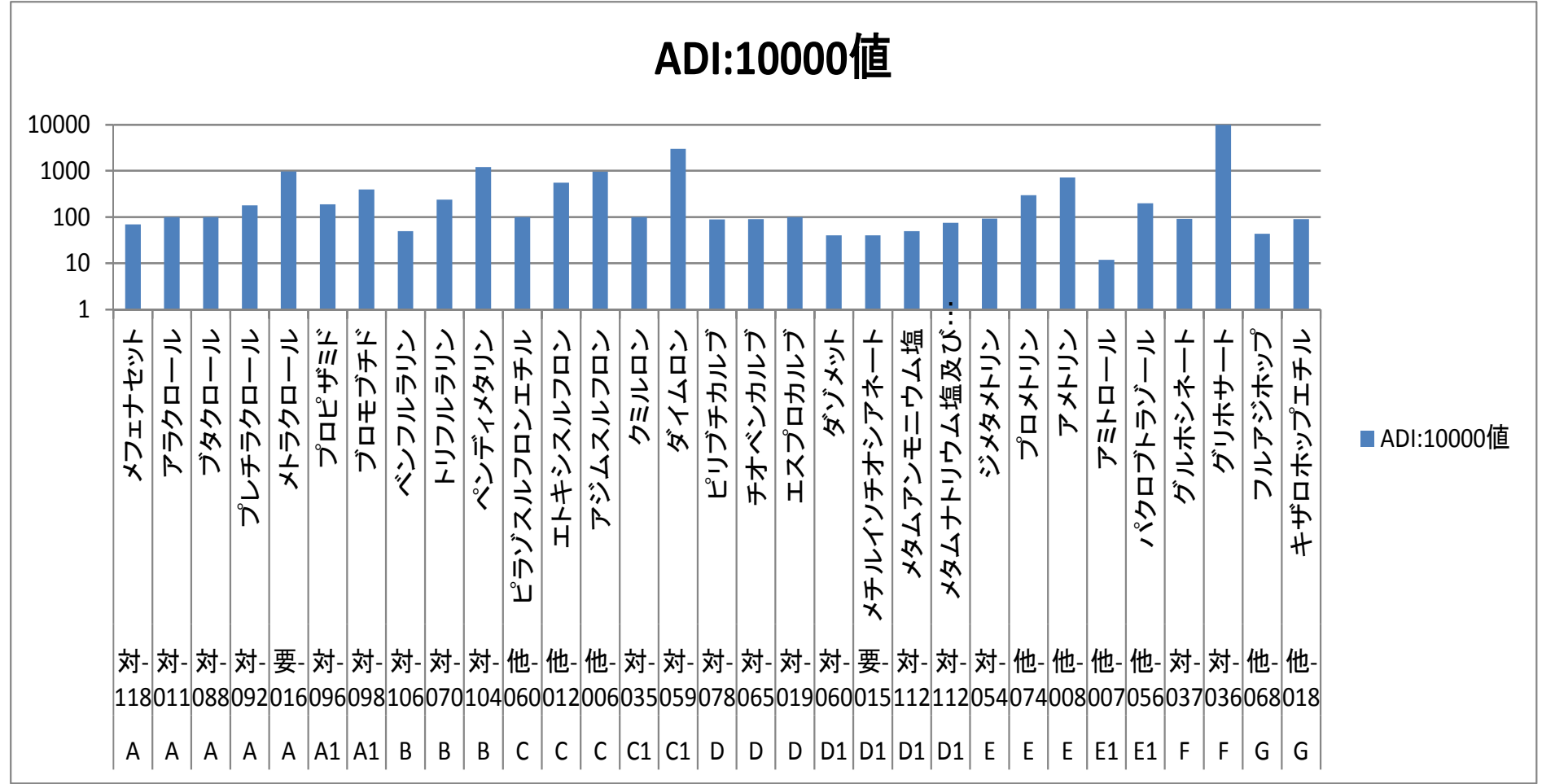


図3 農薬系統分類：除草剤等 3/3(G)

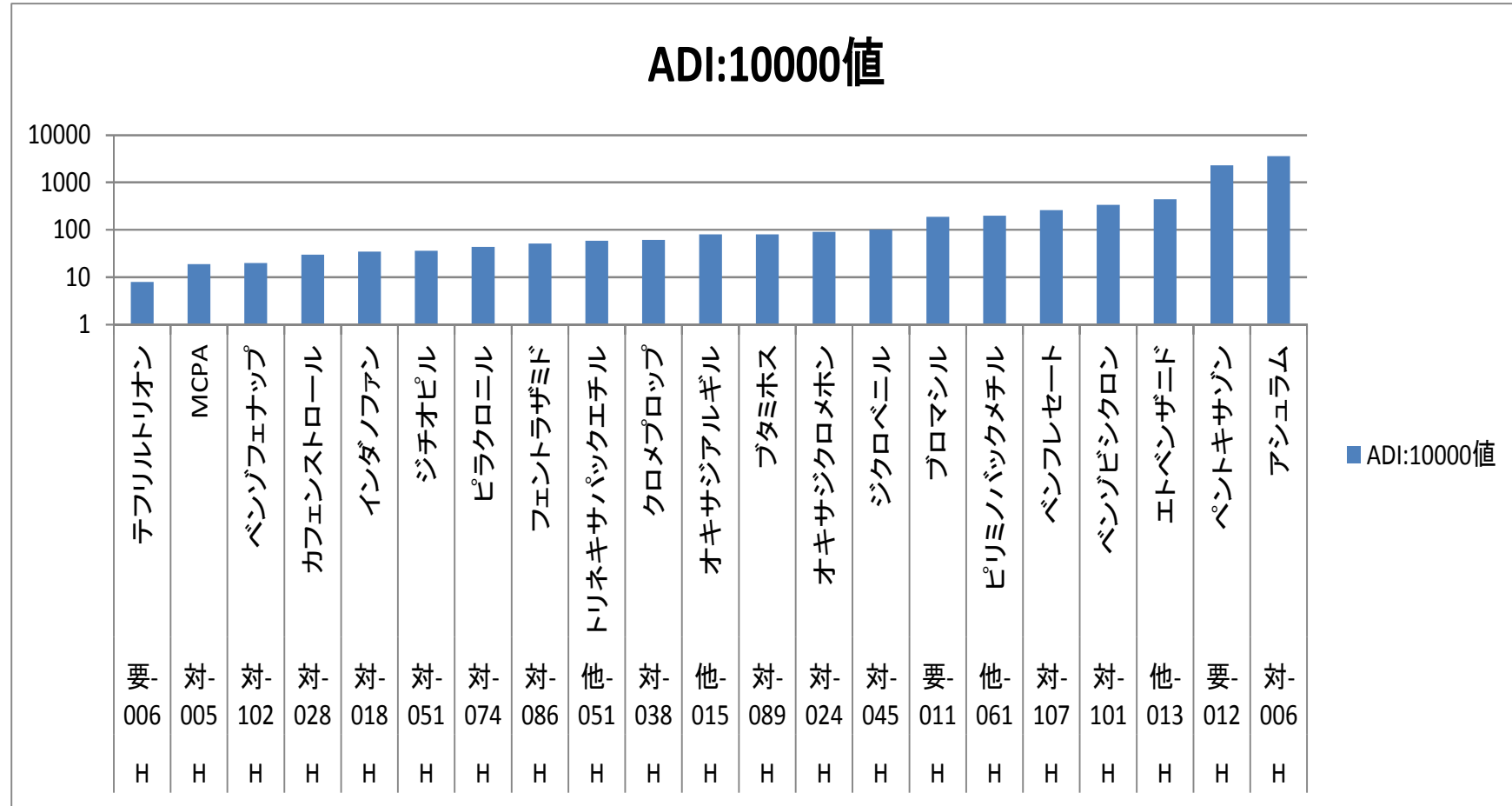


図 4 農薬系統分類：用途毎の ADI 値(最小、最大)比較

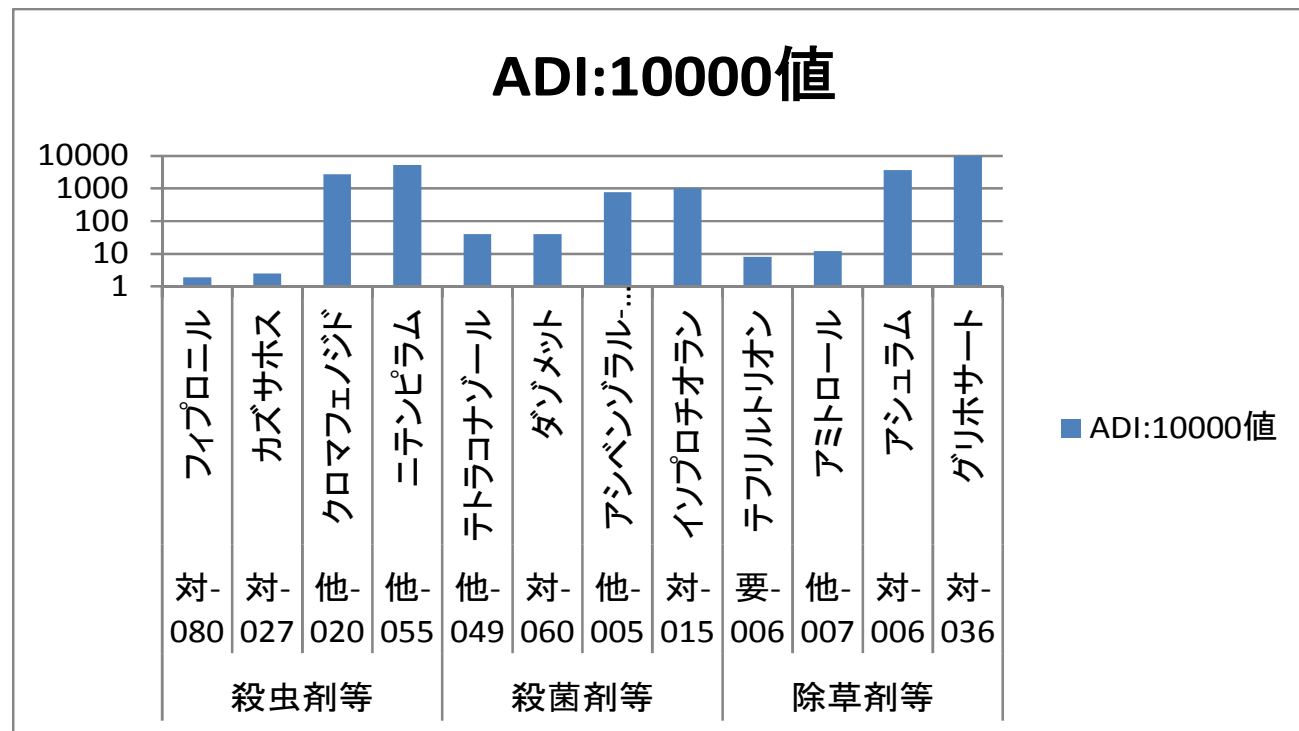


表 6-38 農薬分類と有害性：殺虫剤 1/3

標的臓器：複数区分に分類されている場合、第2区分の標的臓器は()を付した。

No	農薬名	ADI (mg/kg 体重/日)				農薬分類			GHS区分		標的臓器					
		FSC	国内	JMPR	備考	作用機構	構造	区分・標的臓器	神経系	肝臓	腎臓	血液系	甲状腺	その他		
1	フィプロニル	0.00019				神経作用	GABA作動性塩素イオンチャネルブロッカー	フェニルピラゾール系 (フィプロール系)	区分1(神経系)、区分2 (甲状腺、肝臓)	神経系	(肝臓)				(甲状腺)	
2	エチプロール	0.005				神経作用	同上	同上								
3	カズサホス	0.00025				神経作用	アセチルコリンエステラーゼ (AChE)阻害剤	有機リン系	区分1(神経系)、区分2 (全身性)	神経系					(全身性)	
4	ジスルホトン(エチルチオメトン)		-	0.0003		神経作用	同上	同上	区分1(神経系)	神経系						
5	イソフェンホス		0.0005	0.001		神経作用	同上	同上	区分1(神経系、精巣)	神経系					精巣	
6	メタミドホス	0.00056				神経作用	同上	同上	区分2(神経系)	神経系						
7	モノクロトホス		-	0.0006		神経作用	同上	同上	区分1(神経系)	神経系						
8	クロルピリホス	0.001				神経作用	同上	同上	区分1(神経系、副腎)、 区分2(眼)	神経系					副腎、(眼)	
9	ダイアジノン	0.001				神経作用	同上	同上	区分2(腎臓、神経系、肝臓、 精巣)	神経系	肝臓	腎臓			精巣	
10	メチダチオン(DMTP)		-	0.001		神経作用	同上	同上	区分1(肝臓)		肝臓					
11	ピラクロホス		0.001	-		神経作用	同上	同上	分類できない							
12	ホスチアゼート		0.001			神経作用	同上	同上	区分1(神経系、副腎)	神経系					副腎	
13	ホキシム		0.0012	0.001		神経作用	同上	同上								
14	EPN	0.0014				神経作用	同上	同上	区分1(神経系)	神経系						
15	プロチオホス		0.0015	-		神経作用	同上	同上	分類できない							
16	イソキサチオン	0.002				神経作用	同上	同上	分類できない							
17	ホサロン	0.002				神経作用	同上	同上	区分1(神経系)	神経系						
18	トリクロルホン(DEP)		0.002	0.002		神経作用	同上	同上	分類できない							
19	ジメトエート		0.02	0.002		神経作用	同上	同上	区分2(神経系)	神経系						
20	フェンチオン(MPP)	0.0023				神経作用	同上	同上	区分1(神経系)	神経系						
21	アセフェート	0.0024				神経作用	同上	同上	区分2(神経系)	神経系						
22	フェントエート(PAP)	0.0029				神経作用	同上	同上	区分2(血液系、肝臓)		肝臓		血液系			
23	パラチオンメチル		0.015	0.003	国内：1971失効 JMPR：1995	神経作用	同上	同上	区分1(神経系)	神経系						
24	ジクロルボス(DDVP)		-	0.004		神経作用	同上	同上	区分1(神経系、肝臓)	神経系	肝臓					
25	テトラクロルビンホス(CVMP)		0.004	-		神経作用	同上	同上	分類できない							
26	ジメチルビンホス		0.004			神経作用	同上	同上	分類できない							
27	フェントロチオン(MEP)	0.0049				神経作用	同上	同上	区分1(神経系)	神経系						
28	クロルピリホスメチル		-	0.01		神経作用	同上	同上	分類できない							
29	ピリミホスメチル		0.025	0.03	国内：? JMPR: 1992	神経作用	同上	同上	区分1(神経系)	神経系						
30	マラチオン(マラソン)	0.29				神経作用	同上	同上	区分外							

表 6-38 農薬分類と有害性：殺虫剤 2/3

No	農薬名	ADI (mg/kg 体重/日)			農薬分類			GHS区分		標的臓器					
		FSC	国内	JMPR	備考	作用機構	構造	区分・標的臓器	神経系	肝臓	腎臓	血液系	甲状腺	その他	
31	シアノホス (CYAP)		-	-		神経作用	同上	同上	区分1(神経系)	神経系					
32	ピリダフェンチオン		-	-		神経作用	同上	同上	区分1(神経系)	神経系					
33	カルボフラン		-	0.001		神経作用	アセチルコリンエステラーゼ (AChE) 阻害剤	カーバメート系	区分1(神経系)、区分2(精巣)	神経系					(精巣)
34	ペンダイオカルブ	0.0035				神経作用	同上	同上	分類できない						
35	イソプロカルブ (MIPC)		0.004	-		神経作用	同上	同上	区分1(血液系、肝臓)、区分2(腎臓)		肝臓	(腎臓)	血液系		
36	カルバリル (NAC)		0.0075	0.008		神経作用	同上	同上	区分2(神経系)	神経系					
37	オキサミル		0.02	0.009	国内: 2000、JMPR: 2002	神経作用	同上	同上	区分1(全身性、神経系)	神経系					全身性
38	フェノピカルブ (BPMC)	0.013				神経作用	同上	同上	区分外						
39	プロボキスル (PHC)		-	0.02		神経作用	同上	同上	区分1(神経系)、区分2(膀胱)	神経系					(膀胱)
40	メソミル		0.028	0.02		神経作用	同上	同上	区分2(神経系、血液)	神経系			血液系		
41	チオジカルブ		-	0.03		神経作用	同上	同上	区分2(腎臓)			腎臓			
42	ベンフラカルブ		-	-		神経作用	同上	同上	分類できない						
43	フラチオカルブ		-	-		神経作用	同上	同上	区分1(血液)、区分2(神経系)	神経系			(血液系)		
44	テブフェンジド	0.016				生育調節	脱皮ホルモン(エクダイソン)受容体アゴニスト	ジアシル-ヒドラジン系	区分2(血液系、肝臓)		肝臓		血液系		
45	クロマフェンジド	0.27				生育調節	同上	同上							
46	フェンバレレート	0.017				神経作用	ナトリウムチャンネルモジュレーター	ピレスロイド系 ピレトリン系	区分2(神経系、肝臓)	神経系	肝臓				
47	シペルメトリン		0.05	0.02	国内:1999年、JMPR: 2006年 (Gp ADI)	神経作用	同上	同上	区分2(神経系)	神経系					
48	シフルトリン		0.02	0.04		神経作用	同上	同上	区分1(神経系)	神経系					
49	エトフェンプロックス	0.031				神経作用	同上	同上	区分外						
50	ピレトリン		0.04	0.04		神経作用	同上	同上	区分2(神経系、血液、呼吸器)	神経系			血液系		呼吸器
51	ベルメトリン		0.048	0.05		神経作用	同上	同上	分類できない						
52	シクロプロトリン	0.085				神経作用	同上	同上	分類できない						
53	シラフルオフェン	0.11				神経作用	同上	同上							
54	チアクロプリド		0.012	0.01		神経作用	ニコチン性アセチルコリン受容体 (nAChR) 競合的モジュレーター	ネオニコチノイド系	区分2(肝臓)		肝臓				
55	チアトキサム	0.018				神経作用	同上	同上							
56	イミダクロプリド	0.057				神経作用	同上	同上							
57	アセタミプリド	0.071				神経作用	同上	同上							
58	クロチアニジン	0.097				神経作用	同上	同上							
59	ジノテフラン	0.22				神経作用	同上	同上							
60	ニテンピラム	0.53				神経作用	同上	同上							

表 6-38 農薬分類と有害性：殺虫剤 3/3

No	農薬名	ADI (mg/kg 体重/日)				農薬分類			GHS区分		標的臓器					
		FSC	国内	JMPR	備考	作用機構	構造	区分・標的臓器	神経系	肝臓	腎臓	血液系	甲状腺	その他		
61	ペンスタップ		-	-		神経作用	ニコチン性アセチルコリン受容体(nAChR)チャネルブロッカー	ネライストキシン類縁体								
62	カルタップ		-	-		神経作用	同上	同上	分類できない							
63	チオンクラム		-	-		神経作用	同上	同上	区分2(神経系)	神経系						
64	ジコホル(ケルセン)		0.025	0.002	国内:2002年以前、JMPR:2011年(再評価)	-	作用機構が不明あるいは不明確な剤	ジコホル	区分1(甲状腺)、区分2(肝臓、腎臓、副腎)		(肝臓)(腎臓)			甲状腺(副腎)		
65	アミトラズ	0.0025				神経作用	オクトパミン受容体アゴニスト	アミトラズ	区分2(中枢神経系、肝臓、血液系、精巣、前立腺、精巣付属器)	神経系	肝臓		血液系		精巣、前立腺	
66	ダゾメット	0.004				-	その他の非特異的(マルテサイト)阻害剤	メチルイノチオシアネートジェネレーター	区分2(肝臓)		肝臓					
67	メチルイノチオシアネート	0.004				-	その他の非特異的(マルテサイト)阻害剤	メチルイノチオシアネートジェネレーター	区分2(唾液腺、呼吸器、神経系)	神経系					呼吸器、唾液腺	
68	メタム(カーバム)	0.005				-	その他の非特異的(マルテサイト)阻害剤	メチルイノチオシアネートジェネレーター	区分2(肝臓)		肝臓					
69	トルフェンピラド	0.0056				-	-	-	区分1(肝臓、膵臓、生殖器)、区分2(心臓)		肝臓				膵臓、生殖器、(心臓)	
70	エンドスルファン(ベンゾエピン)		0.0057	0.006		神経作用	GABA作動性塩素イオンチャンネルブロッカー	環状ジエン有機塩素系	区分1(腎臓)、区分2(肝臓)		(肝臓)腎臓					
71	ブプロフェジン	0.009				生育調節	キチン生合成阻害剤、タイプ1	ブプロフェジン	区分2(血液系、肝臓、腎臓、甲状腺、脳)		肝臓	腎臓	血液系	甲状腺	脳	
72	プロバルギット(BPPS)	0.0098				エネルギー代謝	ミトコンドリアATP合成酵素阻害剤	プロバルギット	区分2(血液系)				血液系			
73	ピメロジン	0.013				神経作用	弦音器官TRPVチャネルモジュレーター	ピリジン アゾメチン誘導体								
74	ジフルベンズロン	0.02				生育調節	キチン生合成阻害剤、タイプ0	ベンゾイル尿素系								
75	1,3-ジクロロプロベン(D-D)	0.02					酵素の求核反応点(チオール基、アミノ基、水酸基等)	-	区分2(胃、上気道、膀胱)						胃、上気道、膀胱	
76	メタアルデヒド	0.022				-	-	-	区分2(神経系、肝臓、精巣)	神経系	肝臓				精巣	
77	スピノサド	0.024				神経作用	ニコチン性アセチルコリン受容体(nAChR)アロステリックモジュレーター	スピノシン系								
78	ピリプロキシフェン	0.1				生育調節	キチン生合成阻害剤、タイプ1	ピリプロキシフェン								
79	クロロピクリン		-	-		-	その他の非特異的(マルテサイト)阻害剤	クワロピクリン	区分1(呼吸器、中枢神経系)、区分2(血液系)	神経系			(血液系)		呼吸器	

表 6-39 農薬分類と有害性：殺菌剤 1/2

標的臓器：複数区分に分類されている場合、第2区分の標的臓器は()を付した。

No	農薬名	ADI (mg/kg 体重/日)				農薬分類		GHS区分	標的臓器						
		FSC	国内	JMPR	備考	作用機構	構造		区分・標的臓器	神経系	肝臓	腎臓	血液系	甲状腺	その他
1	テトラコナゾール	0.004				細胞膜のステロール合成	トリアゾール類	区分1(肝臓)		肝臓					
2	シメコナゾール	0.0085				細胞膜のステロール合成	トリアゾール類								
3	ピリブチカルブ	0.0088				細胞膜のステロール合成	チオカーバメート類	分類できない							
4	ジフェノコナゾール	0.0096				細胞膜のステロール合成	トリアゾール類	分類できない							
5	シプロコナゾール	-	0.0099	0.02		細胞膜のステロール合成	トリアゾール類								
6	トリフルミゾール	0.015				細胞膜のステロール合成	イミダゾール類								
7	プロピコナゾール	0.019				細胞膜のステロール合成	トリアゾール類	分類できない							
8	テブコナゾール	0.029				細胞膜のステロール合成	トリアゾール類	区分2(眼)							眼
9	フラメビル	0.007				呼吸	ピラゾール-4-カルボキサミド類								
10	オキシシン銅(有機銅)	0.01				呼吸	-	分類できない							
11	フルアジナム	0.01				呼吸	2,6-ジニトロアニリン類	区分2(肝臓、消化管)		肝臓					消化管
12	チフルザミド	0.014				呼吸	チアゾールカルボキサミド類								
13	メミノストロピン	0.016				呼吸	オキシイミノアセトアミド類								
14	ボスカリド	0.044				呼吸	ピリジンカルボキサミド類								
15	メプロニル	0.05				呼吸	フェニルベンズアミド類	区分外							
16	オリサストロピン	0.052				呼吸	オキシイミノアセトアミド類								
17	フルトラニル	0.087				呼吸	フェニルベンズアミド類	区分外							
18	アゾキシストロピン	0.18				呼吸	オキシアクリレート類	分類できない							
19	フェノキサニル	0.007				細胞壁のメラニン合成	プロピオンアミド								
20	カルプロバミド	0.014				細胞壁のメラニン合成	シクロプロパンカルボキサミド								
21	ピロキロン	0.019				細胞壁のメラニン合成	ピロキノリノン								
22	トリシクラゾール	0.05				細胞壁のメラニン合成	トリアゾロベンゾチアゾール	区分2(肝臓)		肝臓					
23	フサライド	-	-			細胞壁のメラニン合成	イソベンゾフラン	分類できない							
24	イミノクタジン	-	0.0023	-		多作用点接触活性	ビスグアニジン類								
25	ジラム	-	0.005	0.003		多作用点接触活性	ジチオカーバメート類及び類縁体	区分1(肝臓)、区分2(血液系、副腎、神経系、腎臓、筋肉、膀胱)	(神経系)	肝臓	(腎臓)	(血液系)			
26	プロピネブ	-	-	0.007		多作用点接触活性	ジチオカーバメート類及び類縁体	分類できない							
27	チウラム	-	0.0084	0.01		多作用点接触活性	ジチオカーバメート類及び類縁体	区分1(甲状腺、肝臓)、区分2(神経系)	(神経系)	肝臓				甲状腺	
28	ジチアノン	0.01				多作用点接触活性	キノン類(アントラキノン類)	区分2(血液系)				血液系			
29	クロロタロニル(TPN)	-	0.018	0.02		多作用点接触活性	クロロニトリル類(フタロニトリル類)	分類できない							
30	マンゼブ(マンコゼブ)	-	-	0.03		多作用点接触活性	ジチオカーバメート類及び類縁体	区分2(神経系、甲状腺、肝、副腎)	神経系					甲状腺	副腎

表 6-39 農薬分類と有害性：殺菌剤 2/2

No	農薬名	ADI (mg/kg 体重/日)				農薬分類		GHS区分	標的臓器					
		FSC	国内	JMPR	備考	作用機構	構造		区分・標的臓器	神経系	肝臓	腎臓	血液系	甲状腺
31	マンネブ	-	-	0.03		多作用点接触活性	ジチオカーバメート類及び類縁体	区分2(甲状腺、呼吸器、血液系)				血液系	甲状腺	呼吸器
32	ジネブ	-	-	0.03		多作用点接触活性	ジチオカーバメート類及び類縁体	区分1(呼吸器)						呼吸器
33	キャプタン	-	0.125	0.1		多作用点接触活性	フタルイミド類	区分外						
34	オキシリニック酸	0.021				核酸合成	カルボン酸類	区分2(神経系)	神経系					
35	メタラキシル	0.022				核酸合成	アシルアラニン類							
36	ヒメキサゾール(ヒドロキシイソキサ-	-	-	-		核酸合成	イソオキサゾール類							
37	エディフェンホス(エジフェンホス、	-	0.0025	0.003		脂質および細胞膜合成	ホスホロチオレート類	区分1(肝臓、腎臓、副腎)、 区分2(血液系)		肝臓	腎臓	(血液系)		副腎
38	イプロベンホス(IBP)	0.035				脂質および細胞膜合成	-	分類できない						
39	トルクロホスメチル	-	0.064			脂質および細胞膜合成	-							
40	イソプロチオラン(IPT)	0.1				脂質および細胞膜合成	ジチオラン類	分類できない						
41	クロネブ	-	-			脂質および細胞膜合成	-							
42	エトリジアゾール(エクロメゾール)	-	-	-		脂質および細胞膜合成	1,2,4-チアジアゾール類	区分2(肝臓)		肝臓				
43	プロシミドン	0.035				シグナル伝達	ジカルボキシイミド類							
44	イプロジオン	-	0.12	0.06		シグナル伝達	ジカルボキシイミド類	区分2(造血系)						造血系
45	チアジニル	0.04				宿主植物の抵抗性誘導	チアジアゾールカルボキサミド							
46	アシベンゾラルSメチル	0.077				宿主植物の抵抗性誘導	ベンゾチアジアゾール BHT							
47	プロベナゾール	-	-			宿主植物の抵抗性誘導	ベンゾイソチアゾール							
48	ベンシクロン	0.053				細胞骨格とモーター蛋白質	フェニルウレア類							
49	チオファネートメチル	-	-	0.08		細胞骨格とモーター蛋白質	チオファネート類	区分2(甲状腺)						甲状腺
50	ベノミル	-	-	0.1		細胞骨格とモーター蛋白質	ベンゾイミダゾール類	区分2(肝臓)		肝臓				
51	フルスルファミド	-	0.001			作用機構不明	ベンゼンスルホンアミド類	区分1(中枢神経系、肝臓)	神経系	肝臓				
52	フェリムゾン	0.019				作用機構不明	ピリミジノンヒドラゾン類	分類できない						
53	ジクロメジン	-	0.02	-		作用機構不明	ピリダジノン類							
54	シプロジニル	0.027				アミノ酸および蛋白質合成	アニリノピリミジン類							
55	テクロフタラム	-	0.058			作用機構不明	フタラミン酸類							
56	ホセチル	0.88				作用機構不明	エチルホスホネート類							
57	バリダマイシン	-	-	-		作用機構不明	グルコピラノシル抗生物質							

表 6-40 農薬分類と有害性：除草剤 1/3

標的臓器：複数区分に分類されている場合、第2区分の標的臓器は()を付した。

No	農薬名	ADI (mg/kg 体重/日)				農薬分類		GHS区分		標的臓器					
		FSC	国内	JMPR	備考	作用機構	構造	区分・標的臓器	神経系	肝臓	腎臓	血液系	甲状腺	その他	
1	テフリルトリオン	0.0008				白化：4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ酵素(4-HPPD)阻害	トリケトン								
2	アミトロール	0.0012				白化：カロチノイド合成(標的部位不明)阻害	トリアゾール	区分1(甲状腺)、区分2(肝臓)		(肝臓)				甲状腺	
3	ピラゾキシフェン	-	0.0015	-		白化：4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ酵素(4-HPPD)阻害	その他	区分1(脾臓)							脾臓
4	ベンゾフェナップ	0.002				同上	ピラゾール	区分2(血液系)				血液系			
5	ピラゾリネート(ピラゾレート)	-	0.006	-		同上	ピラゾール	区分2(生殖器)							生殖器
6	ベンゾビシクロン	0.034				同上	その他								
7	MCPA	0.0019				インドール酢酸様活性(合成オーキシン)	フェノキシカルボン酸	区分2(血液系、腎臓、皮膚)			腎臓	血液系			皮膚
8	クロメブロップ	0.0062				同上	フェノキシカルボン酸								
9	2,4-D(2,4-PA)	-	0.01	0.01		同上	フェノキシカルボン酸	区分2(肝)		肝臓					
10	MCPB	-	0.033	-		同上	フェノキシカルボン酸								
11	トリクロピル	-	-	-		同上	ピリジンカルボン酸	区分2(腎臓)			腎臓				
12	メコプロップ(MCPP)	-	-	-		同上	フェノキシカルボン酸	分類できない							
13	2,4-DB	-	-	-		同上	フェノキシカルボン酸	分類できない							
14	ジクロルプロップ	-	-	-		同上	フェノキシカルボン酸	分類できない							
15	アニロホス	-	0.001	-		VLCFAの阻害(細胞分裂阻害)	その他								
16	カフェンストロール	0.003				同上	その他	区分2(消化管)							消化管
17	フェントラザミド	0.0052				同上	テトラゾリノン								
18	メフェナセット	0.007				同上	オキシアセトアミド	区分2(血液系、腎臓)			腎臓	血液系			
19	アラクロール	0.01				同上	クロロアセトアミド(V1)	区分2(肝臓)		肝臓					
20	ブタクロール	0.01				同上	クロロアセトアミド(V1)								
21	プレチラクロール	0.018				同上	クロロアセトアミド(V3)	分類できない							
22	テニルクロール	-	0.068	-		同上	クロロアセトアミド(V3)	分類できない							
23	メトラクロール	0.097				同上	クロロアセトアミド(V2)	分類できない							
24	ナプロバミド	-	-	-		同上	アセトアミド								
25	ナプロアニリド	-	-	-		同上	アセトアミド	分類できない							
26	ビベロホス	-	-	-		同上	その他	分類できない							
27	ジチオピル	0.0036				微小管重合阻害	ピリジン								
28	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.005				同上	ジニトロアニリン								
29	ブタミホス	0.008				同上	ホスホロアミデート	分類できない							
30	プロピザミド	0.019				同上	ベンズアミド	区分2(肝臓、腎臓)		肝臓	腎臓				
31	トリフルラリン	0.024				同上	ジニトロアニリン	分類できない							
32	ペンディメタリン	0.12				同上	ジニトロアニリン	分類できない							
33	クオルタールジメチル(TCTP)	-	-	-		同上	安息香酸								

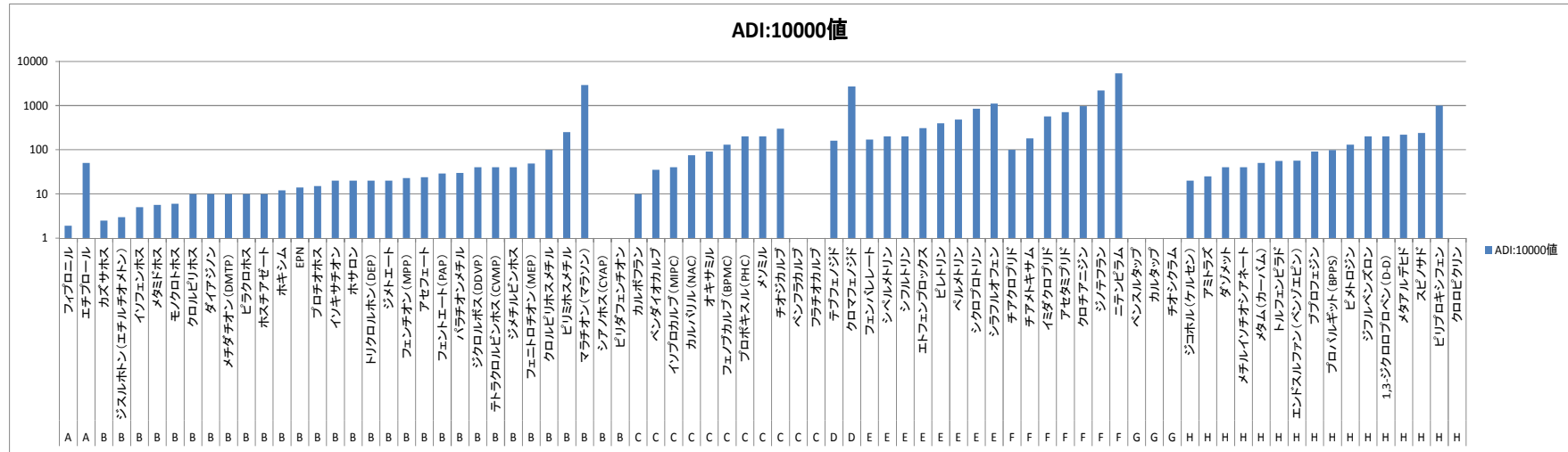
表 6-40 農薬分類と有害性：除草剤 2/3

No	農薬名	ADI (mg/kg 体重/日)				農薬分類		GHS区分	標的臓器					
		FSC	国内	JMPR	備考	作用機構	構造	区分・標的臓器	神経系	肝臓	腎臓	血液系	甲状腺	その他
34	ピラクロニル	0.0044				プロトポルフィリノーゲン酸化酵素(PPO)阻害	その他							
35	オキサジアルギル	0.008				同上	オキサジアゾール							
36	ピフェノックス	-	0.071	-		同上	ジフェニルエーテル							
37	ペントキサゾン	0.23				同上	オキサゾリジンジオン							
38	シハロホップブチル	-	0.0024	-		アセチルCoA カルボキシラーゼ(ACCase)阻害	アリルオキシプロピオン酸エステル(FOPs)	区分2(肝臓)		肝臓				
39	フルアジホップ	0.0044				同上	アリルオキシプロピオン酸エステル(FOPs)							
40	キサロホップエチル	0.009				同上	アリルオキシプロピオン酸エステル(FOPs)	区分2(肝臓、精巣)		肝臓				精巣
41	セトキシジム	-	0.14	-		同上	シクロヘキサジジオン(DIMs)							
42	モリネート	-	0.0021	-		脂質合成阻害(非ACCase阻害)	チオカーバメート	分類できない						
43	チオベンカルブ	0.009				同上	チオカーバメート	分類できない						
44	エスプロカルブ	0.01				同上	チオカーバメート	区分2(血液系、肝臓、腎臓、骨髄)		肝臓	腎臓	血液系		骨髄
45	ベンフレセート	0.026				同上	ベンゾフラン							
46	2,2-DPA(ダラボン)	-	-	-		同上	クロロ炭酸	区分外						
47	ジメピペレート	-	-	-		同上	チオカーバメート	分類できない						
48	ペンスリド(SAP)	-	-	-		同上	ホスホロジチオエート							
49	シアナジン	-	0.0015	-		光合成(光化学系II)阻害	トリアジン	区分2(腎臓、心臓)			腎臓			心臓
50	ジメタメトリン	0.0094				同上	トリアジン							
51	シメトリン	-	0.011	-		同上	トリアジン	区分2(消化管、肝臓、精巣、腎臓)		肝臓	腎臓			消化管、精巣
52	メトリブジン	-	0.0125	-		同上	トリアジノン	分類できない						
53	プロマシル	0.019				同上	ウラシル	区分外						
54	アトラジン	-	-	0.02		同上	トリアジン	区分2(心臓、肝臓、腎臓)		肝臓	腎臓			心臓
55	プロメトリン	0.03				同上	トリアジン							
56	アトリン	0.072				同上	トリアジン	分類できない						
57	ペンタゾン	-	0.09	-		同上	ベンゾチアジノン							
58	プロパニル(DCPA)	-	-	-		同上	アミド	分類できない						
59	ジウロン(DCMU)	-	-	-		同上	ウレア	区分2(血液)				血液系		
60	リニユロン	-	-	-		同上	ウレア	区分2(血液系)				血液系		
61	シデュロン	-	-	-		同上	ウレア							
62	シマジン(GAT)	-	-	-		同上	トリアジン	区分2(神経系)	神経系					

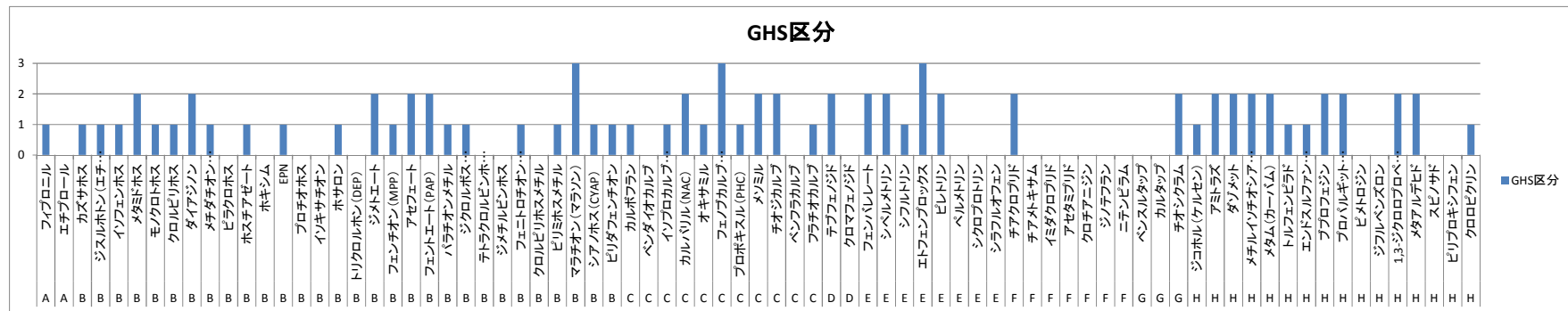
表 6-40 農薬分類と有害性：除草剤 3/3

No	農薬名	ADI (mg/kg 体重/日)				農薬分類		GHS区分 区分・標的臓器	標的臓器					
		FSC	国内	JMPR	備考	作用機構	構造		神経系	肝臓	腎臓	血液系	甲状腺	その他
63	ピラゾスルフロンエチル	0.01				アセト乳酸合成酵素(ALS)阻害(アセトヒドロキシ酸合成酵素(AHAS)阻害)	スルホニルウレア							
64	ビスピリバック	-	0.011	-		同上	ピリミジニル(チオ)ベンゾエート							
65	フラザスルフロン	-	0.013	-		同上	スルホニルウレア							
66	ピリミノバックメチル	0.02				同上	ピリミジニル(チオ)ベンゾエート	分類できない						
67	シクロスルフアムロン	-	0.03	-		同上	スルホニルウレア							
68	エトキシスルフロン	0.056				同上	スルホニルウレア							
69	イマゾスルフロン	-	0.089	-		同上	スルホニルウレア							
70	アジムスルフロン	0.095				同上	スルホニルウレア							
71	ハロスルフロンメチル	0.1				同上	スルホニルウレア	分類できない						
72	ペンスルフロンメチル	0.19				同上	スルホニルウレア							
73	シノスルフロン	-	-	-		同上	スルホニルウレア							
74	ジクワット	-	-	0.002		光化学系 I 電子変換	ピピリジリウム	区分2(眼)						眼
75	キノクラミン(ACN)	-	0.0021	-										
76	インダノファン	0.0035				不明	その他							
77	パラコート	-	-	0.005		光化学系 I 電子変換	ピピリジリウム	区分1(呼吸器、肝臓、腎臓、血液系)		肝臓	腎臓	血液系		呼吸器
78	トリネキサパックエチル	0.0059				ジベレリン生合成阻害	シクロヘキサンジオン							
79	グルホシネート	0.0091				グルタミン合成酵素阻害	ホスフィン酸							
80	オキサジクロメホン	0.0091				不明	その他							
81	ジクロベニル(DBN)	0.01				細胞壁(セルロース)合成阻害	ニトリル	区分2(肝臓)		肝臓				
82	クミロン	0.01				不明	その他							
83	バクロブトラゾール	0.02												
84	プロモブチド	0.04				不明	その他							
85	シンメチリン	-	0.042	-		不明	その他							
86	エトベンザニド	0.044				不明	その他							
87	ダイムロン	0.3				不明	その他							
88	アシュラム	0.36				DHP(ジヒドロプロテイン酸)合成酵素阻害	カーバメート							
89	グリホサート	1				EPSP 合成酵素阻害	グリシン	区分2(唾液腺)						唾液腺
90	メチルダイムロン	-	-	-		不明	その他							
91	クロルニトロフェン(CNP)	-	-	-										

図 5 殺虫剤

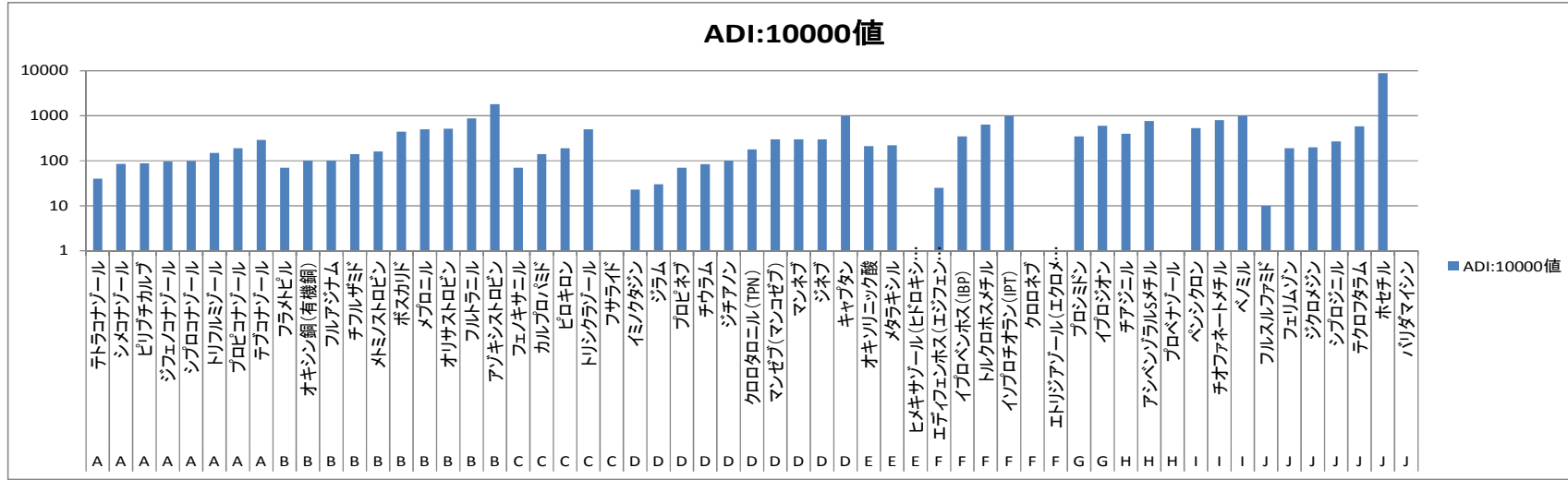


A:フェニルピラゾール系 (フィプロール系), B:有機リン系, C:カーバメート系, D:ジアシル-ヒドラジン系, E:ピレスロイド系 ピレトリン系, F:ネオニコチノイド系, G:ネライストキシン類縁体, H:その他



0:分類できない又はデータなし、1:区分1、2:区分2、3:区分外

図 6 殺菌剤



A:細胞膜のステロール生合成, B:呼吸, C:細胞壁のメラニン合成, D:多作用点接触活性, E:核酸合成, F:脂質および細胞膜合成, G:シグナル伝達, H:宿主植物の抵抗性誘導, I:細胞骨格とモーター蛋白質, J:作用機構不明他

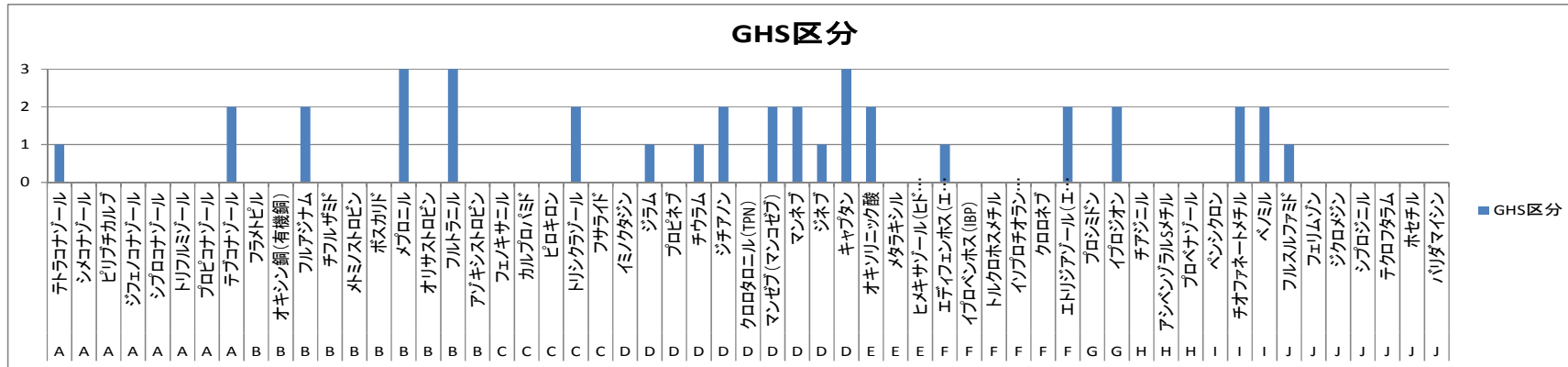
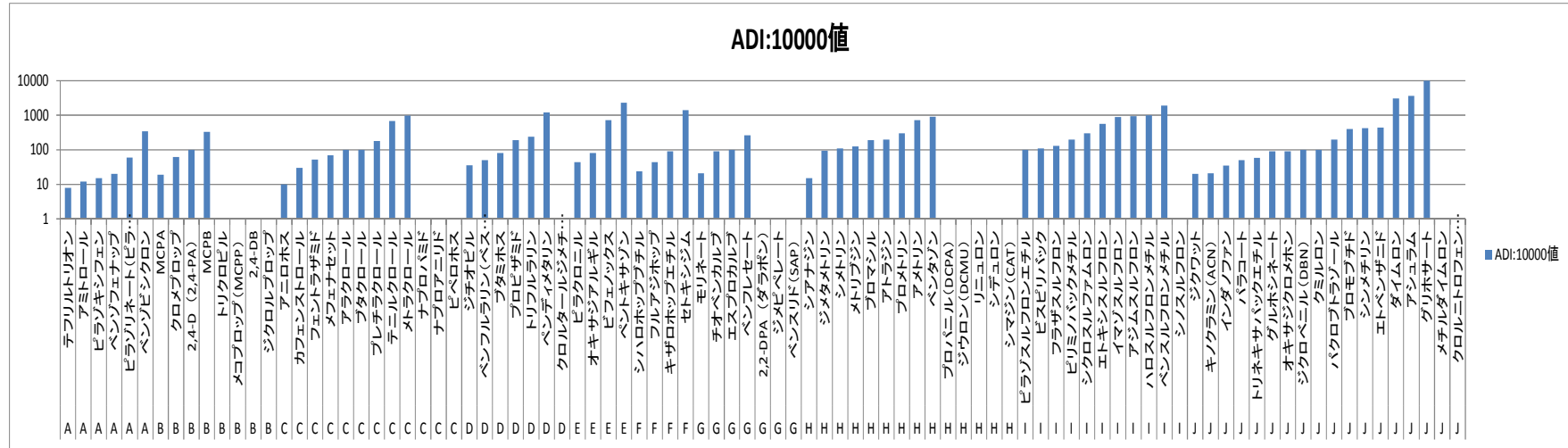
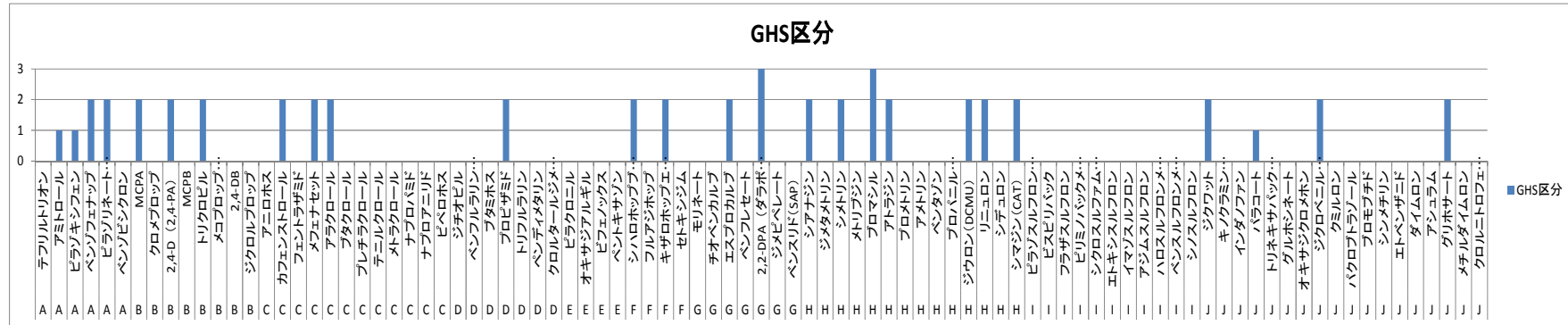


図 7 除草剤



A:白化, B:インドール酢酸様活性 (合成オーキシン), C:VLCFA の阻害 (細胞分裂阻害), D:微小管重合阻害, E:プロトポルフィリノーゲン酸化酵素 (PPO) 阻害, F:アセチル CoA カルボキシラーゼ (ACCase) 阻害, G:脂質合成阻害 (非 ACCase 阻害), H:光合成 (光化学系 II) 阻害, I:アセト乳酸合成酵素 (ALS) 阻害 (アセトヒドロキシ酸合成酵素 (AHAS) 阻害), J:不明他



6-9. 会議資料の作成

平成 28 年度第 2 回水質基準逐次改正検討会(平成 28 年 12 月 20 日)、第 17 回厚生科学審議会(生活環境水道部会)(平成 29 年 1 月 31 日)が開催されており、一部資料の作成に応じた。

以上

＜参考：文献調査業務関連の略語表＞

略号	原義	内容
ACGIH	American Conference of Governmental Industrial Hygienists	米国産業衛生専門家会議
ADI	Acceptable Daily Intake	許容一日摂取量
AF	Allocation Factor	水道水経由の暴露割合
ATSDR	Agency for Toxic Substance and Disease Registry	米国毒性物質疾病登録局
BW	Body Weight	体重
DFG	Deutsche Forschungsgemeinschaft	ドイツ学術振興会
EFSA	European Food Safety Authority	欧州食品安全機関
EPA	Environmental Protection Agency	米国環境保護庁
EU	European Union	欧州連合
FAO	Food and Agriculture Organization	国際連合食糧農業機関
FSC	Food Safety Commission	内閣府食品安全委員会
IARC	International Agency for Research on Cancer	国際がん研究機関
ICSC	International Chemical Safety Card	国際化学物質安全性カード
<i>in vitro</i>		生体外（試験管内）で
<i>in vivo</i>		生体内で
IPCS	International Programme on Chemical Safety	国際化学物質安全性計画
IRIS	Integrated Risk Information System	統合リスク情報システム
JECFA	FAO/WHO Joint Expert Committee on Food Additives	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議
LC ₅₀	Lethal Concentration for 50 %	半数致死濃度
LCLo	Lowest Lethal Concentration	最小致死濃度
LD ₅₀	Lethal Dose for 50 %	半数致死量
LDLo	Lowest Lethal Dose	最小致死量
LOAEC	Lowest Observed Adverse Effect Concentration	最小毒性濃度
LOAEL	Lowest Observed Adverse Effect Level	最小毒性量
MRL	Minimum Risk Level	最小リスクレベル
NITE	National Institute of Technology and Evaluation	（独）製品評価技術基盤機構
NLM	National Library of Medicine	米国国立医学図書館
NOAEC	No Observed Adverse Effect Concentration	無毒性濃度
NOAEL	No Observed Adverse Effect Level	無毒性量
NOEC	No Observed Effect Concentration	無影響濃度
NOEL	No Observed Effect Level	無影響量
NTP	National Toxicological Programme	米国国家毒性計画
OECD SIDS	Organization for Economic Co-operation and Development Screening Information Data Sets	経済協力開発機構スクリーニング用情報データセット
PMTDI	Provisional Maximum Tolerable Daily Intake	最大耐容一日摂取量
RfC	Reference Concentration	参照濃度
RfD	Reference Dose	参照用量
SF	Slope Factor	発がんのスロープ係数
TDI	Tolerable Daily Intake	耐容 1 日摂取量
UF	Uncertainty Factors	不確実性係数
UNEP	United Nations Environment Programme	国連環境計画
WHO	World Health Organization	世界保健機関

＜資料＞平成 28 年度 水道水質関連調査結果等整理業務 報告書（図表 抜粋）

平成 28 年度水道水質関連調査結果等整理業務の内容および手順を以下に記す。なお、本報告書では、「全国担当者会議資料」に用いられた図表を載せ（図表番号は、会議資料における番号）、その他の集計結果については電子データで提出する。

1. 作業ファイル

厚生労働省より調査対象に対して依頼し、平成 28 年 11 月末日に回収した以下の調査ファイルを整理及び集計の対象とした。

①水道水質関連調査（対象機関に対して）

- ・ FILE01.xls 水道水質の被害状況調査
- ・ FILE02.xls クリプトスポリジウム等対策実施状況調査
- ・ FILE03.xls 貯水槽水道及び飲用井戸に係る衛生管理状況調査
- ・ FILE04.xls 同上
- ・ FILE05.xls 水道水質検査の実施状況等に関する調査
- ・ FILE06.xls 要検討項目等の検出状況に関する調査
- ・ FILE07.xls 水安全計画の策定状況等に関する調査

②簡易専用水道の管理の検査に関する調査（対象 121 機関）

- ・ 回答.xls

2. 作業手順

1) 不足データの回収

①水道水質関連調査及び②簡易専用水道の管理の検査に関する調査について、回答期限までに回収された電子データを担当職員より受領し、未回答の機関及び回答のあった機関について不足するデータを確認する。

確認した結果を担当職員に確認の上、担当職員の指示に基づき、未回答の機関及び回答に不足のあった機関より、必要なデータを回収する。

2) 異常値の確認及び修正

回収等した①及び②のデータについて、前年度のデータと見比べ、明らかな異常値がないか確認する。異常値があった場合は担当職員に報告し、その指示に従い修正の上、正規化し、図表作成用データを作成する。

3) 一覧表の作成

①及び②の調査について、各機関からの回答データを、担当職員が提供する電子フォーマットに従い、ファイル（FILE01～FILE07）毎に一つの電子ファイルに取りまとめる。

4) 図表の作成

①及び②の調査について、担当職員の示す作業手順に基づき、3) で作成した図表作成用データを用いて図表を作成する。

5) フィードバック用データの作成

3) において正規化したデータを用い、それぞれの調査対象機関にフィードバックするため、機関毎に電子ファイルを作成する。

<水質汚染事故による水道の被害状況>

	平成23		平成24		平成25		平成26		平成27		平均	
上水道	49	(4)	154	(21)	44	(0)	46	(0)	91	(1)	73	(6)
簡易水道	11	(5)	7	(2)	5	(2)	8	(1)	5	(2)	8	(4)
専用水道	6	(3)	4	(2)	6	(0)	8	(3)	17	(1)	8	(2)
水道用水供給	15	(1)	15	(2)	10	(4)	29	(1)	19	(1)	17	(2)
合計	81	(13)	180	(27)	65	(6)	91	(5)	132	(5)	106	(13)

区分	上水道				簡易水道				専用水道				用水供給				合計				
	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	計
北海道	4																4				4
東北	3					1											3	1			4
関東	10				1					2			5				16		2		18
中部	9				1		1	1					2				12		1	1	14
近畿	4	1								2			2				6	1	2		9
中国	4				1		2	3	1								6		2	3	11
四国		1																1			1
九州	8			1				1		1	3						8	1	3	2	14
沖縄													1				1				1
小計	42	2		1	3	1	3	5	1	1	7		10				56	4	10	6	76
合計	45(91)				12(5)				9(17)				10(19)				76(132)				

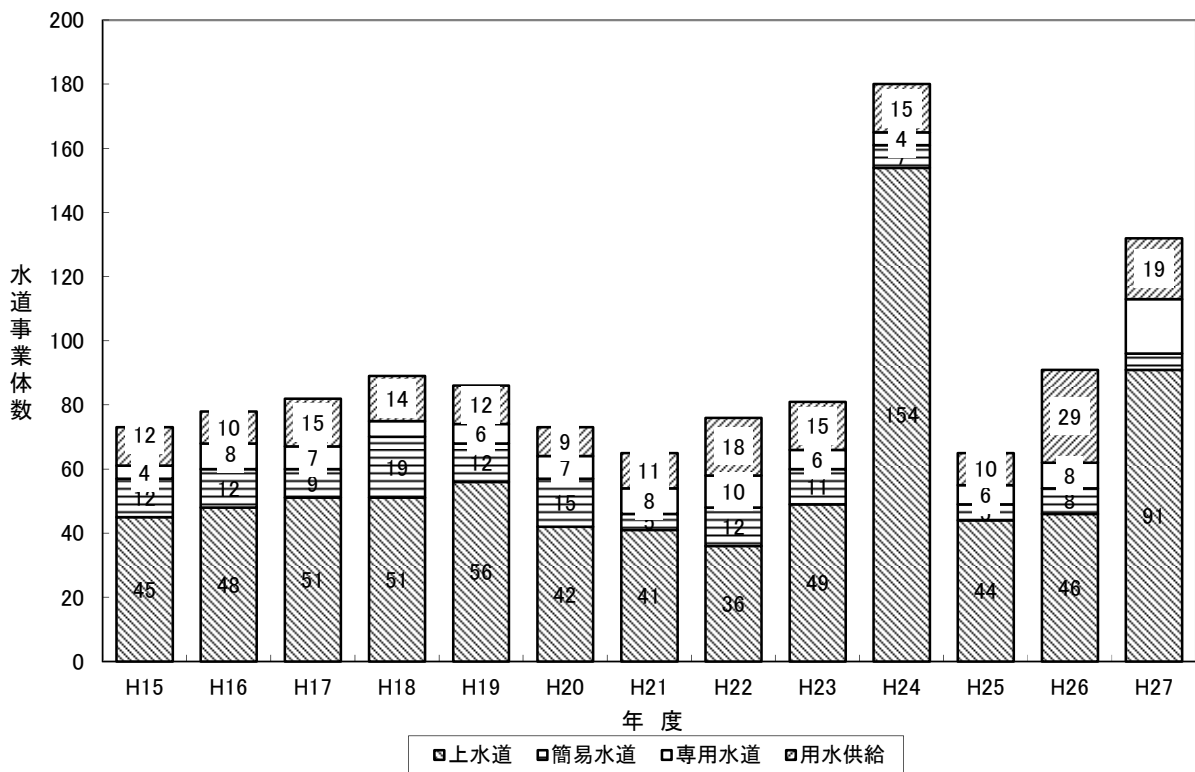
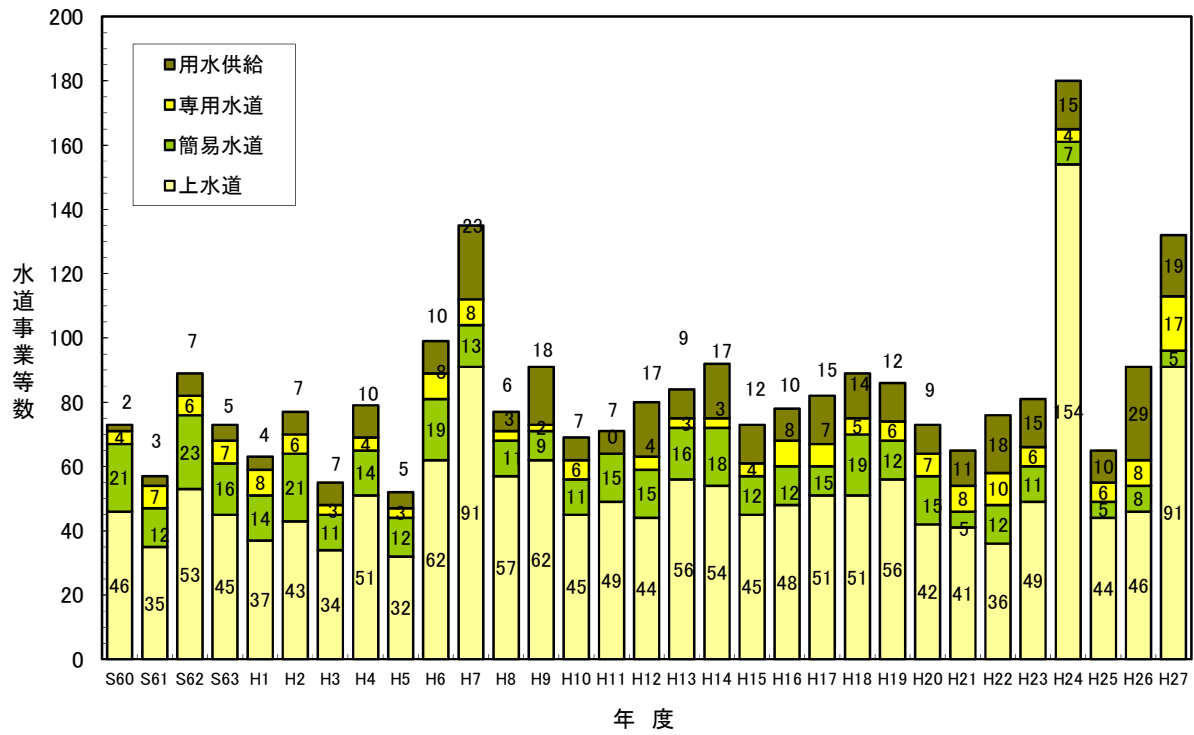


表1-3 水質汚染項目別水質汚染事故件数の経年変化

汚染原因物質	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
油類	110	57.9%	102	64.2%	96	67.1%	40	44.0%	76	57.6%
有機物	8	4.2%	7	4.4%	4	2.8%	4	4.4%	5	3.8%
濁度	11	5.8%	4	2.5%	5	3.5%	8	8.8%	10	7.6%
臭気	14	7.4%	4	2.5%	2	1.4%	3	3.3%	6	4.5%
pH	0	0.0%	1	0.6%	0	0.0%	1	1.1%	2	1.5%
農薬	4	2.1%	2	1.3%	2	1.4%	0	0.0%	2	1.5%
無機物	4	2.1%	2	1.3%	5	3.5%	3	3.3%	1	0.8%
界面活性剤	2	1.1%	2	1.3%	2	1.4%	0	0.0%	1	0.8%
色度	1	0.5%	0	0.0%	3	2.1%	2	2.2%	0	0.0%
硝酸態窒素	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.1%	0	0.0%
アンモニア態窒素	13	6.8%	22	13.8%	18	12.6%	20	22.0%	19	14.4%
塩素イオン	4	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%
その他	19	10.0%	13	8.2%	6	4.2%	9	9.9%	9	6.8%
合計	190		159		143		91		132	

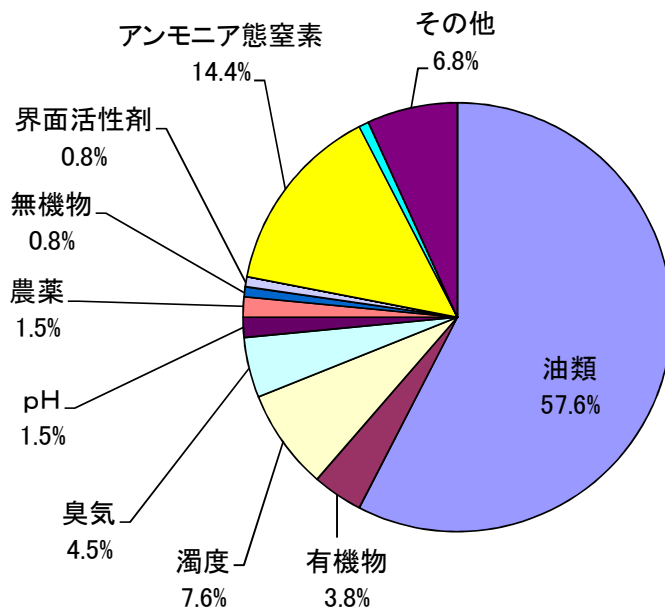


図1-2 水質汚染事故における水質汚染項目(平成27年度、全132事故)

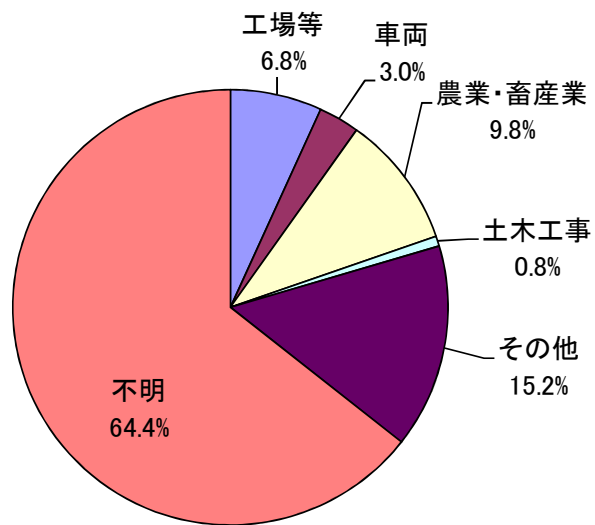


図1-3 水質汚染事故の汚染原因(平成27年度、全132事故)

<異臭味等による水道の被害状況>

表2-1 水道における異臭味の障害の発生状況

地 域	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	被害事業者数 ^{※1}	被害人口(千人) ^{※2}	被害事業者数 ^{※1}	被害人口(千人) ^{※2}	被害事業者数 ^{※1}	被害人口(千人) ^{※2}	被害事業者数 ^{※1}	被害人口(千人) ^{※2}	被害事業者数 ^{※1}	被害人口(千人) ^{※2}
北海道	0	0	7 (1)	3	3	3	0	0	4	184
東 北	6	54	5 (2)	275	8	53	5	127	5 (1)	0
関 東	30 (14)	708	46 (18)	1,369	50 (13)	190	26 (3)	846	49 (19)	26
中 部	0	0	1	0	2	701	3	0	11 (2)	459
近 畿	15 (3)	196	26 (4)	288	22 (3)	502	18 (2)	572	12	76
中 国	25 (6)	951	18 (3)	305	19 (3)	51	14 (3)	539	16 (2)	340
四 国	3	426	4 (2)	194	6	260	3	320	7 (1)	56
九 州	19 (2)	248	16 (2)	327	24 (1)	660	13	432	10	214
計	98 (25)	2,583	123 (32)	2,761	134 (20)	2,420	82 (8)	2,836	114 (25)	1,355

- 注) ※1. 被害事業者数には原水のみ異臭味が発生し、浄水では被害が発生していない事業者を含む。また、被害事業者数の()内の数字は、水道用水供給事業の数を内数で表したものである。
- ※2. 被害人口とは、浄水で1日以上、異臭味による被害が発生した浄水場の給水人口である。また、被害人口は、百の位を四捨五入し、千人単位で表示しているため、各ブロックの総計と計の数は必ずしも一致しない。

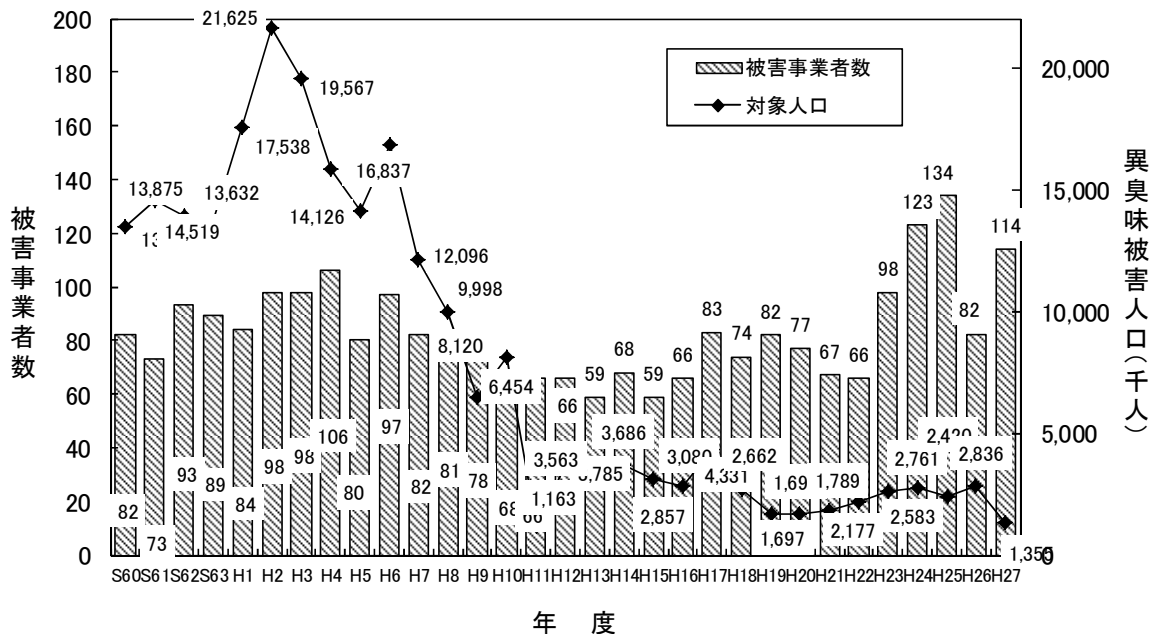


図2-1 水道における異臭味障害の発生状況経年変化

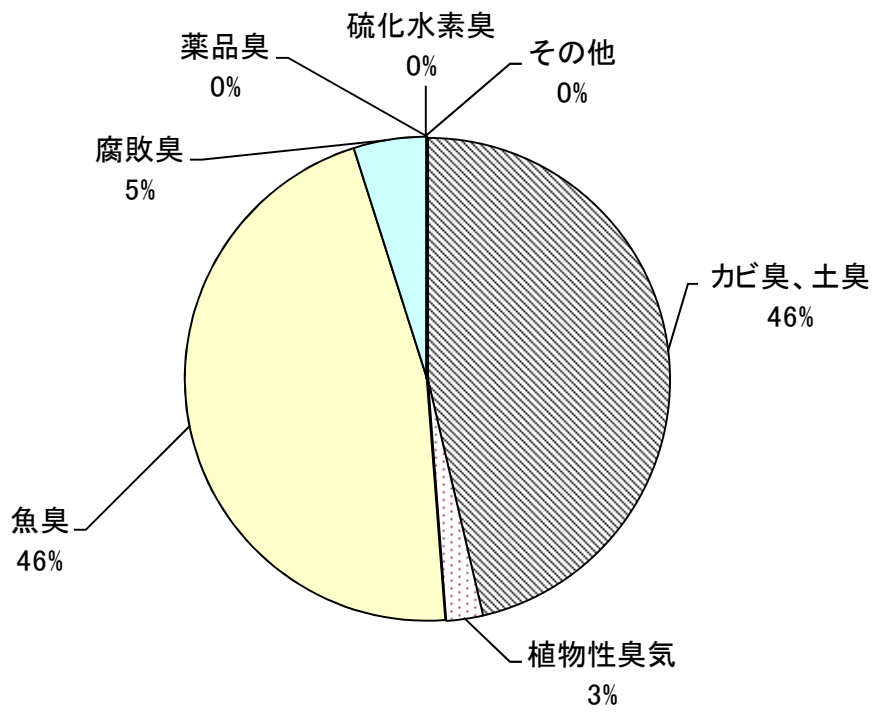


図2-2 浄水における異臭味被害の種類別内訳(平成27年度、全41件)

<水道におけるクリプトスポリジウム等対策の実施状況について>

表-1 対策指針に基づく予防対策の実施状況(平成28年3月末現在)

	水道事業		水道用水供給事業	専用水道	合計	(参考) H27年3月末時点
	上水道	簡易水道				
調査対象浄水施設 ^{注1} 数	5,722 (100%)	7,477 (100%)	168 (100%)	6,594 (100%)	19,961 (100%)	20,167 (100%)
給水人口 ^{注3} (人)	119,672,904 (100%)	4,195,517 (100%)	— (—%)	397,709 (100%)	124,266,130 (100%)	124,369,524 (100%)
レベル4施設数	1,315 (23%)	2,318 (31%)	155 (92%)	302 (5%)	4,090 (20%)	4,134 (20%)
対応済みの浄水施設数	1,276	1,866	155	253	3,550	3,585
対策施設を検討中の浄水施設 ^{注2} 数	39 (12)	452 (97)	0 (0)	49 (9)	540 (118)	549 (130)
給水人口(人)	162,420 (0.1%)	376,500 (9%)	0 (—%)	43,056 (10.8%)	581,976 (0.5%)	407,280 (0.3%)
レベル3施設数	1,240 (22%)	1,773 (24%)	5 (3%)	343 (5%)	3,361 (17%)	3,339 (17%)
対応済みの浄水施設数(ろ過)	505	699	4	145	1,353	1,323
対応済みの浄水施設数(紫外線照射)	150	61	0	24	235	221
対策施設を検討中の浄水施設 ^{注2} 数	598 (258)	1,015 (293)	1 (1)	173 (31)	1,787 (583)	1,795 (559)
給水人口(人)	2,386,172 (2%)	424,950 (10%)	0 (—%)	52,746 (13%)	2,863,868 (2%)	3,065,049 (2%)
レベル2施設数	1,211 (21%)	1,301 (17%)	5 (3%)	1,554 (24%)	4,071 (20%)	4,039 (20%)
レベル1施設数	1,784 (31%)	1,295 (17%)	3 (2%)	3,628 (55%)	6,710 (34%)	6,773 (34%)
レベル不明施設数 ^{注4}	172 (3%)	790 (11%)	0 (0%)	767 (12%)	1,729 (9%)	1,882 (9%)
指標菌の検査が未実施	128	681	0	651	1,460	1,626
地表水で指標菌検出 →レベル4	16	24	0	0	40	41
地表水以外で指標菌検出 →レベル3	5	14	0	2	21	18

表-2 都道府県別対応状況(施設数)

都道府県	調査対象浄水施設(A)	対応の必要な浄水施設数(B)	B/A(%)	対応済みの浄水施設数(C)	C/B(%)	対策施設設置等検討中の浄水施設数(D)	D/B(%)
北海道	1,026	422	41.1%	311	73.7%	111	26.3%
青森県	244	77	31.6%	60	77.9%	17	22.1%
岩手県	434	226	52.1%	168	74.3%	58	25.7%
宮城県	260	111	42.7%	89	80.2%	22	19.8%
秋田県	403	139	34.5%	74	53.2%	65	46.8%
山形県	213	103	48.4%	66	64.1%	37	35.9%
福島県	518	192	37.1%	99	51.6%	93	48.4%
茨城県	418	82	19.6%	69	84.1%	13	15.9%
栃木県	522	98	18.8%	51	52.0%	47	48.0%
群馬県	530	166	31.3%	98	59.0%	68	41.0%
埼玉県	464	87	18.8%	70	80.5%	17	19.5%
千葉県	899	86	9.6%	69	80.2%	17	19.8%
東京都	289	62	21.5%	56	90.3%	6	9.7%
神奈川県	448	87	19.4%	55	63.2%	32	36.8%
新潟県	589	294	49.9%	140	47.6%	154	52.4%
富山県	364	85	23.4%	42	49.4%	43	50.6%
石川県	275	61	22.2%	37	60.7%	24	39.3%
福井県	237	106	44.7%	38	35.8%	68	64.2%
山梨県	530	174	32.8%	70	40.2%	104	59.8%
長野県	817	352	43.1%	179	50.9%	173	49.1%
岐阜県	671	341	50.8%	219	64.2%	122	35.8%
静岡県	909	211	23.2%	106	50.2%	105	49.8%
愛知県	421	124	29.5%	121	97.6%	3	2.4%
三重県	367	162	44.1%	98	60.5%	64	39.5%
滋賀県	186	96	51.6%	80	83.3%	16	16.7%
京都府	407	236	58.0%	195	82.6%	41	17.4%
大阪府	250	61	24.4%	56	91.8%	5	8.2%
兵庫県	505	326	64.6%	271	83.1%	55	16.9%
奈良県	204	71	34.8%	43	60.6%	28	39.4%
和歌山県	210	144	68.6%	127	88.2%	17	11.8%
鳥取県	367	69	18.8%	18	26.1%	51	73.9%
島根県	314	196	62.4%	167	85.2%	29	14.8%
岡山県	268	174	64.9%	139	79.9%	35	20.1%
広島県	352	199	56.5%	171	85.9%	28	14.1%
山口県	233	127	54.5%	90	70.9%	37	29.1%
徳島県	208	103	49.5%	74	71.8%	29	28.2%
香川県	122	93	76.2%	66	71.0%	27	29.0%
愛媛県	462	276	59.7%	220	79.7%	56	20.3%
高知県	327	101	30.9%	54	53.5%	47	46.5%
福岡県	536	146	27.2%	134	91.8%	12	8.2%
佐賀県	175	72	41.1%	59	81.9%	13	18.1%
長崎県	604	289	47.8%	217	75.1%	72	24.9%
熊本県	669	110	16.4%	70	63.6%	40	36.4%
大分県	493	181	36.7%	108	59.7%	73	40.3%
宮崎県	290	168	57.9%	104	61.9%	64	38.1%
鹿児島県	848	311	36.7%	228	73.3%	83	26.7%
沖縄県	83	54	65.1%	48	88.9%	6	11.1%
合計	19,961	7,451	37.3%	5,124	68.8%	2,327	31.2%

表-3 クリトスポリジウム等対応状況(給水人口)

都道府県	現在給水人口(A)	対応不要又は対応済みの浄水施設人口(B)	B/A(%)	対策施設設置等検討中の浄水人口(C)	C/A(%)
北海道	5,286,899	5,157,323	97.5%	129,576	2.5%
青森県	1,276,034	1,236,310	96.9%	39,724	3.1%
岩手県	1,201,183	1,158,277	96.4%	42,906	3.6%
宮城県	2,294,396	2,276,073	99.2%	18,323	0.8%
秋田県	933,854	888,308	95.1%	45,546	4.9%
山形県	1,105,251	1,056,369	95.6%	48,882	4.4%
福島県	1,734,145	1,608,992	92.8%	125,153	7.2%
茨城県	2,732,773	2,714,672	99.3%	18,101	0.7%
栃木県	1,913,268	1,587,194	83.0%	326,074	17.0%
群馬県	1,961,596	1,830,441	93.3%	131,155	6.7%
埼玉県	7,225,067	7,150,474	99.0%	74,593	1.0%
千葉県	5,893,806	5,889,656	99.9%	4,150	0.1%
東京都	13,430,880	13,429,515	100.0%	1,365	0.0%
神奈川県	9,087,273	8,969,115	98.7%	118,158	1.3%
新潟県	2,280,437	2,204,916	96.7%	75,521	3.3%
富山県	993,163	975,511	98.2%	17,652	1.8%
石川県	1,139,572	929,341	81.6%	210,231	18.4%
福井県	768,637	703,358	91.5%	65,279	8.5%
山梨県	835,637	800,037	95.7%	35,600	4.3%
長野県	2,072,420	1,920,742	92.7%	151,678	7.3%
岐阜県	1,946,087	1,834,274	94.3%	111,813	5.7%
静岡県	3,653,860	3,579,183	98.0%	74,677	2.0%
愛知県	7,429,652	7,427,209	100.0%	2,443	0.0%
三重県	1,844,526	1,698,984	92.1%	145,542	7.9%
滋賀県	1,412,031	1,388,864	98.4%	23,167	1.6%
京都府	2,601,552	2,498,875	96.1%	102,677	3.9%
大阪府	8,840,165	8,825,896	99.8%	14,269	0.2%
兵庫県	5,514,638	5,399,490	97.9%	115,148	2.1%
奈良県	1,367,143	1,277,141	93.4%	90,002	6.6%
和歌山県	959,225	928,188	96.8%	31,037	3.2%
鳥取県	566,257	525,016	92.7%	41,241	7.3%
島根県	669,998	654,103	97.6%	15,895	2.4%
岡山県	1,901,512	1,775,757	93.4%	125,755	6.6%
広島県	2,696,828	2,667,230	98.9%	29,598	1.1%
山口県	1,307,108	1,222,815	93.6%	84,293	6.4%
徳島県	733,183	674,207	92.0%	58,976	8.0%
香川県	969,893	940,748	97.0%	29,145	3.0%
愛媛県	1,318,946	1,182,270	89.6%	136,676	10.4%
高知県	689,994	629,110	91.2%	60,884	8.8%
福岡県	4,766,788	4,743,534	99.5%	23,254	0.5%
佐賀県	800,408	798,260	99.7%	2,148	0.3%
長崎県	1,352,246	1,294,123	95.7%	58,123	4.3%
熊本県	1,555,539	1,543,199	99.2%	12,340	0.8%
大分県	1,065,059	954,848	89.7%	110,211	10.3%
宮崎県	1,078,999	1,009,318	93.5%	69,681	6.5%
鹿児島県	1,637,640	1,449,416	88.5%	188,224	11.5%
沖縄県	1,420,562	1,411,604	99.4%	8,958	0.6%
合計	124,266,130	120,820,286	97.2%	3,445,844	2.8%

表-4 水道におけるクリプトスポリジウム等検出状況と対応の事例(給水停止等の対応を行ったもの)

年度	件数	都道府県 市町村	種別	浄水処理	長期的対応	備考
平成8年度	1	埼玉県 越生町	上水道	急速ろ過処理	膜ろ過施設設置	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 住民14,000人のうち8,800人が感染。
平成9年度	2	鳥取県 鳥取市	簡易水道	塩素処理のみ	上水道事業に併合	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 山崎町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成10年度	2	福井県 永平寺町	簡易水道	急速ろ過処理	浄水処理管理強化	原水及び浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 夢前町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成11年度	1	山形県 朝日村	上水道	塩素処理のみ	広域用水供給事業から受水	原水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成12年度	3	青森県 三戸町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		沖縄県 名護市	小規模 水道	簡易ろ過及び 塩素処理	上水道事業に併合	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		岩手県 平泉町	簡易水道	塩素処理のみ	水源変更、急速ろ過施設設置	浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成13年度	5	愛媛県 今治市	上水道	塩素処理のみ	当該水源は使用中止	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		岩手県 釜石市	簡易水道	急速ろ過処理	浄水処理管理強化	原水及び浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 山崎町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		鹿児島県 財部町	上水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置予定	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成14年度	1	愛媛県 北条市	上水道	急速ろ過、活 性炭処理	ろ材入替、浄水処理管理強 化を予定	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		山形県 新庄市	簡易水道	塩素処理のみ	応急対策として膜処理装置 設置、長期的には上水道事 業と統合予定	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成15年度	2	大分県 別府市	上水道	塩素処理のみ	当該水源は使用中止	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		山形県 米沢市	小規模 水道	塩素処理のみ	応急対策として膜ろ過施設 設置、長期的には水源変更	浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成16年度	1	兵庫県 宝塚市	上水道	急速ろ過処理	安全確認迄の間飲用制限、 浄水処理管理強化を実施	原水及び浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成17年度	0	該当なし				
平成18年度	1	大阪府 能勢町	簡易水道	急速ろ過	濁度計を設置し常時濁度管理 を徹底	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成19年度	2	富山県 富山市	簡易水道	塩素処理のみ	上水道事業に併合	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		富山県 高岡市	簡易水道	急速ろ過 (濁度管理不可)	紫外線処理施設設置予定	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成20年度	1	山形県 村山市	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成21年度	0	該当なし				
平成22年度	2	富山県 南砺市	専用水道	塩素処理のみ	紫外線処理施設の設置ある いは隣接簡易水道への切り 替え	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		千葉県 成田市	小規模貯 水槽水道	—	貯水槽を更新	給水栓水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検 出。 小規模貯水槽水道の利用者43人のうち28人が 体調不良。4人がジアルジアに感染。
平成23年度	1	長野県 伊那市	簡易水道	急速ろ過		原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成24年度	1	群馬県	用水給水	急速ろ過		浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成25年度	3	北海道 島牧村	飲料水供給施設	塩素消毒のみ	膜ろ過施設設置	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		東京都 八王子市	専用水道	塩素消毒のみ	紫外線照射設備の設置	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		岐阜県	専用水道	急速ろ過	濁度管理強化、危機管理マニユ ア	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成26年度	4	北海道 島牧村	簡易水道	塩素消毒のみ	膜ろ過施設設置	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		岐阜県	専用水道	急速ろ過	濁度管理強化	原水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		長野県 伊那市	簡易水道	塩素消毒のみ	紫外線照射設備の設置	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		長野県 辰野町	飲料水供給施設	塩素消毒のみ	飲料水供給施設の統合	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成27年度	0	該当なし				
平成28年度	3	長野県 箕輪町	簡易水道	塩素消毒のみ	深井戸への水源切替	原水からジアルジアを検出 感染症患者なし。
		長野県 辰野町	簡易水道	塩素消毒のみ	膜ろ過施設の設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		千葉県 千葉市	専用水道	沈砂、塩素消毒	検討中	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
計	36					

※ 原水からクリプトスポリジウム等が検出された場合で「対策指針」に基づく対策が講じられていない施設の事例を含む。

簡易専用水道の検査における不適合内容

		平成27	
施設数		208,798	
検査実施施設数		163,482	
施設 の 外 槽	水槽の周囲の状態	4,491	
	受水槽	受水槽本体の状態	5,959
		受水槽上部の状態	2,759
	水	受水槽内部の状態	4,660
		マンホールの状態	8,034
		オーバーフロー管の状態	3,138
	槽	通気管の状態	4,479
		水抜き管の状態	3,875
		計	32,904
	観 水 槽 査	高置水槽	高置水槽本体の状態
高置水槽上部の状態			693
高置水槽		高置水槽内部の状態	2,933
		マンホールの状態	5,284
		オーバーフロー管の状態	1,855
槽		通気管の状態	5,179
		水抜き管の状態	812
		計	20,078
他	給水管等の状態	466	
水 質 検 査	臭気	12	
	味	4	
	色	18	
	色度	37	
	濁度(濁りを含む)	55	
	残留塩素	220	
	計	346	
書類の整備保存の状況		13,657	

小規模受水槽水道の検査における不適合内容

		平成27	
施設数		845,345	
検査実施施設数		27,281	
施設 の 外 槽	水槽の周囲の状態	646	
	受水槽	受水槽本体の状態	679
		受水槽上部の状態	301
	水	受水槽内部の状態	1,220
		マンホールの状態	1,596
		オーバーフロー管の状態	848
	槽	通気管の状態	709
		水抜き管の状態	689
		計	6,042
	観 水 槽 査	高置水槽	高置水槽本体の状態
高置水槽上部の状態			100
高置水槽		高置水槽内部の状態	420
		マンホールの状態	852
		オーバーフロー管の状態	363
槽		通気管の状態	694
		水抜き管の状態	198
		計	3,019
他	給水管等の状態	102	
水 質 検 査	臭気	6	
	味	5	
	色	7	
	色度	13	
	濁度(濁りを含む)	10	
	残留塩素	156	
	計	197	
書類の整備保存の状況		3,691	

注: 上表の検査指摘施設数は、検査期間から上記23項目についての指摘を受けた施設である。

割合は、検査実施施設に対する割合(複数回答)

水槽周辺の状態	4,491
受水槽	32,904
高置水槽	20,078
給水管等の状態	466
水質検査	346
書類の整備・保存の状況	13,657
その他	2,404
延べ不適合数	74,346

水槽周辺の状態	646
受水槽	6,042
高置水槽	3,019
給水管等の状態	102
水質検査	197
書類の整備・保存の状況	3,691
その他	991
延べ不適合数	14,688

<貯水槽水道及び飲用井戸等に係る衛生管理状況について>

表 1-1 簡易専用水道の設置状況及び検査実施状況

	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
検査対象施設数	211,717	213,558	216,324	213,386	208,798
検査実施施設数	168,026	167,995	165,416	163,019	163,482
受検率	79.4%	78.7%	76.5%	76.4%	78.3%

表 1-2 簡易専用水道の検査における不適合内容

		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	
検査指摘施設数		42,464	43,964	42,138	39,440	38,903	
検査指摘率		25.3%	26.2%	25.5%	24.2%	23.8%	
施設 の外 観 検査	水槽の周囲の状態	14.6%	12.4%	11.6%	11.8%	11.5%	
	受 水 槽	受水槽本体の状態	19.8%	16.4%	15.8%	15.8%	15.3%
		受水槽上部の状態	9.2%	7.5%	7.2%	7.5%	7.1%
		受水槽内部の状態	13.4%	11.7%	11.6%	11.9%	12.0%
	水 槽	マンホールの状態	22.4%	20.0%	19.5%	20.5%	20.7%
		オーバーフロー管の状態	8.8%	7.9%	7.6%	7.9%	8.1%
		通気管の状態	12.7%	11.3%	10.9%	11.3%	11.5%
		水抜き管の状態	9.6%	9.9%	9.4%	9.9%	10.0%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	9.5%	9.5%	8.7%	9.1%	8.5%
		高置水槽上部の状態	2.2%	1.8%	1.7%	1.9%	1.8%
		高置水槽内部の状態	9.2%	8.2%	7.7%	7.5%	7.5%
		マンホールの状態	16.2%	14.4%	13.8%	14.2%	13.6%
		オーバーフロー管の状態	6.0%	5.3%	4.8%	5.0%	4.8%
	他	通気管の状態	14.4%	13.3%	12.3%	13.3%	13.3%
水抜き管の状態		2.1%	1.7%	1.9%	2.0%	2.1%	
給水管等の状態		1.5%	1.3%	1.1%	1.1%	1.2%	
水 質 検 査	臭気	0.01%	0.02%	0.00%	0.07%	0.03%	
	味	0.02%	0.05%	0.00%	0.06%	0.01%	
	色	0.01%	0.03%	0.02%	0.08%	0.05%	
	色度	0.05%	0.08%	0.07%	0.09%	0.10%	
	濁度(濁りを含む)	0.04%	0.07%	0.03%	0.10%	0.14%	
	残留塩素	0.6%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	
書類の整備保存の状況		34.8%	32.3%	31.7%	33.0%	35.1%	

表1-3-1 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	
報告施設数		877	756	694	575	732	
報告率		0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	
施設 の 外 観 検 査	水槽の周囲の状態	6.0%	8.6%	17.9%	17.0%	19.8%	
	受 水 槽	受水槽本体の状態	28.3%	30.2%	36.9%	37.9%	36.1%
		受水槽上部の状態	5.0%	8.6%	10.8%	10.4%	16.7%
		受水槽内部の状態	15.5%	22.5%	36.2%	48.2%	51.5%
	水 槽	マンホールの状態	18.5%	39.9%	34.4%	35.5%	34.4%
		オーバーフロー管の状態	4.1%	6.9%	9.9%	9.4%	9.3%
		通気管の状態	7.9%	13.5%	14.1%	13.7%	15.2%
		水抜き管の状態	6.6%	3.6%	6.8%	8.0%	8.1%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	15.3%	15.7%	14.6%	20.3%	21.3%
		高置水槽上部の状態	2.2%	2.5%	5.3%	3.5%	4.8%
		高置水槽内部の状態	8.7%	13.2%	13.4%	15.1%	20.4%
		マンホールの状態	13.7%	22.4%	20.6%	18.8%	23.8%
		オーバーフロー管の状態	3.9%	7.1%	10.5%	5.0%	6.6%
		通気管の状態	9.1%	14.9%	13.1%	12.7%	16.3%
他	水抜き管の状態	1.7%	2.0%	4.3%	1.6%	2.2%	
	給水管等の状態	2.7%	6.7%	3.0%	1.9%	4.5%	
水 質 検 査	臭気	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	
	味	0.2%	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	
	色	0.5%	0.1%	0.0%	4.9%	0.5%	
	色度	1.7%	1.5%	1.2%	0.9%	1.2%	
	濁度(濁りを含む)	0.6%	1.1%	0.4%	0.5%	0.5%	
	残留塩素	13.1%	19.0%	20.3%	14.6%	12.0%	
書類の整備保存の状況		12.3%	23.5%	19.3%	17.7%	23.0%	

表1-3-2 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
報告施設数		877	756	694	575	732
	報告率	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%
内訳	汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合	24.9%	25.7%	16.7%	15.5%	14.3%
	水槽内に動物等の死骸がある場合	3.8%	6.5%	4.2%	4.7%	3.8%
	給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合	14.8%	18.9%	21.3%	15.3%	13.7%
	水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合	4.2%	11.9%	5.0%	6.1%	6.6%
	マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合	50.3%	73.3%	50.9%	61.2%	50.3%
	その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合	11.2%	12.2%	10.5%	12.2%	20.4%

表1-4 簡易専用水道における行政立入検査・指導数(平成27年度)

	立入検査件数	改善指導件数		
		口頭指導	文書指導	改善命令
都道府県(以下を除く)	607	106	51	0
保健所設置市を除く市	810	420	191	30
保健所設置市	3,406	1,466	1,147	0
特別区	182	47	34	3
合計	5,005	2,039	1,423	33

(都道府県(町村のみ))

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
北海道	666	363	54.5
青森県	186	150	80.6
岩手県	279	190	68.1
宮城県	518	380	73.4
秋田県	70	60	85.7
山形県	133	85	63.9
福島県	456	264	57.9
茨城県	322	245	76.1
栃木県	308	181	58.8
群馬県	414	269	65.0
埼玉県	685	474	69.2
千葉県	265	220	83.0
東京都	2,592	2,577	99.4
神奈川県	793	598	75.4
新潟県	168	123	73.2
富山県	35	31	88.6
石川県	122	102	83.6
福井県	91	64	70.3
山梨県	169	23	13.6
長野県	575	364	63.3
岐阜県	199	177	88.9
静岡県	489	341	69.7
愛知県	461	353	76.6
三重県	115	93	80.9
滋賀県	136	69	50.7
京都府	227	188	82.8
大阪府	223	183	82.1
兵庫県	303	279	92.1
奈良県	210	207	98.6
和歌山県	144	116	80.6
鳥取県	69	66	95.7
島根県	54	43	79.6
岡山県	98	94	95.9
広島県	225	220	97.8
山口県	30	26	86.7
徳島県	186	98	52.7
香川県	290	171	59.0
愛媛県	171	90	52.6
高知県	16	17	106.3
福岡県	482	318	66.0
佐賀県	151	144	95.4
長崎県	140	117	83.6
熊本県	154	129	83.8
大分県	36	34	94.4
宮崎県	111	74	66.7
鹿児島県	118	118	100.0
沖縄県	581	513	88.3
合計	14,266	11,041	77.4

本表は全市、特別区を除いた各都道府県の検査実績を示す。

(保健所設置市を除く市)

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
北海道	室蘭市	98	58	59.2
北海道	釧路市	190	188	98.9
北海道	帯広市	123	111	90.2
北海道	見張市	62	52	83.9
北海道	夕張市	14	6	42.9
北海道	岩見沢市	66	66	100.0
北海道	網走市	39	38	97.4
北海道	留萌市	36	36	100.0
北海道	苫小牧市	241	159	66.0
北海道	稚内市	58	20	34.5
北海道	芦別市	11	11	100.0
北海道	江別市	114	100	87.7
北海道	赤平市	12	6	50.0
北海道	紋別市	23	22	95.7
北海道	士別市	14	11	78.6
北海道	名寄市	29	19	65.5
北海道	根室市	27	25	92.6
北海道	千歳市	132	120	90.9
北海道	滝川市	54	50	92.6
北海道	歌志内市	20	2	10.0
北海道	深川市	6	6	100.0
北海道	富良野市	14	14	100.0
北海道	登別市	32	15	46.9
北海道	恵庭市	61	58	95.1
北海道	伊達市	63	42	66.7
北海道	北広島市	10	7	70.0
北海道	石狩市	74	36	48.6
北海道	北斗市	54	0	0.0
北海道	三笠市	69	53	76.8
青森県	弘前市	0	0	-
青森県	八戸市	214	183	85.5
青森県	黒石市	235	235	100.0
青森県	五所川原市	16	16	100.0
青森県	十和田市	29	28	96.6
青森県	三沢市	57	54	94.7
青森県	つがる市	39	37	94.9
青森県	むつ市	42	41	97.6
青森県	平川市	11	11	100.0
青森県	宮古市	14	12	85.7
岩手県	大船渡市	0	0	-
岩手県	花巻市	67	46	68.7
岩手県	北上市	118	118	100.0
岩手県	久慈市	126	111	88.1
岩手県	遠野市	30	28	93.3
岩手県	陸前高田市	25	16	64.0
岩手県	釜石市	25	15	60.0
岩手県	二戸市	0	0	-
岩手県	八幡平市	36	30	83.3
岩手県	滝沢市	30	25	83.3
岩手県	一関市	40	33	82.5
宮城県	石巻市	173	126	72.8
宮城県	塩竈市	277	208	75.1
宮城県	気仙沼市	82	38	46.3
宮城県	白石市	135	76	56.3
宮城県	名取市	34	27	79.4
宮城県	角田市	113	71	62.8
宮城県	多賀城市	38	27	71.1
宮城県	岩沼市	130	74	56.9
宮城県	登米市	75	55	73.3
宮城県	栗原市	64	52	81.3
宮城県	東松島市	84	63	75.0
宮城県	大崎市	69	49	71.0
秋田県	能代市	152	76	50.0
秋田県	横手市	57	56	98.2
秋田県	大館市	80	62	77.5
秋田県	男鹿市	85	77	90.6
秋田県	湯沢市	62	29	46.8
秋田県	鹿角市	32	40	125.0
秋田県	由利本荘市	30	26	86.7
秋田県	由利本荘市	69	63	91.3

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
秋田県	潟上市	15	15	100.0
秋田県	大仙市	50	42	84.0
秋田県	北秋田市	25	22	88.0
秋田県	にかほ市	32	20	62.5
秋田県	仙北市	30	26	86.7
山形県	山形市	433	317	73.2
山形県	米沢市	115	102	88.7
山形県	鶴岡市	118	89	75.4
山形県	酒田市	0	0	-
山形県	新庄市	47	0	0.0
山形県	寒河江市	40	29	72.5
山形県	上山市	32	26	81.3
山形県	村山市	11	10	90.9
山形県	長井市	20	20	100.0
山形県	天童市	84	13	15.5
山形県	南陽市	23	0	0.0
福島県	福島市	640	443	69.2
福島県	会津若松市	282	218	77.3
福島県	白河市	64	59	92.2
福島県	須賀川市	87	49	56.3
福島県	喜多方市	45	30	66.7
福島県	相馬市	52	29	55.8
福島県	二本松市	75	51	68.0
福島県	田村市	24	14	58.3
福島県	南相馬市	111	63	56.8
福島県	伊達市	43	36	83.7
福島県	本宮市	46	33	71.7
茨城県	水戸市	526	384	73.0
茨城県	日立市	159	106	66.7
茨城県	土浦市	260	172	66.2
茨城県	古河市	141	104	73.8
茨城県	石岡市	59	59	100.0
茨城県	結城市	46	37	80.4
茨城県	龍ヶ崎	67	58	86.6
茨城県	下妻市	44	28	63.6
茨城県	常総市	74	37	50.0
茨城県	常陸太田市	67	39	58.2
茨城県	高萩市	39	33	84.6
茨城県	北茨城市	47	42	89.4
茨城県	笠間市	94	66	70.2
茨城県	取手市	118	104	88.1
茨城県	牛久保市	64	54	84.4
茨城県	つくば市	450	280	62.2
茨城県	ひたちなか市	219	187	85.4
茨城県	鹿嶋市	71	52	73.2
茨城県	潮来市	29	17	58.6
茨城県	守谷市	52	48	92.3
茨城県	常陸大宮市	61	39	63.9
茨城県	那珂市	52	39	75.0
茨城県	筑西市	70	54	77.1
茨城県	坂東市	53	38	71.7
茨城県	稲敷市	40	30	75.0
茨城県	からすみがうら市	53	30	56.6
茨城県	桜川市	35	27	77.1
茨城県	神栖市	128	88	68.8
茨城県	行方市	28	24	85.7
茨城県	鉾田市	36	29	80.6
茨城県	つくばみらい市	48	30	62.5
茨城県	小美玉市	42	29	69.0
栃木県	足利市	180	147	81.7
栃木県	栃木市	186	123	66.1
栃木県	佐野市	166	106	63.9
栃木県	鹿沼市	95	62	65.3
栃木県	日光市	211	198	93.8
栃木県	小山市	208	124	59.6
栃木県	真岡市	92	56	60.9
栃木県	大田原市	99	62	62.6
栃木県	矢板市	59	29	49.2
栃木県	那須原市	281	126	44.8
栃木県	さくら市	58	28	48.3

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
栃木県	那須烏山市	22	14	63.6
栃木県	下野市	83	45	54.2
群馬県	桐生市	92	82	89.1
群馬県	伊勢崎市	224	160	71.4
群馬県	太田市	338	223	66.0
群馬県	沼田市	48	46	95.8
群馬県	館林市	99	78	78.8
群馬県	渋川市	115	86	74.8
群馬県	藤岡市	57	49	86.0
群馬県	富岡市	85	60	70.6
群馬県	みどり市	47	47	100.0
群馬県	安中市	85	62	72.9
埼玉県	ふじみ野市	446	154	34.5
埼玉県	羽生市	74	54	73.0
埼玉県	越谷市	503	315	62.6
埼玉県	桶川市	115	82	71.3
埼玉県	加須市	123	79	64.2
埼玉県	吉川市	97	66	68.0
埼玉県	久喜市	240	143	59.6
埼玉県	狭山市	316	188	59.5
埼玉県	熊谷市	419	272	64.9
埼玉県	戸田市	433	349	80.6
埼玉県	幸手市	57	51	89.5
埼玉県	行田市	95	56	58.9
埼玉県	鴻巣市	170	131	77.1
埼玉県	坂戸市	173	134	77.5
埼玉県	三郷市	189	155	82.0
埼玉県	志木市	136	87	64.0
埼玉県	春日部市	364	263	72.3
埼玉県	所沢市	661	444	67.2
埼玉県	上尾市	331	212	64.0
埼玉県	新座市	376	207	55.1
埼玉県	深谷市	213	128	60.1
埼玉県	川口市	1197	1083	90.5
埼玉県	草加市	435	322	74.0
埼玉県	秩父市	125	63	50.4
埼玉県	朝霞市	418	305	73.0
埼玉県	鶴ヶ島市	172	122	70.9
埼玉県	東松山市	212	96	45.3
埼玉県	日高市	73	41	56.2
埼玉県	入間市	290	204	70.3
埼玉県	白岡市	65	43	66.2
埼玉県	八潮市	140	82	58.6
埼玉県	飯能市	149	125	83.9
埼玉県	富士見市	203	135	66.5
埼玉県	北本市	100	75	75.0
埼玉県	本庄市	141	85	60.3
埼玉県	蓮田市	68	36	52.9
埼玉県	和光市	266	170	63.9
埼玉県	蕨市	232	137	59.1
千葉県	銚子市	63	22	34.9
千葉県	浦安市	276	130	47.1
千葉県	市川市	718	547	76.2
千葉県	館山市	81	61	75.3
千葉県	木更津市	146	123	84.2
千葉県	松戸市	771	390	50.6
千葉県	野田市	139	127	91.4
千葉県	茂原市	107	97	90.7
千葉県	成田市	193	148	76.7
千葉県	佐倉市	285	151	53.0
千葉県	東金市	55	51	92.7
千葉県	旭市	49	41	83.7
千葉県	習志野市	325	275	84.6
千葉県	勝浦市	51	24	47.1
千葉県	市原市	305	291	95.4
千葉県	流山市	223	189	84.8
千葉県	八千代市	192	172	89.6
千葉県	我孫子市	165	102	61.8
千葉県	鴨川市	75	70	93.3
千葉県	鎌ヶ谷市	83	75	90.4

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
千葉県	君津市	100	88	88.0
千葉県	富津市	52	44	84.6
千葉県	四街道市	83	74	89.2
千葉県	八街市	29	0	0.0
千葉県	印西市	105	102	97.1
千葉県	白井市	52	47	90.4
千葉県	富井市	48	37	77.1
千葉県	南房総市	56	45	80.4
千葉県	匝瑳市	35	23	65.7
千葉県	香取市	75	66	88.0
千葉県	山武市	5	5	100.0
千葉県	いすみ市	36	36	100.0
千葉県	大網白里市	32	32	100.0
千葉県	袖ヶ浦市	59	55	93.2
東京都	立川市	369	341	92.4
東京都	武蔵野市	329	303	92.1
東京都	三鷹市	301	292	97.0
東京都	青梅市	208	202	97.1
東京都	府中市	425	420	98.8
東京都	昭島市	173	163	94.2
東京都	調布市	401	382	95.3
東京都	小金井市	163	152	93.3
東京都	小平市	254	234	92.1
東京都	日野市	179	161	89.9
東京都	東村山市	203	190	93.6
東京都	国分寺市	138	135	97.8
東京都	国立市	115	102	88.7
東京都	福生市	79	72	91.1
東京都	狛江市	72	68	94.4
東京都	東大和市	84	82	97.6
東京都	清瀬市	98	94	95.9
東京都	東久留米市	147	135	91.8
東京都	武蔵村山市	39	38	97.4
東京都	多摩市	197	183	92.9
東京都	稲城市	88	88	100.0
東京都	羽村市	100	88	88.0
東京都	あきる野市	59	55	93.2
東京都	西東京市	276	252	91.3
神奈川県	平塚市	503	339	67.4
神奈川県	鎌倉市	248	149	60.1
神奈川県	小田原市	331	166	50.2
神奈川県	茅ヶ崎市	272	241	88.6
神奈川県	逗子市	92	78	84.8
神奈川県	三浦市	71	45	63.4
神奈川県	秦野市	239	175	73.2
神奈川県	厚木市	435	190	43.7
神奈川県	大和市	508	281	55.3
神奈川県	伊勢原市	156	103	66.0
神奈川県	海老名市	262	57	21.8
神奈川県	座間市	245	194	79.2
神奈川県	南足柄市	44	39	88.6
神奈川県	綾瀬市	120	99	82.5
新潟県	長岡市	396	298	75.3
新潟県	三条市	113	106	93.8
新潟県	柏崎市	128	106	82.8
新潟県	新発田市	140	140	100.0
新潟県	小千谷市	33	24	72.7
新潟県	加茂市	29	29	100.0
新潟県	十日町市	75	44	58.7
新潟県	見附市	24	24	100.0
新潟県	村上市	65	59	90.8
新潟県	燕市	67	51	76.1
新潟県	糸魚川市	31	29	93.5
新潟県	妙高市	71	52	73.2
新潟県	五泉市	32	1	3.1
新潟県	上越市	181	196	108.3
新潟県	阿賀野市	39	39	100.0
新潟県	佐渡市	89	65	73.0
新潟県	魚沼市	44	33	75.0
新潟県	南魚沼市	75	73	97.3

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
新潟県	胎内市	39	23	59.0
新潟県	高岡市	121	105	86.8
新潟県	魚津市	43	42	97.7
新潟県	氷見市	43	40	93.0
新潟県	滑川市	29	27	93.1
新潟県	黒部市	23	20	87.0
新潟県	砺波市	105	35	33.3
新潟県	小矢部市	17	17	100.0
新潟県	南砺市	50	50	100.0
新潟県	射水市	124	83	66.9
石川県	七尾市	75	45	60.0
石川県	小松市	118	81	68.6
石川県	輪島市	22	14	63.6
石川県	珠洲市	15	10	66.7
石川県	加賀市	117	27	23.1
石川県	羽咋市	18	14	77.8
石川県	かほく市	10	10	100.0
石川県	白山市	47	40	85.1
石川県	能美市	36	32	88.9
石川県	野々市市	52	45	86.5
福井県	坂井市	82	65	79.3
福井県	福井市	240	221	92.1
福井県	敦賀市	68	51	75.0
福井県	小浜市	27	23	85.2
福井県	大野市	7	7	100.0
福井県	勝山市	9	9	100.0
福井県	鯖江市	76	47	61.8
福井県	あわら市	53	37	69.8
福井県	越前市	43	42	97.7
福井県	甲府市	509	412	80.9
山梨県	富士吉田市	76	45	59.2
山梨県	留米市	70	0	0.0
山梨県	大月市	41	29	70.7
山梨県	韮崎市	51	51	100.0
山梨県	南アルプス市	80	54	67.5
山梨県	北杜市	129	71	55.0
山梨県	甲斐市	98	48	49.0
山梨県	笛吹市	85	63	74.1
山梨県	甲州市	47	22	46.8
山梨県	中央市	15	5	33.3
山梨県	上野原市	30	22	73.3
長野県	松本市	303	269	88.8
長野県	上田市	182	138	75.8
長野県	岡谷市	56	55	98.2
長野県	飯田市	44	39	88.6
長野県	諏訪市	78	75	96.2
長野県	須坂市	62	31	50.0
長野県	小諸市	53	35	66.0
長野県	伊那市	50	46	92.0
長野県	駒ヶ根市	16	16	100.0
長野県	中野市	27	22	81.5
長野県	大町市	15	15	100.0
長野県	飯山市	26	17	65.4
長野県	茅野市	68	47	69.1
長野県	塩尻市	72	58	80.6
長野県	佐久市	96	93	96.9
長野県	千曲市	42	38	90.5
長野県	東御市	36	25	69.4
長野県	安曇野市	68	41	60.3
岐阜県	大垣市	129	125	96.9
岐阜県	高山市	95	79	83.2
岐阜県	多治見市	157	127	80.9
岐阜県	関市	84	77	91.7
岐阜県	中津川市	77	71	92.2
岐阜県	美濃市	21	21	100.0
岐阜県	瑞浪市	37	35	94.6
岐阜県	羽島市	37	33	89.2
岐阜県	恵那市	66	54	81.8
岐阜県	美濃加茂市	52	49	94.2
岐阜県	土岐市	50	44	88.0

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
新潟	潟内市	39	23	59.0
新潟	高岡市	121	105	86.8
新潟	魚津市	43	42	97.7
新潟	氷見市	43	40	93.0
新潟	滑川市	29	27	93.1
富山	黒部市	23	20	87.0
富山	砺波市	105	35	33.3
富山	小矢部市	17	17	100.0
富山	南砺市	50	50	100.0
富山	射水市	124	83	66.9
石川	七尾市	75	45	60.0
石川	小輪島市	118	81	68.6
石川	輪島市	22	14	63.6
石川	珠洲市	15	10	66.7
石川	加賀市	117	27	23.1
石川	羽咋市	18	14	77.8
石川	白峰市	10	10	100.0
石川	白山市	47	40	85.1
石川	能美市	36	32	88.9
石川	野々市市	52	45	86.5
福井	坂井市	82	65	79.3
福井	井賀市	240	221	92.1
福井	敦賀市	68	51	75.0
福井	小浜市	27	23	85.2
福井	大野市	7	7	100.0
福井	勝山市	9	9	100.0
福井	鯖江市	76	47	61.8
福井	あわら市	53	37	69.8
福井	越前市	43	42	97.7
山梨	甲府市	509	412	80.9
山梨	富士吉田市	76	45	59.2
山梨	都留市	70	0	0.0
山梨	大月市	41	29	70.7
山梨	市川南	51	51	100.0
山梨	南アルプス市	80	54	67.5
山梨	北杜市	129	71	55.0
山梨	甲斐市	98	48	49.0
山梨	笛吹市	85	63	74.1
山梨	甲州市	47	22	46.8
山梨	中央市	15	5	33.3
長野	上野原市	30	22	73.3
長野	松本市	303	269	88.8
長野	上田市	182	138	75.8
長野	岡谷市	56	55	98.2
長野	飯田市	44	39	88.6
長野	諏訪市	78	75	96.2
長野	須坂市	62	31	50.0
長野	小諸市	53	35	66.0
長野	伊那市	50	46	92.0
長野	野上市	16	16	100.0
長野	野中野市	27	22	81.5
長野	大町市	15	15	100.0
長野	飯山市	26	17	65.4
長野	茅野市	68	47	69.1
長野	野塩市	72	58	80.6
長野	佐久市	96	93	96.9
長野	千曲市	42	38	90.5
長野	東御市	36	25	69.4
長野	安曇野市	68	41	60.3
岐阜	岐阜市	129	125	96.9
岐阜	高山市	95	79	83.2
岐阜	多治見市	157	127	80.9
岐阜	関市	84	77	91.7
岐阜	津川市	77	71	92.2
岐阜	中津川市	21	21	100.0
岐阜	瑞浪市	37	35	94.6
岐阜	羽島市	37	33	89.2
岐阜	恵那市	66	54	81.8
岐阜	美濃市	52	49	94.2
岐阜	土岐市	50	44	88.0

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
岐阜	各務原市	122	105	86.1
岐阜	可児市	91	83	91.2
岐阜	山県市	7	7	100.0
岐阜	瑞穂市	30	29	96.7
岐阜	飛騨市	30	23	76.7
岐阜	本巣市	24	21	87.5
岐阜	上呂市	28	26	92.9
岐阜	下呂市	41	34	82.9
岐阜	海津市	22	21	95.5
静岡	沼津市	473	343	72.5
静岡	熱海市	281	199	70.8
静岡	三島市	266	184	69.2
静岡	富士宮市	163	109	66.9
静岡	伊東市	150	98	65.3
静岡	島田市	98	80	81.6
静岡	富士市	244	244	100.0
静岡	磐田市	181	146	80.7
静岡	焼津市	212	159	75.0
静岡	掛川市	198	158	79.8
静岡	藤枝市	151	141	93.4
静岡	御殿場市	184	128	69.6
静岡	袋井市	116	89	76.7
静岡	下田市	61	37	60.7
静岡	裾野市	73	57	78.1
静岡	湖西市	88	65	73.9
静岡	伊豆市	78	40	51.3
静岡	御前崎市	57	44	77.2
静岡	菊川市	72	54	75.0
静岡	伊豆の国市	88	63	71.6
静岡	牧之原市	67	57	85.1
愛知	一宮市	227	311	137.0
愛知	瀬戸市	175	159	90.9
愛知	半田市	159	142	89.3
愛知	春日井市	458	333	72.7
愛知	豊川市	179	152	84.9
愛知	津島市	84	67	79.8
愛知	碧南市	79	55	69.6
愛知	刈谷市	276	247	89.5
愛知	刈谷市	461	290	62.9
愛知	尾西市	131	100	76.3
愛知	蒲郡市	105	76	72.4
愛知	犬山市	87	74	85.1
愛知	常滑市	80	50	62.5
愛知	江南市	97	94	96.9
愛知	小牧市	367	158	43.1
愛知	稲沢市	219	101	46.1
愛知	新城市	50	50	100.0
愛知	東海市	169	145	85.8
愛知	大府市	136	103	75.7
愛知	知多市	85	65	76.5
愛知	知立市	116	94	81.0
愛知	尾張旭市	163	121	74.2
愛知	高浜市	63	21	33.3
愛知	豊明市	70	51	72.9
愛知	豊田市	109	82	75.2
愛知	日進市	160	111	69.4
愛知	田原市	72	61	84.7
愛知	西海市	42	35	83.3
愛知	清須市	75	39	52.0
愛知	名古屋	71	67	94.4
愛知	弥富市	78	46	59.0
愛知	みよし市	100	27	27.0
愛知	あま市	70	59	84.3
愛知	長久手市	13	0	0.0
三重	津市	421	309	73.4
三重	伊勢市	117	80	68.4
三重	松阪市	156	114	73.1
三重	名張市	222	158	71.2
三重	鈴鹿市	259	199	76.8
三重	名張市	112	67	59.8

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
三重県	尾鷲市	17	12	70.6
三重県	亀山市	51	44	86.3
三重県	鳥羽市	73	20	27.4
三重県	熊野市	14	11	78.6
三重県	いなべ市	27	23	85.2
三重県	志摩市	111	53	47.7
三重県	伊賀市	94	48	51.1
滋賀県	彦根市	192	148	77.1
滋賀県	長浜市	124	94	75.8
滋賀県	近江八幡市	240	93	38.8
滋賀県	草津市	471	279	59.2
滋賀県	守山市	110	101	91.8
滋賀県	栗東市	185	113	61.1
滋賀県	甲賀市	119	86	72.3
滋賀県	野洲市	83	77	92.8
滋賀県	湖南市	86	62	72.1
滋賀県	高島市	56	45	80.4
滋賀県	近江市	97	77	79.4
滋賀県	米原市	49	31	63.3
京都府	福知山市	154	83	53.9
京都府	舞鶴市	168	86	51.2
京都府	綾部市	53	44	83.0
京都府	宇治市	415	288	69.4
京都府	宮津市	41	38	92.7
京都府	亀岡市	115	72	62.6
京都府	向日市	79	68	86.1
京都府	向日市	93	69	74.2
京都府	長岡京市	134	123	91.8
京都府	八幡市	81	49	60.5
京都府	京田辺市	156	140	89.7
京都府	京丹後市	58	37	63.8
京都府	南丹市	59	35	59.3
京都府	木津川市	89	64	71.9
大阪府	岸和田市	339	245	72.3
大阪府	池田市	334	185	55.4
大阪府	吹田市	633	596	94.2
大阪府	泉大津市	167	104	62.3
大阪府	貝塚市	158	131	82.9
大阪府	守口市	306	183	59.8
大阪府	枚方市	804	569	70.8
大阪府	茨木市	667	392	58.8
大阪府	八尾市	320	214	66.9
大阪府	泉野市	208	135	64.9
大阪府	富田林市	184	143	77.7
大阪府	寝屋川市	356	290	81.5
大阪府	河内長野市	158	122	77.2
大阪府	松原市	149	116	77.9
大阪府	大東市	165	108	65.5
大阪府	和泉市	322	232	72.0
大阪府	箕面市	197	138	70.1
大阪府	柏原市	112	79	70.5
大阪府	羽曳野市	113	100	88.5
大阪府	門真市	290	141	48.6
大阪府	摂津市	121	86	71.1
大阪府	高石市	119	101	84.9
大阪府	藤井寺市	91	74	81.3
大阪府	泉南市	79	65	82.3
大阪府	四條畷市	79	50	63.3
大阪府	交野市	80	66	82.5
大阪府	大狭山市	130	95	73.1
大阪府	阪南市	49	42	85.7
兵庫県	明石市	737	519	70.4
兵庫県	洲本市	60	51	85.0
兵庫県	芦屋市	443	412	93.0
兵庫県	伊丹市	379	334	88.1
兵庫県	相生市	58	42	72.4
兵庫県	豊岡市	139	76	54.7
兵庫県	加古川市	306	282	92.2
兵庫県	赤穂市	73	70	95.9
兵庫県	西脇市	51	41	80.4

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
兵庫県	宝塚市	464	433	93.3
兵庫県	三木市	119	119	100.0
兵庫県	高砂市	87	87	100.0
兵庫県	川西市	282	265	94.0
兵庫県	小野市	65	61	93.8
兵庫県	三田市	231	217	93.9
兵庫県	加西市	73	55	75.3
兵庫県	篠山市	55	36	65.5
兵庫県	養父市	26	16	61.5
兵庫県	丹波市	57	57	100.0
兵庫県	南あわじ市	51	40	78.4
兵庫県	朝来市	19	19	100.0
兵庫県	淡路市	65	62	95.4
兵庫県	宍粟市	15	15	100.0
兵庫県	加東市	95	50	52.6
兵庫県	たつの市	98	77	78.6
兵庫県	大和高田市	9	81	900.0
奈良県	大和郡山市	172	244	141.9
奈良県	天理市	239	206	86.2
奈良県	橿原市	214	127	59.3
奈良県	桜井市	76	120	157.9
奈良県	五條市	0	15	-
奈良県	御所市	30	47	156.7
奈良県	生駒市	200	317	158.5
奈良県	香芝市	90	52	57.8
奈良県	葛城市	6	31	516.7
奈良県	宇陀市	29	40	137.9
和歌山県	海南市	49	0	0.0
和歌山県	橋本市	58	57	98.3
和歌山県	山田市	15	15	100.0
和歌山県	御坊市	33	33	100.0
和歌山県	田辺市	61	0	0.0
和歌山県	新宮市	25	23	92.0
和歌山県	新紀の川市	30	0	0.0
和歌山県	山根市	64	55	85.9
鳥取県	鳥取市	318	236	74.2
鳥取県	米子市	270	257	95.2
鳥取県	倉吉市	66	63	95.5
鳥取県	根来市	432	313	72.5
鳥取県	根来市	95	77	81.1
鳥取県	根来市	199	194	97.5
鳥取県	根来市	59	49	83.1
鳥取県	根来市	39	35	89.7
鳥取県	根来市	30	26	86.7
鳥取県	根来市	23	22	95.7
鳥取県	根来市	25	20	80.0
岡山県	津山市	89	84	94.4
岡山県	玉野市	63	54	85.7
岡山県	笠岡市	43	43	100.0
岡山県	井原市	22	21	95.5
岡山県	総社市	45	44	97.8
岡山県	高梁市	33	25	75.8
岡山県	新見市	15	15	100.0
岡山県	備前市	39	35	89.7
岡山県	瀬戸内市	20	19	95.0
岡山県	赤磐市	14	13	92.9
岡山県	真庭市	25	17	68.0
岡山県	美作市	30	23	76.7
岡山県	浅口市	17	17	100.0
岡山県	竹原市	49	41	83.7
広島県	三原市	178	148	83.1
広島県	尾道市	213	171	80.3
広島県	府中市	39	31	79.5
広島県	三次市	73	68	93.2
広島県	庄原市	65	43	66.2
広島県	大竹市	34	30	88.2
広島県	東広島市	325	224	68.9
広島県	廿日市市	207	138	66.7
広島県	安芸高田市	27	20	74.1
広島県	江田島市	11	11	100.0

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
山口県	宇部市	145	93	64.1
山口県	山口市	269	156	58.0
山口県	萩市	42	31	73.8
山口県	防府市	194	62	32.0
山口県	下松市	53	44	83.0
山口県	岩国市	113	85	75.2
山口県	光市	26	26	100.0
山口県	長門市	24	21	87.5
山口県	柳井市	23	23	100.0
山口県	美祇市	37	17	45.9
山口県	周南市	197	151	76.6
山口県	山陽小野田市	47	31	66.0
徳島県	徳島市	613	351	57.3
徳島県	鳴門市	84	39	46.4
徳島県	小松島市	35	21	60.0
徳島県	阿南市	74	47	63.5
徳島県	吉野川市	0	17	-
徳島県	阿波市	26	17	65.4
徳島県	美馬市	41	13	31.7
徳島県	三好市	41	28	68.3
香川県	丸亀市	194	118	60.8
香川県	坂出市	97	88	90.7
香川県	善通寺市	47	38	80.9
香川県	観音寺市	75	56	74.7
香川県	さぬき市	71	0	0.0
香川県	東かがわ市	44	35	79.5
香川県	三豊市	43	35	81.4
愛媛県	今治市	229	152	66.4
愛媛県	宇和島市	108	67	62.0
愛媛県	八幡浜市	59	40	67.8
愛媛県	新居浜市	240	144	60.0
愛媛県	西条市	72	47	65.3
愛媛県	伊予市	102	32	31.4
愛媛県	伊予市	51	35	68.6
愛媛県	四国中央市	146	63	43.2
愛媛県	西予市	33	20	60.6
愛媛県	東温市	64	23	35.9
高知県	安芸市	40	2	5.0
高知県	佐土市	63	2	3.2
高知県	須崎市	11	13	118.2
高知県	土佐清水市	44	2	4.5
高知県	四万十市	2	3	150.0
高知県	室戸市	7	7	100.0
福岡県	直方市	57	44	77.2
福岡県	飯塚市	212	150	70.8
福岡県	田川市	59	0	0.0
福岡県	柳川市	55	24	43.6
福岡県	八女市	24	17	70.8
福岡県	筑後市	33	16	48.5
福岡県	大川市	67	38	56.7
福岡県	行橋市	117	59	50.4
福岡県	豊前市	21	17	81.0
福岡県	中間市	41	27	65.9
福岡県	小郡市	35	8	22.9
福岡県	筑紫野市	211	139	65.9
福岡県	春日市	288	165	57.3
福岡県	野城市	273	163	59.7
福岡県	宗像市	76	51	67.1
福岡県	太宰府市	51	20	39.2
福岡県	古賀市	112	67	59.8
福岡県	福津市	69	47	68.1
福岡県	うきは市	1	0	0.0
福岡県	宮若市	19	4	21.1
福岡県	嘉麻市	39	18	46.2
福岡県	朝倉市	25	0	0.0
福岡県	みやま市	33	27	81.8
福岡県	糸島市	104	75	72.1
佐賀県	佐賀市	529	264	49.9
佐賀県	唐津市	174	151	86.8
佐賀県	鳥栖市	121	110	90.9

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率 (%)
佐賀県	多久市	24	23	95.8
佐賀県	万里市	66	65	98.5
佐賀県	武雄市	87	60	69.0
佐賀県	鹿島市	31	27	87.1
佐賀県	小城市	36	30	83.3
佐賀県	嬉野市	29	17	58.6
佐賀県	神埼市	34	34	100.0
長崎県	島原市	26	26	100.0
長崎県	諫早市	138	114	82.6
長崎県	大村市	115	109	94.8
長崎県	平戸市	40	31	77.5
長崎県	松浦市	43	29	67.4
長崎県	対馬市	42	42	100.0
長崎県	壱岐市	20	20	100.0
長崎県	五島市	32	32	100.0
長崎県	西海市	19	19	100.0
長崎県	雲仙市	32	25	78.1
長崎県	南島原市	12	12	100.0
熊本県	八代市	56	51	91.1
熊本県	人吉市	76	38	50.0
熊本県	荒尾市	33	33	100.0
熊本県	水俣市	22	21	95.5
熊本県	玉名市	26	25	96.2
熊本県	菊池市	22	20	90.9
熊本県	宇土市	8	8	100.0
熊本県	上天草市	7	7	100.0
熊本県	宇城市	23	22	95.7
熊本県	阿蘇市	16	15	93.8
熊本県	天草市	38	38	100.0
熊本県	合志市	21	19	90.5
大分県	別府市	336	210	62.5
大分県	中津市	75	70	93.3
大分県	日田市	57	51	89.5
大分県	佐伯市	47	43	91.5
大分県	臼杵市	40	39	97.5
大分県	津久見市	7	7	100.0
大分県	竹田市	18	18	100.0
大分県	豊後高田市	16	13	81.3
大分県	杵築市	7	7	100.0
大分県	宇佐市	34	34	100.0
大分県	豊後大野市	20	20	100.0
大分県	由布市	37	36	97.3
大分県	国東市	23	22	95.7
宮崎県	都城市	94	67	71.3
宮崎県	延岡市	124	87	70.2
宮崎県	日南市	38	28	73.7
宮崎県	小林市	17	17	100.0
宮崎県	日向市	79	44	55.7
宮崎県	串間市	8	3	37.5
宮崎県	西都賀市	16	9	56.3
宮崎県	えびの市	9	7	77.8
鹿児島県	鹿屋市	65	62	95.4
鹿児島県	枕崎市	11	8	72.7
鹿児島県	阿久根市	23	23	100.0
鹿児島県	出水市	41	40	97.6
鹿児島県	指宿市	39	37	94.9
鹿児島県	西之表市	22	22	100.0
鹿児島県	垂水市	10	10	100.0
鹿児島県	薩摩川内市	104	96	92.3
鹿児島県	日置市	36	32	88.9
鹿児島県	曾於市	14	14	100.0
鹿児島県	霧島市	163	156	95.7
鹿児島県	いちき串木野市	21	20	95.2
鹿児島県	南さつま市	37	36	97.3
鹿児島県	志布志市	23	23	100.0
鹿児島県	奄美市	68	68	100.0
鹿児島県	南九州市	10	10	100.0
鹿児島県	伊佐市	16	16	100.0
鹿児島県	始良市	46	44	95.7
沖縄県	宜野湾市	206	173	84.0

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
沖縄県	石垣市	84	78	92.9
沖縄県	浦添市	274	248	90.5
沖縄県	名護市	127	123	96.9
沖縄県	糸満市	132	97	73.5
沖縄県	沖縄市	301	192	63.8
沖縄県	豊見城市	98	86	87.8
沖縄県	うるま市	237	141	59.5
沖縄県	宮古島市	81	77	95.1
沖縄県	南城市	90	64	71.1
合計		44,668	34,046	76.2

(保健所設置市)

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
札幌市	3,456	2,690	77.8
函館市	440	337	76.6
小樽市	229	215	93.9
旭川市	445	325	73.0
青森市	441	342	77.6
盛岡市	819	557	68.0
仙台市	3,906	3,123	80.0
秋田市	579	440	76.0
郡山市	728	564	77.5
いわき市	461	382	82.9
宇都宮市	1,193	780	65.4
前橋市	562	383	68.1
高崎市	510	395	77.5
さいたま市	2,962	1,940	65.5
川越市	1,074	589	54.8
千葉市	1,602	1,314	82.0
船橋市	1,138	835	73.4
柏市	574	503	87.6
八王子市	746	646	86.6
町田市	481	439	91.3
横浜市	7,246	6,535	90.2
川崎市	2,879	2,682	93.2
相模原市	1,150	1,042	90.6
横須賀市	516	448	86.8
藤沢市	930	661	71.1
新潟市	1,529	1,425	93.2
富山県	477	421	88.3
金沢市	490	476	97.1
長野市	484	451	93.2
岐阜市	409	407	99.5
静岡市	1,534	1,338	87.2
浜松市	1,102	838	76.0
名古屋	5,407	4,679	86.5
豊橋市	565	380	67.3
岡崎市	620	470	75.8
豊田市	610	419	68.7
四日市市	250	209	83.6
大津市	697	532	76.3
京都市	3,606	3,233	89.7
大阪市	7,653	6,285	82.1
堺市	1,256	1,034	82.3
豊中市	784	655	83.5
高槻市	293	270	92.2
東大阪市	877	726	82.8
神戸市	2,594	2,120	81.7
姫路市	1,172	1,149	98.0
尼崎市	924	715	77.4
西宮市	1,329	1,187	89.3
奈良市	728	446	61.3
和歌山市	676	615	91.0
岡山市	1,190	1,054	88.6
倉敷市	499	453	90.8
広島市	2,656	2,252	84.8
呉市	420	360	85.7
福山市	662	487	73.6
下関市	508	335	65.9
高松市	884	886	100.2
松山市	1,108	632	57.0
高知市	829	469	56.6
北九州市	2,630	1,777	67.6
福岡市	4,460	4,117	92.3
大牟田市	130	123	94.6
久留米市	394	266	67.5
長崎市	795	676	85.0
佐世保市	487	331	68.0
熊本市	1146	1098	95.8
大分市	871	782	89.8
宮崎市	509	467	91.7
鹿児島市	993	852	85.8
那覇市	1144	902	78.8
合計	93,448	76,966	82.4

(特別区)

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
千代田区	624	576	92.3
中央区	1,421	927	65.2
港区	1,330	1,226	92.2
新宿区	1,395	445	31.9
文京区	435	350	80.5
台東区	526	448	85.2
墨田区	496	203	40.9
江東区	1,061	921	86.8
品川区	825	433	52.5
目黒区	428	348	81.3
大田区	862	813	94.3
世田谷区	905	855	94.5
渋谷区	925	739	79.9
中野区	384	275	71.6
杉並区	428	392	91.6
豊島区	669	462	69.1
北区	473	453	95.8
荒川区	315	242	76.8
板橋区	843	752	89.2
練馬区	836	702	84.0
足立区	882	813	92.2
葛飾区	676	508	75.1
江戸川区	738	610	82.7
合計	17,477	13,493	77.2

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率
都道府県	14,266	11,041	77.4
保健所設置市	93,448	76,966	82.4
保健所設置市を除く市	83,607	61,982	74.1
特別区	17,477	13,493	77.2
合計	208,798	163,482	78.3
平成26年度	216,324	165,416	76.5

※特別区内のビル管理法の適用のある簡易
専用水道の一部(延べ面積10.000m²以上)
については、東京都分として計上した。

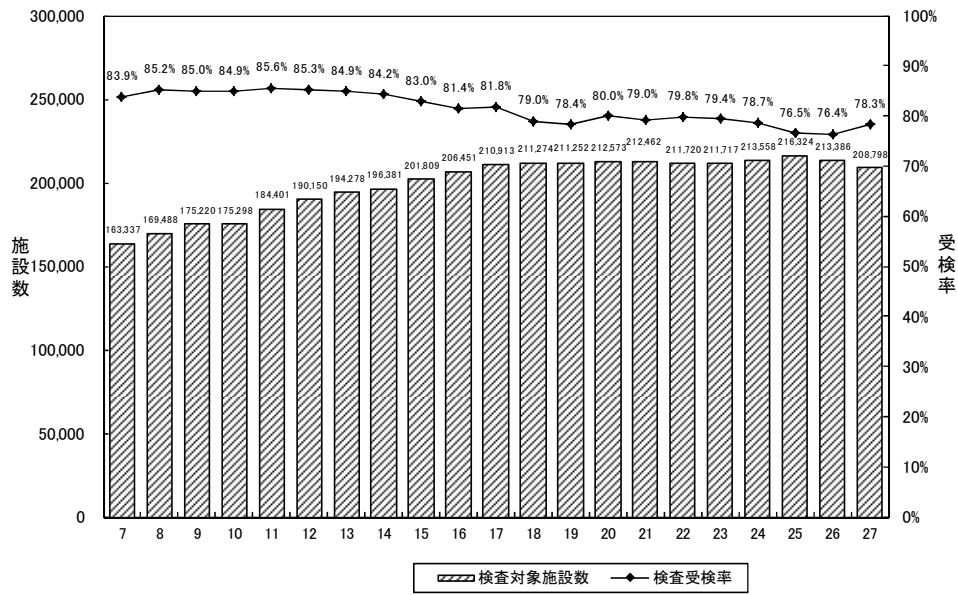


図1-1 簡易専用水道の検査対象施設数、検査受検率経年変化

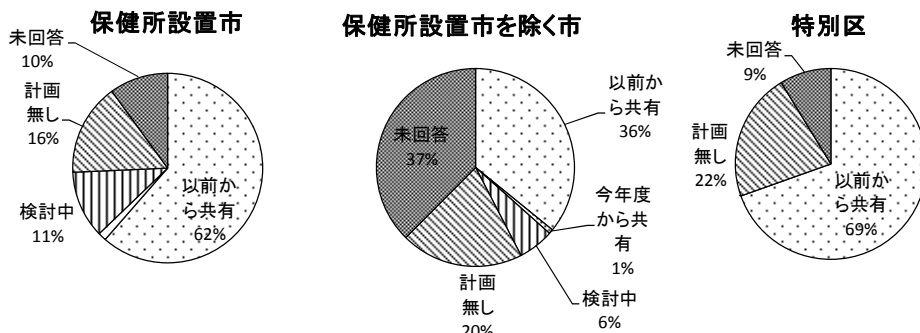
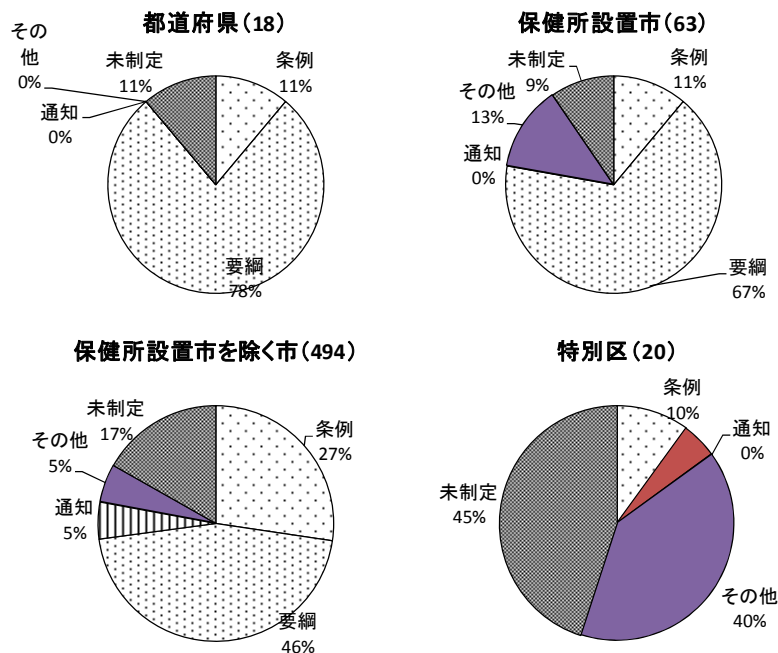


図1-2 衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報共有状況



注) 未回答分は除く、()は回答自治体数を示す。

図1-3 簡易専用水道等の指導監督に関する規定策定状況(平成27年度)

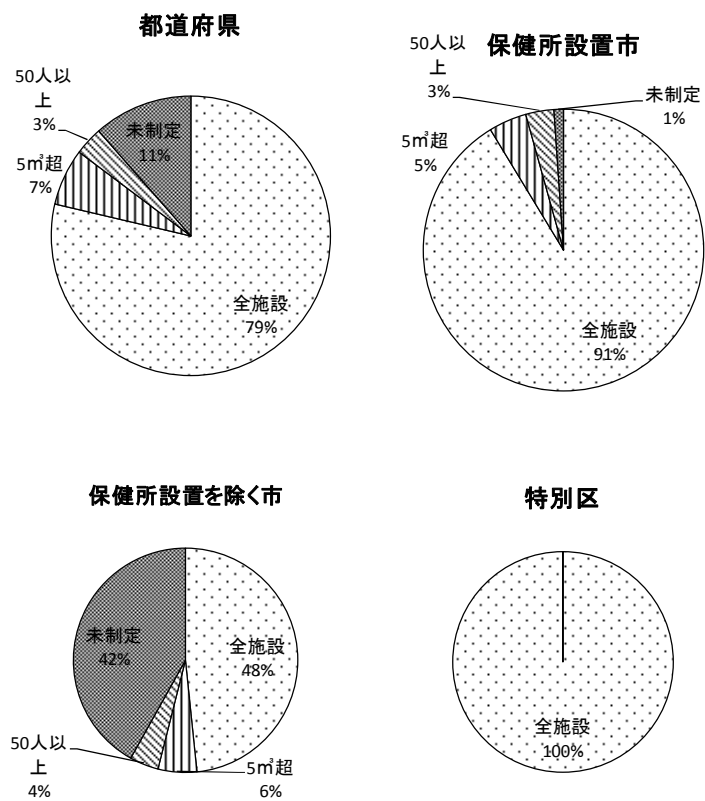


図2-1 小規模貯水槽に係る条例・要綱等の制定状況

表 2 - 1 小規模貯水槽水道の設置状況及び検査実施状況

	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
検査対象施設数	873,088	873,345	905,758	861,707	845,345
検査実施施設数	25,929	27,710	26,789	26,714	27,281
受検率	3.0%	3.2%	3.0%	3.1%	3.2%

表 2 - 2 小規模貯水槽水道の検査における不適合内容

		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	
検査指摘施設数		8,409	8,127	7,621	7,547	7,343	
検査指摘率		32.4%	29.3%	28.4%	28.3%	26.9%	
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	10.9%	9.8%	7.8%	9.4%	8.8%
		受水槽本体の状態	11.1%	10.0%	9.2%	9.3%	9.2%
		受水槽上部の状態	5.0%	4.4%	4.1%	4.1%	4.1%
		受水槽内部の状態	21.6%	20.2%	19.2%	16.9%	16.6%
		マンホールの状態	25.9%	22.2%	18.4%	20.9%	21.7%
		オーバーフロー管の状態	14.7%	13.9%	11.4%	11.2%	11.5%
		通気管の状態	11.1%	10.0%	8.6%	9.8%	9.7%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	6.6%	6.7%	6.4%	6.1%	5.3%
		高置水槽上部の状態	1.6%	1.2%	1.3%	1.4%	1.4%
		高置水槽内部の状態	9.4%	7.6%	7.3%	7.6%	5.7%
		マンホールの状態	15.6%	13.8%	12.8%	12.7%	11.6%
		オーバーフロー管の状態	7.2%	5.5%	5.6%	5.3%	4.9%
		通気管の状態	10.7%	10.6%	12.8%	9.7%	9.5%
		水抜き管の状態	3.1%	2.6%	2.8%	4.8%	2.7%
他	給水管等の状態	1.0%	1.1%	1.3%	1.2%	1.4%	
水 質 検 査	臭気	0.05%	0.15%	0.26%	1.71%	0.08%	
	味	0.06%	0.03%	0.05%	0.39%	0.07%	
	色	0.06%	0.02%	0.07%	1.75%	0.10%	
	色度	0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.2%	
	濁度(濁りを含む)	0.1%	0.1%	0.1%	0.5%	0.1%	
	残留塩素	3.4%	3.3%	3.1%	2.7%	2.1%	
書類の整備保存の状況		36.8%	43.5%	40.1%	47.5%	50.3%	

注: 上表の検査指摘施設数は、検査期間から上記23項目についての指摘を受けた施設であり、割合は、検査実施施設に対する割合(複数回答)

表2-3 小規模貯水槽水道に係る条例・要綱等制定状況 (平成27年4月現在)

- :今年度記載なし(昨年の記載を残している)
- :今年度調査で新規に記載されたもの
- :記載に変更・相違があった箇所。日付に相違あった場合は新しいものを採用

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設
青森県	要領	H26.4.1	5m3超
岩手県	要領	H15.3.31	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	5m3超
秋田県	要領	S62.4.1	全施設
山形県	要領	H3.11.20	全施設
	条例		全施設
福島県	条例	S54.10.1	5m3超
	要領	H1.10.1	全施設
茨城県	条例	S56.4.1	5m3超
栃木県	要領	H1.6.5	全施設
群馬県	要領	H23.2.25	受水槽10m3以下
埼玉県			
千葉県	条例	S55.5.1	50人以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
新潟県	要綱	H25.4.1	全施設
	要綱	H14.10.18	全施設
富山県	条例	H15.4.1	全施設
石川県	要領	H21.4.1	全施設
	その他	H21.4.1	全施設
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	要領	H18.4.1	全施設
長野県	要綱	S61.8.29	全施設
岐阜県			
静岡県	(要綱)		要綱等あり
愛知県	要領	S62.4.1	全施設
	要領	H3.4.1	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	要領	H7.7.26	全施設
大阪府	要領	H3.6.1	全施設
兵庫県	要領	H24.4.1	全施設
奈良県			
和歌山県	要領	H19.7.20	全施設
	条例		全施設
鳥取県	その他	H15.3.25	全施設
	条例	H17.3.31	全施設
	条例	H10.12.16	全施設
	条例	S45.7.1	全施設
島根県			
岡山県	要領	H15.4.1	全施設
広島県	要領	H24.4.1	全施設
	要領	H15.12.1	有効容量10m3以下
山口県	条例		全施設
	要綱		全施設
	要領	H21.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設
愛媛県	条例		全施設
	その他		全施設
高知県	要領	H9.4.1	全施設
	要領	H3.1.1	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設
佐賀県			
長崎県			
熊本県			
大分県	要綱	S60.1.10	全施設
宮崎県	要領	H19.4.1	全施設
鹿児島県	要領	H18.4.1	全施設
沖縄県	要領	H25.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設
函館市	要綱	H1.5.1	全施設
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	全施設
青森市	要領	H19.10.1	5m3超
盛岡市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H15.4.1	全施設
仙台市	要綱	H12.4.1	5m3以下
	条例	S50.7.1	5m3超
秋田市	要領	H10.4.1	全施設
郡山市	条例	H9.4.1	5m3超
いわき市	条例	H11.4.1	5m3超
	条例	S44.10.17	全施設
宇都宮市	要領	H20.5.20	全施設
前橋市	全施設	H24.10.29	全施設
高崎市	条例	S36.4.1	全施設
さいたま市	条例	H13.5.1	全施設
	要領	H21.5.1	全施設
川越市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.3.31	全施設
千葉市	要領	H12.6.1	全施設
	条例	H4.4.1	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.4.1	全施設
	その他	H19.4.1	全施設
	その他	H27.7.16	全施設
町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H18.12.22	〃
川崎市	条例	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	S62.12.8	〃
相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H19.4.1	全施設
横須賀市	条例	H8.3.27	全施設
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設
新潟市	要綱	H15.4.1	全施設
富山市	条例	H17.4.1	全施設
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
	条例	H15.4.1	全施設
長野市	要綱	H11.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.3.9	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	全施設
名古屋市	要綱	S52.1.1	全施設
豊橋市	要領	H24.4.1	全施設
豊田市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.2.12	全施設
岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
四日市市	要領	H16.4.1	全施設
大津市	条例	H14.12.20	全施設
	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要領	H2.10.29	全施設
大阪市	要綱	S60.4.1	全施設
堺市	要綱	H6.4.1	全施設
豊中市	要領	H24.4.1	全施設
東大阪市	要領	H3.6.1	全施設
	条例	S42.2.1	全施設
高槻市	要領	H15.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
神戸市	要綱	H19.4.1	全施設
	要綱	H11.4.1	$0\text{m}^3 < V \leq 10\text{m}^3$
尼崎市	要綱	S60.10.15	全施設
西宮市	要綱	H14.11.22	全施設
姫路市	要綱	H15.4.1	全施設
奈良市	条例	H15.4.1	全施設
和歌山市			
岡山市	要領	H16.4.1	全施設
倉敷市	要領	H13.11.29	全施設
広島市	要領	H3.9.1	全施設
呉市	要綱	S62.4.1	全施設
福山市	要領	H10.4.1	全施設
下関市	条例	H17.2.13	全施設
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
	条例	H24.12.24	$V \leq 10$
松山市	要領	S62.7.1	全施設
高知市	要綱	H16.7.1	全施設
	要綱	H10.4.1	全施設
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
久留米市	要綱	H24.6.1	全施設
	要綱	H15.4.1	全施設
北九州市	要領	H15.4.1	全施設
大牟田市	要領	H11.4.1	全施設
	条例	S35.4.1	全施設
長崎市	要綱	H15.4.1	全施設
佐世保市	要領	-	
熊本市	要綱	H5.7.1	10m ³ 以下
大分市	要綱	H15.4.1	全施設
宮崎市	要領	H17.4.1	全施設
	要領	H15.4.1	10m ³ 以下
鹿児島市	条例		全施設
那覇市	条例	H9.12.26	全施設
	条例	H10.3.31	$V \leq 10\text{m}^3$

特別区	種類	施行日	対象施設
千代田区	要綱	S59.6.1	全施設
中央区	要綱	S59.7.1	全施設
港区	要綱	H9.4.1	全施設
新宿区	要綱	S59.4.1	全施設
文京区	要綱	S59.3.31	全施設
台東区	要綱	H16.7.1	全施設
	要領	H16.7.1	-
墨田区	要綱	S60.4.1	全施設
江東区	要綱	S60.5.24	全施設
品川区	要綱	H21.4.1	全施設
	要領	H1.4.1	全施設
目黒区	要綱	S59.5.1	全施設
	要綱	H8.7.1	延べ面積500m ² 以上
	要領	S59.5.1	全施設
大田区	要綱	S52.4.1	全施設
世田谷区	要綱	H10.2.1	全施設
渋谷区	要綱	H18.6.15	全施設
	要領	H22.2.4	全施設
中野区	要綱	S61.11.1	全施設
杉並区	要綱	S59.6.1	全施設
	要領	S59.6.8	全施設
豊島区	要綱	S59.4.1	全施設
北区	要綱	S59.7.1	全施設
荒川区	要綱	S60.5.1	全施設
	要領	S60.5.1	全施設
板橋区	要綱	S55.9.30	全施設
練馬区	要綱	S59.6.1	全施設
	その他	H10.11.4	全施設
足立区	要綱	S59.5.1	全施設
	要領	H10.11.4	全施設
葛飾区	要綱	S59.9.1	全施設
江戸川区	要綱	S52.5.23	全施設

表2-3 小規模貯水槽水道に係る条例・要綱等制定状況（平成27年4月現在）

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
北海道	室蘭市	条例	H26.4.1	全施設
		要綱	H25.4.1	全施設
		要綱	H25.4.1	全施設
北海道	北見市	要綱	H18.3.5	全施設
北海道	夕張市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	網走市	条例	H10.3.27	全施設
北海道	苫小牧市	要綱	H28.4.1	全施設
北海道	芦別市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	赤井市	要領	H15.7.1	全施設
北海道	根室市	条例	S34.8.25	全施設
		条例	H18.4.1	全施設
		要領	H25.9.1	全施設
北海道	深川市	要領	H25.12.24	全施設
北海道	富良野市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	伊達市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	北広島市	条例	S38.12.19	全施設
北海道	石狩市	その他	H10.4.1	全施設
青森県	八戸市	要領	H25.4.1	5m3超
		条例	H17.1.1	全施設
		要綱	H17.1.1	全施設
青森県	十和田市	要綱	H25.3.28	全施設
		要綱	H25.4.1	全施設
		要綱	H25.4.1	5m3超
岩手県	宮古市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	花巻市	要綱	H27.2.13	全施設
岩手県	陸前高田市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	釜石市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	釜戸市	条例	H28.1.1	全施設
		条例	S49.12.21	全施設
		要領	H18.3.8	全施設
岩手県	滝沢市	条例	S49.12.21	全施設
秋田県	横手市	条例	H17.10.1	全施設
秋田県	大館市	条例	H15.4.1	全施設
		その他	H15.4.1	全施設
		その他	H15.4.1	全施設
山形県	山形市	条例	H23.4.1	全施設
		条例	H21.4.1	全施設
		要綱	H20.4.1	全施設
山形県	酒田市	条例	H20.4.1	全施設
		要綱	H28.3.30	全施設
		その他	H20.4.1	全施設
山形県	村山市	条例	H15.4.1	全施設
福島県	福島市	条例	H24.12.27	5m3超
		要領	H25.4.1	全施設
福島県	会津若松市	要領	H25.4.1	全施設
福島県	白河市	条例	H25.3.22	5m3超
福島県	須賀川市	条例	H25.4.1	5m3超
		要綱	H25.4.1	全施設
福島県	喜多方市	条例	H18.1.4	全施設
		条例	H25.4.1	5m3超
福島県	相馬市	条例	H24.12.21	全施設
福島県	二本松市	条例	H25.4.1	5m3超
福島県	南相馬市	条例	H24.12.20	5m3超
		要領	H25.4.1	全施設
福島県	伊達市	条例	H25.4.1	全施設
福島県	本宮市	条例	H25.4.1	全施設
茨城県	水戸市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	日立市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	土浦市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	古河市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	石岡市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	結城市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	龍ヶ崎市	条例	H26.4.1	5m3超
		条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	下妻市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	常総市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	常陸太田市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	高萩市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	北茨城市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	笠間市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	取手市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	牛久市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	つくば市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	ひたちなか市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	鹿嶋市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	潮来市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	守谷市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	常陸大宮市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	那珂市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	筑西市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	坂東市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	稲敷市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	かすみがうら市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	桜川市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	神栖市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	行方市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	鉾田市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	つくばみらい市	条例	H26.4.1	5m3超
茨城県	小美玉市	条例	H26.4.1	5m3超
栃木県	足利市	条例	H11.4.1	全施設
栃木県	栃木市	要領	H1.6.5	全施設
栃木県	佐野市	要領	H1.6.5	全施設
栃木県	鹿沼市	要領	H1.6.5	全施設
栃木県	日光市	要領	H1.6.5	全施設
栃木県	小山市	要領	H1.6.5	全施設
栃木県	真岡市	要領	H1.6.5	全施設
栃木県	大田原市	条例	S41.7.1	全施設
栃木県	矢板市	要領	H1.6.5	全施設
栃木県	那須塩原市	要領	H1.6.5	全施設
栃木県	さくら市	要領	H1.6.5	全施設
栃木県	那須烏山市	要領	H1.6.5	全施設
栃木県	下野市	条例	H18.1.10	全施設
群馬県	伊勢崎市	条例	H17.1.1	全施設
		その他	H17.1.1	全施設
群馬県	太田市	条例	H17.3.28	全施設
群馬県	沼田市	条例	-	全施設
群馬県	渋川市	条例	H18.2.20	全施設
群馬県	富岡市	要綱	H18.8.20	全施設
群馬県	富岡市	条例	H18.3.27	全施設
群馬県	みどり市	条例	H18.3.27	全施設
千葉県	銚子市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	市川市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	館山市	条例	H24.12.19	50人以上
千葉県	木更津市	条例	H25.4.1	50人以上
		その他	H25.4.1	全施設
千葉県	松戸市	条例	H25.4.1	50人以上
		条例	H25.4.1	全施設
		要領	H25.4.1	全施設
千葉県	野田市	要領	H25.4.1	全施設
千葉県	茂原市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	成田市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	佐倉市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	東金市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	旭市	条例	H25.4.1	50人以上

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
千葉県	習志野市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	勝浦市	条例	H24.12.14	50人以上
千葉県	市原市	条例	H25.4.1	全施設
		条例	H25.4.1	全施設
		要領	H25.4.1	全施設
千葉県	流山市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	八千代市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	我孫子市	条例	H24.12.28	50人以上
千葉県	鴨川市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	鎌ケ谷市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	君津市	条例	H25.4.1	50人以上
		その他	H25.4.1	全施設
千葉県	富津市	条例	H25.4.1	50人以上
		その他	H25.4.1	全施設
千葉県	浦安市	条例	H25.4.1	全施設
		その他	H25.4.1	全施設
千葉県	四街道市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	袖ヶ浦市	条例	H25.4.1	50人以上
		その他	H25.4.1	全施設
千葉県	八街市	条例	H25.3.26	全施設
		要領	H27.10.15	全施設
		要領	H27.10.15	全施設
千葉県	印西市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	白井市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	富里市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	南房総市	条例	H25.4.1	全施設
千葉県	匝瑳市	条例	H25.4.1	50人以上
		要領	H25.4.1	50人以上
		その他	H25.4.1	50人以上
千葉県	香取市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	山武市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	いすみ市	条例	H25.4.1	全施設
千葉県	大網白里市	条例	H25.4.1	50人以上
東京都	立川市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	武蔵野市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	三鷹市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	青梅市	—	H15.4.1	全施設
東京都	府中市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	昭島市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	調布市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	小金井市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	小平市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	日野市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	東村山市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	国分寺市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	国立市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	福生市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	狛江市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	東大和市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	清瀬市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	東久留米市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	武蔵村山市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	多摩市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	稲城市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	羽村市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	あきる野市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	西東京市	条例	H15.4.1	全施設
神奈川県	平塚市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	鎌倉市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	小田原市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	茅ヶ崎市	条例	H24.12.19	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
神奈川県	逗子市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	三浦市	条例	H25.4.1	全施設
		条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	秦野市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	大和市	条例	H25.4.1	全施設
		要綱	H25.3.15	全施設
		要領	H25.4.1	全施設
神奈川県	伊勢原市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	海老名市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	座間市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	南足柄市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	綾瀬市	条例	H25.4.1	全施設
新潟県	長岡市	その他	H20.4.1	全施設
新潟県	三条市	条例	H17.5.1	全施設
新潟県	柏崎市	要綱	H19.4.1	全施設
新潟県	新発田市	要綱	H25.4.1	全施設
新潟県	小千谷市	要綱	H25.4.1	全施設
新潟県	加茂市	要綱	H24.4.1	全施設
新潟県	十日町市	要綱	H21.4.1	全施設
新潟県	見附市	条例	H27.3.24	全施設
新潟県	村上市	要綱	H25.4.1	全施設
新潟県	燕市	要綱	H23.4.1	全施設
新潟県	糸魚川市	要綱	H22.4.1	全施設
新潟県	妙高市	要綱	H19.4.1	全施設
新潟県	五泉市	要綱	H28.4.1	全施設
新潟県	上越市	要綱	H20.4.1	全施設
新潟県	阿賀野市	要綱	H25.4.1	全施設
新潟県	佐渡市	要綱	H21.4.1	全施設
新潟県	魚沼市	要綱	H21.3.25	全施設
新潟県	南魚沼市	要綱	H26.4.1	全施設
新潟県	胎内市	要綱	H23.4.1	全施設
富山県	高岡市	条例	H17.11.1	全施設
		その他	H17.11.1	全施設
富山県	氷見市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	H20.11.1	全施設
富山県	滑川市	条例	H10.3.27	全施設
富山県	射水市	条例	H17.11.1	全施設
石川県	七尾市	要領	H25.4.1	全施設
石川県	羽咋市	要領	H25.4.1	全施設
石川県	野々市市	要領	H25.4.1	全施設
福井県	小浜市	その他	-	全施設
福井県	大野市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	都留市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	南アルプス市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	北杜市	条例	H16.11.1	全施設
長野県	松本市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	上田市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	岡谷市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	諏訪市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	須坂市	要綱	H26.3.28	全施設
長野県	小諸市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	伊那市	要綱	H26.10.20	全施設
長野県	中野市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	大町市	要綱	H25.3.5	全施設
長野県	飯山市	要綱	H26.4.1	全施設
長野県	茅野市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	塩尻市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	佐久市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	千曲市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	東御市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	安曇野市	要綱	H25.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
静岡県	沼津市	要綱	H25.4.1	全施設
静岡県	熱海市	条例	H15.4.1	全施設
静岡県	三島市	要領	H25.4.1	全施設
静岡県	富士宮市	条例	H21.4.1	全施設
静岡県	伊豆市	条例	S35.3.31	全施設
静岡県	富士市	条例	S41.11.1	全施設
静岡県	磐田市	条例	H17.4.1	全施設
		その他	H17.4.1	全施設
静岡県	焼津市	条例	H15.4.1	全施設
		条例	H15.4.1	全施設
		要綱	H15.4.1	全施設
静岡県	御殿場市	条例	H10.4.1	全施設
		要綱	H15.4.1	全施設
		その他	H10.4.1	全施設
静岡県	下田市	要領	H15.4.1	全施設
		その他	H15.4.1	全施設
		その他	H15.4.1	全施設
静岡県	裾野市	要綱	H15.3.25	全施設
静岡県	伊豆市	条例	H16.4.1	全施設
静岡県	伊豆の国市	条例	H17.4.1	全施設
愛知県	一宮市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	春日井市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	碧南市	その他	H25.4.1	全施設
愛知県	刈谷市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	蒲郡市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	常滑市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	江南市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	小牧市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	稲沢市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	東海市	要領	H27.4.1	全施設
愛知県	知多市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	知立市	要綱	H25.4.1	全施設
		要領	H25.4.1	全施設
愛知県	尾張旭市	要領	H25.4.1	全施設
		その他	H25.4.1	全施設
愛知県	高浜市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	岩倉市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	豊明市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	田原市	要領	H25.4.1	全施設
		その他	H15.4.1	全施設
愛知県	弥富市	要綱	H25.4.1	全施設
三重県	桑名市	その他	H16.12.6	全施設
三重県	熊野市	条例	H17.11.1	全施設
		その他	H17.11.1	全施設
滋賀県	甲賀市	条例	H16.10.1	全施設
京都府	福知山市	条例	H10.3.30	全施設
京都府	宇治市	要綱	H18.4.1	全施設
京都府	亀岡市	条例	H15.4.1	全施設
		条例	H15.4.1	全施設
京都府	城陽市	条例	S39.8.5	全施設
京都府	向日市	要綱	H15.4.1	全施設
京都府	京田辺市	要領	H25.4.1	全施設
京都府	京丹後市	条例	H16.4.1	全施設
京都府	南丹市	条例	H18.1.1	全施設
大阪府	池田市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	吹田市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	泉大津市	要領	H5.4.1	全施設
大阪府	貝塚市	要領	H25.1.1	全施設
大阪府	守口市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	枚方市	要領	H24.10.1	全施設
大阪府	茨木市	その他	H25.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
大阪府	八尾市	要領	H25.11.1	全施設
大阪府	泉佐野市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	富田林市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	河内長野市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	松原市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	大東市	要領	H5.4.1	全施設
大阪府	柏原市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	羽曳野市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	門真市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	摂津市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	高石市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	藤井寺市	要綱	H25.4.1	全施設
大阪府	泉南市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	四條畷市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	交野市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	大阪狭山市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	阪南市	要領	H25.1.1	全施設
兵庫県	洲本市	要綱	H25.4.1	全施設
兵庫県	伊丹市	要領	H15.4.1	全施設
兵庫県	加古川市	要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	宝塚市	条例	H17.10.1	全施設
兵庫県	三木市	要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	高砂市	その他	-	全施設
兵庫県	篠山市	条例	H11.4.1	全施設
兵庫県	たつの市	要領	H25.4.1	全施設
和歌山県	田辺市	条例	H17.5.1	全施設
鳥取県	鳥取市	条例	H26.5.16	全施設
鳥取県	米子市	条例	-	全施設
鳥取県	倉吉市	条例	S33.4.1	全施設
		条例	S33.10.7	全施設
		その他	S55.4.1	全施設
島根県	松江市	条例	H17.3.31	全施設
		その他	H17.3.31	全施設
島根県	浜田市	条例	H17.10.1	全施設
		要領	H17.10.1	全施設
		その他	H17.10.1	全施設
島根県	出雲市	条例	H17.3.22	全施設
		その他	H17.3.22	全施設
島根県	益田市	条例	H16.4.1	全施設
		その他	H16.4.1	全施設
島根県	大田市	条例	H17.10.1	全施設
		その他	H17.10.1	全施設
島根県	安来市	条例	H16.10.1	全施設
		その他	H16.10.1	全施設
島根県	江津市	条例	H16.10.1	全施設
		要領	H16.4.1	全施設
島根県	雲南市	条例	H16.11.1	全施設
		その他	H16.11.1	全施設
岡山県	玉野市	要綱	H25.3.29	全施設
岡山県	井原市	要領	H25.4.1	全施設
岡山県	高梁市	要領	H19.7.3	全施設
広島県	三原市	条例	H17.3.22	全施設
山口県	山口市	要領	H19.4.1	全施設
山口県	防府市	条例	H15.4.1	全施設
		要領	H25.4.1	全施設
		その他	H15.4.1	全施設
山口県	下松市	要綱	H15.4.1	全施設
山口県	岩国市	条例	H18.3.20	全施設
		要綱	H18.3.20	全施設
		その他	H18.3.20	全施設
山口県	光市	要綱	H15.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
山口県	長門市	要綱	H24.7.1	全施設
山口県	周南市	要綱	H15.4.21	全施設
山口県	山陽小野田市	条例	H17.3.22	全施設
		要綱	H17.3.22	全施設
徳島県	徳島市	要領	H26.4.1	全施設
徳島県	阿南市	要領	H25.4.1	全施設
香川県	観音寺市	その他	H17.10.11	全施設
愛媛県	今治市	その他	H17.1.16	全施設
愛媛県	四国中央市	要領	S62.1.29	全施設
高知県	室戸市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	土佐市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	須崎市	条例	H17.4.1	全施設
福岡県	直方市	要領	H25.4.1	全施設
福岡県	柳川市	要綱	H25.4.1	全施設
福岡県	八女市	条例	H1.12.25	全施設
福岡県	大川市	条例	H15.4.1	全施設
福岡県	行橋市	要綱	H14.12.24	全施設
福岡県	中間市	要綱	H26.3.26	全施設
福岡県	筑紫野市	条例	H15.4.1	全施設
福岡県	春日市	要領	H25.4.1	全施設
福岡県	宗像市	その他	H22.4.1	全施設
福岡県	古賀市	条例	H16.4.1	全施設
福岡県	福津市	その他	H22.4.1	全施設
福岡県	宮若市	条例	H18.2.11	全施設
福岡県	朝倉市	条例	H18.3.20	全施設
福岡県	みやま市	要綱	H19.1.29	全施設
福岡県	糸島市	条例	H22.1.1	全施設
佐賀県	佐賀市	要領	H25.4.1	全施設
佐賀県	鳥栖市	要綱	H25.4.1	全施設
佐賀県	多久市	要綱	H25.4.1	全施設
佐賀県	小城市	要綱	H26.4.1	全施設
長崎県	諫早市	要領	H26.4.1	全施設
長崎県	対馬市	条例	H16.3.1	全施設
熊本県	玉名市	その他	H17.10.3	全施設
熊本県	上天草市	条例	H16.3.31	全施設
熊本県	合志市	条例	H18.2.27	全施設
大分県	別府市	要綱	H20.3.8	全施設
大分県	中津市	要綱	H25.4.1	全施設
大分県	日田市	要綱	H21.4.1	全施設
大分県	佐伯市	要綱	H23.3.29	全施設
大分県	津久見市	要綱	H21.4.1	全施設
大分県	宇佐市	その他	H19.3.6	全施設
宮崎県	都城市	要領	H25.6.18	全施設
宮崎県	日南市	要領	H25.4.1	全施設
宮崎県	小林市	条例	H18.3.20	全施設
宮崎県	えびの市	条例	H10.4.1	全施設
沖縄県	宜野湾市	その他	H22.11.16	全施設
沖縄県	石垣市	条例	H10.3.31	全施設
沖縄県	うるま市	要綱	H25.3.27	全施設
沖縄県	宮古島市	条例	H17.10.1	全施設
		要綱	H17.10.1	全施設
沖縄県	南城市	条例	H25.4.1	全施設

表2-4 貯水槽水道衛生管理状況一覧表(平成27年度全国計)

		施設数	検査実施施設数	受検率	検査指摘施設数	検査指摘率	未改善施設数	是正未確認施設数
簡易 専用水道	全体計※	208,798	163,482	78.3%	38,903	23.8%	1,886	12,479
	100m ³ <V	7,409	5,579	75.3%	907	16.3%	39	344
	80m ³ <V≤100m ³	4,891	3,892	79.6%	762	19.6%	45	278
	60m ³ <V≤80m ³	7,527	6,063	80.6%	1,189	19.6%	76	448
	40m ³ <V≤60m ³	18,741	15,104	80.6%	3,181	21.1%	156	1,162
	20m ³ <V≤40m ³	61,911	50,084	80.9%	11,933	23.8%	677	4,243
10m ³ <V≤20m ³	92,514	65,903	71.2%	18,318	27.8%	888	5,864	
小規模貯 水槽水道	全体計※	845,345	27,281	3.2%	7,343	26.9%	413	2,118
	5m ³ <V≤10m ³	145,541	14,781	10.2%	3,851	26.1%	221	1,067
	0m ³ <V≤5m ³	598,597	7,759	1.3%	2,342	30.2%	157	661

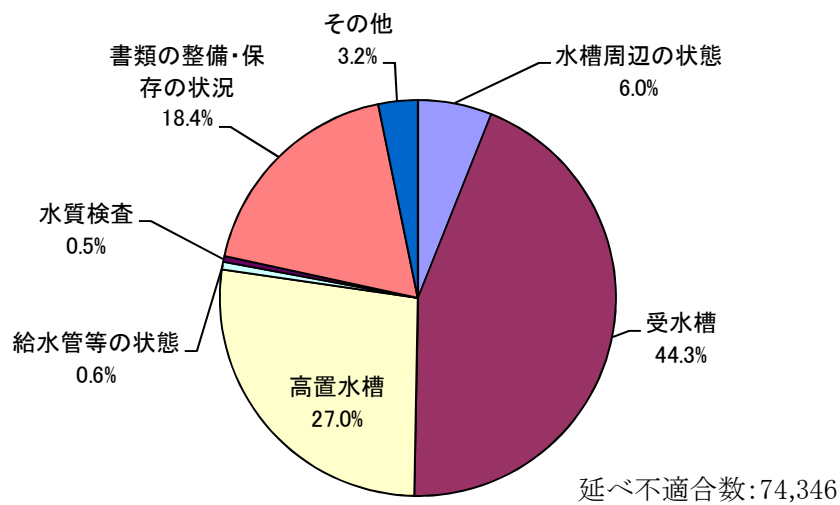


図2-1 簡易専用水道の不適合項目区別割合(平成27年度)

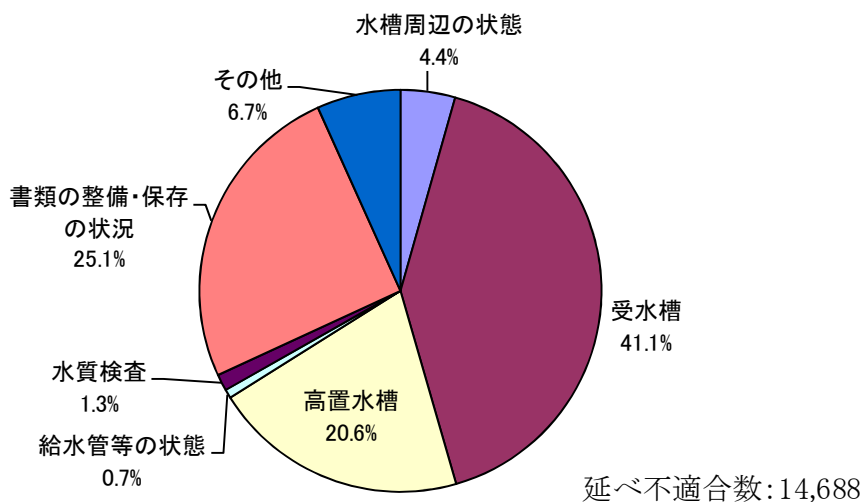


図2-2 小規模貯水槽水道の不適合項目区別割合(平成27年度)

表3-1 一般項目に係る水質検査状況（平成27年度）

	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
検査井戸数 ^{※2}	41,825	34,997	38,979	34,552	32,253
基準超過井戸数(超過率 ^{※3})	7,018 (16.8%)	7,437 (21.3%)	8,762 (22.5%)	7,143 (20.7%)	6,788 (21.0%)
一般細菌	5,135 (12.3%)	4,529 (12.9%)	5,344 (13.7%)	3,960 (11.5%)	4,017 (12.5%)
大腸菌(群)	2,105 (5.0%)	1,878 (5.4%)	1,775 (4.6%)	1,670 (4.8%)	1,608 (5.0%)
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	1,723 (4.1%)	1,300 (3.7%)	1,203 (3.1%)	941 (2.7%)	933 (2.9%)
その他項目 ^{※1}	4,488 (10.7%)	3,779 (10.8%)	3,933 (10.1%)	4,535 (13.1%)	4,366 (13.5%)

表3-2 一般項目の水質基準超過井戸の対応状況(平成27年度)

年度	対応状況 ^{※4}									
	専用井戸 ^{※5}					併用井戸 ^{※5}				
	水道加入	煮沸	消毒	その他	計	飲用中止	煮沸	消毒	その他	計
平成22	156	283	67	317	823	489	114	34	69	706
平成23	84	649	57	183	973	855	285	35	120	1,295
平成24	89	448	50	428	1,015	688	132	13	52	885
平成25	37	551	109	301	998	692	281	36	34	1,043
平成26	49	700	99	253	1,101	392	88	22	69	571
平成27	11	170	68	300	549	336	83	11	68	498

表3-3 トリクロロエチレン等の水質基準超過状況

	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
検査井戸数 ^{※2}	5,235	4,878	6,347	4,914	4,457
基準超過井戸数(超過率 ^{※3})	122 (2.3%)	163 (3.3%)	121 (1.9%)	104 (2.1%)	93 (2.1%)
四塩化炭素	0 (0.0%)	4 (0.1%)	27 (0.4%)	27 (0.5%)	27 (0.6%)
1,4-ジオキサン ^{※1}	1 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (0.1%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)
1,1-ジクロロエチレン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
シス-1,2-ジクロロエチレン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	11 (0.2%)	14 (0.3%)	13 (0.2%)	7 (0.1%)	6 (0.1%)
ジクロロメタン	0 (0.0%)	1 (0.0%)	5 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
テトラクロロエチレン	83 (1.6%)	93 (1.9%)	76 (1.2%)	47 (1.0%)	53 (1.2%)
トリクロロエチレン	42 (0.8%)	86 (1.8%)	52 (0.8%)	47 (1.0%)	31 (0.7%)
ベンゼン	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,2-ジクロロエタン ^{※1}	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1,1,1-トリクロロエタン ^{※1}	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
その他有機溶剤等 ^{※1}	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

表3-4 トリクロロエチレン等の水質基準超過井戸の対応状況(平成27年度)

年度	対応状況 ^{※4}							
	専用井戸 ^{※5}				併用井戸 ^{※5}			
	水道加入	煮沸	その他	計	飲用中止	煮沸	その他	計
平成23	1	3	6	10	42	10	3	55
平成24	2	44	32	78	34	5	7	46
平成25	5	6	29	40	28	1	2	31
平成26	3	2	38	43	23	2	2	27
平成27	4	1	35	40	24	1	0	25

表3-5 その他項目の水質基準超過状況(平成27年度)

	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
検査井戸数 ^{※2}	19,488	17,962	20,966	18,491	16,473
基準超過井戸数(超過率 ^{※3})	1,323 (6.8%)	1,498 (8.3%)	1,469 (7.0%)	1,313 (7.1%)	1,218 (7.4%)
ヒ素	265 (1.4%)	183 (1.0%)	172 (0.8%)	236 (1.3%)	182 (1.1%)
フッ素	324 (1.7%)	295 (1.6%)	268 (1.3%)	389 (2.1%)	365 (2.2%)
水銀	16 (0.1%)	7 (0.0%)	17 (0.1%)	7 (0.0%)	6 (0.0%)
六価クロム	6 (0.0%)	2 (0.0%)	2 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他水質基準項目 ^{※4}	1,566 (8.0%)	1,351 (7.5%)	1,319 (6.3%)	1,121 (6.1%)	1,013 (6.1%)

表 3 - 6 その他項目の水質基準超過井戸の対応状況（平成27年度）

年 度	対 応 状 況 ^{※5}					
	専 用 井 戸 ^{※6}			併 用 井 戸 ^{※6}		
	水道加入	その他 ^{※7}	計	飲用中止	その他 ^{※7}	計
平成23	13	222	235	129	145	274
平成24	11	253	264	92	6	98
平成25	7	239	246	135	8	143
平成26	2	247	249	45	14	59
平成27	1	122	123	27	23	50

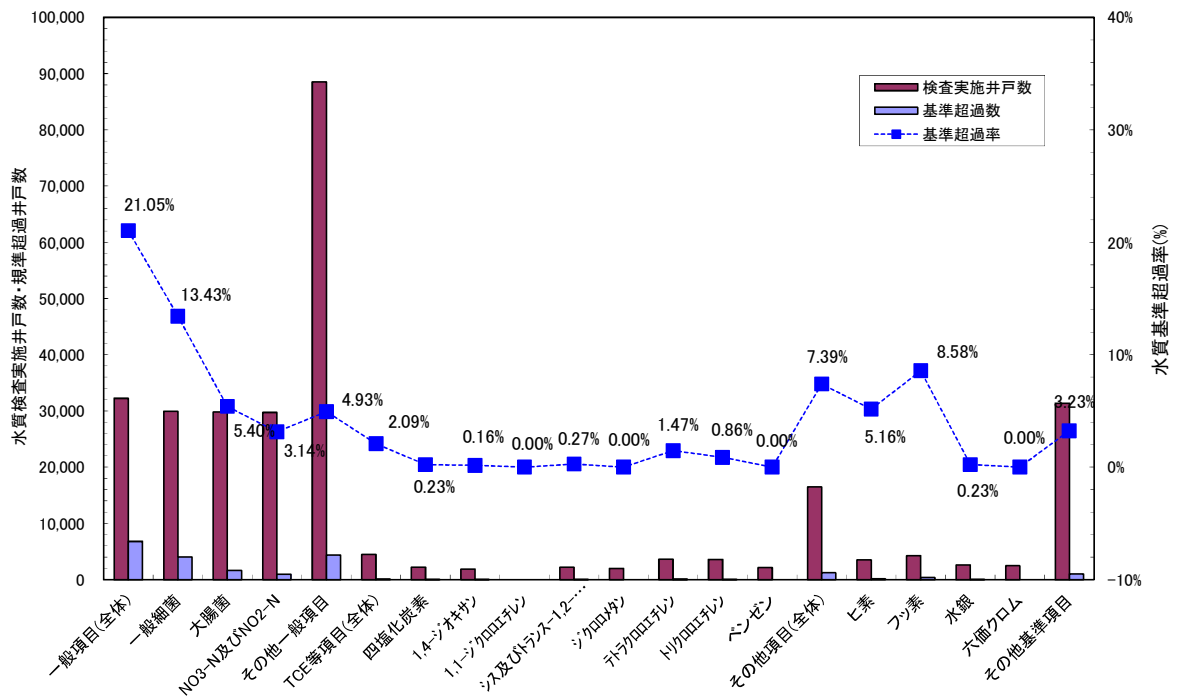


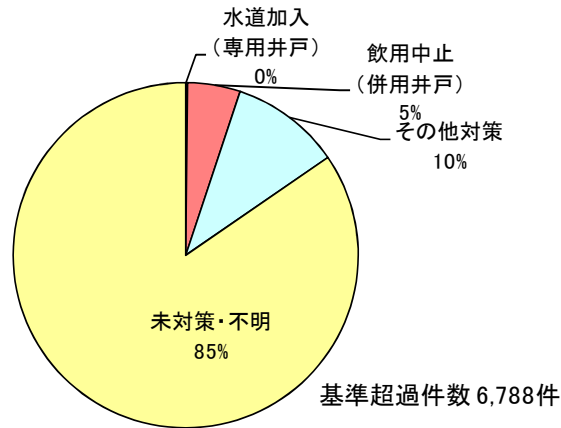
図3-1 飲用井戸等における項目別水質検査状況（平成27年度）

表 3-7 規制種別による飲用井戸等の水質検査実施状況（平成27年度）

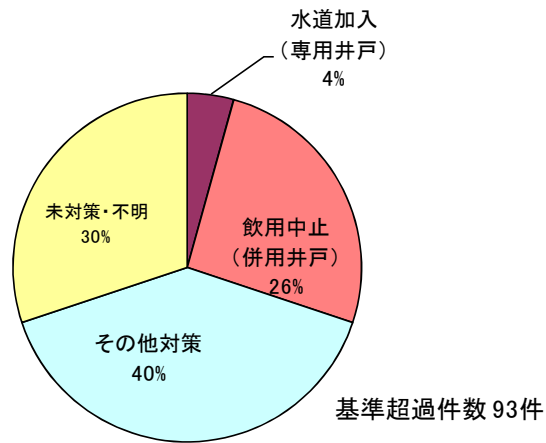
規制種別	区分	設置数	検査井戸数		
			一般項目	TCE等項目	その他項目
条例対象施設	公営	(556)	298	179	212
	その他	(4,550)	3,013	1,213	2,233
	小計	(5,106)	3,311	1,392	2,445
要綱・要領等	一般飲用井戸	177,362 (37,065)	6,694	715	1,989
	業務用飲用井戸	18,124 (5,454)	3,972	265	1,854
	その他の井戸	53,884 (11,011)	1,096	150	306
	小計	249,370 (53,530)	11,762	1,130	4,149
規制対象外施設	一般飲用井戸	77,476 (33,300)	11,434	1,495	8,057
	業務用飲用井戸	2,667 (1,310)	2,092	165	823
	その他の井戸	35,879 (1,753)	1,435	151	932
	小計	116,022 (36,363)	14,961	1,811	9,812
合計		370,498 (94,999)	30,034	4,333	16,406

注) 一般飲用井戸とは、個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設)。

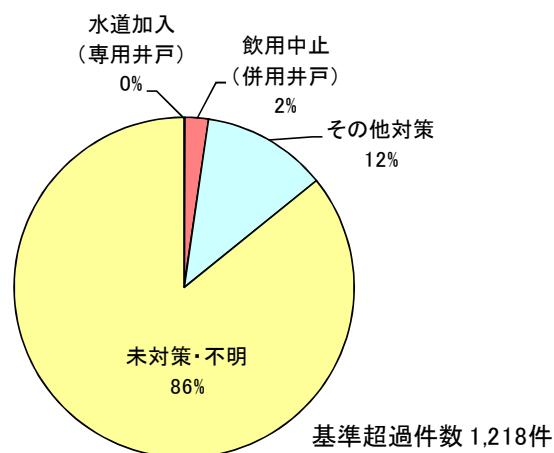
業務用飲用井戸とは、官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸設置数のうち括弧内は、台帳等により実数が把握できている井戸数を示す。



一般項目基準超過井戸対策状況



トリクロロエチレン等基準超過井戸対策状況



その他基準超過井戸対策状況

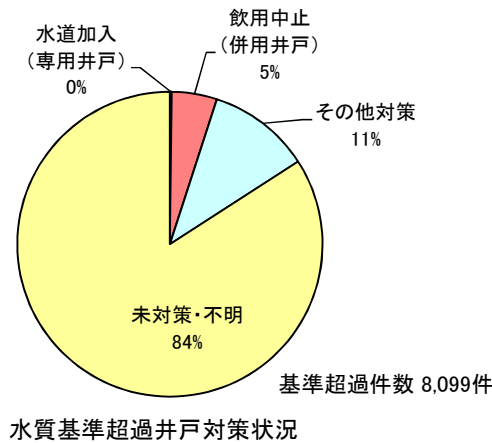


表 3 - 8 都道府県等が実施した設置者への啓発・指導等の実施状況（平成27年度）

各種対象	条例対象		要綱・要領等対象			対象外・未制定		
	公営	その他	一般 飲用 井戸	業務用 井戸	その 他の 井戸	一般 飲用 井戸	業務用 井戸	その 他の 井戸
規制状況別都道府県等数	49		70			94		
啓発・指導等の内容								
検査項目・結果への助言	25 (51.0%)	35 (71.4%)	47 (95.9%)	39 (79.6%)	27 (55.1%)	22 (44.9%)	11 (22.4%)	8 (16.3%)
周辺汚染情報の提供	16 (32.7%)	21 (42.9%)	23 (46.9%)	20 (40.8%)	14 (28.6%)	6 (12.2%)	5 (10.2%)	3 (6.1%)
条例等による水質検査の指導	26 (53.1%)	37 (75.5%)	37 (75.5%)	35 (71.4%)	15 (30.6%)	4 (8.2%)	3 (6.1%)	3 (6.1%)
設置届出指導	17 (34.7%)	26 (53.1%)	12 (24.5%)	13 (26.5%)	6 (12.2%)	1 (2.0%)	1 (2.0%)	1 (2.0%)
PRパンフレット	12 (24.5%)	16 (32.7%)	25 (51.0%)	22 (44.9%)	16 (32.7%)	9 (18.4%)	3 (6.1%)	2 (4.1%)
研修会、講習会	3 (6.1%)	4 (8.2%)	5 (10.2%)	3 (6.1%)	4 (8.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

啓発・指導等を実施した都道府県等数（啓発・指導等を実施した割合）

飲用井戸等に係る要綱等制定状況
(平成28年4月現在)

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要綱	H1.5.1	全施設
青森県	条例	S47.12.23	一般需要で100人以下又は、一般需要以外で30人以上100人以下
	要綱	S62.8.21	全施設
岩手県			
宮城県	条例	S50.7.1	100人以下30人以上
秋田県	条例	S35.7.1	100人以下30人以上
	要綱	S62.4.1	全施設
山形県	条例	S44.4.1	50人以上
	要綱	H3.11.20	50人以下
福島県	条例	S54.10.1	50人超
	要綱	H1.10.1	
茨城県	条例	S56.4.1	50人以上及び賃貸住宅
栃木県	条例	S38.10.8	50人以上の施設、学校
	要綱	H1.6.15	50人未満
群馬県	条例	H23.4.1	30人以上
埼玉県	条例	S32.3.30	50人以上又は10世帯以上
千葉県	条例	S37.6.1	50人以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	S62.10.1	全施設
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H19.10.23	全施設
新潟県	条例	S33.3.31	30人以上
富山県	要綱	H14.4.22	全施設
石川県	要綱	S63.4.1	全施設
福井県	要綱	S63.4.1	全施設
山梨県	条例	H16.11.1	全施設
	要綱	H14.12.4	全施設
長野県	要綱	H4.12.21	全施設(旅館等を除く)
岐阜県	要綱	H13.4.1	全施設
愛知県	要綱	S55.4.16	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	条例	H17.4.1	全施設
京都府	条例	S24.3.22	業務用井戸及び10世帯以上
	その他	H25.7.1	全施設
大阪府	条例	S33.10.13	50人以上または1日最大給水量7.5m3以上のもの
	要綱	S60.7.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m3未満のもの
兵庫県	条例	S39.4.1	50人以上等
	要綱	H25.4.1	
奈良県			
和歌山県			
鳥取県	要綱	H3.7.24	
島根県			
岡山県	要綱	H1.4.1	
広島県	要綱	H5.12.1	全施設
山口県	要綱	H21.4.1	全施設
徳島県	要綱	S63.4.1	全施設
香川県	要綱	S63.7.19	全施設
愛媛県	要綱	S62.7.1	全施設
高知県			
福岡県			
佐賀県	条例	S35.11.1	50人以上
長崎県			
熊本県	要綱	H26.9.1	飲用井戸等
大分県	要綱	H16.3.25	全施設
宮崎県	要綱	S62.4.1	全施設
鹿児島県	条例	H17.4.1	全施設
	要綱	H27.4.1	全施設
沖縄県			

特別区	種類	施行日	対象施設
新宿区	要綱	S62.11.18	全施設
目黒区	要綱	S63.4.1	全施設
北区	要綱	S63.6.1	全施設
足立区	要綱	H17.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
函館市	要綱	H1.5.1	全施設
小樽市	要綱	H1.1.20	全施設
旭川市	要綱	H18.4.1	全施設
青森市	要綱	H19.10.1	全施設
盛岡市	要綱	H25.4.1	
仙台市	条例	S50.7.1	30人以上
	要綱	H12.4.1	30人未満
秋田市	条例	S35.3.30	30人以上
	要綱	H10.4.1	30人未満
郡山市	条例	H9.4.1	50人超
いわき市	条例	H11.4.1	50人超
	要綱	H12.4.1	50人以下
宇都宮市	要綱	H14.12.1	50人未満
前橋市	条例	H21.4.1	30人以上
高崎市	条例	H23.4.1	30人以上
さいたま市	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
川越市	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
千葉市	条例	H4.4.1	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.4.1	全施設
	要綱	H19.4.1	全施設
町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H23.4.1	全施設
横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H7.3.20	
川崎市	条例	S62.12.8	専ら一戸の住宅
	要綱	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
相模原市	条例	H27.4.1	全施設
	要綱	H27.4.1	全施設
横須賀市	条例	H8.10.1	全施設
	要綱	H23.4.1	全施設
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
新潟市	条例	H12.4.1	水道水以外の水を利用する食品営業施設
富山市			
金沢市	要綱	H16.4.1	全施設
長野市	要綱	H16.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.4.1	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要綱	H15.4.1	
名古屋	要綱	S52.1.1	受水タンクを有する建築物
豊橋市	要綱	H24.4.1	全施設
岡崎市	要綱	H18.9.4	全施設
豊田市	その他	H16.1.12	全施設
四日市市			
大津市	要綱	H21.4.1	全施設
	要綱	H2.10.29	全施設
大阪市			
堺市	条例	S33.10.13	50人以上
	条例	S33.10.13	50人以上
豊中市	要綱	H24.4.1	全施設
	要綱	S33.10.13	50人以上
高槻市	条例	S33.10.13	50人以上
	要綱	H15.4.1	全施設
東大阪市	条例	S33.10.13	50人以上
	要綱	S63.4.1	全施設
神戸市	条例	S39.4.1	50人以上
	その他	H17.4.1	全施設
姫路市	条例	S39.4.1	50人以上
	要綱	S39.4.1	50人以上
尼崎市	要綱	H20.2.1	全施設
	条例	S39.4.1	50人以上
西宮市	要綱	S39.4.1	50人以上
	要綱	H25.4.1	50人未満
奈良市			
和歌山市			
岡山市	要綱	H6.4.1	全施設
倉敷市			
広島市			
呉市			
福山市			
下関市			
高松市	要綱	H11.4.1	全施設
	条例	S38.7.10	50人以上
高知市	要綱	S62.7.1	全施設
北九州市			
福岡市	要綱	S64.1.1	全施設
大牟田市	要綱	H11.4.1	全施設
久留米市			
長崎市	要綱	H15.4.1	
佐世保市			
熊本市	要綱	H5.7.1	全施設
	条例	S33.11.1	50人以上
大分市	要綱	H16.4.1	全施設
	要綱	H25.4.1	全施設
宮崎市	要綱	H17.4.1	
鹿児島市			
那覇市			

飲用井戸等に係る要綱等制定状況(保健所設置市以外の市)
(平成27年4月現在)

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
北海道	室蘭市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	釧路市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	帯広市	要綱	H25.4.1	全施設
北海道	北見市	要領	H25.4.1	-
北海道	夕張市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	網走市	要領	H27.4.1	全施設
北海道	芦別市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	紋別市	要領	H26.6.2	全施設
北海道	根室市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	千歳市	要領	H27.4.1	全施設
北海道	深川市	要領	H25.4.1	V≤10
北海道	富良野市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	恵庭市	要領	H26.1.28	全施設
北海道	伊達市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	北広島市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	石狩市	要領	H25.3.18	V≤10
青森県	八戸市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	五所川原市	条例	S47.12.23	100人以下
青森県	五所川原市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	十和田市	条例	S47.12.23	全施設
青森県	十和田市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	三沢市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	むつ市	要綱	H25.4.1	全施設
青森県	つがる市	条例	S47.12.23	100人以下
岩手県	宮古市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	大船渡市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	北上市	要領	H28.4.1	全施設
岩手県	久慈市	要綱	H25.4.1	全施設
岩手県	一関市	要領	H25.4.1	-
岩手県	陸前高田市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	釜石市	要領	H25.4.1	簡専以外
岩手県	八幡平市	要領	H25.4.1	-
岩手県	奥州市	要綱	H25.4.1	全施設
岩手県	滝沢市	要領	H26.1.1	全施設
宮城県	石巻市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	塩竈市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	気仙沼市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	白石市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	名取市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	角田市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	多賀城市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	岩沼市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	登米市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	栗原市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	東松島市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	大崎市	条例	S50.7.1	30人以上
秋田県	能代市	要綱	H25.4.1	全施設
秋田県	大館市	要領	H27.4.1	全施設
秋田県	大仙市	条例	S35.3.31	30人以上
山形県	山形市	条例	S44.3.5	50人以上
山形県	山形市	要領	H3.11.20	全施設
山形県	米沢市	要領	H3.11.20	-
山形県	鶴岡市	条例	S44.4.1	50人以上
山形県	酒田市	条例	S44.4.1	50人以上
山形県	寒河江市	条例	S44.3.5	50人以上
山形県	寒河江市	要領	H3.11.20	全施設
山形県	上山市	条例	S44.3.5	50人以上
山形県	上山市	要領	H3.11.20	全施設
山形県	村山市	条例	S44.3.5	50人以上
山形県	村山市	要領	H3.11.20	全施設
山形県	長井市	要領	H3.11.20	-
山形県	天童市	条例	S44.3.5	50人以上
山形県	天童市	要領	H3.11.20	全施設
山形県	東根市	条例	S44.3.5	50人以上
山形県	東根市	要領	H3.11.20	全施設
山形県	尾花沢市	条例	S44.3.5	50人以上
山形県	尾花沢市	要領	H3.11.20	全施設
山形県	南陽市	要領	H3.11.20	-
福島県	伊達市	条例	H25.4.1	-

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
福島県	福島市	条例	H25.4.1	50人以上
福島県	福島市	要領	H25.4.1	全施設
福島県	会津若松市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	会津若松市	要領	H25.4.1	全施設
福島県	白河市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	須賀川市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	須賀川市	要綱	H25.4.1	全施設
福島県	喜多方市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	喜多方市	要領	H26.11.1	全施設
福島県	相馬市	条例	H24.12.21	50人以上
福島県	二本松市	条例	H25.4.1	50人以下
福島県	二本松市	要領	H25.4.1	全施設
福島県	田村市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	田村市	要領	H25.4.1	全施設
福島県	南相馬市	条例	H24.12.20	51人以上
福島県	南相馬市	要領	H25.4.1	50人以下
福島県	本宮市	条例	H25.4.1	50人以下
福島県	本宮市	要領	H25.4.1	全施設
茨城県	水戸市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	日立市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	土浦市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	古河市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	石岡市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	結城市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	龍ヶ崎市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	下妻市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	常総市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	常陸太田市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	高萩市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	北茨城市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	笠間市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	取手市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	牛久市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	つくば市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	ひたちなか市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	鹿嶋市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	潮来市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	守谷市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	常陸大宮市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	那珂市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	筑西市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	坂東市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	稲敷市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	かすみがうら市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	桜川市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	神栖市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	行方市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	鉾田市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	つくばみらい市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	小美玉市	条例	H26.4.1	50人以上
群馬県	伊勢崎市	条例	H25.4.1	30人以上
群馬県	太田市	要綱	H25.4.1	30人以上
群馬県	沼田市	条例	H25.4.1	全施設
群馬県	館林市	条例	-	-
群馬県	館林市	その他	H25.4.1	30人以上
群馬県	渋川市	要綱	H25.4.1	50人以上
群馬県	藤岡市	条例	H25.4.1	30人以上
群馬県	みどり市	要綱	H25.3.28	30人以上
埼玉県	熊谷市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	川口市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	所沢市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	飯能市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	加須市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	本庄市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	深谷市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	上尾市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	越谷市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	蕨市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	戸田市	条例	S32.4.1	50人以上

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
埼玉県	朝霞市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	和光市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	新座市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	久喜市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	北本市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	八潮市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	三郷市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	幸手市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	日高市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	吉川市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	白岡市	条例	S32.4.1	50人以上
千葉県	銚子市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	市川市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	館山市	条例	H24.12.19	100人以下
千葉県	木更津市他	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	松戸市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	野田市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	茂原市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	成田市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	佐倉市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	東金市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	旭市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	習志野市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	勝浦市	条例	H24.12.14	50人以上
千葉県	市原市	条例	H25.4.1	全施設
千葉県	流山市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	八千代市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	我孫子市	条例	H24.12.28	50人以上
千葉県	鴨川市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	鎌ケ谷市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	浦安市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	四街道市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	八街市	条例	H25.3.26	-
千葉県	印西市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	白井市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	富里市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	南房総市	条例	H25.4.1	全施設
千葉県	匝瑳市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	香取市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	山武市	条例	H25.3.21	-
千葉県	いすみ市	条例	H25.4.1	全施設
千葉県	大網白里市	条例	H25.4.1	-
東京都	立川市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	武蔵野市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	三鷹市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	青梅市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	府中市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	昭島市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	調布市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	小金井市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	小平市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	日野市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	東村山市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	国分寺市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	国立市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	福生市	要綱	S62.10.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
東京都	狛江市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	東大和市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	清瀬市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	東久留米市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	武蔵村山市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	多摩市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	稲城市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	羽村市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	あきる野市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	西東京市	要綱	S62.10.1	全施設
神奈川県	平塚市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	鎌倉市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	小田原市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	茅ヶ崎市	要綱	H26.4.1	全施設
神奈川県	逗子市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	三浦市	要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	秦野市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	厚木市	条例	H25.4.1	100人以下
神奈川県	大和市	要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	伊勢原市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	海老名市	条例	H24.12.25	全施設
神奈川県	座間市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	南足柄市	条例	H25.4.1	100人以下
神奈川県	綾瀬市	条例	H25.4.1	全施設
新潟県	南魚沼市	条例	H17.9.6	全施設
新潟県	胎内市	要綱	H25.4.1	全施設
石川県	七尾市	要綱	H25.4.1	-
石川県	小松市	要綱	S63.4.1	-
石川県	加賀市	要綱	H25.4.1	-
石川県	羽咋市	要綱	H25.4.1	全施設
石川県	白山市	要綱	S63.4.1	全施設
石川県	能美市	要綱	S63.4.1	-
石川県	野々市市	要綱	H25.4.1	全施設
福井県	井市	要綱	H6.4.1	全施設
福井県	敦賀市	要綱	H25.4.1	全施設
福井県	小浜市	条例	S26.12.25	全施設
福井県	大野市	要綱	H25.4.1	全施設
山梨県	甲府市	要綱	H25.4.1	全施設
山梨県	富士吉田市	要綱	H25.4.1	全施設
山梨県	都留市	要綱	H25.4.1	100人以下
山梨県	大月市	要綱	H25.4.1	-
山梨県	韭崎	その他	H25.4.1	全施設
山梨県	南アルプス市	要綱	H25.4.1	全施設
山梨県	北杜市	条例	H16.11.1	全施設
山梨県	甲斐市	要綱	H25.4.1	全施設
山梨県	上野原市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	松本市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	上田市	要綱	H25.3.27	全施設
長野県	岡谷市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	諏訪市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	小諸市	要綱	H25.3.21	全施設
長野県	伊那市	要綱	H25.3.29	全施設
長野県	大町市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	茅野市	要綱	H25.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
長野県	塩尻市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	佐久市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	千曲市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	安曇野市	要領	H25.4.1	全施設
静岡県	富士市	要領	H26.6.19	全施設
静岡県	湖西市	その他	S54.7.20	全施設
愛知県	一宮市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	半田市	要綱	H25.4.1	-
愛知県	春日井市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	豊川市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	碧南市	その他	H25.4.1	全施設
愛知県	刈谷市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	安城市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	西尾市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	蒲郡市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	江南市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	小牧市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	稲沢市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	新城市	要領	H25.4.1	-
愛知県	東海市	要領	H27.4.1	全施設
愛知県	大府市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	知多市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	知立市	要綱	H25.4.1	全施設
愛知県	尾張旭市	その他	H25.4.1	-
愛知県	高浜市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	岩倉市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	豊明市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	田原市	要領	H25.4.1	100人以下
愛知県	弥富市	要綱	H25.4.1	井戸等自己水施設
愛知県	あま市	要領	H25.4.1	全施設
京都府	城陽市	要領	H25.4.1	全施設
京都府	八幡市	その他	H25.7.1	全施設
大阪府	岸和田市	条例	S33.10.13	50人以上
		要綱	H25.4.1	-
大阪府	池田市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	吹田市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	泉大津市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	貝塚市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	守口市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	枚方市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H26.4.1	全施設
大阪府	茨木市	条例	S33.10.13	50人以上
		要綱	H25.4.1	全施設
大阪府	八尾市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.11.1	全施設
大阪府	泉佐野市	条例	S33.10.13	50人以上
		要綱	H25.4.1	-
大阪府	寝屋川市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	河内長野市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	松原市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	-
大阪府	大東市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	和泉市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	箕面市	条例	S33.10.13	50人以上
		要綱	H25.4.1	-
大阪府	柏原市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	-
大阪府	羽曳野市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	-
大阪府	門真市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
大阪府	高石市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	-
大阪府	藤井寺市	条例	S33.10.13	50人以上
		要綱	H25.4.1	全施設
大阪府	泉南市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	-
大阪府	四條畷市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	交野市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	50人以上
大阪府	大阪狭山市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	阪南市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.1.1	全施設
兵庫県	明石市	条例	S39.4.1	50人以上
		要綱	H25.4.1	50人未満
兵庫県	洲本市	条例	S39.4.1	50人以上
		要領	H25.4.1	-
兵庫県	芦屋市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	伊丹市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	相生市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	豊岡市	条例	S39.4.1	50人以上
		要領	H25.4.1	生活関連施設を除く
兵庫県	加古川市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	加古川市	要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	赤穂市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	西脇市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	宝塚市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	三木市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	高砂市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	川西市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	小野市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	三田市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	加西市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	篠山市	条例	S39.4.1	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	養父市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	丹波市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	南あわじ市	条例	S39.4.1	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	朝来市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	淡路市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	六甲市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	加東市	条例	S39.4.1	50人以上
		要綱	H28.3.31	-
兵庫県	たつの市	条例	S39.4.1	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
鳥取県	倉吉市	要綱	H9.4.1	全施設
岡山県	津山市	要領	H25.4.1	全施設
岡山県	総社市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	宇部市	要領	H26.4.1	-
山口県	山口市	要領	H26.4.1	全施設
山口県	萩市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	防府市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	下松市	要綱	H25.4.1	全施設
山口県	岩国市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	光市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	柳井市	要領	H25.4.1	-
山口県	美祿市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	周南市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	徳島市	要領	H26.4.1	全施設
徳島県	阿南市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	阿波市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	三好市	要領	H23.4.1	全施設
香川県	丸亀市	要領	H25.4.1	全施設
香川県	観音寺市	要領	H25.3.18	-
愛媛県	今治市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	八幡浜市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	西条市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	大洲市	要綱	S62.7.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
愛媛県	西予市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	東温市	要領	H25.4.1	-
高知県	室戸市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	安芸市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	土佐市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	土佐清水市	要綱	H25.4.1	全施設
佐賀県	佐賀市	条例	H25.4.1	50人以上100人以下
佐賀県	唐津市	条例	H25.10.1	50人以上
佐賀県	多久市	条例	H25.4.1	50人以上
佐賀県	伊万里市	条例	H25.4.1	50人以上100人以下
佐賀県	武雄市	条例	H25.4.1	50人以上100人以下
佐賀県	鹿島市	条例	H25.3.28	50人以上100人以下
佐賀県	小城市	条例	H25.4.1	50人以上100人以下
佐賀県	嬉野市	条例	H25.4.1	-
佐賀県	神埼市	条例	-	-
長崎県	諫早市	要領	H26.4.1	全施設
熊本県	人吉市	要領	H26.9.1	全施設
大分県	別府市	要綱	H25.3.26	全施設
大分県	中津市	要領	H25.4.1	全施設
大分県	日田市	要綱	H25.3.26	全施設
大分県	佐伯市	要領	H16.3.25	全施設
大分県	臼杵市	要綱	H25.3.31	全施設
大分県	豊後高田市	その他	H25.4.1	全施設
大分県	宇佐市	条例	H17.3.31	-
大分県	豊後大野市	要綱	H25.4.1	-
大分県	由布市	要綱	H25.4.1	全施設
宮崎県	都城市	条例	H18.1.1	全施設
		条例	H18.1.1	全施設
宮崎県	延岡市	要綱	H24.12.14	-
鹿児島県	枕崎市	条例	S54.3.1	全施設
鹿児島県	薩摩川内市	要領	H26.6.1	全施設
鹿児島県	日置市	条例	H17.5.1	揚水機口径40ミリ以上
鹿児島県	霧島市	要領	H27.4.1	全施設
沖縄県	うるま市	要綱	H25.3.27	-

表1-2 簡易専用水道の検査における不適合内容

水道水質調査 簡専水調査

		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成27	
検査指摘施設数		42,464	43,964	42,138	39,440	38,903	45,623	
検査指摘率		25.3%	26.2%	25.5%	24.2%	23.8%	27.5%	
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	14.6%	12.4%	11.6%	11.8%	11.5%	12.3%
		受水槽本体の状態	19.8%	16.4%	15.8%	15.8%	15.3%	15.8%
		受水槽上部の状態	9.2%	7.5%	7.2%	7.5%	7.1%	7.6%
		受水槽内部の状態	13.4%	11.7%	11.6%	52.5%	12.0%	12.7%
		マンホールの状態	22.4%	20.0%	19.5%	20.5%	20.7%	20.4%
		オーバーフロー管の状態	8.8%	7.9%	7.6%	7.9%	8.1%	7.9%
		通気管の状態	12.7%	11.3%	10.9%	11.0%	11.5%	11.4%
	高 置 水 槽	水抜き管の状態	9.6%	9.9%	9.4%	9.9%	10.0%	8.4%
		高置水槽本体の状態	9.5%	9.5%	8.7%	9.1%	8.5%	10.0%
		高置水槽上部の状態	2.2%	1.8%	1.7%	1.9%	1.8%	1.9%
		高置水槽内部の状態	9.2%	8.2%	7.7%	7.5%	7.5%	7.5%
		マンホールの状態	16.2%	14.4%	13.8%	14.2%	13.6%	13.9%
		オーバーフロー管の状態	6.0%	5.3%	4.8%	5.0%	4.8%	4.6%
		通気管の状態	14.4%	13.3%	12.3%	13.3%	13.3%	13.9%
他	水抜き管の状態	2.1%	1.7%	1.9%	2.0%	2.1%	1.4%	
水 質 検 査	給水管等の状態	1.5%	1.3%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	
	臭気	0.01%	0.02%	0.00%	0.07%	0.03%	0.01%	
	味	0.02%	0.05%	0.00%	0.06%	0.01%	0.00%	
	色	0.01%	0.03%	0.02%	0.08%	0.05%	0.02%	
	色度	0.05%	0.08%	0.07%	0.09%	0.10%	0.04%	
	濁度(濁りを含む)	0.04%	0.07%	0.03%	0.10%	0.14%	0.03%	
残留塩素		0.6%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.4%	
書類の整備保存の状況		34.8%	32.3%	31.7%	33.0%	35.1%	33.4%	

注)

※1：検査指摘施設数は、検査機関から上記23項目についての指摘を受けた施設数

※2：検査指摘率は、検査実施施設数に対する検査指摘施設数の割合

・検査項目別の指摘率は、検査指摘施設数に対する割合（複数回答あり）

表 1-3-1 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

水道水質調査 簡専水調査

		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成27	
報告施設数		877	756	694	575	732	796	
報告率		0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	
施設 の 外 観 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	6.0%	8.6%	17.9%	47.5%	19.8%	5.2%
		受水槽本体の状態	28.3%	30.2%	36.9%	37.9%	36.1%	26.8%
		受水槽上部の状態	5.0%	8.6%	10.8%	10.4%	16.7%	5.8%
		受水槽内部の状態	15.5%	22.5%	36.2%	48.2%	51.5%	28.3%
		マンホールの状態	18.5%	39.9%	34.4%	35.5%	34.4%	14.6%
		オーバーフロー管の状態	4.1%	6.9%	9.9%	9.4%	9.3%	4.0%
		通気管の状態	7.9%	13.5%	14.1%	13.7%	15.2%	6.4%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	15.3%	15.7%	14.6%	20.3%	21.3%	16.2%
		高置水槽上部の状態	2.2%	2.5%	5.3%	3.5%	4.8%	1.5%
		高置水槽内部の状態	8.7%	13.2%	13.4%	15.1%	20.4%	12.1%
		マンホールの状態	13.7%	22.4%	20.6%	18.8%	23.8%	13.1%
		オーバーフロー管の状態	3.9%	7.1%	10.5%	5.0%	6.6%	3.0%
		通気管の状態	9.1%	14.9%	13.1%	12.7%	16.3%	9.9%
	他	給水管等の状態	1.7%	2.0%	4.3%	1.6%	2.2%	0.9%
水 質 査	臭気	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	
	味	0.2%	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	
	色	0.5%	0.1%	0.0%	4.9%	0.5%	0.8%	
	色度	1.7%	1.5%	1.2%	0.9%	1.2%	2.1%	
	濁度(濁りを含む)	0.6%	1.1%	0.4%	0.5%	0.5%	1.0%	
	残留塩素	13.1%	19.0%	20.3%	14.6%	12.0%	16.5%	
書類の整備保存の状況		12.3%	23.5%	19.3%	17.7%	23.0%	14.1%	

注)

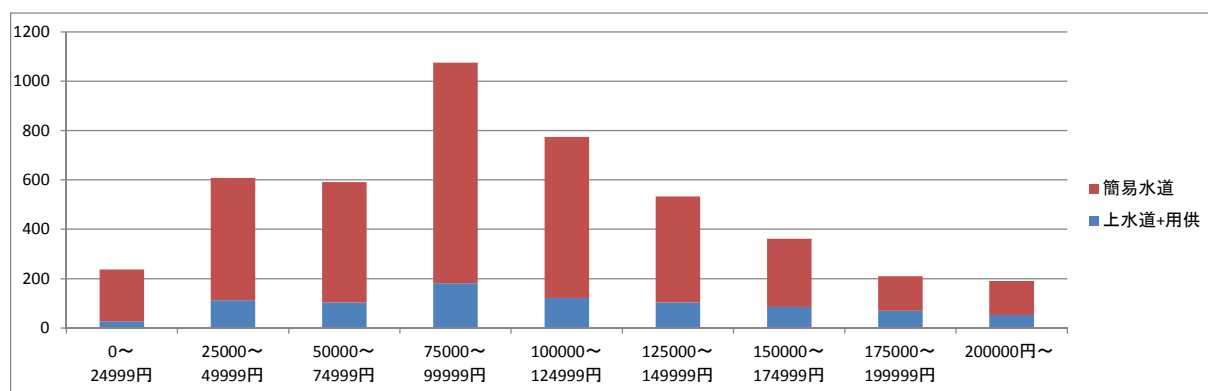
- ※1：報告施設数は、平成15年7月23日付厚生労働省告示第262号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、設置者から行政庁へ報告の措置が行われた(代行報告等を含む)施設数である。
- ※2：報告率は、検査実施施設数に対する衛生上問題があるとして報告(通報)された施設数の割合である。
 - ・ 検査項目別の報告率は、報告施設数に対する割合(複数回答あり)

表 1-3-2 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		水道水質調査				簡専水調査	
		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成27
報告施設数		877	756	694	575	732	796
	報告率	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%
内 訳	汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合	24.9%	25.7%	16.7%	15.5%	14.3%	4.3%
	水槽内に動物等の死骸がある場合	3.8%	6.5%	4.2%	4.7%	3.8%	4.8%
	給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合	14.8%	18.9%	21.3%	15.3%	13.7%	18.0%
	水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合	4.2%	11.9%	5.0%	6.1%	6.6%	3.0%
	マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合	50.3%	73.3%	50.9%	61.2%	50.3%	47.4%
	その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合	11.2%	12.2%	10.5%	12.2%	20.4%	28.9%

注)

- ※1： 報告施設数は、平成 15 年 7 月 23 日付厚生労働省告示第 262 号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、設置者から行政庁へ報告の措置が行われた(代行報告等を含む)施設数である。
- ※2： 報告率は、検査実施施設数に対する衛生上問題があるとして報告(通報)された施設数の割合である。
- ・ 内訳別の報告率は、報告施設数に対する割合(複数回答あり)



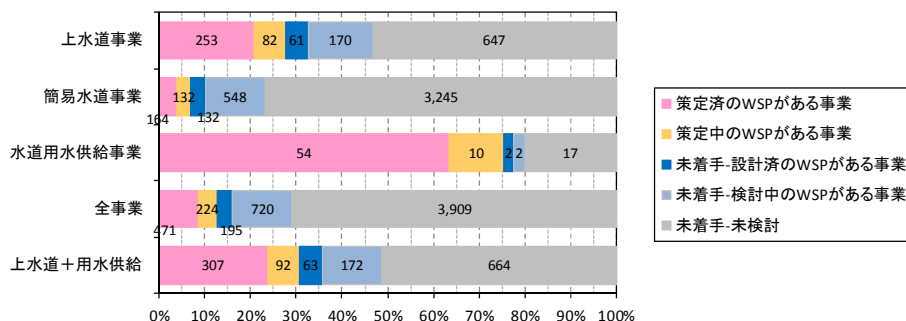
図表 WSP策定状況(事業者)

		上水道事業	簡易水道事業	水道用水供給事業	全事業	上水道+用水供給
回収状況	事業者数	1,386 (100.0%)	5,599 (100.0%)	87 (100.0%)	7,072 (100.0%)	1,473 (100.0%)
	回答のあった事業	1,194 (86.1%)	4,218 (75.3%)	84 (96.6%)	5,496 (77.7%)	1,278 (86.8%)
	検討中	192 (13.9%)	1,381 (24.7%)	3 (3.4%)	1,576 (22.3%)	195 (13.2%)
※策定・進捗状況	事業者数	1,386 (100.0%)	5,599 (100.0%)	87 (100.0%)	7,072 (100.0%)	1,473 (100.0%)
	着手済み	335 (24.2%)	296 (5.3%)	64 (73.6%)	695 (9.8%)	399 (27.1%)
	策定済	253 (18.3%)	164 (2.9%)	54 (62.1%)	471 (6.7%)	307 (20.8%)
	策定中	82 (5.9%)	132 (2.4%)	10 (11.5%)	224 (3.2%)	92 (6.2%)
	未着手	878 (63.3%)	3,925 (70.1%)	21 (24.1%)	4,824 (68.2%)	899 (61.0%)
	1年以内	61 (4.4%)	132 (2.4%)	2 (2.3%)	195 (2.8%)	63 (4.3%)
	2年以内	170 (12.3%)	548 (9.8%)	2 (2.3%)	720 (10.2%)	172 (11.7%)
3年以内	647 (46.7%)	3,245 (58.0%)	17 (19.5%)	3,909 (55.3%)	664 (45.1%)	

※策定・進捗状況の異なる複数回答があるので、合計は回答事業者数と一致しない場合がある。(上水道事業のみ)

設計済みのWSP: 策定作業は始めているが、作業内容はほぼ固まっている。

検討中のWSP: 作業困難な事項がある等策定作業の一部が決まっていない。着手したが作業が中断している場合も含む。



図表 WSP策定状況(事業者)

		上水道事業 (一事業) のみ経営	上水道事業 (複数事業) のみ経営	上水道事業 のみ経営	簡易水道 事業 (一事業) のみ経営	簡易水道 事業 (複数事業) のみ経営	水道用水 供給事業 のみ経営	上水道事業 と簡易水道 事業を経営	上水道事業 と水道用水 供給事業 を経営	簡易水道 事業と 水道用水 供給事業 を経営	全事業者	上水道事業 又は 水道用水 供給事業 を経営	簡易水道 事業 のみ経営
回収状況	事業者数	767 (100.0%)	20 (100.0%)	787 (100.0%)	860 (100.0%)	228 (100.0%)	66 (100.0%)	485 (100.0%)	4 (100.0%)	1 (100.0%)	2,431 (100.0%)	1,343 (100.0%)	1,088 (100.0%)
	回答あり	683 (89.0%)	16 (80.0%)	699 (88.8%)	574 (66.7%)	175 (76.8%)	63 (95.5%)	414 (85.4%)	4 (100.0%)	1 (100.0%)	1,930 (79.4%)	1,181 (87.9%)	749 (68.8%)
	検討中	84 (11.0%)	4 (20.0%)	88 (11.2%)	286 (33.3%)	53 (23.2%)	3 (4.5%)	71 (14.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	501 (20.6%)	162 (12.1%)	339 (31.2%)
※策定・進捗状況	事業者数	767 (100.0%)	20 (100.0%)	787 (100.0%)	860 (100.0%)	228 (100.0%)	66 (100.0%)	485 (100.0%)	4 (100.0%)	1 (100.0%)	2,431 (100.0%)	1,343 (100.0%)	1,088 (100.0%)
	着手済み	217 (28.3%)	4 (20.0%)	221 (28.1%)	6 (0.7%)	9 (3.9%)	47 (71.2%)	88 (18.1%)	3 (75.0%)	1 (100.0%)	375 (15.4%)	360 (26.8%)	15 (1.4%)
	策定済	175 (22.8%)	4 (20.0%)	179 (22.7%)	2 (0.2%)	5 (2.2%)	40 (60.6%)	55 (11.3%)	3 (75.0%)	1 (100.0%)	285 (11.7%)	278 (20.7%)	7 (0.6%)
	策定中	42 (5.5%)	0 (0.0%)	42 (5.3%)	4 (0.5%)	4 (1.8%)	7 (10.6%)	33 (6.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	90 (3.7%)	82 (6.1%)	8 (0.7%)
	未着手	466 (60.8%)	12 (60.0%)	478 (60.7%)	568 (66.0%)	166 (72.8%)	16 (24.2%)	326 (67.2%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	1,555 (64.0%)	821 (61.1%)	734 (67.5%)
	1年以内	38 (5.0%)	0 (0.0%)	38 (4.8%)	6 (0.7%)	0 (0.0%)	1 (1.5%)	18 (3.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	63 (2.6%)	57 (4.2%)	6 (0.6%)
	2年以内	89 (11.6%)	3 (15.0%)	92 (11.7%)	36 (4.2%)	23 (10.1%)	2 (3.0%)	67 (13.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	220 (9.0%)	161 (12.0%)	59 (5.4%)
3年以内	339 (44.2%)	9 (45.0%)	348 (44.2%)	526 (61.2%)	143 (62.7%)	13 (19.7%)	241 (49.7%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	1,272 (52.3%)	603 (44.9%)	669 (61.5%)	

※策定・進捗状況の異なる複数回答がある事業者については、進捗の進んでいるWSPをもとに集計した。

(例: 策定中WSPと未着手(設計済)WSPの両方を有する場合は、策定中WSPを有する事業者としてのみカウント)

設計済みのWSP: 策定作業は始めているが、作業内容はほぼ固まっている。

検討中のWSP: 作業困難な事項がある等策定作業の一部が決まっていない。着手したが作業が中断している場合も含む。

<水道水質関連調査及び簡易専用水道調査の比較>

表 1 - 1 簡易専用水道の設置状況及び検査実施状況

簡専水調査

	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成27
検査対象施設数	211,717	213,558	216,324	213,386	208,798	
検査実施施設数	168,026	167,995	165,416	163,019	163,482	166,195
受検率	79.4%	78.7%	76.5%	76.4%	78.3%	

表1-5 簡易専用水道の設置状況及び検査(平成27年度)

(都道府県) 保健所設置市、特別区を除く

(保健所設置市)

表1-5 簡易専用水道の設置状況及び検査(平成27年度)

(都道府県)		水道水質調査 (登録検査機関のみ)			簡専水調査	
	検査対象施設数	検査実施施設数	検査実施施設数	受検率(%)	検査実施施設数	
北海道	2,412	1,694	794	70.2	910	
青森県	843	767	584	91.0	826	
岩手県	949	738	722	77.8	863	
宮城県	1,771	1,196	1,186	67.5	1,536	
秋田県	637	538	535	84.5	570	
山形県	1,056	691	669	65.4	1,144	
福島県	1,925	1,289	1,289	67.0	3,040	
茨城県	3,594	2,609	2,609	72.6	2,669	
栃木県	2,048	1,301	1,186	63.5	1,225	
群馬県	1,604	1,162	1,159	72.4	1,162	
埼玉県	10,502	7,168	7,168	68.3	7,196	
千葉県	5,334	3,960	3,960	74.2	4,779	
東京都	7,089	6,809	3,728	96.1	3,956	
神奈川県	4,319	2,754	2,651	63.8	3,418	
新潟県	1,839	1,515	1,515	82.4	1,529	
富山県	590	450	417	76.3	429	
石川県	632	420	417	66.5	460	
福井県	696	566	562	81.3	596	
山梨県	1,400	845	804	60.4	1,156	
長野県	1,869	1,424	1,424	76.2	1,417	
岐阜県	1,399	1,241	1,241	88.7	1,524	
静岡県	3,790	2,836	2,827	74.8	3,432	
愛知県	5,287	3,939	3,939	74.5	4,602	
三重県	1,789	1,231	1,220	68.8	1,340	
滋賀県	1,948	1,275	1,267	65.5	1,121	
京都府	1,922	1,384	1,383	72.0	202	
大阪府	6,953	4,985	4,985	71.7	4,552	
兵庫県	4,351	3,715	3,660	85.4	3,206	
奈良県	1,275	1,487	1,313	116.6	883	
和歌山県	479	299	10	62.4	32	
鳥取県	723	622	620	86.0	794	
島根県	956	779	779	81.5	806	
岡山県	553	504	504	91.1	504	
広島県	1,446	1,145	1,145	79.2	7,548	
山口県	1,200	766	722	63.8	1,050	
徳島県	1,100	631	631	57.4	629	
香川県	861	541	535	62.8	620	
愛媛県	1,275	713	703	55.9	810	
高知県	183	46	188	25.1	1,019	
福岡県	2,504	1,494	1,415	59.7	1,787	
佐賀県	1,282	925	891	72.2	1,123	
長崎県	659	576	576	87.4	526	
熊本県	502	426	353	84.9	468	
大分県	753	604	576	80.2	576	
宮崎県	496	336	337	67.7	338	
鹿児島県	867	835	835	96.3	835	
沖縄県	2,211	1,792	1,792	81.0	1,642	
合計	97,873	73,023	67,826	74.6	80,850	

(保健所設置市)		水道水質調査 (登録検査機関のみ)			簡専水調査	
	検査対象施設数	検査実施施設数	検査実施施設数	受検率(%)	検査実施施設数	
札幌市	3,456	2,690	2,690	77.8	2,930	
仙台市	440	337	337	76.6	457	
小樽市	229	215	99	93.9	96	
旭川市	445	325	325	73.0	350	
青森市	441	342	342	77.6	382	
盛岡市	819	557	557	68.0	511	
仙台市	3,906	3,123	3,297	80.0	3,295	
秋田市	579	440	436	76.0	447	
郡山市	728	564	564	77.5	571	
いわき市	461	382	382	82.9	386	
宇都宮市	1,193	780	780	65.4	778	
前橋市	562	383	383	68.1	383	
高崎市	510	395	395	77.5	395	
さいたま市	2,962	1,940	1,940	65.5	1,929	
川越市	1,074	589	589	54.8	588	
千葉市	1,602	1,314	1,314	82.0	1,315	
船橋市	1,138	835	835	73.4	838	
柏市	574	503	503	87.6	507	
八王子市	746	646	558	86.6	511	
町田市	481	439	355	91.3	286	
横浜市	7,246	6,535	6,535	90.2	5,724	
川崎市	2,879	2,682	2,682	93.2	2,567	
相模原市	1,150	1,042	1,042	90.6	1,060	
横須賀市	516	448	448	86.8	407	
藤沢市	930	661	661	71.1	653	
新潟市	1,529	1,425	1,425	93.2	1,434	
富山県	477	421	421	88.3	421	
金沢市	490	476	476	97.1	476	
長野市	484	451	421	93.2	421	
岐阜市	409	407	407	99.5	437	
静岡市	1,534	1,338	1,338	87.2	930	
浜松市	1,102	838	838	76.0	838	
名古屋市	5,407	4,679	4,679	86.5	5,088	
豊橋市	565	380	380	67.3	464	
岡崎市	620	470	470	75.8	498	
豊田市	610	419	419	68.7	574	
四日市市	250	209	154	83.6	221	
大津市	697	532	532	76.3	428	
京都市	3,606	3,233	3,233	89.7	1,037	
大阪市	7,653	6,285	6,285	82.1	6,367	
堺市	1,256	1,034	1,034	82.3	199	
豊中市	784	655	655	83.5	569	
高槻市	293	270	270	92.2	245	
東大阪市	877	726	726	82.8	594	
神戸市	2,594	2,120	2,126	81.7	1,943	
姫路市	1,172	1,149	1,182	98.0	826	
尼崎市	924	715	715	77.4	649	
西宮市	1,329	1,187	1,187	89.3	956	
奈良市	728	446	420	61.3	430	
和歌山市	676	615	38	91.0	24	
岡山市	1,190	1,054	1,054	88.6	1,021	
倉敷市	499	453	453	90.8	453	
広島市	2,656	2,252	2,252	84.8	4,490	
呉市	420	360	360	85.7	360	
福山市	662	487	487	73.6	501	
下関市	508	335	335	65.9	16	
高松市	884	886	877	100.2	934	
松山市	1,108	632	632	57.0	634	
高知市	829	469	478	56.6	469	
北九州市	2,630	1,777	1,777	67.6	1,501	
福岡市	4,460	4,117	4,117	92.3	4,164	
大牟田市	130	123	122	94.6	124	
久留米市	394	266	266	67.5	254	
長崎市	795	676	676	85.0	671	
佐世保市	487	331	331	68.0	294	
熊本市	1,146	1,098	1,099	95.8	934	
大分市	871	782	782	89.8	758	
宮崎市	509	467	467	91.7	467	
鹿児島市	993	852	852	85.8	852	
那覇市	1,144	902	902	78.8	815	
合計	93,448	76,966	76,199	82.4	73,147	

本表は、保健所の設置市、特別区を除いた各都道府県の検査実績を示す。

※ 把握検査実施施設数及び把握受検率は、都道府県等が把握している検査を実施した施設数によるものであり、簡易専用水道検査機関による検査実績の報告により都道府県等が把握している施設以外に検査を受検している施設が存在する場合があります。

(特別区)	水道水質調査 (登録検査機関のみ)			簡専水調査	
	検査対象 施設数	検査実施 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)	検査実施 施設数
千代田区	624	576	274	92.3	343
中央区	1,421	927	425	65.2	453
港区	1,330	1,226	848	92.2	880
新宿区	1,395	445	442	31.9	665
文京区	435	350	350	80.5	395
台東区	526	448	319	85.2	366
墨田区	496	203	203	40.9	307
江東区	1,061	921	819	86.8	828
品川区	825	433	300	52.5	480
目黒区	428	348	348	81.3	308
大田区	862	813	737	94.3	789
世田谷区	905	855	794	94.5	809
渋谷区	925	739	547	79.9	538
中野区	384	275	275	71.6	259
杉並区	428	392	350	91.6	353
豊島区	669	462	325	69.1	339
北区	473	453	453	95.8	449
荒川区	315	242	222	76.8	256
板橋区	843	752	693	89.2	707
練馬区	836	702	673	84.0	641
足立区	882	813	771	92.2	825
葛飾区	676	508	508	75.1	570
江戸川区	738	610	612	82.7	638
合計	17,477	13,493	11,288	77.2	12,198

	水道水質調査 (登録検査機関のみ)			簡専水調査	
	検査対象 施設数	検査実施 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)	検査実施 施設数
都道府県	97,873	73,023	67,826	74.6	80,850
保健所 設置 市	93,448	76,966	76,199	82.4	73,147
特別区	17,477	13,493	11,288	77.2	12,198
合計	208,798	163,482	155,313	78.3	166,195
平成26年度	213,386	163,019	155,326	76.4	169,919

※特別区内のビル管理法の適用のある簡易専用水道の一部(延べ面積 10,000m²以上)については、東京都分として計上した。

※把握検査実施施設数及び把握受検率は、都道府県等が把握している検査を実施した施設数によるものであり、簡易専用水道検査機関による検査実績の報告により都道府県等が把握している施設以外に検査を受検している施設が存在する場合がある。